

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	地震 00-01 <u>R17</u>
提出年月日	<u>令和4年11月1日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（地震）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第6条 地震による損傷の防止」及び「第33条 地震による損傷の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

■: 商業機密の観点から公開できない箇所

地震00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(地震)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	10/7	12	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	11/1	10	※本別紙は地盤00-01、地震00-01統合した形式とする。
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	11/1	10	※本別紙は地盤00-01、地震00-01統合した形式とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	11/1	12	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	11/1	9	※本別紙は地盤00-01、地震00-01統合した形式とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	10/7	5	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

注) 本資料及び別紙4の主な修正点, 説明項目は以下のとおり。

- ・別紙4-1: 機能維持の設計方針について, 補足説明資料「耐震建物30 耐震設計における安全機能の整理について」の記載を踏まえ, 対象とする安全機能と, その設計方針内容を修正 (P. 339)。
- ・別紙4-3: 重要度分類の取合点に関する説明内容について, 補足説明資料「耐震建物30 耐震設計における安全機能の整理について」の記載を踏まえ, 取合点の考え方を修正 (P. 410)。
- ・別紙4-6: FEMモデルから設計用床応答曲線を作成する際の質点について明記。
- ・別紙4-7: 機器・配管系の評価フローにおける建物・構築物からの影響の流れについて適正化。
- ・別紙4-11: 二重配管の設計に用いる支持構造物の選定, 評価式及び結果等を追加。
- ・別紙4-16: 類型化の分類について, 設計プロセスにより分類したことが分かる内容を詳細に記載。
また, 類型化分類の見直しに伴い, 計算書作成の基本方針の構成を見直し。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（1 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(地震による損傷の防止) 第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。DB①、③、④、⑤</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。DB②、③、④、⑤、⑥</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請（本文）では、四、A.イ(2)にて「主要な…建物及び構築物…設置する。…洞道を設置する」程度の記載であったが、発電炉では施設区分の説明を記載していることを踏まえ、施設区分を明確化するため再処理施設の施設区分を追記。また、冒頭宣言として(1)～(7)の方針に基づき設計する旨を記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載に合わせて、耐震重要度について許可基準規則別記2及び発電炉の記載も踏まえて説明を充実した。</p> <p>【許可からの変更点】 文末表現を設計のあり方を示す表現として「～設計とする」との記載に修正。 （以下同様であり、変更点説明は省略する）</p> <p>【許可からの変更点】 設工認段階として、事業変更許可を受けた基準地震動を「基準地震動S_s」とする旨、発電炉と同様に定義を記載した。（以下同様であり、変更点説明は省略する）</p>	<p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：SA設備に関する記載 []：発電炉との差異の理由 []：許可からの変更点等 []：他条文から展開した記載</p> <p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。 なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。DB①、②、SA① また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 DB①、②、SA①</p> <p>a. 安全機能を有する施設 (a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、【DB③-1,2】それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 DB①-1,2</p> <p>(b) 耐震重要施設（(a)においてSクラスに分類する施設をいう。）は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（事業指定（変更許可）を受けた基準地震動（以下「基準地震動S_s」という。））による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。DB②-1</p>	<p>(5) 耐震構造 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、事業指定基準規則に適合するように設計する。DB①</p> <p>(i) 安全機能を有する施設の耐震設計 (a) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる構造とする。DB①-1 (b) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響の観点から、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、【DB③-1】それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。DB①-2</p> <p>【許可からの変更点】 前段の2.地盤で「耐震重要施設」を定義しており、技術基準規則への適合を示すために耐震重要施設として記載した。</p>	<p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針 (14) 安全機能を有する施設は、地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置するとともに、【DB④】地震力に十分に耐えることができる設計とする。この地震力は、地震の発生により生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する。DB④ （中略）</p> <p>1.6 耐震設計 再処理施設の耐震設計は、事業指定基準規則に適合するように、「1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。DB④</p> <p>1.6.1 安全機能を有する施設の耐震設計 1.6.1.1 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。DB④</p> <p>(2) 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。DB④</p> <p>安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業指定基準規則に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。DB③-2</p> <p>(3) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。DB②-1</p>	<p>第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。 2.1.1(1) c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。 また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を、若しくは非常用における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>2.1.1(1) b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>2.1.1(1) a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（設置（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「基準地震動S_s」という。））による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、通水機能を求められる屋外重要土木構造物はないため、記載しない。</p> <p>①(P2)から</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないこと、また耐震重要施設又は常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺に崩壊を起こすおそれのある斜面がないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p> <p>②(P9)から</p> <p>DB②-1 (P61～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（2 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ等」の指す内容は、耐震壁のせん断ひずみ、層間変形角などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、前後のつながりを考慮した構成として展開した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて設工認段階の記載として詳細化。</p> <p>【「等」の解説】 「動的機器等」とは、地震時又は地震後に要求される機能を満足するために必要な可動部を有する機器の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「動作原理等」とは、設備の振動性状、型式、構成部品の総称として示した記載であるため当該箇所では等を用いた。</p>	<p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。DB②-1,7</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S_sによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、<u>妥当な安全余裕を有する設計とする。</u> DB⑤-31</p> <p>機器・配管系については、基準地震動S_sによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、<u>塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。</u>【DB⑤-39】また、動的機器等については、<u>基準地震動S_sによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。</u>なお、動的機能が要求される機器については、<u>当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</u> DB⑤-42</p> <p>また、Sクラスの施設は、<u>事業指定（変更許可）を受けた弾性設計用地震動（以下「弾性設計用地震動S_d」という。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u> DB①-3</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、安全機能を有する施設の旨は章項目名として纏めて展開した。</p> <p>(d) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。DB②-7</p> <p>④(P19)から</p> <p>Sクラスの建物・構築物について、<u>基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し妥当な安全余裕を有することとする。</u> DB⑤-31</p> <p>⑮(P50)から</p> <p>Sクラスの機器・配管系について、<u>基準地震動による地震力との組合せにおいては、破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。</u> DB⑤-39</p> <p>⑱(P53)から</p> <p>【「等」の解説】 「既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等」とは、機能確認済加速度、設備ごとに設定する許容荷重などであり、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」又は「IV-2-1-2 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（機器・配管系）」に示すため当該箇所では等を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認段階として、事業変更許可を受けた弾性設計用地震動を「弾性設計用地震動S_d」とする旨、発電炉と同様に定義を記載した。（以下同様であり、変更点説明は省略する） また、安全機能を有する施設の旨は章項目名として纏めて展開した。</p>	<p>①(P1)から</p> <p>(3) Sクラスの安全機能を有する施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動」という。）による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。DB②-1</p> <p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ・応力等」の指す内容は、せん断ひずみ、せん断力などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>⑳(P53)から</p> <p>塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。</u> DB⑤-42</p> <p>また、Sクラスの安全機能を有する施設は、<u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u> DB①-3</p>	<p>2.1.1(1) c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構築物（屋外重要土木構築物及びその他の土木構築物）の総称とする。 また、屋外重要土木構築物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常用における海水の通水機能を求められる土木構築物をいう。</p> <p>①(P1)へ</p> <p>2.1.1(1) d. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、<u>構築物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</u></p> <p>機器・配管系については、<u>その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。</u>なお、動的機能が要求される機器については、<u>当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</u></p> <p>また、設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動S_d（以下「弾性設計用地震動S_d」いう。）による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、<u>おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（3 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「建築基準法等」とは、許容応力度の出典となる規格及び基準の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>建物・構築物については、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>	<p>Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設を有する建物・構築物については、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>		<p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、前後のつながりを考慮した構成として展開した。</p>	<p>機器・配管系については、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。DB⑤-41</p>	<p>Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系については、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。 DB⑤-41</p>		<p>機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、事業変更許可申請書(本文)では(ロ)静的地震力の項であるため、その旨を明確化した。</p>	<p>(d) Sクラスの施設については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。DB④-19</p>	<p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。DB④-19</p>		<p>2.1.1(1) e. Sクラスの施設 (f. に記載のものを除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、前後のつながりを考慮した記載を追加した。</p>	<p>また、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、【DB④-3】 水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。DB④-4</p>	<p>基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて、 DB④-3</p> <p>水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。DB④-4</p>		<p>また、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	
			<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 屋外重要土木構造物については、再処理施設では、建物・構築物に含まれ、各クラスに適用される地震力に対して要求される機能が損なわれるおそれがない設計としていることから記載しない。 津波防護施設等については、事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、重大事故等対象施設に分類される土木構造物はないため記載しない。</p>	<p>2.1.1(1) f. 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、構造物全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（4 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 水平2方向及び鉛直方向の組合せについて、事業変更許可申請書の記載に合わせてるとともに、発電炉の記載も踏まえて前段の文章へのつながりを考慮した記載を追加した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（本文）では、(1)敷地の面積及び形状にて「周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置」と記載しており、発電炉の記載も踏まえ、耐震設計の方針として記載。</p>	<p>(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。【DB①-4】当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定するものとする。DB④-7</p> <p>(f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。DB⑥-1</p> <p>(g) 耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。DB②</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、安全機能を有する施設の旨は章項目名としてまとめて展開した。</p> <p>加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。DB④-7 ⑩(P21)から</p> <p>耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。 DB⑥-1 ③⑩(P58)から</p> <p>【許可からの変更点】 「重要度分類」「重要度分類のクラス」「重要度の区分」等は図書内で「重要度」に統一した。（以下同様であり、変更点説明は省略する）</p>	<p>(4) Bクラス及びCクラスの安全機能を有する施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、Bクラスの安全機能を有する施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。DB①-4</p>	<p>2.1.1(1) g. Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、算定するものとする。 Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>2.1.1(1) h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.1(1) k. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p>	<p>②(P8)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（5 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「荷重等」の指す内容は、重大事故等対処施設の設計における考慮事項の総称として示した記載であることから、許可の記載を用いた。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、重大事故時に作用する荷重等を考慮することについて事業変更許可申請書に合わせた記載とした。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載に合わせても、基本設計方針にて各項に記載を展開した。また、SA③-1は安全機能を有する施設の設計方針を踏襲する項目に付番した。（以下同じ）</p> <p>（地震による損傷の防止） 第三十三条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。SA①、②、③、④、⑤</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。SA①、②、③、④、⑤</p>	<p>b. 重大事故等対処施設 (a) 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、【SA③-1】重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、【SA②-1】適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。SA①-1</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。SA②-2, 4, 5</p>	<p>【31条】 (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、【SA③-1】重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、【SA②-1】適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下の項目に従って耐震設計を行う。SA①-1</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。SA②-2</p> <p>(i) 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。SA②-4</p> <p>(ii) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、上記(i)以外のもの。SA②-5</p> <p>③(P18)から</p>	<p>【31条】 1. 6. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。SA①</p> <p>(1) 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。SA①</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。 SA①</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、上記 a. 以外のもの。 SA①</p>	<p>③(P6)へ</p> <p>2. 1. 1(1)a. (中略) 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>2. 1. 1(1)b. (中略) 重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。</p> <p>④(P7)へ</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。 なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p>	<p>SA③-1 (P22, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32へ)</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、技術基準規則において常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、特定重大事故等対処施設の分類がないため記載しない。 このため、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と再処理施設の常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設とを比較する。（以下同じ）</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設においては可搬型重大事故等対処設備については36条（重大事故等対処設備）にて記載。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、技術基準規則において常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、各々が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設の分類がなく該当しないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（6 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ等」の指す内容は、耐震壁のせん断ひずみ、層間変形角などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ・応力等」の指す内容は、せん断ひずみ、せん断力などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「動的機器等」とは、地震時又は地震後に要求される機能を満足するために必要な可動部を有する機器の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「動作原理等」とは、設備の振動性状、型式、構成部品の総称として示した記載であるため当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等」とは、機能確認済加速度、設備ごとに設定する許容荷重などであり、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」又は「IV-2-1-2 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（機器・配管系）」に示すため当該箇所では等を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、前後のつながりを考慮した記載を追加した。</p>	<p>③(P5)から</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。SA①-2</p> <p>建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。SA④-40</p> <p>機器・配管系については、基準地震動 S_s による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。【SA④-41】 また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。SA④-48</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動 S_s による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。SA③-7</p>	<p>【31条】</p> <p>②(P54)から</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。SA①-2</p> <p>③(P54)から</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して妥当な安全余裕を有するように設計する。SA④-40</p> <p>④(P55)から</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。SA④-41</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて設工認段階の記載として詳細化。</p> <p>(e) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。SA③-7</p> <p>⑧(P56)から</p>	<p>【31条】</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。SA⑤</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、安全機能を有する施設と章を統合するにあたり、記載表現を統一した。</p> <p>c. 動的機器は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。SA④-48</p> <p>⑨(P56)から</p>	<p>2.1.1(1)a. (中略) 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>2.1.1(1)d. (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>2.1.1(1)e. (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（7 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設特有の設計による発電炉との記載の相違であり、事業変更許可申請に記載の設計上の考慮として、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備について記載する。</p>	<p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。SA①-4</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、【SA②-8】その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。SA①-7</p>	<p>【31条】</p> <p>㉕(P55)から</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。SA①-4</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、【SA②-8】その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA①-7</p> <p>㉗(P55)から</p>	<p>【31条】</p> <p>(3) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA①</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA①</p> <p>(4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。SA①</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。SA①</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。SA①</p>	<p>2.1.1(1)b. (中略)</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>2.1.1(1)g. (中略)</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>④(P5)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（8 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書のとおり後段で記載することについて、発電炉の記載も踏まえ、冒頭宣言として記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（本文）では、(1)敷地の面積及び形状にて「周辺地盤の変状により、…重大事故等…に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置」と記載しており、発電炉の記載も踏まえ、耐震設計の方針として記載。</p>	<p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。SA⑤-1</p> <p>(f) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。SA①-8</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。SA①</p>	<p>【31条】</p> <p>③(P63)から</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。SA⑤-1</p>	<p>【31条】</p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。SA⑤</p> <p>(7) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。SA⑤</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では周辺地盤の液状化のおそれがある施設については、液状化の影響を考慮するものとし、液状化特性は敷地地盤の試験結果に基づき、ばらつき及び不確実性を考慮した上で設定する。そのため、周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した設計は行わない。</p>	<p>2.1.1(1) h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.1(1) i. 可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊等の影響を受けないように「5.1.5 環境条件等」に基づく設計とする。</p> <p>2.1.1(1) j. 緊急時対策所建屋の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所建屋」に示す。</p> <p>2.1.1(1) k. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。</p>	<p>②(P4)から</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設においては可搬型重大事故等対処設備については「36条（重大事故等対処設備）」にて記載。</p> <p>SA①-8（P62 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（9 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。 DB③-2</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書特有の記載（事業指定基準規則）を削除し、設工認段階としてより明確な表現とした。</p>	<p>1.6.1.2 耐震設計上の重要度分類</p> <p>②(P1)へ</p> <p>安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を、事業指定基準規則に基づき、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類する方針とする。DB③-2</p> <p>具体的には、平成4年12月24日付け4安（核規）第844号をもって事業の指定を受け、その後、平成9年7月29日付け9安（核規）第468号、平成14年4月18日付け平成14・04・03原第13号、平成17年9月29日付け平成17・09・13原第5号及び平成23年2月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類（以下「旧申請書」という。）における再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日原子力安全委員会決定。）に基づく耐震重要度の分類であるAクラス及びAsクラスをSクラス、Bクラス及びCクラスをそれぞれBクラス及びCクラスに置き換えるが、以下の施設については、事業指定基準規則の要求事項に照らし、当該設備に求められる安全機能の重要度に応じたクラスに分類するものとして、耐震重要度分類を見直す。</p> <p>DB◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の定量ポット、中間ポット又は脱硝装置を収納するグローブボックスは、収納した設備の点検、保守及び修理作業を行う際に核燃料物質を閉じ込める設備である。点検、保守及び修理作業の際、グローブボックス内には少量の核燃料物質が存在するが、当該グローブボックスの閉じ込め機能が喪失したとしても環境への影響がSクラス施設と比べ小さいことから、旧申請書でAクラスとしていたものをBクラスとする。また、当該グローブボックスに付随する排気系統等も同様にBクラスに見直す。DB◇</p> <p>なお、Sクラスの施設を内包するグローブボックスについては、当該Sクラス施設への波及的影響を及ぼさない設計とする。DB◇</p>	<p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>2.1.1(2)a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（10 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の換気設備排気系は，汚染のおそれのある区域からの排気を閉じ込める機能を有する設備であることから，換気設備の排気経路において，建屋排気フィルタユニットより下流の設備の信頼性を向上させるため，旧申請書ではCクラスとしていたものをSクラスとする。DB◇</p> <p>分離設備の臨界に係る計測制御系及び遮断弁並びにプルトニウム精製設備の注水槽及び注水槽の液位低警報に関しては，安全上重要な施設の区分見直しのおり，当該設備は地震時においても機能を期待するものではないことから，Aクラス又はAsクラスとしていたものをCクラスとする。DB◇</p> <p>安全保護回路及び遮蔽設備等，旧申請書において主要設備としての具体的な記載がなく，その後の設計及び工事の方法の認可申請書において耐震重要度分類を示した設備について記載を明確にする。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（11 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。DB③-3</p> <p>イ. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設DB③-6 ロ. 使用済燃料を貯蔵するための施設DB③-7 ハ. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統DB③-8 ニ. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器DB③-9 ホ. 上記ハ. 及びニ. の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設DB③-10 ヘ. 上記ハ., ニ. 及びホ. に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設DB③-11 ト. 上記イ. からヘ. の施設の機能を確保するために必要な施設DB③-12</p>	<p>Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。DB③-3</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六） 1.6.1.2(2)a.(g)に纏めて記載していた内容を発電炉の記載を踏まえ事業指定基準規則の項目に合わせた記載とした。</p>	<p>(1) 耐震重要度による分類 a. Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。DB③</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>	<p>2.1.1(2)a.(a) Sクラスの施設 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 使用済燃料を貯蔵するための施設 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 津波防護施設及び浸水防止設備 津波監視設備 	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理では、炉心冷却機能の要求が該当しないため記載しない。</p> <p>DB③-6, 7 (P12 から) DB③-8, 9, 10, 11, 12 (P13 から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

(双方の記載)
 <不一致の理由>
 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、施設として該当する設備を記載する。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（12 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。DB③-4</p> <p>イ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。）DB③-13</p> <p>ロ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設DB③-14</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。DB③-5</p>	<p>Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。DB③-4</p> <p>Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。DB③-5</p>	<p>b. Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。DB③</p> <p>c. Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。DB③</p> <p>(2) クラス別施設 上記耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。DB③</p> <p>a. Sクラスの施設</p> <p>(a) その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設DB③-6</p> <p>i. 形状寸法管理を行う設備のうち、平常運転時その破損又は機能喪失により臨界を起こすおそれのある設備。DB③</p> <p>(b) 使用済燃料を貯蔵するための施設DB③-7</p> <p>i. 使用済燃料受入れ設備の燃料取出し設備、使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵設備、燃料移送設備、燃料送出し設備のプール、ピット、移送水路、ラック、架台。DB③</p>	<p>2.1.1(2)a. (b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。） ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 ・使用済燃料を冷却するための施設 ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>2.1.1(2)a. (c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p>	<p>DB③-13 (P14 から)</p> <p>DB③-14 (P15 から)</p> <p>DB③-6, 7 (P11 ～)</p>

(双方の記載)
<不一致の理由>
技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、施設として該当する設備を記載する。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（13 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(c) <u>高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</u> DB③-8</p> <p>i. <u>高レベル廃液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>(d) <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</u> DB③-9</p> <p>i. <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>(e) <u>上記(c)及び(d)の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</u> DB③-10</p> <p>i. <u>上記(c)及び(d)のSクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル。</u> DB③</p> <p>(f) <u>上記(c), (d)及び(e)に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</u> DB③-11</p> <p>i. <u>上記(c)及び(d)のSクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>ii. <u>上記(e)のSクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>iii. <u>上記(e)のSクラスのセル等を収納する構築物の換気設備のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>(g) <u>上記(a)～(f)の施設の機能を確保するために必要な施設</u> DB③-12</p> <p>i. <u>非常用所内電源系統, 安全圧縮空気系及び安全蒸気系。</u> DB③</p> <p>ii. <u>安全冷却水系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系（以下「プール水冷却系」という。）。</u> DB③</p> <p>iii. <u>安全保護回路及び保護動作を行う機器。</u> DB③</p> <p>iv. <u>安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設。</u> DB③</p> <p>v. <u>計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち、地震後においても、その機能が継続して必要な施設。</u> DB③</p>		DB③-8, 9, 10, 11, 12 (P11～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（14 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(h) その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 固化セル移送台車。DB◇ ii. ガラス固化体貯蔵設備の収納管，通風管。DB◇ iii. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備のうち貯蔵室から排風機までの範囲。DB◇ iv. 使用済燃料貯蔵設備の補給水設備。DB◇ v. その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設は，Sクラスとするか又は検出器の故障を検知し警報を発する故障警報及び工程停止のための系統をSクラスとする。DB◇ vi. 制御建屋中央制御室換気設備。DB◇ vii. 水素掃気用の安全圧縮空気系はSクラスとする。DB◇ また，Sクラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接続されている機器は，溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため，Sクラスとする。DB◇ viii. 遮蔽設備のうち安全上重要な施設。DB◇ <p>b. Bクラスの施設</p> <p>(a) <u>放射性物質を内蔵している施設であって，Sクラスに属さない施設（ただし，内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により，その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。）</u> DB③-13</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系。DB◇ ii. 高レベル廃液を内蔵する設備のうち，溶解施設，分離施設，高レベル廃液処理設備，高レベル廃液ガラス固化設備の系統及び機器。DB◇ iii. プルトニウムを含む溶液を内蔵する設備のうち，溶解施設，分離施設，精製施設，ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の系統及び機器。DB◇ iv. ウランを内蔵する系統及び機器。DB◇ 		DB③-13 (P12 ～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（15 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>v. プルトニウムを含む粉体を内蔵する系統及び機器。DB④</p> <p>vi. 酸回収設備及び溶媒回収設備。DB④</p> <p>vii. 低レベル廃液処理設備，ただし，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等からの洗濯廃液等（以下「洗濯廃液」という。），床ドレンの一部，試薬ドレン，手洗いドレン，空調ドレンに係る設備及び海洋放出管の一部を除く。DB④</p> <p>viii. 低レベル固体廃棄物処理設備。</p> <p>ix. 分析設備。DB④</p> <p>(b) 放射性物質の放出を伴うような場合に，その外部放散を抑制するための施設でSクラスに属さない施設DB③-14</p> <p>i. Bクラスの設備を収納するセル等。DB④</p> <p>ii. Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち，塔槽類から排風機を経て弁までの範囲。DB④</p> <p>iii. Bクラスのセル等の換気設備のうち，セル等から排風機を経てダンパまでの範囲。DB④</p> <p>(c) その他の施設</p> <p>i. 放射性物質を取り扱う移送機器及び装置類。ただし，以下の設備を除く。DB④</p> <p>(i) 放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機器及び装置類。DB④</p> <p>(ii) 放射性物質の濃度が非常に低いか，又は内蔵量が非常に小さいものを取り扱う移送機器及び装置類。</p> <p>ii. 主要な遮蔽設備。DB④</p> <p>c. Cクラスの施設</p> <p>上記S，Bクラスに属さない施設。DB④</p>		DB③-14 (P12～)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（16 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(3) 耐震重要度分類上の留意事項</p> <p>a. 再処理施設の安全機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割をもつもの及び支持構造物等の間接的な施設を含めて健全性を保持する観点で、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を検討すべき設備に区分する。DB◇</p> <p>安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び波及的影響の評価については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障がないことを確認する。DB◇</p> <p>b. ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、基準地震動にて臨界安全が確保されていることの確認を行う。DB◇</p> <p>c. 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち、明らかに取扱い量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除き、下位の分類とする。DB◇</p> <p>d. ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット、中間ポット及び脱硝装置のグローブボックスは、収納するSクラスの機器へ波及的影響を及ぼさない設計とする。DB◇</p> <p>e. 分離施設の補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁、抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁、抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁、第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁、精製施設のプルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報及び注水槽は、上位の分類に属するものへ波及的影響を及ぼさない設計とする。DB◇</p> <p>f. 竜巻防護対策設備は、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（17 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。DB③-15</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。DB③-15</p>	<p>【許可からの変更点】耐震設計上の重要度分類を事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、検討用地震動についても明確化して記載した。</p>	<p>g. 溢水防護設備は、地震及び地震を起因として発生する溢水によって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>DB◇</p> <p>h. 化学薬品防護設備は、地震及び地震を起因として発生する化学薬品の漏えいによって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備（以下「化学薬品防護対象設備」という。）の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>DB◇</p> <p>i. 主排気筒及びその排気筒モニタのSクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合いは、Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の機能が喪失したとしても、Sクラスの廃ガス処理設備又は換気設備に影響を与えないようにする。DB◇</p> <p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第1.6-1表に示す。DB③-15</p>	<p>上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する建造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（18 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 重大事故等対処施設の設備分類 <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。SA②-2</u></p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 <u>重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。SA②-3</u></p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故等対処設備 <u>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。SA②-4</u></p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 <u>常設重大事故等対処設備であって、上記イ. 以外のもの。SA②-5</u></p>	<p>【31条】 ③(P5)へ</p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。SA②-2</u></p> <p>(イ) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。SA②-4</u></p> <p>(ロ) <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備常設重大事故等対処設備であって、上記(イ)以外のもの。SA②-5</u></p>	<p>【31条】</p> <p>1.6.2.2 重大事故等対処施設の設備分類 <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</u> SA◇</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 <u>重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</u> SA②-3</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 <u>常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。</u> SA◇</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 <u>常設重大事故等対処設備であって、上記a. 以外のもの。SA◇</u></p>	<p>2.1.1(2)b. 重大事故等対処施設の設備分類 <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じて設計する。</u></p> <p>2.1.1(2)b.(a) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</u></p> <p>2.1.1(2)b.(b) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>2.1.1(2)b.(c) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、規則における定義に合わせて記載する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の違いによる発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、技術基準規則において常設重大事故緩和設備の分類がなく該当しないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設においては可搬型重大事故等対処設備については「36条（重大事故等対処設備）」にて記載。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（19 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。SA②-6</p>	<p>(c) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。 DB②</p> <p style="text-align: right;">④(P2)へ</p> <p>(d) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。DB②-7</p>	<p>【31条】 上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第1.6-5表に示す。 なお、第1.6-5表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。SA②-6</p> <p>1.6.1.3 基礎地盤の支持性能 (1) 安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても、当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置する。DB◇ (2) 建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。DB◇</p>	<p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第2.1.2表に示す。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（20 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。 DB④-1, SA③-16</p> <div data-bbox="537 432 1018 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設の共通の記載としてまとめた。</p> </div>	<p>(e) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを選定することとし、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。策定した基準地震動の応答スペクトルを第5図(1)及び第5図(2)に、加速度時刻歴波形を第6図(1)～第6図(10)に示す。解放基盤表面は、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な拡がり有し、著しい風化を受けていない岩盤でS波速度がおおむね0.7km/s以上となる標高-70mとする。DB③</p> <p>また、弾性設計用地震動を以下のとおり設定する方針とする。 DB③</p> <p>(i) 地震動設定の条件 基準地震動との応答スペクトルの比率は、工学的判断として以下を考慮し、$S_s - B1 \sim B5$、$S_s - C1 \sim C4$に対して0.5、$S_s - A$に対して0.52と設定する。 DB③</p> <p>1) 基準地震動との応答スペクトルの比率は、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応し、その値は0.5程度である。DB③</p> <p>2) 弾性設計用地震動は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づく平成4年12月24日付け4安（核規）第844号をもって事業の指定を受け、その後、平成9年7月29日付け9安（核規）第468号、平成14年4月18日付け平成14・04・03原第13号、平成17年9月29日付け平成17・09・13原第5号及び平成23年2月14日付け平成22・02・19原第11号で変更の許可を受けた再処理事業指定申請書の本文及び添付書類（以下「旧申請書」という。）における基準地震動S1の応答スペクトルをおおむね下回らないようにする。DB③</p>	<p>1.6.1.4 地震力の算定方法 安全機能を有する施設の耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。DB④-1</p> <div data-bbox="1555 432 2024 600" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【31条】 1.6.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のとおり適用する。SA③-16</p> </div>	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（21 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点】 動的地震力の算定方針について、各クラス施設に適用する地震力として基本設計方針に具体的な記載を展開した。</p>	<p>(f) 地震応答解析による地震力及び静的地震力の算定方針 (g) 地震応答解析による地震力</p>	⑤(P24)へ		
		<p>以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。DB④-2</p>			
		<p>1) Sクラスの施設の地震力の算定方針</p>	⑥(P3,24)へ		
		<p>基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて、【DB④-3】水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。【DB④-4】</p>	⑦(P3,30,47)へ		
		<p>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。DB④-5</p>	⑧(P28)へ		
		<p>2) Bクラスの施設の地震力の算定方針</p>	⑨(P24)へ		
		<p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たって、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、【DB④-6】加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。DB④-7</p>	⑩(P4,30,47)へ		
	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、動的地震力の算定方針を明確化するため、基本設計方針にて記載を詳細化した。</p>	<p>3) 入力地震動の設定方針</p>	⑪(P27)へ		
		<p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を考慮し、【DB④-8】必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。DB④-9</p>			
		<p>4) 地震応答解析方法</p>	⑫(P28)へ		
		<p>地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性及び振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。【DB④-10】また、対象施設の形状及び構造特性等を踏まえたモデル化を行う。DB④-11</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（22 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、施設に応じて適用する係数を明確化として列挙した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、係数の記号を明確化として追記した。</p> <p>【「等」の解説】 「地盤の種類等」の指す内容は建物・構築物の振動特性、地盤種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数であり、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。なお、地震地域係数は地震層せん断力の算定にあたり地震層せん断力係数に乗じて考慮するものであることから、事業変更許可申請書本文及び発電炉に合わせた構成に記載を適正化した。</p>	<p>a. 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。DB④-12, 13</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。SA③-1, 2</p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。DB④-14 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 DB④-15 ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。DB④-16</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。DB④-17</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。【DB④-19】鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。DB④-20</p>	<p>(ロ) 静的地震力 以下のとおり、静的地震力を算定する方針とする。DB④-12</p> <p>【許可からの変更点】 静的地震力の算定方針について、発電炉の記載も踏まえ、対象の施設と耐震重要度に応じて算定する旨を基本設計方針の冒頭にて明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、重大事故等対処施設について引用せず直接記載して明確化した。</p> <p>1) 建物・構築物の水平地震力 水平地震力は、地震層せん断力係数に、再処理施設の耐震重要度に応じた係数（Sクラスは3.0、Bクラスは1.5及びCクラスは1.0）を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。DB④-14 ここで、地震層せん断力係数は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。DB④-16</p> <p>2) 建物・構築物の保有水平耐力 保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回るものとし、必要保有水平耐力は、地震層せん断力係数に乗じる係数を1.0、標準せん断力係数を1.0以上として算定する。DB④-17</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて、クラスに応じた必要保有水平耐力の算定方針を明確化した。</p>	<p>1.6.1.4.1 静的地震力 静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。DB④-13 耐震重要度分類に応じて定める静的地震力を第1.6-2表に示す。DB④</p> <p>【31条】 1.6.2.3.1 静的地震力 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.1 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。SA③-2</p> <p>(1) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。DB④ Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 DB④-15 ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数、地震地域係数を考慮して求められる値とする。DB④ また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。DB④ Sクラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。DB④</p>	<p>2.1.1(3)a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定する。</p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故等対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>2.1.1(3)a. (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>SA③-1 (P5 から)</p> <p>DB④-19, 20 (P23 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（23 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、係数の記号を明確化として追記した。</p> <p>【「等」の解説】 「標準せん断力係数C₀等」の指す内容は建物・構築物の振動特性、地盤種類、地震層せん断力の係数の高さ方向の分布係数であり、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(b) 機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。DB④-18</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。【DB④-19】ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。DB④-21</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C₀等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。DB④-22</p>	<p>3) 機器・配管系の地震力 機器・配管系の地震力は、建物・構築物で算定した地震層せん断力係数に再処理施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度と見なし、その水平震度と建物・構築物の鉛直震度をそれぞれ20%増しとして算定する。DB④-18</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、各クラスの静的地震力について参照先（建物・構築物）を明確化して記載した。</p> <p>4) 鉛直地震力 ⑬(P3)へ Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。【DB④-19】鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。DB④-20</p> <p>5) 標準せん断力係数の割増し係数 標準せん断力係数の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。DB④-22</p>	<p>(2) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。DB④</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。【DB④】ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。DB④-21</p> <p>上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C₀等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。DB④</p>	<p>ただし、土木建造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>2.1.1(3)a.(b) 機器・配管系 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C₀等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 土木建造物については、再処理施設では、建物・構築物に含まれ、(3) a. (a) 建物・構築物に記載する各クラスに対する地震力を適用する。</p> <p>DB④-19, 20 (P22へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（24 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>b. 動的地震力 <u>安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</u> DB④-2, 3, 23</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。 DB④-6, 26</p>	<p>以下のとおり、地震応答解析による地震力を算定する方針とする。 DB④-2</p> <p>⑤(P21)から</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動から定まる入力地震動を用いて、 DB④-3</p> <p>⑥(P21)から</p> <p>【許可からの変更点】 3次元応答性状、水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設の記載統合にあたり、発電炉の記載も踏まえ、対象の施設を明確化するとともに、各クラスの段落から末尾へ移行し、統一した記載としてまとめた。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設の影響検討に当たっては、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定まる入力地震動を用いることとし、 DB④-6</p> <p>⑨(P21)から</p>	<p>1.6.1.4.2 動的地震力 Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、【DB④-23】建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、【DB④-24】水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 DB④-25</p> <p>Bクラスの施設のうち支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を入力として、【DB④-26】建物・構築物の三次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮し、【DB④-27】水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 DB④-28</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平2方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備に対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。 DB④-29</p> <p>耐震重要度分類に応じて定める動的地震力を第1.6-3表に示す。 DB④◇</p> <p>弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。 DB④◇</p>	<p>2.1.1(3)b. 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動S_sによる地震力を適用する。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 屋外重要土木構造物については、再処理施設では、建物・構築物に含まれ、各クラス及び機能に応じた地震力を適用することから記載しない。 津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>DB④-24, 25, 27, 28, 29 (P26 ~)</p> <p>DB④-26 (P27 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（25 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ここで、基準地震動に乗じる係数は、工学的判断として、再処理施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率に対応する値とする。さらに、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」を踏まえ、弾性設計用地震動については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」に基づく基準地震動S1が設計上果たしてきた役割を一部担うものであることとされていることから、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動S_{s-A}に乗じる係数は、旧申請書における再処理施設の基準地震動S1の応答スペクトルを下回らないよう配慮した値とする。DB◇</p> <p>具体的には、工学的判断により、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち基準地震動S_{s-B1}～B5及び震源を特定せず策定する地震動のうち基準地震動S_{s-C1}～C4に対して係数0.5を乗じた地震動、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち基準地震動S_{s-A}に対しては、基準地震動S1を上回るよう係数0.52を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。DB◇</p> <p>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに同じ値を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。DB◇</p> <p>弾性設計用地震動の最大加速度を第1.6-4表に、応答スペクトルを第1.6-1図(1)～第1.6-1図(5)に、弾性設計用地震動の加速度時刻歴波形を第1.6-2図(1)～第1.6-2図(10)に、弾性設計用地震動と基準地震動S1の応答スペクトルの比較を第1.6-3図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.6-4図(1)～第1.6-4図(4)に示す。DB◇</p> <p>弾性設計用地震動S_{d-A}及びS_{d-B1}～B5の年超過確率はおおむね10^{-3}～10^{-4}程度、S_{d-C1}～C4の年超過確率はおおむね10^{-3}～10^{-5}程度である。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（26 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合性による発電炉との記載の相違であり、再処理施設特有の設計上の考慮として、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設について記載する。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.4.2(1)入力地震動にて「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な記載に修正。</p> <p>【許可からの変更点】 3次元応答性状、水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設の記載統合にあたり、発電炉の記載も踏まえ、各クラスの段落から末尾へ移行し、より詳細な記載としてまとめた。</p>	<p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S_sによる地震力を適用する。 SA③-3</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。 SA①-5、③-4</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。SA③-5</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。SA③-6</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。DB④-33, SA③-1</p> <p>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。 DB④-24, 25, 27, 28, 29, SA③-1</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて重大事故等対処施設について引用せず直接記載して明確化した。</p> <p>【31条】 なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。SA①-5 ②⑥(P55)から</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて、発電炉の記載も踏まえ、共振のおそれのあるBクラス施設と同一とすることが分かるよう基本設計方針の記載を統一した。</p> <p>【「等」の解説】 「加振試験等」とは、要求機能及び構造健全性が維持されることの確認にあたり実施する解析などの総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>【31条】 1.6.2.3.2 動的地震力 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す基準地震動による地震力を適用する。 SA③-3</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「1.6.1.4.2 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。SA③-4</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。SA③-5</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。SA③-6</p>	<p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S_sによる地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動S_sによる地震力を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.1.1(3)b.(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 (中略) 原子炉建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、重大事故等対象施設に分類される土木構造物はないため記載しない。</p> <p>DB④-33 (P27 から) SA③-1 (P5 から)</p> <p>DB④-24, 25, 27, 28, 29 (P24 から)</p> <p>⑥(P30)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（27 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備を設置することによる地下水位の低下状態を踏まえて評価することを明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「地質・速度構造等」とは、地震力の算定に用いる地盤条件である密度、せん断弾性係数、ポアソン比などを示した記載であり、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」で明確にするため当該箇所では等を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では1.6.1.4.2 動的地震力にて2分の1 S_dを記載しているが、発電炉の記載も踏まえ、入力地震動の作成においても用いることを明確化した。</p>	<p>(a) 入力地震動 地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 DB④-30, SA③-1</p> <p>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7 km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。DB④-31, SA③-1 基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d は、解放基盤表面で定義する。 DB④-32, SA③-1</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮し【DB④-8】た上で、必要に応じて2次元 FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 DB④-9, 33, SA③-1</p> <p>地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 DB④-33, SA③-1</p> <p>また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 DB④-34, SA③-1</p> <p>Bクラスの施設及びBクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものを用いる。DB④-26, SA③-1</p>	<p>①(P21)から</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動について、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を考慮し、【DB④-8】必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。DB④-9</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な記載に修正。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備を設置することによる地下水位の低下状態を踏まえて評価することを明確化した。</p>	<p>(i) 入力地震動 地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 DB④-30</p> <p>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7 km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。DB④-31 基準地震動は、解放基盤表面で定義する。DB④-32</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮して作成したものとするとともに、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。DB④-33</p> <p>また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。 DB④-34</p>	<p>2.1.1(3)b.(a) 入力地震動 原子炉建屋設置位置付近は、地盤調査の結果、新第三系鮮新統～第四系下部更新統の久米層が分布し、EL.-370 m 以上ではS波速度が0.7 km/s以上で著しい高低差がなく広がりをもって分布していることが確認されている。したがって、EL.-370 m の位置を解放基盤表面として設定する。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元 FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震Bクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震Bクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものを用いる。</p>	<p>SA③-1 (P5 から)</p> <p>DB④-33 (P26, 29 ~)</p> <p>⑤(P28)へ</p> <p>DB④-26 (P24 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（28 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「振動特性等」とは、地震応答解析に当たり考慮する施設の特徴の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。【DB④-10】動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。DB④-35, SA③-1</p>	<p>⑫(P21)から 地震応答解析方法については、対象施設の形状、構造特性及び振動特性等を踏まえ、解析手法の適用性及び適用限界を考慮のうえ、解析方法を選定するとともに、調査に基づく解析条件を設定する。DB④-10</p>	<p>(2) 動的解析法 a. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。DB④-35</p>	<p>2.1.1(3)b.(b) 地震応答解析 イ. 動的解析法 (イ) 建物・構築物 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。 動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。</p>	<p>備考</p>
<p>【「等」の解説】 「適用限界等」とは、解析手法の選定に当たり考慮する適用性の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。DB④-35, SA③-1</p>	<p>また、対象施設の形状及び構造特性等を踏まえたモデル化を行う。DB④-11</p>	<p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。DB④-36</p>	<p>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p>	<p>SA③-1 (P5 から) DB④-35 (P30, 31 へ)</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、「原則として、時刻歴応答解析法」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より具体的な記載を追記。</p>	<p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。DB④-11, 36, SA③-1</p>	<p>なお、建物・構築物と地盤との相互作用、埋込み効果及び周辺地盤の非線形性について必要に応じて考慮する。DB④-5</p>	<p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、弾性波試験によるものを用いる。DB④-37</p>	<p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p>	
<p>【「等」の解説】 「3次元応答性状等」とは、周波数応答解析法を用いる線形解析による3次元応答性状、シミュレーション解析などの評価の総称として示した記載であるため当該箇所では等を用いた。</p>	<p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。DB④-5, 37, SA③-1</p>	<p>⑧(P21)から 【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、動的地震力の算定方針を明確化するため、基本設計方針にて記載を詳細化した。</p>	<p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。DB④-38</p>	<p>2.1.1(3)b.(a) (中略) 地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。</p>	<p>⑤(P27)から</p>
<p>【「等」の解説】 「地盤の剛性等」とは、地盤ばねの設定に当たり考慮する施設及びその周辺地盤の特性の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。DB④-38, SA③-1</p>			<p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。DB④-38</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（29 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.6.1にて「間接支持構造物…は…適用する地震力に対して…設計する」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な内容として記載を充実。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.4.2(1)入力地震動にて「解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な内容として記載を充実。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.4.2(2)にて「対象施設の…適切な解析法を選定」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な内容として記載を充実。</p>	<p>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 DB④-39, SA③-1</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。DB④-39, SA③-1</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。 DB④-33, SA③-1</p> <p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。DB④-35, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「実験等」とは、弾塑性挙動の設定にあたり参照する知見の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。DB④-39</p>	<p>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p>	<p>SA③-1（P5 から）</p> <p>DB④-33（P27 から）</p> <p>DB④-35（P28 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（30 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.4.2(2)a.にて「対象施設の…振動特性等を踏まえ…適切な解析法を選定」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な内容として記載を充実。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、「構築物」と記載していたが、再処理施設の施設区分に合わせて「建物・構築物」と記載。</p>	<p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。 DB④-35, SA③-1</p> <p>建物・構築物のうち土木建造物の動的解析に当たっては、構築物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構築物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構築物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構築物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構築物の非線形性を考慮して適切に設定する。 DB④-40, SA③-1</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 DB④-4, 7, SA③-1, 7</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、具体的な施設として「洞道」と記載していたが、再処理施設の施設区分及び発電炉の記載も踏まえ、「土木建造物」、「構築物」と記載した。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。 DB④-4 ⑦(P21)から</p> <p>加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。DB④-7 ⑩(P21)から</p> <p>【31条】</p> <p>(e) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。SA③-7 ⑳(P56)から</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、全応力解析を実施するとともに、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合には有効応力解析を実施する。 有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地地盤の試験結果に基づき、ばらつき及び不確実性を考慮した上で保守性を考慮して設定するため、周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した設計は行わない。 また、非液状化の条件については全応力解析にて実施していることから記載しない。</p> <p>構築物のうち洞道の動的解析に当たっては、洞道と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び洞道の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、洞道と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。洞道の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と洞道の非線形性を考慮して適切に設定する。 DB④-40</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、動的地震力の算定方針を明確化するため、基本設計方針にて記載を詳細化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに発電炉の記載も踏まえ、基本設計方針にて組合せの方針の詳細化に併せて安全機能を有する施設と章項目を統一した。</p>	<p>建物・構築物への地盤変位に対する保守的な配慮として、地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響を考慮する場合は、原地盤よりも十分に小さい液状化強度特性（敷地に存在しない豊浦標準砂に基づく液状化強度特性）を設定する。 建物・構築物及び機器・配管系への加速度応答に対する保守的な配慮として、地盤の非液状化の影響を考慮する場合は、原地盤において非液状化の条件（最も液状化強度が大きい場合に相当）を仮定した解析を実施する。</p> <p>原子炉建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木建造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木建造物の動的解析は、構築物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構築物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p>	<p>⑥(P26)へ</p> <p>DB④-35 (P28 から) SA③-1 (P5 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（31 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 動的解析における考慮事項を追記。</p>	<p>ロ、 機器・配管系 動的解析による地震力の算定にあたっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。DB④-41, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「適用限界等」とは、地震応答解析手法の適用方法、適用の妥当性の総称として示した記載であるため当該箇所では等を用いた。</p>	<p>b. 機器・配管系</p>	<p>(ロ) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定にあたっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p>	<p>SA③-1 (P5 から)</p>
<p>【「等」の解説】 「剛性等」とは、縦弾性係数、密度などの総称として示した記載であるため当該箇所では等を用いた。</p>	<p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 DB④-41, SA③-1</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書における内容について、発電炉の記載も踏まえて設工認段階の記載として詳細化。</p>	<p>機器については、その形状を考慮して、1質点系又は多質点系モデルに置換し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。DB④-41</p>	<p>機器の解析にあたっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p>	
<p>【「等」の解説】 「試験等」とは、解析条件の設定にあたり参照する試験結果の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 DB④-41, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「有限要素モデル等」とは、質点系モデル、シェルモデルなどの解析モデルの例として示した記載であり、「IV-2-1-2 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（機器・配管系）」に示すため当該箇所では等を用いた。</p>		<p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p>	
<p>【「等」の解説】 「形状、構造特性等」とは、解析対象設備の解析条件の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 DB④-42, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「地盤物性等」とは、設計上ばらつきを考慮する材料物性の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いた応答スペクトル・モーダル解析法により応答を求める。 DB④-42</p>	<p>配管系については、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.4.2(2)b.の補足として、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合の考慮事項を追記。</p>	<p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択にあたっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。DB④-41, 42, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「すべり等」とは、非線形現象の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>		<p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択にあたっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.4.2(2)b.の補足として、スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合の考慮事項を追記。</p>	<p>また、設備の3次元的な広がりやを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。DB④-42, SA③-1</p>	<p>【「等」の解説】 「時刻歴応答解析法を用いる等」とは、時刻歴応答解析法、スペクトルモーダル解析法の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>		<p>また、設備の3次元的な広がりやを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p>	
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.4.2(2)b.の補足として、スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合の考慮事項を追記。</p>					
<p>【「等」の解説】 「対象設備の振動特性・構造特性等」とは、支持架構を含めた機器・配管系の解析にあたって考慮する条件の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（32 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「構造等」とは、減衰定数の設定にあたり考慮する施設の特徴の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「試験等」とは、設計用減衰定数の設定にあたり参照する知見の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「既設施設の地震観測記録等」とは、鉄筋コンクリートの減衰定数の妥当性を検討する際に参照するデータの総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 DB④-43, SA③-1</p> <p>c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。 DB④-44, SA③-1</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 DB④-44, SA③-1</p> <p>また、地盤と土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。 DB④-44, SA③-1</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、1.6.1.4.2(2)動的解析法にて「既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮」程度の記載であったが、発電炉の記載も踏まえ、より詳細な記載を追記。</p>	<p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。 DB④-43</p> <p>動的解析に用いる減衰定数は、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。 DB④-44</p>	<p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>	<p>SA③-1（P5から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（33 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 耐震設計において機能維持が必要な機能を記載するとともに、記載した各機能が、構造強度の確保により機能を維持するもの又は施設の特性に応じて構造強度のほかに評価項目を追加するものどちらに該当するか明確化した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 安全機能の維持に当たっての許容限界の設定方針として、当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価することを明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「・・・機能等」とは、安全機能を有する施設の安全機能又は重大事故等に対処するために必要な機能のうち代表的な機能を記載し、全ての機能について記載したものでないことから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 DB⑤-1, 2, 37, SA④-1 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の種類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 DB⑤-1, 2, 37, SA④-1</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。DB⑤-3, SA④-2</p> <p>(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。DB⑤-4</p>	<p>(g) 荷重の組合せと許容限界の設定方針</p> <p>(イ) 建物・構築物 以下のとおり、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。DB⑤-2</p> <p>以下のとおり、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。DB⑤-37</p> <p>⑰(P53)から</p> <p>【許可からの変更点】 事業許可変更申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえて、基本設計方針にて荷重の組合せと許容限界の章を分けて詳細化した。</p>	<p>1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界</p> <p>安全機能を有する施設に適用する荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。DB⑤-1</p> <p>1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。DB⑤-3</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。DB⑤-4</p> <p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、運転時の異常な過渡変化時に建物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>2.1.1(4)a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>2.1.1(4)a.(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p>	<p>備考</p> <p>SA④-1, 2 (P35 から)</p> <p>⑦(P35)へ</p> <p>⑧(P35)へ</p> <p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時に建物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（34 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。DB⑤-5</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。DB⑤-6</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。DB⑤-7</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。DB⑤-8</p>		<p>b. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪，風）。DB⑤-5</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。DB⑤-6</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。DB⑤-7</p> <p>c. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。DB⑤-8</p>	<p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪）</p> <p>ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p>	<p>⑨(P35)へ</p> <p>⑩(P35)へ</p> <p>⑪(P36)へ</p> <p>⑫(P36)へ</p> <p>⑬(P36)へ</p> <p>⑭(P36)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（35 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。SA④-3</p> <p>(ロ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。SA④-4</p> <p>(ハ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪、風）。SA④-5</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて重大事故等対処施設について引用せず直接記載して明確化した。</p>	<p>【31条】</p> <p>1.6.2.4 荷重の組み合わせと許容限界 重大事故等対処施設に適用する荷重の組み合わせと許容限界は、以下によるものとする。SA④-1</p> <p>1.6.2.4.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。SA④-2</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。SA④-3</p> <p>b. 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。SA④-4</p> <p>c. 設計用自然条件 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. 設計用自然条件」を適用する。SA④-5</p>	<p>2.1.1(4)a.(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>⑦(P33)から</p> <p>2.1.1(4)a.(a) 建物・構築物 イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の状態条件下におかれている状態</p> <p>⑧(P33)から</p> <p>2.1.1(4)a.(a) 建物・構築物 ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>⑩(P34)から</p> <p>2.1.1(4)a.(a) 建物・構築物 ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪）</p> <p>⑨(P34)から</p>	<p>SA④-1,2 (P33～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（36 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。SA④-6</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。SA④-7</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であつて、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。SA④-8</p> <p>(ニ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。SA④-9</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて重大事故等対処施設について引用せず基本設計方針に直接記載して明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて重大事故等対処施設について引用せず基本設計方針に直接記載して明確化した。</p>	<p>【31条】</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「a. 運転時の状態」を適用する。SA④-6</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。SA④-7</p> <p>c. 設計基準事故時の状態 「1.6.1.5.1 耐震設計上考慮する状態」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 設計基準事故時の状態」を適用する。SA④-8</p> <p>d. 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。SA④-9</p>	<p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。</p> <p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であつて運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であつて、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪）</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p>	<p>⑪(P34)から</p> <p>⑫(P34)から</p> <p>⑬(P34)から</p> <p>⑭(P34)から</p> <p>⑮(P46)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（37 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、地震力と組み合わせる荷重の種類を意図して記載していたが、発電炉の記載も踏まえて地震力を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、地震力と組み合わせる荷重の種類を意図して記載していたが、発電炉の記載も踏まえて地震力を明確化した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、建物・構築物の構成を踏まえた内容である事業変更許可申請書に合わせた記載とした。</p>	<p>b. 荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 DB⑤-9</p> <p>(ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-10</p> <p>(ハ) 地震力、積雪荷重及び風荷重 DB⑤-11</p> <p>ただし、運転時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。DB⑤-12</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-13</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-14</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-15</p> <p>(ニ) 地震力 DB⑤-17</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。DB⑤-16</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、重大事故等対処施設側の記載と表現を統一した。</p> <p>【「等」の解説】 「自重等」とは、保温材、内部流体重量など、死荷重の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>1.6.1.5.2 荷重の種類</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 DB⑤-9</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-10</p> <p>c. 積雪荷重及び風荷重 DB⑤-11</p> <p>ただし、運転時の荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。DB⑤-12</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-13</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-14</p> <p>c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 DB⑤-15</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。DB⑤-16</p>	<p>2.1.1(4)b. 荷重の種類 ⑩(P38)へ</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 ⑪(P38)へ</p> <p>ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ⑫(P38)へ</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ⑬(P38)へ</p> <p>ニ. 地震力、風荷重、積雪荷重 ⑭(P38)へ</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ⑮(P38)へ</p> <p>ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ⑯(P38)へ</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ⑰(P38)へ</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ⑱(P38)へ</p> <p>ニ. 地震力 ⑲(P38)へ 風荷重、積雪荷重 ⑳(P46)へ</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、風荷重及び積雪荷重以外に建物・構築物に影響する通常の気象条件による荷重はないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時に建物・構築物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>DB⑤-17 (P39 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（38 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、地震力と組み合わせる荷重の種類を意図して記載していたが、発電炉の記載も踏まえて地震力を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、地震力と組み合わせる荷重の種類を意図して記載していたが、発電炉の記載も踏まえて地震力を明確化した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、建物・構築物の構成を踏まえた内容である事業変更許可申請書に合わせた記載とした。</p>	<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 SA④-10</p> <p>(ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重 SA④-11</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 SA④-12</p> <p>(ニ) 地震力、積雪荷重及び風荷重 SA④-13</p> <p>ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。SA④-14</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重 SA④-15</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 SA④-16</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 SA④-17</p> <p>(ニ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 SA④-18</p> <p>(ホ) 地震力 SA④-20</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。SA④-19</p>	<p>【「等」の解説】 「自重等」とは、保温材、内部流体重量など、死荷重の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>【31条】 1.6.2.4.2 荷重の種類 (1) 建物・構築物</p> <p>a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 SA④-10</p> <p>b. 運転時の状態で施設に作用する荷重 SA④-11</p> <p>c. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 SA④-12</p> <p>d. 積雪荷重及び風荷重 SA④-13</p> <p>ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。SA④-14</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 運転時の状態で施設に作用する荷重 SA④-15</p> <p>b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 SA④-16</p> <p>c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 SA④-17</p> <p>d. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 SA④-18</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。SA④-19</p>	<p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。 ⑯(P37)から</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 ⑰(P37)から</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ⑱(P37)から</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ⑳(P37)から</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 ニ. 地震力、風荷重、積雪荷重 ㉑(P37)から</p> <p>2.1.1(4)b.(a) 建物・構築物 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。 ㉒(P37)から</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。 ㉓(P37)から</p> <p>(b) 機器・配管系 イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ㉔(P37)から</p> <p>(b) 機器・配管系 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ㉕(P37)から</p> <p>(b) 機器・配管系 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ㉖(P37)から</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 機器・配管系 ニ. 地震力 ㉗(P37)から</p>	<p>SA④-20 (P41 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（39 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、地震力と組み合わせる土圧及び水圧について事業変更許可申請書に合わせて記載。</p>	<p>c. 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 DB⑤-17, SA④-20</p> <p>(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。 DB⑤-18, 19</p> <p>(ロ) Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S_s以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 DB⑤-18, 20</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S_sによる地震力又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。 DB⑤-21</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえ、基本設計方針にて考慮する荷重の明確化として追記。</p> <p>1) 荷重の組合せ 常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。 DB⑤-18</p> <p>【許可からの変更点】 荷重の組合せについて、重大事故等対処施設も含めた構成とするにあたり、図書内の記載を統一し、地震力と他の荷重の記載順を修正。</p>	<p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。 DB⑤-17</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。 DB⑤-19</p> <p>Sクラス、Bクラス及びCクラス施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重とする。 DB⑤-20</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力又は弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。 DB⑤-21</p>	<p>2.1.1(4)c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>2.1.1(4)c. (a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。） ⑳(P41)へ</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ㉑(P42)から</p> <p>2.1.1(4)c. 荷重の組合せ（中略） ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物（中略）については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 *1, *2</p>	<p>DB⑤-17 (P37 ~) SA④-20 (P41 から)</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、運転時の異常な過渡変化時に建物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時に建物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>DB⑤-21 (P48 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（40 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動S_sによる地震力、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 DB⑤-22, 38</p> <p>(ロ) Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 DB⑤-23, 38</p> <p>(ハ) Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 DB⑤-24, 38</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 DB⑤-25</p>	<p>運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。 DB⑤-38</p> <p>⑱(P53)から</p> <p>【許可からの変更点】 荷重の組合せについて、重大事故等対処施設も含めた構成とするにあたり、図書内の記載の統一のため、地震力と他の荷重の記載順を修正。</p>	<p>(2) 機器・配管系</p> <p>Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重とする。 DB⑤-22</p> <p>Bクラスの機器・配管系について、共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。 DB⑤-23</p> <p>Cクラスの機器・配管系について、静的地震力と組み合わせる荷重は、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重とする。 DB⑤-24</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 DB⑤-25</p>	<p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系 イ. Sクラスの機器・配管系(中略)については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系 ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。</p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系((c)に記載のものを除く。) (中略) ヘ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>⑳(P43)から</p> <p>㉑(P43)から</p> <p>㉒(P46)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（41 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。SA④-21, 22</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。SA④-21, 23</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。SA④-24</p>	<p>【31条】</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重，運転時の状態で施設に作用する荷重，重大事故等時に生じる荷重，積雪荷重及び風荷重と地震力を組み合わせる。SA④-21</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに，基本設計方針にて各状態で施設に作用する荷重として明確化した。</p> <p>【「等」の解説】 「年超過確率の積等」とは，事故事象と地震力の組合せの設定にあたり考慮する事項の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>【31条】</p> <p>1.6.2.4.3 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは以下による。SA④-20</p> <p>(1) 建物・構築物 a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。SA④-22</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。SA④-23</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重，積載荷重，土圧及び水圧），積雪荷重，風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。SA④-24</p>	<p>2.1.1(4)c.(a).イ (中略)</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>ニ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>	<p>SA④-20 (P38, 39 ~)</p> <p>㊸(P39)から</p> <p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり，再処理施設では，運転時の異常な過渡変化時に建物に影響する荷重は発生しないことから，設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（42 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(二) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。SA④-25</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S_sによる地震力又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。SA④-26</p>		<p>【31条】</p> <p>d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。SA④-25</p> <p>なお、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。SA④-26</p>	<p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。</p> <p>また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>*1 Sクラスの建物・構築物の設計基準事故の状態に施設に作用する荷重については、(b) 機器・配管系の考え方に沿った下記の2つの考え方に基づき検討した結果として後者を踏まえ、施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせることとしている。この考え方は、J E A G 4 6 0 1における建物・構築物の荷重の組合せの記載とも整合している。</p> <p>・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせることを考慮する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。</p> <p>⑳(P39)へ</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時に建物に影響する荷重は発生しないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p> <p>SA④-26 (P48 へ)</p>

(当社の記載)
<不一致の理由>
事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、地震力と組み合わせる土圧及び水圧について事業変更許可申請書に合わせて記載。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（43 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 *2 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせる。</p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。</p>
				<p>イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p>③⑩(P40,44)へ</p>
				<p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。</p>	<p>③⑪(P40,47)へ</p>
				<p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p>	<p>③⑫(P44)へ</p>
				<p>ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。*3</p>	<p>③⑬(P47)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（44 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。SA④-27</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。SA④-28, 29</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力と組み合わせる。SA④-30</p>	<p>【31条】</p> <p>機器・配管系については、<u>運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重及び重大事故等時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。</u> SA④-28</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、基本設計方針にて各状態で施設に作用する荷重として明確化した。</p>	<p>【31条】</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</u> SA④-27</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</u> SA④-29</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</u> SA④-30</p>	<p>2.1.1(4)c.(b).イ.(中略)</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。） (中略)</p> <p>ハ、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</u></p> <p>ホ、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。</u> この組合せについては、<u>事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</u></p>	<p>③(P43)から</p> <p>③(P43)から</p> <p>③(P49)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（45 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				<p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）との組合せについては、以下を基本設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。</p> <p>また、その際に用いる荷重の継続時間に係る復旧等の対応について、保安規定に定める。保安規定に定める対応としては、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設システムの復旧手段、及び、あらかじめ確保した部材を用いた仮設システムの構築手段について、手順を整備するとともに、社内外から支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（46 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(二) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。SA④-31</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。SA④-32</p>		<p>【31条】</p> <p>d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。SA④-31</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。SA④-32</p>	<p>へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と動的な地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>*3 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、CCV規格を踏まえ、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>2.1.1(4)a.(b) 機器・配管系 (中略) ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件 (風, 積雪)</p> <p>2.1.1(4)b.(b) 機器・配管系 ニ. (中略) 風荷重, 積雪荷重</p> <p>2.1.1(4)c.(c) 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 イ. 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。 ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>上記(c)イ., ロ.については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動S_sによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。</p>	<p>③⑥(P40)へ</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、該当する施設がないため記載しない。</p> <p>⑮(P36)から</p> <p>⑳(P37)から</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合性による発電炉との記載の相違であり、津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（47 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、発電炉では許可時の記載を設工認添付書類へ展開しているが、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・建築物の荷重の組合せについて明確化するため記載。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえて、水平2方向と鉛直方向の地震力の組合せについて荷重の組合せとしても留意することを明確化して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、対象の施設を明確化して記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、発電炉では許可時の記載を設工認添付書類へ展開しているが、屋外に設置される施設の荷重の組合せとしては建物・構築物と同様に積雪、風荷重を考慮することを明確化するため記載。</p>	<p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. <u>安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</u> DB⑤-26</p> <p>ロ. <u>安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u> DB⑤-27</p> <p>ハ. <u>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。</u> DB④-4, 7, SA③-7</p> <p>ニ. <u>積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</u> DB⑤-28, SA④-34</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、対象の施設を明確化して記載した。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。 DB④-4 ⑦(P21)から</p> <p>加えてSクラスと同様に、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせ、地震力を算定する。DB④-7 ⑩(P21)から</p> <p>【31条】</p> <p>(e) <u>重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。</u> SA③-7 ⑳(P56)から</p>	<p>1.6.1.5.3 荷重の組合せ (3) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>a. ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。 DB⑤</p> <p>b. <u>耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</u> DB⑤-26</p> <p>c. <u>機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時（以下「事故等」という。）に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u> DB⑤-27</p> <p>d. <u>積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</u> DB⑤-28</p>	<p>2.1.1(4)c.(d) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系（中略）</p> <p>ロ. <u>Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>2.1.1(4)c.(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）（中略）</p> <p>ニ. <u>Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u></p> <p>動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p>	<p>⑳(P43)から</p> <p>㉑(P43)から</p> <p>SA④-34 (P48から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（48 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、対象の施設を明確化して記載した。</p> <p>【許可からの変更点】 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備の設置による地下水位の低下を考慮することを明確化した。</p>	<p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。DB⑤-29, SA④-35</p> <p>ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。DB⑤-21, SA④-26</p> <p>ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。SA④-33</p>	<p>（当社の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、発電炉では許可時の記載を設工認添付書類へ展開しているが、屋外に設置される施設の荷重の組合せとしては建物・構築物と同様に積雪、風荷重を考慮することを明確化するため記載。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備の設置による地下水位の低下を考慮することを明確化した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、発電炉では許可時の記載を設工認添付書類へ展開しているが、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物等の荷重の組合せについて明確化するため記載。</p>	<p>e. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。DB⑤-29</p> <p>【31条】 (3) 荷重の組合せ上の留意事項 a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。SA④◇</p> <p>b. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧）、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。SA④-33</p> <p>c. 積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組み合わせを考慮する。SA④-34</p> <p>d. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組み合わせを考慮する。SA④-35</p>	<p>DB⑤-21 (P39 から) SA④-26 (P42 から)</p> <p>SA④-34 (P47 ~)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（49 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「年超過確率の積等」とは、事故事象と地震力の組合せの設定にあたり考慮する事項の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。SA④-30</p> <p>リ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。SA④-36</p>	<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設に係る荷重の組合せについて記載。</p>	<p>【31条】</p> <p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。SA④-30</p> <p>⑭(P44)から</p> <p>e. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重の組み合わせにおける、地震によって引き起こされるおそれがある事象又は地震によって引き起こされるおそれがない事象については、「第 1.7.18-1 表 主要な重大事故等対処設備の設備分類」の重大事故等の要因事象に示す。SA④</p> <p>f. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重は、「1.7.18 重大事故等対処施設に関する設計」の「(3) 環境条件等」の「a. 環境条件」の「(c) 重大事故等時における環境条件」に示す条件を考慮する。SA④</p> <p>g. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。SA④-36</p>	<p>2.1.1(4)c.(b) (中略)</p> <p>ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。</p> <p>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p>	<p>⑭(P44)から</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（50 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「試験等」とは、許容限界の設定にあたり参照する規格・基準などの総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p>	<p>d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせさせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。DB⑤-30, SA④-37</p>	<p>(g) 荷重の組合せと許容限界の設定方針 (1) 建物・構築物 2) 許容限界</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書添付書類六 1.6.2.4.4 許容限界の記載（応力以外の許容限界もあるため許容応力→値に適正化）と統合し、発電炉に合わせた構成に修正。</p>	<p>1.6.1.5.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせさせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。DB⑤-30</p>	<p>2.1.1(4)d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせさせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p>	<p>SA④-37（P54 から）</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、許容限界の記載の詳細化に合わせて、章項目名として展開した。</p>	<p>(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物</p>	<p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ等」の指す内容は、耐震壁のせん断ひずみ、層間変形角などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. Sクラスの建物・構築物</p>	<p>2.1.1(4)d.(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>2.1.1(4)d.(a)イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（へ.に記載のものを除く。）</p>	
<p>【「等」の解説】 「せん断ひずみ・応力等」の指す内容は、せん断ひずみ、せん断力などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(イ) Sクラスの建物・構築物（土木建造物を除く。）</p> <p>i. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物については、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を有することとする。 DB⑤-31</p>	<p>⑮(P2)へ</p> <p>Sクラスの建物・構築物について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し適切な安全余裕を有することとする。 DB⑤-31</p>	<p>(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を持たせることとする。 DB⑤</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)イ.(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。</p>	<p>⑰(P54)へ</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて、基本設計方針にて許容限界として耐力側の表現に統一した。</p>	<p>ii. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>	<p>⑯(P3)へ</p> <p>Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>	<p>DB⑤</p> <p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。DB⑤-33</p>	<p>また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p>	<p>DB⑤-31（P52 へ）</p>
<p>【「等」の解説】 「既往の実験式等」とは、終局耐力に関する許容限界の設定にあたり参照する知見の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。DB⑤-32, 33</p>	<p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力が漸次増大し、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大荷重負荷とする。DB⑤-32</p>	<p>なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。DB⑤-33</p>	<p>また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉その記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、長時間施設に作用する事故時荷重はないため記載しない。</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、基本設計方針にて許容限界の記載の詳細化に合わせて、各クラスの項目へ展開した。</p>	<p>ii. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>	<p>Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設を有する建物・構築物について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せにおいては、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤-34</p>	<p>(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 DB⑤</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)イ.(イ) 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。</p>	<p>DB⑤-34（P51, 52 へ）</p>
<p>【「等」の解説】 「建築基準法等」とは、許容応力度の出典となる規格及び基準の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>					

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（51 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>上記(イ)ii.による許容応力度を許容限界とする。DB⑤-34,35</p>		<p>b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記a.(b)による許容応力度を許容限界とする。DB⑤-35</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(へ.及びト.に記載のものを除く。)</p> <p>上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>③⑧(P54)へ</p> <p>DB⑤-34 (P50 から) DB⑤-35 (P52 へ)</p>
				<p>2.1.1(4)d.(a)ハ. 耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(へ.及びト.に記載のものを除く。)</p> <p>上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。</p> <p>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>③⑨(P55,58)へ</p>
	<p>(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。DB⑤-36</p>	<p>【許可からの変更点】</p> <p>事業変更許可申請書(添付書類六)では、具体的な施設として「屋外重要土木構造物である洞道」と記載していたが、再処理施設の施設区分を踏まえ、<u>「土木構造物」と記載した。</u></p>	<p>c. 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(屋外重要土木構造物である洞道を除く)については、<u>当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。DB⑤-36</u></p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ニ. 建物・構築物の保有水平耐力(へ.及びト.に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>ホ. 気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p>	<p>④⑩(P55)へ</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、再処理施設では、技術基準規則において常設重大事故緩和設備の分類がなく該当しないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（52 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.5.4 許容限界では、「(1)建物・構築物」程度の記載であったが、再処理施設の施設区分及び発電炉の記載を踏まえ、屋外重要土木構造物の許容限界を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.5.4 許容限界では、「(1)建物・構築物」程度の記載であったが、再処理施設の施設区分及び発電炉の記載を踏まえ、その他の土木構造物の許容限界を明確化した。</p>	<p>(二) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。DB⑤-31</p> <p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。DB⑤-31</p> <p>ii. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。DB⑤-34</p> <p>(ホ) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。DB⑤-35</p>		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、土木構造物は重大事故等対処設備の間接支持構造物であり、重大事故等対象施設に分類される土木構造物はないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、屋外重要土木構造物は洞道のみであることから記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、土木構造物は重大事故等対処設備の間接支持構造物であり、重大事故等対象施設に分類される土木構造物はないため記載しない。</p>	<p>へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>新設屋外重要土木構造物の構造部材の曲げについては許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界の基本とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。</p> <p>既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p> <p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、該当する施設はないため記載しない。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、屋外重要土木構造物は全て鉄筋コンクリート造であり、鋼材はないため記載しない。</p> <p>DB⑤-31, 34 (P50 から)</p> <p>DB⑤-35 (P51 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（53 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 DB⑤-40, 42, 45</p> <p>ii. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。DB⑤-41, 43</p>	<p>(ロ) 機器・配管系 ⑰(P33)へ</p> <p>以下のとおり、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界を設定する。DB⑤-37</p> <p>1) 荷重の組合せ ⑱(P40)へ 運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と地震力を組み合わせる。DB⑤-38</p> <p>2) 許容限界 ⑲(P2)へ Sクラスの機器・配管系について、基準地震動による地震力との組合せにおいては、破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないものとする。DB⑤-39 なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。【DB⑤-40】Sクラス、Bクラス及びCクラスの機器・配管系について、基準地震動以外の地震動による地震力又は静的地震力との組合せによる影響評価においては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まることを許容限界とする。DB⑤-41 ⑳(P3)へ</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、許容限界の記載の詳細化に合わせて、基本設計方針に章項目名として展開した。</p>	<p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. Sクラスの機器・配管系</p> <p>【許可からの変更点】 事業許可変更申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえて、基本設計方針にて荷重の組合せと許容限界の章を分けて詳細化した。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて設工認段階の記載として詳細化。</p> <p>(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。なお、地震時又は地震後の機器・配管系の動的機能要求については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。DB⑤-42 ㉑(P2)へ</p> <p>(b) 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。DB⑤-43</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉その記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、長時間施設に作用する事故時荷重はないため記載しない。</p>	<p>2.1.1(4)d.(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>2.1.1(4)d.(b)イ. Sクラスの機器・配管系</p> <p>2.1.1(4)d.(b)イ.(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については、基準地震動S_sによる応答に対して試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>2.1.1(4)d.(b)イ.(イ) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。㉒(P56)へ</p> <p>2.1.1(4)d.(b)ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。 ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ.(イ)に示す許容限界を適用する。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑤-45 (P54 から)</p> <p>DB⑤-41 (P54 へ)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉その記載の相違であり、再処理施設では、設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、長時間施設に作用する事故時荷重はないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（54 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>上記(イ)ii.による応力を許容限界とする。DB⑤-41, 44</p> <p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)i.を適用する。 SA④-38</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。 SA①-6, ④-39, 43</p>	<p>事業変更許可申請書 本文</p> <p>b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>上記a.(b)による応力を許容限界とする。DB⑤-44</p> <p>c. 動的機器 地震時及び地震後に動作を要求される機器・配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 DB⑤-45</p> <p>【31条】 ②(P6)へ</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。SA①-2</p> <p>③(P6)へ</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（耐震壁のせん断ひずみ等）が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対し適切な安全余裕を有するように設計する。 SA④-40</p>	<p>b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>上記a.(b)による応力を許容限界とする。DB⑤-44</p> <p>c. 動的機器 地震時及び地震後に動作を要求される機器・配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。 DB⑤-45</p> <p>【31条】 1.6.2.4.4 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力を用いる。 SA④-37</p> <p>(1) 建物・構築物 a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」の「a. Sクラスの建物・構築物」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。SA④-38</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物」を適用する。SA④-39</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、安全機能を有する施設と章を統合するにあたり、建物・構築物全体として語句を統一した。</p>	<p>2.1.1(4)d.(b)ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせてるとともに、基本設計方針にて他項目の表現と整合させた。</p> <p>2.1.1(4)d.(a)イ.(ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>2.1.1(4)d.(a)ロ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（へ.及びト.に記載のものを除く。） 上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>④(P56)へ</p> <p>DB⑤-41 (P53 から)</p> <p>DB⑤-45 (P53 へ)</p> <p>SA④-37(P50 へ)</p> <p>③(P50)から</p> <p>SA①-2 (P61 へ)</p> <p>③(P51)から</p> <p>SA①-6 (P55 から) SA④-43 (P55 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（55 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「変形等」の指す内容は、せん断ひずみ、変形角などであり、「IV-2-1-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書（建物・構築物）」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（土木構造物を除く。） 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。SA①-3</p>	<p>【31条】 ⑳(P6)へ 機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように設計する。 SA④-41</p>	<p>【31条】 c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、上記a.を適用するほか、建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能を損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。 SA①-3</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ハ、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ハ、及びト.に記載のものを除く。） 上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわれないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>㉓(P51)から</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）では、具体的な施設として「屋外重要土木構造物である洞道」と記載していたが、再処理施設の施設区分を踏まえて、「土木構造物」と記載した。</p>	<p>(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物（土木構造物を除く。）については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。SA④-42</p>	<p>㉔(P7)へ (d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。【SA①-4】なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。 【SA①-5】建物・構築物及び機器・配管系ともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。【SA①-6】建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。【SA④-43】機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。 SA④-44</p>	<p>d. 建物・構築物（屋外重要土木構造物である洞道を除く）の保有水平耐力は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(1) 建物・構築物」に示す「c. 建物・構築物の保有水平耐力」を適用する。SA④-42</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ニ、建物・構築物の保有水平耐力（ハ、及びト.に記載のものを除く。） 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p>	<p>㉕(P51)から</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせ記載するとともに、発電炉の記載も踏まえて重大事故等対処施設について引用せず直接記載して明確化した。</p>	<p>(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ.(ニ) i.又は(a)イ.(ニ) ii.を適用するほか、土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。SA①-3</p>	<p>㉖(P26)へ 【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、共振のおそれのあるBクラス施設と同一とすることが分かるよう基本設計方針の記載を統一した。</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、共振のおそれのあるBクラス施設と同一とすることが分かるよう基本設計方針の記載を統一した。</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ハ、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ハ、及びト.に記載のものを除く。） 上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわれないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>㉓(P51)から SA①-6 (P54, 56へ) SA④-43 (P54へ) SA④-44 (P56へ)</p>
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.2.4.4 許容限界では、「(1)建物・構築物」程度の記載であったが、再処理施設の施設区分及び発電炉の記載を踏まえ、土木構造物の許容限界の考え方について明確化した。</p>	<p>(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ.(ニ) i.又は(a)イ.(ニ) ii.を適用するほか、土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。SA①-3</p>	<p>㉗(P7)へ また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、【SA②-8】その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA①-7</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、共振のおそれのあるBクラス施設と同一とすることが分かるよう基本設計方針の記載を統一した。</p>	<p>2.1.1(4)d.(a)ハ、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ハ、及びト.に記載のものを除く。） 上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわれないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>㉓(P51)から SA①-6 (P54, 56へ) SA④-43 (P54へ) SA④-44 (P56へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（56 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 <u>上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。</u> SA④-45</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p><u>i. 上記(a)ロ.(ロ)を適用する。</u> SA④-46</p> <p><u>ii. 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(イ)を適用する。</u> SA①-6, ④-44, 47</p>	<p>【31条】 ⑳(P6,30,47)へ</p> <p>(e) <u>重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。SA③-7</u></p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、基本設計方針にて安全機能を有する施設と同様の項目立てによる構成とした。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、基本設計方針にて安全機能を有する施設と記載を兼用する構成とした。</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに発電炉の記載も踏まえ、基本設計方針にて組合せの方針の詳細化に併せて安全機能を有する施設と章項目を統一した。</p> <p>【31条】</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」の「a. Sクラスの機器・配管系」に示す「(a) 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用する。SA④-45</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「b. Bクラス及びCクラスの機器・配管系」を適用する。SA④-46</p> <p><u>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設はa. に示す常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の許容限界を適用する。SA④-47</u></p> <p>㉑(P6)へ</p> <p>c. <u>動的機器は、「1.6.1.5.4 許容限界」の「(2) 機器・配管系」に示す「c. 動的機器」を適用する。</u> SA④-48</p>	<p>⑳(P53)から</p> <p>2.1.1(4)d.(b)ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 <u>イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>㉑(P54)から</p> <p>2.1.1(4)d.(b)ハ.(中略) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故等対処施設の機器・配管系 <u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</u></p> <p>ニ. チャンネル・ボックス チャンネル・ボックスは、地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。</p> <p>ホ. 逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで） 逃がし安全弁排気管は基準地震動 S_s に対して、主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで）は弾性設計用地震動 S_d に対してイ.(ロ)に示す許容限界を適用する。</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 技術基準の相違による発電炉との記載の相違であり、発電炉ではチャンネル・ボックスに燃料集合体の冷却と制御棒挿入経路確保機能が求められるため記載があるが、再処理施設には同様の機能は要求されないため記載していない。</p> <p>SA①-6 (P55 から) SA④-44 (P55 から)</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 設置許可記載事項による発電炉との記載の相違であり、発電炉では逃がし安全弁排気管等の破損による内圧上昇を防止する機能が要求されているが、再処理施設には同様の機能は要求されていないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（57 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>【31条】</p> <p>(3) 基礎地盤の支持性能 建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。SA③</p>	<p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、津波防護施設等については、再処理施設では、津波の影響がないことから、設計上考慮する必要がないため記載しない。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（58 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 事業変更許可申請書との整合による発電炉との記載の相違であり、再処理施設は、主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物の設計における留意事項について事業変更許可申請書に記載したことから、当該内容を記載。</p>	<p>(5) 設計における留意事項 a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。DB①-5、②-2</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。DB⑥-1</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 DB⑥-2, 3, 14</p>	<p>【「等」の解説】 「主要設備等」とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物であり、「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>(h) 波及的影響に係る設計方針</p> <p>耐震重要施設は、以下のとおり、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。 DB⑥-1</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、発電炉の記載も踏まえ、基本設計方針にて上位クラス施設の定義を明確化として記載した。</p> <p>(i) 敷地全体を網羅した調査及び検討の内容を含めて、以下に示す4つの観点について、波及的影響の評価に係る事象選定を行う。DB⑥-2</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせて記載するとともに、選定した事象に対する評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出したうえで、影響がないことを確認する旨を基本設計方針にて明確化した。</p>	<p>1.6.1.6 設計における留意事項 1.6.1.6.1 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度の区分に応じた地震力に十分耐えることができるよう設計するとともに、安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）に該当する設備は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度分類に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。 DB①-5、②-2</p> <p>1.6.1.6.2 波及的影響</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。DB⑥</p> <p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 DB⑥-3</p>	<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>【許可からの変更点等】 「耐震重要施設」の定義は基本設計方針の前段（2.地盤）に記載しているため、本項では削除した。</p> <p>2.1.1(4)d.(a)ハ. 耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（へ.及びト.に記載のものを除く。） 上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は設備分類の異なる重大事故等対処施設がそれを支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>2.1.1(5)a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.1(5)a. 波及的影響 この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）をいう。</p>	<p>③(P51)から</p> <p>④(P60)へ DB⑥-1 (P59へ)</p> <p>⑤(P59)から DB⑥-14 (P60から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（59 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「資機材等」とは、資材及び機材の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「配慮事項等」とは、保安規定に定める配慮事項の総称として示した記載であることから当該箇所では等を用いた。</p> <p>【「等」の解説】 「化学プラント等」とは、4つの観点以外に検討すべき事項の確認に当たり確認する対象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。【DB⑥-16】 なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。DB⑥-4</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設（資機材等含む。）をいう。DB⑥-1</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。DB⑥-1</p> <p>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。DB⑥-5, 17</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 DB⑥-6</p> <p>イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-7</p>	<p>【許可からの変更点】 下位クラス施設として資機材等を含むこと、現場維持などの運用で担保する内容については保安規定にて定めることとしているため、その旨の記載を追加。</p> <p>1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 DB⑥-6</p>	<p>波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。【DB⑥-16】 なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。DB⑥-4</p> <p>なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。DB⑥-5</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 DB⑥-6</p> <p>a. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-7</p>	<p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。 なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>この設計における評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行う。ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。 また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>2.1.1(5)a.(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>2.1.1(5)a.(a)イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p>	<p>DB⑥-16 (P60 から)</p> <p>④5(P58)へ</p> <p>DB⑥-1 (P58 から)</p> <p>DB⑥-17 (P60 から)</p> <p>④6(P60)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（60 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載、発電炉の構成も踏まえ、耐震重要施設及び重大事故等対処施設を含めた構成として記載位置を修正。</p>	<p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-8</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 DB⑥-9 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-10</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 DB⑥-11 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-12</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 DB⑥-13 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-15</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。SA⑤-1</p>	<p>2) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響 DB⑥-9</p> <p>3) 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響 DB⑥-11</p> <p>4) 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下による耐震重要施設への影響 DB⑥-13</p> <p>(ロ) 各観点より選定した事象に対して波及的影響の評価を行い、波及的影響を考慮すべき施設を抽出する。DB⑥-14</p> <p>(ハ) 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。DB⑥-16</p> <p>(ニ) これら4つの観点以外に追加すべきものがないかを、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。DB⑥-17</p>	<p>b. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-8</p> <p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-10</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-12</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。DB⑥-15</p> <p>また、波及的影響の評価においては、地震に起因する溢水防護、化学薬品防護及び火災防護の観点からの波及的影響についても評価する。 DB⑥</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせるとともに、基本設計方針では検討すべき事項として表現を明確化した。</p>	<p>2.1.1(5)a.(a)ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>2.1.1(5)a.(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>2.1.1(5)a.(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>2.1.1(5)a.(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>2.1.1(5)a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.1(5)a. 波及的影響 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p>	<p>備考</p> <p>DB⑥-14 (P58～)</p> <p>④(P58)から</p> <p>DB⑥-16, 17 (P59～)</p> <p>④(P59)から</p> <p>SA⑤-1 (P63から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（61 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.5.3(1)では「建物・構築物について、基準地震動による地震力と組み合わせる荷重は…水圧…とする」程度の記載であったが、発電炉では工認段階で記載を追加していることも踏まえ、事業変更許可申請書（添付書類六）1.6.1.1(3)における地震力に対して機能を損なわない設計に関する記載の充実として、以下の事項について追記した。（重大事故等対処施設も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の低下を期待する建物・構築物に地下水排水設備を設けること ・耐震評価の前提として地下水排水設備により設計用地下水位を維持すること <p>（耐震評価上考慮が必要な事項であるため本章にて記載） （なお、発電機の扱いについては、補足説明資料「耐震建物13 建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について」における説明内容と整合済）</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書に合わせた記載とするとともに、影響評価における確認内容について明確化した。</p>	<p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、<u>周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるような地下水排水設備（サブドレンポンプ、水位検出器等）を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p>DB②-1, SA①-2</p> <p>d. 一関東評価用地震動（鉛直）</p> <p>基準地震動S_s-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いて、<u>水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</u> DB⑤-46, SA④-48</p>	<p>【「等」の解説】 「水位検出器等」の指す内容は、サブドレンピット、サブドレンシャフト、揚水管などであり、「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書で示すため当該箇所では等を用いた。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 再処理施設特有の設計による発電炉との記載の相違であり、再処理施設特有の設計上の考慮として、一関東評価用地震動（鉛直）について事業変更許可申請に合わせた記載とした。</p>	<p>（発電炉の記載） <不一致の理由> 地下水排水設備の具体的な数値については、再処理施設においては地下水排水設備の申請にて仕様表に記載する。</p> <p>1.6.1.6.3 一関東評価用地震動（鉛直）</p> <p>基準地震動S_s-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動（以下「一関東評価用地震動（鉛直）」という。）による地震力を用いる。DB⑤-46, SA④-48</p> <p>一関東評価用地震動（鉛直）は、一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた観測記録のNS方向及びEW方向のはぎとり解析により算定した基盤地震動の応答スペクトルを平均し、平均応答スペクトルを作成する。水平方向に対する鉛直方向の地震動の比3分の2を考慮し、平均応答スペクトルに3分の2を乗じた応答スペクトルを設定する。一関東観測点における岩手・宮城内陸地震で得られた鉛直方向の地中記録の位相を用いて、設定した応答スペクトルに適合するよう模擬地震波を作成する。作成した模擬地震波により厳しい評価となるように振幅調整した地震動を一関東評価用地震動（鉛直）とする。DB◇</p> <p>一関東評価用地震動（鉛直）の設計用応答スペクトルを第1.6-5図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第1.6-6図に示す。DB◇</p>	<p>2.1.1(5)b. 原子炉建屋への地下水の影響</p> <p>原子炉本体等を支持する原子炉建屋の耐震性を確保するため、原子炉建屋周囲の地下水を排水できるような原子炉建屋地下排水設備（排水ポンプ（容量120 m³/h/個、揚程50 m、原動機出力30 kW/個、個数2）及び集水ピット水位計（個数2、計測範囲EL. -17.0~-7.0 m））を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>DB②-1（P1から） SA①-2（P54から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（62 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>(6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。SA①-8 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。SA①-9</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。SA①-10</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書における内容について、設工認段階の記載として詳細化。</p> <p>第50条（緊急時対策所）に係る設計とのつながりとして記載（新規要求機能（条文）の新設施設であることを踏まえて章を構成）</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載のうち遮蔽についての用語を統一するとともに、線量については第50条（緊急時対策所）にて展開するため、発電炉の記載も踏まえ、耐震設計としては気密性の確保について記載。</p>	<p>【31条】</p> <p>1.6.2.5 重大事故等対処施設の周辺斜面 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。SA⑥ なお、当該施設の周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。SA⑥-1, ⑦-1</p> <p>1.6.2.6 緊急時対策所の耐震設計 緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。SA①-8 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって【SA①-9】緊急時対策所にとどまる原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。SA④</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.6.1.4 地震力の算定方法」及び「1.6.1.5 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。SA①-10</p>	<p>2.1.1(6) 緊急時対策所建屋 緊急時対策所建屋については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 緊急時対策所建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、緊急時対策所建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保できるよう、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後において耐震壁のせん断ひずみがおおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>	<p>SA⑥-1 (P63 ~) SA⑦-1 (P63 ~)</p> <p>SA①-8 (P8 ~)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（63 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(地震による損傷の防止) 第六条 3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。DB⑦</p> <p>(地震による損傷の防止) 第三十三条 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。SA⑥</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書における内容について、設工認段階の記載として詳細化。</p>	<p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。DB⑦-1, SA⑥-2</p> <p>なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。 DB⑦-2, ⑧-1, SA⑥-1, ⑦-1</p>	<p>【許可からの変更点】 事業変更許可申請書の記載に合わせるとともに、技術基準規則の記載も踏まえて施設の設計方針として記載。</p> <p>(i) 耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。DB⑦-1</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設特有の設計による発電炉との記載の相違であり、再処理施設周辺において、崩壊を起こすおそれのある斜面がないことを明確化するため記載。</p> <p>【31条】 (f) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。SA⑥-2</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。SA⑤-1</p> <p>③1(P8)へ</p>	<p>1.6.1.7 耐震重要施設の周辺斜面</p> <p>耐震重要施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、耐震重要施設に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。DB⑦</p> <p>なお、耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。DB⑦-2, ⑧-1</p> <p>1.6.3 主要施設の耐震構造 1.6.3.1 使用済燃料輸送容器管理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫、空使用済燃料輸送容器保管庫及びトレーラエリアが地上1階（地上高さ約26m）、除染エリアが地上3階（地上高さ約16m）、地下1階、並びに保守エリアが地上2階（地上高さ約21m）、地下1階、平面が約68m（南北方向）×約180m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA④</p> <p>建物のうち、除染エリアは、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。また、他のエリアは、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA④</p>	<p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>主要施設の耐震構造については設工認本文「第2章 個別項目 仕様表」、「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」、「VI-2-2 平面図及び断面図」にて示す。</p>	<p>SA⑥-1 (P62 から) SA⑦-1 (P62 から)</p> <p>SA⑤-1 (P60 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（64 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.2 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上3階（地上高さ約21m）、地下3階、平面が約130m（南北方向）×約86m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.3 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約15m）、地下3階、平面が約53m（南北方向）×約33m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.4 前処理建屋 前処理建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上5階（地上高さ約32m）、地下4階、平面が約87m（南北方向）×約69m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.5 分離建屋 分離建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階（地上高さ約26m）、地下3階、平面が約89m（南北方向）×約65m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（65 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.6 精製建屋 精製建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上6階（地上高さ約29m）、地下3階、平面が約92m（南北方向）×約71m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.7 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上5階（地上高さ約27m）、地下1階、平面が約39m（南北方向）×約41m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.8 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約16m）、地下2階、平面が約69m（南北方向）×約57m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.9 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上2階（地上高さ約13m）、地下2階、平面が約53m（南北方向）×約53m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（66 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.10 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約14m）、地下4階、平面が約56m（南北方向）×約52m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>なお、本建屋の地下4階において、MOX燃料加工施設の貯蔵容器搬送用洞道（以下「貯蔵容器搬送用洞道」という。）と接続する。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.11 高レベル廃液ガラス固化建屋</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上2階（地上高さ約15m）、地下4階、平面が約59m（南北方向）×約84m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.12 第1ガラス固化体貯蔵建屋</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上1階（地上高さ約14m）、地下2階、平面が第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟で約47m（南北方向）×約56m（東西方向）、第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟で約47m（南北方向）×約56m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（67 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.13 低レベル廃液処理建屋</p> <p>低レベル廃液処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上3階（地上高さ約17m）、地下2階、平面が約63m（南北方向）×約58m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.14 低レベル廃棄物処理建屋</p> <p>低レベル廃棄物処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上4階（地上高さ約29m）、地下2階、平面が約98m（南北方向）×約99m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.15 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋</p> <p>チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約26m）、地下1階、平面が約61m（南北方向）×約61m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.16 ハル・エンドピース貯蔵建屋</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）で、地上2階（地上高さ約18m）、地下4階、平面が約43m（南北方向）×約54m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇</p> <p>建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（68 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.17 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約6m）、平面が約73m（南北方向）×約38m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.18 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約13m）、地下3階、平面が約70m（南北方向）×約65m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.19 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上1階（地上高さ約6m）、平面が約73m（南北方向）×約38m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.20 制御建屋 制御建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上3階（地上高さ約18m）、地下2階、平面が約40m（南北方向）×約71m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（69 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.21 分析建屋 分析建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上3階（地上高さ約18m）、地下3階、平面が約46m（南北方向）×約104m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物の内部は、多くの耐震壁があり、相当に剛性が高く、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.22 非常用電源建屋 非常用電源建屋は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（地上高さ約14m）、地下1階、平面が約25m（南北方向）×約50m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。 DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.23 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）（地上高さ約17m）、地下1階、平面が約60m（南北方向）×約79m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.24 第1保管庫・貯水所 第1保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m、地下に第1貯水槽を収納する）、地下1階（貯水槽）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（70 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.6.3.25 第2保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所は、鉄筋コンクリート造で、地上2階（保管庫）（地上高さ約16m、地下に第2貯水槽を収納する）、地下1階（貯水槽）、平面が約52m（南北方向）×約113m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB・SA◇ 建物は、耐震設計上の重要度に応じた耐震性を有する構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.26 溶解槽（連続式） 溶解槽（連続式）は、補強リブ等によって剛性が高く、十分な耐震性を持つ構造とする。また、これを取り付ける支持構造物も十分剛性を持った耐震性のあるものとする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.27 清澄機（遠心式） 清澄機（遠心式）のケーシングは、十分剛性のある構造とし、建物の床に固定することで耐震性を果たせる。また、回転部分も耐震性を十分考慮した設計とする。DB・SA◇</p> <p>1.6.3.28 環状形パルスカラム 環状形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.29 円筒形パルスカラム 円筒形パルスカラムは細長い容器であるため、支持構造物を建物に取り付け、それによって全体として十分な剛性を持った耐震性のある構造とする。 DB・SA◇</p> <p>1.6.3.30 その他 その他の機器・配管系は、運転時荷重、地震荷重による荷重により不都合な応力が生じないように必要に応じロッドレストレイント、スナバ、その他の装置を使用し耐震性を確保する。 DB・SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（71 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.7 地震による損傷の防止 （地震による損傷の防止） 第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項及び第2項について （1）安全機能を有する施設は、耐震重要度分類に分類し、それぞれに応じた耐震設計を行う。DB◇ Sクラスの施設：自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であつて、環境への影響が大きいもの。DB◇ Bクラスの施設：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。DB◇ Cクラスの施設：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（72 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(2) Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設は、以下に示す地震力に対しておおむね弾性範囲に留まる設計とする。DB◇</p> <p>Sクラス：弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力。DB◇</p> <p>Bクラス：静的地震力 共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震力。DB◇</p> <p>Cクラス：静的地震力DB◇</p> <p>a. 弾性設計用地震動による地震力 弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定する。DB◇</p> <p>b. 静的地震力 (a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 DB◇</p> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。DB◇</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。DB◇</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（73 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。なお、水平地震力と鉛直地震力とは同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。DB◇</p> <p>第3項について (1) 基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定する。DB◇ (2) 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれないよう設計する。DB◇</p> <p>第4項について 耐震重要施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。DB◇</p> <p>1.9.31 地震による損傷の防止</p> <p>(地震による損傷の防止) 第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（74 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第31条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第七条第二項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第7条第2項から第4項までにおいて、当該常設重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故に対処するための設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものをいう。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「(1) 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「(2) 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、安全機能を有する施設のもを設備分類に応じて適用する。SA◇</p> <p>なお、「(2) 設計方針」のa. 及びb. に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号及び第二号の要求事項に対応するものである。SA◇</p> <p>(1) 設備分類 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。SA◇</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設（Sクラスに属する施設）に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（75 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備常設重大事故等対処設備であつて、上記a. 以外のもの。SA◇</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。SA◇</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設代替する機能を有する安全機能を有する施設の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA◇</p> <p>代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。SA◇</p> <p>上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。SA◇</p> <p>また、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。SA◇</p> <p>第2項について</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（76 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (1/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">クラス</th> <th colspan="2">主要設備等⁽¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽²⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">施設改善等⁽⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(A) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設</td> <td>除熱機（凝縮式）</td> <td>S</td> <td>除熱機</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(B) 使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(C) 廃乏の放射能を減衰させるための施設</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> </tbody> </table>	種別	クラス	主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	S	(A) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	除熱機	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁	S	(B) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	S	(C) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	<p>【許可からの変更点等】 設工認段階として、JEAG 重要度分類、発電炉の記載を踏まえ、間接支持構造物の検討用地震動を明記（以下同様）</p>	<p>第 1.6-1 表 クラス別施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">クラス</th> <th colspan="2">主要設備等⁽¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽²⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">施設改善等⁽⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">1) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設</td> <td>除熱機（凝縮式）</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">2) 使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> </tbody> </table>	種別	クラス	主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	S	1) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁	S	2) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	S	3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	<p>第 2.1.1 表 耐震重要度分類表 (1/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">クラス</th> <th colspan="2">主要設備等⁽¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽²⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">施設改善等⁽⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(1) 原子炉の設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設</td> <td>除熱機（凝縮式）</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>凝縮等の支持構造物</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S</td> <td>蒸気発生機</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(2) 使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S</td> <td>放射能減衰タンク</td> <td>S₁</td> </tr> </tbody> </table>	種別	クラス	主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	S	(1) 原子炉の設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁	S	(2) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁	S	(3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁	
種別	クラス			主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾																																																																																																																																																																																																																																																																	
		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(A) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	除熱機	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(B) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(C) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
種別	クラス	主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾																																																																																																																																																																																																																																																																			
		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	1) その設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	2) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
種別	クラス	主要設備等 ⁽¹⁾		補助設備 ⁽²⁾		間接支持構造物 ⁽³⁾		間接支持構造物 ⁽⁴⁾		施設改善等 ⁽⁵⁾																																																																																																																																																																																																																																																																			
		施設名	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(1) 原子炉の設置又は機能不全により、人身事故を発生させるおそれのある施設	除熱機（凝縮式）	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S	凝縮等の支持構造物	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S	蒸気発生機	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(2) 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S	燃料貯蔵タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
S	(3) 廃乏の放射能を減衰させるための施設	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		
		放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S	放射能減衰タンク	S ₁																																																																																																																																																																																																																																																																		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（80 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																				
	<p style="text-align: center;">第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類（5 / 22）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等⁴⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物¹⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物¹⁾¹⁾</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設¹⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(4) プルトニウムを含有する燃料及び機器系統及び機器（フツウキ）</td> <td>燃料施設</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>冷却水供給安全冷却装置</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置</td> <td>S</td> <td>第2非常用電源</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">(6) 上記(4)及び(5)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設</td> <td>セル等</td> <td>高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他所処理設備の附属施設</td> <td>蒸気供給設備安全蒸気系</td> <td>S</td> <td>第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ⁴⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ¹⁾		間接支持構造物 ¹⁾¹⁾		波及的影響を考慮すべき施設 ¹⁾		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	(4) プルトニウムを含有する燃料及び機器系統及び機器（フツウキ）	燃料施設	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	冷却水供給安全冷却装置	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	電気設備	定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置	S	第2非常用電源	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	(6) 上記(4)及び(5)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器	S								その他所処理設備の附属施設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器		<p style="text-align: center;">(フツウキ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等</th> <th colspan="2">補助設備</th> <th colspan="2">直接支持構造物</th> <th colspan="2">間接支持構造物</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">4) プルトニウムを含有する燃料及び機器（フツウキ）</td> <td>燃料施設</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>冷却水供給安全冷却装置</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置</td> <td>S</td> <td>第2非常用電源</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td rowspan="2">5) 上記(4)及び(6)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設</td> <td>セル等</td> <td>高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器</td> <td>S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他所処理設備の附属施設</td> <td>蒸気供給設備安全蒸気系</td> <td>S</td> <td>第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> <td>S</td> <td>燃料プルトニウム貯蔵容器</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき施設		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	4) プルトニウムを含有する燃料及び機器（フツウキ）	燃料施設	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	冷却水供給安全冷却装置	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	電気設備	定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置	S	第2非常用電源	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	5) 上記(4)及び(6)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器	S								その他所処理設備の附属施設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器		
耐震クラス	クラス別施設			主要設備等 ⁴⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ¹⁾		間接支持構造物 ¹⁾¹⁾		波及的影響を考慮すべき施設 ¹⁾																																																																																																																													
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																																																																																														
S	(4) プルトニウムを含有する燃料及び機器系統及び機器（フツウキ）	燃料施設	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	冷却水供給安全冷却装置	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														
		電気設備	定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置	S	第2非常用電源	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														
S	(6) 上記(4)及び(5)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器	S																																																																																																																																					
		その他所処理設備の附属施設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		波及的影響を考慮すべき施設																																																																																																																															
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																																																																																														
S	4) プルトニウムを含有する燃料及び機器（フツウキ）	燃料施設	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	冷却水供給安全冷却装置	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														
		電気設備	定電圧変圧機、中間ボルト、配電装置	S	第2非常用電源	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														
S	5) 上記(4)及び(6)の系統及び機器の設置に起因する地震による影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器、高レベル放射性液体貯蔵容器	S																																																																																																																																					
		その他所処理設備の附属施設	蒸気供給設備安全蒸気系	S	第2非常用電源、ゼム発電機、第2非常用蓄電池	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器	S	燃料プルトニウム貯蔵容器																																																																																																																														

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（81 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																	
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要区分(6/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備**</th> <th colspan="2">高圧支持構造等***</th> <th colspan="2">間接支持構造等****</th> <th rowspan="2">放射用設備等*****</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>気体発生炉の設置</td> <td>ガス発生炉・高圧配管</td> <td>S</td> <td>第2非常用ディーゼル発電機・高圧配管 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管</td> <td>S</td> <td>第2非常用ディーゼル発電機 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管</td> <td>S</td> <td>構造等の支持構造</td> <td>S</td> <td>前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備</td> <td>S</td> <td>放射用設備等</td> <td>S</td> <td>放射用設備等</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>気体発生炉の設置</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>構造等の支持構造</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等*		補助設備**		高圧支持構造等***		間接支持構造等****		放射用設備等*****	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	気体発生炉の設置	ガス発生炉・高圧配管	S	第2非常用ディーゼル発電機・高圧配管 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管	S	第2非常用ディーゼル発電機 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管	S	構造等の支持構造	S	前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備	S	放射用設備等	S	放射用設備等	S	気体発生炉の設置	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	構造等の支持構造	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備		<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等</th> <th colspan="2">補助設備</th> <th colspan="2">高圧支持構造等</th> <th colspan="2">間接支持構造等</th> <th rowspan="2">放射用設備等</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>気体発生炉の設置</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>構造等の支持構造</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> <td>S</td> <td>高圧ガス配管設備</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等		補助設備		高圧支持構造等		間接支持構造等		放射用設備等	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	気体発生炉の設置	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	構造等の支持構造	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備		
耐震クラス	主要設備等*		補助設備**		高圧支持構造等***		間接支持構造等****		放射用設備等*****																																																																													
	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																																														
S	気体発生炉の設置	ガス発生炉・高圧配管	S	第2非常用ディーゼル発電機・高圧配管 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管	S	第2非常用ディーゼル発電機 セメント処理設備 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管 セメント処理設備の圧力管	S	構造等の支持構造	S	前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備 前記設備	S	放射用設備等	S	放射用設備等																																																																								
S	気体発生炉の設置	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	構造等の支持構造	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備																																																																								
耐震クラス	主要設備等		補助設備		高圧支持構造等		間接支持構造等		放射用設備等																																																																													
	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																																														
S	気体発生炉の設置	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	構造等の支持構造	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備	S	高圧ガス配管設備																																																																								

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（83 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																				
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類（8/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁴⁾</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>(6) 上記(6)～(7)の施設の機能確保のための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)</td> <td>その他再処理設備の附属施設</td> <td>非常用所内電源系統 第1非常用ディーゼル重油タンク 第2非常用ディーゼル重油タンク 第1非常用蓄電池 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ</td> <td>S</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋</td> <td>S₁ S₂ S₃ S₄ S₅ S₆ S₇ S₈ S₉ S₁₀</td> <td>適用範囲¹⁾ 北極気筒²⁾</td> <td>S₁</td> <td>適用範囲¹⁾ 北極気筒²⁾</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	(6) 上記(6)～(7)の施設の機能確保のための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 第1非常用ディーゼル重油タンク 第2非常用ディーゼル重油タンク 第1非常用蓄電池 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ	S	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄ S ₅ S ₆ S ₇ S ₈ S ₉ S ₁₀	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒 ²⁾	S ₁	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒 ²⁾		<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁴⁾</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>7) 上記(1)～(6)の施設の機能確保するための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)</td> <td>その他再処理設備の附属施設</td> <td>非常用所内電源系統 セル発電機 第1非常用蓄電池重油タンク 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ</td> <td>S</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道</td> <td>S</td> <td>適用範囲¹⁾ 北極気筒(注13)</td> <td>S</td> <td>適用範囲¹⁾ 北極気筒(注13)</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	S	7) 上記(1)～(6)の施設の機能確保するための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 セル発電機 第1非常用蓄電池重油タンク 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ	S	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒(注13)	S	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒(注13)		
耐震クラス	クラス別施設			主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾																																																													
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																														
S	(6) 上記(6)～(7)の施設の機能確保のための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 第1非常用ディーゼル重油タンク 第2非常用ディーゼル重油タンク 第1非常用蓄電池 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ	S	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋	S ₁ S ₂ S ₃ S ₄ S ₅ S ₆ S ₇ S ₈ S ₉ S ₁₀	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒 ²⁾	S ₁	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒 ²⁾																																																														
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾																																																															
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																														
S	7) 上記(1)～(6)の施設の機能確保するための設備(非常用所内電源系統、安全圧縮空気系、安全蒸気系及び安全冷却水系)	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 セル発電機 第1非常用蓄電池重油タンク 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 安全蒸気系 安全冷却水系 冷却塔 冷却水循環ポンプ	S	機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制御建屋 洞道	S	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒(注13)	S	適用範囲 ¹⁾ 北極気筒(注13)																																																														

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（84 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																								
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類（9/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備**</th> <th colspan="2">重要設備等***</th> <th colspan="2">非重要設備等****</th> <th colspan="2">設計上の重要度****</th> </tr> <tr> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等*		補助設備**		重要設備等***		非重要設備等****		設計上の重要度****		種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	S	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系		<p>(ウェブ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等</th> <th colspan="2">補助設備</th> <th colspan="2">重要設備等</th> <th colspan="2">非重要設備等</th> <th colspan="2">設計上の重要度</th> </tr> <tr> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> <th>種別名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> <td>炉心冷却系</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等		補助設備		重要設備等		非重要設備等		設計上の重要度		種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	S	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	S	(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系		
耐震クラス	主要設備等*		補助設備**		重要設備等***		非重要設備等****		設計上の重要度****																																																																																																																																																				
	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲																																																																																																																																																			
S	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
耐震クラス	主要設備等		補助設備		重要設備等		非重要設備等		設計上の重要度																																																																																																																																																				
	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲	種別名	適用範囲																																																																																																																																																			
S	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(1) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(2) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(3) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			
S	(4) 上記(1)～(4)の施設を構成する主要設備の稼働停止による影響が大きい設備	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系	炉心冷却系																																																																																																																																																			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（85 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">第 3.1.1-1 表 耐震設計上の重要度分類 (10/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td></td> <td>(G) 上記 (D) のものを構成する主要な施設 (安全上重要な施設) 地震による被害を及ぼすおそれのある施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)</td> <td>施設名 -</td> <td>用途 S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設		主要設備等*		補助設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		施設名	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	S		(G) 上記 (D) のものを構成する主要な施設 (安全上重要な施設) 地震による被害を及ぼすおそれのある施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)	施設名 -	用途 S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S																			<p style="text-align: center;">(ウツ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> <th colspan="2">関連設備*</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td></td> <td>7) 上記(1)~(3)の施設 の設備、構造等が、 地震による被害を及ぼす おそれのある施設 を構成する主要な部分 から構成される施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)</td> <td>施設名 -</td> <td>用途 S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> <td>用途 クラス S</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設		主要設備等*		補助設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		施設名	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	S		7) 上記(1)~(3)の施設 の設備、構造等が、 地震による被害を及ぼす おそれのある施設 を構成する主要な部分 から構成される施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)	施設名 -	用途 S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S																			
耐震クラス	クラス別施設		主要設備等*		補助設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*																																																																																																																											
	施設名	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途																																																																																																																										
S		(G) 上記 (D) のものを構成する主要な施設 (安全上重要な施設) 地震による被害を及ぼすおそれのある施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)	施設名 -	用途 S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S																																																																																																																										
耐震クラス	クラス別施設		主要設備等*		補助設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*		関連設備*																																																																																																																											
	施設名	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途																																																																																																																											
S		7) 上記(1)~(3)の施設 の設備、構造等が、 地震による被害を及ぼす おそれのある施設 を構成する主要な部分 から構成される施設 の供出設備及び付属 設備の主要な部分から構成 される施設のうち、安全上 重要な施設)	施設名 -	用途 S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S	用途 クラス S																																																																																																																										

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（92 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																																																																																												
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類（17/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等^(注1)</th> <th colspan="2">補助設備^(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物^(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設^(注5)</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">B</td> <td>使用設備</td> <td>使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>出上り施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>分機施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を考慮すべき施設 ^(注5)		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	B	使用設備	使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	出上り施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	分機施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク		<p>(ウツ表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">主要設備等^(注1)</th> <th colspan="2">補助設備^(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物^(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設^(注5)</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">B</td> <td rowspan="10">2) 放射性物質を内蔵している施設であって、耐震クラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その用途により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）</td> <td>使用設備</td> <td>使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>出上り施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>分機施設</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>B</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> <td>燃料貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	主要設備等 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を考慮すべき施設 ^(注5)		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	B	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、耐震クラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その用途により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）	使用設備	使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	出上り施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	分機施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	<p>第2.1.1表 耐震重要度分類表（5/6）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th colspan="2">主要設備^(注1)</th> <th colspan="2">補助設備^(注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物^(注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td>(イ) 放射性物質の貯蔵方法により、又はこれに付随する施設を判断するための施設で、Sクラスに属さない施設</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(ロ) 放射性物質を内蔵しているが、又はこれに付随する施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>機器・配管、電気計測設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>原子炉建屋</td> <td>S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	Bクラス	(イ) 放射性物質の貯蔵方法により、又はこれに付随する施設を判断するための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	Cクラス	(ロ) 放射性物質を内蔵しているが、又はこれに付随する施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	-	-	機器・配管、電気計測設備等の支持構造物	C	原子炉建屋	S _c	
耐震クラス	主要設備等 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を考慮すべき施設 ^(注5)																																																																																																																																																																																																																								
	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲																																																																																																																																																																																																																							
B	使用設備	使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
	出上り施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
	分機施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
耐震クラス	主要設備等 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)		波及的影響を考慮すべき施設 ^(注5)																																																																																																																																																																																																																								
	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設名	適用範囲																																																																																																																																																																																																																							
B	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、耐震クラスに属さない施設（ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その用途により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く）	使用設備	使用設備受入れ、貯蔵設備、燃料搬出設備、燃料移送水中台車、燃料取扱装置、バスケット搬送機、燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		出上り施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		分機施設	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
		燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	B	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク	燃料貯蔵タンク																																																																																																																																																																																																																							
耐震重要度分類	主要設備 ^(注1)		補助設備 ^(注2)		直接支持構造物 ^(注3)		間接支持構造物 ^(注4)																																																																																																																																																																																																																										
	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス																																																																																																																																																																																																																									
Bクラス	(イ) 放射性物質の貯蔵方法により、又はこれに付随する施設を判断するための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																									
Cクラス	(ロ) 放射性物質を内蔵しているが、又はこれに付随する施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C	-	-	機器・配管、電気計測設備等の支持構造物	C	原子炉建屋	S _c																																																																																																																																																																																																																									

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（93 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																		
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類（18/22）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">別 類 クラス</th> <th colspan="2">主要設備等¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">構造設備³⁾</th> <th colspan="2">電気設備⁴⁾</th> <th colspan="2">放射線防護設備⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>(3) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、内蔵量が少ないが、その影響により、その影響が十分小さい(18/22)</td> <td>精製施設 TBP廃液貯留槽 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	別 類 クラス	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		構造設備 ³⁾		電気設備 ⁴⁾		放射線防護設備 ⁵⁾		施設名	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	B	(3) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、内蔵量が少ないが、その影響により、その影響が十分小さい(18/22)	精製施設 TBP廃液貯留槽 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽	B	B	B	B	B	B	B	B	B		<p>(18/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類 クラス</th> <th colspan="2">主要設備等¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">構造設備³⁾</th> <th colspan="2">電気設備⁴⁾</th> <th colspan="2">放射線防護設備⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> <th>種別 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>2) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、その影響が十分小さい(18/22)</td> <td>精製施設 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	種 類 クラス	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		構造設備 ³⁾		電気設備 ⁴⁾		放射線防護設備 ⁵⁾		施設名	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	B	2) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、その影響が十分小さい(18/22)	精製施設 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
別 類 クラス	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		構造設備 ³⁾		電気設備 ⁴⁾		放射線防護設備 ⁵⁾																																																														
	施設名	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス																																																													
B	(3) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、内蔵量が少ないが、その影響により、その影響が十分小さい(18/22)	精製施設 TBP廃液貯留槽 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽	B	B	B	B	B	B	B	B	B																																																												
種 類 クラス	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		構造設備 ³⁾		電気設備 ⁴⁾		放射線防護設備 ⁵⁾																																																														
	施設名	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス	種別 クラス																																																													
B	2) 放射性物質を内蔵している施設であり、かつ、クラスに属さないが、その影響が十分小さい(18/22)	精製施設 ウラン濃縮機 TBP再処理槽 TBP再処理槽 第5-1時貯留貯留槽 第5-2時貯留貯留槽 第5-3時貯留貯留槽 第5-4時貯留貯留槽 第5-5時貯留貯留槽 第5-6時貯留貯留槽 第5-7時貯留貯留槽 第5-8時貯留貯留槽 第5-9時貯留貯留槽 第5-10時貯留貯留槽 第5-11時貯留貯留槽 第5-12時貯留貯留槽 第5-13時貯留貯留槽 第5-14時貯留貯留槽 第5-15時貯留貯留槽 第5-16時貯留貯留槽 第5-17時貯留貯留槽 第5-18時貯留貯留槽 第5-19時貯留貯留槽 第5-20時貯留貯留槽 第5-21時貯留貯留槽 第5-22時貯留貯留槽 第5-23時貯留貯留槽 第5-24時貯留貯留槽 第5-25時貯留貯留槽 第5-26時貯留貯留槽 第5-27時貯留貯留槽 第5-28時貯留貯留槽 第5-29時貯留貯留槽 第5-30時貯留貯留槽 第5-31時貯留貯留槽 第5-32時貯留貯留槽 第5-33時貯留貯留槽 第5-34時貯留貯留槽 第5-35時貯留貯留槽 第5-36時貯留貯留槽 第5-37時貯留貯留槽 第5-38時貯留貯留槽 第5-39時貯留貯留槽 第5-40時貯留貯留槽 第5-41時貯留貯留槽 第5-42時貯留貯留槽 第5-43時貯留貯留槽 第5-44時貯留貯留槽 第5-45時貯留貯留槽 第5-46時貯留貯留槽 第5-47時貯留貯留槽 第5-48時貯留貯留槽 第5-49時貯留貯留槽 第5-50時貯留貯留槽 第5-51時貯留貯留槽 第5-52時貯留貯留槽 第5-53時貯留貯留槽 第5-54時貯留貯留槽 第5-55時貯留貯留槽 第5-56時貯留貯留槽 第5-57時貯留貯留槽 第5-58時貯留貯留槽 第5-59時貯留貯留槽 第5-60時貯留貯留槽 第5-61時貯留貯留槽 第5-62時貯留貯留槽 第5-63時貯留貯留槽 第5-64時貯留貯留槽 第5-65時貯留貯留槽 第5-66時貯留貯留槽 第5-67時貯留貯留槽 第5-68時貯留貯留槽 第5-69時貯留貯留槽 第5-70時貯留貯留槽 第5-71時貯留貯留槽 第5-72時貯留貯留槽 第5-73時貯留貯留槽 第5-74時貯留貯留槽 第5-75時貯留貯留槽 第5-76時貯留貯留槽 第5-77時貯留貯留槽 第5-78時貯留貯留槽 第5-79時貯留貯留槽 第5-80時貯留貯留槽 第5-81時貯留貯留槽 第5-82時貯留貯留槽 第5-83時貯留貯留槽 第5-84時貯留貯留槽 第5-85時貯留貯留槽 第5-86時貯留貯留槽 第5-87時貯留貯留槽 第5-88時貯留貯留槽 第5-89時貯留貯留槽 第5-90時貯留貯留槽 第5-91時貯留貯留槽 第5-92時貯留貯留槽 第5-93時貯留貯留槽 第5-94時貯留貯留槽 第5-95時貯留貯留槽 第5-96時貯留貯留槽 第5-97時貯留貯留槽 第5-98時貯留貯留槽 第5-99時貯留貯留槽 第5-100時貯留貯留槽	B	B	B	B	B	B	B	B	B																																																												

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（95 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																							
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類(20/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設 (G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)</th> <th colspan="2">主要設備等¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備²⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物³⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁴⁾</th> <th colspan="2">部分的影響を考慮すべき設備⁵⁾</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>施設用遮断機⁶⁾</th> <th>施設用遮断機⁷⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>(G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)</td> <td>—</td> <td>分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設 (G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		部分的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設用遮断機 ⁶⁾	施設用遮断機 ⁷⁾	B	(G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	—	分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備	B	B	B								<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設 (主要な遮蔽設備)</th> <th colspan="2">主要設備等 (注1)</th> <th colspan="2">補助設備 (注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (注4)</th> <th colspan="2">部分的影響を考慮すべき設備 (注5)</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>3) その他の施設 (主要な遮蔽設備)</td> <td>—</td> <td>分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設 (主要な遮蔽設備)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		部分的影響を考慮すべき設備 (注5)		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	B	3) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	—	分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備	B	B	B							
耐震クラス	クラス別施設 (G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)			主要設備等 ¹⁾		補助設備 ²⁾		直接支持構造物 ³⁾		間接支持構造物 ⁴⁾		部分的影響を考慮すべき設備 ⁵⁾																																																																
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	施設用遮断機 ⁶⁾	施設用遮断機 ⁷⁾																																																															
B	(G) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	—	分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備	B	B	B																																																																						
耐震クラス	クラス別施設 (主要な遮蔽設備)	主要設備等 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		部分的影響を考慮すべき設備 (注5)																																																																		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲																																																																	
B	3) その他の施設 (主要な遮蔽設備)	—	分離建屋と精製建屋を接続する消道の遮蔽設備 精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する消道の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と第1建屋を接続する消道の遮蔽設備	B	B	B																																																																						

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（96 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																															
	<p>第3.1.1-1表 耐震設計上の重要度分類 (21/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備等⁽¹⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽²⁾</th> <th colspan="2">耐震設備等⁽³⁾</th> <th colspan="2">耐震設備等⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">耐震設備等⁽⁵⁾</th> <th colspan="2">耐震設備等⁽⁶⁾</th> <th colspan="2">耐震設備等⁽⁷⁾</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>S、Bクラスに属さない施設</td> <td>施設名</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>施設名</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> </tr> </tbody> </table>	主要設備等 ⁽¹⁾	補助設備 ⁽²⁾		耐震設備等 ⁽³⁾		耐震設備等 ⁽⁴⁾		耐震設備等 ⁽⁵⁾		耐震設備等 ⁽⁶⁾		耐震設備等 ⁽⁷⁾		種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲			施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲		<p>(5-7)表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>S、Bクラスに属さない施設</td> <td>施設名</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	<p>第2.1.1表 耐震重要度分類表 (6/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>S、Bクラスに属さない施設</td> <td>施設名</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> <td>種別</td> <td>適用範囲</td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	
主要設備等 ⁽¹⁾	補助設備 ⁽²⁾		耐震設備等 ⁽³⁾		耐震設備等 ⁽⁴⁾		耐震設備等 ⁽⁵⁾		耐震設備等 ⁽⁶⁾		耐震設備等 ⁽⁷⁾																																																																																																									
種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
		施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							
C	S、Bクラスに属さない施設	施設名	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲	種別	適用範囲																																																																																																							

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（100 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																										
	<p>出典：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉本体</td> <td>原子炉本体</td> <td>(1) 原子炉本体</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉冷却系</td> <td>原子炉冷却系</td> <td>(2) 原子炉冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力容器</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>(3) 原子炉圧力容器</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉圧力容器の冷却</td> <td>原子炉圧力容器の冷却</td> <td>(4) 原子炉圧力容器の冷却</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉圧力容器の圧力</td> <td>原子炉圧力容器の圧力</td> <td>(5) 原子炉圧力容器の圧力</td> </tr> <tr> <td>6. 原子炉圧力容器の温度</td> <td>原子炉圧力容器の温度</td> <td>(6) 原子炉圧力容器の温度</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉圧力容器の振動</td> <td>原子炉圧力容器の振動</td> <td>(7) 原子炉圧力容器の振動</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉圧力容器の腐食</td> <td>原子炉圧力容器の腐食</td> <td>(8) 原子炉圧力容器の腐食</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力容器の劣化</td> <td>原子炉圧力容器の劣化</td> <td>(9) 原子炉圧力容器の劣化</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉圧力容器の検査</td> <td>原子炉圧力容器の検査</td> <td>(10) 原子炉圧力容器の検査</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉圧力容器の修理</td> <td>原子炉圧力容器の修理</td> <td>(11) 原子炉圧力容器の修理</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉圧力容器の廃止</td> <td>原子炉圧力容器の廃止</td> <td>(12) 原子炉圧力容器の廃止</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉圧力容器のその他</td> <td>原子炉圧力容器のその他</td> <td>(13) 原子炉圧力容器のその他</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	1. 原子炉本体	原子炉本体	(1) 原子炉本体	2. 原子炉冷却系	原子炉冷却系	(2) 原子炉冷却系	3. 原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	(3) 原子炉圧力容器	4. 原子炉圧力容器の冷却	原子炉圧力容器の冷却	(4) 原子炉圧力容器の冷却	5. 原子炉圧力容器の圧力	原子炉圧力容器の圧力	(5) 原子炉圧力容器の圧力	6. 原子炉圧力容器の温度	原子炉圧力容器の温度	(6) 原子炉圧力容器の温度	7. 原子炉圧力容器の振動	原子炉圧力容器の振動	(7) 原子炉圧力容器の振動	8. 原子炉圧力容器の腐食	原子炉圧力容器の腐食	(8) 原子炉圧力容器の腐食	9. 原子炉圧力容器の劣化	原子炉圧力容器の劣化	(9) 原子炉圧力容器の劣化	10. 原子炉圧力容器の検査	原子炉圧力容器の検査	(10) 原子炉圧力容器の検査	11. 原子炉圧力容器の修理	原子炉圧力容器の修理	(11) 原子炉圧力容器の修理	12. 原子炉圧力容器の廃止	原子炉圧力容器の廃止	(12) 原子炉圧力容器の廃止	13. 原子炉圧力容器のその他	原子炉圧力容器のその他	(13) 原子炉圧力容器のその他		<p>出典：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉本体</td> <td>原子炉本体</td> <td>(1) 原子炉本体</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉冷却系</td> <td>原子炉冷却系</td> <td>(2) 原子炉冷却系</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉圧力容器</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>(3) 原子炉圧力容器</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉圧力容器の冷却</td> <td>原子炉圧力容器の冷却</td> <td>(4) 原子炉圧力容器の冷却</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉圧力容器の圧力</td> <td>原子炉圧力容器の圧力</td> <td>(5) 原子炉圧力容器の圧力</td> </tr> <tr> <td>6. 原子炉圧力容器の温度</td> <td>原子炉圧力容器の温度</td> <td>(6) 原子炉圧力容器の温度</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉圧力容器の振動</td> <td>原子炉圧力容器の振動</td> <td>(7) 原子炉圧力容器の振動</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉圧力容器の腐食</td> <td>原子炉圧力容器の腐食</td> <td>(8) 原子炉圧力容器の腐食</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉圧力容器の劣化</td> <td>原子炉圧力容器の劣化</td> <td>(9) 原子炉圧力容器の劣化</td> </tr> <tr> <td>10. 原子炉圧力容器の検査</td> <td>原子炉圧力容器の検査</td> <td>(10) 原子炉圧力容器の検査</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉圧力容器の修理</td> <td>原子炉圧力容器の修理</td> <td>(11) 原子炉圧力容器の修理</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉圧力容器の廃止</td> <td>原子炉圧力容器の廃止</td> <td>(12) 原子炉圧力容器の廃止</td> </tr> <tr> <td>13. 原子炉圧力容器のその他</td> <td>原子炉圧力容器のその他</td> <td>(13) 原子炉圧力容器のその他</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	1. 原子炉本体	原子炉本体	(1) 原子炉本体	2. 原子炉冷却系	原子炉冷却系	(2) 原子炉冷却系	3. 原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	(3) 原子炉圧力容器	4. 原子炉圧力容器の冷却	原子炉圧力容器の冷却	(4) 原子炉圧力容器の冷却	5. 原子炉圧力容器の圧力	原子炉圧力容器の圧力	(5) 原子炉圧力容器の圧力	6. 原子炉圧力容器の温度	原子炉圧力容器の温度	(6) 原子炉圧力容器の温度	7. 原子炉圧力容器の振動	原子炉圧力容器の振動	(7) 原子炉圧力容器の振動	8. 原子炉圧力容器の腐食	原子炉圧力容器の腐食	(8) 原子炉圧力容器の腐食	9. 原子炉圧力容器の劣化	原子炉圧力容器の劣化	(9) 原子炉圧力容器の劣化	10. 原子炉圧力容器の検査	原子炉圧力容器の検査	(10) 原子炉圧力容器の検査	11. 原子炉圧力容器の修理	原子炉圧力容器の修理	(11) 原子炉圧力容器の修理	12. 原子炉圧力容器の廃止	原子炉圧力容器の廃止	(12) 原子炉圧力容器の廃止	13. 原子炉圧力容器のその他	原子炉圧力容器のその他	(13) 原子炉圧力容器のその他	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（2/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （1）内は、設許基準対象施設を兼ねる設備の設備分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 発電炉設置前 重大事故防止 設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、設置重要施設に属する設許基準対象施設が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S) (2) 燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール(S) ・建設スプレッドヤード ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系施設 ・高圧代管注水ポンプ(S) ・高圧代管注水ポンプ止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ(S) ・原子炉隔離時冷却系熱交換器(S) ・高圧炉心スプレッドヤード(S) ・過剰安全弁(緊急弁機能)(S) ・過剰安全弁(制御弁機能)(S) ・自動減圧機用アクチュエータ(S) ・高圧代管注水ポンプ(S) ・低圧炉心スプレッドヤード(S) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水ストレータ ・残留熱除去系ポンプ(S) ・残留熱除去系熱交換器(S) ・残留熱除去系海水ポンプ(S) ・残留熱除去系海水ストレータ(S) (4) 許容制振系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒(S) ・制御棒挿入機構(S) ・制御棒挿入機構ユニット(S) ・A T W S 緩和設備(代替再循環ポンプトリップ機能) ・ほう動水貯蔵タンク(S) ・再循環ポンプ遮断器手動スイッチ(C) ・設定用電磁弁遮断器手動スイッチ(C) ・自動減圧機の起動停止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力(S) ・原子炉水位(広域)(S) ・原子炉水位(機内)(S) ・原子炉水位(SA広域)(S) ・原子炉水位(SA機内)(S) ・高圧代管注水系統流量 ・低圧代管注水原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・原子炉隔離時冷却系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード流量(S) ・残留熱除去系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード系統流量(S) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(常設ライン用) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(可動ライン用) ・ネプレーション・プール水流量 ・ドライウェル圧力 ・ネプレーション・プール水位 ・ネプレーション・プール水位 ・格納容器内水流量(SA) ・格納容器内水流量(SA) </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （1）内は、設許基準対象施設を兼ねる設備の設備分類番号	2. 発電炉設置前 重大事故防止 設備	常設重大事故防止設備であって、設置重要施設に属する設許基準対象施設が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S) (2) 燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール(S) ・建設スプレッドヤード ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系施設 ・高圧代管注水ポンプ(S) ・高圧代管注水ポンプ止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ(S) ・原子炉隔離時冷却系熱交換器(S) ・高圧炉心スプレッドヤード(S) ・過剰安全弁(緊急弁機能)(S) ・過剰安全弁(制御弁機能)(S) ・自動減圧機用アクチュエータ(S) ・高圧代管注水ポンプ(S) ・低圧炉心スプレッドヤード(S) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水ストレータ ・残留熱除去系ポンプ(S) ・残留熱除去系熱交換器(S) ・残留熱除去系海水ポンプ(S) ・残留熱除去系海水ストレータ(S) (4) 許容制振系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒(S) ・制御棒挿入機構(S) ・制御棒挿入機構ユニット(S) ・A T W S 緩和設備(代替再循環ポンプトリップ機能) ・ほう動水貯蔵タンク(S) ・再循環ポンプ遮断器手動スイッチ(C) ・設定用電磁弁遮断器手動スイッチ(C) ・自動減圧機の起動停止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力(S) ・原子炉水位(広域)(S) ・原子炉水位(機内)(S) ・原子炉水位(SA広域)(S) ・原子炉水位(SA機内)(S) ・高圧代管注水系統流量 ・低圧代管注水原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・原子炉隔離時冷却系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード流量(S) ・残留熱除去系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード系統流量(S) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(常設ライン用) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(可動ライン用) ・ネプレーション・プール水流量 ・ドライウェル圧力 ・ネプレーション・プール水位 ・ネプレーション・プール水位 ・格納容器内水流量(SA) ・格納容器内水流量(SA)	
項目	内容	備考																																																																																													
1. 原子炉本体	原子炉本体	(1) 原子炉本体																																																																																													
2. 原子炉冷却系	原子炉冷却系	(2) 原子炉冷却系																																																																																													
3. 原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	(3) 原子炉圧力容器																																																																																													
4. 原子炉圧力容器の冷却	原子炉圧力容器の冷却	(4) 原子炉圧力容器の冷却																																																																																													
5. 原子炉圧力容器の圧力	原子炉圧力容器の圧力	(5) 原子炉圧力容器の圧力																																																																																													
6. 原子炉圧力容器の温度	原子炉圧力容器の温度	(6) 原子炉圧力容器の温度																																																																																													
7. 原子炉圧力容器の振動	原子炉圧力容器の振動	(7) 原子炉圧力容器の振動																																																																																													
8. 原子炉圧力容器の腐食	原子炉圧力容器の腐食	(8) 原子炉圧力容器の腐食																																																																																													
9. 原子炉圧力容器の劣化	原子炉圧力容器の劣化	(9) 原子炉圧力容器の劣化																																																																																													
10. 原子炉圧力容器の検査	原子炉圧力容器の検査	(10) 原子炉圧力容器の検査																																																																																													
11. 原子炉圧力容器の修理	原子炉圧力容器の修理	(11) 原子炉圧力容器の修理																																																																																													
12. 原子炉圧力容器の廃止	原子炉圧力容器の廃止	(12) 原子炉圧力容器の廃止																																																																																													
13. 原子炉圧力容器のその他	原子炉圧力容器のその他	(13) 原子炉圧力容器のその他																																																																																													
項目	内容	備考																																																																																													
1. 原子炉本体	原子炉本体	(1) 原子炉本体																																																																																													
2. 原子炉冷却系	原子炉冷却系	(2) 原子炉冷却系																																																																																													
3. 原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	(3) 原子炉圧力容器																																																																																													
4. 原子炉圧力容器の冷却	原子炉圧力容器の冷却	(4) 原子炉圧力容器の冷却																																																																																													
5. 原子炉圧力容器の圧力	原子炉圧力容器の圧力	(5) 原子炉圧力容器の圧力																																																																																													
6. 原子炉圧力容器の温度	原子炉圧力容器の温度	(6) 原子炉圧力容器の温度																																																																																													
7. 原子炉圧力容器の振動	原子炉圧力容器の振動	(7) 原子炉圧力容器の振動																																																																																													
8. 原子炉圧力容器の腐食	原子炉圧力容器の腐食	(8) 原子炉圧力容器の腐食																																																																																													
9. 原子炉圧力容器の劣化	原子炉圧力容器の劣化	(9) 原子炉圧力容器の劣化																																																																																													
10. 原子炉圧力容器の検査	原子炉圧力容器の検査	(10) 原子炉圧力容器の検査																																																																																													
11. 原子炉圧力容器の修理	原子炉圧力容器の修理	(11) 原子炉圧力容器の修理																																																																																													
12. 原子炉圧力容器の廃止	原子炉圧力容器の廃止	(12) 原子炉圧力容器の廃止																																																																																													
13. 原子炉圧力容器のその他	原子炉圧力容器のその他	(13) 原子炉圧力容器のその他																																																																																													
設備分類	定義	主要設備 （1）内は、設許基準対象施設を兼ねる設備の設備分類番号																																																																																													
2. 発電炉設置前 重大事故防止 設備	常設重大事故防止設備であって、設置重要施設に属する設許基準対象施設が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S) (2) 燃料材料物の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール(S) ・建設スプレッドヤード ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系施設 ・高圧代管注水ポンプ(S) ・高圧代管注水ポンプ止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ(S) ・原子炉隔離時冷却系熱交換器(S) ・高圧炉心スプレッドヤード(S) ・過剰安全弁(緊急弁機能)(S) ・過剰安全弁(制御弁機能)(S) ・自動減圧機用アクチュエータ(S) ・高圧代管注水ポンプ(S) ・低圧炉心スプレッドヤード(S) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水ストレータ ・残留熱除去系ポンプ(S) ・残留熱除去系熱交換器(S) ・残留熱除去系海水ポンプ(S) ・残留熱除去系海水ストレータ(S) (4) 許容制振系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒(S) ・制御棒挿入機構(S) ・制御棒挿入機構ユニット(S) ・A T W S 緩和設備(代替再循環ポンプトリップ機能) ・ほう動水貯蔵タンク(S) ・再循環ポンプ遮断器手動スイッチ(C) ・設定用電磁弁遮断器手動スイッチ(C) ・自動減圧機の起動停止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力(S) ・原子炉水位(広域)(S) ・原子炉水位(機内)(S) ・原子炉水位(SA広域)(S) ・原子炉水位(SA機内)(S) ・高圧代管注水系統流量 ・低圧代管注水原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・低圧代管注水原子炉注水流量(可動ライン用) ・原子炉隔離時冷却系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード流量(S) ・残留熱除去系系統流量(S) ・高圧炉心スプレッドヤード系統流量(S) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(常設ライン用) ・低圧代管注水系統納容器スプレッドヤード流量(可動ライン用) ・ネプレーション・プール水流量 ・ドライウェル圧力 ・ネプレーション・プール水位 ・ネプレーション・プール水位 ・格納容器内水流量(SA) ・格納容器内水流量(SA)																																																																																													

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（102 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																				
	<p>（付表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設備の概要</th> <th>設備の位置</th> <th>設備の機能</th> <th>設備の構造</th> <th>設備の材料</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の点検</th> <th>設備の保守</th> <th>設備の取替</th> <th>設備の廃棄</th> <th>設備のその他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.1 設備の概要</td> <td>1.1.1 設備の位置</td> <td>1.1.2 設備の機能</td> <td>1.1.3 設備の構造</td> <td>1.1.4 設備の材料</td> <td>1.1.5 設備の仕様</td> <td>1.1.6 設備の検査</td> <td>1.1.7 設備の点検</td> <td>1.1.8 設備の保守</td> <td>1.1.9 設備の取替</td> <td>1.1.10 設備の廃棄</td> <td>1.1.11 設備のその他</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2.1 設備の概要</td> <td>2.1.1 設備の位置</td> <td>2.1.2 設備の機能</td> <td>2.1.3 設備の構造</td> <td>2.1.4 設備の材料</td> <td>2.1.5 設備の仕様</td> <td>2.1.6 設備の検査</td> <td>2.1.7 設備の点検</td> <td>2.1.8 設備の保守</td> <td>2.1.9 設備の取替</td> <td>2.1.10 設備の廃棄</td> <td>2.1.11 設備のその他</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設備の概要	設備の位置	設備の機能	設備の構造	設備の材料	設備の仕様	設備の検査	設備の点検	設備の保守	設備の取替	設備の廃棄	設備のその他	1	1.1 設備の概要	1.1.1 設備の位置	1.1.2 設備の機能	1.1.3 設備の構造	1.1.4 設備の材料	1.1.5 設備の仕様	1.1.6 設備の検査	1.1.7 設備の点検	1.1.8 設備の保守	1.1.9 設備の取替	1.1.10 設備の廃棄	1.1.11 設備のその他	2	2.1 設備の概要	2.1.1 設備の位置	2.1.2 設備の機能	2.1.3 設備の構造	2.1.4 設備の材料	2.1.5 設備の仕様	2.1.6 設備の検査	2.1.7 設備の点検	2.1.8 設備の保守	2.1.9 設備の取替	2.1.10 設備の廃棄	2.1.11 設備のその他		<p>（付表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設備の概要</th> <th>設備の位置</th> <th>設備の機能</th> <th>設備の構造</th> <th>設備の材料</th> <th>設備の仕様</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の点検</th> <th>設備の保守</th> <th>設備の取替</th> <th>設備の廃棄</th> <th>設備のその他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1.1 設備の概要</td> <td>1.1.1 設備の位置</td> <td>1.1.2 設備の機能</td> <td>1.1.3 設備の構造</td> <td>1.1.4 設備の材料</td> <td>1.1.5 設備の仕様</td> <td>1.1.6 設備の検査</td> <td>1.1.7 設備の点検</td> <td>1.1.8 設備の保守</td> <td>1.1.9 設備の取替</td> <td>1.1.10 設備の廃棄</td> <td>1.1.11 設備のその他</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2.1 設備の概要</td> <td>2.1.1 設備の位置</td> <td>2.1.2 設備の機能</td> <td>2.1.3 設備の構造</td> <td>2.1.4 設備の材料</td> <td>2.1.5 設備の仕様</td> <td>2.1.6 設備の検査</td> <td>2.1.7 設備の点検</td> <td>2.1.8 設備の保守</td> <td>2.1.9 設備の取替</td> <td>2.1.10 設備の廃棄</td> <td>2.1.11 設備のその他</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設備の概要	設備の位置	設備の機能	設備の構造	設備の材料	設備の仕様	設備の検査	設備の点検	設備の保守	設備の取替	設備の廃棄	設備のその他	1	1.1 設備の概要	1.1.1 設備の位置	1.1.2 設備の機能	1.1.3 設備の構造	1.1.4 設備の材料	1.1.5 設備の仕様	1.1.6 設備の検査	1.1.7 設備の点検	1.1.8 設備の保守	1.1.9 設備の取替	1.1.10 設備の廃棄	1.1.11 設備のその他	2	2.1 設備の概要	2.1.1 設備の位置	2.1.2 設備の機能	2.1.3 設備の構造	2.1.4 設備の材料	2.1.5 設備の仕様	2.1.6 設備の検査	2.1.7 設備の点検	2.1.8 設備の保守	2.1.9 設備の取替	2.1.10 設備の廃棄	2.1.11 設備のその他	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1.2.1 発電炉本体</td> <td>発電炉本体</td> <td>(7) 非常用電源設備 ・発電機 ・発電機用高圧電源設備 ・発電機用高圧電源設備用燃料移送ポンプ ・125V非常用電源A系(S) ・125V非常用電源B系(S) ・中性子モニタ用電源A系(S) ・中性子モニタ用電源B系(S) ・緊急用125V非常用電源 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C/C ・緊急用電源切替装置 ・緊急用125V主母線 ・2C非常用ディーゼル発電機(S) ・2D非常用ディーゼル発電機(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料タンク(S) ・軽油貯蔵タンク(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・非常用設備燃料移送ポンプ ・M/C 2C電圧(S) ・M/C 2D電圧(S) ・M/C H/F電圧(S) ・P/C 2C電圧(S) ・P/C 2D電圧(S) ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線燃料P/C電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・緊急用125V主母線電圧</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備	2.1.2.1 発電炉本体	発電炉本体	(7) 非常用電源設備 ・発電機 ・発電機用高圧電源設備 ・発電機用高圧電源設備用燃料移送ポンプ ・125V非常用電源A系(S) ・125V非常用電源B系(S) ・中性子モニタ用電源A系(S) ・中性子モニタ用電源B系(S) ・緊急用125V非常用電源 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C/C ・緊急用電源切替装置 ・緊急用125V主母線 ・2C非常用ディーゼル発電機(S) ・2D非常用ディーゼル発電機(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料タンク(S) ・軽油貯蔵タンク(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・非常用設備燃料移送ポンプ ・M/C 2C電圧(S) ・M/C 2D電圧(S) ・M/C H/F電圧(S) ・P/C 2C電圧(S) ・P/C 2D電圧(S) ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線燃料P/C電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・緊急用125V主母線電圧	
設備名	設備の概要	設備の位置	設備の機能	設備の構造	設備の材料	設備の仕様	設備の検査	設備の点検	設備の保守	設備の取替	設備の廃棄	設備のその他																																																																													
1	1.1 設備の概要	1.1.1 設備の位置	1.1.2 設備の機能	1.1.3 設備の構造	1.1.4 設備の材料	1.1.5 設備の仕様	1.1.6 設備の検査	1.1.7 設備の点検	1.1.8 設備の保守	1.1.9 設備の取替	1.1.10 設備の廃棄	1.1.11 設備のその他																																																																													
2	2.1 設備の概要	2.1.1 設備の位置	2.1.2 設備の機能	2.1.3 設備の構造	2.1.4 設備の材料	2.1.5 設備の仕様	2.1.6 設備の検査	2.1.7 設備の点検	2.1.8 設備の保守	2.1.9 設備の取替	2.1.10 設備の廃棄	2.1.11 設備のその他																																																																													
設備名	設備の概要	設備の位置	設備の機能	設備の構造	設備の材料	設備の仕様	設備の検査	設備の点検	設備の保守	設備の取替	設備の廃棄	設備のその他																																																																													
1	1.1 設備の概要	1.1.1 設備の位置	1.1.2 設備の機能	1.1.3 設備の構造	1.1.4 設備の材料	1.1.5 設備の仕様	1.1.6 設備の検査	1.1.7 設備の点検	1.1.8 設備の保守	1.1.9 設備の取替	1.1.10 設備の廃棄	1.1.11 設備のその他																																																																													
2	2.1 設備の概要	2.1.1 設備の位置	2.1.2 設備の機能	2.1.3 設備の構造	2.1.4 設備の材料	2.1.5 設備の仕様	2.1.6 設備の検査	2.1.7 設備の点検	2.1.8 設備の保守	2.1.9 設備の取替	2.1.10 設備の廃棄	2.1.11 設備のその他																																																																													
設備分類	定義	主要設備																																																																																							
2.1.2.1 発電炉本体	発電炉本体	(7) 非常用電源設備 ・発電機 ・発電機用高圧電源設備 ・発電機用高圧電源設備用燃料移送ポンプ ・125V非常用電源A系(S) ・125V非常用電源B系(S) ・中性子モニタ用電源A系(S) ・中性子モニタ用電源B系(S) ・緊急用125V非常用電源 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C/C ・緊急用電源切替装置 ・緊急用125V主母線 ・2C非常用ディーゼル発電機(S) ・2D非常用ディーゼル発電機(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料タンク(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料タンク(S) ・軽油貯蔵タンク(S) ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・高圧炉心ストレイトタイプディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・非常用設備燃料移送ポンプ ・M/C 2C電圧(S) ・M/C 2D電圧(S) ・M/C H/F電圧(S) ・P/C 2C電圧(S) ・P/C 2D電圧(S) ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線2台電圧(S) ・直流125V主母線燃料P/C電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・直流24V中性子モニタ用分電盤2台電圧(S) ・緊急用125V主母線電圧																																																																																							

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（105 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																			
	<p>第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <table border="1" data-bbox="676 275 926 1808"> <tr> <td rowspan="2">系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置</td> <td>設備</td> <td>構成する機器</td> <td rowspan="2">設備分類 分類</td> <td rowspan="2">代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）</td> <td rowspan="2">耐震重要度 分類</td> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">分類</td> </tr> <tr> <td>設備名称</td> <td>構成する機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水供給設備</td> <td>第1貯水槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第41条に記載</td> </tr> </table> <p>（つづき）</p>	系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置	設備	構成する機器	設備分類 分類	代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）	耐震重要度 分類	設備	分類	設備名称	構成する機器		水供給設備	第1貯水槽					第41条に記載		<p>第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備</p> <table border="1" data-bbox="1724 289 1878 1808"> <tr> <td rowspan="2">系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置</td> <td>設備</td> <td>構成する機器</td> <td rowspan="2">設備分類 分類</td> <td rowspan="2">代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）</td> <td rowspan="2">耐震重要度 分類</td> <td rowspan="2">設備</td> <td rowspan="2">分類</td> </tr> <tr> <td>設備名称</td> <td>構成する機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水供給設備</td> <td>第1貯水槽</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第41条に記載</td> </tr> </table> <p>（つづき）</p>	系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置	設備	構成する機器	設備分類 分類	代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）	耐震重要度 分類	設備	分類	設備名称	構成する機器		水供給設備	第1貯水槽					第41条に記載	<p>第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7/7）</p> <table border="1" data-bbox="2059 289 2516 940"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （（ ）内は、設計基準対象施設を兼ねる設備（耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 発電炉重大事故等対処施設 （つづき）</td> <td>重大事故等対処施設のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故等対処施設）のうち、当該施設の</td> <td> (7) 非常用電源設備 ・ 事故代替高圧電源装置 ・ 事故代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・ 125V 非常用電源A系(S) ・ 125V 非常用電源B系(S) ・ 緊急用 125V 非常用電源 ・ 緊急用M/C ・ 緊急用P/C ・ 緊急用MCC ・ 緊急用電源切替器 ・ 緊急用直流 125V 主母線槽 ・ 2 C非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 軽油貯蔵タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 可燃性設備用軽油タンク ・ M/C 2 C電圧 (S) ・ M/C 2 D電圧 (S) ・ P/C 2 C電圧 (S) ・ P/C 2 D電圧 (S) ・ 緊急用M/C電圧 ・ 緊急用P/C電圧 ・ 直流 125V 主母線槽 2 A電圧(S) ・ 直流 125V 主母線槽 2 D電圧(S) ・ 緊急用直流 125V 1相線電圧 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> (8) 非常用取水設備 ・ 貯留槽(S) ・ 取水構造物(C) ・ SA用海水ピット取水塔 ・ 海水引込み管 ・ SA用海水ピット ・ 緊急用海水取水塔 ・ 緊急用海水ポンプピット </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> (9) 緊急時対策 ・ 緊急時対策用発電機 ・ 緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク ・ 緊急時対策用発電機燃料油ポンプ ・ 緊急時対策用M/C電圧計 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> (10) 過積荷設備 ・ 集積電圧計(増設型) (C) ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) (C) </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （（ ）内は、設計基準対象施設を兼ねる設備（耐震重要度分類）	3. 発電炉重大事故等対処施設 （つづき）	重大事故等対処施設のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故等対処施設）のうち、当該施設の	(7) 非常用電源設備 ・ 事故代替高圧電源装置 ・ 事故代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・ 125V 非常用電源A系(S) ・ 125V 非常用電源B系(S) ・ 緊急用 125V 非常用電源 ・ 緊急用M/C ・ 緊急用P/C ・ 緊急用MCC ・ 緊急用電源切替器 ・ 緊急用直流 125V 主母線槽 ・ 2 C非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 軽油貯蔵タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 可燃性設備用軽油タンク ・ M/C 2 C電圧 (S) ・ M/C 2 D電圧 (S) ・ P/C 2 C電圧 (S) ・ P/C 2 D電圧 (S) ・ 緊急用M/C電圧 ・ 緊急用P/C電圧 ・ 直流 125V 主母線槽 2 A電圧(S) ・ 直流 125V 主母線槽 2 D電圧(S) ・ 緊急用直流 125V 1相線電圧			(8) 非常用取水設備 ・ 貯留槽(S) ・ 取水構造物(C) ・ SA用海水ピット取水塔 ・ 海水引込み管 ・ SA用海水ピット ・ 緊急用海水取水塔 ・ 緊急用海水ポンプピット			(9) 緊急時対策 ・ 緊急時対策用発電機 ・ 緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク ・ 緊急時対策用発電機燃料油ポンプ ・ 緊急時対策用M/C電圧計			(10) 過積荷設備 ・ 集積電圧計(増設型) (C) ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) (C)	
系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置	設備		構成する機器	設備分類 分類						代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）	耐震重要度 分類	設備	分類																																											
	設備名称	構成する機器																																																						
	水供給設備	第1貯水槽					第41条に記載																																																	
系統機能 燃料貯蔵プール等への大容量の注水/燃料放水/航空機衝突による航空機燃料火災及び化学火災に係る措置	設備	構成する機器	設備分類 分類	代替する機能を有する安全機能を有する施設 （（ ）内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類）	耐震重要度 分類	設備	分類																																																	
	設備名称	構成する機器																																																						
	水供給設備	第1貯水槽					第41条に記載																																																	
設備分類	定義	主要設備 （（ ）内は、設計基準対象施設を兼ねる設備（耐震重要度分類）																																																						
3. 発電炉重大事故等対処施設 （つづき）	重大事故等対処施設のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故等対処施設）のうち、当該施設の	(7) 非常用電源設備 ・ 事故代替高圧電源装置 ・ 事故代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・ 125V 非常用電源A系(S) ・ 125V 非常用電源B系(S) ・ 緊急用 125V 非常用電源 ・ 緊急用M/C ・ 緊急用P/C ・ 緊急用MCC ・ 緊急用電源切替器 ・ 緊急用直流 125V 主母線槽 ・ 2 C非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ(S) ・ 軽油貯蔵タンク(S) ・ 2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 2 D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ(S) ・ 可燃性設備用軽油タンク ・ M/C 2 C電圧 (S) ・ M/C 2 D電圧 (S) ・ P/C 2 C電圧 (S) ・ P/C 2 D電圧 (S) ・ 緊急用M/C電圧 ・ 緊急用P/C電圧 ・ 直流 125V 主母線槽 2 A電圧(S) ・ 直流 125V 主母線槽 2 D電圧(S) ・ 緊急用直流 125V 1相線電圧																																																						
		(8) 非常用取水設備 ・ 貯留槽(S) ・ 取水構造物(C) ・ SA用海水ピット取水塔 ・ 海水引込み管 ・ SA用海水ピット ・ 緊急用海水取水塔 ・ 緊急用海水ポンプピット																																																						
		(9) 緊急時対策 ・ 緊急時対策用発電機 ・ 緊急時対策用発電機燃料油貯蔵タンク ・ 緊急時対策用発電機燃料油ポンプ ・ 緊急時対策用M/C電圧計																																																						
		(10) 過積荷設備 ・ 集積電圧計(増設型) (C) ・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) (C)																																																						

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（106 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																		
	<p>(つづき)</p> <p>第41条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備</p> <table border="1" data-bbox="578 283 1009 1822"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構築物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水源確保/第2貯水槽から第1貯水槽への水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給</td> <td>水供給設備</td> <td>第1貯水槽</td> <td rowspan="2">給水処理設備</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">第1保管庫・貯水所</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>水供給設備</td> <td>第2貯水槽</td> <td>給水処理設備</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>第2保管庫・貯水所</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		設備分類	設備分類	間接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物	設備名称	構成する機器	各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水源確保/第2貯水槽から第1貯水槽への水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給	水供給設備	第1貯水槽	給水処理設備	C	-	第1保管庫・貯水所	○	水供給設備	第2貯水槽	給水処理設備	C	-	第2保管庫・貯水所	○		<p>(つづき)</p> <p>第41条 重大事故等への対処に必要な水の供給設備</p> <table border="1" data-bbox="1691 283 1914 1795"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構築物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給</td> <td>水供給設備</td> <td>第1貯水槽</td> <td rowspan="2">給水処理設備</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">第1保管庫・貯水所</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>水供給設備</td> <td>第2貯水槽</td> <td>給水処理設備</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>第2保管庫・貯水所</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		設備分類	設備分類	間接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物	設備名称	構成する機器	各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給	水供給設備	第1貯水槽	給水処理設備	C	-	第1保管庫・貯水所	○	水供給設備	第2貯水槽	給水処理設備	C	-	第2保管庫・貯水所	○		
系統機能	設備		設備分類	設備分類						間接支持構造物	間接支持構造物		建物・構築物																																										
	設備名称	構成する機器																																																					
各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水源確保/第2貯水槽から第1貯水槽への水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給	水供給設備	第1貯水槽	給水処理設備	C	-	第1保管庫・貯水所	○																																																
	水供給設備	第2貯水槽						給水処理設備	C	-	第2保管庫・貯水所	○																																											
系統機能	設備		設備分類	設備分類	間接支持構造物	間接支持構造物	建物・構築物																																																
	設備名称	構成する機器																																																					
各重大事故等対策のための水源確保/工機等外への放射性物質等の放出の抑制に係る対応のための水の供給/第1貯水槽から第2貯水槽への水の供給	水供給設備	第1貯水槽	給水処理設備	C	-	第1保管庫・貯水所	○																																																
	水供給設備	第2貯水槽						給水処理設備	C	-	第2保管庫・貯水所	○																																											

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（107 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																								
	<p>107-116</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 目的</td> <td>発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 適用範囲</td> <td>本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	1. 目的	発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。		2. 適用範囲	本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。		3. 設計方針	<ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 			<p>107-116</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 目的</td> <td>発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 適用範囲</td> <td>本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	1. 目的	発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。		2. 適用範囲	本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。		3. 設計方針	<ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 			
項目	内容	備考																											
1. 目的	発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。																												
2. 適用範囲	本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。																												
3. 設計方針	<ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 																												
項目	内容	備考																											
1. 目的	発電炉の設置に必要となる設備の設計方針を定めること。																												
2. 適用範囲	本設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。																												
3. 設計方針	<ul style="list-style-type: none"> （1）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （2）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （3）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （4）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （5）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （6）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （7）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （8）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （9）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （10）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （11）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （12）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （13）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （14）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （15）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （16）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （17）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （18）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （19）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 （20）設計方針は、発電炉の設置に必要となる設備の設計に適用される。 																												

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（109 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																												
	<p>109-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書		<p>109-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> <th>設工認申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> <td>設工認申請書</td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書		
設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書																																							
設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書																																							
設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書																																							
設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書	設工認申請書																																							

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（110 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																											
	<p>1. 基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1 基本設計方針の概要</td> <td>基本設計方針の概要を記載する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.2 基本設計方針の整合性</td> <td>基本設計方針が技術基準規則と整合していることを示す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.3 基本設計方針の比較</td> <td>発電炉の基本設計方針と比較し、差異を記載する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.4 地震による損傷の防止</td> <td>地震による損傷を防止するための設計方針を記載する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	1.1 基本設計方針の概要	基本設計方針の概要を記載する。		1.2 基本設計方針の整合性	基本設計方針が技術基準規則と整合していることを示す。		1.3 基本設計方針の比較	発電炉の基本設計方針と比較し、差異を記載する。		1.4 地震による損傷の防止	地震による損傷を防止するための設計方針を記載する。			<p>2. 添付書類六</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1 地震による損傷の防止に関する設計図</td> <td>地震による損傷を防止するための設計図を添付する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.2 地震による損傷の防止に関する計算書</td> <td>地震による損傷を防止するための計算書を添付する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.3 地震による損傷の防止に関する説明書</td> <td>地震による損傷を防止するための説明書を添付する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	備考	2.1 地震による損傷の防止に関する設計図	地震による損傷を防止するための設計図を添付する。		2.2 地震による損傷の防止に関する計算書	地震による損傷を防止するための計算書を添付する。		2.3 地震による損傷の防止に関する説明書	地震による損傷を防止するための説明書を添付する。			
項目	内容	備考																														
1.1 基本設計方針の概要	基本設計方針の概要を記載する。																															
1.2 基本設計方針の整合性	基本設計方針が技術基準規則と整合していることを示す。																															
1.3 基本設計方針の比較	発電炉の基本設計方針と比較し、差異を記載する。																															
1.4 地震による損傷の防止	地震による損傷を防止するための設計方針を記載する。																															
項目	内容	備考																														
2.1 地震による損傷の防止に関する設計図	地震による損傷を防止するための設計図を添付する。																															
2.2 地震による損傷の防止に関する計算書	地震による損傷を防止するための計算書を添付する。																															
2.3 地震による損傷の防止に関する説明書	地震による損傷を防止するための説明書を添付する。																															

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（111 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																																												
	<p>(1) 設工認申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">設備の構成</th> <th rowspan="2">設備の分類</th> <th rowspan="2">設備の位置</th> <th rowspan="2">設備の構造</th> <th rowspan="2">設備の材質</th> <th rowspan="2">設備の仕様</th> <th rowspan="2">設備の設計</th> <th rowspan="2">設備の検査</th> <th rowspan="2">設備の取扱い</th> <th rowspan="2">設備の保守</th> <th rowspan="2">設備の廃棄</th> <th rowspan="2">設備のその他</th> </tr> <tr> <th>設備の名称</th> <th>設備の構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備の構成		設備の分類	設備の位置	設備の構造	設備の材質	設備の仕様	設備の設計	設備の検査	設備の取扱い	設備の保守	設備の廃棄	設備のその他	設備の名称	設備の構成	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		<p>(2) 事業変更許可申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備</th> <th colspan="2">設備の構成</th> <th rowspan="2">設備の分類</th> <th rowspan="2">設備の位置</th> <th rowspan="2">設備の構造</th> <th rowspan="2">設備の材質</th> <th rowspan="2">設備の仕様</th> <th rowspan="2">設備の設計</th> <th rowspan="2">設備の検査</th> <th rowspan="2">設備の取扱い</th> <th rowspan="2">設備の保守</th> <th rowspan="2">設備の廃棄</th> <th rowspan="2">設備のその他</th> </tr> <tr> <th>設備の名称</th> <th>設備の構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> <td>機器</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> <td>電気設備</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備の構成		設備の分類	設備の位置	設備の構造	設備の材質	設備の仕様	設備の設計	設備の検査	設備の取扱い	設備の保守	設備の廃棄	設備のその他	設備の名称	設備の構成	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
設備	設備の構成		設備の分類	設備の位置												設備の構造	設備の材質	設備の仕様	設備の設計	設備の検査	設備の取扱い	設備の保守	設備の廃棄	設備のその他																																																																																																																																																									
	設備の名称	設備の構成																																																																																																																																																																															
圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器																																																																																																																																																																				
配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管																																																																																																																																																																				
機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器																																																																																																																																																																				
電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備																																																																																																																																																																				
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他																																																																																																																																																																				
設備	設備の構成		設備の分類	設備の位置	設備の構造	設備の材質	設備の仕様	設備の設計	設備の検査	設備の取扱い	設備の保守	設備の廃棄	設備のその他																																																																																																																																																																				
	設備の名称	設備の構成																																																																																																																																																																															
圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器																																																																																																																																																																				
配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管																																																																																																																																																																				
機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器	機器																																																																																																																																																																				
電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備																																																																																																																																																																				
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他																																																																																																																																																																				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（112 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																
	<p>(ツブ抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 及びその附属重要度分類〕</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">直接支持構造物</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構築物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> <th>設備分類</th> <th>機器・配管等の支持構造物</th> <th>機器・配管等の支持構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有機溶媒等による火災又は爆発 に対するための設備の監視バ ンナー</td> <td>計測設備</td> <td>監視装置</td> <td>—</td> <td>C</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>精製建屋</td> <td>静的地震力</td> </tr> <tr> <td>監視・記録設備</td> <td>監視制御装置</td> <td>(制御室)</td> <td>(C)</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御建屋</td> <td>静的地震力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監視・記録設備</td> <td>計測設備</td> <td>監視装置</td> <td>(制御室)</td> <td>(S)</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御建屋</td> <td>Ss</td> </tr> <tr> <td>監視・記録設備</td> <td>監視制御装置</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、 第2保管庫・貯水所</td> <td>静的地震力</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 及びその附属重要度分類〕	設備分類	直接支持構造物		間接支持構造物	建物・構築物	設備名称	構成する機器	設備分類	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	有機溶媒等による火災又は爆発 に対するための設備の監視バ ンナー	計測設備	監視装置	—	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力	監視・記録設備	監視制御装置	(制御室)	(C)	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	静的地震力	監視・記録設備	計測設備	監視装置	(制御室)	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	Ss	監視・記録設備	監視制御装置	計測制御設備	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、 第2保管庫・貯水所	静的地震力		<p>(ツブ抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその附属重要度分類〕</th> <th rowspan="2">設備 重要度 区分</th> <th colspan="2">直接支持構造物</th> <th rowspan="2">間接支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構築物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> <th>設備分類</th> <th>機器・配管等の支持構造物</th> <th>機器・配管等の支持構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有機溶媒等による火災又は爆発に 対するのための設備の監視バ ンナー</td> <td>計測設備</td> <td>監視装置</td> <td>—</td> <td>C</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>精製建屋</td> <td>静的地震力</td> </tr> <tr> <td>監視・記録設備</td> <td>監視制御装置</td> <td>(制御室)</td> <td>(C)</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御建屋</td> <td>静的地震力</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監視・記録設備</td> <td>計測設備</td> <td>監視装置</td> <td>(制御室)</td> <td>(S)</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御建屋</td> <td>Ss</td> </tr> <tr> <td>監視・記録設備</td> <td>監視制御装置</td> <td>計測制御設備</td> <td>C</td> <td>常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、第2保 管庫・貯水所</td> <td>静的地震力</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその附属重要度分類〕	設備 重要度 区分	直接支持構造物		間接支持構造物	建物・構築物	設備名称	構成する機器	設備分類	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物	有機溶媒等による火災又は爆発に 対するのための設備の監視バ ンナー	計測設備	監視装置	—	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力	監視・記録設備	監視制御装置	(制御室)	(C)	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	静的地震力	監視・記録設備	計測設備	監視装置	(制御室)	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	Ss	監視・記録設備	監視制御装置	計測制御設備	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、第2保 管庫・貯水所	静的地震力		
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備 及びその附属重要度分類〕	設備分類			直接支持構造物				間接支持構造物	建物・構築物																																																																																									
	設備名称	構成する機器			設備分類	機器・配管等の支持構造物	機器・配管等の支持構造物																																																																																														
有機溶媒等による火災又は爆発 に対するための設備の監視バ ンナー	計測設備	監視装置	—	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力																																																																																													
	監視・記録設備	監視制御装置	(制御室)	(C)	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	静的地震力																																																																																													
監視・記録設備	計測設備	監視装置	(制御室)	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	Ss																																																																																													
	監視・記録設備	監視制御装置	計測制御設備	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備 以外の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、 第2保管庫・貯水所	静的地震力																																																																																													
系統機能	設備		代替する機能を有する安全機能を有する施設 〔(1)内は、設計基準対象の設備を兼ねる 設備及びその附属重要度分類〕	設備 重要度 区分	直接支持構造物		間接支持構造物	建物・構築物																																																																																													
	設備名称	構成する機器			設備分類	機器・配管等の支持構造物			機器・配管等の支持構造物																																																																																												
有機溶媒等による火災又は爆発に 対するのための設備の監視バ ンナー	計測設備	監視装置	—	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	精製建屋	静的地震力																																																																																													
	監視・記録設備	監視制御装置	(制御室)	(C)	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	静的地震力																																																																																													
監視・記録設備	計測設備	監視装置	(制御室)	(S)	常設耐震重要度重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御建屋	Ss																																																																																													
	監視・記録設備	監視制御装置	計測制御設備	C	常設耐震重要度重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、 ウラン・プルトニウム濃度調整建屋、 高レベル廃液ガラス固化建屋、制御建屋、 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所、第2保 管庫・貯水所	静的地震力																																																																																													

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（113 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																				
	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">直後支持構造物</th> <th rowspan="2">直後支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構造物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">制御電源設備</td> <td>制御電源中央制御室換気設備</td> <td>構成する機器 制御電源中央制御室換気設備</td> <td>(S)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 Ss</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備</td> <td>制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備</td> <td>(C)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力</td> </tr> <tr> <td>計測制御設備</td> <td>制御電源安全系監視制御設備</td> <td>(S)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 Ss</td> </tr> <tr> <td>制御電源設備</td> <td>中央制御室送電 制御電源設備</td> <td>(C)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 静的地震力</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		設備分類	直後支持構造物	直後支持構造物	建物・構造物	設備名称	構成する機器	制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備	構成する機器 制御電源中央制御室換気設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力	計測制御設備	制御電源安全系監視制御設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss	制御電源設備	中央制御室送電 制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 静的地震力		<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統機能</th> <th colspan="2">設備</th> <th rowspan="2">設備分類</th> <th rowspan="2">直後支持構造物</th> <th rowspan="2">直後支持構造物</th> <th rowspan="2">建物・構造物</th> </tr> <tr> <th>設備名称</th> <th>構成する機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">制御電源設備</td> <td>制御電源中央制御室換気設備</td> <td>構成する機器 制御電源中央制御室換気設備</td> <td>(S)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 Ss</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備</td> <td>制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備</td> <td>(C)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力</td> </tr> <tr> <td>計測制御設備</td> <td>制御電源安全系監視制御設備</td> <td>(S)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 Ss</td> </tr> <tr> <td>制御電源設備</td> <td>中央制御室送電 制御電源設備</td> <td>(C)</td> <td>常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備</td> <td>機器・配管等の支持構造物</td> <td>制御電源 静的地震力</td> </tr> </tbody> </table>	系統機能	設備		設備分類	直後支持構造物	直後支持構造物	建物・構造物	設備名称	構成する機器	制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備	構成する機器 制御電源中央制御室換気設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力	計測制御設備	制御電源安全系監視制御設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss	制御電源設備	中央制御室送電 制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 静的地震力		
系統機能	設備		設備分類	直後支持構造物					直後支持構造物	建物・構造物																																																															
	設備名称	構成する機器																																																																							
制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備	構成する機器 制御電源中央制御室換気設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss																																																																			
	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力																																																																			
	計測制御設備	制御電源安全系監視制御設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss																																																																			
	制御電源設備	中央制御室送電 制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 静的地震力																																																																			
系統機能	設備		設備分類	直後支持構造物	直後支持構造物	建物・構造物																																																																			
	設備名称	構成する機器																																																																							
制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備	構成する機器 制御電源中央制御室換気設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss																																																																			
	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	制御電源中央制御室換気設備 使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	使用済燃料受入れ・貯蔵制御電源 静的地震力																																																																			
	計測制御設備	制御電源安全系監視制御設備	(S)	常設制御電源重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 Ss																																																																			
	制御電源設備	中央制御室送電 制御電源設備	(C)	常設制御電源重大事故等対応設備以外 の常設重大事故等対応設備	機器・配管等の支持構造物	制御電源 静的地震力																																																																			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（114 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	<p>設工認申請書 基本設計方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設備名称</th> <th>設備の機能</th> <th>設備の構造</th> <th>設備の設置</th> <th>設備の維持</th> <th>設備の取扱い</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の記録</th> <th>設備の取扱い</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> </tr> <tr> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> </tr> <tr> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備名称	設備の機能	設備の構造	設備の設置	設備の維持	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		<p>事業変更許可申請書 添付書類六</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>設備名称</th> <th>設備の機能</th> <th>設備の構造</th> <th>設備の設置</th> <th>設備の維持</th> <th>設備の取扱い</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の記録</th> <th>設備の取扱い</th> <th>設備の検査</th> <th>設備の記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> <td>圧力容器</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>配管</td> </tr> <tr> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> <td>弁</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> <td>ポンプ</td> </tr> <tr> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> <td>発電機</td> </tr> <tr> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> <td>変圧器</td> </tr> <tr> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> <td>送電線</td> </tr> <tr> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> <td>制御盤</td> </tr> <tr> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> <td>計測器</td> </tr> <tr> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> <td>安全装置</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table>	設備	設備名称	設備の機能	設備の構造	設備の設置	設備の維持	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他		
設備	設備名称	設備の機能	設備の構造	設備の設置	設備の維持	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
設備	設備名称	設備の機能	設備の構造	設備の設置	設備の維持	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録	設備の取扱い	設備の検査	設備の記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器	圧力容器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管	配管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁	弁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機	発電機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器	変圧器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線	送電線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤	制御盤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器	計測器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置	安全装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（115 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																				
	<p>4-2-2(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設工認申請書</th> <th>基本設計方針</th> <th>事業変更許可申請書</th> <th>本文</th> <th>事業変更許可申請書</th> <th>添付書類六</th> <th>発電炉設工認</th> <th>基本設計方針</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p> </td> <td> <p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p> </td> <td></td> <td></td> <td> <p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考	<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>	<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>			<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>						<table border="1"> <thead> <tr> <th>設工認申請書</th> <th>基本設計方針</th> <th>事業変更許可申請書</th> <th>本文</th> <th>事業変更許可申請書</th> <th>添付書類六</th> <th>発電炉設工認</th> <th>基本設計方針</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考											
設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考																																	
<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>	<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>			<p>1. 基本設計方針の整合性</p> <p>2. 発電炉との比較</p> <p>3. 地震による損傷の防止</p>																																					
設工認申請書	基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類六	発電炉設工認	基本設計方針	備考																																	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第六条、第三十三条（地震による損傷の防止）（116 / 116）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考																																																																																																																																																																								
	<p>1-1-1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設工認申請書</th> <th colspan="2">事業変更許可申請書</th> <th colspan="2">発電炉設工認</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書		事業変更許可申請書		発電炉設工認		項目	内容	項目	内容	項目	内容	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇		<p>1-1-1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設工認申請書</th> <th colspan="2">事業変更許可申請書</th> <th colspan="2">発電炉設工認</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>名称</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>所在地</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請種別</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請内容</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請理由</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請書類</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請費用</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請時期</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請状況</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請結果</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請経過</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>申請備考</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </tbody> </table>	設工認申請書		事業変更許可申請書		発電炉設工認		項目	内容	項目	内容	項目	内容	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇		
設工認申請書		事業変更許可申請書		発電炉設工認																																																																																																																																																																									
項目	内容	項目	内容	項目	内容																																																																																																																																																																								
名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
設工認申請書		事業変更許可申請書		発電炉設工認																																																																																																																																																																									
項目	内容	項目	内容	項目	内容																																																																																																																																																																								
名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇	名称	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇	申請種別	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇	申請内容	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇	申請理由	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇	申請書類	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇	申請費用	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇	申請時期	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇	申請状況	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇	申請結果	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇	申請経過	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								
申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇	申請備考	〇〇〇〇																																																																																																																																																																								

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第六条及び第三十三条（地震による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
DB①	安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針	技術基準の要求事項を受けている内容	6条1項	—	a
DB②	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計の基本方針	技術基準の要求事項を受けている内容	6条2項	—	a
DB③	安全機能を有する施設の耐震重要度分類	安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度分類について記載する。	6条1項	—	a
DB④	地震力の算定方法	安全機能を有する施設の耐震設計における設計用地震力の算定方法について記載する。	6条1項 6条2項	—	a
DB⑤	荷重の組合せと許容限界	安全機能を有する施設の耐震設計における考慮すべき荷重の組合せと適用する許容限界について記載する。	6条1項 6条2項	—	a
DB⑥	設計における留意事項のうち，各段階における波及的影響の評価方針	波及的影響評価について，設計及び工事の段階における調査・検討内容等を記載するとともに，波及的影響防止のための現場の維持管理を保安規定に定める旨記載する。	6条2項	—	a
DB⑦	地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨記載する。	6条3項	—	a
DB⑧	地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針（第5条関連）	周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨記載する。	6条3項	—	a
SA①	重大事故等対処施設に係る耐震設計の基本方針	技術基準の要求事項を受けている内容	33条1項1号 33条1項2号	—	a
SA②	重大事故等対処施設の設備分類	重大事故等対処施設の耐震設計における設備分類について記載する。	33条1項1号 33条1項2号	—	a
SA③	地震力の算定方法	重大事故等対処施設の耐震設計における設計用地震力の算定方法について記載する。	33条1項1号 33条1項2号	—	a
SA④	荷重の組合せと許容限界	重大事故等対処施設の耐震設計における考慮すべき荷重の組合せと適用する許容限界について記載する。	33条1項1号 33条1項2号	—	a

SA⑤	設計における留意事項のうち、重大事故等対処施設における波及的影響の評価方針	波及的影響評価について、設計及び工事の段階における調査・検討内容等を記載するとともに、波及的影響防止のための現場の維持管理を保安規定に定める旨記載する。	33条1項1号	—	a
SA⑥	地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨記載する。	33条2項	—	a
SA⑦	地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針（第32条関連）	周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する旨記載する。	33条2項	—	a

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
DB㊦	耐震設計の基本方針	事業指定基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	—
DB㊧	地盤に対する設置方針	第5条地盤の要求事項に対する設計方針であることから「地盤」の基本設計方針に記載する。	—
DB㊨	基準地震動、弾性設計用地震動の設定方針	事業変更許可申請書で担保されている事項であり、詳細については添付書類に記載することから基本設計方針に記載しない。	a

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
DB㊩	耐震設計の基本方針	事業指定基準規則への適合性の方針を示すものであり、別途、技術基準規則への適合性の方針を記載するため、記載しない。	a
DB㊪	地盤に対する設置方針	第5条地盤の要求事項に対する設計方針であることから「地盤」の基本設計方針に記載する。	—
DB㊫	安全機能を有する施設の耐震重要度分類	耐震重要度分類の対象設備及び考え方であり、耐震設計上の重要度分類の結果及び考え方を、本文第3.1.1-1表「クラス別施設」に示し、詳細については添付書類に示すことから、記載しない。	a
DB㊬	基準地震動、弾性設計用地震動の設定方針	事業変更許可申請書で担保されている事項であり、詳細については添付書類に記載することから基本設計方針に記載しない。	a
DB㊭	荷重の組合せ上の留意事項（水平2方向と鉛直方向の組合せに関する記載を除く。）	第6条の要求事項にないことから、詳細については、添付書類に、荷重の組合せにおいて包絡できるケース等の留意事項について記載する。	a
DB㊮	溢水防護、化学薬品防護及び火災防護の観点からの波及的影響評価	溢水防護については、「溢水による損傷の防止」の基本設計方針、化学薬品防護については、「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の基本設計方針、火災防護については、「火災等による損傷の防止」の基本設計方針に記載する。	b, c, d

設工認申請書 各条文の設計の考え方

DB◇	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類六の他記載と重複するため記載しない。	—
DB・SA◇	主要な施設の耐震構造	主要設備の構造に関する記載であり、当該構造を踏まえた耐震性については、個別施設の仕様表、添付書類に記載する。	a, e, f
SA◇	重大事故等対処施設の設備分類	重大事故等対処施設の設備分類の対象設備及び考え方であり、耐震設計上の設備分類の結果及び考え方を、本文第 3.1.1-2 表「重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類」に示し、詳細については添付書類に示すことから記載しない。	a
SA◇	荷重の組合せ上の留意事項（水平 2 方向と鉛直方向の組合せに関する記載を除く。）	第 33 条の要求事項にないことから、詳細については、添付書類に、荷重の組合せにおいて包絡できるケース等の留意事項について記載する。	a
SA◇	地盤に対する設置方針	第 32 条地盤の要求事項に対する設計方針であることから「地盤」の基本設計方針に記載する。	—
SA◇	緊急時対策所の設計方針	第 50 条緊急時対策所の要求事項に対する設計方針であることから「緊急時対策所」の基本設計方針に記載する。	g
SA◇	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類六の他記載と重複するため記載しない。	—

4. 添付書類等

No.	書類名
a	添付Ⅳ 耐震性に関する説明書
b	添付Ⅵ-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
c	添付Ⅵ-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書
d	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書
e	仕様表
f	添付Ⅵ-2-2 平面図及び断面図
g	添付Ⅵ-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

※本別紙は地盤 00-01、地震 00-01 統合した形式とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	業務事項	添付書類 構成 (1)		添付書類 説明内容 (1)		添付書類 構成 (2)		添付書類 説明内容 (2)		第1節								第2節							
					添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (附設工器具) 第二十二号/付/建築(係名)施設	申請対象設備 (附設工器具) 海洋施設(係名)施設	仕様表	添付書類	添付書類における記載							
1-1	第1章 共通項目 2.地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。以下「同様。」)に設置する。	設計書	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針]	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S _s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 b.耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、代襲する機能を有する安全機能を有する施設が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 c.この地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S _s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 b.耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、代襲する機能を有する安全機能を有する施設が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 c.この地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。							
1-2	なお、以下の項目における建物・構築物は、建物、構築物及び土木構築物(屋外重要土木構築物及びその他の土木構築物)の総称とする。また、屋外重要土木構築物は、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を果たされる土木構築物をいう。	仕様	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針]	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] IV 耐震に関する説明書(における建物・構築物、建物、構築物及び土木構築物(屋外重要土木構築物及びその他の土木構築物)の総称とする。再処理施設が構築物に、屋外機械設備、電機設備対策設備及び排気筒である。土木構築物は別途である。ここで、屋外重要土木構築物は、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を果たされる土木構築物をいう。	第1節と同ー														
2-1	2.1.安全機能を有する施設等の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への被害の発生時に大規模な(以下「耐震重要施設をいう。')及びそれらをサポートする建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、その使用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動 S _s としよう。')による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針]	—	—	○	安全冷却水系	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S _s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 b.この地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	○	<建物・構築物> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却系冷却器A/B基礎間防漏 廃液タンク室 <系統> 安全冷却水系	<建物・構築物> 新処理建屋 分層建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋車庫 チャンネルのガス・バルブホイス/処理建屋 JAL-エドビー-2貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分層建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋 酸処理 分層建屋/精製建屋/ウラン酸処理建屋/ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋車庫/燃料貯蔵タンク 冷却塔 <系統> 安全冷却水系	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S _s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 b.この地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。							
2-2	また、上記に加え、基準地震動 S _s による地震力が作用することによって前述の上の予けが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらをサポートする建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針]	—	—	○	安全冷却水系	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] -安全機能を有する施設における建物・構築物の地盤の支持性能	○	<建物・構築物> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却系冷却器A/B基礎間防漏 廃液タンク室 <系統> 安全冷却水系	<建物・構築物> 新処理建屋 分層建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋車庫 チャンネルのガス・バルブホイス/処理建屋 JAL-エドビー-2貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 主排気筒 非常用電源建屋 分層建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋 酸処理 分層建屋/精製建屋/ウラン酸処理建屋/ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋車庫/燃料貯蔵タンク 冷却塔 <系統> 安全冷却水系	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 S _s による地震力が作用することによって前述の上の予けが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。							
2-3	耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要分層の各クラスに代して決定する地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (耐震重要施設以外の施設)	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針]	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	[2.耐震設計の基本方針] [2.1基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要分層の各クラスに代して決定する地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	第1節と同ー														

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	設備事項	添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	第1画			第2画					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更①)	申請対象設備 (附設工項目) 第2工-子/行/建/備(番号)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の軟弱及び崩壊に伴い、地震発生に伴う建物・構造物間の不平等下、液状化及び陥没がみ込まれた場合、周辺地盤の支持力に劣る場合、その安全機能を発揮し得るおそれのない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	○	安全冷却水系	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針
4	耐震重要施設は、将来変動する可能性のある断層等の震源がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	○	安全冷却水系	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針
5-1	Sクラスの施設及びそれらを支える建物・構造物の地盤の耐力に対する支持力の許容範囲については、自重及び運転時の動量等(基準地震動 S s)による地盤力の組み合わせにより算定される地盤力が、安全上適切と認められる規模及び基準に基づく地盤の短期許容支持力を許容範囲とする。	評価要求	Sクラスの施設及びそれらを支える建物・構造物	基本方針 評価条件 評価方法 評価値	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5.1.5 許容範囲 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Sクラスの建物・構造物、Sクラスの機器・配管系、常設制御重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設(建物・構造物、機器・配管系の基礎地盤) (a) 基準地震動 S s による地盤力の組合せに対する許容範囲	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力 4.2 杭基礎の支持力	[4.地盤の支持力] [4.1 直接基礎の支持力] -直接基礎の支持力評価方針 [4.2 杭基礎の支持力] -杭基礎の押し込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	安全冷却水系	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能 (a) Sクラスの建物・構造物、Sクラスの機器・配管系、常設制御重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設(建物・構造物、機器・配管系の基礎地盤) (b) 弾性設計用地震動 S d による地盤力は静的地盤力の組合せに対する許容範囲 (c) 塑性設計用地震動 S d による地盤力は静的地盤力の組合せに対する許容範囲	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能
5-2	前記、上記のほか、Sクラスの施設(建物・構造物)の地盤においては、自重及び運転時の動量等と弾性設計用地震動 S d による地盤力又は静的地盤力及び基準に基づく地盤の短期許容支持力を許容範囲とする。	定規 評価要求	Sクラスの施設(建物・構造物)	基本方針 評価条件 評価方法 評価値	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5.1.5 許容範囲 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Sクラスの建物・構造物、Sクラスの機器・配管系、常設制御重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設(建物・構造物、機器・配管系の基礎地盤) (b) 弾性設計用地震動 S d による地盤力は静的地盤力の組合せに対する許容範囲	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力	[4.地盤の支持力] [4.1 直接基礎の支持力] -直接基礎の支持力評価方針 [4.2 杭基礎の支持力] -杭基礎の押し込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能
5-3	Bクラス及びCクラスの施設(建物・構造物)の地盤においては、自重及び運転時の動量等、静的地盤力及び動的地盤力(Bクラスの共振影響評価に係るもの)と相结合して算定される地盤力に劣る場合、その安全機能を発揮し得るおそれのない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	評価要求	施設(共通 基本設計方針 (Bクラス及びCクラスの施設))	基本方針 評価条件 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5.1.5 許容範囲 (3) 基礎地盤の支持性能 a. Bクラス及びCクラスの建物・構造物、機器・配管系、常設制御重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設(建物・構造物、機器・配管系の基礎地盤)	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力 4.2 杭基礎の支持力	[4.地盤の支持力] [4.1 直接基礎の支持力] -直接基礎の支持力評価方針 [4.2 杭基礎の支持力] -杭基礎の押し込み力及び引抜き力に対する支持力評価方針	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.地盤の支持力 4.1 直接基礎の支持力 4.2 杭基礎の支持力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1.構造強度 5.1.5許容範囲 (3)基礎地盤の支持性能

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	第1節				第2節						
								説明対象	申請対象設備 (2項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
6-1	2.2 重大事故等対抗施設の対象	設置要求	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対抗施設 常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、地震地動動 S s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
6-2	また、上記に加え、基準地動動 S s による地震力が作用することによって発生し得る上り発生し得る地震として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対抗施設 常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、地震地動動 S s による地震力が作用した場合においても、接地点に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。
6-3	常設制震重要重大事故等対抗設備以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	設置要求	施設共通 基本設計方針 (常設制震重要重大事故等対抗設備以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物)	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対抗施設 常設制震重要重大事故等対抗設備以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物
7	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び陥み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不整合下、湧水及び陥み等による地盤の変状、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	設置要求	施設共通 基本設計方針 (常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物)	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対抗施設 常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物
8	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の直下地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 (2) 重大事故等対抗施設 常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加えて、代替する機能に備える安全機能を有する施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物
9-1	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物の地盤の特性に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と地震地動動 S s による地震力の組み合わせによる算定される接地点が、安全上適切と認められる場合は事業に基づき地盤の側面支持力に代り、安全な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.1.5 許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	【4.地盤の支持力】 【4.1 直接基礎の支持力】 【4.2 間接基礎の支持力】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.1.5 許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 a. S クラスの建物・構築物、S クラスの機器・配管系、常設制震重要重大事故等対抗設備が設置される建物・構築物に係る基礎地盤 (a) 基礎地動動 S s による地震力の組み合わせに対する許容限界
																	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.1 直接基礎の支持力 4.2 間接基礎の支持力	【4.地盤の支持力】 【4.1 直接基礎の支持力】 【4.2 間接基礎の支持力】
9-2	常設制震重要重大事故等対抗設備以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力 (B クラスの施設が備える制震重要度以外の常設制震重要重大事故等対抗設備が設置される建物・構築物) の組み合わせによる算定される接地点が、安全上適切と認められる場合は事業に基づき地盤の側面支持力に代り、安全な余裕を有するよう設計する。	評価要求	施設共通 基本設計方針 (常設制震重要重大事故等対抗設備以外の常設制震重要重大事故等対抗設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系)	基本方針 評価条件 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.1.5 許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	【4.地盤の支持力】 【4.1 直接基礎の支持力】 【4.2 間接基礎の支持力】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.1.5 許容限界 (3) 基礎地盤の支持性能	【5.1.5 許容限界】 (3) 基礎地盤の支持性能 b. B クラス及び C クラスの建物・構築物、機器・配管系、常設制震重要重大事故等対抗設備が設置される建物・構築物に係る基礎地盤 (a) 基礎地動動 S s による地震力の組み合わせに対する許容限界
																	IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針 4.1 直接基礎の支持力 4.2 間接基礎の支持力	【4.地盤の支持力】 【4.1 直接基礎の支持力】 【4.2 間接基礎の支持力】

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	業務事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1節				第2節					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更)	申請対象設備 (2項変更)	申請対象設備 (施設工器具 第2工-/子/材/機/器/備)	申請対象設備 (施設工器具 海洋流出物処理/工事)
10	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1. 地震による損傷の防止 3.1.1. 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。	併設設備	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [1.概要] 本資料の説明概要 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] 安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設に対する地震による損傷防止の設計方針	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [1.概要] 再処理施設の耐震設計(再処理施設の技術基準に関する規則)(以下「技術基準規則」という。)第五項(地震)及び第六項(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 ・第三十二条(地震)及び第三十三條(地震による損傷の防止)による規制については施設申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。 ・上記条及び外への適合性を説明する資料として申請書類に添付し、機能を保持しているものとして、第十一條(火災等による損傷の防止)に係る火災防設備の耐火性に係る説明書にて説明する。第三十五條(火災等による損傷の防止)に係る火災防設備の耐火性についてはIV-4 火災防設備の耐火性に関する説明書にて説明する。第三十六條(重大事故等対抗施設)に係る地震を要する重大事故等に対する施設の耐火性についてはIV-6 地震を要する重大事故等に対する施設の耐火性に関する説明書にて説明する。 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] 再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震による安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対抗施設については、地震による安全機能が損なわれるおそれがないこと、必要機能が損なわれるおそれがないこと、[技術基準規則]に適合する設計とする。	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 1.概要 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [1.概要] 再処理施設の耐震設計(再処理施設の技術基準に関する規則)(以下「技術基準規則」という。)第五項(地震)及び第六項(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 ・上記条及び外への適合性を説明する資料として申請書類に添付し、機能を保持しているものとして、第十一條(火災等による損傷の防止)に係る火災防設備の耐火性に係る説明書にて説明する。第三十五條(火災等による損傷の防止)に係る火災防設備の耐火性についてはIV-4 火災防設備の耐火性に関する説明書にて説明する。第三十六條(重大事故等対抗施設)に係る地震を要する重大事故等に対する施設の耐火性についてはIV-6 地震を要する重大事故等に対する施設の耐火性に関する説明書にて説明する。 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] 再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震による安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対抗施設については、地震による安全機能が損なわれるおそれがないこと、必要機能が損なわれるおそれがないこと、[技術基準規則]に適合する設計とする。
11	なお、以下の項目における建築物とは、建物、構築物及び土木構築物(屋外重要土木構築物及びその他の土木構築物)の総称とする。 また、屋外重要土木構築物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の関係支持機能を求められる土木構築物を含む。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -建物・構築物の設計区分	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] 「IV 耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構築物(屋外重要土木構築物及びその他の土木構築物)の総称とする。再処理施設の構築物は、屋外機械基礎、電機防振対策施設及び炉室等であり、土木構築物は炉室である。また、屋外重要土木構築物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の関係支持機能を求められる土木構築物を含む。	第1回と同ー				
12	a.安全機能を有する施設 (a)安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びこれに起因する公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的严重程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	併設設備	安全機能を有する施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] 安全機能を有する施設を耐震重要度に応じて分類し、耐震重要度に応じた地震力による設計方針	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] (1)安全機能を有する施設 a.安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びこれに起因する公衆への影響を防止する観点から、各施設が安全機能が喪失した場合の影響の相対的严重程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	第1回と同ー				
13	(b)耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その内容中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動 S」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれおそれがない設計とする。	併設設備	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -基準地震動の概要及び詳細を示す添付書類の提供 -安全機能を有する施設の基準地震動 S による地震力に対する設計方針 [10.耐震計算の基本方針] 耐震計算に当たっては、基本方針に示す設計方針を踏まえ、添付書類への提供先	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -施設設計に当たって考慮する、基準地震動及び特性設計用地震動 S の概要を示す。 (1)安全機能を有する施設 b.耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その内容中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動 S」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれおそれがない設計とする。 b.安全機能を有する施設の構造設計及び設計に際しては、地震の影響が軽減されるように考慮する。 [10.耐震計算の基本方針] 耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、施設工事で実施が、かつ、最新の知見に基づいて適切な手法及び条件を用いることを基本とする。 最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認し、上で適用する。 耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施の上で、その計算結果に基づき水平方向及び鉛直方向地震力の組合せが相対的に及ぼす影響を評価する。 評価対象設備である配管系、機器(容器及び炉)及び電機計装品(機、装置及び器具)のうち、構造設備に共通して適用する計算手法についてはIV-1-1-11、IV-1-1-1 配管の耐震支持方針」、IV-1-1-11-2 炉外の耐震支持方針及びIV-1-2 耐震計算作成の基本方針に示す。 評価に用いる基準については、最新の使用履歴及び使用履歴を適切に評価する。その評価基準については、IV-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設が使用される条件下における健全性を示す説明書の「1.3.2(1)b、機械装置及び炉室による影響」に記す。	第1回と同ー				

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	申請事項	第1画				第2画				説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (3項変更③)	申請対象設備 (4項変更④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載											
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (2項変更②)																			
21	(e)Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておねな弾性状態にある範囲で耐えらる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれがある施設については、その影響について検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 s_d に2分の1を乗じた地震力とする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	耐震計画 評価要求	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容変形 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容変形 10.耐震計算の基本方針	—	—	○	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容変形 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容変形 10.耐震計算の基本方針	○	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	—	—	—	—	—	—										
22	(f)耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響により、その安全機能を損ないない設計とする。	耐震計画 機能要求の 評価要求	耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位のクラス施設	基本方針 設計方針 評価 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	—	—	○	電機設備対策設備	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 6.構造計画と配置計画 10.耐震計算の基本方針	○	<建物・構築物> 使用済燃料輸送容器管理棟(使用済燃料貯蔵庫)管理棟 使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟 <系統> 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料移送設備 燃料戻し設備 燃料送出し設備 原状電源設備 社会用電源設備 北池気流(使用済燃料輸送容器管理棟) 北池気流(使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟) <基礎> 基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できる地下排水設備(ポンプシステム、水位検出装置等)を設置する。地下排水設備は、安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足する設計とする。また、上記の対象となる建物・構築物の評価に前記を踏まえ、建物・構築物の機能要求を踏まえ、耐震重要度 S_s による地震力に対し、機能維持可能な電気の電圧が可能な設計とする。その評価はIV-2-1 再処理設備本体等に属する施設に関する計算書(1)の地下排水設備の取扱いについての計算書に示す。 +評価対象設備である配管系、機器(管線及び配管)及び電気計測設備、装置及び器具のうち、振動設備に共通して適用する計算方法についてはIV-1-1-11-1-1 配管の耐震支持方針、「IV-1-1-11-2 炉心の耐震支持方針」及びIV-1-2 耐震計算書作成の基本方針に示す。 +評価に用いる地震動については、最高使用濃度及び再処理濃度を適切に考慮する。そのうち再処理濃度については、「IV-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「1.3.2(1)6、再処理濃度及び地震による影響」に示す。	<建物・構築物> ラッシュ処理棟 ラッシュ処理貯蔵庫 燃料貯蔵庫 燃料戻し設備 燃料移送設備 燃料戻し設備 燃料送出し設備 原状電源設備 社会用電源設備 北池気流(使用済燃料輸送容器管理棟) 北池気流(使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟) <基礎> 基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できる地下排水設備(ポンプシステム、水位検出装置等)を設置する。地下排水設備は、安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足する設計とする。また、上記の対象となる建物・構築物の評価に前記を踏まえ、建物・構築物の機能要求を踏まえ、耐震重要度 S_s による地震力に対し、機能維持可能な電気の電圧が可能な設計とする。その評価はIV-2-1 再処理設備本体等に属する施設に関する計算書(1)の地下排水設備の取扱いについての計算書に示す。 +評価対象設備である配管系、機器(管線及び配管)及び電気計測設備、装置及び器具のうち、振動設備に共通して適用する計算方法についてはIV-1-1-11-1-1 配管の耐震支持方針、「IV-1-1-11-2 炉心の耐震支持方針」及びIV-1-2 耐震計算書作成の基本方針に示す。 +評価に用いる地震動については、最高使用濃度及び再処理濃度を適切に考慮する。そのうち再処理濃度については、「IV-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「1.3.2(1)6、再処理濃度及び地震による影響」に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	震動事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1面					第2面						
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (建設工器具④) 第2より1/3/4/5/6/7/8/9/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100	仕様表	添付書類	添付書類における記載
23	g)耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれおそれない設計とする。	評価要求	耐震重要施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 [2.1 基本方針] -耐震重要施設の地盤変状に対する設計方針	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針]	○	基本方針	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針]
24	b.重大事故等対応施設 (a)重大事故等対応施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地力又は静的地力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対応施設の場合と同等に、重大事故等発生時の震害状況及び重大事故等が発生して施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地力に対して重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれおそれない設計とする。	評価要求	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -重大事故等対応設備の設備分類に応じた地力による設計方針	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針]	
25	重大事故等対応施設について、施設に各設備が有する重大事故等に対応するために必要な機能及び設備仕様を踏襲し、施設耐震重要重大事故等対応設備、施設耐震重要重大事故等対応設備以外の施設耐震重要重大事故等対応設備に分類し、それぞれの設備分類に応じた設計とする。	評価要求	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -重大事故等対応設備の設備分類、設備分類に応じた設計方針	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] (2)重大事故等対応施設	
26	d)施設耐震重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設は、基準地震動 S _s による地力に対して、重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれおそれない設計とする。	評価要求	施設耐震重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] -重大事故等対応施設のうち、施設耐震重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設の基準地震動 S _s による地力に対する設計方針 [10.耐震計算の基本方針] -耐震計算に当たっての基本方針 -共通設計方針を示した添付書類への参照先	—	—	○	燃料取出設備 燃料貯蔵設備 燃料送込設備 PLC水冷却系 廃水処理設備 簡易防止設備 制御室 所内配電系統 所内配電系統 配電設備 計算制御用交流電源設備 給水の駆動設備	<建物・構築物> 緊急時対応建築 <系統> 送電線 送電線 計量設備 代替可溶性中性子吸収材供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 分離設備 分配設備 分離層一時貯留処理設備 精製層一時貯留処理設備 重大事故時プラントコム濃縮液加貯停止設備 冷却系 ウラン・プルトニウム混合酸精製系 第1種回収系 第2種回収系 計測制御設備 安全確認回路 制御室 制御室換気設備 計量設備 代替可溶性中性子吸収材供給系 計量設備 燃料貯蔵設備 燃料送込設備 PLC水冷却系 廃水処理設備 簡易防止設備 制御室 所内配電系統 所内配電系統 配電設備 計算制御用交流電源設備 給水の駆動設備	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 10.耐震計算の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [2.耐震設計の基本方針] [2.1 基本方針] (2)重大事故等対応施設 a.施設耐震重要重大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設は、基準地震動 S _s による地力に対して、重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれおそれない設計とする。 b.重大事故等対応施設の構造上の事前、重大事故等発生時の震害状況及び重大事故等が発生して施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地力に対して重大事故等に対応するために必要な機能が損なわれおそれない設計とする。 c.施設耐震重要重大事故等対応施設以外の施設耐震重要重大事故等対応設備に分類し、それぞれの設備分類に応じた設計とする。 [10.耐震計算の基本方針] -耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、建設工事で実績効果、かつ、最新の地震にもともなう最新手法及び条件を用いることを基本とする。 -最新の結果を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 -耐震計算における動的な地力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平方向及び鉛直方向の地力との組合せで実施した上で、その評価結果に基づき水平方向及び鉛直方向の地力の組合せが制震性により影響を評価する。 -評価対象設備である配管系、構造物(管架台・管架台)及び電機設備(換気機、換気機)のうち、機器設備に共通して適用する計算方法については IV-1-1-1-11-1 配置の地震支持方針、IV-1-1-11-2 オフの耐震支持方針及び IV-1-2 耐震計算作成の基本方針に準ずる。 -評価に用いる基準については、最高使用速度及び環境変遷を適切に考慮する。そのうち環境変遷については、IV-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対応設備が使用される条件下における健全性を示す設備の「1.3.2」[1]b、環境変遷及び環境による影響に従う。			

項目番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	震害事項	添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	第1面				第2面				
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (施設工器具①) 第二工字/行/建築・修繕施設
27	建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に上りて十分余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等以下に留まり、妥当な安全余裕を有する設計とする。	確認済書 評価要求	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 -常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、建物・構築物の基準地震動 S s に対する許容耐力の設定方針	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 【2】重大事故等対処施設 b. -建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に上りて十分余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等以下に留まり、妥当な安全余裕を有する設計とする。
28	機器・配管系については、基準地震動 S s による地震力に対して、その施設に要求される機能を維持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さく十分に留まって破断特性限界に十分余裕を有し、その施設に要求される機能に劣化を及ぼさない設計とする。なお、動的機能については、基準地震動 S s による応答に対して、その施設に要求される機能を維持する設計とする。なお、動的機能が要求される機能については、当該施設の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機器構造や強度等も踏まえて評価を確認する。	確認済書 評価要求	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 -常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、機器・配管系の基準地震動 S s に対する許容耐力及び動的機能等の機能維持設計方針	-	-	-	○	代替止水設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時供給停止回路 せん断処理・溶融後ガス処理設備 炉内残圧系 燃料貯蔵設備 燃料供給設備 燃料停止設備 制御室 所内高圧系統 所内低圧系統 直流水電設備 計測制御用交流電源設備 送水貯蔵設備	-	-	-	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 【2】重大事故等対処施設 b. -機器・配管系については、基準地震動 S s による地震力に対して、当該施設に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機能については、当該施設の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機器構造や強度等を踏まえて評価を確認する。	
29	(C)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動 S s による地震力は、水平方向及び鉛直方向について規定に定められて計算される。	確認済書 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 -常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設に対する水平・鉛直方向の地震力方向との組合せ方針	-	-	-	○	燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備 燃料供給設備 燃料停止設備 制御室 所内高圧系統 所内低圧系統 直流水電設備 計測制御用交流電源設備 送水貯蔵設備	<建物・構築物> <建物対処施設> <システム> <系統> 溶解設備 計測制御設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 分種設備 分種設備一時貯留処理設備 プラント汚染設備 燃料貯蔵一時貯留処理設備 重大事故時プラントシステム継続在加時停止設備 溶融系 クラン・フルトコム混合設備系 第1回収系 第2回収系 計測制御設備 安全保護回路 制御室 制御室気設備 計測設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時供給停止回路 せん断処理・溶融後ガス処理設備 炉内残圧系 燃料貯蔵設備 燃料供給設備 燃料停止設備 制御室 所内高圧系統 所内低圧系統 直流水電設備 計測制御用交流電源設備 送水貯蔵設備	-	-	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 【2】重大事故等対処施設 c.常設耐震重要重大事故等対処施設に適用する基準地震動 S s による地震力は、水平方向及び鉛直方向について規定に定められて決定される。	

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	業務事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1画				第2画					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (施設工区①) 第2画1-子/行/水/電/気/通信/施設	申請対象設備 (施設工区②) 海岸防波堤(防風)工事
32	(f)緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、(6)緊急時対策所を示す。	確認文言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 (2.1 基本方針) ・緊急時対策所の耐震設計方針の 優先	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 (2.1 基本方針) (2)重大事故等対処施設 〔緊急時対策所の耐震設計における 機能維持の基本方針については、 5.2 機能維持を示す。〕
33	(g)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の状況より、重大事故等に対するために必要な機能が満たされなければならない設計とする。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処施設が 設置される重大事故等対処施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 (2.1 基本方針) ・常設耐震重要重大事故等対処 施設が設置される重大事故等対処 施設の地盤状況に対する設計方針 ・地盤の評価について示した添付書 類への優先	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 (2.1 基本方針) (2)重大事故等対処施設 g.常設耐震重要重大事故等対処 施設が設置される重大事故等対処 施設の周辺地盤の状況のあり それらも考慮し、その周辺地盤の 現状を考慮した場合においても、 支持機能及び構造健全性が確保 される設計とする。 ・これらの地盤の評価については、 〔IV-1-1-2 地盤の支持性 能に係る基本方針〕を示す。
34	(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a. 安全機能を有する施設の耐震重要度以下のとおり分類する。 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	確認文言	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) ・安全機能を有する施設の耐震設 計上の重要度分類及び詳細内容を 示す添付書類の優先	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類)	—	—	—	第1回と同ー	—
35	(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放出する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態の防止のために必要と認められる施設及び事故発生の際、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。 イ. その破壊又は機能喪失により放射性物質が放出される施設 ロ. 使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその制御系統 ニ. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ヘ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属しない施設(ただし、内蔵量が少く又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ホ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設 ヘ. 上記イ.からホ.の施設の機能を確保するための必要な施設	定義	基本方針	基本方針 設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) ・Sクラス施設の定義	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) (1)Sクラスの施設 イ.自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に放出する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態の防止のために必要と認められる施設及び事故発生の際、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。 ロ. その破壊又は機能喪失により放射性物質が放出される施設 ハ. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ニ. 上記イ.及びロ.の系統及び機器から放射性物質が漏出した場合に、その影響が低大を防止するための施設 ヘ. 上記イ.、d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ホ. 上記イ.からホ.の施設の機能を確保するための必要な施設	—	—	—	第1回と同ー	
36	(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設に比し小さい施設。 イ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属しない施設(ただし、内蔵量が少く又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ロ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設であって、Sクラスに属しない施設	定義	基本方針	基本方針 設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) ・Bクラス施設の定義	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) (2)Bクラスの施設 イ.安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設に比し小さい施設。 ロ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属しない施設(ただし、内蔵量が少く又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ヘ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設であって、Sクラスに属しない施設	—	—	—	第1回と同ー	
37	(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設同等の安全性が要求される施設。	定義	基本方針	基本方針 設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) ・Cクラスの施設	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) (3)Cクラスの施設 ・Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設同等の安全性が要求される施設。	—	—	—	第1回と同ー	
38	上記に属しない耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお、同表に当該施設を支持する建物・構築物の支持機能/維持されることを確認する地震動及び波及影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。	確認文言	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分 の優先	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類 (3.1 安全機能を有する施設の耐震 設計上の重要度分類) 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	第1回と同ー	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対処施設の設備分類の 基本方針 2.安全機能を有する施設の重要度 分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.4 再処理施設の区分

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	添付書類 添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	第1画				第2画									
								説明対象	申請対象設備 (2項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更)	申請対象設備 (2項変更)	申請対象設備 (第2画)追加 (第2画)追加(橋名)	申請対象設備 (第2画)追加 (第2画)追加(橋名)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
39	b. 重大事故等対抗施設の設備分類 重大事故等対抗施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処する ために必要な機能及び設備状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とす る。	附属設備	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類 「重大事故等対抗施設」について、 施設の各設備が有する重大事故等 に対処するために必要な機能及び設 備状態を踏まえて、以下のとおり分 類する。			
40	(a) 常設重要重大事故等対抗設備 重大事故に起因する地震による事故及び重大事故が発生した場合において、対処 するために必要な機能を有する設備であって地震時の、 イ. 常設重要重大事故等対抗設備 常設重要重大事故等対抗設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に 対処するための設備が有する機能を代するもの。 ロ. 常設重要重大事故等対抗設備以外の常設重要重大事故等対抗設備 常設重要重大事故等対抗設備であって、上記イ. 以外のもの。	定義	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類 「常設重要重大事故等対抗設備」 の定義			
41	上記に基く「重大事故等対抗施設の設備分類」について第3.1.1-2表に示す。 なお、同表には、重大事故等対抗設備を支持する建築物・構築物の支持機能が 満たされていないことを確認する地震力についても併記する。	定義	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類	IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 3.2 重大事故等対抗施設の設備 分類 「耐震設計上の分類」欄「3項制 設計用地震力」についてIV-1-1-3 重要度分 類及び重大事故等対抗施設の設備分 類の「基本方針」の第4.3-1表に示 す。 IV-1-1-3 重要度分類及び 重大事故等対抗施設の設備分類 4.3 重大事故等対抗施設の区分		
42	(3) 地震力の算定方法 耐震設計における設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び 動的地震力とする。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 -耐震設計に用いる地震力の算定 方法 [4.2 設計用地震力] -設計用地震力の算定方法に關す る添付書類開示	IV-1-1-8 機能維持の基本 方針 2.機能維持の確認に用いる設計用 地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	IV-1-1-8 機能維持の基本 方針 2.機能維持の確認に用いる設計用 地震力 「機能維持の確認に用いる設計用 地震力」に示す設計用地震力の算 定方法に基くこととし、具体的な 算定方法は第2-1表に示す。 -当該申請における機器・配管系の 設計用地震力の算定を説明する添 付書類開示	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力 IV-1-1-8 機能維持の基本 方針 2.機能維持の確認に用いる設計用 地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.2 設計用地震力] 「4.1 地震力の算定方法」に基く 設計用地震力はIV-1-1-8 機能維持の基本方針に示す地震 力に算定するものとする。	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.2 設計用地震力 IV-1-1-8 機能維持の基本 方針 2.機能維持の確認に用いる設計用 地震力 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 (2) 動的地震力 (3) 設計用地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.2 設計用地震力] 「4.1 地震力の算定方法」に基く 設計用地震力はIV-1-1-8 機能維持の基本方針に示す地震 力に算定するものとする。 IV-1-1-8 機能維持の基本 方針 [2.機能維持の確認に用いる設計用 地震力] -機能維持の確認に用いる設計用 地震力については、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の4.設計用 地震力に示す設計用地震力の算 定方法に基くこととし、具体的 算定方法は第2-1表に示す。 -当該申請における機器・配管系の 設計用地震力の算定に關しては、 「IV-1-1-6 設計用床応答 曲線の作成方針」に定める方法で 設定した設計用床応答曲線を用い る。 第2-1表 設計用地震力 (1) 静的地震力 a. 安全機能を有する施設 (2) 動的地震力 a. 安全機能を有する施設 (3) 設計用地震力 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対抗施設
43	a. 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層等 の耐力係数及び地震に基く算定する。	附属設備	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.1 地震力の算定方法] [4.1.1 静的地震力] -安全機能を有する施設に適用する 静的地震力の算定方法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.2 設計用地震力] 「安全機能を有する施設」に適用する 静的地震力は、Sクラス、Bクラス 及びCクラスの施設に適用すること とし、それぞれの耐震重要度に応じ て、以下の地震層等(耐力係数C 1)及び震害に基く算定するもの とする。			
44	重大事故等対抗施設については、常設重要重大事故等対抗施設以外の 常設重要重大事故等対抗設備を設置する重大事故等対抗施設に、代する機 能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応用される地震力を 適用する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.1 地震力の算定方法] [4.1.1 静的地震力] -常設重要重大事故等対抗設 備以外の常設重要重大事故等対抗設 備が設置される重大事故等対抗設 施に適用する静的地震力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力 「4.1.1 静的地震力」 -重大事故等対抗施設については、 常設重要重大事故等対抗設 備以外の常設重要重大事故等対抗設 備が設置される重大事故等対抗設 施に、代する機能を有する安全 機能を有する施設が属する耐震重 要度分類のクラスに適用される地震 力を適用する。			

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	適用事項	第1節				第2節																			
					添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (施設工設備 第2-1-7号/付/建設に係る施設)	申請対象設備 (施設工設備 第2-1-7号/付/建設に係る施設)	仕様表	添付書類	添付書類における記載							
45	(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震襲撃人耐力係数C ₀ に、次に示す施設の種類重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重要度を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震襲撃人耐力係数C ₀ は、標準人耐力係数C ₀ を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地震の種類等を考慮して求めらるべきとする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震襲撃人耐力係数C ₀ に乘じる施設の種類重要度に応じた係数は、地震重要度の各クラス及び1.0とし、その際に用いる標準人耐力係数C ₀ は1.0以上とする。 Sクラスの場合については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を標準とし、建物・構築物の振動特性及び地震の種類等を考慮し、高さ方向に一定して求めた鉛直震度より算定する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①建物・構築物 ②機器・配管系 ③機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①建物・構築物 ②機器・配管系 ③機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	○	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①建物・構築物 ②機器・配管系 ③機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一	
46	(b) 機器・配管系 常設耐震重要度のSクラスの地震力は、上記(a)に示す地震襲撃人耐力係数C ₀ に施設の種類重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増した震度より求めるものとする。 Sクラスの場合については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準人耐力係数C ₀ 等の耐震係数については、耐震係数向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①機器・配管系 ②機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①機器・配管系 ②機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	○	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ①機器・配管系 ②機器・配管系に適用する静的地震力の算定方法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一	
47	(c) 動的地震力 安全機能を有する施設について、Sクラスの場合設計に適用する動的地震力は、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d から定めらる入力地震動を適用する。 Sクラスの施設のうち其節のそれぞれある施設については、I。動的地震力に適用する弾性設計用地震動S _d の2分の1を乗じたものから定めらる入力地震動を適用する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 Sクラス施設及びBクラス施設に適用する動的地震力の算定方法	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 I。安全機能を有する施設について II。動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの場合のうち其節のそれぞれあるものに適用する。 Sクラスの場合については、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d から定めらる入力地震動を適用する。 Bクラスの場合のうち其節のそれぞれあるものについては、弾性設計用地震動S _d から定めらる入力地震動の振幅を次のとおりにより地震力を適用する。	○	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 I。安全機能を有する施設について II。動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの場合のうち其節のそれぞれあるものに適用する。 Sクラスの場合については、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d から定めらる入力地震動を適用する。 Bクラスの場合のうち其節のそれぞれあるものについては、弾性設計用地震動S _d から定めらる入力地震動の振幅を次のとおりにより地震力を適用する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一
48	重大事故等対抗施設については、常設耐震重要度重大事故等対抗施設が設置される重大事故等対抗施設に、基準地震動S _s による地震力を適用する。 常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の常設耐震重要度重大事故等対抗施設は、Bクラスに相当する施設の種類を代替する施設であって其節のそれぞれある施設については、I。動的地震力に適用する地震力を適用する。 また、常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の常設耐震重要度重大事故等対抗施設で、代替する安全機能を有する施設がない常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要度重大事故等対抗施設に適用する地震力を適用する。 なお、重大事故等対抗施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で、地震応答解析、加振試験等を実施する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 常設耐震重要度重大事故等対抗施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Bクラス施設の種類を代替する施設であって其節のそれぞれある施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Sクラスの施設に適用する地震力	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 常設耐震重要度重大事故等対抗施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Bクラス施設の種類を代替する施設であって其節のそれぞれある施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Sクラスの施設に適用する地震力	○	基本方針	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 常設耐震重要度重大事故等対抗施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Bクラス施設の種類を代替する施設であって其節のそれぞれある施設に適用する地震力 常設耐震重要度重大事故等対抗施設のうち、Sクラスの施設に適用する地震力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設の動的解析においては、地震の想定数値と材料のばり性による変動幅を適切に考慮する。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 動的解析においては、地震の想定数値も含めて材料のばり性による材料定数の変動幅を適切に考慮する。	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設の動的解析においては、地震の想定数値も含めて材料のばり性による材料定数の変動幅を適切に考慮する。	○	基本方針	基本方針	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設の動的解析においては、地震の想定数値も含めて材料のばり性による材料定数の変動幅を適切に考慮する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一
50	動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた責任の割合計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれに伴う機器・配管系への影響を考慮した上で、既述の方法を用いた動的解析に当該影響を評価する。その方針はIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的解析	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 動的解析の水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた責任の割合計算に対する影響評価の方針の添付書類参照	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的解析	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 動的解析の水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた責任の割合計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれに伴う機器・配管系への影響を考慮した上で、既述の方法を用いた動的解析に当該影響を評価する。その方針はIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的解析	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的解析】 動的解析の水平2方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた責任の割合計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれに伴う機器・配管系への影響を考慮した上で、既述の方法を用いた動的解析に当該影響を評価する。その方針はIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第1回同一	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	備考事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	第1画			第2画							
										申請対象設備(2項変更)	仕様表	添付書類	申請対象設備(1項変更)	申請対象設備(2項変更)	仕様表	添付書類				
51	(a) 入力地震動 地質調査の結果よれば、重要な再処理施設設置位置周辺は、新第三紀の建築用土層に分布して存在することが認められており、解放基礎表面は、この新第三紀の建築用土層のS波速度が、7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d は、解放基礎表面で定義する。建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基礎表面からの地震動の伝達特性を適切に考慮し、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地震の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地震のわずかに応じた地震特性を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 また、必要に応じて敷地における地盤記録による検証・地盤の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 設計方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 動的解析における地震の考慮	IV-1-1-1 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d の概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基礎表面の設定】 ・地盤の分布及び解放基礎表面の設定 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1.1 建物・構築物 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力 (1) 入力地震動 2.2.1 建物・構築物 2.2.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基礎表面で定義される基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象建物・構築物の地震応答解析において考慮し、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地震の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地震のわずかに応じた地震特性を用いて作成する。 ・非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 ・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の地下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。また、必要に応じて敷地における地盤記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・Bトラフの振動のうち共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものを用いる。	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 IV-1-1-1 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d の概要 5. 敷地地盤の振動特性 5.1 解放基礎表面の設定 (1) 入力地震動 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力 IV-1-1-1 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d の概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基礎表面の設定】 ・各種地質調査結果より、敷地の地盤は速く構造的に特性を有する地盤ではないと認められる。解放基礎表面については、敷地地下で顕い高低差があり、ほぼ水平で顕い高低差が有り、顕い傾斜を受けていない状態である建築用において、S波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mの位置に設定した。 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 ・解放基礎表面は、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基礎表面で定義される基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象建物・構築物の地震応答解析において考慮し、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の地下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定した地下構造モデルを用いて設定することとし、地震の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地震の動的変形特性を考慮し入力地震動の設定に当たっては、地震のわずかに応じた地震特性を用いて作成する。また、必要に応じて敷地における地盤記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Bトラフの建物・構築物の共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を2分の1に削減したものを用いる。 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (1) 入力地震動 ・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基礎表面で定義される基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象構築物の地震条件を適切に考慮した上で、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地震条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造の特性に踏まえ、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。 【2.2 機器・配管系】 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d 又は当該機器・配管系の設置位置における設計用地震動若しくは時刻歴応答とする。 ・建築応答解析における各入力地震動が倍率に与える影響を踏まえ、誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については、鉛直方向の地震動応答解析時に誘発上下動を考慮することとする。 ・安全機能を有する施設における耐震Bトラフの機器・配管系及び重大事故等対策施設における耐震Bトラフの施設の機能を代替する重大事故等対策施設設置される重大事故等対策施設の建物・構築物のうち共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を2分の1に削減したものを用いる。	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 IV-1-1-1 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d の概要 5. 敷地地盤の振動特性 (1) 入力地震動 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。) 2.1.1 建物・構築物 2.1.2 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動 2.2 機器・配管系 (1) 入力地震動又は入力地震力 IV-1-1-1 基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d の概要 【5. 敷地地盤の振動特性】 【5.1 解放基礎表面の設定】 ・各種地質調査結果より、敷地の地盤は速く構造的に特性を有する地盤ではないと認められる。解放基礎表面については、敷地地下で顕い高低差があり、ほぼ水平で顕い高低差が有り、顕い傾斜を受けていない状態である建築用において、S波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mの位置に設定した。 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 【2.1 建物・構築物】 【2.1.1 建物・構築物(2.1.2に記載のものを除く。)】 (1) 入力地震動 ・解放基礎表面は、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基礎表面で定義される基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象建物・構築物の地震応答解析において考慮し、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の地下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定した地下構造モデルを用いて設定することとし、地震の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地震の動的変形特性を考慮し入力地震動の設定に当たっては、地震のわずかに応じた地震特性を用いて作成する。また、必要に応じて敷地における地盤記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・安全機能を有する施設における耐震Bトラフの建物・構築物の共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を2分の1に削減したものを用いる。 【2.1.2 屋外重要土木構造物】 (1) 入力地震動 ・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基礎表面で定義される基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象構築物の地震条件を適切に考慮した上で、必要に応じて二次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地震条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造の特性に踏まえ、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。 【2.2 機器・配管系】 (1) 入力地震動又は入力地震力 ・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動S _g 及び弾性設計用地震動S _d 又は当該機器・配管系の設置位置における設計用地震動若しくは時刻歴応答とする。 ・建築応答解析における各入力地震動が倍率に与える影響を踏まえ、誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については、鉛直方向の地震動応答解析時に誘発上下動を考慮することとする。 ・安全機能を有する施設における耐震Bトラフの機器・配管系及び重大事故等対策施設における耐震Bトラフの施設の機能を代替する重大事故等対策施設設置される重大事故等対策施設の建物・構築物のうち共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を2分の1に削減したものを用いる。					
52	Bトラフの施設及びBトラフ施設の機能を代替する施設設置重大事故等対策施設が設置される重大事故等対策施設のうち共振の恐れがあるため、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を2分の1に削減したものを用いる。																			

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	業務事項	第1画				第2画									
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	申請対象設備 (2項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	申請対象設備 (1項変更)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
56	建物・構築物のうち土木構築物の動的解析に当たっては、構築物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構築物の地震動に起因する非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構築物と地盤の動的相互作用を考慮できる有効要素法を用いる。構築物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構築物の非線形性を考慮して適切に設定する。	定義 評価要求	土木構築物	設計方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・土木構築物の解析手法及び非線形挙動の有無や程度に応じた解析方法 ・評価方針を示した添付書類関係図	IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 【2.地盤応答解析の方針】 【2.1.建物・構築物】 【2.1.2 屋外重要土木構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル	IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 【2.地盤応答解析の方針】 【2.1.建物・構築物】 【2.1.2 屋外重要土木構築物】 (2) 解析方法及び解析モデル	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1.建物・構築物 2.1.2 屋外重要土木構築物 (2) 解析方法及び解析モデル	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・土木構築物の解析手法及び非線形挙動の有無や程度に応じた解析方法 ・評価方針を示した添付書類関係図	○	使用資機材受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系/冷却塔A,B基礎地盤間貫通	分層建屋/高しほみ液流ガラス強化建築用ガラス 分層建屋/精製建屋/ワン階建建屋/6ランダムコア/混合気候建屋/低しほみ液流処理建屋/しほみ液処理建屋/高しほみ液流ガラス強化建築/ワンプレートコア/混合気候建屋/精製建屋/高しほみ液流ガラス強化建築/ワンプレートコア/混合気候建屋/精製建屋/非常用電源建屋/非常用電源安全冷却水/主排気扇/主排気扇管理建屋間貫通	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 2. 地震応答解析の方針 2.1 建物・構築物 2.1.2 屋外重要土木構築物 (2) 解析方法及び解析モデル	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価方針 ・評価手法及び評価に当たっての考慮事項 ・土木構築物の解析手法及び非線形挙動の有無や程度に応じた解析方法 ・評価方針を示した添付書類関係図
57	地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力が水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ ・居住の耐震計算に対する影響確認の方針の添付書類関係図	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力が水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力が組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた居住の耐震計算への影響が考えられる場合、影響を確認し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、居住の方法を同一影響性に基づき影響を評価する。その方針をIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力が水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力が組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた居住の耐震計算への影響が考えられる場合、影響を確認し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、居住の方法を同一影響性に基づき影響を評価する。その方針をIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力が水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力が組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた居住の耐震計算への影響が考えられる場合、影響を確認し、建物・構築物の3次元応答特性及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、居住の方法を同一影響性に基づき影響を評価する。その方針をIV-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針に示す。		

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	業務事項	第1面				第2面				説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (3項変更③)	申請対象設備 (別設工区④)	仕様表	添付書類	添付書類における記載										
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類									添付書類における記載	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区④)	申請対象設備 (別設工区④)					
58	D. 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用解析手法の適用性、適切な解析手法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき地域定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	基本方針	設計方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1.地震力の算定方法 4.1.2.動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2.機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.1.地震力の算定方法】 【4.1.2.動的地震力】 (2)動的解析法 動的解析の方法等についての添付書類を優先 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2.機器・配管系】 機器・配管系における評価概要、評価手法、評価に当たっての考慮事項 機能維持の確認に当たって適用する許容限界	IV-1-1-5 地震応答解析の 基本方針 2.2.機器・配管系 (2)解析方法及び解析モデル IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針 1.概要	IV-1-1-5 地震応答解析の 基本方針 【2.2.機器・配管系】 (2)解析方法及び解析モデル 動的解析による地震力算定の考慮事項及び算定定数、剛性等の設定方針 IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針 1.概要 IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線 【1.概要】 機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線 IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線 【1.概要】 各施設の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1.地震力の算定方法 4.1.2.動的地震力 (2)動的解析法 10.耐震計算の基本方針 10.2.機器・配管系 2.2.機器・配管系 (2)解析方法及び解析モデル IV-1-1-5 地震応答解析の 基本方針 IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線 1.概要	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【4.設計用地震力】 【4.1.地震力の算定方法】 【4.1.2.動的地震力】 (2)動的解析法 動的解析の方法、設計用震度定数 動的解析については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 【10.耐震計算の基本方針】 【10.2.機器・配管系】 機器・配管系の評価は、「4.設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な解析に基いた地震応答力と、組み合わすその他の荷重による応答力の組合せ応答力5.機能維持の基本方針」で示す許容限界以下であることを確認することを確認することで行う。 評価手法は、以下に示す解析法による応答力6.4.6.4に基づき実施することと基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びベクトル-行列解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 -スカラーモード解析法 -時刻歴応答解析法 -定式化された計算式を用いた解析法 -FEM等を用いた応答解析法 機器・配管系については、解析方法及び解析モデルを明確に、配管系については定数として示すこと、安全機能に及ぼす評価を行う。 これらの機器、配管系に適用する解析方法及び解析モデルを「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「2.2.2.解析方法及び解析モデル」に示す。 地震動及び地震動と機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が耐震試験又は解析等により確認が得られることと確認した加速度(動的機能維持確認加速度又は電気の機能維持確認加速度)以下、あるいは、静的又は動的解析により算出される地震動が許容荷重以下となることを確認する。 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 【2.地震応答解析の方針】 【2.2.機器・配管系】 (2)解析方法及び解析モデル 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用解析手法の適用性、適切な解析手法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき地域定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。 IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針 【1.概要】 機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。 IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線 【1.概要】 各施設の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示す。	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー	第1面と同ー

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	業務事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1画				第2画				
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	仕様表	添付書類
59	構面については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるような固有モード、有次元固有モード等に置換し、設計用非定常曲線を用いたスウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法による応答を求める。また、時刻依存解析法及びスウェットモーメント解析法を用いる場合は地盤物性等の応答を適切に考慮する。スウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法を用いる場合は、適切な固有モードを抽出し、適切な固有モードを用いて、設計用非定常曲線を用いたスウェットモーメント解析法により応答を求める。スウェットモーメント解析法及び時刻依存解析法の適用に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を考慮する点には注意し、応答を評価できるモデルを用いる。評価の妥当性を確認する点で、建物・構造物の剛性及び質量特性の応答を適切に評価し、水水平方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。また、剛性の高い機器・配管系は、その設置位置の最大加速度超過率1.2倍の加速度を動的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [10.耐震計算の基本方針] [10.2 機器・配管系] [2.2 機器・配管系] (2) 解析方法及び解析モデル 1. 評価方法及び評価に当たっての考慮事項 2. 機器・配管系の評価に当たっての考慮事項 3. 評価内容を示した添付書類関係図 4. 動的地震力の算定方針及び解析方法の動的評価関係図 5. 機器維持の確保に当り適用する許容限界 6. 水水平2方向及び鉛直方向地震力の適合性に関する添付書類関係図	IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [2.地震応答解析の設計] [2.2 機器・配管系] (2) 解析方法及び解析モデル - 構造物の解析におけるモデル作成及び作成方法 - スウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法を用いる場合の考慮事項 IV-1-1-6 設計用非定常曲線の作成方針 IV-1-1-10 機器の耐震支持方針 2.1 基本原則 2.2 機器の支持構造物 2.3 配管の設計 IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多変点系はモデルを用いた評価方法 IV-1-1-11-2 グラウトの耐震支持方針 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路線の耐震設計手順	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [2.地震応答解析の設計] [2.2 機器・配管系] (2) 解析方法及び解析モデル - 構造物の解析におけるモデル作成及び作成方法 - スウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法を用いる場合の考慮事項 IV-1-1-6 設計用非定常曲線の作成方針 2.1 基本原則 2.2 機器の支持構造物 2.3 配管の設計 IV-1-1-10 機器の耐震支持方針 2.1 基本原則 2.2 機器の支持構造物 2.3 配管の設計 IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多変点系はモデルを用いた評価方法 IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路線の耐震設計手順	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 10.耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [2.地震応答解析の設計] [2.2 機器・配管系] (2) 解析方法及び解析モデル - 構造物の解析におけるモデル作成及び作成方法 - スウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法を用いる場合の考慮事項 IV-1-1-6 設計用非定常曲線の作成方針 2.1 基本原則 2.2 機器の支持構造物 2.3 配管の設計 IV-1-1-10 機器の耐震支持方針 2.1 基本原則 2.2 機器の支持構造物 2.3 配管の設計 IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 1. 配管の耐震支持方針 1.3 配管の設計 1.3.2 多変点系はモデルを用いた評価方法 IV-1-1-12 グラウトの耐震支持方針 4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法 IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 4.2 耐震設計の手順 4.2.4 電路線の耐震設計手順	IV-1-1-6 設計用非定常曲線の作成方針 [2.地震応答解析の設計] [2.2 機器・配管系] (2) 解析方法及び解析モデル - 構造物の解析におけるモデル作成及び作成方法 - スウェットモーメント解析法又は時刻依存解析法を用いる場合の考慮事項 IV-1-1-10 機器の耐震支持方針 [2.1 基本原則] [2.2 機器の支持構造物] [2.3 配管の設計] IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 [1.3.2 多変点系はモデルを用いた評価方法] IV-1-1-12 グラウトの耐震支持方針 [4.4.1 標準支持間隔を用いた評価方法] IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 [4.2.4 電路線の耐震設計手順]

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	書類事項	第1面				第2面																	
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更:A)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更:B)	申請対象設備 (2項変更:B)	申請対象設備 (別記:工部局 第二十二号/行/建築(に係る施設))	申請対象設備 (別記:工部局 海洋放出設備(通風工事))	仕様表	添付書類	添付書類における記載					
60	C.設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設計の範囲、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認し、偏りも用いる。 また、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その設定値を評価する。 また、地盤と土木構築物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構築物としての特性、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	定義	基本方針		IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1.地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.設計用地震力] [4.1.地震力の算定方法] [4.1.2 動的地震力] ・減衰定数の適用方針及び考慮事項 ・動的地震力の算定方針及び解析方法の添付書類開示	IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 3.設計用減衰定数	IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [4.設計用地震力] [4.1.地震力の算定方法] [4.1.2 動的地震力] ・動的解析においては、地盤の固定を仮定し材料の力学特性による材料定数の変更も考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針に、設計用減衰定数の作成方法については、IV-1-1-6 設計用減衰定数曲線の作成方針に示す。	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1.地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.設計用地震力] [4.1.地震力の算定方法] [4.1.2 動的地震力] ・動的解析においては、地盤の固定を仮定し材料の力学特性による材料定数の変更も考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針に、設計用減衰定数の作成方法については、IV-1-1-6 設計用減衰定数曲線の作成方針に示す。 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [3.設計用減衰定数] ・地震応答解析に用いる減衰定数は、IEAG601-1987, 1991に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値を用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その設定値を評価する。 ・地盤・屋外重要土木構築物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構築物としての特性及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4.設計用地震力 4.1.地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [4.設計用地震力] [4.1.地震力の算定方法] [4.1.2 動的地震力] ・動的解析においては、地盤の固定を仮定し材料の力学特性による材料定数の変更も考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針に、設計用減衰定数の作成方法については、IV-1-1-6 設計用減衰定数曲線の作成方針に示す。 IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針 [3.設計用減衰定数] ・地震応答解析に用いる減衰定数は、IEAG601-1987, 1991に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値を用いる。 ・建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その設定値を評価する。 ・地盤・屋外重要土木構築物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構築物としての特性及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。					
61	(4) 荷重の組合せに対する許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対するため必要な機能である閉じ込め機能、フビセ量等の維持機能、排気機能、排熱等の除去機能、留岸防止機能、遊歩機能、落下・転倒防止機能、定常機能、システム監視機能、放出現象監視機能、換気機能、固定性、支持機能、操作場所及びアクセスの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遊歩機能、落下・転倒防止機能、固定性、支持機能、操作場所及びアクセスの保持機能等については、安全機能を有する施設の前置重要度及び重大事故等対応施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、排気機能、排熱等の除去機能、留岸防止機能、支援機能、システム監視機能、放出現象監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (b) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しななければならない自然条件(積雪、風)。	定義	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.1 耐震設計上考慮する状態] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設について地震以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の前置重要度分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重との組合せの力計、変動、変形に対する設計方針 具体的な留意事項は付添書類について示した添付書類開示	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (2) 機器・配管系 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対応施設	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (2) 機器・配管系 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対応施設	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.1 耐震設計上考慮する状態] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (2) 機器・配管系 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対応施設	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.1 耐震設計上考慮する状態] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (2) 機器・配管系 a. 安全機能を有する施設 b. 重大事故等対応施設

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	置業事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1節				第2節									
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (附設工事① 第2之1子/子/建築(修繕施設)	申請対象設備 (附設工事② 海洋放出設備(廃止)工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
61	<p>(4) 荷重の組合せ許容限界 耐震設計における荷重の組合せ許容限界は、以下によるものとする。 なお、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な 機能である閉込め機能、防火壁等の維持機能、排気機能、排気風等の 除去機能、臨界防止機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支保機能、 ソースタム制御機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支保機 能、操作機能及びアクセスルートへの維持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支保機能、 操作機能及びアクセスルートへの維持機能等については、安全機能を有する施設 の耐震重要度及び重大事故等が施設設計の区分に応じた地震力に対して、 当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、当該機能が要求さ れる各施設の特性に応じた許容限界を設定する。</p> <p>閉込め機能、防火壁等の維持機能、排気機能、排気風等の除去機 能、臨界防止機能、支保機能、ソースタム制御機能、放出量の監視機 能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求さ れる各施設の特性に応じた許容限界を設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運搬物の状態 再処理施設が運用している状態。 (ウ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 a.安全機能を有する施設	—	—	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 a.安全機能を有する施設	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5) 機能維持の基本方針 (5.2 機能維持) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態 a. 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・再処理施設の安全機能のうち、建 物・構築物に要求される閉込め機 能、気密性機能、遮断機能、支 保機能、地下排水機能、産 廃機能及び廃棄物防護機能の機能 維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)閉込め機能の維持 閉込め機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、放射線物質を固定された区域 に閉込められる。安全機能を有す る施設の耐震重要度に応じた地震 動に対して、F5.1 構造強度に基 づく構造強度を確保することで、閉 込め機能が維持できる設計とする。 ・閉込め機能の維持が要求される 施設のうち、鉄筋コンクリート造の構 造は、地震時及び地震後におい て、放射線物質が漏れ出した場合に その影響の拡大を防止するため、閉 込め機能の維持が要求される壁及 び床・安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対して 構造強度を確保することで閉込め機 能が維持できる設計とする。 また、閉込め機能が要求される 壁・床・天井(開口部周)に設置 する壁及び天井等は、壁・床・天井 (開口部周)がけずれひずみの許 容限界を満足していること、閉 込め機能を確保できる。 (b)火災防護機能の維持 ・火災防護機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、火災の影響を軽減するため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保す ることで、火災防護機能が維持でき る設計とする。 (c)遮断機能の維持 ・遮断機能の維持が要求される施設 は、地震時及び地震後において、 放射線物質等事故の放射線防護措 施の完成、居住性の確保及び放 射線物質等から住民を守るため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保し、 遮断中の状況及び状態を確保す ることで、遮断機能が維持できる 設計とする。 (d)支保機能の維持 ・機能・配管系等の設備を間接的に 支保する機能の維持が要求される機 能は、地震時及び地震後におい て、被支保設備の機能を維持する ため、被支保設備の安全機能を有 する施設の耐震重要度に応じた地 震動に対して、F5.1 構造強度に 基づく構造強度を確保することで、 支保機能が維持できる設計とする。 ・支保機能の維持が要求される施設 のうち、建物・構築物の鉄筋コン クリート造の施設は、耐震時のみ構 造に対する許容限界を満足すること は基礎を構成する部材に生じる応力 が許容強度に対し、妥当な安全余裕 を有していること、かつ当該部材 に対する支保機能が維持できる設計 とする。 ・建物・構築物の外壁等土主 構造物については、構造部材の曲げ については許容変形角(層間変 形角/層間変形角)1/100)又は終 局曲率、せん断についてはせん断 力の許容限界とする。なお、層間 変形角、終局曲率及びせん断力 の許容限界に対しては妥当な安 全余裕をたきることとし、機能・配 管系等の設備が維持できる設計と する。その他の土主構造物については 、安全上適切に認められる格 段に曲率による許容応力率を許 容限界とし、機能・配管系の支保機 能が維持できる設計とする。	〇	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 a.安全機能を有する施設	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5) 機能維持の基本方針 (5.2 機能維持) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態 a. 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・再処理施設の安全機能のうち、建 物・構築物に要求される閉込め機 能、気密性機能、遮断機能、支 保機能、地下排水機能、産 廃機能及び廃棄物防護機能の機能 維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)閉込め機能の維持 閉込め機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、放射線物質を固定された区域 に閉込められる。安全機能を有す る施設の耐震重要度に応じた地震 動に対して、F5.1 構造強度に基 づく構造強度を確保することで、閉 込め機能が維持できる設計とする。 ・閉込め機能の維持が要求される 施設のうち、鉄筋コンクリート造の構 造は、地震時及び地震後におい て、放射線物質が漏れ出した場合に その影響の拡大を防止するため、閉 込め機能の維持が要求される壁及 び床・安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対して 構造強度を確保することで閉込め機 能が維持できる設計とする。 また、閉込め機能が要求される 壁・床・天井(開口部周)に設置 する壁及び天井等は、壁・床・天井 (開口部周)がけずれひずみの許 容限界を満足していること、閉 込め機能を確保できる。 (b)火災防護機能の維持 ・火災防護機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、火災の影響を軽減するため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保す ることで、火災防護機能が維持でき る設計とする。 (c)遮断機能の維持 ・遮断機能の維持が要求される施設 は、地震時及び地震後において、 放射線物質等事故の放射線防護措 施の完成、居住性の確保及び放 射線物質等から住民を守るため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保し、 遮断中の状況及び状態を確保す ることで、遮断機能が維持できる 設計とする。 (d)支保機能の維持 ・機能・配管系等の設備を間接的に 支保する機能の維持が要求される機 能は、地震時及び地震後におい て、被支保設備の機能を維持する ため、被支保設備の安全機能を有 する施設の耐震重要度に応じた地 震動に対して、F5.1 構造強度に 基づく構造強度を確保することで、 支保機能が維持できる設計とする。 ・支保機能の維持が要求される施設 のうち、建物・構築物の鉄筋コン クリート造の施設は、耐震時のみ構 造に対する許容限界を満足すること は基礎を構成する部材に生じる応力 が許容強度に対し、妥当な安全余裕 を有していること、かつ当該部材 に対する支保機能が維持できる設計 とする。 ・建物・構築物の外壁等土主 構造物については、構造部材の曲げ については許容変形角(層間変 形角/層間変形角)1/100)又は終 局曲率、せん断についてはせん断 力の許容限界とする。なお、層間 変形角、終局曲率及びせん断力 の許容限界に対しては妥当な安 全余裕をたきることとし、機能・配 管系等の設備が維持できる設計と する。その他の土主構造物については 、安全上適切に認められる格 段に曲率による許容応力率を許 容限界とし、機能・配管系の支保機 能が維持できる設計とする。	〇	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 a.安全機能を有する施設	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5) 機能維持の基本方針 (5.2 機能維持) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態 a. 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・再処理施設の安全機能及び重大 事故等に対処するために必要な機 能のうち、建物・構築物に要求され る閉込め機能、火災防護機能、遮 断機能、気密性、支保機能、産 廃機能及びアクセスルートへの維持 機能、地下排水機能、産廃 機能、廃棄物防護機能及び貯水機 能の機能維持の方針を以下に示す。 a.安全機能を有する施設 (a)閉込め機能の維持 閉込め機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、放射線物質を固定された区域 に閉込められる。安全機能を有す る施設の耐震重要度に応じた地震 動に対して、F5.1 構造強度に基 づく構造強度を確保することで、閉 込め機能が維持できる設計とする。 ・閉込め機能の維持が要求される 施設のうち、鉄筋コンクリート造の構 造は、地震時及び地震後におい て、放射線物質が漏れ出した場合に その影響の拡大を防止するため、閉 込め機能の維持が要求される壁及 び床・安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対して 構造強度を確保することで閉込め機 能が維持できる設計とする。 また、閉込め機能が要求される 壁・床・天井(開口部周)に設置 する壁及び天井等は、壁・床・天井 (開口部周)がけずれひずみの許 容限界を満足していること、閉 込め機能を確保できる。 (b)火災防護機能の維持 ・火災防護機能の維持が要求される 施設は、地震時及び地震後におい て、火災の影響を軽減するため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保す ることで、火災防護機能が維持でき る設計とする。 (c)遮断機能の維持 ・遮断機能の維持が要求される施設 は、地震時及び地震後において、 放射線物質等事故の放射線防護措 施の完成、居住性の確保及び放 射線物質等から住民を守るため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、F5.1 構 造強度に基づく構造強度を確保し、 遮断中の状況及び状態を確保す ることで、遮断機能が維持できる 設計とする。 (d)支保機能の維持 ・機能・配管系等の設備を間接的に 支保する機能の維持が要求される機 能は、地震時及び地震後におい て、被支保設備の機能を維持する ため、被支保設備の安全機能を有 する施設の耐震重要度に応じた地 震動に対して、F5.1 構造強度に 基づく構造強度を確保することで、 支保機能が維持できる設計とする。 ・支保機能の維持が要求される施設 のうち、建物・構築物の鉄筋コン クリート造の施設は、耐震時のみ構 造に対する許容限界を満足すること は基礎を構成する部材に生じる応力 が許容強度に対し、妥当な安全余裕 を有していること、かつ当該部材 に対する支保機能が維持できる設計 とする。 ・建物・構築物の外壁等土主 構造物については、構造部材の曲げ については許容変形角(層間変 形角/層間変形角)1/100)又は終 局曲率、せん断についてはせん断 力の許容限界とする。なお、層間 変形角、終局曲率及びせん断力 の許容限界に対しては妥当な安 全余裕をたきることとし、機能・配 管系等の設備が維持できる設計と する。その他の土主構造物については 、安全上適切に認められる格 段に曲率による許容応力率を許 容限界とし、機能・配管系の支保機 能が維持できる設計とする。

項目 番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	置業事項	第1画				第2画						
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (1項変更)	申請対象設備 (2項変更)
61	<p>(4) 荷重の組合せ許容係数 耐震設計における荷重の組合せ許容係数は、以下によるものとする。 なお、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対する必要の 除去機能である閉込め機能、防火装置等の維持機能、排気機能、熱機等の 除去機能、臨界防止機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支保機能、 ソースタム制御機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、 操作機能及びアクセスポートの保持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、 操作機能及びアクセスポートの保持機能等については、安全機能を有する施設 の耐震重要度及び重大事故等が当該施設に設備された地震力に対して、 当該機能が要求される施設の構造強度を確保すること、機能が維持できる設 計とする。</p> <p>閉込め機能、防火装置等の維持機能、排気機能、熱機等の除去機 能、臨界防止機能、支保機能、ソースタム制御機能、放出量の監視機 能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求さ れる各施設の特性に応じて許容係数を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. 運動機器 (i) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	<p>基本方針 評価条件</p>	<p>IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 [5.1.1 耐震設計上考慮する状態] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 b. 安全機能を有する施設について地 震力以外に設計上考慮する状態 ・安全機能を有する施設の耐震重 要度分類に応じた地震力による荷重 と地震力以外の荷重の組合せの考 計、変位、変形に対する設計方針 ・具体的な荷重の組合せと許容係 率について示した添付書類開示</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>○ 基本方針</p>	<p>—</p>	<p>IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器-配管系 a.安全機能を有する施設</p>	<p>IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] 5.2 機能維持 (2)機器-配管系 ・再処理施設の安全機能として機 器-配管系に要求される機能のつ ら、遮断機能、落下・転倒防止機 能、止水機能、分析機能及び流 漏機能については、[5.1 構造強 度]に基づき構造強度を確保する こと、当該機能が維持できる設 計とする。 ・閉込め機能、防火装置等の維 持機能、排気機能、熱機等の 除去機能、臨界防止機能、支保 機能、ソースタム制御機能、放 出量の監視機能、換気機能、地 下水排水機能、火災防漏機能及 びユーティリティ機能については、 [5.1 構造強度]に基づき構造強 度を確保すること、当該機能が 要求される各施設の特性に応じ、動 作的機能を維持する設計とする。 ・閉込め機能、防火装置等の維 持機能、排気機能、熱機等の 除去機能、臨界防止機能、支保 機能、ソースタム制御機能、放 出量の監視機能、換気機能、地 下水排水機能、遮断機能、 火災防漏機能及びユーティリティ機 能については、[5.1 構造強 度]に基づき構造強度を確保すると ともに、当該機能が要求される各 施設の特性に応じて、電氣的機能 を維持する設計とする。 ・閉込め機能及び臨界防止機能 については、[5.1 構造強度]に基 づく構造強度を確保するとともに、 当該機能が要求される各施設の特 性に応じて、閉込め機能及び臨 界防止機能を維持する設計とする。 ・動的機能維持、電氣的機能維 持、閉込め機能及び臨界防止機 能の機能維持の方針を以下に示 す。</p> <p>a.安全機能を有する施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は、地 震時及び地震後において、その設 備に要求される安全機能を維持す るため、安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対し、 要求される動的機能が維持できるこ を実証試験又は解析により確認す ること、動的機能を維持する設計と する。実証試験等により確認されて いる機能維持加速度を超える場合 には、詳細解析により機能維持を 満足する設計とする。 ・動的機能が要求される種々の機器 の地震応答解析結果の応答加速度 が当該機能を支持する設備の地震 応答により増加すると考えられる 場合は、当該設備の地震応答の 考慮し、一定の余裕を見込むこと とする。</p> <p>(b)電氣的機能維持 ・電氣的機能が要求される設備は、 地震時及び地震後において、その 設備に要求される安全機能を維持 するため、安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対し、 要求される電氣的機能が維持でき ることを実証試験又は解析により 確認すること、電氣的機能を維持 する設計とする。</p> <p>(c)閉込め機能の維持 ・閉込め機能の維持が要求される 設備のうち、グローブボックスは、地 震時及び地震後において、グロー ブボックスに要求される安全機能を 維持するため、安全機能を有する施設 の耐震重要度に応じた地震動に対 して、要求される閉込め機能が維持 できることを実証試験又は解析によ り確認し、閉込め機能が維持でき る設計とする。</p> <p>(d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される 設備は、地震時及び地震後におい て、臨界防止を防止するため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、静的制御 機能の維持に必要な状況下で遮断、 遮断の機器間の面間距離の維持と して地震時に発生する変位及び 変形を制限することで、臨界防止 機能が維持できる設計とする。</p> <p>・これらの機能維持の考え方を、「IV -1-1-8 機能維持の基本方針」 に示す。</p>	<p>○ 基本方針</p>	<p>—</p>	<p>IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 5.2 機能維持 (1)建物・構築物 a.安全機能を有する施設 (2)機器-配管系 a.安全機能を有する施設</p>	<p>IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] 5.2 機能維持 (2)機器-配管系 ・再処理施設の安全機能及び重大 事故等に対する必要の必要な機 能として機器-配管系に要求される機 能のうち、遮断機能、落下・転倒 防止機能、止水機能、分析機能 及び流漏機能については、[5.1 構 造強度]に基づき構造強度を確保す ること、当該機能が維持できる設 計とする。 ・閉込め機能、防火装置等の維 持機能、排気機能、熱機等の 除去機能、臨界防止機能、支保 機能、ソースタム制御機能、放 出量の監視機能、換気機能、地 下水排水機能、火災防漏機能及 びユーティリティ機能については、 [5.1 構造強度]に基づき構造強 度を確保すること、当該機能が 要求される各施設の特性に応じ、動 作的機能を維持する設計とする。 ・閉込め機能、防火装置等の維 持機能、排気機能、熱機等の 除去機能、臨界防止機能、支保 機能、ソースタム制御機能、放 出量の監視機能、換気機能、地 下水排水機能、遮断機能、 火災防漏機能及びユーティリティ機 能については、[5.1 構造強 度]に基づき構造強度を確保すると ともに、当該機能が要求される各 施設の特性に応じて、電氣的機能 を維持する設計とする。 ・閉込め機能及び臨界防止機能 については、[5.1 構造強度]に基 づく構造強度を確保するとともに、 当該機能が要求される各施設の特 性に応じて、閉込め機能及び臨 界防止機能を維持する設計とする。 ・動的機能維持、電氣的機能維 持、閉込め機能及び臨界防止機 能の機能維持の方針を以下に示 す。</p> <p>a.安全機能を有する施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は、地 震時及び地震後において、その設 備に要求される安全機能を維持す るため、安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対し、 要求される動的機能が維持できるこ を実証試験又は解析により確認す ること、動的機能を維持する設計と する。実証試験等により確認されて いる機能維持加速度を超える場合 には、詳細解析により機能維持を 満足する設計とする。 ・動的機能が要求される種々の機器 の地震応答解析結果の応答加速度 が当該機能を支持する設備の地震 応答により増加すると考えられる 場合は、当該設備の地震応答の影 響を考慮し、一定の余裕を見込むこ とする。</p> <p>(b)電氣的機能維持 ・電氣的機能が要求される設備は、 地震時及び地震後において、その 設備に要求される安全機能を維持 するため、安全機能を有する施設の耐 震重要度に応じた地震動に対し、 要求される電氣的機能が維持でき ることを実証試験又は解析により 確認すること、電氣的機能を維持 する設計とする。</p> <p>(c)閉込め機能の維持 ・閉込め機能の維持が要求される 設備のうち、グローブボックスは、地 震時及び地震後において、グロー ブボックスに要求される安全機能を 維持するため、安全機能を有する施設 の耐震重要度に応じた地震動に対 して、要求される閉込め機能が維持 できることを実証試験又は解析によ り確認し、閉込め機能が維持でき る設計とする。</p> <p>(d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される 設備は、地震時及び地震後におい て、臨界防止を防止するため、安 全機能を有する施設の耐震重要度 に応じた地震動に対して、静的制御 機能の維持に必要な状況下で遮断、 遮断の機器間の面間距離の維持と して地震時に発生する変位及び 変形を制限することで、臨界防止 機能が維持できる設計とする。</p> <p>・これらの機能維持の考え方を、「IV -1-1-8 機能維持の基本方針」 に示す。</p> <p>b.重大事故等対抗施設 (a)動的機能維持 ・動的機能が要求される設備は、重 大事故等対抗施設の設備分類に応 じた地震動に対して、 [5.2]2a.(a) 動的機能維持と同 様の設計を行うことで、動的機能 を維持する設計とする。 (b)電氣的機能維持 ・電氣的機能が要求される設備は、 重大事故等対抗施設の設備分類に 応じた地震動に対して、 [5.2]2a.(b) 電氣的機能維持と 同様の設計を行うことで、電氣的機 能を維持する設計とする。 (c)閉込め機能の維持 ・閉込め機能の維持が要求される 設備のうち、グローブボックスは、重 大事故等対抗施設の設備分類に応 じた地震動に対して、 [5.2]2a.(c) 閉込め機能の維 持と同様の設計を行うことで、閉 込め機能が維持できる設計とする。 (d)臨界防止機能の維持 ・臨界防止機能の維持が要求される 設備は、重大事故等対抗施設の 設備分類に応じた地震動に対して、 [5.2]2a.(d) 臨界防止機能の維 持と同様の設計を行うことで、臨 界防止機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV -1-1-8 機能維持の基本方針」 に示す。 ・重大事故等対抗施設の設計にお いては、設計基準地震動の他に、 重大事故等時の状態での評価条件 の比較を行い、重大事故等時の状 態の方が厳しい場合は別途、重大 事故等時の状態に設計を行う。</p>		

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	関係事項	第1画				第2画				仕様表	添付書類	添付書類における記載			
					添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類				説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更①)
62	D. 機器・配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の第一の故障若しくはその部作動又は運転 異常の一の故障作及びこれに類似の状態で発生する予想される外部および内 部による異常な状態である。当該状態が継続した場合に温度、圧力、流 量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超え るおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態である。当該状態 が発生した場合に再処理施設から多量の放射能物質が放出するおそれがある ものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) -具体的な荷重の組合せと許容範 囲について示した添付書類関係開 示 (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 -機器・配管系の地震以外に設計上 考慮する状態	-	-	-	-	○	基本方針	-	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (a)運転時の状態 -再処理施設が運転している状態。 (b)運転時の異常な過渡変化時の 状態 -運転時に予想される機械又は器具 の第一の故障若しくはその部作動又 は運転異常の一の故障作及びこれら と類似の状態で発生する予想され る外部および内 部により発生する異常な状態 である。当該状態が継続した場合 に温度、圧力、流量その他の再 処理施設の状態を示す事項が安全 設計上許容される範囲を超えるお それがあるものとして安全設計上 想定すべき事象が発生した状態。 (c)設計基準事故時の状態 -発生頻度が運転時の異常な過渡 変化より低い異常な状態である。 当該状態が発生した場合に再処 理施設から多量の放射能物質が放 出するおそれがあるものとして安全 設計上想定すべき事象が発生した状 態。	第1回と同ー		
63	(D) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)重大事故等対処施設 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重 大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)設計自由自然条件 設計上基本的に考慮しなされる自然条件(積雪、風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 -重大事故等対処施設について地 震以外に設計上考慮する状態 -具体的な荷重の組合せと許容範 囲について示した添付書類関係開 示	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 -再処理施設が、重大事故に至 るおそれがある事故又は重大事故 の状態、重大事故等対処施設の機 能も必要とする状態。 (c)設計自由自然条件 設計上基本的に考慮しなされる 自然条件(積雪、風)。	第1回と同ー
64	D. 機器・配管系 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の第一の故障若しくはその部作動又は運転 異常の一の故障作及びこれに類似の状態で発生する予想される外部および内 部による異常な状態である。当該状態が継続した場合に温度、圧力、流 量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超え るおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ)設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態である。当該状態 が発生した場合に再処理施設から多量の放射能物質が放出するおそれがある ものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ニ)重大事故等対処施設 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重 大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 -機器・配管系の地震以外に設計上 考慮する状態	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.1 耐震設計上考慮する状態) (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (a)運転時の状態 -再処理施設が運転している状態。 (b)運転時の異常な過渡変化時の 状態 -運転時に予想される機械又は器具 の第一の故障若しくはその部作動又 は運転異常の一の故障作及びこれら と類似の状態で発生する予想され る外部および内 部により発生する異常な状態 である。当該状態が継続した場合 に温度、圧力、流量その他の再 処理施設の状態を示す事項が安全 設計上許容される範囲を超えるお それがあるものとして安全設計上 想定すべき事象が発生した状態。 (c)設計基準事故時の状態 -発生頻度が運転時の異常な過渡 変化より低い異常な状態である。 当該状態が発生した場合に再処 理施設から多量の放射能物質が放 出するおそれがあるものとして安全 設計上想定すべき事象が発生した状 態。	第1回と同ー
65	b. 荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)再処理施設が運転している状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわ ち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態・施設に作用する荷重 (ハ)地震力、積載荷重及び風荷重 ただし、運転時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する 荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・ 配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.2 荷重の種類) (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 -安全機能を有する施設の荷重の種 類	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 -土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する 荷重 (c)地震力、積載荷重及び風荷重 -運転時の状態で施設に作用する荷 重には、機器・配管系から作用する 荷重が含まれるものとし、地震力に は、地震時の土、機器・配管系 からの反力、スラッシング等による荷 重が含まれるものとする。	第1回と同ー		
66	D. 機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、す なわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設に ついては、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 (5.1 構造強度) (5.1.2 荷重の種類) (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 -安全機能を有する施設の荷重の種 類	-	-	-	-	-	-	○	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (a)運転時の状態で施設に作用する 荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の 状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準事故時の状態で施設 に作用する荷重 (d)地震力 -各状態において施設に作用する荷 重には、常時作用している荷重、す なわち自重等の固定荷重が含まれる ものとする。また、屋外に設置される 施設の積載荷重及び風荷重につい ては、建物・構築物に準じる。	第1回と同ー		

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	震害事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1画					第2画							
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (施設工種①) 第2工-子/子/子/子(異なる施設)	申請対象設備 (施設工種②) 海岸放出施設(埋込工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
67	(D) 重大事故等対処施設 (イ)建物・構築物 (ロ)高層建築物に於ける状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ハ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力、積載荷重及び風荷重 ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設の荷重の種類	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (イ)高層建築物に於ける状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力、積載荷重及び風荷重 ・運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スラッシュ等による荷重が含まれるものとする。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 (イ)高層建築物に於ける状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力、積載荷重及び風荷重 ・運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スラッシュ等による荷重が含まれるものとする。		
68	(D) 機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準地震動の状態に作用する荷重 (ニ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ホ)地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 c. 重大事故等対処施設の荷重の種類	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準地震動の状態に作用する荷重 (d)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積載荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準地震動の状態に作用する荷重 (d)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e)地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積載荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。		
69	(C) 荷重の組合せ 地震力他の荷重との組合せについては、13.3 外部からの衝撃による損傷の防止で規定している施設及び積載による荷重を考慮し、以下のとおり規定する。 (a) 安全機能を有する施設 イ、建物・構築物 (イ)5クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積載荷重及び風荷重と基準地震動 S s による地震力を組み合わせる。 (ロ)5クラス、6クラス及び7クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積載荷重及び風荷重と基準地震動 S s 以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ただし、各状態において施設に作用する荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動 S s による地震力又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・安全機能を有する施設の地震力と他の荷重との組合せ ・基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる場合の土圧及び水圧に対する説明	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 ・地震力他の荷重との組合せは以下のとおり。 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (イ)5クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積載荷重及び風荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)6クラス及び7クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積載荷重及び風荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧については、基準地震動 S s による地震力又は弾性設計用地震動 S d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	第1回と同ー	—	—	—	—	—	—	—
70	(D) 機器・配管系 (イ)5クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準地震動に生じる荷重と基準地震動 S s による地震力、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)5クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)5クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 ただし、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積載荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 ・屋外に設置される施設の積載荷重及び風荷重の組合せの方針	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 (1) 安全機能を有する施設 (a)5クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と、その事故時等の過渡現象との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 (ロ)6クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)5クラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。	第1回と同ー	—	—	—	—	—	—	—

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	設備事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1節				第2節					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工器具) 第2之1子/子/建築(修繕)機能	申請対象設備 (別設工器具) 海洋流出防止(廃止)工事
71	(D) 重大事故等対処施設 イ、建物・構築物 (イ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S sによる地震力を組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を考慮し、工学的、総合的に判断の上で設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮した上で設定する。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S sによる地震力又は弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強弱 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強弱] [5.1.3 荷重の組合せ] (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ -基準地震動による地震力、弾性設計用地震動による地震力と組み合わせる事象の土圧及び水圧に対する説明	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強弱] [5.1.3 荷重の組合せ] (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ (イ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を考慮し、工学的、総合的に判断の上で設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮した上で設定する。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S sによる地震力又は弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	
72	D. 機器・配管系 (イ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S sによる地震力を組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の常時過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S sによる地震力を組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の常時過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を考慮し、工学的、総合的に判断の上で設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮した上で設定する。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の常時過渡変化時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S sによる地震力又は弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強弱 5.1.3 荷重の組合せ (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 c. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ -屋外に設置される機器の積雪荷重及び風荷重の組合せの方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強弱] [5.1.3 荷重の組合せ] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 c. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ -屋外に設置される機器の積雪荷重及び風荷重の組合せの方針	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強弱] [5.1.3 荷重の組合せ] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 c. 重大事故等対処施設の地震力と他の荷重との組合せ (イ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S sによる地震力を組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の常時過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を考慮し、工学的、総合的に判断の上で設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮した上で設定する。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の常時過渡変化時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる。この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動 S sによる地震力又は弾性設計用地震動 S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。

項目番号	基本設計方針	要求類別	主な設備	設備事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1節				第2節									
									説明対象	申請対象設備(2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備(1項変更①)	申請対象設備(2項変更②)	申請対象設備(附設工器具)第二ノ子/子/子/子(他者取組)						
73	<p>(C) 荷重の組合せ上の編成事項 イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力や常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重を組み合わせる。 ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準地震動(以下「事故等」といふ。)時に生じられるその他の荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのある事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮する。 ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設に適用する動的な地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設のうち、積雪による変位変位が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて設計時に無視できないような構造、形状及び仕様の場合においては、地震力との組合せを考慮する。 ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水位については、地下水排水設備による地下水位低下による設計用地下水位に基づき設定する。 ト. 設備分類の異なる重大事故等対抗施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮して編成して作用する荷重及び地震力との組合せを考慮する。 チ. 常設耐震重要度重大事故等対抗施設以外の施設を支持する施設のうち、機器・配管系、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準地震時の状態及び重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事故等による地震力、基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 リ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対抗施設のうち、積雪による変位変位が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ル. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて設計時に無視できないような構造、形状及び仕様の場合においては、地震力との組合せを考慮する。 レ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水位については、地下水排水設備による地下水位低下による設計用地下水位に基づき設定する。</p>	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強直 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 a. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重を組み合わせる。 b. 機器・配管系 (1) 安全機能を有する施設 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 a. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。	—	—	—	—	基本方針 (2項変更①)	—	—	基本方針 (5.機能維持の基本方針) [5.1 構造強直] [5.1.3 荷重の組合せ] (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 (以下「事故等」といふ。)時に生じられるその他の荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮する。 *運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準地震時の状態を考慮して作用する荷重は、運転時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との関係を保証し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 *以上を踏まえ、重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮することとなり、浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せの目安となる。基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 *以上を踏まえ、重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮することとなり、浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せの目安となる。基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。	基本方針 (1項変更①)	基本方針 (2項変更②)	申請対象設備(附設工器具)第二ノ子/子/子/子(他者取組)	—	—	—	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強直 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 (以下「事故等」といふ。)時に生じられるその他の荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮する。 *運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準地震時の状態を考慮して作用する荷重は、運転時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との関係を保証し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 *以上を踏まえ、重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮することとなり、浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せの目安となる。基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強直 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 (以下「事故等」といふ。)時に生じられるその他の荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮する。 *運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準地震時の状態を考慮して作用する荷重は、運転時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との関係を保証し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 *以上を踏まえ、重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮することとなり、浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せの目安となる。基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強直 5.1.3 荷重の組合せ (1) 安全機能を有する施設 b. 機器・配管系 (2) 重大事故等対抗施設 5.1.4 荷重の組合せ上の編成事項 (以下「事故等」といふ。)時に生じられるその他の荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震力によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮する。 *運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準地震時の状態を考慮して作用する荷重は、運転時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との関係を保証し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。 *以上を踏まえ、重大事故等時の状態を考慮して作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故等が発生した場合、長期間継続する事故等による地震力と耐震重要度の異なる施設との関係を保証し、適切な地震力を組み合わせて考慮することとなり、浮昇設計用地震動 S による地震力との組合せの目安となる。基礎地震動 S 又は浮昇設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故等発生時の状態(積雪荷重及び風荷重)の状態を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対象の成立性も考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	震動事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回				第2回						
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (施設工設備 第二工一/子/行/建築に係る施設)	申請対象設備 (施設工設備 第三工一/子/行/建築に係る施設)	仕様表
74	d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	第1回と同ー	—	—	—	—	—
75	(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 ロ. スラスの建物・構築物(土木構築物を除く.) ハ. 基準地震動 S sによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(地震時のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部材ごとのせん断ひずみ等が終局耐力時のせん断ひずみ等が耐力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが漸次増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基き適切に定めらるるものとする。 ニ. 弾性設計用地震動 S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 スラスの建物・構築物については、地震力に対しておおよそ弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクトバリアに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・スラスの施設に適用する許容限界 [8. ダクトバリアに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類提出	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクトバリアに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 イ. 基準地震動 S sによる地震力との組合せに対する許容限界 ・建物・構築物全体としての変形能力(地震時のせん断ひずみ等)が終局耐力時のせん断ひずみ等が耐力等に対して十分な余裕を有し、部材・部材ごとのせん断ひずみ等が終局耐力時のせん断ひずみ等が耐力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 ロ. 弾性設計用地震動 S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおよそ弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 [8. ダクトバリアに関する考慮] 再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構築体のダクトバリアを高く設計する。具体的には、IV-1-1-9 構造計画、材料選定上の留意点に示す。	第1回と同ー	—	—	—	—	
76	(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構築物を除く.) 上記(イ)による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・Bクラス及びCクラスの施設に適用する許容限界	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構築物を除く.) 上記(イ)による許容応力度を許容限界とする。	第1回と同ー	—	—	—	—	
77	(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構築物を除く.)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・建物・構築物(土木構築物を除く.)の保有水平耐力	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (ロ) 建物・構築物の保有水平耐力 ・建物・構築物(土木構築物を除く.)及び土木構築物を除く.)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	第1回と同ー	—	—	—	—	
78	(ニ) 屋外重要土木構築物 ハ. 基準地震動 S sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては慣性モーメント(曲げ変形角1/100)又は終局曲率、せん断については相対変形角(せん断変形角)の許容限界とし、妥当な安全余裕を持たせることとする。 ニ. 弾性設計用地震動 S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおよそ弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクトバリアに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・屋外重要土木構築物に適用する許容限界 [8. ダクトバリアに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類提出	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクトバリアに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 イ. 基準地震動 S sによる地震力との組合せに対する許容限界 ・構造部材の曲げについては慣性モーメント(1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 ロ. 慣性モーメント及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ニ. 弾性設計用地震動 S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 ・地震力に対しておおよそ弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 [8. ダクトバリアに関する考慮] 再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構築体のダクトバリアを高く設計する。具体的には、IV-1-1-9 構造計画、材料選定上の留意点に示す。	第1回と同ー	—	—	—	—	
79	(ホ) その他の土木構築物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 8. ダクトバリアに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 ・その他の土木構築物に適用する許容限界 [8. ダクトバリアに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類提出	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (ロ) その他の土木構築物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	第1回と同ー	—	—	—	—		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	震害事項	添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	第1回				第2回					
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更①)	申請対象設備 (建設工法①) 第二十二号/字/建築(修繕補設)	申請対象設備 (建設工法②) 海洋放出物処理(工事)
86	(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ、(二)1.又は(a)イ、(二)8.を適用するほか、土木構造物は、変形に対しての変形機能が限られないことを確認する際の地震力は、支持される構造物の支持機能が限られないことを確認する際の地震力とし、支持される構造物に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 機器・配管系 8. ダクトリフトに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 機器・配管系 [8. ダクトリフトに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類開示	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 機器・配管系 8. ダクトリフトに関する考慮	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 a. 建物・構築物 b. 機器・配管系 [8. ダクトリフトに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類開示	
87	(ロ) 確認・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ、(イ)1.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 8. ダクトリフトに関する考慮 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 [8. ダクトリフトに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類開示 [10. 耐震計算の基本方針] [10.2 機器・配管系] ・機能維持の確保に資する許容限界	—	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 8. ダクトリフトに関する考慮 10. 耐震計算の基本基本 10.2 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 [8. ダクトリフトに関する考慮] ・構造安全性を高めるための材料選定等の留意事項及び具体的な留意事項の添付書類開示 [10. 耐震計算の基本基本] [10.2 機器・配管系] ・機能維持が確保される重大事故等対処施設の機器・配管系 ・上記(1)ロ、(イ)1.を適用する。
88	(リ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 1. 上記(a)ロ(イ)を適用する。 2. 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち5クラスの施設は、上記(イ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系に適用する許容限界 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、5クラスの施設に適用する許容限界	—	—	—	—	—	—	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (2) 重大事故等対処施設 b. 機器・配管系 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 イ、上記(1)ロ、(イ)による応力も許容限界とする。 ロ、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち5クラスの施設は、上記(a)を適用する。		
89	(ル) 設計における震害事項 主要設備等、補助設備、垂直支持構造物及び傾斜支持構造物 主要設備等、補助設備及び垂直支持構造物については、耐震基準に適合した地震力が十分耐えられる設計とするほか、安全機能を有する施設のうち、耐震基準施設に該当する設備は、基準地震動5sによる地震力に対してその安全機能が限られないことを確認とする。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 9. 機器・配管系の支持方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [9. 機器・配管系の支持方針] ・垂直支持構造物の設計方針。詳細の内容を示す添付書類への開示	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 9. 機器・配管系の支持方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [9. 機器・配管系の支持方針] ・機能・配管系本体については5.機能維持の基本方針に基づき耐震設計を行う。その他の支持構造物の設計方針については、設備の形状、配置等に依り支持方法を選定することから、個別に支持構造物の設計方針を定め、その内容が支持される装置と器具及び標準化した支持構造物の中から選定する配管系、垂直自立型支持構造物、基礎固定型支持構造物と器具及び標準化した支持構造物の中から選定する地震動で構成する電気計測制御設備等と分け定める。 ・これら、機器、配管系、電気計測制御設備等の支持方針が異なることから、それぞれの設計方針が「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-1-12 電気計測制御設備等の耐震支持方針」にて示す。	第1回と同ー	—	—	—	—
90	また、傾斜支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震基準に適用される地震力に対して支持機能が限られないことを確認とする。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (傾斜支持構造物の支持機能における評価方法)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) (g) 耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) (g) 耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	—	—	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (傾斜支持構造物の支持機能における評価方法)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5.機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) (g) 耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	IV-1-1 耐震設計の基本方針 [5.機能維持の基本方針] [5.1 構造強度] [5.1.5 許容限界] (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(a)イ、ロを適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物、変形等に対してその支持機能が限られないことを確認する際の地震力は、支持される構造物に適用される地震力とする。 (g)耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物は、変形等に対してその支持機能が限られないことを確認する際の地震力は、支持される構造物に適用される地震力とする。	第1回と同ー	—	—	—	

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	業務事項	添付書類 構成(1)		添付書類 説明内容(1)		添付書類 構成(2)		添付書類 説明内容(2)		第1画				第2画														
					添付書類 構成(1)	添付書類 説明内容(1)	添付書類 構成(2)	添付書類 説明内容(2)	説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2工区/行/仕業(既存施設)	申請対象設備 (別設工区②) 海岸放出設備(新設工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載										
91	b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、耐震重要度の下位クラスに属する施設の波及的影響によつて、その安全機能の損はわれないものとする。	管理運営	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設及び施設耐震重要度大事故等対応施設の下位クラス施設の波及的影響によつて、その安全機能及び重大事故等に対する安全機能及び重大事故等に対する安全機能を損はわれない設計とする設計方針 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮した設計方針	—	—	—	—	—	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の仕様事項)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 [3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類において5クラスに属する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位クラスに属する施設の波及的影響によつて、その安全機能を損はわれない設計とする。 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設に対して機能を取得し配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。	○	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 [3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類において5クラスに属する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位クラスに属する施設の波及的影響によつて、その安全機能を損はわれない設計とする。 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設に対して機能を取得し配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響が大きいことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時期を踏まえて適切に決定する。また、波及的影響評価においては、水平方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ここで、下位クラス施設は、耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(構築物等含む)をいう。 なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないを確認し、新たな検討事項が抽出された場合は、この観点も追加する。	運用要求	施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の仕様事項)	基本方針 設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設及び施設耐震重要度大事故等対応施設の下位クラス施設の波及的影響によつて、その安全機能及び重大事故等に対する安全機能及び重大事故等に対する安全機能を損はわれない設計とする設計方針 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮した設計方針	IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 事業規定(重要許可)申請書に記載した4つの観点、関係性等、原子力施設及び化学プラント等	IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 事業規定(重要許可)申請書に記載した4つの観点、関係性等、原子力施設及び化学プラント等	IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 事業規定(重要許可)申請書に記載した4つの観点、関係性等、原子力施設及び化学プラント等	IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針 3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針 3.1 波及的影響を考慮した施設の設計の観点 事業規定(重要許可)申請書に記載した4つの観点、関係性等、原子力施設及び化学プラント等	○	施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の仕様事項)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 [3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類において5クラスに属する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位クラスに属する施設の波及的影響によつて、その安全機能を損はわれない設計とする。 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設に対して機能を取得し配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。	○	基本方針 施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の仕様事項)	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 6. 構造計画と配置計画	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対応施設(設備)分類 3.3 波及的影響に対する考慮 [3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類において5クラスに属する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位クラスに属する施設の波及的影響によつて、その安全機能を損はわれない設計とする。 [6. 構造計画と配置計画] 建物・構築物の建築群対象位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設に対して機能を取得し配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	震害事項	添付書類 構成 (1)	添付書類 説明内容 (1)	添付書類 構成 (2)	添付書類 説明内容 (2)	第1画				第2画							
									説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工区①) 第2工区/子/子/建築に係る施設	申請対象設備 (別設工区②) 海洋放出管/廃炉/工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
98	(7) 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設については、基準地震動 S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお、耐震重要施設及び常設耐震重要大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設周辺においては平均な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対する十分な安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 7. 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 7. 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 -耐震重要施設及び常設耐震重要大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設に対する周辺斜面の崩壊による影響の程度及び影響を与えるような崩壊を起こす周辺斜面がないことの説明	—	—	○	基本方針	—	IV-1-1 耐震設計の基本方針 7. 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 7. 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 -耐震重要施設については、基準地震動 S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所において、具体的には、近AG4601の安定性評価の対象とする斜面中、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定を参照し、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 -上記に基づき対象斜面の抽出については、事業認定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設周辺において、地盤に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。	○	基本方針	—	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 7. 地盤による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 -耐震重要施設及び常設耐震重要大事故等対応設備が設置される重大事故等対応施設については、基準地震動 S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所において、具体的には、近AG4601の安定性評価の対象とする斜面中、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定を参照し、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 -上記に基づき対象斜面の抽出については、事業認定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設及び常設耐震重要大事故等対応施設周辺においては、地盤に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。		

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は地盤 00-01、地震 00-01 統合した形式とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
10	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1 地震による損傷の防止 3.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 1. 概要 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【1. 概要】 ・再処理施設の耐震設計が「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第五条及び第三十二条(地盤)、第六条及び第三十三条(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 ・上記条文以外への適合性を説明する各資料に基準地震動に対して機能を保持するものとして、第十一条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。第三十五条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」、第十二条(再処理施設内における溢水による損傷の防止)及び第十三条(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)に係る溢水防護設備、化学薬品防護設備の耐震性については「IV-5 溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。また、第三十六条(重大事故等対処設備)に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「IV-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。	<耐震評価対象の網羅性、既設工認との評価手法の相違点の整理> ⇒申請施設における評価対象施設、評価項目・部位の網羅性及び代表性を示すため、先行発電プラント及び既設工認との評価手法の相違点の整理について補足説明する。 ・【補足耐1】耐震評価対象の網羅性、既設工認との手法の相違点の整理について(建物・構築物、機器・配管系)
1-2	なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「IV 耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は、屋外機械基礎、電巻防護対策設備及び排気筒であり、土木構造物は溜道である。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	<溜道の取扱い> ⇒溜道の申請上の取り扱いについて明確化するために補足説明する。 ・【補足耐2】溜道の設工認申請上の取り扱いについて
11	なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する、基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「IV-1-1-1 基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の概要」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
13	(b)耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動 S s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・施設の設計にあたり考慮する、基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「IV-1-1-1 基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の概要」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
17	また、Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動 S d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Sクラスの施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
12	a.安全機能を有する施設 (a)安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	冒頭宣言	安全機能を有する施設	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 a.」 ・安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
13	(b)耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動 S s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 b.」 ・耐震重要施設(a.においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動 S s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
14	(c)Sクラスの施設は、基準地震動 S s による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Sクラスの施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 c.」 ・Sクラスの施設は、基準地震動 S s による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。 ・機器・配管系については、基準地震動 S s による地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。 ・動的機器等については、基準地震動 S s による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速速度等を超えないことを確認する。 ・Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動 S d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・建物・構築物については、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ・機器・配管系については、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
15	建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 d.」 ・Sクラスの施設について、静的地震力に対して、静的地震力、水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ・基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
16	機器・配管系については、基準地震動 S s による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない。また、動的機器等については、基準地震動 S s による応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速速度等を超えないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	動的機能維持等対象設備	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 e.」 ・Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
17	また、Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動 S d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Sクラスの施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 f.」 ・耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
18	建物・構築物については、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 g.」 ・Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
19	機器・配管系については、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 h.」 ・耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
20	(d)Sクラスの施設について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。また、基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	Sクラスの施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 i.」 ・Sクラスの施設について、静的地震力、水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ・基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
21	(e)Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 j.」 ・Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
22	(f)耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位クラス施設	基本方針 設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2. 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2. 耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針】 ・「(1)安全機能を有する施設 k.」 ・耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1-1	第1章 共通項目 2.地盤 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。〔2.地盤〕では以下同様。)に設置する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(1) 安全機能を有する施設 a.」】 ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動S sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 ・また、上記に加え、基準地震動S sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び掘み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び掃り込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・耐震重要施設の周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック(以下「MMR」という。)については、基礎面及び周辺地盤の掘削に対する不陸修正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため、直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
2-1	2.1 安全機能を有する施設の地盤 地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S s」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針	2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針		
2-2	また、上記に加え、基準地震動S sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針			
2-3	耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針(耐震重要施設以外の施設)	基本方針			
3	耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び掘み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び掃り込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針			
4	耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	耐震重要施設	基本方針			
23	(a)耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	耐震重要施設	基本方針			
13	(b)耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(1) 安全機能を有する施設 b.」】 ・安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
24	b. 重大事故等対処施設 (a) 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 a.」】 ・重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
25	重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 a.」】 ・重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、重大事故等が発生した場合において対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの(以下「常設重大事故等対処設備」という。)を、常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。	※補足すべき事項の対象なし
26	(b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 b.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・建物・構築物については、基準地震動S sによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。 ・機器・配管系については、基準地震動S sによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。 ・動的機器等については、基準地震動S sによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えないことを確認する。	※補足すべき事項の対象なし
27	建物・構築物については、基準地震動S sによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			
28	機器・配管系については、基準地震動S sによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。また、動的機器等については、基準地震動S sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認加速度等を超えないことを確認する。	冒頭宣言 評価要求	基本方針	基本方針 評価			
29	(c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動S sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 c.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動S sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
30	(d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。 また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 d.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に対し十分に耐えられる設計とする。 ・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
31	(e)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	重大事故等対処施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある施設	基本方針 設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2. 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 e.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	※補足すべき事項の対象なし
32	(f)緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 f.」】 ・緊急時対策所の耐震設計における機能維持の基本方針については、「5.2 機能維持」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
6-1	2.2 重大事故等対処施設の地盤 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 g.」】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 また、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及びそれらを支持する建物・構築物については、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び地盤並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるMMRについては、基礎面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMRを介して構築層に支持されることを目的とする。そのため、直下の構築層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては構築層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
6-2	また、上記に加え、基準地震動Ssによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針			
6-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。	設置要求	施設共通 基本設計方針 (常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物)	基本方針			
7	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地盤変動によって生じる支持地盤の傾斜及び地盤並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針			
8	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。	設置要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針			
33	(g)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針			
26	(h)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針	【2.耐震設計の基本方針】 【2.1 基本方針 「(2) 重大事故等対処施設 h.」】 ・重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。	※補足すべき事項の対象なし
—	—	—	—	—	—	【2.耐震設計の基本方針】 【2.2 準拠規格】 ・準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類(以下「既設工認」という。)で適用実績がある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。 ・規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。	※補足すべき事項の対象なし
34	(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】 【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類】 ・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。 ※各施設の重要度分類及び支持機能の要求される地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
38	上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。 なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。	冒頭宣言	基本方針	設計方針			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項	
35	(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。 イ. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 ロ. 使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 ニ. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ホ. 上記ハ.及びニ.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 ヘ. 上記ハ.、ニ.及びホ.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ト. 上記イ.からヘ.の施設の機能を確保するために必要な施設	定義	基本方針	基本方針設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類（「1」 Sクラスの施設）】</p> <p>・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</p> <p>b. 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統</p> <p>d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</p> <p>e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</p> <p>f. 上記c.、d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</p> <p>g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</p>	※補足すべき事項の対象なし
36	(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。 イ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ロ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	定義	基本方針	基本方針設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類（「2」 Bクラスの施設）】</p> <p>・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p>	※補足すべき事項の対象なし
37	(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	定義	基本方針	基本方針設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類（「3」 Cクラスの施設）】</p> <p>・Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	※補足すべき事項の対象なし
39	b. 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.2 重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>・重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ、以下のとおりに分類する。</p> <p>・耐震設計上の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第4.3-1表に示す。</p> <p>※重大事故等対処施設の設備分類の詳細を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし
41	上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。 なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。	定義	基本方針	設計方針				
40	(a) 常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。 イ. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。 ロ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、上記イ.以外のもの。	定義	基本方針	設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.2 重大事故等対処施設の設備分類	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.2 重大事故等対処施設の設備分類（「1」 常設重大事故等対処設備）】</p> <p>「a. 常設耐震重要重大事故等対処設備」</p> <p>・常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>【3.2 重大事故等対処施設の設備分類（「1」 常設重大事故等対処設備）】</p> <p>「b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」</p> <p>・常設重大事故等対処設備であって、上記a.以外のもの。</p>	※補足すべき事項の対象なし
91	b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.3 波及的影響に対する考慮】</p> <p>・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてSクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<波及的影響に対する考慮> ⇒波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について、設計図書類を用いた机上検討や現場調査等による抽出の考え方、抽出結果及び確認内容について補足説明する。 ・【補足耐4】下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
92	評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。 なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。	定義 運用要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等)	基本方針設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.3 波及的影響に対する考慮】</p> <p>・この設計における評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>・波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し、地震動又は地震力の選定は、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。</p> <p>・設定した地震動又は地震力について、動的地震力を用いる場合は、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>・下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)をいう。</p> <p>・原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。</p> <p>※波及的影響の設計方針及び対象選定に対する考え方の詳細を「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>※波及的影響の「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針については「IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」に示す。</p>	<波及的影響に対する考慮> ⇒波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について、設計図書類を用いた机上検討や現場調査等による抽出の考え方、抽出結果及び確認内容について補足説明する。 ・【補足耐4】下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
93	(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 (d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。	定義	基本方針	基本方針設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮	<p>【3.耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類】</p> <p>【3.3 波及的影響に対する考慮（「1」 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響）】</p> <p>「a. 不等沈下」</p> <p>・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>【3.3 波及的影響に対する考慮（「2」 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響）】</p> <p>・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれぞれに適用する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は、耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。</p> <p>・工事段階においても、耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。</p> <p>・以上の詳細な方針は、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>※波及的影響の対象及び適用する地震動に対する考え方を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に示す。</p> <p>※波及的影響に対する設計方針の詳細については「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p>	<波及的影響に対する考慮> ⇒波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について、設計図書類を用いた机上検討や現場調査等による抽出の考え方、抽出結果及び確認内容について補足説明する。 ・【補足耐4】下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
94	なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類 3.3 波及的影響に対する考慮 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。	※補足すべき事項の対象なし
42	(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 ※機能維持の確認に用いる設計用地震力の詳細については「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。	※補足すべき事項の対象なし
43	a. 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	冒頭宣言	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ・安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数C ₁ 及び震度に基づき算定するものとする。	※補足すべき事項の対象なし
44	重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。	
45	(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C ₁ に、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ここで、地震層せん断力係数C ₁ は、標準せん断力係数C ₀ を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C ₁ に乘じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C ₀ は1.0以上とする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】 【4.1.1 静的地震力】(1) 建物・構築物】 ・水平地震力は、地震層せん断力係数C ₁ に、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ・地震層せん断力係数C ₁ は、標準せん断力係数C ₀ を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 ・必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C ₁ に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C ₀ は1.0以上とする。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	
46	(b) 機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C ₁ に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C ₀ 等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.1 静的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.1 静的地震力】(2) 機器・配管系】 ・静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数C ₁ に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 ・上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C ₀ 等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	
47	b. 動的地震力 安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d から定める入力地震動を適用する。 Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設については、動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。 ・Sクラスの施設については、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d から定める入力地震動を適用する。 ・Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S _d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。	※補足すべき事項の対象なし
48	重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S _s による地震力を適用する。 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。 また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力 【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S _s による地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
49	安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。	<地盤物性値の設定> ⇒地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値に関する根拠を示すため、地盤モデル及び地盤物性値の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐7】地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・【補足耐8】竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・【補足耐63】排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ⇒土木構造物の地震応答解析に用いる地盤物性値について補足説明する。 ・【補足耐47】土木構造物の耐震安全性評価における共通事項について <材料物性のばらつき> ⇒動的解析における材料物性のばらつきの考慮に関する根拠を示すため、ばらつきの考慮に係る検討内容について補足説明する。 ・【補足耐9】地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・【補足耐11】竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐67】排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐49】土木構造物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ⇒建物、構築物の材料物性のばらつきの影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐10】地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系)
50	動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (動的地震力の組合せ方法)	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	<水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ> ⇒水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価にあたり、各設備における設備形状の観点から水平2方向影響有無の整理、評価対象の抽出及び考え方について補足説明する。 ・【補足耐12】水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ⇒水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に係る根拠を示すため、評価部位の抽出内容について補足説明する。 ・【補足耐13】水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する評価部位の抽出 ・【補足耐51】土木構造物の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価について ・【補足耐56】竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ・【補足耐65】排気筒の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について
57	地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (1) 入力地震動 ・地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の礫層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の礫層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 ・基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d は、解放基盤表面で定義する。 ・建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形形応に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	<地盤物性値の設定> ⇒地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値に関する根拠を示すため、地盤モデル及び地盤物性値の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐7】地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・【補足耐8】竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・【補足耐63】排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ⇒土木構造物の地震応答解析に用いる地盤物性値について補足説明する。 ・【補足耐47】土木構造物の耐震安全性評価における共通事項について <材料物性のばらつき> ⇒動的解析における材料物性のばらつきの考慮に関する根拠を示すため、ばらつきの考慮に係る検討内容について補足説明する。 ・【補足耐9】地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・【補足耐11】竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐67】排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐49】土木構造物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ⇒建物、構築物の材料物性のばらつきの影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐10】地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系)
51	(a) 入力地震動 地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の礫層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の礫層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d は、解放基盤表面で定義する。 建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形形応に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。 また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。	定義	基本方針	基本方針 設計方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力	【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (1) 入力地震動 ・地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の礫層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 解放基盤表面は、この新第三紀の礫層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。 ・基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d は、解放基盤表面で定義する。 ・建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形形応に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。 ・非線形性の考慮に当たっては、地下排水設備による地下水位の低下を踏まえ評価する。 ・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。また、必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・Bクラスの施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものを用いる。 ※基準地震動及び弾性設計用地震動の概要の詳細については「IV-1-1-1 基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d の概要」に示す。 ※地震応答解析における解析条件及び方法の詳細については「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に示す。	<地盤物性値の設定> ⇒地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値に関する根拠を示すため、地盤モデル及び地盤物性値の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐7】地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・【補足耐8】竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・【補足耐63】排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ⇒土木構造物の地震応答解析に用いる地盤物性値について補足説明する。 ・【補足耐47】土木構造物の耐震安全性評価における共通事項について <材料物性のばらつき> ⇒動的解析における材料物性のばらつきの考慮に関する根拠を示すため、ばらつきの考慮に係る検討内容について補足説明する。 ・【補足耐9】地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・【補足耐11】竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐67】排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐49】土木構造物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ⇒建物、構築物の材料物性のばらつきの影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐10】地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系)
52	Bクラスの施設及びBクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものを用いる。						

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
53	<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。 地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	定義 評価要求	基本方針 Sクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力</p> <p>【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 (2) 動的解析法 動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。</p>	<p><減衰定数の適用> ⇒機器・配管系の耐震評価に新たに適用した減衰定数(鉛直方向の減衰定数、最新知見に基づいた減衰定数)の考え方、適用性について補足説明する。 ・【補足耐6】新たに適用した減衰定数について</p> <p><SRSS法の適用性> ⇒鉛直方向の動的地震力考慮に伴うSRSS法適用の妥当性について補足説明する。 ・【補足耐16】水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて</p>
58	<p>ロ. 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p>	定義	基本方針	設計方針 評価条件			
59	<p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また、設備の3次元的な広がりやを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p>	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針(機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法			
60	<p>シ. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。 なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。 また、地盤と土構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>	定義	基本方針	設計方針 評価条件			
55	<p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p>	定義	基本方針	基本方針 設計方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【4.設計用地震力】 【4.1 地震力の算定方法】 【4.1.2 動的地震力】 ・これらの地震応答解析を行う上で、更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。地震観測網の概要については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。 ※地震観測網の概要について「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし
42	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。</p>	定義	基本方針	評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【4.設計用地震力】 【4.2 設計用地震力】 ・【4.1 地震力の算定方法】に基づく設計用地震力は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す地震力に従い算定するものとする。 ※設計用地震力の詳細は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。</p>	※補足すべき事項の対象なし
61	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【5.機能維持の基本方針】 ・耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能、飛来物防護機能、止水機能、貯水機能、分析機能、廃棄機能については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能、ユーティリティ機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価項目を追加することで、機能維持設計を行う。 【5.1 構造強度】 ・再処理施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。 ・自然現象に関する組合せは、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従う。 ・具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第3.1-1表に示す。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態】 ・地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p>	<p><耐震設計における安全機能> ⇒再処理施設の耐震設計における機能維持を考慮すべき安全機能について補足説明する。 ・【補足耐53】耐震設計における安全機能の整理について</p>
63	<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ)運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ)重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ)設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件			※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
61	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースタム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースタム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ、建物・構築物 (イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態</p>	<p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(a) 運転時の状態】 ・再処理施設が運転している状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(b) 設計用自然条件】 ・設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	<p><土木建造物の要求機能> ⇒土木建造物の要求機能について補足説明する。 ・[補足耐2] 洞道の設工認申請上の取り扱いについて</p>
62	<p>ロ、機器・配管系 (イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態</p>	<p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設】「b.機器・配管系」「(a) 運転時の状態】 ・再処理施設が運転している状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設】「b.機器・配管系」「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態】 ・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (1) 安全機能を有する施設】「b.機器・配管系」「(c) 設計基準事故時の状態】 ・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	※補足すべき事項の対象なし
63	<p>(b) 重大事故等対処施設 イ、建物・構築物 (イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (ハ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「a.建物・構築物」「(a) 運転時の状態】 ・再処理施設が運転している状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「a.建物・構築物」「(b) 重大事故等時の状態】 ・再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「a.建物・構築物」「(c) 設計用自然条件】 ・設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	※補足すべき事項の対象なし	
64	<p>ロ、機器・配管系 (イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 (ニ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.1 耐震設計上考慮する状態</p>	<p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「b.機器・配管系」「(a) 運転時の状態】 ・再処理施設が運転している状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「b.機器・配管系」「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態】 ・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「b.機器・配管系」「(c) 設計基準事故時の状態】 ・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。 【5.1.1 耐震設計上考慮する状態 (2) 重大事故等対処施設】「b.機器・配管系」「(d) 重大事故等時の状態】 ・再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p>	※補足すべき事項の対象なし
65	<p>b. 荷重の種類 (a) 安全機能を有する施設 イ、建物・構築物 (イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ) 地震力、積雪荷重及び風荷重 ただし、運転時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類</p>	<p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物 (a)】 ・再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 【5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物 (b)】 ・運転時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類 (1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物 (c)】 ・地震力、積雪荷重及び風荷重 ・運転時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
66	ロ、機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (a)】 ・運転時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (b)】 ・運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (c)】 ・設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (d)】 ・地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。	※補足すべき事項の対象なし
67	(b) 重大事故等対処施設 イ、建物・構築物 (イ)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (ロ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)地震力、積雪荷重及び風荷重 ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物 (a)】 ・再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物 (b)】 ・運転時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物 (c)】 ・重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物 (d)】 ・地震力、積雪荷重及び風荷重 ・運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。	※補足すべき事項の対象なし
68	ロ、機器・配管系 (イ)運転時の状態で施設に作用する荷重 (ロ)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (ハ)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (ニ)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (ホ)地震力 ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.2 荷重の種類	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系 (a)】 ・運転時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系 (b)】 ・運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系 (c)】 ・設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系 (d)】 ・重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 【5.1.2 荷重の種類】「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系 (e)】 ・地震力 ・各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。	※補足すべき事項の対象なし
69	c. 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。 (a) 安全機能を有する施設 イ、建物・構築物 (イ)Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S sによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)Sクラス、Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S s以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S sによる地震力又は弾性設計用地震動S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】 ・地震力と他の荷重との組合せは以下による。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「a.建物・構築物 (a)】 ・Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S sによる地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「a.建物・構築物 (b)】 ・Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「a.建物・構築物 (c)】 ・Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S sによる地震力又は弾性設計用地震動S dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	※補足すべき事項の対象なし
70	ロ、機器・配管系 (イ)Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動S sによる地震力、弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ロ)Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (ハ)Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (a)】 ・Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (b)】 ・Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (c)】 ・Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (d)】 ・Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系 (e)】 ・機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等によって作用する荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。なお、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故の状態では、運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものはない。 ・屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	<地震荷重と事故時荷重の組合せについて> ⇒運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の荷重と地震荷重の組合せの検討内容について補足説明する。 ・【補足耐14】地震荷重と事故時荷重の組合せについて
73	(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ、安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ロ、安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 ハ、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。 ニ、積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ホ、風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様等の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 ヘ、荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備を踏まえた地下水圧を考慮して設定する。 ト、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 チ、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重と、基準地震動S s又は弾性設計用地震動S dによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 リ、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	(1) 安全機能を有する施設		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
71	<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動Ssによる地震力又は弾性設計用地震動Sdによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ</p> <p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「a.建物・構築物 (a)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「a.建物・構築物 (b)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせることとなるが、弾性設計用地震動Sdとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、基準地震動Ssによる地震力とする。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「a.建物・構築物 (c)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせることとなるが、弾性設計用地震動Sdとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、基準地震動Ssによる地震力とする。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「a.建物・構築物 (d)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動Ssによる地震力、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>	※補足すべき事項の対象なし
72	<p>ロ. 機器・配管系 (イ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 (ロ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 (ハ)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力と組み合わせる。 (ニ)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.3 荷重の組合せ</p> <p>【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「b.機器・配管系 (a)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「b.機器・配管系 (b)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせる。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「b.機器・配管系 (c)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力とを組み合わせることとなるが、弾性設計用地震動Sdとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、基準地震動Ssによる地震力とする。 【5.1.3 荷重の組合せ】「(2) 重大事故等対処施設」 「b.機器・配管系 (d)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>	<p><地震荷重と事故時荷重の組合せについて> ⇒運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の荷重と地震荷重の組合せの検討内容について補足説明する ・[補足耐14]地震荷重と事故時荷重の組合せについて</p>
73	<p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。 ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 リ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価方法			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
73	(c) 荷重の組合せ上の留意事項 イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。 ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水圧に基づき設定する。 ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動S s又は弾性設計用地震動S dによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 リ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (1)】 ・安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (2)】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (3)】 ・ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (4)】 ・複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (5)】 ・積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (6)】 ・風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (7)】 ・荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水圧に基づき設定する。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (8)】 ・設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 【5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項 (9)】 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。	<水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ> ⇒水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価に あたり、各設備における設備形状の観点から水平2方向影響有 無の整理、評価対象の抽出及び考え方について補足説明する。 ・【補足耐12】水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する 設備の抽出及び考え方について ・【補足耐56】電巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震 力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ・【補足耐65】排気筒の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ に関する設備の抽出及び考え方について
74	d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 ・各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、JEA4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。	※補足すべき事項の対象なし
75	(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) i. 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る境界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ii. 弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(a) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)」 【(イ) 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界】 ・建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 ・終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る境界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(a) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)」 【(イ) 基準地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界】 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	※補足すべき事項の対象なし
76	(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ) ii.による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)」 ・上記(a)ロ.による許容応力度を許容限界とする。	
90	また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(c)耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。)」 ・上記(a)イ.を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	
77	(ハ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(d)建物・構築物の保有水平耐力】 ・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	
78	(ニ) 屋外重要土木構造物 i. 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ii. 弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(e)屋外重要土木構造物」「イ.基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界】 ・構造部材の曲げについては限界層間変形角(1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 ・限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、屋外重要土木構造物の機能要求等を踏まえ設定する。 【5.1.5 許容限界】 【(1) 安全機能を有する施設】「a.建物・構築物」「(e)屋外重要土木構造物」「ロ.弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界】 ・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
79	(ホ) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「a.建物・構築物」「(f)その他の土木構造物」】 ・安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	※補足すべき事項の対象なし
90	また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。	評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (間接支持構造物の支持機能における評価方法)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「a.建物・構築物」「(g)耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物」】 ・上記(e)イ.またはロ.を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	※補足すべき事項の対象なし
80	ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系 i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 ii. 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系」「(a)Sクラスの機器・配管系」「イ.基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界」】 ・塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系」「(a)Sクラスの機器・配管系」「ロ.弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界」】 ・発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	<疲労評価における等価繰返し回数の設定> ⇒疲労評価を実施している設備について、適用する等価繰返し回数の設定方法及び妥当性について補足説明する。 ・【補足耐21】耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について
21	(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系」「(b)Bクラス及びCクラスの機器・配管系」】 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。	※補足すべき事項の対象なし
81	(ロ) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 上記(イ)ii.による応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(1) 安全機能を有する施設」「b.機器・配管系」「(b)Bクラス及びCクラスの機器・配管系」】 ・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。	※補足すべき事項の対象なし
82	(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)i.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物」「(a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物」】 ・上記(1)a.(a)イ.を適用する。	※補足すべき事項の対象なし
83	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物」「(b)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物」】 ・上記(1)a.(b)による許容応力度を許容限界とする。	※補足すべき事項の対象なし
84	(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物」「(c)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。)」】 ・上記(a)を適用するほか、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	※補足すべき事項の対象なし
85	(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物」「(d)建物・構築物の保有水平耐力」】 ・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処設備が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	※補足すべき事項の対象なし
86	(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構築物 上記(a)イ.(二)i.又は(a)イ.(二)ii.を適用するほか、土木構築物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「a.建物・構築物」「(e)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構築物」】 ・上記(1)a.(e)イ.又は(1)a.(e)ロ.を適用するほか、設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構築物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	※補足すべき事項の対象なし
87	ロ. 機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)i.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系」「(a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系」】 ・上記(1)b.(a)イ.を適用する。	<疲労評価における等価繰返し回数設定> ⇒疲労評価を実施している設備について、適用する等価繰返し回数設定方法及び妥当性について補足説明する。 ・【補足耐21】耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について
88	(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 i. 上記(a)ロ.(ロ)を適用する。 ii. 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(イ)を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5.機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界 「(2) 重大事故等対処施設」「b.機器・配管系」「(b)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系」】 ロ.代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(a)を適用する。	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
5-1	Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動S sによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】「(3) 基礎地盤の支持性能」 「a. Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤」 「(a) 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界」 ・接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。 【5.1.5 許容限界】「(3) 基礎地盤の支持性能」 「a. Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤」 「(b) 弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界」 ・接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	<地盤の支持力度> ⇒直接基礎及び杭基礎の支持力算定式又は平板載荷試験結果より設定した極限支持力度の算定方法、パラメータ等の詳細について補足説明する。 ・【補足表1】地盤の支持性能について
5-2	また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物の地盤にあつては、自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動S dによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	定義 評価要求	Sクラスの施設				
9-1	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動S sによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。	評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物	基本方針 評価条件 評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】「(3) 基礎地盤の支持性能」 「a. Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤」 「(a) 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界」 ・接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	
5-3	Bクラス及びCクラスの施設の建物・構築物の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針（Bクラス及びCクラスの施設）	基本方針 評価条件 評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.1 構造強度 5.1.5 許容限界	【5. 機能維持の基本方針】 【5.1 構造強度】 【5.1.5 許容限界】「(3) 基礎地盤の支持性能」 「b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤」 ・上記(3)a、(b)を適用する。	
9-2	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	評価要求	施設共通 基本設計方針（常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器配管系）				
61	(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針 5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持	【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 ・再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能のうち、建物・構築物に要求される閉じ込め機能、火災防護機能、遮蔽機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能、地下水排水機能、廃棄機能、飛来物防護機能及び貯水機能の機能維持の方針を以下に示す。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(a) 閉じ込め機能の維持」 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・また、閉じ込め機能が要求される壁・床・天井（開口部周り）に設置する扉及びハッチ等は、壁・床・天井（開口部周り）がせん断ひずみの許容限界を満足していることで、閉じ込め機能を確保できる。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(b) 火災防護機能の維持」 ・火災防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、火災の影響を軽減するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(c) 遮蔽機能の維持」 ・遮蔽機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、再処理施設周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(d) 支持機能の維持」 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。 ・支持機能の維持が要求される施設のうち、建物・構築物の鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。 ・屋外重要土木構造物については、構造部材の曲げについては層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。その他の土木構造物については、安全上適切と認められる規格及び基準による許容支持力度を許容限界とし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(e) 地下水排水機能の維持」 ・地下水排水機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、地下水排水機能が維持できる設計とする。 ・地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管、集水管、サブドレンピット及びサブドレンシャフト)については、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、基準地震動S sによる地震力に対して機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(f) 廃棄機能の維持」 ・廃棄機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、気体廃棄物を排気筒より廃棄する又は固体廃棄物を保管廃棄するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、廃棄機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持】「(1) 建物・構築物」 「a. 安全機能を有する施設」 「(g) 飛来物防護機能の維持」 ・飛来物防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、設計電巻によって発生する設計飛来物による電巻防護対象施設への影響を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、飛来物防護機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。	<土木構造物の要求機能> ⇒土木構造物の要求機能について補足説明する。 ・【補足耐2】洞道の設工認申請上の取り扱いについて <耐震設計における安全機能> ⇒再処理施設の耐震設計における機能維持を考慮すべき安全機能について補足説明する。 ・【補足耐3】耐震設計における安全機能の整理について <間接支持構造物の評価> ⇒間接支持構造物の評価に用いる解析モデル等に関する根拠を示すため、解析モデル等の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐26】応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐27】地震荷重の入力方法 ・【補足耐28】建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・【補足耐29】応力解析における断面の評価部位の選定 ・【補足耐30】応力解析における応力平均化の考え方 ・【補足耐58】電巻防護対策設備の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐59】電巻防護対策設備の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・【補足耐57】電巻防護対策設備の水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて ・【補足耐60】地震荷重の入力方法 ・【補足耐61】応力解析における断面の評価部位の選定 ・【補足耐68】排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐69】地震荷重の入力方法 ・【補足耐70】応力解析における断面の評価部位の選定

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
61	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持	<p>【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「h. 重大事故等対処施設」 「(a) 遮断機能の維持」】 ・遮断機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a. (c) 遮断機能の維持」と同様の設計を行うことで、遮断機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「b. 重大事故等対処施設」 「(b) 気密性の維持」】 ・気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、居住性確保のため、事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保すること及び換気設備の換気機能とあわせて施設の気圧差を確保することで、必要な気密性が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「(c) 支持機能の維持」】 ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能が維持が要求される施設は、被支持設備の重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a. (d) 支持機能の維持」と同様の設計を行うことで、支持機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「d. 操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持」】 ・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要となる操作場所及びアクセスルートを保持するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足していることで健全性が確保されており、操作場所及びアクセスルートの保持機能を確保できる。 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「(e) 地下水排水機能の維持」】 ・地下水排水機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a. (e) 地下水排水機能の維持」と同様の設計を行うことで、地下水排水機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(1) 建物・構築物」 「b. 重大事故等対処施設」 「(f) 貯水機能の維持」】 ・貯水機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、重大事故等への対処に必要な水を確保するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、貯水機能が維持できる設計とする。 ・貯水機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、貯水機能の維持が要求される壁及び床が、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、おおむね弾性状態に留まることを基本とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。</p>	<p><土木構築物の要求機能> ⇒土木構築物の要求機能について補足説明する。 ・【補足耐2】補道の設計承認申請上の取り扱いについて</p> <p><耐震設計における安全機能> ⇒再処理施設の耐震設計における機能維持を考慮すべき安全機能について補足説明する。 ・【補足耐53】耐震設計における安全機能の整理について</p> <p><間接支持構造物の評価> ⇒間接支持構造物の評価に用いる解析モデル等に関する根拠を示すため、解析モデル等の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐26】応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐27】地震荷重の入力方法 ・【補足耐28】建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・【補足耐29】応力解析における断面の評価部位の選定 ・【補足耐30】応力解析における応力平均化の考え方 ・【補足耐58】電圧防護対策設備の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐59】電圧防護対策設備の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・【補足耐57】電圧防護対策設備の水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて ・【補足耐60】地震荷重の入力方法 ・【補足耐61】応力解析における断面の評価部位の選定 ・【補足耐68】排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・【補足耐69】地震荷重の入力方法 ・【補足耐70】応力解析における断面の評価部位の選定</p>
97	<p>(6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮断機能を確保する設計とする。 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあわせて十分な気密性を確保する設計とする。 なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>	評価要求	緊急時対策所 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋の換気設備	基本方針 設計方針 評価				
61	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 (ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持	<p>【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」】 ・再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能として機器・配管系に要求される機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、止水機能、分析機能及び廃棄機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、当該機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、動的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、電気的機能を維持する設計とする。 ・閉じ込め機能及び臨界防止機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、閉じ込め機能及び臨界防止機能を維持する設計とする。 ・動的機能維持、電気的機能維持、閉じ込め機能及び臨界防止機能の機能維持の方針を以下に示す。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「a. 安全機能を有する施設」 「(a) 動的機能維持」】 ・動的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される動的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで、動的機能を維持する設計とする。実証試験等により確認されている機能維持加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。 ・動的機能が要求される弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「a. 安全機能を有する施設」 「(b) 電気的機能維持」】 ・電気的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される電気的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで、電気的機能を維持する設計とする。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「a. 安全機能を有する施設」 「(c) 閉じ込め機能の維持」】 ・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、地震時及び地震後において、グローブボックスに要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される閉じ込め機能が維持できることを試験又は解析により確認し、閉じ込め機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「a. 安全機能を有する施設」 「(d) 臨界防止機能の維持」】 ・臨界防止機能の維持が要求される設備は、地震時及び地震後において、臨界の発生を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、核的制限値の維持に必要な形状管理、複数の機器間の面間距離の維持として地震時において発生する変位及び変形を制限することで、臨界防止機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。</p>	<p><耐震設計における安全機能> ⇒再処理施設の耐震設計における機能維持を考慮すべき安全機能について補足説明する。 ・【補足耐53】耐震設計における安全機能の整理について</p> <p><動的機能維持評価> ⇒動的機能維持評価の評価対象の抽出及び評価方法について補足説明する。 ・【補足耐24】動的機能維持評価手法の適用について</p> <p><電気的機能維持評価> ⇒電気的機能維持評価に用いる水平方向加速度の保守性に対する確認結果について補足説明する。 ・【補足耐25】電気的機能維持評価手法の適用について</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載	補足すべき事項
61	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮断機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮断機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ、建物・構築物 （イ）運転時の状態 再処理施設が運転している状態。 （ロ）設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p>	定義	基本方針	基本方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>5. 機能維持の基本方針 5.2 機能維持</p> <p>【5. 機能維持の基本方針】 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「b. 重大事故等対処施設」 「(a) 動的機能維持」】 ・動的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a. (a) 動的機能維持」と同様の設計を行うことで、動的機能を維持する設計とする。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「b. 重大事故等対処施設」 「(b) 電氣的機能維持」】 ・電氣的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a. (b) 電氣的機能維持」と同様の設計を行うことで、電氣的機能を維持する設計とする。 【5.2 機能維持 「(2) 機器・配管系」 「b. 重大事故等対処施設」 「(c) 閉じ込め機能の維持」】 ・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a. (c) 閉じ込め機能の維持」と同様の設計を行うことで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。 【5.2 機能維持 「(2) 重大事故等対処施設」 「b. 機器・配管系」 「(d) 臨界防止機能の維持」】 ・臨界防止機能の維持が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a. (d) 臨界防止機能の維持」と同様の設計を行うことで、臨界防止機能が維持できる設計とする。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。</p>	<p><動的機能維持評価> ⇒動的機能維持評価の評価対象の抽出及び評価方法について補足説明する。 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について</p> <p><電氣的機能維持評価> ⇒電氣的等の機能維持評価に用いる水平方向加速度の保守性に対する確認結果について補足説明する。 ・[補足耐25]電氣的機能維持評価手法の適用について</p>
22	(f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位クラス施設	基本方針 設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【6. 構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排出し、基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。 ・地下水排水設備は、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また、上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため、建物・構築物の機能要求を満たすように、基準地震動S sによる地震力に対して機能を維持するとともに、非常用電源設備又は基準地震動S sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし、その評価を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 ・機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針」に示す方針に従い配置する。 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 ・下位クラス施設は、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。</p>	<p><地下水排水設備> ⇒地下水排水設備に関する設計の考え方を示すため、地下水排水設備に関する設計内容について補足説明する。 ・[補足耐36]建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について</p>
31	(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	重大事故等対処施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある施設	基本方針 設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【6. 構造計画と配置計画】 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 ・建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 ・耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排出し、基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。 ・地下水排水設備は、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また、上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため、建物・構築物の機能要求を満たすように、基準地震動S sによる地震力に対して機能を維持するとともに、非常用電源設備又は基準地震動S sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし、その評価を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 ・機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針」に示す方針に従い配置する。 ・建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 ・下位クラス施設は、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔を取り配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。</p>	<p><地下水排水設備> ⇒地下水排水設備に関する設計の考え方を示すため、地下水排水設備に関する設計内容について補足説明する。 ・[補足耐36]建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について</p>
91	b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEA4601の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離開距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については、事業指定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。</p>	※補足すべき事項の対象なし
95	c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。また、基準地震動S sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針 地下水排水設備(集水管・サブドレン管・サブドレンピット・サブドレンシャフト・サブドレンポンプ・揚水管・水位検出器・制御盤・電源)	設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEA4601の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離開距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については、事業指定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。</p>	※補足すべき事項の対象なし
98	(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針】 ・耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEA4601の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離開距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。 ・上記に基づく対象斜面の抽出については、事業指定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。</p>	※補足すべき事項の対象なし

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
75	(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ii. 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	8.ダクティリティに関する考慮	【8.ダクティリティに関する考慮】 ・再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティ*を高めるよう設計する。具体的には、「IV-1-1-9 構造計画、材料選定上の留意点」に示す。 注記 *：地震時を含めた荷重に対して、施設に生じる応力値等が、ある値を超えた際に直ちに損傷に至らないこと、又は直ちに損傷に至らない能力・特性。	※補足すべき事項の対象なし
78	(二) 屋外重要土木構造物 i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ii. 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
79	(ホ) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
80	ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系 i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 ii. 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
82	(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)i.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
86	(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構築物 上記(a)イ.(二)i.又は(a)イ.(二)ii.を適用するほか、土木構築物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
87	ロ. 機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)i.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法				
89	(5) 設計における留意事項 a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに、安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設に該当する設備は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	定義	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計 の基本方針	9. 機器・配管系の支持方針	【9.機器・配管系の支持方針】 ・機器・配管系本体については「5.機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物の設計方針について、設備の形状、配置等に応じた支持方法を選定することから、個別に支持構造物の設計を行う機器、設備の配置に応じて標準化された支持構造物の中から選定する配管系、垂直自立形と壁掛形を基礎ボルト又は溶接により支持する壁、その筐体から支持される装置と器具及び標準化された支持構造物の中から選定する回路類で構成する電気計測制御装置等に分けて定める。 ・これら、機器、配管系、電気計測制御装置等の支持方針が異なることから、それぞれの設計方針を「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」にて示す。 ※機器・配管系の支持方法及び支持構造物の耐震設計方針の詳細を「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」及び「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」に示す。また、電気計測制御装置等及びその支持構造物の耐震設計の基本方針の詳細を「IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」に示す。	<アンカー定着部について> ⇒屋内設備のアンカー定着部におけるコンクリート部の健全性確認方法について補足説明する。 ・【補足耐22】屋内設備に対するアンカー定着部の評価について <機器・配管の相対変位に対する考慮> ⇒機器と配管の取り付け部に対し、相対変位を考慮した設計内容及び剛な機器、剛ではない機器の変位による影響について補足説明する。 ・【補足耐43】機器と配管の相対変位に対する設計上の扱いについて

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
13	(b)耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動Ss」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	IV-1-1 耐震設計の基本方針	<p>【10. 耐震計算の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 評価対象設備である配管系、機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤、装置及び器具)のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 タクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 評価に用いる温度については、最高使用温度及び環境温度を適切に考慮する。そのうち環境温度については、「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「1.3.2(1)b. 環境温度及び湿度による影響」に従う。 	※補足すべき事項の対象なし	
14	(c) Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	Sクラスの施設	基本方針 評価				
21	(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動Sdに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	冒頭宣言 評価要求	基本方針(Bクラス及びCクラスの施設)	基本方針 評価方法				
22	(f)耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	耐震重要施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある耐震重要度の下位クラス施設	基本方針 設計方針 評価				
26	(b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	基本方針 評価				
30	(d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。	冒頭宣言 評価要求	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備	基本方針 評価				
31	(e)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 機能要求② 評価要求	重大事故等対処施設に対し波及的影響を及ぼすおそれのある施設	基本方針 設計方針 評価				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
53	<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。 また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。 また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	定義 評価要求	基本方針 Sクラスの施設 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 上記の間接支持構造物	評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	<p>【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の評価は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基本とした入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は、以下に示す解析法によりJEA64601に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 ・建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。このうち、地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については、周辺地盤、構造上の特徴の施設及び施設周辺の状況を踏まえ、液状化による影響が生じるおそれがある場合には、その影響について確認する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・具体的な評価手法は、「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。 ・設備の補強や追加等の改造工事に伴う地震応答解析モデルに重量増加を反映していない施設については、重量増加による影響検討を行い、影響が否定できない施設は地震応答解析モデルに重量増加を反映する。影響が軽微な施設は影響検討した結果を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」の地震応答計算書に示す。 ※地震応答解析における解析条件及び方法の詳細については「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に示す。</p>	<p>補足すべき事項 <既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較> ⇒地震応答解析及び応力解析における解析モデルの設定根拠を示すため、既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較について補足説明する。 ・【補足耐31】地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較 ・【補足耐46】土木構造物の地震応答解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較について ・【補足耐66】地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較</p> <p><地盤ばね、スケルトンカーブの設定> ⇒地震応答解析に用いる地盤ばね、スケルトンカーブに関する根拠を示すため、地盤ばね、スケルトンカーブの設定内容について補足説明する。 ・【補足耐32】「建屋側面地盤ばね」及び「地盤のひずみ依存特性」の評価手法について ・【補足耐33】地震応答解析における耐震壁のせん断スケルトンカーブの設定 ・【補足耐62】地震応答解析における支持架構のせん断スケルトンカーブの設定</p> <p><隣接建屋の影響> ⇒隣接建屋の影響検討に関する根拠を示すため、隣接建屋の検討方法等の内容について補足説明する。 ・【補足耐34】隣接建屋の影響に関する検討(建物、屋外機械基礎) ・【補足耐55】隣接建屋の影響に関する検討(土木構造物) ⇒隣接建屋の影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐35】隣接建屋の影響に対する影響評価について(機器・配管系)</p> <p><液状化による影響> ⇒液状化による影響評価に関する根拠を示すため、設計用地下水位の設定内容、液状化による影響評価内容及び液状化の評価条件となるパラメータについて補足説明する。 ・【補足耐50】土木構造物の液状化の影響評価について ・【補足耐36】建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について ・【補足耐1】地盤の支持性能について ⇒液状化による影響について設計用床応答曲線と液状化影響を考慮した床応答曲線との比較等、影響確認結果について補足説明する。 ・【補足耐3】土木構造物の液状化に伴う機電設備の影響評価について</p>
54	<p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p>	定義 評価要求	基本方針 屋外重要土木構造物 竜巻防護対策設備	基本方針 設計方針 評価方法 評価			<p><材料物性のばらつき> ⇒動的解析における材料物性のばらつきに関する根拠を示すため、ばらつきに関する検討内容について補足説明する。 ・【補足耐9】地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・【補足耐11】竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐67】排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・【補足耐49】土木構造物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ⇒建物、構築物の材料物性のばらつきの影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐10】地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系)</p> <p><減衰定数の設定> ⇒地震応答解析に用いる減衰定数に関する根拠を示すため、減衰定数の設定内容について補足説明する。 ・【補足耐5】地震応答解析モデルに用いる鉄筋コンクリート造部の減衰定数に関する検討 ・【補足耐47】土木構造物の耐震安全性評価における共通事項について</p>	
56	<p>建物・構築物のうち土木構造物の動的解析に当たっては、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p>	定義 評価要求	土木構造物	設計方針 評価方法 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	<p><既設工認からの変更点> ⇒耐震設計における補強、評価条件及び計算式の変更など既設工認からの変更内容について補足説明する。 ・【補足耐42】既設工認からの変更点について ・【補足耐63】排気筒の耐震性評価に関する補足説明</p> <p><耐震評価上の補足事項> ⇒耐震評価における評価条件等の設定について補足説明する。 ・【補足耐54】耐震評価上の補足事項について</p>	
95	<p>c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できるように地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。</p>	定義 機能要求① 機能要求② 評価要求	基本方針 地下水排水設備(集水管・サブドレン管・サブドレンビット・サブドレンシャフト・サブドレンポンプ・揚水管・水位検出器・制御盤・電源)	設計方針 評価	IV-1-1 耐震設計の基本方針	10.耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	<p>【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・建物・構築物の耐震評価においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。 ・地下水位を基礎スラブ以下に維持することから、地下水圧のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが、揚圧力については考慮することとする。</p> <p><地下水排水設備> ⇒地下水排水設備に関する設計の考え方を示すため、地下水排水設備に関する設計内容について補足説明する。 ・【補足耐36】建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について</p>	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
96	d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動 $S_s - C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	Sクラスの施設 常設耐震重要重大事故等 対処設備が設置される重大 事故等対処施設 上記の間接支持構造物	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.1 建物・構築物	【10.耐震計算の基本方針】 【10.1 建物・構築物】 ・基準地震動 $S_s - C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いた場合においても、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動 S_s の応答との比較により、基準地震動 S_s を用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)」に関する影響評価結果」に示す。 ・一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また、弾性設計用地震動 S_d に対応するものとして、一関東評価用地震動(鉛直)に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3図に、加速度時刻歴を第10.1-4図に示す。	<一関東評価用地震動(鉛直)> ⇒一関東評価用地震動(鉛直)を用いた影響評価に関する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐17】一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について(建物、屋外機械基礎) ・【補足耐18】巻防護対策設備の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・【補足耐48】土木構造物の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・【補足耐64】排気筒の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について
58	ロ. 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。	定義	基本方針	設計方針 評価条件	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・機器・配管系の評価は、「4.設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5.機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は、以下に示す解析法によりJEA4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・機器・配管系については、解析方法及び解析モデルを機器、配管系ごとに設定するとともに、安全機能に応じた評価を行う。 ・これら機器、配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「2.2(2) 解析方法及び解析モデル」に示す。 ・具体的な評価手法は、「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 ・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電氣的機能維持確認済加速度)以下、若しくは、静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以上となることを確認する。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。 ※地震応答解析における解析条件及び方法の詳細については「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に示す。 ※地震応答解析における地震力のうち設計用床応答曲線の詳細な作成方法については「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 ※水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。 ※機器・配管系の支持方法及び支持構造物の耐震設計方針の詳細を「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-1-12 電氣計測制御支持方針」に示す。 ※基本方針に基づく耐震計算全体の流れのうち、機器の耐震計算全般に適用する評価条件及び複数の機器に共通して用いる計算方法の詳細を「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 ※水平2方向の影響評価方針の詳細については「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	<減衰定数の適用> ⇒機器・配管系の耐震評価に新たに適用した減衰定数(鉛直方向の減衰定数、最新知見に基づいた減衰定数)の考え方、適用性について補足説明する。 ・【補足耐6】新たに適用した減衰定数について <材料物性のばらつき> ⇒建物、構築物の材料物性のばらつきの影響を考慮した応答に対する検討内容及び影響評価結果について補足説明する。 ・【補足耐10】地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系)
59	機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。 配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。 なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。	定義 評価要求	基本方針 施設共通 基本設計方針 (機器・配管系の動的解析方法)	設計方針 評価条件 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	・鉛直方向の動的地震力考慮における影響 ⇒鉛直方向地震力の導入により浮き上がり等の影響を受ける設備の抽出、影響確認内容及び確認結果について補足説明する。 ・【補足耐15】鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について <SRSS法の適用性> ⇒鉛直方向の動的地震力考慮に伴うSRSS法適用の妥当性について補足説明する。 ・【補足耐16】水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて <Sd評価結果の記載方法> ⇒Sクラス設備の耐震計算書におけるSd評価結果の記載方法について補足説明する。 ・【補足耐20】耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるSd評価結果の記載方法 <動的機能維持評価> ⇒動的機能維持評価の評価対象の抽出及び評価方法について補足説明する。 ・【補足耐24】動的機能維持評価手法の適用について <電氣的機能維持評価> ⇒電氣盤等の機能維持評価に用いる水平方向加速度の保守性に対する確認結果について補足説明する。 ・【補足耐25】電氣的機能維持評価手法の適用について <固有周期の算出> ⇒固有周期を算出せず剛とみなしている設備の固有周期の考え方及び固有周期算出結果について補足説明する。 ・【補足耐37】剛な設備の固有周期の算出について	
80	ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系 i. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 ii. 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	<機器・配管系の類型化> ⇒設備の構造及び要求される安全機能に応じて設定した評価手法ごとの計算式の分類を踏まえ機器・配管系に対する類型化の分類の考え方について補足説明する。 ・【補足耐38】機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について <配管系の評価手法> ⇒配管系の耐震評価における配管、ダクト等の標準支持間隔法の設計内容及び保守性について補足説明する。 ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について <既設工認からの変更点> ⇒耐震設計における補強、評価条件及び計算式の変更など既設工認からの変更内容について補足説明する。 ・【補足耐42】既設工認からの変更点について <ダクトの耐震設計について> ⇒ダクト評価で用いる補正係数、安全係数の設定根拠について補足説明する。 ・【補足耐44】ダクト評価で用いる補正係数、安全係数の設定根拠について <耐震評価上の補足事項> ⇒耐震評価における評価条件等の設定について補足説明する。 ・【補足耐54】耐震評価上の補足事項について	
87	ロ. 機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)i.を適用する。	定義	基本方針	基本方針 評価方法	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答結果を用いた機器・配管系の影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動 S_s の応答との比較により、基準地震動 S_s を用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。	<一関東評価用地震動(鉛直)> ⇒一関東評価用地震動(鉛直)を用いた影響評価に関する検討内容及び影響評価結果について示す。 ・【補足耐19】一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について(機器・配管系)
96	d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動 $S_s - C4$ は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。	定義 評価要求	Sクラスの施設 常設耐震重要重大事故等 対処設備が設置される重大 事故等対処施設 上記の間接支持構造物	基本方針 評価	IV-1-1 耐震設計 の基本方針 10. 耐震計算の基本方針 10.2 機器・配管系	【10.耐震計算の基本方針】 【10.2 機器・配管系】 ・一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答結果を用いた機器・配管系の影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 ・影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動 S_s の応答との比較により、基準地震動 S_s を用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。	<一関東評価用地震動(鉛直)> ⇒一関東評価用地震動(鉛直)を用いた影響評価に関する検討内容及び影響評価結果について示す。 ・【補足耐19】一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について(機器・配管系)

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV								再処理施設の耐震性に関する説明書						
	IV-1							再処理施設の耐震性に関する基本方針						
		IV-1-1						耐震設計の基本方針						
			IV-1-1-1					基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の概要						
			IV-1-1-2					地盤の支持性能に係る基本方針						
			IV-1-1-3					重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針						
			IV-1-1-4					波及的影響に係る基本方針						
			IV-1-1-5					地震応答解析の基本方針						
				IV-1-1-5別紙				地震観測網について						
			IV-1-1-6					設計用床応答曲線の作成方針						
				IV-1-1-6別紙1				安全機能を有する施設の設計用床応答曲線						
			IV-1-1-7					水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針						
			IV-1-1-8					機能維持の基本方針						
			IV-1-1-9					構造計画、材料選択上の留意点						
			IV-1-1-10					機器の耐震支持方針						
			IV-1-1-11					配管系の耐震支持方針						
				IV-1-1-11-1				配管の耐震支持方針						
				IV-1-1-11-1別紙1				安全機能を有する施設の直管部標準支持間隔						
				IV-1-1-11-1別紙2				重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔						
				IV-1-1-11-2				ダクトの耐震支持方針						
				IV-1-1-11-2別紙1				安全機能を有する施設の直管部標準支持間隔						
				IV-1-1-11-2別紙2				重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔						
			IV-1-1-12					電気計測制御装置等の耐震支持方針						
			IV-1-1-13					地震時の臨界安全性検討方針						
		IV-1-2						耐震計算書作成の基本方針						
			IV-1-2-1					機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針						
			IV-1-2-2					配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針						
	IV-2							再処理施設の耐震性に関する計算書						
		IV-2-1						再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書						
			IV-2-1-1					建物・構築物	・再処理設備本体等に係る建物・構築物の耐震評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る建物・構築物の耐震評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る建物・構築物の耐震評価結果の説明	【建物・構築物】 ・[補足耐31]地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較 ・[補足耐66]地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較
			IV-2-1-2					機器・配管系	再処理設備本体等に係る機器・配管系の耐震評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る機器・配管系の耐震評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る機器・配管系の耐震評価結果の説明	【機器・配管系】 ・[補足耐42]既設工認からの変更点について ・[補足耐54]耐震評価上の補足事項について
		IV-2-2						波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果						
			IV-2-2-1					波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針						
			IV-2-2-2					波及的影響をおよぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書						
			IV-2-2-2-1					波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の建物・構築物の耐震評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価結果の説明(建物・構築物)	○	当該回次の申請施設に係る波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価結果の説明(建物・構築物)	-	
			IV-2-2-2-2					波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の機器・配管系の耐震評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価結果の説明(機器・配管系)	○	当該回次の申請施設に係る波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価結果の説明(機器・配管系)	-	
		IV-2-3						水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果						
			IV-2-3-1					水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する建物・構築物の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する建物・構築物の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する建物・構築物の影響評価結果の説明の追加	・[補足耐56]竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ・[補足耐65]排気筒の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について	
			IV-2-3-2					水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する機器・配管系の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する機器・配管系の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する機器・配管系の影響評価結果の説明	-	

基本方針単位に展開しているため
 展開先を参照

評価方針として展開しているため展開先を参照

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			IV-2-4					耐震性に関する影響評価結果						
				IV-2-4-1				一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果						
					IV-2-4-1-1			建物・構築物	一関東評価用地震動(鉛直)による建物・構築物の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る一関東評価用地震動(鉛直)による建物・構築物の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る一関東評価用地震動(鉛直)による建物・構築物の影響評価結果の説明	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐18]竜巻防護対策設備の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・[補足耐64]排気筒の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について
					IV-2-4-1-2			機器・配管系	一関東評価用地震動(鉛直)による機器・配管系の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る一関東評価用地震動(鉛直)による機器・配管系の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る一関東評価用地震動(鉛直)による機器・配管系の影響評価結果の説明	
				IV-2-4-2				隣接建屋に関する影響評価結果						
					IV-2-4-2-1			建物・構築物	隣接建屋による建物・構築物の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る隣接建屋による建物・構築物の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る隣接建屋による建物・構築物の影響評価結果の説明	-
					IV-2-4-2-2			機器・配管系	隣接建屋による機器・配管系の影響評価結果について記載。	○	当該回次の申請施設に係る隣接建屋による機器・配管系の影響評価結果の説明	○	当該回次の申請施設に係る隣接建屋による機器・配管系の影響評価結果の説明	-
				IV-2-4-3				液状化に関する影響評価結果						
					IV-2-4-3-1			建物・構築物	液状化による建物・構築物の影響評価結果について記載。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設に係る液状化による建物・構築物の影響評価結果の説明	-
					IV-2-4-3-2			機器・配管系	液状化による機器・配管系の影響評価結果について記載。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設に係る液状化による機器・配管系の影響評価結果の説明	-
	IV-3							計算機プログラム(解析コード)の概要	耐震性に関する計算書で用いる計算機プログラム(解析コード)の概要について記載。	○	当該回次の申請施設に係る耐震性に関する計算書で用いる計算機プログラム(解析コード)の概要の説明	○	当該回次の申請施設に係る耐震性に関する計算書で用いる計算機プログラム(解析コード)の概要の説明の追加	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐45]計算機プログラム(解析コード)の概要について
	IV-4							火災防護設備の耐震性に関する説明書						
		IV-4-1						火災防護設備の耐震計算の基本方針	基本方針及び評価方針として展開しているため展開先を参照					

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1								耐震設計の基本方針						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設の耐震設計が「再処理施設の技術基準に関する規則」第五条及び第三十二条(地盤)、第六条及び第三十三条(地震による損傷の防止)に適合することを説明する。 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動に対して機能を保持しているものとして、第十一条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。第三十五条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」、第十二条(再処理施設内における溢水による損傷の防止)及び第十三条(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)に係る溢水防護設備、化学薬品防護設備の耐震性については「IV-5 溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。また、第三十六条(重大事故等対処設備)に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「IV-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。 	○	再処理施設の耐震設計が技術基準規則の第5条、第6条に適合することについて説明	○	再処理施設の耐震設計が技術基準規則の第32条、第33条に適合することについて説明を追加 第36条要求による耐震性を説明する添付書類展開先の説明を追加 第5条及び第32条、第6条及び第33条以外の条文への適合性を示す添付書類において、基準地震動に対して機能を保持している設備の耐震性を説明する添付書類展開先の説明を追加	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐1]耐震評価対象の網羅性、既設工認との手法の相違点の整理について(建物・構築物、機器・配管系)
2.								耐震設計の基本方針						
	2.1							基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、重大事故等対処施設については地震により重大事故等おそれがある事故又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。 「IV 耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は、屋外機械基礎、竜巻防護対策設備及び排気筒であり、土木構造物は洞道である。また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。 施設の設計にあたり考慮する、基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「IV-1-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」に示す。 	○	安全機能を有する施設に関する基本方針の概要について説明	○	重大事故等対処施設の説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐2]洞道の設工認申請上の取り扱いについて

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(1)					安全機能を有する施設	<p>a. 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>b. 耐震重要施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動)による地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>c. Sクラスの施設は、基準地震動Ssによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。 ・機器・配管系については、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。動的機器等については、基準地震動Ssによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。 ・Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおよそ弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。 ・建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ・機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p>	○	安全機能を有する施設の耐震重要度の分類の方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					安全機能を有する施設	○	安全機能を有する施設のうち耐震重要施設の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(1)					安全機能を有する施設	○	Sクラス施設の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(1)					安全機能を有する施設	<p>d. Sクラスの施設について、静的地震力は、水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 ・基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>e. Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。 ・Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>g. 耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。 ・また、上記に加え、基準地震動 S s による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・耐震重要施設のうち周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック(以下「MMR」という。)については、基礎面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため、直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>h. 安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	○	Sクラスの施設の地震力の組合せ方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					安全機能を有する施設	○	Bクラス及びCクラスの施設の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(1)					安全機能を有する施設	○	耐震重要施設に対する波及的影響の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(1)					安全機能を有する施設	○	耐震重要施設における地盤の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(1)					安全機能を有する施設	○	安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
							(2)	重大事故等対処施設	<p>a. 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>・重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の設計方針について説明を追加	-
								重大事故等対処施設	<p>b. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動Ssによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>・建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>・機器・配管系については、基準地震動Ssによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能を保持できる設計とする。</p> <p>・動的機器等については、基準地震動Ssによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の耐震設計方針について説明を追加	-
								重大事故等対処施設	<p>c. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動Ssによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の地震力の組合せ方針について説明を追加	-
								重大事故等対処施設	<p>d. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替する施設の属する耐震重要度に応じた地震力に対し十分に耐えられる設計とする。</p> <p>・代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類した地震力に対し十分に耐えられる設計とする。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の設備の分類方針について説明を追加	-
								重大事故等対処施設	<p>e. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響の設計方針について説明を追加	-
								重大事故等対処施設	<p>f. 緊急時対策所の耐震設計における機能維持の基本方針については、「5.2 機能維持」に示す。</p>	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	緊急時対策所の耐震設計の展開先について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(2)					<p>g. 常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動 S s による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、上記に加え、基準地震動 S s による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 ・建物・構築物の基礎地盤として置き換えるMMRについては、基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸修正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため、直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。 ・これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。 <p>h. 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設における地盤の設計方針について説明を追加	—	
								<p>h. 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画について説明を追加	—	
	2.2							<p>・準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類で適用実績がある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を示す。 ・JEA4601に記載されている A s クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設とした上で、基準地震動 S 2、S 1 をそれぞれ基準地震動 S s、弾性設計用地震動 S d と読み替える。 ・ A クラスの施設を S クラスの施設と読み替える際には基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d を適用するものとする。 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号、最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)(以降、「IV 耐震性に関する説明書」において「告示501号」という。)に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))<第1編 軽水炉規格> JSME S N C1」(以降、「IV 耐震性に関する説明書」において「JSME S N C1」という。)に従うものとし、一部の既設施設については告示501号を適用する。 	○	準拠する規格について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	—	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
3.								耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類						
	3.1							安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類	・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に、申請設備の耐震重要度分類については、同添付書類に示す。	○	安全機能を有する施設に関する耐震重要度分類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					Sクラスの施設	・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。 a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 f. 上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設	○	Sクラス施設の分類の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					Bクラスの施設	・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	○	Bクラス施設の分類の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					Cクラスの施設	・Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	○	Cクラス施設の分類の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.2							重大事故等対処施設の設備分類	・重大事故等対処施設の設備について、耐震設計上の分類を各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえ、以下のとおり分類する。下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の設備分類の定義について説明を追加	-
			(1)					常設重大事故等対処設備						
				a.				常設耐震重要重大事故等対処設備	・常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備の設備分類の定義について説明を追加	-
				b.				常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	・常設重大事故等対処設備であって、上記a.以外のもの。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の設備分類の定義について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.3							波及的影響に対する考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてSクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設及び「3.2 重大事故等対処施設の設備分類」に示した常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。 ・この設計における評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ・波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し、地震動又は地震力の選定は、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。 ・設定した地震動又は地震力について、動的地震力を用いる場合は、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ・ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)をいう。 ・原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。 ・波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は、耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。 ・工事段階においても、耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 ・以上の詳細な方針は、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 	○	耐震重要施設における波及的影響に対する考慮について説明	○	重大事故等対処施設における波及的影響に対する考慮について説明を追加	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
			(1)					設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響						
				a.				不等沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響。 	○	不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				b.				相対変位	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響。 	○	下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			(2)					耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響。 	○	耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響による耐震重要施設の安全機能への影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
			(3)					建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による、耐震重要施設の安全機能への影響。 	○	建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設の安全機能への影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			(4)					建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による、耐震重要施設の安全機能への影響。 	○	建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設の安全機能への影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
4.								設計用地震力						
	4.1							地震力の算定方法	・耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。	○	安全機能を有する施設の地震力の算定法について説明	○	重大事故等対処施設の地震力の算定法について説明を追加	-
		4.1.1						静的地震力	・安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_1 及び震度に基づき算定するものとする。 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度のクラスに適用される地震力を適用する。	○	安全機能を有する施設に適用する静的地震力について説明	○	重大事故等対処施設に適用する静的地震力について説明を追加	-
			(1)					建物・構築物	・水平地震力は、地震層せん断力係数 C_1 に、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 ・ここで、地震層せん断力係数 C_1 は、標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。 ・必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_1 に乘じる施設の耐震重要度に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。	○	建物・構築物に適用する静的地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					機器・配管系	・静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 C_1 に施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。 ・Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。 ・上記(1)及び(2)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。	○	機器・配管系に適用する静的地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
		4.1.2						<p>動的地震力</p> <p>・安全機能を有する施設については、動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの施設のうち、共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。 ・Bクラスの施設のうち、共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S_sによる地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。 ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。 ・重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。 ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。 ・動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性及びばらつき影響を評価する。その方針を「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。</p>	○	安全機能を有する施設に適用する動的地震力について説明	○	重大事故等対処施設に適用する動的地震力について説明を追加	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐7]地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・[補足耐8]竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐47]土木構築物の耐震安全性評価における共通事項について ・[補足耐9]地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・[補足耐11]竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・[補足耐49]土木構築物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ・[補足耐13]水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する評価部位の抽出 ・[補足耐51]土木構築物の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価について ・[補足耐56]竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ・[補足耐57]竜巻防護対策設備の水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて ・[補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐65]排気筒の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について ・[補足耐67]排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系) ・[補足耐12]水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について 	
			(1)					<p>入力地震動</p> <p>・地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。 ・解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約70mの位置に想定することとする。 ・基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dは、解放基盤表面で定義する。 ・建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。 ・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。 ・必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・Bクラスの施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</p>	○	入力地震動について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐7]地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・[補足耐8]竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐47]土木構築物の耐震安全性評価における共通事項について ・[補足耐9]地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・[補足耐11]竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・[補足耐49]土木構築物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ・[補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐67]排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系) 	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(2)					動的解析法	・動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 ・これらの地震応答解析を行う上で、更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。地震観測網の概要については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。	○	動的解析法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・【補足耐6】新たに適用した減衰定数について ・【補足耐16】水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根 (SRSS) 法による組合せについて
	4.2							設計用地震力	・「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す地震力に従い算定するものとする。	○	設計用地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
5.								機能維持の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能、地下水排水機能、飛来物防護機能、漏えい検知機能、火災防護機能、止水機能、ユーティリティ機能、貯水機能、分析機能、廃棄機能を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能、飛来物防護機能、止水機能、貯水機能、分析機能、廃棄機能については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能、ユーティリティ機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価項目を追加することで、機能維持設計を行う。 ここでは、上記を考慮し、各機能維持の方針を示す。 	○	安全機能を有する施設の機能維持の基本方針について説明	○	重大事故等対処施設の機能維持の基本方針について説明を追加	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物、機器・配管系】 ・【補足耐53】耐震設計における安全機能の整理について
	5.1							構造強度	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。 自然現象に関する組合せは、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従う。 具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設の構造強度を確保するための設計方針について説明	○	重大事故等対処施設の構造強度を確保するための設計方針について説明を追加	
		5.1.1						耐震設計上考慮する状態	<ul style="list-style-type: none"> 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 	○	設計上考慮する状態について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					安全機能を有する施設						
				a.				建物・構築物						
					(a)			運転時の状態	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設が運転している状態。 	○	安全機能を有する施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の状態について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物】 ・【補足耐2】洞道の設工認申請上の取り扱いについて
					(b)			設計用自然条件	<ul style="list-style-type: none"> 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。 	○	安全機能を有する施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち設計用自然条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					b.			機器・配管系						
					(a)			運転時の状態	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設が運転している状態。 	○	安全機能を有する施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の状態について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
							(b)	運転時の異常な過渡変化時の状態	・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	○	安全機能を有する施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の異常な過渡変化時の状態について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
							(c)	設計基準事故時の状態	・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	○	安全機能を有する施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち設計基準事故時の状態について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					重大事故等対処施設						
				a.				建物・構築物						
							(a)	運転時の状態	・再処理施設が運転している状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の状態について説明を追加	-
							(b)	重大事故等時の状態	・再処理施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち重大事故等時の状態について説明を追加	-
							(c)	設計用自然条件	・設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち設計用自然条件について説明を追加	-
				b.				機器・配管系						
							(a)	運転時の状態	・再処理施設が運転している状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の状態について説明を追加	-
							(b)	運転時の異常な過渡変化時の状態	・運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち運転時の異常な過渡変化時の状態について説明を追加	-
							(c)	設計基準事故時の状態	・発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の機器・配管系の耐震設計上考慮する状態のうち設計基準事故時の状態について説明を追加	-
							(d)	重大事故等時の状態	・再処理施設が重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の耐震設計上考慮する状態のうち重大事故等時の状態について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	
		5.1.2						荷重の種類					
			(1)					安全機能を有する施設					
				a.				建物・構築物 (a)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・ただし、運転時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。	○	安全機能を有する施設の建物・構築物の荷重の種類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				機器・配管系 (a)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力 ・ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。	○	安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の種類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					重大事故等対処施設					
				a.				建物・構築物 (a)再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧 (b)運転時の状態で施設に作用する荷重 (c)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (d)地震力、積雪荷重及び風荷重 ・ただし、運転時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の荷重の種類について説明を追加	-
				b.				機器・配管系 (a)運転時の状態で施設に作用する荷重 (b)運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c)設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d)重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e)地震力 ・ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の機器・配管系の荷重の種類について説明を追加	-

再処理目次							再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
		5.1.3						荷重の組合せ	・地震力と他の荷重との組合せは以下による。	○	荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					安全機能を有する施設						
				a.				建物・構築物	(a) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と基準地震動S _s による地震力とを組み合わせる。 (b) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動S _d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S _s による地震力又は弾性設計用地震動S _d による地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	○	安全機能を有する施設の建物・構築物の荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				機器・配管系	(a) Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 (b) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。 (c) Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 (d) Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。 (e) 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故(以下「事故等」という。)時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等によって作用する荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。 ・運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故の状態に施設に作用する荷重は、運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、地震荷重と組み合わせるものはない。 ・屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。	○	安全機能を有する施設の機器・配管系の荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐14]地震荷重と事故時荷重の組合せについて

再処理目次							再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	1回	第1回 記載概要	2回	
			(2)					重大事故等対処施設					
				a.				建物・構築物 (a)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S sによる地震力とを組み合わせる。 (b)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動S sによる地震力とを組み合わせる。 (c)常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S s又は弾性設計用地震動S dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。 ・以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S sによる地震力とを組み合わせることとなるが、弾性設計用地震動S dとの組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、基準地震動S sによる地震力とする。 (d)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動S dに2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。 ・この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S sによる地震力又は弾性設計用地震動S dに2分の1を乗じたものによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の荷重の組合せ方針について説明を追加	—

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					b.			機器・配管系	<p>(a) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 S s 又は弾性設計用地震動 S d による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>・以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力との組合せについては、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせることとなるが、弾性設計用地震動 S d との組合せの目安となる継続時間がごく僅かであることから、重大事故等時の荷重と組み合わせる地震力は、基準地震動 S s による地震力とする。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>・屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>	一	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の機器・配管系の荷重の組合せ方針について説明を追加	<p>【機器・配管系】</p> <p>・【補足耐14】地震荷重と事故時荷重の組合せについて</p>

再処理目次							再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
		5.1.4						荷重の組合せ上の留意事項	<p>(1)安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p>(2)安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(3)ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(4)複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになすれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(5)積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>(6)風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>(7)荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水水位に基づき設定する。</p> <p>(8)設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>(9)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。</p>	○	荷重の組合せ上の留意事項として、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の支持機能の確認における荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									○	荷重の組合せ上の留意事項として、動的地震力の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐12]水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について	
									○	荷重の組合せ上の留意事項として、評価が明らかに厳しい場合における評価対応について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
									○	荷重の組合せ上の留意事項として、複数の荷重が同時に作用する場合の応力の重ね合わせ方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
									○	安全機能を有する施設の荷重の組合せ上の留意事項として、積雪荷重を組み合わせる場合の考慮事項について説明	○	重大事故等対処施設に対する積雪荷重を組み合わせる場合の考慮事項について説明を追加	-	
									○	安全機能を有する施設の荷重の組合せ上の留意事項として、風荷重を組み合わせる場合の考慮事項について説明	○	重大事故等対処施設に対する風荷重を組み合わせる場合の考慮事項について説明を追加	-	
									○	荷重の組合せ上の留意事項として、考慮する地下水圧について、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水水位に基づき設定することについて説明	○	荷重の組合せ上の留意事項として、考慮する地下水圧について、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水水位に基づき設定することについて説明	-	
									-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類の異なる重大事故等対処施設における建物・構築物の当該部分の支持機能の確認における地震力と組合せ荷重の組合せについて説明を追加	-	
									-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	荷重の組合せ上の留意事項として、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスに対する荷重の組合せの適用方法について説明を追加	-	
		5.1.5						許容限界	○	各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界についての説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(1)					安全機能を有する施設						
				a.				建物・構築物						
					(a)			Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)						
						イ.		基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	○	建物・構築物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
						ロ.		弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	○	建物・構築物の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
						(b)		Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)	・上記(a)ロ.による許容応力度を許容限界とする。	○	Bクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						(c)		耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。)	・上記(a)イ.を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	○	耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界について説明を追加	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						(d)		建物・構築物の保有水平耐力	・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	○	安全機能を有する施設の建物・構築物の保有水平耐力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						(e)		屋外重要土木構造物						
						イ.		基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	・構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 ・限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。	○	屋外重要土木構造物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						ロ.		弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	・地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	○	屋外重要土木構造物の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						(f)		その他の土木構造物	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。	○	その他の土木構造物の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						(g)		耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物	・上記(e)イ.またはロ.を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	○	耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
						b.		機器・配管系						
						(a)		Sクラスの機器・配管系						
						イ.		基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界	・塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。	○	機器・配管系の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐21]耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について
						ロ.		弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	・発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。	○	機器・配管系の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
						(b)		Bクラス及びCクラスの機器・配管系	・上記b.(a)ロ.による応力を許容限界とする。	○	Bクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					重大事故等対処施設						
						a.		建物・構築物						
						(a)		常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物	・上記(1)a.(a)イ.を適用する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の許容限界について説明を追加	-
						(b)		常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物	・上記(1)a.(b)による許容応力度を許容限界とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の許容限界について説明を追加	-
						(c)		設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。)	・上記(a)を適用するほか、重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の許容限界について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
					(d)			建物・構築物の保有水平耐力	・建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の建物・構築物の保有水平耐力について説明を追加	－	
					(e)			設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物	・上記(1)a.(e)イ.又は(1)a.(e)ロ.を適用するほか、重大事故等対処施設を支持する土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物の許容限界について説明を追加	－	
					b.			機器・配管系							
					(a)			常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系	・上記(1)b.(a)イ.を適用する。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の許容限界について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐21]耐震評価における等価繰返し回数 ² の妥当性確認について	
					(b)			常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系	イ.上記(1)b.(b)による応力を許容限界とする。 ロ.代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(a)を適用する。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の許容限界について説明を追加	－	
					(3)			基礎地盤の支持性能							
					a.			Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤							
					(a)			基準地震動S _s による地震力との組合せに対する許容限界	・接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。	○	Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系の基礎地盤の基準地震動S _s による地震力との組み合わせに対する許容限界について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤の基準地震動S _s による地震力との組み合わせに対する許容限界について説明を追加		
					(b)			弾性設計用地震動S _d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界	・接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。	○	Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系の基礎地盤の弾性設計用地震動S _d による地震力又は静的地震力との組み合わせに対する許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐1]地盤の支持性能について	
					b.			Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤	・(3)a.(b)を適用する。	○	Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤の許容限界について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤の許容限界について説明を追加		

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	5.2							機能維持						
			(1)					建物・構築物	・再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能のうち、建物・構築物に要求される閉じ込め機能、火災防護機能、遮蔽機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート等の保持機能、地下水排水機能、廃棄機能、飛来物防護機能及び貯水機能の機能維持の方針を以下に示す。 ・これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。 ・重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。	○	建物・構築物の安全機能を有する施設における機能維持方針について説明	○	建物・構築物の重大事故等対処施設における機能維持方針について説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐2]洞道の設工認申請上の取り扱いについて ・[補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について
				a.				安全機能を有する施設						
					(a)			閉じ込め機能の維持	・閉じ込め機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・また、閉じ込め機能が要求される壁・床・天井(開口部周り)に設置する扉及びハッチ等は、壁・床・天井(開口部周り)がせん断ひずみの許容限界を満足していることで、閉じ込め機能を確保できる。	○	閉じ込め機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(b)			火災防護機能の維持	・火災防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、火災の影響を軽減するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、火災防護機能が維持できる設計とする。	○	火災防護機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(c)			遮蔽機能の維持	・遮蔽機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、再処理施設周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能が維持できる設計とする。	○	遮蔽機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
						(d)		支持機能の維持	<p>・ 機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>・ 支持機能の維持が要求される施設のうち、建物・構築物の鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>・ 屋外重要土木構造物については、構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。その他の土木構造物については、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。</p>	○	安全機能を有する施設の支持機能の維持について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [補足耐26] 応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・ [補足耐27] 地震荷重の入力方法 ・ [補足耐28] 建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・ [補足耐29] 応力解析における断面の評価部位の選定 ・ [補足耐30] 応力解析における応力平均化の考え方 ・ [補足耐8] 竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・ [補足耐58] 竜巻防護対策設備の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・ [補足耐59] 竜巻防護対策設備の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・ [補足耐60] 地震荷重の入力方法 ・ [補足耐61] 応力解析における断面の評価部位の選定 ・ [補足耐63] 排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ・ [補足耐68] 排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・ [補足耐69] 地震荷重の入力方法 ・ [補足耐70] 応力解析における断面の評価部位の選定

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(e)			地下水排水機能の維持	・地下水排水機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、地下水排水機能が維持できる設計とする。 ・地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管、集水管、サブドレンビット及びサブドレンシャフト)については、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、基準地震動S _s による地震力に対して機能が維持できる設計とする。	○	地下水排水機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(f)			廃棄機能の維持	・廃棄機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射性廃棄物を廃棄するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、廃棄機能が維持できる設計とする。	○	廃棄機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(g)			飛来物防護機能の維持	・飛来物防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、飛来物防護機能が維持できる設計とする。	○	飛来物防護機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設						
					(a)			遮蔽機能の維持	・遮蔽機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a.(c) 遮蔽機能の維持」と同様の設計を行うことで、遮蔽機能が維持できる設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	遮蔽機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
					(b)			気密性の維持	・気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、居住性確保のため、事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保すること及び換気設備の換気機能とあいまって施設の気圧差を確保することで、必要な気密性が維持できる設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気密性の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
					(c)			支持機能の維持	・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、被支持設備の重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a.(d) 支持機能の維持」と同様の設計を行うことで、支持機能が維持できる設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の支持機能の維持について説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐26]応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐27]地震荷重の入力方法 ・[補足耐28]建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・[補足耐29]応力解析における断面の評価部位の選定 ・[補足耐30]応力解析における応力平均化の考え方 ・[補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐68]排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐69]地震荷重の入力方法 ・[補足耐70]応力解析における断面の評価部位の選定

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(d)			操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要となる操作場所及びアクセスルートを保持するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足していることで健全性が確保されており、操作場所及びアクセスルートの保持機能を確保できる。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
					(e)			地下水排水機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 地下水排水機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(1)a.(e) 地下水排水機能の維持」と同様の設計を行うことで、地下水排水機能が維持できる設計とする。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	地下水排水機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
					(f)			貯水機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 貯水機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、重大事故等への対処に必要な水を確保するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、貯水機能が維持できる設計とする。 貯水機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、貯水機能の維持が要求される壁及び床が、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、おおむね弾性状態に留まることを基本とする。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	貯水機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
			(2)					機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能として機器・配管系に要求される機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、止水機能、分析機能及び廃棄機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、当該機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、動的機能を維持する設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、電気的機能を維持する設計とする。 閉じ込め機能及び臨界防止機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、閉じ込め機能及び臨界防止機能を維持する設計とする。 動的機能維持、電気的機能維持、閉じ込め機能及び臨界防止機能の機能維持の方針を以下に示す。 これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。 重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。 	○	機器・配管系の安全機能を有する施設における機能維持方針について説明	○	機器・配管系の重大事故等対処施設における機能維持方針について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について
				a.				安全機能を有する施設						

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(a)			動的機能維持	・動的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される動的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認すること、動的機能を維持する設計とする。実証試験等により確認されている機能維持加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。 ・動的機能が要求される弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。	○	安全機能を有する施設の動的機能が要求される設備の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について
					(b)			電気的機能維持	・電気的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される電気的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認すること、電気的機能を維持する設計とする。	○	安全機能を有する施設の電気的機能が要求される設備の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐25]電気的機能維持評価手法の適用について
					(c)			閉じ込め機能の維持	・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、地震時及び地震後において、グローブボックスに要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される閉じ込め機能が維持できることを試験又は解析により確認し、閉じ込め機能が維持できる設計とする。	○	閉じ込め機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(d)			臨界防止機能の維持	・臨界防止機能の維持が要求される設備は、地震時及び地震後において、臨界の発生を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、核的制限値の維持に必要な形状寸法管理、複数の機器間の面間距離の維持として地震時において発生する変位及び変形を制限すること、臨界防止機能が維持できる設計とする。	○	臨界防止機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設						
					(a)			動的機能維持	・動的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a.(a) 動的機能維持」と同様の設計を行うことで、動的機能を維持する設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の動的機能が要求される設備の機能維持方針について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について
					(b)			電気的機能維持	・電気的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a.(b) 電気的機能維持」と同様の設計を行うことで、電気的機能を維持する設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の電気的機能が要求される設備の機能維持方針について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐25]電気的機能維持評価手法の適用について
					(c)			閉じ込め機能の維持	・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a.(c) 閉じ込め機能の維持」と同様の設計を行うことで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	閉じ込め機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-
					(d)			臨界防止機能の維持	・臨界防止機能の維持が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「5.2(2)a.(d) 臨界防止機能の維持」と同様の設計を行うことで、臨界防止機能が維持できる設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	臨界防止機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
6.								構造計画と配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排出し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。 地下水排水設備は、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また、上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため、建物・構築物の機能要求を満たすように、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を維持するとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし、その評価を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針」に示す方針に従い配置する。 建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対して隔離を取り配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を保持する設計とする。 	○	安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画について説明	○	重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画について説明を追加	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物、機器・配管系】 ・【補足耐36】建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について
7.								地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEA4601の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。上記に基づく対象斜面の抽出については、事業指定制(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。 	○	安全機能を有する施設の地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針について説明	○	重大事故等対処施設の地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針について説明を追加	-
8.								ダクティリティに関する考慮	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には「IV-1-1-9 構造計画、材料選択上の留意点」に示す。 	○	ダクティリティの考慮内容について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
9.								機器・配管系の支持方針	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管系本体については「5. 機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物の設計方針について、設備の形状、配置等に応じた支持方法を選定することから、個別に支持構造物の設計を行う機器、設備の配置に応じて標準化された支持構造物の中から選定する配管系、垂直自立形と壁掛形を基礎ボルト又は溶接により支持する盤、その置体から支持される装置と器具及び標準化された支持構造物の中から選定する電路類で構成する電気計測制御装置等に分けて定める。 これら、機器、配管系、電気計測制御装置等の支持方針が異なることから、それぞれの設計方針を「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」にて示す。 	○	機器・配管系の支持方針について説明	○	ダクトの耐震支持方針について説明を追加	<ul style="list-style-type: none"> 【機器・配管系】 ・【補足耐22】屋内設備に対するアンカー定着部の評価について ・【補足耐43】機器と配管の相対変位に対する設計上の扱いについて

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
10.								耐震計算の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 耐震設計方針に基づいて設計した施設について、耐震計算を行うに当たり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。 最新の知見を適用する場合は、その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。 耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で、その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。 評価対象設備である配管系、機器（容器及びポンプ類）及び電気計装品（盤、装置及び器具）のうち、複数設備に共通して適用する計算方法については「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 評価に用いる温度については、最高使用温度及び環境温度を適切に考慮する。そのうち環境温度については、「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「1.3.2(1)b. 環境温度及び湿度による影響」に従う。 	○	耐震計算の基本方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
		10.1						建物・構築物	<p>・建物・構築物の評価は、基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d を基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>・評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <p>・時刻歴応答解析法</p> <p>・FEM等を用いた応力解析法</p> <p>・スペクトルモーダル解析法</p> <p>・建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。このうち、地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については、周辺地盤、構造上の特徴の施設及び施設周辺の状況を踏まえ、液状化による影響が生じるおそれがある場合には、その影響について確認する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p> <p>・具体的な評価手法は、「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。</p> <p>・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>・設備の補強や追加等の改造事に伴う地震応答解析モデルに重量増加を反映していない施設については、重量増加による影響検討を行い、影響が否定できない施設は地震応答解析モデルに反映する。影響が軽微な施設は影響検討した結果を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」の地震応答計算書に示す。</p> <p>・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、FEMを用いた応力解析等により、静的又は動的解析により求まる地震応力と、組み合わせるべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、許容限界内にあることを確認する。</p> <p>○地下水排水設備</p> <p>・建物・構築物の耐震評価においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。また、地下水位を基礎スラブ以深に維持することから、地下水位のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが、揚圧力については考慮することとする。</p> <p>○一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>・基準地震動 S s -C 4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いた場合においても、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動 S s の応答との比較により、基準地震動 S s を用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)」に関する影響評価結果」に示す。</p> <p>・一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また、弾性設計用地震動 S d に対応するものとして、一関東評価用地震動(鉛直)に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3図に、加速度時刻歴を第10.1-4図に示す。</p>	○	建物・構築物の耐震計算の基本方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐5]地震応答解析モデルに用いる鉄筋コンクリート造部の減衰定数に関する検討 ・[補足耐9]地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 ・[補足耐11]竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・[補足耐17]一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について(建物、屋外機械基礎) ・[補足耐18]竜巻防護対策設備の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・[補足耐31]地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較 ・[補足耐32]「建屋側面地盤ばね」及び「地盤のひずみ依存特性」の評価手法について ・[補足耐33]地震応答解析における耐震壁のせん断スケルトンカーブの設定 ・[補足耐34]隣接建屋の影響に関する検討(建物、屋外機械基礎) ・[補足耐55]隣接建屋の影響に関する検討(土木構築物) ・[補足耐36]建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について ・[補足耐46]土木構築物の地震応答解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較について ・[補足耐47]土木構築物の耐震安全性評価における共通事項について ・[補足耐48]土木構築物の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・[補足耐49]土木構築物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ・[補足耐50]土木構築物の液状化の影響評価について ・[補足耐62]地震応答解析における支持架橋のせん断スケルトンカーブの設定 ・[補足耐64]排気筒の一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について ・[補足耐66]地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較 ・[補足耐67]排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について ・[補足耐1]地盤の支持性能について <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐3]土木構築物の液状化に伴う機電設備の影響評価について ・[補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系) ・[補足耐35]隣接建屋の影響に対する影響評価について(機器・配管系) ・[補足耐42]既設工認からの変更点について ・[補足耐54]耐震評価上の補足事項について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
		10.2						機器・配管系	<p>・機器・配管系の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>・評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上、適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 <p>・機器・配管系については、解析方法及び解析モデルを機器、配管系ごとに設定するとともに、安全機能に応じた評価を行う。</p> <p>・これら機器、配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「2.2(2) 解析方法及び解析モデル」に示す。</p> <p>・具体的な評価手法は、「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。</p> <p>○動的機器</p> <p>・地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認加速度又は電気的機能維持確認加速度)以下、若しくは、静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。</p> <p>・これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>○一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>・一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答を用いた機器・配管系の影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。</p> <p>・影響評価に当たっては、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動Ssの応答との比較により、基準地震動Ssを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。</p>	○	当該回次の申請範囲における機器・配管系の耐震計算の基本方針について説明	○	当該回次の申請範囲における機器・配管系の耐震計算の基本方針について説明	<p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐6]新たに適用した減衰定数について ・[補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器、配管系) ・[補足耐15]鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について ・[補足耐16]水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて ・[補足耐19]一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響確認について(機器・配管系) ・[補足耐20]耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるSd評価結果の記載方法 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について ・[補足耐25]電気的機能維持評価手法の適用について ・[補足耐37]剛な設備の固有周期の算出について ・[補足耐38]機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について ・[補足耐40]配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について ・[補足耐42]既設工認からの変更点について ・[補足耐44]ダクト評価で用いる補正係数、安全係数の設定根拠について ・[補足耐54]耐震評価上の補足事項について

凡例

- ・「申請回数」について
- ：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
- △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- 一：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-1								基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の概要						
1.								概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「2. 耐震設計の基本方針」に基づき、耐震設計に用いる基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d について説明する。	○	耐震設計に用いる基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の概要を示す旨を説明	△	第1回での説明から追加事項なし	※補足説明資料なし (共通06 3. 添付書類「③発電炉の実績を踏まえた記載程度の整理」においては、「発電炉との比較においては、基本設計方針の記載の比較を行った項目を対象」としており、基準地震動の策定内容については発電炉と同様基本設計方針に記載はないことから、別紙4による比較対象外とする。なお、発電炉と比較した場合、敷地周辺の地震発生状況等のサイト固有の差分が抽出されるが、記載内容は事業変更許可申請書のとおりであるため新たな論点が生じるものではない。)
2.								基本方針	・基準地震動 S s は、まず「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を、次に「震源を特定せず策定する地震動」を評価する。そして、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果に基づき、基準地震動 S s を策定する。最後に、策定された基準地震動 S s の応答スペクトルがどの程度の超過確率に相当するかを確認する。 ・弾性設計用地震動 S d は、基準地震動 S s との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないよう基準地震動 S s に係数を乗じて設定する。 ・基準地震動 S s の策定は事業変更許可申請書の添付書類四「6. 地震」、弾性設計用地震動 S d の策定は事業変更許可申請書の添付書類六「1.6 耐震設計」に記載のとおりであり、以下にその概要を示す。	○	基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d の策定の基本方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
3.								敷地周辺の地震発生状況	・施設が位置する東北地方から北海道地方では、海洋プレートである太平洋プレートが陸域に向かって近づき、日本海溝から陸のプレートの下方へ沈み込んでいることが知られている。また、東北地方における活断層の多くは南北方向の走向を示す逆断層であり、この地域が東西方向に圧縮されていることを示唆している。東北地方から北海道地方では上記に対応するように地震が発生しており、その発生様式等から「プレート間地震」、「海洋プレート内地震」、「内陸地殻内地震」及び「日本海東縁部の地震」の4種類に大別される。これらの地震のうち、敷地周辺ではプレート間地震の発生数が最も多く、また、マグニチュード7～8程度の大地震も発生している。	○	敷地周辺における「プレート間地震」、「海洋プレート内地震」、「内陸地殻内地震」及び「日本海東縁部の地震」の地震発生状況について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	3.1							被害地震	・日本国内の地震被害に関する資料について記載。また、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震について、被害地震の発生状況を示す。	○	地震被害に関する資料について記載するとともに、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震について、被害地震の発生状況について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
		3.2						被害地震の調査	・地震によって建物等に被害が発生するのは震度5弱(1996年以前は震度V)程度以上であるとされている。「日本被害地震総覧」に記載されている震度分布図及び気象庁で公表されている震度分布図によると、敷地の震度がV程度であったと推定される地震は1763年1月陸奥八戸の地震、1856年日高・胆振・渡島・津軽・南部の地震、1968年十勝沖地震、1978年青森県東岸の2地震及び1994年三陸はるか沖地震の6地震がある。また、被害地震について、震央距離と地震規模及び敷地で想定される震度との関係を示す。	○	敷地の震度がV程度以上と推定される地震被害地震を示し、震央距離と地震規模及び敷地で想定される震度との関係について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			3.3					被害地震の評価	・敷地での震度がV程度以上と推定される主な被害地震の地震発生様式を、1884年以前の地震については津波の被害記録等より、また、1885年以降の地震については、震源の位置、深さ等から、プレート間地震と内陸地殻内地震に分けて分類する。	○	敷地での震度がV程度以上と推定される主な被害地震に関してプレート間地震と内陸地殻内地震の分類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				3.4				地震カタログ間の比較	・「日本被害地震総覧」、「宇津カタログ(1982)」及び「気象庁地震カタログ」から抽出した被害地震と「理科年表」及び「宇佐美カタログ(1979)」から抽出した被害地震のうち、震央距離と地震規模及び敷地で想定される震度との関係から敷地で震度V程度以上となる被害地震で、地震規模及び震央位置の記載に差異が認められる地震、その震央分布、また、地震規模及び震央位置の差異が敷地に与える影響度の差を示す。	○	地震規模及び震央位置の記載に差異が認められる地震、その震央分布、地震規模及び震央位置の差異が敷地に与える影響度の差について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					3.5			敷地周辺で発生したM5.0以上の中地震	・敷地周辺で発生したM5.0以上の中地震の震央分布を示す。 ・敷地付近を横切る幅500kmの範囲に分布する震源の鉛直分布、太平洋プレートの沈み込みの様子を深発地震面の等深線で表したものを示す。	○	敷地周辺で発生したM5.0以上の中地震の震央分布、敷地付近を横切る幅500kmの範囲に分布する震源の鉛直分布、太平洋プレートの沈み込みの様子を深発地震面の等深線で表したものについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
						3.6		敷地周辺で発生したM5.0以下の小・微小地震	・敷地周辺で発生したM5.0以下の小・微小地震のうち、震源深さが0～30km、30～60km、60～100km及び100km以上の地震の震央分布、震源の鉛直分布を示す。	○	敷地周辺で発生したM5.0以下の小・微小地震の震源深さ毎の震央分布、震源の鉛直分布について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.7							活断層の分布状況	・敷地から半径100km程度の範囲について、活断層の分布、敷地周辺の主な活断層の諸元を示す。	○	敷地から半径100km程度の範囲について、活断層の分布、敷地周辺の主な活断層の諸元について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
4.								地震の分類	・敷地周辺で発生する地震は、その発生様式等からプレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震及び日本海東縁部の地震の4種類に大別される。	○	敷地周辺で発生する地震は、その発生様式等からプレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震及び日本海東縁部の地震の4種類に大別される旨の説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.1							プレート間地震	・岩手県沖から十勝沖にかけての海域においては、M7～8程度のプレート間地震が繰り返し発生している。プレート間地震と考えられる主な被害地震は、「3.3 被害地震の評価」によると、1968年十勝沖地震(M7.9)等がある。	○	敷地周辺におけるプレート間地震の発生状況、主な被害地震について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.2							海洋プレート内地震	・東北地方から北海道にかけての海洋プレート内地震は、海溝軸付近から陸側で発生する沈み込んだ海洋プレート内の地震と、海溝軸付近ないしそのやや沖合で発生する沈み込む海洋プレート内の地震の2種類に分けられる。沈み込んだ海洋プレート内の地震の震源分布は二重深発地震面を形成しており、東北地方では二重深発地震面上面の地震活動が優勢とされ、北海道では二重深発地震面下面の地震活動が優勢とされている。	○	敷地周辺における海洋プレート内地震の発生状況、分類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.3							内陸地殻内地震	・敷地周辺の活断層と被害地震との位置関係、敷地周辺の活断層と小・微小地震との位置関係を示す。東北地方においては、M7クラスの内陸地殻内地震が、奥羽山脈付近から日本海にかけて発生している。	○	敷地周辺の活断層と被害地震との位置関係、敷地周辺の活断層と小・微小地震との位置関係について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.4							日本海東縁部の地震	・日本海東縁部の比較的浅いところで発生した1983年日本海中部地震(M7.7)及び1993年北海道南西沖地震(M7.8)により、敷地周辺において震度V程度以上の揺れが認められていないことから、これら両地震は敷地に大きな影響を及ぼすような地震ではない。	○	日本海東縁部の比較的浅いところで発生した地震により、敷地周辺において震度V程度以上の揺れが認められていないことについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
5.								敷地地盤の振動特性						
	5.1							解放基盤表面の設定	・各種地質調査結果より、敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられる。解放基盤表面については、敷地地下で著しい高低差がなく、ほぼ水平で相当な揺れが有り、著しい風化を受けていない岩盤である鷹架層において、S波速度が概ね0.7km/s以上となる標高-70mの位置に設定した。	○	各種地質調査結果より、敷地の地盤は速度構造的に特異性を有する地盤ではないと考えられること、解放基盤表面の設定位置について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	5.2							地震観測記録	・代表地盤観測点で得られた地震観測記録の中から、発生様式ごとの代表的な地震について、それぞれ地盤の各深さで得られた観測記録の応答スペクトルを示す。これらの図によると、地震によらず解放基盤表面相当レベルまでは、地盤中におけるピーク周期の遷移や、特定周期での特異な増幅がないことが確認できる。 ・次に、震央距離が300km以内の地震の解放基盤表面で得られた観測記録を対象に、地震波の到来方向別の増幅特性に関して、敷地から東西南北の4方位に分類して検討を行った。これらの地震観測記録について検討を行った結果、敷地に対する地震波の到来方向の違いによって増幅特性が異なるような傾向はみられなかった。	○	代表的な地震について、地盤の各深さで得られた観測記録の応答スペクトルを示すとともに、敷地に対する地震波の到来方向の違いによって増幅特性が異なるような傾向はみられないことについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	5.3							深部地盤モデル	・断層モデルを用いた手法による地震動評価のうち、統計的グリーン関数法による地震動評価に用いる深部地盤モデルは、敷地における代表地盤観測点の地震観測記録に基づき作成した。作成した深部地盤モデルを表に示す。深部地盤モデルについては、敷地の地震観測記録を用いたスペクトルインバージョン法による検討及び経験的サイト増幅特性の検討に加えて、敷地・敷地近傍の地質調査結果等を用いて作成した3次元地下構造モデルによる検討により妥当性を検証した。	○	敷地における代表地盤観測点の地震観測記録に基づき作成した深部地盤モデルを示すとともに、妥当性の検証について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
6.								基準地震動 S s	・基準地震動 S s は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。	○	基準地震動 S s は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する旨の説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	6.1							敷地ごとに震源を特定して策定する地震動						
		6.1.1						検討用地震の選定	・「4. 地震の分類」に基づき、地震発生様式等により分類した地震ごとに敷地に顕著な影響を及ぼすと予想される検討用地震を選定する。	○	地震発生様式等により分類した地震ごとに敷地に顕著な影響を及ぼすと予想される検討用地震を選定する旨の説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					プレート間地震	・敷地への影響については、「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震」が最も大きいと考えられ、プレート間地震の検討用地震として「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震」を選定する。	○	プレート間地震において選定した検討用地震について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					海洋プレート内地震	・海洋プレート内地震について、敷地との距離が最も近い二重深発地震面上面の地震が、敷地に対する影響が最も大きい地震と考えられることから、東北地方で最大規模の2011年宮城県沖の地震(M7.2)と同様の地震が敷地前面で発生することを考慮した二重深発地震面上面の地震を「想定海洋プレート内地震」として検討用地震に選定する。	○	海洋プレート内地震において選定した検討用地震について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					内陸地殻内地震	・内陸地殻内地震の地震動評価に用いる地震発生層の上端深さ及び下端深さについては、文献等に基づき、上端深さを3km、下端深さを15kmと設定した。 ・敷地に影響を与えるおそれがあると考えられる地震として選定した地震の断層面の位置を図に示す。このうち、応答スペクトルに基づく方法により、敷地への影響が相対的に大きい「出戸西方断層による地震」を検討用地震として選定する。	○	内陸地殻内地震において選定した検討用地震について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(4)					日本海東縁部の地震	・日本海東縁部の地震については、「4.4 日本海東縁部の地震」のとおり、敷地に大きな影響を及ぼすような地震はないことから、検討用地震として選定しない。	○	日本海東縁部の地震において選定した検討用地震はないことについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		6.1.2						検討用地震の地震動評価	・「6.1.1 検討用地震の選定」において選定した「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震」、「想定海洋プレート内地震」及び「出戸西方断層による地震」について、地震動評価を実施する。	○	選定した検討用地震について地震動評価を実施する旨の説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					プレート間地震	・基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について示す。	○	基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					海洋プレート内地震	・基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について示す。	○	基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					内陸地殻内地震	・基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について示す。	○	基本モデルの設定、不確かさを考慮するパラメータの選定、応答スペクトルに基づく地震動評価、断層モデルを用いた手法による地震動評価について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
	6.2							震源を特定せず策定する地震動						
		6.2.1						評価方法	・震源を特定せず策定する地震動の評価に当たっては、震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内地震を検討対象地震として選定し、それらの地震時に得られた震源近傍における観測記録を収集し、敷地の地盤物性を加味した応答スペクトルを設定した。	○	震源を特定せず策定する地震動の評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		6.2.2						検討対象地震の選定と震源近傍の観測記録の収集	・震源と活断層を関連付けることが困難な過去の内陸地殻内地震の震源近傍の観測記録の収集においては、以下の2種類の地震を対象とする。 ・震源断層がほぼ地震発生層の厚さ全体に広がっているもの、地表地震断層としてその全容を現すまでに至っていないM _w 6.5以上の地震 ・断層破壊領域が地震発生層内部に留まり、国内においてどこでも発生すると考えられる地震で、震源の位置も規模もわからない地震として地震学的検討から全国共通で考慮すべきM _w 6.5未満の地震	○	震源を特定せず策定する地震動の評価にあたっての観測記録の収集対象について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					M _w 6.5以上の地震	・検討対象地震のうち、M _w 6.5以上の2008年岩手・宮城内陸地震及び2000年鳥取県西部地震の震源域と敷地周辺との地域差を検討し、観測記録収集対象の要否について検討を行う。震源を特定せず策定する地震動として、「2008年岩手・宮城内陸地震(栗駒ダム[右岸地山])」、「2008年岩手・宮城内陸地震(K i K - n e t 金ヶ崎)」及び「2008年岩手・宮城内陸地震(K i K - n e t 一関東)」を採用する。	○	震源を特定せず策定する地震動の評価にあたっての観測記録(M _w 6.5以上)の収集対象について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					M _w 6.5未満の地震	・検討対象地震のうち、M _w 6.5未満の14地震について、震源近傍の観測記録を収集して、その地震動レベルを整理した。震源を特定せず策定する地震動として「2004年北海道留萌支庁南部地震(K - N E T 港町)」を採用する。	○	震源を特定せず策定する地震動の評価にあたっての観測記録(M _w 6.5未満)の収集対象について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					震源を特定せず策定する地震動の応答スペクトル	・震源を特定せず策定する地震動として採用した「2008年岩手・宮城内陸地震(栗駒ダム[右岸地山])」、「2008年岩手・宮城内陸地震(K i K - n e t 金ヶ崎)」、「2008年岩手・宮城内陸地震(K i K - n e t 一関東)」及び「2004年北海道留萌支庁南部地震(K - N E T 港町)」の応答スペクトルを図に示す。	○	震源を特定せず策定する地震動として採用した地震動の応答スペクトルについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	6.3							基準地震動 S s	・「6.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「6.2 震源を特定せず策定する地震動」の評価結果に基づき、基準地震動 S s を策定する。	○	各地震動の評価結果に基づき、基準地震動 S s を策定する旨の説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		6.3.1						敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動 S s						
			(1)					応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 S s	・応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 S s は、設計用応答スペクトルに適合する設計用模擬地震波により表すものとする。S s - A _H 、S s - A _V の設計用応答スペクトルを図に示す。策定した基準地震動 S s - A _H 及び S s - A _V の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を図に示す。	○	応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 S s について、応答スペクトル、加速度時刻歴波形について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					断層モデルを用いた手法による基準地震動 S s	・「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」における断層モデルを用いた手法による地震動評価結果について、基準地震動 S s - Aの設計用応答スペクトルを一部周期帯で上回るケースのうち5ケースを基準地震動 S s - B 1、S s - B 2、S s - B 3、S s - B 4及び S s - B 5として設定した。その応答スペクトル、加速度時刻歴波形を図に示す。	○	断層モデルを用いた手法による基準地震動 S s について、応答スペクトル、加速度時刻歴波形について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		6.3.2						震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 S s	・「震源を特定せず策定する地震動」は基準地震動 S s - Aの設計用応答スペクトルを一部周期帯で上回ることから、4波を基準地震動 S s - C 1、S s - C 2、S s - C 3及び S s - C 4(水平方向のみ)として設定した。その応答スペクトル、加速度時刻歴波形を図に示す。	○	震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 S s について、応答スペクトル、加速度時刻歴波形について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	6.4							基準地震動 S s の年超過確率	・日本原子力学会(2007)に基づいて算定した敷地における地震動の1年ハザードスペクトルと基準地震動 S s の応答スペクトルを比較する。	○	敷地における地震動の1年ハザードスペクトルと基準地震動 S s の応答スペクトルの比較について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	6.5							建屋底面位置における地震動評価	・耐震重要施設等及び常設重大事故等対処施設の耐震設計では、建屋底面位置における地震動を評価する必要がある。その際、解放基盤表面以浅については、f-1断層及び f-2断層を境界として敷地内で地質構造が異なることから、「中央地盤」、「西側地盤」及び「東側地盤」の3つの領域ごとに、解放基盤表面以浅の地盤モデルを作成する。解放基盤表面以浅の地盤モデルを表に示す。 ・基準地震動 S s による建屋底面位置での地震動の加速度波形、基準地震動 S s との応答スペクトルによる比較、解放基盤表面～建屋底面位置間の地震動の最大加速度分布及び最大せん断ひずみ分布を図に示す。	○	「中央地盤」、「西側地盤」及び「東側地盤」の3つの領域ごとに、解放基盤表面以浅の地盤モデルを示すとともに、基準地震動 S s による建屋底面位置での地震動の加速度波形、基準地震動 S s との応答スペクトルによる比較、解放基盤表面～建屋底面位置間の地震動の最大加速度分布及び最大せん断ひずみ分布について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
7.								弾性設計用地震動 S d						
	7.1							設定根拠	・弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数を乗じて設定する。具体的には、工学的判断により、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち基準地震動 S s - B 1～B 5及び震源を特定せず策定する地震動のうち基準地震動 S s - C 1～C 4に対して係数0.5を乗じた地震動、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動のうち基準地震動 S s - Aに対しては、基準地震動 S 1を上回るよう係数0.52を乗じた地震動を弾性設計用地震動として設定する。S d - Aと S d - B 1～B 5及び S d - C 1～C 4の応答スペクトル、加速度時刻歴波形、最大加速度を図表に示す。	○	基準地震動に乗じる係数の設定方針を示すとともに、設定した弾性設計用地震動の応答スペクトル、加速度時刻歴波形、最大加速度について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	7.2							安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率について	・再処理施設の弾性設計用地震動 S d を策定するうえで基準地震動 S s に乗じる倍率は、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対応する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえて設定している。建物の弾性限界と終局状態における建物の状態については、原子炉施設と再処理施設は同等の設計がなされていることから、再処理施設の機能維持限界に対する弾性限界の比率については、原子炉施設における知見を適用することとする。	○	基準地震動に乗じる係数0.5の考え方及び適用性について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
8.								参考文献一覧	参考文献の一覧について示す。	○	参考文献の一覧について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-2								地盤の支持性能に係る基本方針						
1.								概要	・耐震設計の基本方針に基づき、評価対象施設の耐震安全性評価を実施するための概要について記載する。	○	概要説明	△	第1回での説明から追加事項なし	—
2.								基本方針	・安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処施設において、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性及び変形特性の解析用物性値については、事業変更許可申請書(添付書類四)に記載された値を用いることを基本とする。 ・事業変更許可申請書に記載されていない地盤の解析用物性値は、新たに設定する。 ・対象施設を設置する地盤の地震時における支持性能の評価については、安全機能を有する施設及び常設重大事故等対処施設の耐震重要度分類に応じた地震力により地盤に作用する接地圧が、地盤の支持力度に対して、妥当な余裕を有することを確認する。	○	基本方針説明	△	第1回での説明から追加事項なし	—
3.								地盤の解析用物性値						
	3.1							事業変更許可申請書に記載された解析用物性値	・事業変更許可申請書に記載された解析用物性値一覧表、設定根拠を示す。	○	事業変更許可申請書に記載された解析用物性値一覧表、設定根拠についての説明	○	事業変更許可申請書に記載された解析用物性値一覧表、設定根拠についての説明	【建物・構築物】 ・[補足盤1]地盤の支持性能について
	3.2							事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値	・事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の一覧表、設定根拠を示す。	○	事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の一覧表、設定根拠についての説明	○	事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の一覧表、設定根拠についての説明	
	3.3							耐震評価における地下水位設定方針						
			(1)					地下水排水設備に囲まれている建物・構築物	・地下水排水設備に囲まれている建物・構築物については、基礎スラブ下端より深い位置に設置されている地下水排水設備の排水による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。	○	地下水排水設備に囲まれている建物・構築物の設計用地下水位の設定方針についての説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐36]建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について
			(2)					地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物	・地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物の設計用地下水位は、耐震設計上安全側となるように地表面に設定する。	○	地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物の設計用地下水位の設定方針についての説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
4.								地盤の支持力度	・地盤の支持力度は、地盤工学会基準(JGS1521-2003)地盤の平板載荷試験方法、又は基礎指針2001の支持力算定式に基づき、対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法により設定する。	○	地盤の支持力度の算定方法	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足盤1]地盤の支持性能について
	4.1							直接基礎の支持力度	・直接基礎の支持力度については、当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。直接基礎の支持力度の算定については、地盤工学会基準(JGS1521-2003)地盤の平板載荷試験結果、又は平成11年3月29日付け11安(核規)第163号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて、以下に示す基礎指針2001による算定式に基づき設定する。 ・MMRについては、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。	○	算定方法説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	4.2							杭基礎の支持力度	・杭基礎の押し込み力に対する支持力評価には、杭先端の支持岩盤の支持力並びに杭周面地盤の地盤改良体及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力度を考慮する。 ・杭基礎の引抜き力に対する支持力評価には、杭周面地盤の地盤改良体及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力度を考慮する。	○	算定方法説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
5.								地質断面図	・地震応答解析に用いる地質断面図は、評価対象地点近傍のボーリング調査等の結果に基づき、岩盤及び表層地盤の分布を設定し作成する。敷地内地下地質断面図、地質断面図を示す。	○	地震応答解析に用いる地質断面図について、敷地内地下地質断面図、地質断面図を説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐7]地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・[補足耐47]土木建造物の耐震安全性評価における共通事項について
6.								地盤の速度構造						
	6.1							入力地震動策定に用いる地下構造モデル	・入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、解放基礎表面から地震応答解析モデルの基礎底面位置の鷹架層をモデル化するとともに、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。	○	入力地震動策定に用いる地下構造モデルについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐7]地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・[補足耐47]土木建造物の耐震安全性評価における共通事項について
	6.2							地震応答解析に用いる解析モデル	・地震応答解析に用いる解析モデルについて、地下構造モデル、入力地震動算定の概念図及びFPS検層孔の位置図を示す。	○	当該回次の申請施設の地下構造モデル、入力地震動算定の概念図及びFPS検層孔の位置図について説明	○	当該回次の申請施設の地下構造モデル、入力地震動算定の概念図及びFPS検層孔の位置図について説明の追加	

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 —：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-1-3								重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針						
1.								概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類」に基づき、再処理施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類についての基本方針について説明する。	○	再処理施設の耐震設計上の重要度分類について概要を説明	○	重大事故等対処施設の設備分類について概要の説明を追加	-
2.								安全機能を有する施設の重要度分類						
	2.1							耐震設計上の重要度分類	・安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。	○	安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					Sクラスの施設	・自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものであり、次の施設を含む。 a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 e. 上記c. 及びd. の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 f. 上記c. , d. 及びe. に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 g. 上記a. からf. の施設の機能を確保するために必要な施設	○	Sクラスの施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					Bクラスの施設	・安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。 a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	○	Bクラスの施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					Cクラスの施設	・Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。	○	Cクラスの施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.2							クラス別施設	・耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を示す。	○	重要度分類によるクラス別施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					Sクラスの施設	・Sクラスの施設に該当する施設を示す。	○	Sクラスの施設に該当する施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					Bクラスの施設	・Bクラスの施設に該当する施設を示す。	○	Bクラスの施設に該当する施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					Cクラスの施設	・Cクラスの施設に該当する施設を示す。	○	Cクラスの施設に該当する施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
								耐震重要度分類上の留意事項	・耐震重要度分類上の留意事項を示す。	○	耐震重要度分類上の留意事項について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(1)再処理施設の安全機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割をもつもの及び支持構造物等の間接的な施設を含めて健全性を保持する観点で、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を検討すべき設備に区分する。 ・安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び波及的影響の評価については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障がないことを確認する。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、設備の区分について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(2)ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、基準地震動にて臨界安全が確保されていることの確認を行う。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、臨界安全の確保について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(3)上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち、明らかに取扱い量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除き、下位の分類とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、下位の分類とする設備について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(4)ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ボット、中間ボット及び脱硝装置のグローブボックスは、収納するSクラスの機器へ波及的影響を及ぼさない設計とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、収納するSクラス機器への波及的影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(5)分離施設の補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁、抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁、抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁、第1洗浄塔洗浄液密度高による工程停止回路及び遮断弁及び精製施設のプルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報及び注水槽は、上位の分類に属するものへ波及的影響を及ぼさない設計とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、上位の分類に属するものへの波及的影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(6)竜巻防護対策設備は、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、竜巻防護対策設備の波及的影響について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(7)溢水防護設備は、地震及び地震を起因として発生する溢水によって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備の安全機能が損なわれない設計とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、溢水防護設備の設計について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									(8)化学薬品防護設備は、地震及び地震を起因として発生する化学薬品の漏えいによって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備の安全機能が損なわれない設計とする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、化学薬品防護設備の設計について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
								(9)主排気筒及びその排気筒モニタのSクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合いは、Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の機能が喪失したとしても、Sクラスの廃ガス処理設備又は換気設備に影響を与えないようにする。	○	耐震重要度分類上の留意事項として、SクラスとBクラスの取合いについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	2.4							再処理施設の区分						
		2.4.1						区分の概要	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。 	○	区分の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.4.2						各区分の定義	<ul style="list-style-type: none"> 各区分の定義を示す。 (1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。 	○	各区分の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.4.3						間接支持機能及び波及的影響	<ul style="list-style-type: none"> 同一系統設備に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については、同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認する。 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類及び安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を示す。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。 	○	間接支持機能及び波及的影響について説明 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類及び申請設備の耐震重要度分類表について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
3.								安全機能を有する施設の重要度分類の取合点	<ul style="list-style-type: none"> 機器とそれに接続する配管系又は配管系中で重要度分類が異なる場合の取合点を示す。 	○	安全機能を有する施設の重要度分類の取合点について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
4.								重大事故等対処施設の設備分類						
	4.1							耐震設計上の設備分類	・施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の設備分類について説明を追加	-
			(1)					常設重大事故等対処設備	・重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設重大事故等対処設備について説明を追加	-
				a.				常設耐震重要重大事故等対処設備	・常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備について説明を追加	-
					b.			常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	・常設重大事故等対処設備であって、上記a.以外のもの。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備について説明を追加	-
	4.2							設備分類上の留意事項	・設備分類上の留意事項を示す。 (1) 重大事故等対処施設の設計においては、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力を適用するが、適用に当たっては以下を考慮する。 a. 常設耐震重要重大事故等対処設備については、耐震重要施設に属する安全機能を有する施設の安全機能を代替する設備であることから、耐震重要施設の耐震設計に適用する基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。 b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、代替する安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類上の留意事項について説明	-
										-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類上の留意事項について説明を追加	-
										-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類上の留意事項として、常設耐震重要重大事故等対処設備の設計について説明を追加	-
										-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設備分類上の留意事項として、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の設計について説明を追加	-
4.3								重大事故等対処施設の区分						
	4.3.1							区分の概要	・当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	区分の概要について説明を追加	-
	4.3.2							各区分の定義	・各区分の定義を示す。 (1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び構築物、間接的に関連する設備及び構築物をいう。 (2) 直接支持構造物とは、設備等に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	各区分の定義について説明を追加	-
	4.3.3							間接支持機能及び波及的影響	・設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認する。 ・重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設及び重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を示す。また、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動を併記する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	間接支持機能及び波及的影響について安全上支障がないことの説明を追加 耐震設計上の分類別施設及び重大事故等対処施設の申請設備の設備分類について説明を追加	-
4.4								重大事故等対処施設の設備分類の取合点	・重大事故等対処施設の設備分類における、機器とそれに接続する配管系又は配管系中で設備分類が異なる場合の取合点を示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の設備分類の取合点について説明を追加	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-1-4								波及的影響に係る基本方針						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「3.3 波及的影響に対する考慮」に基づき、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明する。 	○	安全機能を有する施設における波及的影響に係る基本方針の概要について説明	○	重大事故等対処施設における波及的影響に係る基本方針の概要の説明を追加	-
2.								基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、下位クラス施設の波及的影響によって、その安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。 ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)をいう。 	○	安全機能を有する施設における波及的影響に係る基本方針について説明	○	重大事故等対処施設における波及的影響に係る基本方針の説明を追加	-
3.								波及的影響を考慮した施設の設計方針						
	3.1							波及的影響を考慮した施設の設計の観点	<ul style="list-style-type: none"> 波及的影響を考慮した施設の設計においては、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記2」(以下「別記2」という。)に記載の以下の4つの観点で実施する。 (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 (2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 原子力施設情報公開ライブラリ(NUCIA:ニューシア)から、原子力施設の地震被害情報、官公庁等の公開情報から化学プラント等の地震被害情報を抽出し、その要因を整理する。地震被害の発生要因が別記2(1)～(4)の検討事項に分類されない要因については、その要因も設計の観点に追加する。 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、上記に示す(1)～(4)の4つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。 	○	安全機能を有する施設における波及的影響を考慮した施設の設計の観点について説明	○	重大事故等対処施設における波及的影響を考慮した施設の設計の観点の説明を追加	<ul style="list-style-type: none"> 【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.2							不等沈下又は相対変位の観点による設計	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2(1)「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 	○	安全機能を有する施設における不等沈下又は相対変位の観点による設計について説明	○	重大事故等対処施設における不等沈下又は相対変位の観点による設計について説明を追加	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
			(1)					地盤の不等沈下による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 ・分離による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。 ・下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、不等沈下を起こさない十分な支持性能をもつ地盤に下位クラス施設を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設に要求される支持性能が十分でない地盤に設置する場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持する設計とする。 ・上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。 ・以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における地盤の不等沈下による影響について説明	○	重大事故等対処施設における地盤の不等沈下による影響について説明を追加	
			(2)					建屋間の相対変位による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 ・分離による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。 ・下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、建屋全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設について、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計する。 ・以上の設計方針のうち、建屋全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における建屋間の相対変位による影響について説明	○	重大事故等対処施設における建屋間の相対変位による影響について説明を追加	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.3							接続部の観点による設計	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2(2)「耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。 ・上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、Sクラスの隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器・配管系の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の内部流体の温度及び圧力に影響を与えても、支持構造物を含めて必要な機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。 ・以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器・配管系の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響について説明	○	重大事故等対処施設における耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響について説明を追加	
	3.4							損傷、転倒及び落下の観点による建屋内施設的设计	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋内に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2(3)「建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 ・隔離による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間には波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。 ・下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下に至らないよう構造強度設計を行う。 ・上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。 ・以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響について説明	○	重大事故等対処施設における建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響について説明を追加	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
	3.5							損傷、転倒及び落下の観点による建屋外施設的设计	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋外に設置する安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2(4)「建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう設計する。 ・隔離による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間には波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。 ・下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設が損傷、転倒及び落下に至らないよう構造強度設計を行う。 ・上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。 ・以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響について説明	○	重大事故等対処施設における建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響について説明を追加	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
4.								波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	・「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき、構造強度等を確保するように設計するものとして選定した下位クラス施設を示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
	4.1							不等沈下又は相対変位の観点	・各観点において申請回数ごとに選定した下位クラス施設を示す。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	
			(1)					地盤の不等沈下による影響						
			(2)					建屋間の相対変位による影響						
	4.2							接続部の観点						
	4.3							建屋内施設の損傷、転倒及び落下の観点						
			(1)					施設の損傷、転倒及び落下による影響						
	4.4							建屋外施設の損傷、転倒及び落下の観点						
			(1)					施設の損傷、転倒及び落下による影響						
5.								波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針	・「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」において選定した施設の耐震設計方針を示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	5.1							耐震評価部位	・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。 ・評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒及び落下を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を対象とする。 ・地盤の不等沈下又は下位クラス施設の転倒を想定して設計する施設については、上位クラス施設の機能に影響がないよう評価部位を選定する。 ・各施設の耐震評価部位は、「IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.1 耐震評価部位」に示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価部位について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	5.2							地震応答解析	・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「10. 耐震計算の基本方針」に従い、既設工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても適切な手法及び条件を基本として行う。また、周辺地盤の液状化のおそれのある施設は、その周辺地盤の液状化による影響を考慮する。 ・各施設の設計に適用する地震応答解析は、「IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.2 地震応答解析」に示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の地震応答解析について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	5.3							設計用地震動又は地震力	・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。 ・各施設の設計に適用する地震動又は地震力は、「IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.3 設計用地震動又は地震力」に示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の設計用地震動又は地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	5.4							荷重の種類及び荷重の組合せ	・波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。 ・上位クラス施設に再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)を設置する場合は、その施設の荷重も考慮する。 ・地盤の不等沈下又は転倒を想定し、上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。 ・荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。 ・各施設の設計に適用する荷重の種類及び組み合わせは、「IV-2-2-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」の「3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の荷重の種類及び荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	5.5							許容限界	・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を、建物・構築物及び機器・配管系に分けて示す。	○	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物、機器・配管系】 ・[補足耐4]下位クラス施設の波及的影響の検討について(建物・構築物、機器・配管系)
	5.5.1							建物・構築物	・建物・構築物について、隔離による防護を講じることで、下位クラス施設の相対変位等による波及的影響を防止する場合は、下位クラス施設と上位クラス施設との距離を基本として許容限界を設定する。 ・施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下を防止する場合は、鉄筋コンクリート造耐震壁の最大せん断ひずみに対してJEAG4601-1987に基づく終局点に対応するせん断ひずみ、部材に発生する応力に対して終局耐力又は「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を基本として許容限界を設定する。	○	建物・構築物の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
	5.5.2							機器・配管系	・機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の接続部における相互影響並びに損傷、転倒及び落下を防止する場合は、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界を設定する。 ・機器・配管系の動的機能維持を確保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は、機能確認加速度を許容限界として設定する。 ・配管については、配管耐震評価上影響のある下位クラス配管を上位クラス配管を含めて構造強度設計を行う。 ・地盤の不等沈下又は転倒を想定する場合は、下位クラス施設の転倒等に伴い発生する荷重により、上位クラス施設の評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していること、また転倒した下位クラス施設と上位クラス施設との距離を許容限界として設定する。	○	機器・配管系の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
6.								工事段階における下位クラス施設の調査・検討	・工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。 ・工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、(3)及び(4)の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による影響について、現場調査により実施する。 ・確認事項としては、設計段階において検討した隔離による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒及び落下を想定した場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐える障壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛など、転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。 ・仮置資材等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。 ・損傷、転倒及び落下により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性がある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策・検討を行う。すなわち、下位クラス施設の配置を変更したり、間に緩衝物等を設置したり、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・検討を行う。 ・工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。	○	安全機能を有する施設における工事段階における下位クラス施設の調査・検討について説明	○	重大事故等対処施設における工事段階における下位クラス施設の調査・検討について説明を追加	

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目

△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

－：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-5								地震応答解析の基本方針						
1.								概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「4. 設計用地震力」に基づき、建物・構築物及び機器・配管系の耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針を説明する。	○	地震応答解析の基本方針の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	—
2.								地震応答解析の方針						
	2.1							建物・構築物						
		2.1.1						建物・構築物 (2.1.2に記載のものを除く。)						
			(1)					入力地震動	<ul style="list-style-type: none"> ・解放基盤表面は、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-70mとしている。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。 ・建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定した地下構造モデルを用いて設定するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。地盤の非線形特性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。地盤の動的変形特性を考慮した入力地震動の算定に当たっては、地盤のひずみの大きさに応じて解析手法の適用性に留意する。更に必要に応じて敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。 ・特に杭を介して岩盤に支持された建物・構築物については杭の拘束効果についても適切に考慮する。 ・安全機能を有する施設における耐震Bクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震Bクラスの施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dを1/2倍したものをを用いる。 	○	安全機能を有する施設における建物・構築物の入力地震動について説明	○	重大事故等対処施設における建物・構築物の入力地震動について説明を追加	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐7]地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について ・[補足耐8]竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐58]竜巻防護対策設備の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 ・[補足耐68]排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(2)					解析方法及び解析モデル	<ul style="list-style-type: none"> 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の作成は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。 建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。 動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて、地盤ばねには必要に応じて、基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置での地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。 地盤-建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。 地震応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。 Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。 地震応答解析に用いる材料定数については、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。また、ばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべきばらつきの要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。 建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響については、建物・構築物の3次元FEMモデルによる解析に基づき、施設の重要性、建屋規模及び構造特性を考慮して評価する。3次元応答性状等の評価は、周波数応答解析法等による。解析方法及び解析モデルについては、「IV-1-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。このうち、地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については、周辺地盤の状況、杭基礎、地下躯体等の構造上の特徴の施設及び施設周辺の状況を踏まえ、液状化による影響が生じるおそれがある場合には、その影響について確認する。液状化の影響確認にあたり、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で、保守性を考慮して設定する。 建屋の設置状況を踏まえ、隣接建屋が建物・構築物の応答性状及び機器・配管系へ及ぼす影響については、地盤3次元FEMモデルによる解析に基づき評価する。解析方法及び解析モデルについては、「IV-2-4-2 隣接建屋に関する影響評価結果」に示す。 更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状を把握する。動的解析に用いるモデルについては、地震観測網により得られた観測記録を用い解析モデルの妥当性確認などを行う。地震観測網の概要は、別紙「地震観測網について」に示す。 	○	安全機能を有する施設における建物・構築物の解析方法及び解析モデルについて説明	○	重大事故等対処施設における建物・構築物の解析方法及び解析モデルについて説明を追加	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足盤1]地盤の支持性能について [補足耐8]竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 [補足耐9]地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討 [補足耐11]竜巻防護対策設備の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について [補足耐32]「建屋側面地盤ばね」及び「地盤のひずみ依存特性」の評価手法について [補足耐33]地震応答解析における耐震壁のせん断スケルトンカーブの設定 [補足耐62]地震応答解析における支持架構のせん断スケルトンカーブの設定 [補足耐34]隣接建屋の影響に関する検討(建物、屋外機械基礎) [補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 [補足耐67]排気筒の地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系) [補足耐35]隣接建屋の影響に対する影響評価について(機器・配管系)

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
				a.				解析方法	・建物・構築物の地震応答を求める解析方法を示す。	○	解析方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				b.				解析モデル	・建物・構築物の解析モデルの例を示す。	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明を追加	
		2.1.2						屋外重要土木構造物						
			(1)					入力地震動	・屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d を基に、対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じて2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。	○	安全機能を有する施設における屋外重要土木構造物の入力地震動について説明	○	重大事故等対処施設における屋外重要土木構造物の入力地震動について説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐47]土木構造物の耐震安全性評価における共通事項について
			(2)					解析方法及び解析モデル	・動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は、地盤と構造物の相互作用を考慮できる手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震応答解析に用いる材料定数については、材料物性のばらつき等による変動が屋外重要土木構造物の振動性状や応答性状に及ぼす影響を検討し、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 ・動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。このうち、地下水排水設備の外側に配置される構造物については、周辺地盤の状況、杭基礎、地下躯体等の構造上の特徴の施設及び施設周辺の状況を踏まえ、液状化による影響が生じるおそれがある場合には、その影響について確認する。液状化の影響確認にあたり、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。 ・屋外重要土木構造物及び機器・配管系の液状化に関する影響評価結果については、「IV-2-4-3 液状化に関する影響評価結果」に示す。 ・地震応答解析では、水平地震動と鉛直地震動の同時加振とするが、構造物の応答特性により水平2方向の同時性を考慮する必要がある場合は、水平2方向の組合せについて適切に評価する。具体的な方針については、「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。	○	屋外重要土木構造物の解析方法及び解析モデルについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐49]土木構造物の地震応答解析における材料物性のばらつきに関する検討について ・[補足耐50]土木構造物の液状化の影響評価について ・[補足耐51]地盤の支持性能について ・[補足耐55]隣接建屋の影響に関する検討(土木構造物) 【機器・配管系】 ・[補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系) ・[補足耐3]土木構造物の液状化に伴う機電設備の影響確認について
		2.2						機器・配管系						
			(1)					入力地震動又は入力地震力	・機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d 又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線若しくは時刻歴応答波とする。 ・設計用床応答曲線の作成方法については、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 ・建屋応答解析における各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえ、誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については、鉛直方向の加速度応答時刻歴に誘発上下動を考慮することとする。 ・安全機能を有する施設における耐震Bクラスの機器・配管系及び重大事故等対処施設における耐震Bクラスの施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S _d を基に線形解析により作成した設計用床応答曲線の応答加速度を2分の1倍したものをを用いる。	○	安全機能を有する施設における機器・配管系の入力地震動又は入力地震力について説明	○	重大事故等対処施設における機器・配管系の入力地震動又は入力地震力について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(2)					解析方法及び解析モデル	<ul style="list-style-type: none"> 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。 機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、はり、シェル等の要素を使用した有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。 スペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いる場合は材料物性のばらつき等を適切に考慮する。 スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、材料物性のばらつき等への配慮を考慮しつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。 3次元的な広がりを持つ設備については、3次元的な配置を踏まえ、適切にモデル化し、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。具体的な方針については「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 剛性の高い機器・配管系は、その機器・配管系の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。 機器、配管系の評価については、これら解析方法及び解析モデルに応じた評価を行う。機器、配管系の評価方法について、「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。 	○	安全機能を有する施設における機器・配管系の解析方法及び解析モデルについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐10]地震応答解析における材料物性のばらつきに伴う影響評価について(機器・配管系) [補足耐15]鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について [補足耐38]機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について
				a.				解析方法	<ul style="list-style-type: none"> スペクトルモーダル解析法における最大値は、二乗和平方根(SRSS)法により求める。時刻歴応答解析法においては直接積分法又はモーダル時刻歴解析による。 	○	解析方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐16]水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて
				b.				解析モデル	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管系の解析モデルの例を示す。 (a) 機器 (b) 配管系(配管及びダクト) 	○	代表的な解析モデルについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
3.								設計用減衰定数	<ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析に用いる減衰定数は、JEA4601-1987、1991に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。 建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの材料減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。入力地震動による建物・構築物の応答レベル及び構造形状の複雑さを踏まえ、既往の知見に加え、地震観測記録等による検討を行い、適用性が確認できたことから建物・構築物に対して5%と設定する。 地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。 機器・配管系における設計用減衰定数は、対象設備に応じた値を適用する。 	○	申請施設における設計用減衰定数について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐5]地震応答解析モデルに用いる鉄筋コンクリート造部の減衰定数に関する検討 [補足耐47]土木建造物の耐震安全性評価における共通事項について <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐6]新たに適用した減衰定数について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-5 別紙 地震観測網について														
1.								概要	・再処理施設の主要な建屋には、安全上重要な施設の実地震時の振動特性を把握するために、各建屋に地震計を設置し、継続して地震観測を行う。また、比較的規模の大きい地震の観測記録が得られた場合は、それらの測定結果に基づく解析等により主要な施設の健全性を確認すること等に活用する。	○	地震観測網の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.								地震観測網の基本方針	・再処理施設における主要な建屋については、地震時の建屋の水平及び鉛直方向の振動特性を把握するため、建屋の基礎上や最上部等の適切な位置に地震計を配置することにより、実地震による建屋の振動(建屋増幅特性)を観測する。 ・地震計は水平2成分と鉛直1成分の計3成分を観測するものとする。	○	地震観測網の基本方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
3.								地震観測網の配置計画	・各建屋の地震計の設置方針を示す。	○	地震観測網の配置計画について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目

△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-6								設計用床応答曲線の作成方針						
1.								概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「4. 設計用地震力」に基づき、機器・配管系の動的解析に用いる設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線に関して説明する。	○	設計用床応答曲線の作成方針の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.								床応答スペクトルに係る基本方針及び作成方法						
	2.1							基本方針	(1) 各再処理施設の解析モデルに対して、入力地震動を用いた時刻歴応答解析を行い、各質点位置における加速度応答時刻歴を求める。 ・ 建屋応答解析における各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえ、誘発上下動を考慮するモデルを用いている場合については、鉛直方向の加速度応答時刻歴に誘発上下動を考慮する。 (2) (1)で求めた各質点の加速度応答時刻歴を入力として、減衰付1自由度系の最大応答スペクトルを必要な減衰定数の値に対して求める。 ・ 解析モデルが2次元FEMモデル及び有限要素モデル、多質点系モデルの多数の質点で構成されるモデルについては、機器・配管系の設置位置における質点を選定し、加速度応答時刻歴を入力とした床応答スペクトルを求める。 (3) (2)で求めた床応答スペクトルに対し、各再処理施設の固有周期のシフトを考慮し、周期方向に±10%の拡幅を行い、設計用床応答曲線とする。	○	加速度応答時刻歴の算出について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
								基本方針		○	床応答スペクトルの算出について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
								基本方針		○	設計用床応答曲線の算出について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.2							解析方法	・ 2.1(1)で述べた方針で動的解析を行い、各モデルの各質点における応答加速度の時刻歴を求める。この応答加速度の時刻歴を入力波として応答スペクトルを作成する。	○	解析方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.3							減衰定数	・ 応答スペクトルは、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「3. 設計用減衰定数」における機器・配管系の減衰定数を用いて作成する。	○	減衰定数について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.4							数値計算用諸元						
			(1)					構造強度評価に用いる数値計算用諸元	・ 構造強度評価に用いる数値計算用諸元として固有周期作成幅及び固有周期計算間隔を示す。	○	構造強度評価に用いる数値計算用諸元について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.5							応答スペクトルの適用方法						
			(1)					概要	・ 機器・配管系の設計用地震力を動的解析によって求める場合は、それぞれの据付位置における応答スペクトルを使用して設計震度を定める。この場合、以下のように応答スペクトルを修正して使用する。	○	応答スペクトルの適用方法の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					運用方法	a. 応答スペクトルは、基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震応答解析から得られる応答波を用いて作成した応答スペクトルを固有周期の多少のずれにより、応答に大幅な変化が生じないよう周期軸方向に±10%の拡幅を行ったものとする。 ・ 評価対象設備に応じて振動方向に合わせ、水平方向(NS, EW)及び鉛直方向(UD)の各方向の応答スペクトルを使用する。 b. 建屋床より自立する機器・配管系については、設置階の応答スペクトルを用い、建屋壁より支持される機器・配管系及び建屋中間階に設置される機器・配管系については、上下階の応答スペクトルのうち安全側のもを用いるものとする。また、建屋上下階を貫通する配管系及び異なる建物、構築物を渡る配管系については、それぞれの据付位置の応答スペクトルのうち安全側のもを用いるものとする。ただし、応答スペクトルの運用において合理性が示される場合には、その方法を採用できるものとする。 c. 応答スペクトルを用いて動的解析を行う場合には、モード合成を行うものとする。	○	応答スペクトルの運用方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	2.6							設計用床応答曲線の作成	・建物・構築物における設計用床応答曲線の作成方法及び設計用床応答曲線を作成する建物・構築物を示す。	○	設計用床応答曲線の作成、当該回次の申請施設において設計用床応答曲線を作成する建物・構築物について説明	○	当該回次の申請施設において設計用床応答曲線を作成する建物・構築物について説明を追加	-
	2.6.1							建物・構築物	・建物・構築物のコンクリート強度を設計基準強度、地盤の物性を標準地盤とした解析ケースの応答波を用いて作成した応答スペクトルに対して、周期軸方向に±10%拡幅したものを設計用応答曲線とする。	○	建物・構築物の設計用応答曲線の作成について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
IV-1-1-6 別紙○ 安全機能を有する施設の設計用床応答曲線														
1.								概要	・各施設の機器・配管系の耐震設計に用いる各床面の静的震度、最大床応答加速度及び設計用床応答曲線について示す。	○	各施設における設計用床応答曲線などの概要について説明	○	当該回次の申請施設における設計用床応答曲線などの概要について説明を追加	-
2.								応答スペクトル作成位置	・3.項に示す各施設の解析モデルについて応答スペクトルを作成する。	○	各施設における応答スペクトル作成位置について説明	○	当該回次の申請施設における応答スペクトル作成位置について説明を追加	-
3.								地震応答解析モデル	・各施設における地震応答解析モデルを示す。	○	各施設における地震応答解析モデルについて説明	○	当該回次の申請施設における地震応答解析モデルについて説明を追加	-
4.								基準地震動S _s の設計用床応答曲線	・各施設における基準地震動S _s に基づく設計用床応答曲線を示す。	○	各施設における基準地震動S _s の設計用床応答曲線について説明	○	当該回次の申請施設における基準地震動S _s の設計用床応答曲線について説明を追加	-
5.								弾性設計用地震動S _d の設計用床応答曲線	・各施設における弾性設計用地震動S _d に基づく設計用床応答曲線を示す。	○	各施設における弾性設計用地震動S _d の設計用床応答曲線について説明	○	当該回次の申請施設における弾性設計用地震動S _d の設計用床応答曲線について説明を追加	-
6.								最大床応答加速度及び静的震度	・各施設における基準地震動S _s 及び弾性設計用地震動S _d に基づく最大床応答加速度及び静的震度を示す。	○	各施設における最大床応答加速度と静的震度について説明	○	当該回次の申請施設における最大床応答加速度と静的震度について説明を追加	-
7.								一関東評価用地震動(鉛直)S _s の設計用床応答曲線	・各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s の設計用床応答曲線を示す。	○	各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s の設計用床応答曲線について説明	○	当該回次の申請施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s の設計用床応答曲線について説明を追加	-
8.								一関東評価用地震動(鉛直)S _d の設計用床応答曲線	・各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _d の設計用床応答曲線を示す。	○	各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _d の設計用床応答曲線について説明	○	当該回次の申請施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _d の設計用床応答曲線について説明を追加	-
9.								一関東評価用地震動(鉛直)S _s 及びS _d の最大床応答加速度	・各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s 及びS _d に基づく最大床応答加速度を示す。	○	各施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s 及びS _d に基づく最大床応答加速度について説明	○	当該回次の申請施設における一関東評価用地震動(鉛直)S _s 及びS _d に基づく最大床応答加速度について説明を追加	-

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次									再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-7									水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針						
1.									概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「4.1 地震力の算定方法 4.1.2 動的地震力」に基づき、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明する。	○	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.									基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸及び強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。 ・基本設計方針に基づき、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある施設を評価対象施設として抽出し、当該施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。 ・評価対象は「再処理施設の技術基準に関する規則」の第6条及び第33条に規定されている耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については共振のおそれのある施設を評価対象とする。 ・評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。 ・施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。 	○	耐震重要施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の基本方針について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の基本方針の説明を追加	-
3.									水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動	<ul style="list-style-type: none"> ・水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価には、基準地震動S_sを用いる。基準地震動S_sは、「IV-1-1-1 基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」による。 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動S_sは、複数の基準地震動S_sにおける地震動の特性及び包絡関係を、施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。 	○	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降	1回			第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
4.										各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針						
	4.1									建物・構築物						
		4.1.1								建物・構築物(4.1.2に記載のものを除く。)						
			4.1.1.1							水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方	○	建物・構築物における水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方について説明	△	第1回での説明から追加事項なし		
			4.1.1.2							水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針	○	耐震重要施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の建物・構築物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針の説明を追加		

【建物・構築物】
 ・[補足耐13]水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する評価部位の抽出
 ・[補足耐56]竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について
 ・[補足耐65]排気筒の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について

再処理目次									再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
I.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	(I)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			4.1.1.3						水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物において、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある耐震評価上の構成部位について、応答特性から抽出し、影響を評価する。 (1) 影響評価部位の抽出 <ul style="list-style-type: none"> a. 耐震評価上の構成部位の整理 b. 応答特性の整理 c. 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出 d. 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出 e. 3次元FEMモデルによる精査 (2) 影響評価手法 <ul style="list-style-type: none"> a. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価 b. 機器・配管系への影響検討 	○	耐震重要施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の建物・構築物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法の説明を追加	
		4.1.2							屋外重要土木構造物						
			4.1.2.1						水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外重要土木構造物である洞道については、建屋間を連結する鉄筋コンクリート造の地中構造物である。構造的には、同一の断面形状が長手方向に連続する一般部と、建屋等に分岐する分岐部があり、洞道全体としては、ほぼ一般部が占めている。 ・一般的な地上構造物では、躯体の慣性力が主たる荷重であるのに対し、洞道は地中に埋設されているため、動土圧、動水圧等の外力が主たる荷重となる。 ・洞道の一般部は、比較的単純な構造部材の配置で構成され、ほぼ同一の断面が長手方向に連続する構造的特徴を有することから、3次元的な応答の影響は小さいため、2次元断面での耐震評価を行う。 ・洞道は、主に配管等の間接支持機能を維持するため、管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。 ・強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して、顕著な影響を及ぼさないことから、従来設計手法では、弱軸方向を評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向の地震力による耐震評価を実施する。 ・一般部では、弱軸方向の地震荷重に対して加振方向に垂直に配置された構造部材のみで受けもつよう設計する。 ・分岐部の従来設計手法に係る基本的な考え方は一般部と同様であるが、分岐部においては、加振方向に平行な構造部材の配置状況も考慮し弱軸となる方向を評価対象とし、弱軸方向の地震荷重に対して、加振方向に垂直に配置された構造部材に加え加振方向に平行に配置された構造部材でも受けもつよう設計する。 ・「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」における洞道の耐震評価では、弱軸方向を評価対象断面とし、水平1方向及び鉛直方向の地震力を同時に作用させて評価を行っている。 	○	屋外重要土木構造物における水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方について説明を追加	△	第1回での説明から追加事項なし	
			4.1.2.2						水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針	<ul style="list-style-type: none"> ・洞道において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある構造物の評価を行う。 ・洞道を構造形式ごとに分類し、構造形式ごとに作用すると考えられる荷重を整理し、荷重が作用する構造部材の配置から水平2方向及び鉛直方向地震力による影響を受ける可能性のある構造物を抽出する。 ・抽出された構造物について、従来設計手法での評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の応答が評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査に影響を与える場合には、評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の発生応力を適切に組み合わせること、水平2方向及び鉛直方向地震力による構造部材の発生応力を算出し、構造物が有する耐震性への影響を確認する。 ・構造物が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。 	○	屋外重要土木構造物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針について説明を追加	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐51]土木構造物の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価について

再処理目次									再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			4.1.2.3						水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法	<p>・洞道において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な構造物について、構造形式及び作用荷重の観点から影響評価の対象とする構造物を抽出し、構造物が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>(1) 影響評価対象構造形式の抽出</p> <p>a. 構造形式の分類</p> <p>b. 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重の整理</p> <p>c. 荷重の組合せによる応答特性が想定される構造形式の抽出</p> <p>d. 従来設計手法における評価対象断面以外の3次元的な応答特性が想定される箇所の抽出</p> <p>e. 従来設計手法の妥当性の確認</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>a. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>b. 機器・配管系への影響検討</p>	○	屋外重要土木構造物における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法について説明を追加	△	第1回での説明から追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			(イ)以降	1回	第1回 記載概要	2回	
	4.2								機器・配管系					
		4.2.1							水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方	○	機器・配管系における水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
		4.2.2							水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針	○	耐震重要施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の機器・配管系における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針の説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐12]水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する設備の抽出及び考え方について
		4.2.3							水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法	○	耐震重要施設及びその間接支持構造物並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の機器・配管系における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法について説明	○	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法の説明を追加	

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-8								機能維持の基本方針						
1.								概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法及び「5. 機能維持の基本方針」に示す機能維持の考え方に基づき、安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の機能維持に関する基本的な考え方を説明する。	○	安全機能を有する施設における機能維持の基本方針の概要について説明	○	重大事故等対処施設における機能維持の基本方針の概要について説明を追加	-
2.								機能維持の確認に用いる設計用地震力	・機能維持の確認に用いる設計用地震力については、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定方法に基づくこととし、具体的な算定方法を示す。 ・当該申請における機器・配管系の設計用地震力の算定に際しては、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に定める方法にて設定した設計用床応答曲線を用いる。	○	安全機能を有する施設における機能維持の確認に用いる設計用地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(1)					静的地震力						
				a.				安全機能を有する施設	・静的地震力及び必要保有水平耐力は、地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	○	安全機能を有する施設における静的地震力及び必要保有水平耐力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設	・静的地震力は、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備、及び当該設備が設置される重大事故等対処施設に適用する地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設における静的地震力について説明を追加	-
			(2)					動的地震力						
				a.				安全機能を有する施設	・動的地震力は、入力地震動又は入力地震力に基づき算定する。	○	安全機能を有する施設における動的地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設	・動的地震力は、重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分に応じた入力地震動又は入力地震力に基づき算定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設における動的地震力について説明を追加	-
			(3)					設計用地震力						
				a.				安全機能を有する施設	・安全機能を有する施設の設計用地震力について示す。	○	安全機能を有する施設における設計用地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設	・重大事故等対処施設の設計用地震力について示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設における設計用地震力について説明を追加	-
3.								構造強度						

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.1							構造強度上の制限	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設の耐震設計については、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「5.1 構造強度」に示す考え方にに基づき、安全機能を有する施設における各耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた設計用地震力が加わった場合、これらに生じる応力とその他の荷重によって生じる応力の合計値等を許容限界以下とする。 許容限界は、施設の種類及び用途を考慮し、安全機能が維持できるように十分に余裕を見込んだ値又は重大事故等に対処するための機能が維持できる値とする。 地震力による応力とその他の荷重による応力の組合せに対する許容値を示す。 機器・配管系の基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d のみによる疲労解析に用いる等価繰返し回数は、設備ごとに個別に設定した値を用いる。 弾性設計用地震動 S_d の疲労解析は、設備ごとに個別に設定した弾性設計用地震動 S_d の等価繰返し回数が基準地震動 S_s の疲労解析に用いた等価繰返し回数以下であれば省略しても良いものとする。 建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)、土木構築物を除く。)の保有水平耐力は、必要保有水平耐力に対して、適切な安全余裕を有する設計とする。支持性能が必要となる施設の基礎地盤については、接地圧が安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の支持力又は支持力度と比べて適切な安全余裕を有する設計とし、安全機能を有する施設における耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた許容限界を設定する。 耐震設計においては、地震力に加えて、自然条件として積雪荷重及び風荷重を組合せる。積雪荷重及び風荷重の設定フローを示す。積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設又は埋設構築物等常時の荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力と組み合わせる。また、風荷重については、屋外に設置されている施設のうち、コンクリート構築物等の自重が大きい施設を除いて、風荷重の影響が地震力と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力と組み合わせる。施設の区分ごとの、積雪荷重及び風荷重の組合せを示す。 	○	安全機能を有する施設における構造強度上の制限について説明	○	重大事故等対処施設における構造強度上の制限について説明を追加	<p>【建物・構築物、機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について [補足耐8]巻巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明 [補足耐63]排気筒の耐震性評価に関する補足説明 <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐21]耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について [補足耐14]地震荷重と事故時荷重の組合せについて
								安全機能を有する施設 荷重の組合せ及び許容限界						
			(1)					建物・構築物	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	○	安全機能を有する施設のうち、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	○	安全機能を有する施設のうち、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					地盤	<ul style="list-style-type: none"> 安全機能を有する施設のうち、地盤の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	○	安全機能を有する施設のうち、地盤の荷重の組合せ及び許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
								重大事故等対処施設 荷重の組合せ及び許容限界						
			(1)					建物・構築物	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設のうち、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設のうち、建物・構築物の荷重の組合せ及び許容限界について説明を追加	-
			(2)					機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設のうち、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設のうち、機器・配管系の荷重の組合せ及び許容限界について説明を追加	-
			(3)					地盤	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設のうち、地盤の荷重の組合せ及び許容限界について示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設のうち、地盤の荷重の組合せ及び許容限界について説明を追加	-
	3.2							変位、変形の制限	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設として設置される建物・構築物、機器・配管系の設計に当たっては、剛構造とすることを原則としており、地震時にこれらに生じる応力を許容応力値以内に抑えることにより、変位、変形に対しては特に制限を設けなくても機能は十分維持されることが考えられる。 地震により生じられる変位、変形に対し設計上の注意を要する部分については以下のような配慮を行い、設備の機能維持が十分果たされる設計とする。 	○	変位、変形の制限について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(1)					建物間相対変位に対する配慮	・異なる施設間を渡る配管系の設計においては、施設から生じる変位に対して、十分安全側に算定された建物間相対変位に対し配管ルート、支持方法又は伸縮継手の採用等でこれを吸収できるように考慮する。	○	建物間相対変位に対する配慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 【機器・配管系】 ・[補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について
			(2)					形状寸法管理に対する配慮	・核的制限値の維持に必要な形状寸法管理を行う設備及び複数の機器間の面間距離を核的制限値として設定している設備のうち地震時において発生する変位及び変形を制限する必要がある設備は、これを配慮した設計とする。本方針については「IV-1-1-13 地震時の臨界安全性検討方針」にて説明する。	○	形状寸法管理に対する配慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
4.								機能維持						
			(1)					建物・構築物	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1) 建物・構築物」の考え方にに基づき、建物・構築物における機能維持の方針を以下に示す。	○	建物・構築物における機能維持の方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【建物・構築物】 ・[補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について
				a.				安全機能を有する施設						
					(a)			閉じ込め機能の維持	・閉じ込め機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(a) 閉じ込め機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保することで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。 ・また、閉じ込め機能が要求される壁・床・天井（開口部周り）に設置する扉、ハッチ等は、壁・床・天井（開口部周り）がせん断ひずみの許容限界を満足していることで、閉じ込め機能を確保できる。	○	閉じ込め機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(b)			火災防護機能の維持	・火災防護機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(b) 火災防護機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、火災の影響を軽減するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、火災防護機能が維持できる設計とする。	○	火災防護機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
							(c)	遮蔽機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(c) 遮蔽機能の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、再処理施設周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能が維持できる設計とする。 遮蔽機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、地震後における残留ひずみを小さくし、ひび割れがほぼ閉塞し、貫通するひび割れが直線的に残留しないこととする。遮蔽機能が維持できる設計とする。 	○	遮蔽機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐2]洞道の設工認申請上の取り扱いについて
							(d)	支持機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(d) 支持機能の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、被支持設備が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、以下に示すとおり、支持機能が維持できる設計とする。 	○	安全機能を有する施設における支持機能の維持について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
						イ.		建物・構築物（土木構造物以外）の支持機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物の支持機能の維持については、地震動に対して、被支持設備の機能を維持できる構造強度を確保する設計とする。 ・Sクラス設備等の支持機能の維持が要求される建物・構築物が鉄筋コンクリート造の場合は、基準地震動Ssに対して、耐震壁の最大せん断ひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすること又は基礎等を構成する部材に生じる応力若しくはひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることで、Sクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。鉄骨造の場合は、基準地震動Ssに対して、部材に発生する応力が「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることでSクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。 ・耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足している場合は、耐震壁の変形に追従する建物・構築物の部位の健全性も確保されており、支持機能を確保していると考えられることができる。 ・各建物間に生じる地震時相対変位について、各建物が相互に干渉しないよう適切な間隔を設けると同時に、各建物に渡る設備からの反力に対しても十分な構造強度を確保する設計とする。 	○	安全機能を有する施設における建物・構築物（土木構造物以外）の支持機能の維持について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【建物・構築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足耐2]洞道の設工認申請上の取り扱いについて ・[補足耐26]応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐27]地震荷重の入力方法 ・[補足耐28]建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・[補足耐29]応力解析における断面の評価部位の選定 ・[補足耐30]応力解析における応力平均化の考え方 ・[補足耐61]応力解析における断面の評価部位の選定 ・[補足耐60]地震荷重の入力方法 ・[補足耐59]竜巻防護対策設備の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・[補足耐58]竜巻防護対策設備の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐57]竜巻防護対策設備の水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根(SRSS)法による組合せについて ・[補足耐66]地震応答解析及び応力解析における既設工認と今回設工認の解析モデル及び手法の比較 ・[補足耐68]排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐69]地震荷重の入力方法 ・[補足耐70]応力解析における断面の評価部位の選定
						ロ.		土木構造物の支持機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・Sクラスの機器・配管系の間接支持機能を求められる屋外重要土木構造物については、地震動に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角（層間変形角1/100）又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとする。その他の土木構造物については、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 	○	安全機能を有する施設における土木構造物の支持機能の維持について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(e)			地下水排水機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 地下水排水機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(e) 地下水排水機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、地下水排水機能が維持できる設計とする。 地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管、集水管、サブドレンヒット及びサブドレンシャフト)については、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、基準地震動Ssによる地震力に対して機能が維持できる設計とする。 	○	地下水排水機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(f)			廃棄機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(f) 廃棄機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、気体廃棄物を排気筒より廃棄する又は固体廃棄物を保管廃棄するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、廃棄機能が維持できる設計とする。 	○	廃棄機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(g)			飛来物防護機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 飛来物防護機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)a.(g) 飛来物防護機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、飛来物防護機能が維持できる設計とする。 	○	飛来物防護機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				重大事故等対処施設						
					(a)			遮蔽機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「4.(1)a.(c) 遮蔽機能の維持」と同様の設計を行うことで、遮蔽機能が維持できる設計とする。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	遮蔽機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐2] 洞道の設工認申請上の取り扱いについて
					(b)			気密性の維持	<ul style="list-style-type: none"> 気密性の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)b.(b) 気密性の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、居住性確保のため、事故時に放射性気体の流入を防ぐことを目的として、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保すること及び同じく地震動に対して機能を維持できる設計とする換気設備の換気機能とあいまって、気密性維持の境界において気圧差を確保することで必要な気密性が維持できる設計とする。 気密性の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、重大事故等対処設備の設備分類に応じた地震動に対して、地震時及び地震後において、耐震壁のせん断ひずみがおおむね弾性状態にとどまることを基本とする。その状態にとどまらない場合は、地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算定した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることによって必要な気密性が維持できる設計とする。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	気密性の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(c)			支持機能の維持	・機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、被支持設備の重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「4.(1)a.(d) 支持機能の維持」と同様の設計を行うことで、支持機能を維持する設計とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設における支持機能の維持について説明を追加	【建物・構築物】 ・[補足耐26]応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐27]地震荷重の入力方法 ・[補足耐28]建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用性について ・[補足耐29]応力解析における断面の評価部位の選定 ・[補足耐30]応力解析における応力平均化の考え方 ・[補足耐68]排気筒の応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方 ・[補足耐69]地震荷重の入力方法 ・[補足耐70]応力解析における断面の評価部位の選定
					(d)			操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持	・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)b.(d) 操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、地震を要因として発生する重大事故等に対処するために必要となる操作場所及びアクセスルートを保持するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足することで、操作場所及びアクセスルートの保持機能が維持できる設計とする。 ・耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足していることで健全性が確保されており、操作場所及びアクセスルートの保持機能を確保できる。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	操作場所及びアクセスルートの保持機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	－
					(e)			地下水排水機能の維持	・地下水排水機能の維持が要求される施設は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「4.(1)a.(e) 地下水排水機能の維持」と同様の設計を行うことで、地下水排水機能が維持できる設計とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	地下水排水機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	－
					(f)			貯水機能の維持	・貯水機能の維持が要求される施設は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1)b.(f) 貯水機能の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、重大事故等への対処に必要な水を確保するため、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、「3.1 構造強度上の制限」に基づく構造強度を確保することで、貯水機能が維持できる設計とする。 ・貯水機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、貯水機能の維持が要求される壁及び床が、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、おおむね弾性状態に留まることを基本とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	貯水機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明	－
			(2)					機器・配管系	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2) 機器・配管系」の考え方に基づき、機器・配管系における機能維持の方針を以下に示す。	○	機器・配管系における機能維持の方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐53]耐震設計における安全機能の整理について

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
				a.				安全機能を有する施設						
					(a)			動的機能維持	<p>・動的機能が要求される設備は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2)a.(a) 動的機能維持」の考えに基づき、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、その機能種別により回転機器及び弁について、以下の方法により機能維持を満足する設計とする。</p>	○	安全機能を有する施設の動的機能が要求される設備の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
						イ.		回転機器及び弁	<p>・地震時及び地震後に動作機能の維持が要求される回転機器及び弁については、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動による応答加速度が、加振試験等の既往の研究によって機能維持を確認した加速度(以下「動的機能確認済加速度」という。)以下であること又は応答加速度による解析等により機能維持を満足する設計とする。動的機能確認済加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。標準的な機種の動的機能確認済加速度(JEAG4601)を示す。</p> <p>・適用形式を外れる場合は、地震時の応答加速度が地震動を模擬した加振試験又は設備が十分に剛であることを踏まえ、地震動による応答を模擬した静的荷重試験によって得られる、機能維持を確認した加速度以下であること又は既往知見に基づいた解析により機能維持を満足する設計とする。</p>	○	安全機能を有する施設における回転機器及び弁について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について
							(イ)	回転機器(ポンプ、プロワ類)	<p>・地震時及び地震後に動的機能維持を要求されるポンプについては、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。</p> <p>i. 計算による機能維持の評価 ii. 実験による機能維持の評価</p>	○	安全機能を有する施設における回転機器(ポンプ、プロワ類)について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
							(ロ)	弁	<p>・地震時及び地震後に動的機能維持を要求される弁については、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。</p> <p>i. 計算による機能維持の評価 ii. 実験による機能維持の評価</p>	○	安全機能を有する施設における弁について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(b)			電気的機能維持	<p>・電気的機能が要求される設備は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2)a.(b) 電気的機能維持」の考えに基づき、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動による応答加速度が各々の盤、器具等に対する加振試験等により機能維持を確認した加速度以下であること又は解析による最大発生応力が許容応力以下であることにより、機能維持を満足する設計とする。</p>	○	安全機能を有する施設の電気的機能が要求される設備の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐25]電気的機能維持評価手法の適用について
					(c)			閉じ込め機能の維持	<p>・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、クローブボックスは、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2)a.(c) 閉じ込め機能の維持」の考えに基づき、地震時及び地震後において、クローブボックスに要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動による応答加速度が樹脂製パネル等に対する加振試験等により機能維持を確認した加速度以下であること又は解析により、機能維持を満足する設計とする。</p>	○	閉じ込め機能の維持が要求される安全機能を有する施設の機能維持方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
				b.				重大事故等対処施設						
					(a)			動的機能維持	・動的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、「4.(2)a.(a) 動的機能維持」と同様の設計を行うことで、機能維持を満足する設計とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の動的機能が要求される設備の機能維持方針について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐24]動的機能維持評価手法の適用について
					(b)			電気的機能維持	・電気的機能が要求される設備は、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「4.(2)a.(b) 電気的機能維持」と同様の設計を行うことで、機能維持を満足する設計とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	重大事故等対処施設の電気的機能が要求される設備の機能維持方針について説明を追加	【機器・配管系】 ・[補足耐25]電気的機能維持評価手法の適用について
					(c)			閉じ込め機能の維持	・閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震動に対して、「4.(2)a.(c) 閉じ込め機能の維持」と同様の設計を行うことで、機能維持を満足する設計とする。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	閉じ込め機能の維持が要求される重大事故等対処施設の機能維持方針について説明を追加	－

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目

△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

－：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-9								構造計画, 材料選択上の留意点						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設は、安全性及び信頼性の見地から、通常運転時荷重に対してのみならず、地震時荷重等の短期間に作用する荷重に対して耐えるように設計する必要がある。 これらの設計荷重は、強度設計の立場から、安全側の値として定められているが、重要施設の構造安全性を一層高めるためには、その構造体のダクティリティを高めるように設計することが重要である。 「IV-1-1-1 耐震設計の基本方針」のうち、「8. ダクティリティに関する考慮」に基づき、各施設のダクティリティを維持するために必要と考えられる構造計画、材料の選択、耐力・強度等に対する制限及び品質管理上の配慮を各項目別に説明する。 構造特性等の違いから施設を建物・構築物と機器・配管系に分けて示す。 	○	構造計画, 材料選択上の留意点の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.								構造計画						
	2.1							建物・構築物	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設の主要建屋は、主体構造が鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。 構造方式としては、壁構造とし、その床及び壁体は機器の配置を考慮しながらつとめて剛構造体となるよう配置し、鉛直荷重がスムーズに基礎に伝達されるように配慮し構造壁の有効性を高める。 内外壁は放射線遮蔽壁としての機能を要求されることが多く、そのために壁厚も厚く、地震時水平力はこの壁で分担する。 床スラブも壁同様、放射線遮蔽上の考慮と建屋の耐震一体構造化の配慮から厚くするため、このスラブの剛性は大きくなっている。 構造全体としての剛性と重心の偏心によるねじれモーメントができる限り小さくなるように壁の配置及び壁厚を定め、ダクティリティを確保するために最も重要なせん断に対する耐力を増加させるよう十分な配筋を行う。 基礎はべた基礎で上部構造に生じる応力を支持地盤に伝達させるに十分な剛性を持ち、原則として岩盤に支持させる。 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以下に地下水位を維持できるよう下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。 再処理施設の構築物(屋外機械基礎を除く)は、主体構造がラーメン構造やトラス構造の鉄骨造であり、基礎は直接基礎又は杭基礎とし、岩盤又は建屋に支持させる。 転倒モーメントの低減等の対策を講じる必要がある場合は、支持架構に制振効果を持つ座屈拘束ブレースやオイルダンパーを付加した制振構造とする。 座屈拘束ブレースは、ブレース材として働く中心鋼材を鋼管とコンクリート(モルタル)で拘束し、座屈させずに安定的に塑性化するようにしたブレースである。 オイルダンパーは、シリンダー内に設けた油の流体抵抗を利用し、安定的にエネルギー吸収をするようにした部材である。 	○	建物・構築物の構造計画について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.2							機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管系に対して十分なダクティリティを持たせるために構造及び配置上、以下の点に注意する。 機器・配管系は、構造上、過度な応力集中が生じるような設計は避けるとともに、製作、施工面から溶接及び加工しやすい構造、配置とし、十分な施工管理を行う。また、熱処理等によりできる限り残留応力を除去する製作法を採用する。 疲労累積のレベルをできるだけ低く保つ設計とし、必要な場合には疲労解析を行い、疲労破壊に対して十分な余裕を持つことを確認する。 配管系に関しては、同一経路内で著しく剛性が異なることなく、応力集中が生じないような全体のバランスのとれた配管経路及び支持構造計画を立て、系全体の強度設計の余裕を向上させるものとする。 	○	機器・配管系の構造計画について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
3.								材料の選択	・建物・構築物及び機器・配管系の材料について、ダクティリティを維持するために必要と考えられる方針を示す。	○	材料の選択について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.1							建物・構築物	・建物・構築物に使用される材料、鉄筋コンクリート材料、鉄骨材料については準拠規格により選定する。 (1) 鉄筋コンクリート材料についての例 a. セメント セメントは「JASS 5N」の規定による。 b. 骨材 使用する骨材の品質、粒形、大きさ、粒度等は「JASS 5N」の規定による。 c. 水 コンクリートの練混ぜに使用する水は「JASS 5N」の規定による。 d. 混和材 コンクリートに用いる混和材料としてはコンクリート用フライアッシュ及びコンクリート用化学混和剤等がある。これらの混和材料は「JASS 5N」の規定による。 e. 鉄筋 鉄筋は「JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)」に適合するものを使用する。 (2) 鉄骨材料についての例 飛来物防護ネットに使用する鉄骨は「建築基準法第68条の25第1項」及び「JIS G 3136(材質SN490B)」に適合するものを使用する。また、鉄骨の内、座屈拘束ブレースは「BCJ評定-ST0126-05」にて保証されているものを使用する。	○	建物・構築物の材料の選択について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.2							機器・配管系	・機器・配管系に使用される構造材料は、安全運転の見地から信頼性の高いものが必要である。 ・準拠規格において示されるもの及び化学プラント、火力プラントや国内外の原子力プラントにおいて十分な使用実績があり、かつ、その材料特性が十分把握されているものを使用する。 ・機器・配管系に使用される材料の鋼種は、原則として規格・基準に示される炭素鋼及び低合金鋼、(この2つを総称して「フェライト鋼」と呼ぶ。)、オーステナイト系ステンレス鋼及び非鉄金属を用いる。このうちフェライト鋼については、使用条件に対して脆性破壊防止の観点から延性を確保できるように必要な確認を行う。 ・確認に当たって特に考慮すべき事項を以下に示す。 (1) 均質な組成と機械的性質を持ち、強度上有意な影響を及ぼす可能性のある欠陥がない材料を使用する。 (2) 使用温度及び供用期間中に対し、著しい材料強度特性、破壊靱性の低下が生じにくい材料を使用する。 (3) 素材として優れた特性を有するとともに、溶接施工及び成形加工においても、その優れた特性を持つ材料を使用する。 (4) 溶接材料は、溶接継手部が母材と同等の性能が得られるよう選定する。 (5) 冷却材等に対する耐食性の良い材料を使用する。	○	機器・配管系の材料の選択について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
4.								耐力・強度等に対する制限	・建物・構築物及び機器・配管系の強度設計に関しては、通常時の荷重に対してのみならず、地震時荷重等のように短時間に作用する荷重に対して十分な耐力・強度及びダクティリティを有するように考慮する。	○	耐力・強度等に対する制限について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.1							建物・構築物	・建物・構築物の強度設計に関する基準、規格等としては「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説-許容応力度設計法-」等を準拠するものとする。	○	建物・構築物の耐力・強度等に対する制限について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	4.2							機器・配管系	<p>・機器・配管系の構造強度及び設計においては、JSME S NC1, ASME「Boiler and Pressure Vessel Code」等を準用する。</p> <p>・以下、機器・配管系のダクティリティを維持するために必要な破壊防止の基本的考え方を示す。</p> <p>(1) 脆性破壊が生じないように、十分な靱性を有する材料を選定する。</p> <p>(2) 延性破壊又は疲労破壊が生じないように「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づき応力制限を行うとともに、必要に応じて疲労解析を行う。</p> <p>(3) 座屈現象が生じないように、発生荷重を許容座屈荷重以下に制限する。</p> <p>(4) クリープに関しては、使用温度において供用期間中に支障が生じないように材料を選定する。</p> <p>(5) 応力腐食割れが生じないように、水質管理、材料選定及び残留応力の低減等の配慮を行う。</p>	○	機器・配管系の耐力・強度等に対する制限について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
5.								品質管理上の配慮	<p>・建物・構築物及び機器・配管系のダクティリティを維持するためには前項で示したように構造計画上の配慮、材料の選択及び耐力・強度等に対する制限に留意するとともに、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に基づき品質管理を十分に行う。</p> <p>・建物・構築物及び機器・配管系について、計画、設計した耐力・強度等が得られるように、品質管理上特に留意すべき事項を示す。</p>	○	品質管理上の配慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	5.1							建物・構築物	<p>・建物・構築物に対する品質管理は「JASS 5N」等に準拠するが、ダクティリティを保証する意味で特に留意する項目を以下に示す。</p> <p>(1) 材料管理 セメント、水、骨材、鉄筋、鉄骨等が規定の仕様を満たしていることを確認する。</p> <p>(2) 配筋管理 配筋が設計図書及び仕様書どおりであることを確認する。</p> <p>(3) 鉄骨等の溶接管理 規定どおりに溶接されていることを確認する。</p> <p>(4) 調合管理 規定どおりに調合されていることを確認する。</p> <p>(5) 打込み、養生管理 規定及び仕様書どおり打込み及び養生が行われていることを確認する。</p> <p>(6) 強度管理 設計した強度等が得られていることを確認するため、規定等に従って試験し管理する。</p>	○	建物・構築物の品質管理上の配慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	5.2							機器・配管系	<p>・機器・配管系に対する品質管理は、JSME S NC1, ASME「Boiler and Pressure Vessel Code」等に準拠するが、ダクティリティを保証する意味で特に留意する項目を次に示す。</p> <p>(1) 材料管理 素材及び溶接材料について設計仕様書等に示すものが使用されていることを確認する。</p> <p>(2) 強度管理 素材及び溶接部の試験片による強度、耐圧、漏えい及び振動試験によって確認する。</p> <p>(3) 製作・据付管理 設計仕様書、設計図書等に示すとおり製作及び据付けが行われていることを確認する。</p> <p>(4) 保守・点検 据付け後も定期事業者検査等必要な管理を行う。</p>	○	機器・配管系の品質管理上の配慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-10								機器の耐震支持方針						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 機器の耐震設計を行う場合、基本設計条件(耐震重要度、設計温度、圧力、動的・静的機器等)、再処理施設固有の環境条件(地震、風、雪、気温等)、形状、設置場所等を考慮して各々に適した支持条件(拘束方向、支持反力、相対変位等)を決め、支持構造物を選定する必要がある。 現地施工性や機器等の運転操作・保守点検の際に支障とならないこと等についても配慮し設計する。 「IV-1-1. 耐震設計の基本方針」のうち、「9. 機器・配管系の支持方針」に基づき、個別に設計する機器の支持方法及び支持構造物の耐震設計方針を説明するものである。 	○	機器の耐震支持方針の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.								機器の支持構造物						
	2.1							基本原則	<ul style="list-style-type: none"> 機器の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1) 重要な機器は岩盤上に設けた強固な基礎又は岩盤により支持され十分耐震性を有する建物・構築物内の基礎上に設置する。 (2) 支持構造物を含め十分剛構造とすることで建物・構築物との共振を防止する。 (3) 剛性を十分に確保できない場合は、機器系の振動特性に応じた地震応答解析により、応力評価に必要な荷重等を算定し、その荷重等に耐える設計とする。 (4) 重心位置を低くおさえる。 (5) 配管反力をできる限り機器にもたせない構造とする。 (6) 偏心荷重を避ける。 (7) 高温機器は熱膨張を拘束しない構造とする。 (8) 動的機能が要求されるものについては地震時に機能を喪失しない構造とする。 (9) 内部構造物については容器との相互作用を考慮した構造とする。 (10) 建物・構築物内の基礎上に固定されていない移動式設備については、強固なガードに設置し転倒等による落下を防止するための措置を講じる。 (11) 支持架構上に設置される機器については、原則として架構を十分剛に設計する。剛ではない場合は、架構の剛性を考慮した地震荷重等に耐える設計とするとともに、剛ではない架構に設置される機器については、架構の剛性を考慮した地震応答解析を行う。解析にあたっては、設計用床応答曲線又は時刻歴応答波を用いて耐震性の確認を行うものとし、そのうち時刻歴応答波については、実機の挙動をより模擬する場合に用いる。 	○	機器の耐震支持方針の基本原則について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐15]鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について
3.								支持構造物の設計手順						
	3.1							設計手順	<ul style="list-style-type: none"> 機器類の配置及び構造計画に際しては、建物・構築物、配管、ダクト等機器類以外の設備との関連、設置場所の環境条件、現地施工性等の関連を十分考慮して総合的な調整を行い、機器類の特性、運転操作及び保守点検の際に支障とならないこと等についての配慮を十分加味した耐震設計を行うよう考慮する。 支持構造物の設計は、建物・構築物基本計画、機器の基本設計条件等から配置設計を行い、支持する機器及び配管の耐震解析並びに機能維持の検討により強度及び支持機能を確認し、詳細設計を行う。このとき、高温機器については、熱膨張解析による熱膨張変位を拘束しない設計とするよう配慮する。 	○	支持構造物の設計手順について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
4.								支持構造物及び基礎の設計						
	4.1							支持構造物の設計						
			(1)					設計方針	○	支持構造物の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐15]鉛直方向の動的地震力考慮による設備の浮き上がり等の影響について	
			(2)					荷重条件	○	支持構造物の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(3)					種類及び選定	○	支持構造物の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
				a.				機能材	○	支持構造物の機能材について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
					b.			構造材	○	支持構造物の構造材について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
	4.2							埋込金物の設計						
			(1)					設計方針	○	埋込金物の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐22]屋内設備に対するアンカー定着部の評価について	
			(2)					荷重条件	○	埋込金物の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
			(3)					種類及び選定	○	埋込金物の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
				a.				基礎ボルト形式(スリーブ付)	○	基礎ボルト形式(スリーブ付)について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
					b.			基礎ボルト形式(スリーブ無し)	○	基礎ボルト形式(スリーブ無し)について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
					c.			後打アンカ	○	後打アンカについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
	4.3							基礎の設計						
			(1)					設計方針	・機器の基礎は、支持構造物から加わる自重及び地震荷重に対し、有効な支持機能を有するよう設計する。基礎の選定は、機器の支持方法、支持荷重及び配置を考慮して行う。	○	基礎の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					荷重条件	・基礎の設計は、機器から伝わる荷重に対し、荷重成分の組合せを考慮して行う。 ・荷重の種類及び組合せについては、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に従う。	○	基礎の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					種類及び選定	・基礎は機器の種類及び設置場所により、下記に従い選定する。	○	基礎の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				a.				屋内の基礎	・屋内に設置される機器の支持構造物は、建屋の床壁あるいは天井を基礎として設置される。従って建屋設計に際しては、これら機器からの荷重を十分考慮した堅固な鉄筋コンクリート造とする。 ・機器を床に設置する場合、一般に基礎は水はけをよくするため、かさ上げする。支持構造物は、鉄筋コンクリート造に十分深く埋め込んだ基礎ボルトにより基礎に固定する。 ・機器を壁あるいは天井から支持する場合は、一般にあらかじめ壁あるいは天井の鉄筋コンクリート造に埋込金物を埋め込み、支持構造物を溶接あるいはボルトにより固定する。	○	屋内の基礎について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				屋外の基礎	・屋外に設置される機器は岩盤上の鉄筋コンクリート造上に設置される。 ・基礎は基礎自身の自重及び地震荷重の他に基礎上に設置される機器からの通常時荷重、地震時荷重、積雪荷重及び風荷重を考慮して十分強固であるよう設計する。 ・機器支持構造物は一般に基礎中に埋め込んだ基礎ボルトにより固定する。	○	屋外の基礎について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	4.4							機器の支持方法						
			(1)					たて置の機器						
				a.				スカートによる支持	・スカートはその外周下端に取り付けられたリップ及びベースプレートを通じて基礎ボルトにより基礎に固定する。スカート剛性及び基礎ボルトサイズは、容器重量及び地震力による転倒モーメント等に対し十分な強度を有する設計とする。 ・この形式の支持構造はたて型のタンク類で比較的容量が大きいものに採用する。	○	スカートによる支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				ラグによる支持	・機器本体に取り付けられたラグにより支持する形式のものである。この形式は機器本体の半径方向の熱膨張を自由にし、円周方向及び鉛直方向のラグ剛性で支持するものとする。 ・この形式の支持構造は熱膨張を拘束しない機器に採用する。	○	ラグによる支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				c.				支持脚による支持	・形鋼を胴周対角線上の4箇所に取り付けベースプレート为基础ボルト又は溶接により基礎に固定する。脚剛性及び基礎ボルトサイズは、容器重量及び地震力による転倒モーメント等に対し十分な強度を有する設計とする。 ・この形式の支持構造は比較的軽中量のタンクに採用する。	○	支持脚による支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				d.				振れ止めによる支持	・長いたて形の容器は、固定部だけでなく、中間部にも振れ止めを設ける設計とする。振れ止めは、振れ止め部の地震荷重に対し、十分な強度を有する設計とする。 ・この形式の支持構造は、胴部がたてに長い容器等に採用する。	○	振れ止めによる支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			(2)					横置の機器						
				a.				支持脚による支持	・支持脚は鋼板製の溶接構造とし、多数の基礎ボルトで基礎に固定する。支持脚は十分な剛性及び強度を持たせ、基礎ボルトは、地震力による転倒モーメント等に対し十分な強度を有する設計とする。 ・この形式の支持構造は容量の大きい横置の熱交換器、タンク類に採用する。	○	支持脚による支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				支持架構による支持	・支持架構は、柱材、はり材、ブレース等により構成しており、これらを多数の基礎ボルトで基礎に固定する。支持架構は十分な剛性及び強度を持たせ、基礎ボルトは地震力による転倒モーメントに対し十分な強度を有する設計とする。 ・この形式の支持構造は、複雑な形状の設備に採用する。	○	支持架構による支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					内部構造物						
				a.				熱交換器	・熱交換器は、シェル&チューブ形とプレート形に分類される。シェル&チューブ形の伝熱管は、U字管式のものや直管式のものがあり、いずれもじゃま板によって伝熱管を剛に支持し、地震及び流体による振動を防止する。またプレート形の伝熱板は縮付ボルトにて側板に固定することで、伝熱板の地震及び流体による振動を防止する。	○	熱交換器の内部構造物の支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				タンク類	・タンク類でその内部にスプレインズル、冷却コイル、加熱コイル等が設けられるものについては、それらを機器本体からのサポートにより取り付ける。	○	タンク類の内部構造物の支持方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(4)					移動式設備	・建物・構築物内の基礎上に固定されていない移動式設備については、ガードに設置しており、建物に固定するレールからの転倒による落下を防止するための措置を講じる。	○	移動式設備に対する考慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
5.								その他特に考慮すべき事項						
			(1)					機器と配管の相対変位に対する考慮	・機器と配管との相対変位に対しては、配管側のフレキシビリティでできる限り変位を吸収することとし、機器側管台又は支持構造物に過大な反力を生じさせないよう配管側のサポート設計において考慮する。	○	機器と配管の相対変位に対する考慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐43]機器と配管の相対変位に対する設計上の扱いについて
			(2)					動的機器の支持に対する考慮	・ポンプ、ファン等の動的機器に対しては地震力の他に機器の振動を考慮して支持構造物の強度設計を行う。 ・振動による軸芯のずれを起こさないよう、据付台の基礎へのグラウト固定、取付ボルトの回り止め等の処置を行う。	○	動的機器の支持に対する考慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					建屋・構築物との共振の防止	・支持に当たっては据付場所に応じ、建屋・構築物の共振領域からできるだけ外れた固有振動数を持つよう考慮する。また、共振領域近くで設計する場合は地震応答に対して十分な強度余裕を持つようにする。	○	建屋・構築物との共振の防止について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(4)					波及的影響の防止	・耐震重要度分類における下位クラスの機器の破損によって上位クラスの機器に波及的影響を及ぼすことがないよう配置等を考慮して設計するが、波及的影響が考えられる場合には、下位クラス機器の支持構造物は上位クラスに適用される地震動に対して設計する。	○	波及的影響の防止について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(5)					材料の選定	・材料選定に当たっては、使用条件下における強度に配慮し、十分な使用実績があり、材料特性が把握された安全上信頼性の高いものを使用する。 ・「IV-1-1-9 構造計画、材料選択上の留意点」の「3. 材料の選択」に基づき、ダクティリティを持つよう配慮する。	○	材料の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目

△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	1.1										○	配管の耐震支持方針の概要について説明	○	当該回数における申請施設の概要について説明を追加	-	
	1.2															
		1.2.1									○	配管の設計手順における基本原則について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
		1.2.2									○	配管及び支持構造物の設計手順について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
	1.3															
		1.3.1														
			1.3.1.1								○	安全機能を有する施設における重要度による設計方針、当該回次の申請範囲における解析法の適用範囲について説明	○	重大事故等対策施設の設備分類に応じた設計方針、当該回次の申請範囲における解析法の適用範囲について説明を追加	【機器・配管系】 ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について	
			1.3.1.2													
					(1)						○	配管の設計において考慮すべき事項として、配管の分岐部について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	
					(2)						○	配管の設計において考慮すべき事項として、配管と機器の接続部について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-	

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(3)					異なる建屋、構築物間を結ぶ配管	・異なる建屋、構築物間を結ぶ配管については、建屋、構築物間の相対変位を吸収できるように、配管にフレキシビリティを持たせた構造とするか、又は、フレキシブルジョイントを設ける等の配慮を行い、過大な応力を発生させない設計とする。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、異なる建屋、構築物間を結ぶ配管について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(4)					弁	・配管の途中に弁等の集中荷重がかかる部分については、この集中荷重にできる限り近い部分を支持し、特に駆動装置付きの弁は偏心荷重を考慮して、必要に応じて弁本体を支持することにより過大な応力が生じないようにする。弁は、発生応力が配管より小さくなるよう配管よりも厚肉構造とする。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、弁について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(5)					屋外配管	・主要な配管は岩盤で支持したダクト構造内に配置し、建屋内配管と同様の耐震設計とする。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、屋外配管について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(6)					振動	・配管の支持方法及び支持点は、回転機器等の振動あるいは内部流体の乱れによる配管振動を生じないように考慮して決定する。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、振動について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(7)					異なる耐震クラス配管との接続部	・耐震重要度Sクラス又はBクラスの配管について、それぞれ下位のクラスに属する配管と弁等を境界として接続され、境界となる弁等が耐震支持されていない場合には、その影響を考慮し原則として境界以降第一番目の耐震上有効な軸直角方向拘束点までをSクラス又はBクラスの配管と同様に扱い設計を行う。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、異なる耐震クラス配管との接続部について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(8)					高温配管	・最高使用温度が151℃以上であり、口径が100A以上の配管は、熱膨張による応力を低減するために一般に柔に設計する必要がある。また、耐震上の要求からは、剛に設計する必要がある。したがって、配管設計は双方の均衡をとった設計とする必要があり、支持位置及び支持条件を決めるに当たっては、原則として次のような事項を考慮し、地震、熱膨張による応力の制限を満足する設計を行う。 a. 自重を支持するために、あるいは耐震上剛性を高めるために、配管を拘束する場合には、配管の熱膨張による変位が少ない箇所にアンカサポート又はレストレイント等を設けるものとする。 b. 配管の熱膨張による変位がある特定の方向に大きい場合であって、その他の方向に上記a.と同じ理由によって拘束する必要がある場合は、熱膨張による変位方向を拘束せず、目的とする方向を拘束するガイド等を設けるものとする。 c. 熱膨張による鉛直方向変位が大きい箇所、配管の自重を支持する必要がある場合は、スプリングハンガを用いる。 d. 熱膨張による変位が大きい方向を、耐震上の要求から拘束する場合はスナバを用いる。	○	配管の設計において考慮すべき事項として、高温配管について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		1.3.2								多質点系はりモデルを用いた評価方法	・多質点系はりモデルを用いた評価方法では、原則として固定点から固定点までを独立した1つのブロックとして、地震荷重、自重、熱荷重等により配管に生じる応力が許容応力以下となるように配管経路及び支持方法を定める。 ・はじめに仮のアンカサポート、レストレイント位置を定めて熱応力解析を行い、必要に応じてアンカサポート、レストレイント位置、個数等の変更あるいは配管経路の見直しを行い、配管に生じる応力が許容応力以下となるようにする。次に、地震応力解析を行い、必要に応じてレストレイント位置、個数等の変更あるいはスナバの追加により、配管に生じる応力が許容応力以下となるようにする。この際、自重応力の確認もあわせて実施し、必要に応じてハンガの追加を検討する。	○	多質点系はりモデルを用いた評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
			1.3.3								標準支持間隔を用いた評価方法	○	標準支持間隔を用いた評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	<p>【機器・配管系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【補足耐38】機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
			1.3.3.1								直管部の支持間隔	○	安全機能を有する施設における直管部の支持間隔について説明	○	重大事故等対処施設における直管部の解析条件の説明を追加	
				1.3.3.1.1							解析モデル					
				1.3.3.1.2							解析方法					
				1.3.3.1.3							解析条件					
					(1)						設計用地震力					
					(2)						設計用減衰定数					
					(3)						階層の区分					
					(4)						配管重量					
					(5)						配管応力					
					(6)						配管系の振動数					
				1.3.3.1.4							解析結果及び支持方針					
											曲がり部の支持間隔	○	曲がり部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.2							曲がり部の支持間隔における解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び支持方針を示す。					
					1.3.3.2.1						解析モデル					
					1.3.3.2.2						解析条件及び解析方法					
					1.3.3.2.3						解析結果及び支持方針					
				1.3.3.3							集中質量部の支持間隔	○	集中質量部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					1.3.3.3.1						集中質量部の支持間隔における解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び支持方針を示す。					
					1.3.3.3.2						解析モデル					
					1.3.3.3.3						解析条件及び解析方法					
					1.3.3.3.4						解析結果及び支持方針					
				1.3.3.4							分岐部の支持間隔	○	分岐部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					1.3.3.4.1						分岐部の支持間隔における解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び支持方針を示す。					
					1.3.3.4.2						解析モデル					
					1.3.3.4.3						解析条件及び解析方法					
					1.3.3.4.4						解析結果及び支持方針					
				1.3.3.5							Z形部の支持間隔	○	Z形部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					1.3.3.5.1						Z形部の支持間隔における解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び支持方針を示す。					
					1.3.3.5.2						解析モデル					
					1.3.3.5.3						解析条件及び解析方法					
					1.3.3.5.4						解析結果及び支持方針					
				1.3.3.6							門形部の支持間隔	○	門形部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					1.3.3.6.1						門形部の支持間隔における解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び支持方針を示す。					
					1.3.3.6.2						解析モデル					
					1.3.3.6.3						解析条件及び解析方法					
					1.3.3.6.4						解析結果及び支持方針					

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
				1.3.3.7							分岐+曲がり部の支持間隔					
				1.3.3.7.1							解析モデル	○	分岐+曲がり部の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.7.2							解析条件及び解析方法					
				1.3.3.7.3							解析結果及び支持方針					
				1.3.3.8							支持点の設定方法	○	支持点の設定方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.8.1							直管部標準支持間隔の選定と各要素の支持間隔	○	直管部標準支持間隔の選定と各要素の支持間隔について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.8.2							各要素の評価方向	○	各要素の評価方向について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.8.3							支持点の設定方法及び手順	○	支持点の設定方法及び手順について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.9							支持点を設定する上での考慮事項	○	支持点を設定する上での考慮事項について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.9.1							分岐部	○	支持点を設定する上での考慮事項として、分岐部について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.9.2							機器との接続部	○	支持点を設定する上での考慮事項として、機器との接続部について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.9.3							建物・構築物の相対変位	○	支持点を設定する上での考慮事項として、建物・構築物の相対変位について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
				1.3.3.9.4							弁	○	支持点を設定する上での考慮事項として、弁について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	

【機器・配管系】
・[補足耐40]配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要	
				1.3.3.9.5							建屋階層	・支持間隔は階層の区分ごとに設定するため、当該配管を敷設する床区分に応じて、上下階層の支持間隔を比較し、短い方の支持間隔を適用して評価を行う。なお、複数階層を跨る配管を評価する場合は、配管が跨る上層階と下層階の境界となるサポートまでを考慮し、その境界となるサポートで挟まれた範囲の支持間隔をすべて抽出した上で最も短い標準支持間隔を適用して評価を行う。	○	支持点を設定する上での考慮事項として、建屋階層について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐40]配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
				1.3.3.10							設計上の処置方法	・標準支持間隔法による配管の耐震設計においては、各要素の支持間隔又は各要素の支持間隔を組み合わせた支持間隔を用いる。標準支持間隔法によることが困難な場合は、次のいずれかの方法で対処する。 (1) 配管系を多質点系はりモデルとして解析を行い、配管の設計及び支持方法を定める。実際の配管条件に基づいた直管部標準支持間隔法を算出し、配管間隔を設定する。 (2) 当該配管が150℃以下又は口径100A未満であることを確認した上で、直管部標準支持間隔を算出する解析モデルを、当該配管固有の設計条件(制限振動数、適用床区分、適用減衰定数、解析ブロック範囲、配管系内最小必要支持点数、圧力、温度、支持構造物の固有振動数、設計用床応答曲線、材質、口径、板厚、保温材の有無、内部流体及び単位長さ当たり重量)に応じて設定する。	○	設計上の処置方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
2.											支持構造物の設計						
		2.1									概要	・支持構造物は、配管の地震荷重、自重、熱荷重等に対して十分な強度を持たせる必要がある。 ・支持構造物の設計に当たっては、支持構造物の型式ごとの定格荷重若しくは最大使用荷重と支持点荷重を比較する荷重評価、又は支持点荷重から求める支持構造物に生じる応力と使用材料により定まる許容応力を比較する応力評価を行う。 ・支持装置、支持架構及び付属部品から構成される支持構造物並びに埋込金物の設計の基本原則、選定方針、強度及び耐震評価の方法等を示す。	○	支持構造物の設計の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.2									設計の基本方針	・設計の基本方針は、多質点系はりモデルによる解析又は標準支持間隔法により得られる支持点荷重を用いて設計する支持構造物に適用する。 ・そのうち多質点系はりモデルによる解析で設計する支持構造物は解析モデルにて定めた拘束方向に対して設置し、標準支持間隔法で設計する支持構造物は水平及び鉛直方向の各方向に対し標準支持間隔以内で拘束するよう設置する。	○	支持構造物の設計における各解析手法の適用範囲について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			2.2.1								設計方針	・支持構造物にはアンカサポート、レストレイント、スナバ及びハンガがあり、物量が多いことから標準化が図られている。標準化された製品の中から使用条件に適合するものを選定する。	○	支持構造物の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			2.2.2								荷重条件	・支持構造物の設計は、配管から伝わる荷重に対し、その荷重成分の組合せを考慮して行う。 ・支持構造物の設計に用いる支持点荷重は、耐震設計上の重要度分類に基づく設計用地震力を条件とした配管の多質点系はりモデルを用いた解析、又は標準支持間隔法により得られる支持点荷重を支持構造物の種別に応じて適切に組み合わせて求める。 ・組み合わせる荷重としては、多質点系はりモデルによる設計では、実際の拘束条件を模擬しているため、解析で得られた各支持点の荷重を用いる。 ・一方、標準支持間隔法による設計では、軸直2方向を拘束するモデルを用いるため、2方向に生じる荷重のうち支持構造物の拘束方向と同方向の荷重を組み合わせる。さらにアンカサポート及びUバンドは3方向を拘束することから、軸方向荷重を集中質量として考慮する。3方向拘束以外ではガイドサポート及びUボルトは2方向、その他は1方向の荷重を組み合わせる。	○	支持構造物の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			2.2.3								種類及び選定	・支持構造物の種類及び機能別選定要領を示す。	○	支持構造物の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
					(1)					アンカサポート(ガイドサポート)	・アンカサポートは、配管に直接溶接されるラグ又は配管固定用クランプと架構部分から構成される。支持点荷重、配管口径及び配管材質を基に選定する。 ・アンカサポートと同様な構造及び機能であるが、一定の方向だけ熱膨張変位を許容する場合はガイドサポートを選定する。	○	アンカサポート(ガイドサポート)の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(2)					レストレイント(架構式レストレイント、ロッドレストレイント及びUボルト)	・架構式レストレイント(支持架構)は、形鋼を組み合わせて架構として床、壁面等の近傍の配管を支持するもので、支持点荷重、配管口径及び配管材質を基に選定する。 ・ロッドレストレイントは、配管軸直方向又は配管にラグを設置して配管軸方向の拘束に使用するもので、支持点荷重に基づき、定格荷重を超えない範囲で支持点荷重に近い定格荷重のロッドレストレイントを選定する。 ・Uボルトは、配管軸直方向を拘束する機能を有し、支持点荷重を基にその仕様(材質、形状及び寸法)を配管口径ごとに決めていることから、配管口径に応じたUボルトを選定する。 ・Uバンドは、U形状の鋼板により配管軸直方向に加えて配管軸方向も拘束するもので、Uボルトと同様に配管口径に応じたUバンドを選定する。	○	レストレイント(架構式レストレイント、ロッドレストレイント、Uボルト)の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(3)					スナバ(オイルスナバ及びメカニカルスナバ)	・支持点荷重及び熱膨張変位から、必要なストロークを有し、かつ定格荷重を超えない範囲で支持点荷重に近い定格荷重のスナバを選定する。通常はオイルスナバを選定するが、保守の難易度が高い場所に設置する場合は、メカニカルスナバを選定する。	○	スナバ(オイルスナバ及びメカニカルスナバ)の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(4)					スプリングハンガ	・スプリングハンガは、支持点荷重及び熱膨張変位から、必要なストロークを有し、かつ定格荷重を超えない範囲で支持点荷重に近い定格荷重のスプリングハンガを選定する。	○	スプリングハンガの選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.2.4								支持構造物の設計において考慮すべき事項	・支持構造物は支持装置、支持架構・付属部品及び埋込金物に分類され、それぞれの設計方針を2.3項、2.4項及び2.5項に示す。なお、支持装置はロッドレストレイント、オイルスナバ、メカニカルスナバ及びスプリングハンガを、支持架構は架構式レストレイントを、付属部品はラグ、Uボルト等を示し、以下の点を考慮して設計する。 (1) 支持装置及び付属部品は、配管の地震荷重、自重、熱荷重等による支持点荷重が、使用される支持装置の定格荷重又は付属部品の最大使用荷重以下となるよう選定する。 (2) 支持架構は、配管の地震荷重、自重、熱荷重等による支持点荷重から求まる支持架構に生じる応力が、許容応力以下となるよう構造を決定する。 (3) 地震荷重を拘束しないスプリングハンガ以外の支持構造物は、建物・構築物と共振しないように十分な剛性を持たせるものとする。 (4) 支持構造物は点検の容易な構造とする。 (5) 原則として、支持構造物は、埋込金物より建屋側へ荷重を伝える構造とする。 (6) 支持構造物の設計に当たっては、JSME S NC1に準い熱荷重、自重等に対して十分な強度を持たせるとともに、JEAG4601に準い、地震荷重に対して十分な強度を持たせるものとする。	○	支持構造物の設計において考慮すべき事項について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.3									支持装置の設計						
		2.3.1								概要	・支持装置は、型式ごとに基本形状が決まっており、配管の地震荷重、自重、熱荷重等による支持点荷重と型式ごとに設定される定格荷重の比較による荷重評価によって選定する。	○	支持装置の設計の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.3.2								支持装置の選定	・支持装置は、以下の条件により選定する。 ・各支持装置の定格荷重及び主要寸法を示す。なお、本項に示す型式及び定格荷重は代表的な支持装置を示したものであり、記載のない型式であっても、同様に設定されている定格荷重により選定を行う。	○	支持装置の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(1)					ロッドレストレイント	・支持点荷重に基づき、定格荷重で選定する。	○	ロッドレストレイントの選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(2)					オイルスナバ及びメカニカルスナバ	・支持点荷重及び熱膨張変位に基づき、定格荷重で選定する。	○	オイルスナバ、メカニカルスナバの選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(3)					スプリングハンガ	・支持点荷重及び熱膨張変位に基づき、定格荷重で選定する。	○	スプリングハンガの選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.3.3								支持装置の使用材料	・JSME S NC1の適用を受ける箇所に使用する材料は、JSME S NC1付録材料図表Part1に準うものとする。	○	支持装置の使用材料について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.3.4								支持装置の強度及び耐震評価方法	・支持装置及び付属部品の強度及び耐震評価の方法を以下に示す。	○	支持装置の強度及び耐震評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.3.4.1								定格荷重	・支持装置の定格荷重は、JSME S NC1及びJEAG4601を満足するよう設定されたものであり、支持点荷重を上回る定格荷重が設定されている支持装置を選定することで、十分な強度及び耐震性が確保される。	○	支持装置の定格荷重について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	
				2.3.4.2						支持装置の強度計算式					
				2.3.4.2.1						記号の定義					
					(1)					ロッドレストレイント	○	記号の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(2)					オイルスナバ及びメカニカルスナバ					
					(3)					スプリングハンガ					
				2.3.4.2.2						強度計算式					
					(1)					ロッドレストレイント	○	強度計算式について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(2)					オイルスナバ					
					(3)					メカニカルスナバ					
					(4)					スプリングハンガ					
	2.4									支持架構及び付属部品の設計					
			2.4.1							概要	○	支持架構及び付属部品の設計の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.2							設計方針	○	支持架構及び付属部品の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.3							荷重条件	○	支持架構及び付属部品の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.4							種類及び選定	○	支持架構及び付属部品の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
									(1)	支持条件の設定	○	支持条件の設定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
									(2)	支持点荷重に基づいた応力評価による鋼材選定	○	支持点荷重に基づいた応力評価による鋼材選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
									(3)	鋼材と諸設備間との配置調整	○	鋼材と諸設備間との配置調整について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.5							支持架構及び付属部品の選定	○	支持架構及び付属部品の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.6							支持架構及び付属部品の使用材料	○	支持架構及び付属部品の使用材料について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
			2.4.7							支持架構及び付属部品の強度及び耐震評価方法	○	支持架構及び付属部品の強度及び耐震評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(1)					許容応力	○	許容応力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(2)					支持架構及び付属部品の強度計算式					
					a.					記号の定義					
					(a)					支持架構	○	記号の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(b)					ラグ					
					(c)					Uボルト					
					(d)					Uバンド					
					b.					強度計算式					
					(a)					支持架構	○	強度計算式について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	
					(b)					ラグ					
					(c)					Uボルト					
					(d)					Uバンド					

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
	2.5										埋込金物の設計					
		2.5.1									概要	○	埋込金物の設計の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.5.2									埋込金物の設計					
					(1)						設計方針	○	埋込金物の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(2)						荷重条件	○	埋込金物の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(3)						種類及び選定	○	埋込金物の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.5.3									基礎の設計					
					(1)						設計方針	○	基礎の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(2)						荷重条件	○	基礎の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.5.4									埋込金物の選定	○	埋込金物の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.5.5									埋込金物の強度及び耐震評価方法	○	埋込金物の強度及び耐震評価方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(1)						許容応力及び許容荷重	○	許容応力及び許容荷重について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(2)						強度計算式					
						a.					記号の定義	○	記号の定義について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
							b.				強度計算式	○	強度計算式について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
									c.		応力評価	○	応力評価について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料		
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要	
3.											耐震評価結果	・標準支持間隔法により得られる支持点荷重を用いて設計する支持構造物に適用する。	○	支持構造物に適用する支持点荷重について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.1										支持構造物の耐震評価結果	・各支持構造物について、定められた評価荷重に対して十分な耐震強度を有することを確認した結果を示す。 ・支持構造物は口径及び材質に応じた支持点荷重に対していずれも同等の耐震裕度となるよう設計しており、本項では代表的な型式に対する耐震評価結果を示す。	○	支持構造物の耐震評価結果について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.2										支持構造物の基本形状の耐震計算結果						
		3.2.1									支持構造物の耐震計算結果	・支持構造物の基本形状及び耐震計算結果を示す。 ・本項における耐震計算結果は、支持構造物の基本形状を示したものである。本項に記載のない支持構造物については、基本形状を基に、設置状況に応じた架構寸法の変更、剛性を高めるための部材の追加又は基本形状を組み合わせた評価となり計算方法は同一であるため、耐震裕度としては同等である。	○	支持構造物の耐震計算結果について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		3.2.2									個別の処置方法	・支持構造物の評価において、支持点荷重が最大使用荷重を超えた場合には、標準支持間隔法であれば支持間隔の短縮化等による支持点荷重低減、多質点系はモデル解析であれば使用鋼材又は構造の見直し等により強度向上を図るものとする。	○	個別の処置方法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
4.											その他の考慮事項						
					(1)						機器と配管の相対変位に対する考慮	・機器と配管との相対変位に対しては、配管側のフレキシビリティでできる限り変位を吸収することとし、機器側管台部又は支持構造物に過大な反力を生じさせないよう配管側のサポート設計において考慮する。	○	機器と配管の相対変位に対する考慮について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐43]機器と配管の相対変位に対する設計上の扱いについて
					(2)						建屋・構築物との共振の防止	・支持に当たっては据付場所に応じ、建屋・構築物の共振領域からできるだけ外れた固有振動数を持つよう考慮する。また、共振領域近くで設計する場合は地震応答に対して十分な強度余裕を持つようにする。	○	建屋・構築物との共振の防止について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(3)						隣接する設備	・配管が他の配管又は諸設備と接近して設置される場合は、地震、自重、熱膨張及び機械的荷重による変位があっても干渉しないようにする。保温材を施工する配管については、保温材の厚みを含めても干渉しないようにする。	○	隣接する設備について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
					(4)						材料の選定	・材料選定に当たっては、使用条件下における強度に配慮し、十分な使用実績があり、材料特性が把握された安全上信頼性が高いものを使用する。 ・「IV-1-1-9 構造計画、材料選択上の留意点」の「3. 材料の選択」に基づき、ダクティリティを持つよう配慮する。	○	材料の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
IV-1-1-11-1 別紙1 安全機能を有する施設の直管部標準支持間隔																	
1.										概要	・標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果を施設ごとに示す。	○	標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果の概要を説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐42]既設工認からの変更点について ・[補足耐54]耐震評価上の補足事項について	
2.										準拠規格	・直管部標準支持間隔法において準拠する規格を示す。	○	直管部標準支持間隔において準拠する規格を説明	△	第1回での説明から追加事項なし		
3.										計算精度と数値の丸め方	・解析に用いる計算精度と解析結果の数値の丸め方を示す。	○	直管部標準支持間隔の計算精度と数値の丸め方を説明	△	第1回での説明から追加事項なし		
IV-1-1-11-1 別紙1-〇 各建屋の直管部標準支持間隔																	
1.										解析条件							
	1.1									配管設計条件	・各建屋の直管部標準支持間隔における解析条件を示す。	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析条件を説明	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析条件について説明を追加		
	1.2								階層の区分								
2.										解析結果	・各建屋の直管部標準支持間隔の解析結果を示す。	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析結果を説明	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析結果について説明を追加		
IV-1-1-11-1 別紙2 重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔																	
1.										概要	・標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果を施設ごとに示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果の概要について説明を追加		
2.										準拠規格	・直管部標準支持間隔法において準拠する規格を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔において準拠する規格について説明を追加		
3.										計算精度と数値の丸め方	・解析に用いる計算精度と解析結果の数値の丸め方を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔の計算精度と数値の丸め方について説明を追加		
IV-1-1-11-1 別紙2-〇 各建屋の直管部標準支持間隔																	
1.										解析条件							
	1.1									配管設計条件	・各建屋の直管部標準支持間隔における解析条件を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析条件について説明を追加		
	1.2								階層の区分								
2.										解析結果	・各建屋の直管部標準支持間隔の解析結果を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析結果について説明を追加		

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 —：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-1-11-2										ダクトの耐震支持方針						
1.										概要	・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「9. 機器・配管系の支持方針」に基づきダクト、配管収納容器及び矩形構造の漏えい液受皿並びにその支持構造物について、耐震設計上十分安全であるように考慮すべき事項を定めたものである。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの支持方針の概要について説明	-
2.										耐震設計の原則	・ダクト及びその支持構造物は、耐震設計上の重要度分類に応じた地震力に対して十分な強度を有するように設計する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクト及びその支持構造物の耐震設計の原則について説明	-
3.										ダクト及び支持構造物の設計手順	・ダクトの経路は、建屋の形状、機器の配置、配管、ケーブルトレイ等の経路を考慮し、耐震性を加味して決定する。 ・ダクト経路について支持方法を定めて、ダクトが十分な耐震強度を有するように支持点を決定する。 ・ダクト支持構造物の設計、製作、据付までの作業の流れを概念的に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクト及び支持構造物の設計手順について説明	-
4.										ダクト設計の基本方針						
	4.1									重要度による設計方針	・ダクトは、耐震設計上の重要度分類に応じてクラス分類し地震時の加速度に対し、機能が維持できるように支持間隔を座屈限界長さ以下に確保する設計方針とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの設計上における重要度分類に応じた設計方針について説明	-
	4.2									荷重の組合せ	・荷重の組合せは、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づいた算出式にて評価を行う。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	荷重の組合せについて説明	-
	4.3									解析条件						
					(1)					設計用地震力	・ダクトについては、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に示す設計用地震力を用いて評価を行う。 ・設計用床応答曲線は、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 ・減衰定数は、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に記載の減衰定数を用いる。 ・この際に使用する設計用床応答曲線は安全側に谷埋め及びピーク保持を行う。 ・ダクトの固有周期は、ダクトの設計に用いる建屋床応答スペクトルの最も大きいピークの固有周期よりも短周期側に避けることを原則とする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの評価における設計用地震力について説明	-
					(2)					階層の区分	・解析に当たっては、設計用床応答曲線をいくつかの階層に区分し、支持間隔を求めるものとする。階層の区分は、本資料の別紙「各施設の直管部標準支持間隔」に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設計用地震力の階層包絡の区分について説明	-
					(3)					ダクト重量	・ダクトの重量としては、補強材重量を含めた値とする。さらに、保温材の付くダクトについては、その重量を考慮する。 ・直管部標準支持間隔を算出するダクトの単位長さ当たり重量を、本資料の別紙「各施設の直管部標準支持間隔」に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの評価における重量について説明	-
	4.4									ダクト支持点の設計方法	・ダクト及びその支持構造物は適切な剛性を有するとともに、許容座屈曲げモーメントを満足する支持間隔とすることにより耐震性を確保する。 ・支持間隔の算定は、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に示す解析方法及び解析モデルである、標準支持間隔を用いた評価方法を適用し、ダクトの固有振動数に応じた地震力で算定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクト支持点の設計方法について説明	【機器・配管系】 ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
		4.4.1								標準支持間隔を用いた評価方法	・静的震度、1.2ZPA及び設計用床応答曲線から地震力を算定し、ダクトに生じる曲げモーメントが許容座屈曲げモーメント以下となるように支持間隔を算定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	標準支持間隔を用いた評価方法について説明	【機器・配管系】 ・【補足耐38】機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について
	4.5									標準支持間隔	・ダクトの標準支持間隔は、ダクトが薄板構造であることを考慮した剛性評価及び座屈強度に基づき定める。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの標準支持間隔について説明	【機器・配管系】 ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
		4.5.1								角ダクトの固有周期	・両端単純支持された角ダクト、丸ダクトの固有周期の算定式について示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	両端単純支持における固有周期の算定式について説明	【機器・配管系】 ・【補足耐40】配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
		4.5.2								丸ダクトの固有周期		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○		・【補足耐44】ダクト評価で用いる補正係数、安全係数の設定根拠について
		4.5.3								角ダクトの座屈評価		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○		
		4.5.4								丸ダクトの座屈評価		-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○		

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
	4.6										支持方法						
		4.6.1									直管部	<ul style="list-style-type: none"> 直管部は、「4.5 標準支持間隔」で求める支持間隔以下で支持するものとし、直管部が長い箇所には軸方向を拘束する支持構造物を設けるものとする。 矩形断面の角ダクトの支持間隔については、短辺長さを基準とし、角ダクトの直管部標準支持間隔に支持間隔比を乗じた値を支持間隔とする。 異径・幅のダクトが混在する場合は、直管部標準支持間隔が最も短くなるダクトを選定する。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部の設計について説明	【機器・配管系】 ・[補足耐40]配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
		4.6.2									曲がり部	<ul style="list-style-type: none"> 曲がり部支持間隔を定めるための直管部標準支持間隔との比を求める解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び曲がり部の支持方針については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	曲がり部に対する設計について説明	
		4.6.3									集中質量部	<ul style="list-style-type: none"> ダクトにダンバ等の重量物が取り付く場合は、重量物自体又は近傍を支持するものとする。 集中質量部支持間隔を定めるための直管部標準支持間隔との比を求める解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び集中質量部の支持方針については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	集中質量部に対する設計について説明	
		4.6.4									分岐部	<ul style="list-style-type: none"> 分岐部支持間隔を定めるための直管部標準支持間隔との比を求める解析モデル、解析方法、解析条件、解析結果及び分岐部の支持方針については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	分岐部に対する設計について説明	
	4.7										ダクトの構造	<ul style="list-style-type: none"> ダクトは、構造上、溶接型、ハゼ折型に大別され、また断面形状は角及び丸ダクトがある。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	ダクトの構造について説明	
	4.8										伸縮継手の使用	(1) ダクトが建物・構築物相互間を通過する場合は、相対変位を吸収できるよう、必要に応じて伸縮継手を設ける。 (2) ダクトを他の機器類に接続する場合は、相互作用を吸収できるよう、必要に応じて伸縮継手を設ける。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	伸縮継手を用いた設計について説明	
5.											支持構造物の設計						
		5.1									支持構造物の構造及び種類	(1) 支持構造物は、形鋼を組み合わせた溶接構造を原則とし、その用途に応じて以下に大別する。 (a) ダクト軸直角の2方向を拘束するもの (b) ダクト軸方向及び軸直角の3方向を拘束するもの (2) 支持構造物の構造は、ダクトより作用する地震荷重に対し十分な強度を有する構造とする。なお、ダクトの荷重は隣接する支持構造物の距離より定まる荷重の負担割合(ダクト長さ)と地震力から算定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	支持構造物の構造及び種類について説明	-
		5.2									支持架構の設計	<ul style="list-style-type: none"> ダクトの支持構造物は、地震時にダクトに発生する荷重を支持する必要がある。支持構造物の設計に当たっては、あらかじめ許容し得る設計荷重に対する健全性を型式ごとに確認し、支持点に発生する支持点荷重が設計荷重以下になる支持構造物を選定する。これにより支持構造物の耐震性が確保できる。 支持架構及び埋込金物から構成される支持構造物の設計原則、設計方法及び、選定方法については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に示す。 ダクトの支持架構の基本形状ごとに、鋼材選定の標準化を図って設計に適用する。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	支持架構の設計について説明	-
		5.3									支持架構の選定	<ul style="list-style-type: none"> 支持架構に用いる標準的な鋼材及び基本構造を示す。記載する鋼材の中から個々の条件に応じて単独又は組合せて使用するが、同等以上の強度を持つほかの鋼材も使用可能とする。 設計荷重としての最大使用荷重を設定するにあたっては、様々な荷重条件の組合せに適用できるように、設計上の配慮として各荷重成分を同値として定めている。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	支持架構の選定について説明	-
		5.4									支持架構の耐震評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 各支持架構について、定められた最大使用荷重に対して十分な耐震性を有することを確認した結果を示す。 支持架構は口径、材質に応じた支持点荷重に対していずれも同等の耐震裕度となるよう設計しており、本項では代表的な型式に対する耐震評価結果を示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	支持架構の耐震評価結果について説明	-

再処理目次										再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	1.1.1.1	1.1.1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要		
IV-1-1-11-2 別紙1 安全機能を有する施設の直管部標準支持間隔																	
1.										概要	・標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果を施設ごとに示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果の概要について説明	【機器・配管系】 ・【補足耐42】既設工認からの変更点について ・【補足耐54】耐震評価上の補足事項について	
2.										準拠規格	・直管部標準支持間隔法において準拠する規格を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔において準拠する規格について説明		
3.										計算精度と数値の丸め方	・解析に用いる計算精度と解析結果の数値の丸め方を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔の計算精度と数値の丸め方について説明		
IV-1-1-11-2 別紙1-○ 各建屋の直管部標準支持間隔																	
1.										解析条件							
	1.1									ダクト設計条件	・各建屋の直管部標準支持間隔における解析条件を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析条件について説明		
	1.2									階層の区分							
2.										解析結果	・各建屋の直管部標準支持間隔の解析結果を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析結果について説明		
IV-1-1-11-2 別紙2 重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔																	
1.										概要	・標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果を施設ごとに示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	標準支持間隔法により算出した直管部標準支持間隔の解析結果の概要について説明		
2.										準拠規格	・直管部標準支持間隔法において準拠する規格を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔において準拠する規格について説明		
3.										計算精度と数値の丸め方	・解析に用いる計算精度と解析結果の数値の丸め方を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	直管部標準支持間隔の計算精度と数値の丸め方について説明		
IV-1-1-11-2 別紙2-○ 各建屋の直管部標準支持間隔																	
1.										解析条件							
	1.1									ダクト設計条件	・各建屋の直管部標準支持間隔における解析条件を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析条件について説明		
	1.2									階層の区分							
2.										解析結果	・各建屋の直管部標準支持間隔の解析結果を示す。	—	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の直管部標準支持間隔の解析結果について説明		

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 —：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-1-1-12								電気計測制御装置等の耐震支持方針						
1.								概要	本方針は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「9. 機器・配管系の支持方針」に基づき、再処理施設の電気計測制御装置等及びその種類に応じて個別に設計又は標準化された支持構造を用いた設計について、耐震設計上十分安全であるように考慮すべき事項を定めたものである。	○	電気計測制御装置等の耐震支持方針の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
2.								基本原則	・電気計測制御装置等の耐震支持方針は下記によるものとする。 (1)電気計測制御装置等は取付ボルト等により支持構造物に固定される。支持構造物は、剛な床、壁面等から支持することとする。 (2)支持構造物を含め十分剛構造とすることで建屋との共振を防止する。 (3)剛性を十分に確保できない場合は、振動特性に応じた地震応答解析により、応力評価に必要な荷重等を算定し、その荷重等に耐える設計とする。 (4)地震時に要求される電氣的機能を喪失しない構造とする。	○	電気計測制御装置等の耐震支持方針における基本原則について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
3.								支持構造物の設計						
	3.1							設計手順	・電気計測制御装置等の配置及び構造計画に際しては、設置場所の環境条件、現地施工性等の関連を十分考慮して総合的な調整を行い、電気計測制御装置等の特性、運転操作及び保守点検の際に支障とならないこと等についての配慮を十分加味した耐震設計を行うよう考慮する。 ・支持構造物の設計は、建屋基本計画、電気計測制御装置等の基本設計条件等から配置設計を行い、耐震解析及び機能維持の検討により強度及び支持機能を確認し、詳細設計を行う。	○	電気計測制御装置等の支持構造物の設計について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.2							支持構造物及び埋込金物の設計						
			(1)					盤の設計						
				a.				設計方針	・盤に実装される器具は取付ボルトにより盤に固定する。 ・盤には垂直自立形と壁掛形があり、鋼材及び鋼板を組み合わせたフレーム及び筐体で構成される箱型構造とする。 ・垂直自立形の盤は基礎ボルトにより、あるいは床面に埋め込まれた埋込金物に溶接することにより自重及び地震荷重に対し、有効な支持機能を有するよう設計する。 ・壁掛形の盤は基礎ボルトにより、あるいは埋込金物に溶接することにより自重及び地震荷重に対し、有効な支持機能を有するよう設計する。	○	盤の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				荷重条件	・荷重の種類及び組合せについては「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に従う。	○	盤の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					架台の設計						
				a.				設計方針	・架台に実装される器具は取付ボルト等により架台に固定する。 ・架台は鋼材を組合わせた溶接構造又はボルト締結構造とし、自重及び地震荷重に対し、機能低下を起こすような変形を起こさないよう設計する。 ・架台は基礎ボルトにより、あるいは埋込金物に溶接することにより自重及び地震荷重に対し、有効な支持機能を有するよう設計する。	○	架台の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				荷重条件	・荷重の種類及び組合せについては「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に従う。	○	架台の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(3)					埋込金物の設計						
				a.				設計方針	・埋込金物は、支持構造物から加わる荷重を基礎に伝え、支持構造物と一体となって支持機能を満たすように設計する。埋込金物の選定は、支持荷重及び配置を考慮して行う。	○	埋込金物の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
				b.				荷重条件	・荷重の種類及び組合せについては「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に従う。	○	埋込金物の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				c.				種類及び選定	・埋込金物には下記の種類があり、それぞれの使用用途にあわせて選定する。 (a) 埋込金物形式 (b) 基礎ボルト形式 (c) 後打ちアンカ	○	埋込金物の種類及び選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(4)					基礎の設計						
				a.				設計方針	・電気計測制御装置等の基礎は、支持構造物から加わる自重及び地震荷重に対し、有効な支持機能を有するよう設計する。基礎の選定は、電気計測制御装置等の支持方法、支持荷重及び配置を考慮して行う。	○	基礎の設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
				b.				荷重条件	・基礎の設計は、電計測制御装置等から伝わる荷重に対し、荷重成分の組合せを考慮して行う。荷重の種類及び組合せについては、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に従う。	○	基礎の荷重条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
4.								電気計測制御装置等の耐震設計方針						
	4.1							耐震設計の範囲	・電気計測制御装置等の区分及び適用範囲を示す。安全機能を有する施設のうち耐震重要度Sクラスの電気計測制御装置等及び重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故等対処設備に分類される電気計測制御装置等に該当する電気計測制御装置等を対象とする。 ・耐震重要度Sクラスの電気計測制御装置等及び重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故等対処設備に分類される電気計測制御装置等が下位クラスの電気計測制御装置等による波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。	○	安全機能を有する施設に関する耐震設計の範囲について説明	○	重大事故等対処施設に関する耐震設計の範囲について説明を追加	-
	4.2							耐震設計の手順	・具体的な手順は、構造上及び機能上の性質により異なるので、電気計測制御装置等を盤、装置、器具及び電路類の4種類に大別し、以下各々についてその手順を示す。	○	耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		4.2.1						盤の耐震設計手順	・盤は、多種多様の器具を収納する集合体であるので、構造的、機能的に設計地震力に対して健全でなければならない。 ・解析モデル化が可能で解析が容易である場合は「振動特性解析による方法」を採用し、解析モデル化が不可能な場合又は解析モデル化が可能であっても実験によって耐震性を検定するのが容易な場合は、「振動特性試験による方法」を採用する。 ・振動特性解析又は振動特性試験によって剛構造かどうかを判定し、剛構造であれば静的解析により構造及び機能的健全性を確認する。剛構造でない場合は、応答解析又は応答試験を実施する。 ・応答試験による場合は、取付けられる器具を実装して行うことが容易な場合には、実装集合体応答試験により構造的及び機能的健全性を確認する。 ・器具を実装して行うことが困難な場合には物理的、構造的に実物を模擬したものを取付けた模擬集合体応答試験を行い構造的健全性を確認するとともに、模擬器具取付点の応答を測定し、器具の単体で検定された検定スペクトルと比較することにより機能的健全性を確認する。 ・応答解析による場合は、解析により構造的健全性を確認するとともに器具の取付点の応答と器具単体で得られた検定スペクトルとを比較することにより、機能的健全性を確認する。	○	盤の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
		4.2.2						装置の耐震設計手順	<ul style="list-style-type: none"> 装置は、一般的に剛構造であり、その機能は、構造的健全性が保たれている限り失われることはない。したがって、耐震性の検討は、静的解析を行って構造的健全性を確かめる。 剛構造でない場合は、盤と同様に応答解析又は応答試験によって構造的健全性を確認する。 	○	装置の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		4.2.3						器具の耐震設計手順	<ul style="list-style-type: none"> 器具の耐震性の検討は、構造、機能の両面について行う。 器具は、構造的及び機能的健全性を保持し得る限界入力、又は許容入力値を求める一般検定試験(又は限界性能試験)を行い、検定スペクトルを求め、これと取付け位置の応答とを比較することにより耐震性を判定する。 一般検定試験を行えない場合は、器具取付け位置の動的入力によって応答試験を行うことにより耐震性を判定する。 器具の中で、計器用変成器等のように剛体と見なせるものであって構造的に健全であれば、その機能が維持されるものについては装置と同様に静的解析を行って構造的健全性を確認する。 	○	器具の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		4.2.4						電路類の耐震設計手順	<ul style="list-style-type: none"> 電路類は、構造的に健全ならば機能が維持されるので構造的検討のみを行う。この際には多質点系はモデルによる解析又は標準支持間隔法を用いる。多質点系はモデルによる解析の場合は、固有振動数に応じて応答解析による方法、又は静的解析による方法を用いて構造的健全性を確認する。 標準支持間隔法を用いる場合は、静的又は動的な地震力による応力が許容応力以下となる標準支持間隔を設定し、標準支持間隔以内で支持することにより耐震性を確保する。 各建屋間、建屋と建屋外地盤とにまたがって設置されるものについては、それらの地震時の相対変位を吸収できる構造とする。 熱膨張等を考慮しなければならないものについては、その荷重に対して構造的健全性を確認する方針とする。 	○	電路類の耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐40]配管系の評価手法(定ピッチスパン法)について
		4.2.5						既存資料の利用による耐震設計	<ul style="list-style-type: none"> 電気計測制御装置等の耐震設計は、既に振動実験又は解析が行われており、かつ、その電気計測制御装置等が本再処理施設に使用されるものと同等又は類似と判断される場合には、その実験データ又は解析値を利用して耐震設計を行う。 	○	既存資料の利用による耐震設計方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

凡例

- ・「申請回数」について
- ：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
- △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
- ：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-1-13								地震時の臨界安全性検討方針						
1.								概要	・「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の「4.2 形状寸法管理に対する配慮」に基づき、「第四条 核燃料物質の臨界防止」にて形状寸法管理等を行う設備に対する、耐震設計上の検討方針を説明するものである。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	耐震設計上の検討方針について説明	-
2.								地震時の臨界安全性に対する検討内容	・地震時の臨界安全性として、形状寸法管理等にて臨界を防止している設備については、地震時においても適切な臨界管理を行う体系の未臨界確保のために設定する値(以下、「核的制限値」という。)を確保し、安全機能を損なわない設計であることの確認のための検討を行う。 ・検討にあたっては、以下の説明書に基づき選定された設備を対象に、平常運転時に実効増倍率が0.95以下となる核燃料物質収納部の変位(以下、「許容変位」という)を臨界計算に基づき設定し、地震時の変位に対して、以下の説明書に示す根拠に基づいて設定した許容変位以下であることを確認する。また、地震時の許容変位の設定において中性子吸収材の存在を考慮した設備は、中性子吸収材固定部の耐震性を評価する。 (1) 平成9年5月27日付け9安(核規)第245号にて認可を受けた設工認申請書の「IV-1-3 申請設備に係る地震時の臨界安全性の検討方針」及び「IV-2-2-1-2 再処理設備本体の地震時の臨界安全性の評価書」による。 (2) 平成10年6月9日付け9安(核規)第596号にて認可を受けた設工認申請書の「IV-1-4 申請設備に係る地震時の臨界安全性の検討方針」及び「IV-2-2-2-4 再処理設備本体の地震時の臨界安全性の評価書」による。 (3) 平成11年1月29日付け10安(核規)第538号にて認可を受けた設工認申請書の「IV-1-4 申請設備に係る地震時の臨界安全性の検討方針」、「IV-2-2-2-3 再処理設備本体の地震時の臨界安全性の評価書」及び「IV-2-2-3-2 製品貯蔵施設の地震時の臨界安全性の評価書」による。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	当該回次の申請施設の対象施設及び検討条件について説明	-
2.1								検討方法	・臨界の発生を防止するために定められた核的制限値のうち、地震力に対して十分な構造強度を持ち、変形量が許容変位以下に収まることで核的制限値を確保できる設計とする。 (1) 変形量に対する検討内容 地震時の変位を添付書類「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づき算定し、許容変位又は核的制限値以下であることを確認する。 ただし、設備が剛の場合は許容変位に比べ地震時の変位は十分小さいと判断されるため、当該設備が剛であることの確認をもって許容変位以下であると判定する。 (2) 中性子吸収材固定部に対する検討内容 中性子吸収材を設置している設備については、臨界計算に基づく許容変位設定における中性子吸収材の考慮又は地震後の臨界安全性を考慮し、中性子吸収材固定部の耐震性を評価する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	変形量及び中性子吸収材固定部に対する検討内容について説明	-
3.								検討内容に対する耐震設計方針	設計における検討内容に対する、耐震設計上の実施内容を以下に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	設計における検討内容について説明	-
3.1								解析方法及び解析モデル	・解析方法及び解析モデルとしては、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に基づき、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう設定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	解析方法、解析モデルの設定方針について説明	-
3.2								設計用地震動又は地震力	・設計用地震力は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第2.「機能維持の確認に用いる設計用地震力」2-1表に示すSクラス施設の入力地震動に対し、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき算定した設備据付位置の設計用地震力を用いる。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	適用する設計用地震力について説明	-
3.3								荷重の種類及び荷重の組合せ	・荷重の種類及び荷重の組み合わせとしては、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」にて設定した荷重の組合せを用いる。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	荷重の種類及び荷重の組合せ方針について説明	-
4.								検討結果	・地震時に臨界安全性を確保する機器の耐震性検討結果については、「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」の中で示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	地震時に臨界安全性を確保する機器の耐震性検討結果について説明	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目

△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

-：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回次			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-2-1								機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき設計した機器が、設計用地震力に対して十分な耐震性を有していることを確認するための耐震計算の方法について説明するものである。 機器の耐震評価は、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「2.2(2) 解析方法及び解析モデル」に示す解析方法及び解析モデルである。質点系モデルによる定式化された計算式を用いた解析法又は有限要素モデルによるFEM等を用いた応力解析法を適用して行う。 	○	機器の耐震計算方法の概要について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	【機器・配管系】 ・[補足耐20]耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるS d評価結果の記載方法
2.								耐震評価の方針	<ul style="list-style-type: none"> 機器の耐震評価は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「2.2 準拠規格」に示す準拠規格に基づき、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「3. 設計用減衰定数」における機器・配管系の減衰定数を用いた上で、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」にて設定した荷重の組合せを用いて算出した設計用地震力による応力が許容限界内に収まることを確認する。確認結果を示すに当たっては、耐震評価に用いた評価条件の記載方針について示す。 	○	機器の評価方針、評価条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.1							評価条件の記載方法						
		2.1.1						準拠規格	<ul style="list-style-type: none"> 準拠規格は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「2.2 準拠規格」に示した規格のうち、評価に用いる規格及び年度を記載する。 	○	評価に用いる規格及び年度を説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.1.2						圧力・温度条件	<ul style="list-style-type: none"> 圧力条件及び温度条件は、設備の本文仕様表に示す最高使用圧力及び最高使用温度を記載する。 	○	圧力・温度条件について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.1.3						寸法	<ul style="list-style-type: none"> 寸法は、原則として公称値を記載する。 なお、腐食を考慮する場合においては、「V-2 再処理施設の強度計算書及び強度評価書」に示す腐食代を考慮した評価を行う。 	○	寸法について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		2.1.4						計算精度と数値の丸め方	<ul style="list-style-type: none"> 耐震評価に用いる計算精度は耐震性の結果に影響を及ぼさない桁数を確保する。 耐震計算書において数値を示す際の数値の丸め方を示す。 	○	計算精度と数値の丸め方について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
3.								耐震計算方法	<p>・機器の耐震計算方法は、基本方針に示している設計方法により分類し、計算方法を設定している。</p> <p>・機器の分類は、機能維持の基本方針として「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「5.1 構造強度」に示している構造強度を維持する機器と「5.2 機能維持」に示している機能を維持する機器となる。</p> <p>・構造強度を維持する機器は、「IV-1-1-5 応答解析の基本方針」の「2.2(2) 解析方法及び解析モデル」に示している質点系モデルにより応答を求めたうえで定式化された計算式による評価を行う機器と有限要素モデル等により応答を求めて評価を行う機器に分かれる。</p> <p>・また、構造強度を維持する機器は、「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」の「2. 機器の支持構造物」に示す建物・構築物内の基礎上に設置する固定式と移動式の分類となる。</p> <p>・このうち、固定式の機器については、流体を内包する容器等の本体と本体を支持する支持構造物で構成する容器類及び燃料ラックのように支持構造物を本体として構成する支持構造設備に分かれる。</p> <p>・なお、機能を維持する機器は、構造強度に加え「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の「4.(2) 機器・配管系」に示している動的機能維持、電気的機能維持及び閉じ込め機能を維持する機器をいう。</p> <p>・基本方針に示す機器の設計方法による分類を以下に示す。 (1) 容器類 (2) 支持構造設備 (3) 容器類 (FEM) (4) 支持構造設備 (FEM) (5) 移動式設備 (FEM) (6) 機能維持設備</p> <p>・これら各分類において、機器の傾斜の有無や支持方法の違い等、構造上の特徴に応じて計算式を設定している。分類ごとに設定した計算式の一覧を示す。</p>	○	基本方針に示す機器の設計方法による分類及び分類ごとに設定した計算式について説明 当該回次の申請施設における計算式について説明	○	当該回次の申請施設における計算式について説明	<p>【機器・配管系】</p> <p>・[補足耐38]機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について</p>
	3.1							疲労評価の計算式	<p>構造強度評価において、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」に示す許容限界$2S_y$を超える場合に適用する疲労評価の計算式を第3.1-1表に示す。</p>	○	疲労評価の計算式の概要について説明	○	当該回次の申請施設における疲労評価の計算式について説明を追加	
IV-1-2-1 別紙 各設備の耐震性に関する計算書作成の基本方針														
1.								概要	<p>・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき、十分な構造強度及び動的機能を有していることを確認するための計算方法を示すものである。なお、計算方法にかかわらず設備全体に適用する評価条件については、「IV-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針」の「2. 耐震評価の方針」に示す。</p>	○	当該回次の申請施設における計算式の概要について説明	○	当該回次の申請施設における計算式の概要について説明を追加	<p>【機器・配管系】</p> <p>・[補足耐42]既設工認からの変更点について</p> <p>・[補足耐54]耐震評価上の補足事項について</p>
2.								準拠規格	<p>・「IV-1-1 耐震設計の基本方針」の「2.2 準拠規格」に示す規格のうち、本評価に対する準拠規格について示す。</p>	○	当該回次の申請施設における準拠規格について説明	○	当該回次の申請施設における準拠規格について説明を追加	-
3.								構造強度評価						
	3.1							構造の説明	<p>・設備構造及び評価部位を示す。</p>	○	当該回次の申請施設における共通的な設備構造について説明	○	当該回次の申請施設における共通的な設備構造について説明を追加	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.2							評価方針	・耐震評価では、解析により固有周期を求め、解析モデルを用いた地震応答解析を行ったのち応力評価を行う。	○	当該回次の申請施設における評価方針について説明	○	当該回次の申請施設における評価方針について説明を追加	-
		3.2.1						計算条件	・計算条件は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第2-1表に示した耐震設計上の重要度分類に応じた入力地震動に対し、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき算定した設備据付位置に応じた設計用地震力を用いる。 ・減衰定数については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「3. 設計用減衰定数」における機器・配管系の減衰定数に基づき、設備の種類、構造等に応じた減衰定数を適用する。	○	当該回次の申請施設における計算条件について説明	○	当該回次の申請施設における計算条件について説明を追加	-
		3.2.2						解析モデルの設定方法	・設備構造を考慮した解析モデルを示す。	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明を追加	-
		3.2.3						荷重の組合せ及び許容応力	・荷重の組合せ及び許容応力は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づき設定する。	○	当該回次の申請施設における荷重の組合せ及び許容応力について説明	○	当該回次の申請施設における荷重の組合せ及び許容応力について説明を追加	-
		3.2.4						計算方法	・耐震計算の計算方法における記号、固有周期の計算方法、応力の計算方法を示す。	○	当該回次の申請施設における計算方法について説明	○	当該回次の申請施設における計算方法について説明を追加	-
	3.3							評価	・評価部位の応力が許容応力以下であることを示す。	○	当該回次の申請施設における評価について説明	○	当該回次の申請施設における評価について説明を追加	-
4.								構造強度評価以外	・構造強度評価以外の評価(動的機能維持評価等)について概要を示す。	○	当該回次の申請施設における構造強度評価以外の評価の概要について説明	○	当該回次の申請施設における構造強度評価以外の評価の概要について説明	-
	4.1							詳細検討						
		4.1.1						構造の説明	・設備構造及び評価部位を示す。	○	当該回次の申請施設における共通的な設備構造について説明	○	当該回次の申請施設における共通的な設備構造について説明を追加	-
		4.1.2						評価方針	・評価部位において、解析モデルを用いて算出した固有周期に基づく設計用地震力による応力等が許容値内に収まることを確認する。	○	当該回次の申請施設における評価方針について説明	○	当該回次の申請施設における評価方針について説明を追加	-
			4.1.2.1					計算条件	・計算条件は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第2-1表に示した耐震設計上の重要度分類に応じた入力地震動に対し、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき算定した設備据付位置の設計用地震力を用いる。 ・減衰定数については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「3. 設計用減衰定数」における機器・配管系の減衰定数に基づき、設備の種類、構造等に応じた減衰定数を適用する。	○	当該回次の申請施設における計算条件について説明	○	当該回次の申請施設における計算条件について説明を追加	-
			4.1.2.2					解析モデルの設定方法	・設備構造を考慮した解析モデルを示す。	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明	○	当該回次の申請施設における解析モデルについて説明を追加	-
			4.1.2.3					荷重の組合せ及び許容値	・評価部位における荷重の組合せ及び許容値を示す。	○	当該回次の申請施設における荷重の組合せ及び許容応力について説明	○	当該回次の申請施設における荷重の組合せ及び許容応力について説明を追加	-
			4.1.2.4					計算方法	・耐震計算の計算方法における記号、固有周期の計算方法、応力の計算方法を示す。	○	当該回次の申請施設における計算方法について説明	○	当該回次の申請施設における計算方法について説明を追加	-
		4.1.3						評価	・評価部位の算出値が許容値以下であることを示す。	○	当該回次の申請施設における評価について説明	○	当該回次の申請施設における評価について説明を追加	-

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数			補足説明資料	
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回		第2回 記載概要
IV-1-2-2								配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針						
1.								概要	<ul style="list-style-type: none"> 「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に基づき、耐震性に関する説明が求められている配管(耐震設計上の重要度分類Sクラス又はS s機能維持の計算を行うもの)、配管に取り付く支持構造物、及び配管に取り付く弁が十分な耐震性を有していることを確認するための耐震計算方法について記載したものである。 解析の方針及び減衰定数については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に従うものとする。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	計算書作成の基本方針の概要について説明	【機器・配管系】 <ul style="list-style-type: none"> [補足耐20]耐震Sクラス設備の耐震計算書におけるS d評価結果の記載方法 [補足耐42]既設工認からの変更点について [補足耐54]耐震評価上の補足事項について
2.								一般事項						
	2.1							評価方針	<ul style="list-style-type: none"> 配管、配管に取り付く支持構造物、及び配管に取り付く弁の耐震評価は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」のうち「3. 構造強度上の制限」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「3. 評価部位」にて設定する箇所において、「4. 固有周期」で算出した固有周期に基づく設計用地震力による応力等が許容限界内に収まることを、「5. 構造強度評価」にて示す方法にて確認することで実施する。また、配管に取り付く弁の機能維持評価は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」のうち「5.1 動的機能維持」にて設定した動的機器の機能維持の方針に基づき、地震時の応答加速度が動的機能確認済加速度以下であることを、「6. 機能維持評価」にて示す方法にて確認することで実施する。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	配管全体の評価方針について説明	-
	2.2							準拠規格	<ul style="list-style-type: none"> 「IV-1-1 耐震設計の基本方針」に示す規格のうち、本評価に対する準拠規格を示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	評価における準拠規格について説明	-
	2.3							記号の説明	<ul style="list-style-type: none"> 計算式中に説明のない記号の定義を示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	計算書の記号について説明	-
	2.4							計算精度と数値の丸め方	<ul style="list-style-type: none"> 耐震評価に用いる計算精度は耐震性の結果に影響を及ぼさない桁数を確保する。また、耐震計算書において数値を示す際の数値の丸め方を示す。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	計算精度と数値の丸め方について説明	-
3.								評価部位	<ul style="list-style-type: none"> 配管の耐震評価については、「5.1 構造強度評価方法」に示す条件に基づき一次応力評価、一次+二次応力評価及び疲労評価を実施する。 配管に取り付く支持構造物の耐震評価については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に基づき、種類及び型式に区分して評価を実施する。 配管に取り付く弁の耐震評価については、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づき、動的機能維持要求弁に対する動的機能維持評価を実施し、計算により求めた弁応答加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。 	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	配管の耐震評価における評価部位について説明	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
4.								固有周期						
	4.1							固有周期の計算方法	・固有周期の計算は、多質点系はモデルによる解析により実施する。なお、計算に用いる解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、「IV-3 計算機プログラム(解析コード)の概要」に示す。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	固有周期の計算について説明	-
		4.1.1						計算モデル	・配管系の解析モデル作成に当たっては、以下を考慮する。 ・(1)配管系は多質点系はモデルとし、曲げ、せん断、ねじり及び軸力に対する剛性を考慮する。 ・(2)弁等の偏心重量がある場合には、その影響を評価できるモデル化を行う。また、弁の剛性を考慮したモデル化を行う。 ・(3)同一モデルに含める範囲は、原則としてアンカ点からアンカ点までとする。 ・(4)分岐管がある場合には、その影響を考慮できるモデル化を行う。ただし、母管に対して分岐管の径が十分に小さく、分岐管の振動が母管に与える影響が小さい場合にはこの限りではない。 ・(5)質点は応力が高くなると考えられる点に設定するとともに、代表的な振動モードを十分に表現できるように、適切な間隔で設ける。 ・(6)配管の支持構造物は、以下の境界条件として扱うことを基本とする。 ・a. レストレイント：拘束方向の剛性を考慮する。 ・b. スナバ：拘束方向の剛性を考慮する。 ・c. アンカ：6方向の剛性を考慮する。 ・d. ガイド：拘束方向及び回転拘束方向の剛性を考慮する。 ・e. ハンガ：拘束方向の剛性を考慮する。 ・(7)配管系の重量は、配管自体の重量の他に弁等の集中重量、保温材等の付加重量及び管内流体の重量を考慮するものとする。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	配管系の解析モデルの考慮事項について説明	【機器・配管系】 ・[補足38]機器・配管系の類型化に対する分類の考え方について
5.								構造強度評価						
		5.1						構造強度評価方法。	・(1)配管の構造強度評価は、固有周期の計算と同様の解析モデル、解析コードを用いて、地震応答解析を行い、得られたモーメント等から5.4 計算方法に記載した方法で構造強度評価を実施する。 ・(2)配管の構造強度評価では以下の荷重を考慮する。 ・a. 内圧 ・b. 機械的荷重(自重その他の長期的荷重) ・c. 機械的荷重(逃がし弁又は安全弁の吹出し反力及びその他の短期的荷重) ・d. 地震荷重(基準地震動 S_s 、弾性設計用地震動 S_d 及び静的震度による慣性力及び相対変位) ・(3)配管に取り付く支持構造物の構造強度については、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」に基づき、以下に示す種類及び型式に区分して評価を実施する。 ・a. オイルスナバ ・b. メカニカルスナバ ・c. ロッドレストレイント ・d. スプリングハンガ ・e. レストレイント ・f. アンカ ・(4)耐震計算に用いる寸法は、原則として公称値を使用する。なお、腐食を考慮する場合においては、「V-3 強度計算書」に示す腐食代を考慮した評価を行う。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	配管の構造強度評価における方法について説明	-
		5.2						荷重の組合せ及び許容応力	・荷重の組合せ及び許容応力は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に基づき設定する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	荷重の組合せ及び許容応力について説明	-
		5.3						設計用地震力	・設計用地震力は、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき策定した設計用床応答曲線を用いる。また、減衰定数は「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に記載の減衰定数を用いる。 ・設計用床応答曲線は配管系が設置されているレベルを包絡する設計用床応答曲線を適用する。	-	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	耐震評価における設計用地震力について説明	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	5.4							計算方法						
			(1)					一次応力	・一次応力の算出式について示す。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	一次応力の算出式について説明	－
			(2)					一次+二次応力	・一次+二次応力の算出式について示す。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	一次+二次応力の算出式について説明	－
	5.5							応力の評価	・5.4項で求めた応力及び疲労累積係数が「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す許容値以下であることを確認する。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	応力及び疲労累積係数における評価について説明	－
6.								機能維持評価						
	6.1							動的機能維持評価方法	・配管モデルの地震応答解析から得られた弁の応答加速度と機能確認済加速度との比較により、地震時又は地震後の動的機能維持を評価する。 ・機能確認済加速度は、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」による。 ・弁応答加速度が機能確認済加速度を超過する場合は構造強度評価を実施し、計算応力が許容応力以下であることを確認する。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	動的機能維持の評価方法について説明	－
7.								耐震計算書のフォーマット	・耐震計算書のフォーマットについて示す。	－	対象となる設備なしのため、記載事項なし	○	多質点はりモデルの計算書のフォーマットについて説明	－

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 ー：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-2-2-1								波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針						
1.								概要	・「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を説明する。	○	安全機能を有する施設に関する下位クラス施設の耐震評価方針の概要について説明	○	重大事故等対処施設に関する下位クラス施設の耐震評価方針の説明を追加	-
2.								基本方針	・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設は、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に基づき、以下「3. 耐震評価方針」に示すとおり、耐震評価部位、地震応答解析、設計用地震動又は地震力、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界を定めて耐震評価を実施する。 ・この耐震評価を実施するものとして、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設を示す。	○	下位クラス施設の耐震評価における基本方針、当該回次の申請施設に係る波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について説明	○	当該回次の申請施設の波及的影響の設計対象とする下位クラス施設について説明を追加	-
3.								耐震評価方針						
	3.1							耐震評価部位	・耐震評価部位については、対象設備の構造及び波及的影響の観点から考慮し、JEA4601を含む工事計画での実績を参照した上で、耐震評価上厳しい箇所を選定する。	○	耐震評価部位の選定について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
		3.1.1						不等沈下又は相対変位の観点						
			(1)					地盤の不等沈下による影響	・地盤の不等沈下による影響を受ける下位クラス施設について記載。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	-
			(2)					建屋間の相対変位による影響	・建屋間の相対変位による影響を受ける下位クラス施設について記載。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	-
		3.1.2						接続部の観点	・接続部の観点による影響を受ける下位クラス施設について記載。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	-
		3.1.3						建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下の観点	・建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下の観点による影響を受ける下位クラス施設について記載。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	-
		3.1.4						建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下の観点	・建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下の観点による影響を受ける下位クラス施設について記載。	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明	○	当該回次の申請施設における選定結果について説明を追加	-
	3.2							地震応答解析	・地震応答解析については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.2 地震応答解析」に基づき、下位クラス施設に適用する方法として、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に記載の建物・構築物、機器・配管系それぞれの地震応答解析の方針に従い実施する。	○	地震応答解析について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.3							設計用地震動又は地震力	・設計用地震動又は地震力については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.3 設計用地震動又は地震力」に基づき、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力として、基準地震動を適用する。	○	設計用地震動又は地震力について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
	3.4							荷重の種類及び荷重の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重の種類及び組合せについては、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に基づき、波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せとして、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。 ・屋外に設置されている施設については、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」に基づき積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。 	○	荷重の種類及び荷重の組合せについて説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.5							許容限界	<ul style="list-style-type: none"> ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において、下位クラス施設が波及的影響を及ぼすおそれがないよう、また、上位クラス施設の機能に影響がないよう、以下、建物・構築物、機器・配管系に分けて設定する。 	○	許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.5.1							建物・構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・構築物については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、距離及び終局耐力を許容限界とする。 ・終局耐力においては、鉄筋コンクリート造耐震壁を主要構造とする建物・構築物についてはJEG4601に基づく終局点に対応するせん断ひずみ、それ以外の建物・構築物については崩壊機構が形成されないこと又は「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—」(社)日本建築学会、2005)等に基づく終局耐力を設定することを基本とする。 	○	建物・構築物の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.5.2							機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> ・機器・配管系については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界として、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」に示す基準地震動S_sとの荷重の組合せに適用する許容限界を設定する。 	○	機器・配管系の許容限界について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	3.6							まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を示す。 ・各施設の詳細な評価は、「IV-2-2-2 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書」以降の各計算書に示す。 	○	当該回次の申請施設における耐震評価方針について説明	○	当該回次の申請施設における耐震評価方針について説明を追加	-

凡例

・「申請回数」について

○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目

△：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目

－：当該申請回数で記載しない項目

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
IV-4-1								火災防護設備の耐震計算の方針						
1.								概要	・「Ⅲ-1 火災等による損傷の防止に関する説明書」のうち、「5.1.3 構造強度設計」に基づき、及び「Ⅲ-1-1 火災防護設備の耐震設計」火災感知設備及び消火設備に対する、基準地震動Ssにおける耐震計算の方針を示す。	○	火災感知設備の耐震計算方針について説明	○	火災感知設備及び消火設備の耐震計算方針について説明	-
2.								火災感知設備及び消火設備の評価方針	・火災区域及び火災区画に設置する火災感知設備及び消火設備は、地震時においても火災を早期に感知及び消火する機能を維持するため、火災区域及び火災区画に設置される火災防護上重要な機器等の耐震需要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。 ・具体的には、耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、耐震Cクラスであるが、地震による火災を考慮する場合、地震時に主要な構造部材が、火災を早期に感知及び消火する機能を維持可能な構造強度を確保し、電気的及び動的機能維持を維持できる設計とする。	○	火災感知設備及び消火設備の評価方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
	2.1							評価方針						
			(1)					要求機能	「Ⅲ-1-1 火災防護設備の耐震設計」の「4.1 火災感知設備及び消火設備に要求される機能及び機能維持の方針」において整理した、火災感知設備及び消火設備の機能維持の考え方を示す。	○	火災感知設備及び消火設備の機能維持の考え方について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
			(2)					機能維持に対する評価方針の整理	・火災感知設備及び消火設備の必要となる機能である火災防護上重要な機器等への火災の影響を限定し、火災を早期に感知する機能を維持する設計とする。 ・感知及び消火機能として動的及び電気的機能維持が要求される設備は、地震時において、その設備に要求される機能を維持するため、基準地震動Ssの地震力に対して、要求される動的機能が維持できることを試験により確認することで、動的及び電気的機能を維持する設計とする。	○	火災感知設備及び消火設備の機能維持に対する評価方針について説明	△	第1回での説明から追加事項なし	-
3.								基準地震動Ssの地震力に対する耐震計算の基本方針	・基準地震動Ssの地震力による火災感知設備及び消火設備の成立性確認にあたり、既設工認で実績があり、かつ、最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。また、最新の知見を適用する場合は、その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。 ・火災感知設備及び消火設備のうち、形状、構造特性に応じたモデルに置換して定式化された計算式等を用いる設備の計算方針については「IV-4-2-1 火災防護設備に係る耐震性に関する計算書」に示す。	○	火災感知設備の基準地震動Ssの地震力に対する耐震計算の基本方針について説明	○	火災感知設備及び消火設備の基準地震動Ssの地震力に対する耐震計算の基本方針について説明	-
			(1)					耐震設計の基本方針	・火災感知設備及び消火設備の設計は、基準地震動Ssの地震力による適切な応答解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せが「2.1 評価方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。 ・評価手法は、解析法によりJEA4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、材料物性の不確かさを適切に考慮する。	○	火災感知設備の耐震設計の基本方針について説明	○	火災感知設備及び消火設備の耐震設計の基本方針について説明	-
			(2)					耐震性に関する計算書作成の基本方針	・火災感知設備及び消火設備に関する計算書作成の基本方針は、「IV-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針」に基づき、基準地震動Ssの地震力における計算書を作成する。	○	火災感知設備の耐震性に関する計算書作成の基本方針	○	火災感知設備及び消火設備の耐震性に関する計算書作成の基本方針	-

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

資料No.	別紙			備考
	名称	提出日	Rev	
別紙4-1	耐震設計の基本方針	11/1	10	
別紙4-2	地盤の支持性能に係る基本方針	10/7	5	
別紙4-3	重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針	11/1	6	
別紙4-4	波及的影響に係る基本方針	11/1	6	
別紙4-5	地震応答解析の基本方針	11/1	6	
別紙4-6	設計用床応答曲線の作成方針	11/1	6	
別紙4-7	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	11/1	6	
別紙4-8	機能維持の基本方針	11/1	6	
別紙4-9	構造計画, 材料選択上の留意点	10/7	4	
別紙4-10	機器の耐震支持方針	11/1	6	
別紙4-11	配管の耐震支持方針	11/1	6	
別紙4-12	ダクトの耐震支持方針	—	—	設備の申請に合わせて次回以降に本方針を追加する
別紙4-13	電気計測制御装置等の耐震支持方針	11/1	6	旧資料番号:別紙4-12
別紙4-14	地震時の臨界安全性検討方針	—	—	設備の申請に合わせて次回以降に本方針を追加する
別紙4-15	波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	11/1	6	旧資料番号:別紙4-13
別紙4-16	機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針	11/1	6	旧資料番号:別紙4-14
別紙4-17	配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針	—	—	設備の申請に合わせて次回以降に本方針を追加する

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日		
別紙4-18	安全冷却水B冷却塔の地震応答計算書	11/1	4	旧資料番号:別紙4-15
別紙4-19	安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書	11/1	5	旧資料番号:別紙4-16
別紙4-20	安全冷却水B冷却塔の耐震計算書	11/1	5	旧資料番号:別紙4-17
別紙4-21	安全冷却水B冷却塔 飛来物防護ネットの計算書	11/1	2	旧資料番号:別紙4-18
別紙4-22	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 建物・構築物 建物及び屋外機械基礎	11/1	4	旧資料番号:別紙4-19
別紙4-23	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 建物・構築物 竜巻防護対策設備	11/1	2	旧資料番号:別紙4-20
別紙4-24	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果 機器・配管系	11/1	5	旧資料番号:別紙4-21
別紙4-25	一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果 建物・構築物 建物及び屋外機械基礎	11/1	3	旧資料番号:別紙4-22
別紙4-26	一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果 建物・構築物 竜巻防護対策設備	10/7	2	旧資料番号:別紙4-23 別紙4-21地震応答計算書3.1項による
別紙4-27	一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果 機器・配管系	11/1	5	旧資料番号:別紙4-24
別紙4-28	隣接建屋に関する影響評価結果 建物・構築物 建物及び屋外機械基礎 安全冷却水B冷却塔の隣接建屋に関する影響評価結果	11/1	4	旧資料番号:別紙4-25
別紙4-29	隣接建屋に関する影響評価結果 建物・構築物 竜巻防護対策設備	-	-	安全冷却水B冷却塔飛来物防護ネットの周辺構造物の影響について補足にて考慮しており、計算書としては記載しないため欠番とする。
別紙4-30	隣接建屋に関する影響評価結果 機器・配管系	11/1	5	旧資料番号:別紙4-27
別紙4-31	計算機プログラム(解析コード)の概要	11/1	2	
別紙4-32	火災防護設備の耐震計算の方針	11/1	0	
別紙4-33	火災感知器の耐震性についての計算書	11/1	0	
別紙4-34	火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	11/1	0	

別紙4－1

耐震設計の基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

破線下線：

- ・基本設計方針での後次回申請による差異

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
目次	IV-1-1 耐震設計の基本方針 目次	V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要 目次	
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>d. 許容限界</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物, 及び間接支持構造物</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>c. 建物・構築物への地下水の影響</p> <p>d. 一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>(6) 緊急時対策所</p> <p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p>	<p>1. 概要</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.2 準拠規格</p> <p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>3.2 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.3 波及的影響に対する考慮</p> <p>4. 設計用地震力</p> <p>4.1 地震力の算定方法</p> <p>4.2 設計用地震力</p> <p>5. 機能維持の基本方針</p> <p>5.1 構造強度</p> <p>5.2 機能維持</p> <p>6. 構造計画と配置計画</p> <p>7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>8. ダクティリティに関する考慮</p> <p>9. 機器・配管系の支持方針</p> <p>10. 耐震計算の基本方針</p> <p>10.1 建物・構築物</p> <p>10.2 機器・配管系</p>	<p>1. 概要</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>2.2 適用規格</p> <p>3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>3.1 耐震重要度分類</p> <p>3.2 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>3.3 波及的影響に対する考慮</p> <p>4. 設計用地震力</p> <p>4.1 地震力の算定法</p> <p>4.2 設計用地震力</p> <p>5. 機能維持の基本方針</p> <p>5.1 構造強度</p> <p>5.2 機能維持</p> <p>6. 構造計画と配置計画</p> <p>7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>8. ダクティリティに関する考慮</p> <p>9. 機器・配管系の支持方針について</p> <p>10. 耐震計算の基本方針</p> <p>10.1 建物・構築物</p> <p>10.2 機器・配管系</p> <p><u>10.3 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)</u></p>	<p>・基本設計方針との構成の差は, 発電炉の添付書類構成との整合を図ったためであり, 基本設計方針の内容との整合は, 添付書類記載箇所で行っている。</p> <p>・再処理施設では, 「建物・構築物」を建物, 構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり, 新たに論点が生じるものではない。</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>3. 自然現象等</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>再処理施設は、次の方針に基づき耐震設計を行う。 なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。 また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>【記載箇所：第1章 2.地盤に記載している内容】 なお、以下の項目における建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。 また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】 (b) 耐震重要施設((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S_s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。(3/78)頁から</p> <p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】 (c) (中略) また、Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動S_d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。(5/78)頁から</p>	<p>1. 概要 本資料は、再処理施設の耐震設計が「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第五条(地盤)及び第六条(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。<u>第三十二条(地盤)及び第三十三条(地震による損傷の防止)に係る説明については施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u> なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動に対して機能を保持するとしているものとして、第十一条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」にて説明する。<u>第三十五条(火災等による損傷の防止)に係る火災防護設備の耐震性については「IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書」、第十二条(再処理施設内における溢水による損傷の防止)及び第十三条(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)に係る溢水防護設備、化学薬品防護設備の耐震性については「IV-5 溢水及び化学薬品への配慮が必要な施設の耐震性に関する説明書」にて、それぞれの防護設備の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。また、第三十六条(重大事故等対処設備)に係る地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性については「IV-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書」にて説明する。</u></p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針 再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。</p> <p>なお、「IV 耐震性に関する説明書」における建物・構築物とは、<u>建物、構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の総称とする。再処理施設の構築物は、屋外機械基礎、竜巻防護対策設備及び排気筒であり、土木構造物は河道である。</u> <u>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能を求められる土木構造物をいう。</u></p> <p>施設の設計にあたり考慮する、基準地震動及び弾性設計用地震動の概要を「IV-1-1-1 基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要」に示す。</p>	<p>1. 概要 本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第4条及び第49条(地盤)並びに第5条及び第50条(地震による損傷の防止)に適合することを説明するものである。 なお、上記条文以外への適合性を説明する各資料にて基準地震動S_sに対して機能を保持するとしているものとして、第11条及び第52条に係る火災防護設備の耐震性については添付書類「V-2-別添1」に、第12条に係る溢水防護に係る設備の耐震性については添付書類「V-2-別添2」に、第54条に係る可搬型重大事故等対処設備等の耐震性については添付書類「V-2-別添3」にて説明する。</p> <p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針 発電用原子炉施設の耐震設計は、設計基準対象施設については地震により安全機能が損なわれるおそれがないこと、<u>重大事故等対処施設については地震により重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。</u></p> <p>施設の設計に当たり考慮する、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの概要を添付書類「V-2-1-2基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dの策定概要」に示す。</p> <p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>・ 再処理施設における建物・構築物の定義を記載したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>a. 安全機能を有する施設 (a) 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(b) 耐震重要施設 ((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S_s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(2/78), (8/78), (69/78)頁へ</p>	<p>(1) 安全機能を有する施設 a. 安全機能を有する施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス及びCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>b. 耐震重要施設 (a.においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S_s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類(以下「耐震重要度分類」という。)し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(9/78)頁へ</p> <p>(10/78)頁へ</p> <p>(1) 設計基準対象施設のうち、地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(9/78)頁へ</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないこと、また耐震重要施設又は常設耐震重要重大事故等対処施設の周辺に崩壊を起こすおそれのある斜面がないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>(7/78), (8/78), (11/78)頁へ</p> <p>(3) 設計基準対象施設における建物・構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものを除く。)について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。 Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</p> <p>(6/78), (10/78)頁へ</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(c) Sクラスの施設は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(69/78) 頁へ</p> <p>建物・構築物については、基準地震動S_sによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動S_sによる地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対してその設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動S_d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(2/78) 頁へ</p> <p>建物・構築物については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>機器・配管系については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p>	<p>c. Sクラスの施設は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、<u>基準地震動S_sによる地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</u></p> <p><u>機器・配管系については、基準地震動S_sによる地震力に対して、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。動的機器等については、基準地震動S_sによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。</u></p> <p>また、<u>Sクラスの施設は、事業指定(変更許可)を受けた弾性設計用地震動(以下「弾性設計用地震動S_d」という。)による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。</u></p> <p><u>建物・構築物については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力により発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p><u>機器・配管系については、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力による応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</u></p>	<p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものを除く。)は、基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、<u>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。動的機器等については、基準地震動S_sによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えないことを確認する。</u></p> <p>また、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。</p> <p>(9/78) 頁へ</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。</p> <p>動的機器等については、基準地震動S_sによる地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p>	<p>再処理施設では、土木構造物を、建物・構築物に含むことによる差異</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(d) Sクラスの施設について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>d. Sクラスの施設について、静的地震力は、水平方向地震力と鉛直方向地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものを除く。)について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>Sクラスの施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(4/78)頁から</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>新設屋外重要土木構造物は、構造部材の曲げについては許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p> <p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれ安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能が保持できるものとする。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能が保持できるものとする。</p> <p>基準地震動S_sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しており、該当設備はない。 再処理施設では、重大事故等対処施設の土木構造物はない。 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しており、該当設備はない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合
<p>(50/78), (69/78)頁へ</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>(48/78), (49/78)頁へ</p> <p>e. Bクラス及びCクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p>	<p>(7) Bクラスの施設は、4.1項に示す耐震重要度分類に応じた静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>また、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(50/78), (69/78) 頁へ</p>	<p>また、<u>Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設</u>については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>また、共振のおそれのあるものについては、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>Cクラスの施設は、<u>4.1項に示す耐震重要度分類に応じた静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐える設計とする。</u></p>	<p>させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>(f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(66/78), (69/78) 頁へ</p>	<p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>	(10/78) 頁へ
<p>【記載箇所：第1章 2.地盤に記載している内容】</p> <p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設は、地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。「2.地盤」では以下同様。)に設置する。</p> <p>2.1 安全機能を有する施設の地盤</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S_s」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S_sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p>	<p>g. <u>耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤(当該地盤に設置する建物・構築物を含む。本項目では以下同様。)に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動S_sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</u></p> <p><u>耐震重要施設以外の施設については、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p><u>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</u></p>	<p>(8) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む)の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	(10/78) 頁へ
		<p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】</p> <p>(3) <u>設計基準対象施設における建物・構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>(4/78) 頁から</p>	<p>再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるもの</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	
<p>【記載箇所：第1章 2.地盤に記載している内容】 耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p> <p>(g) 耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】 (b) 耐震重要施設 ((a)においてSクラスに分類する施設をいう。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S_s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(3/78)頁から</p>	<p><u>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設については、<u>周辺地盤の変状により</u>、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、耐震重要施設のうち<u>周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。</u></p> <p><u>建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック(以下「MMR」という。)については、基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物がMMRを介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため、直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。</u></p> <p>これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>h. 安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	<p>ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 周辺地盤の液状化のおそれがある施設については、液状化の影響を考慮するものとし、液状化特性は敷地地盤の試験結果に基づき、ばらつき及び不確実性を考慮した上で設定する。そのため、周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した設計は行わない。 MMRの設計方針を示すものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
	<p>添付書類V-2-1-1</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (3) (中略) 耐震重要施設については、<u>地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>また、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液状化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。</p> <p>これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>(9) 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(11/78)頁へ</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>b. 重大事故等対処施設</p> <p>(a) 重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に分類し、それぞれの設備分類に応じて設計する。</p> <p>(11/78), (70/78) 頁へ</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力に対して、建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、基準地震動 S_s による地震力に対して、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設</p> <p><u>重大事故等対処施設の基本方針については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (3/78) 頁から (2) (中略)</p> <p><u>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び可搬型重大事故等対処設備に耐震設計上の区分を分類する。</u></p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (3/78), (5/78) 頁から (1) (中略)</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(5) (中略)</p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。建物・構築物については、構築物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。</u></p> <p><u>動的機器等については、基準地震動 S_s による地震力に対して、当該機器に要求される機能を維持する設計とする。このうち、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(c) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に適用する基準地震動 S_s による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(70/78) 頁へ</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>(66/78), (70/78) 頁へ</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(f) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。</p>		<p>(4/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (4) (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (3/78), (7/78) 頁から (2) (中略) 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>本施設と常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。なお、特定重大事故等対処施設に該当する施設は本申請の対象外である。</p> <p>(7) (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、上記に示す、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (8) (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、それ以外の発電所内にある施設(資機材等含む)の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7/78) 頁から</p>	<p>重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設	発電炉	備考	
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：第1章 2.地盤に記載している内容】 2.2 重大事故等対処施設の地盤</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S_sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物については、自重及び運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下といった周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p> <p>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、事業指定(変更許可)を受けた地盤に設置する。</p> <p>(g) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(1)耐震設計の基本方針に記載している内容】 b. 重大事故等対処施設 (b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>添付書類IV-1-1</p>	<p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (3) (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。 (中略) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、その周辺地盤を強制的に液化化させることを仮定した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。 これらの地盤の評価については、添付書類「V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>(4/78)頁から</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針に記載している内容】 (9) (中略) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(8/78)頁から</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>
<p>(9/78)頁から</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
	<p>2.2 準拠規格</p> <p>準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類(以下「既設工認」という。)で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <p>既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」(社)日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」(社)日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」(社)日本電気協会 <p>(以降、「IV 耐震性に関する説明書」において「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法・同施行令 ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－((社)日本建築学会, 1999 改定) ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005 制定) ・鋼構造設計規準－許容応力度設計法－((社)日本建築学会, 2005 改定) ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－((社)日本建築学会, 2001 改定) ・建築耐震設計における保有耐力と変形性能((社)日本建築学会, 1990改定) ・建築基礎構造設計指針((社)日本建築学会, 2001 改定) ・発電用原子力設備規格コンクリート製原子炉格納容器規格((社)日本機械学会, 2003) ・各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会, 2010改定) ・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社)土木学会, 2002年制定) ・道路橋示方書 (I 共通編・IV下部構造編)・同解説((社)日本道路協会, 平成14年3月) 	<p>2.2 適用規格</p> <p>適用する規格としては、既に認可された工事計画の添付書類(以下「既工事計画」という。)で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件、適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <p>既工事計画において実績のある適用規格を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」(社)日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」(社)日本電気協会 ・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」(社)日本電気協会 <p>(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法・同施行令 ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－((社)日本建築学会, 1999 改定) ・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会, 2005 制定) ・鋼構造設計規準－許容応力度設計法－((社)日本建築学会, 2005 改定) ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－((社)日本建築学会, 2001 改定) ・建築耐震設計における保有耐力と変形性能((社)日本建築学会, 1990改定) ・建築基礎構造設計指針((社)日本建築学会, 2001 改定) ・発電用原子力設備規格コンクリート製原子炉格納容器規格((社)日本機械学会, 2003) ・各種合成構造設計指針・同解説((社)日本建築学会, 2010改定) ・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社)土木学会, 2002 年制定) ・道路橋示方書 (I 共通編・IV下部構造編)・同解説((社)日本道路協会, 平成14 年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回設工認で準拠する規格として、再処理施設の既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を記載した。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
	<p>・道路橋示方書(V耐震設計編)・同解説((社)日本道路協会,平成14年3月)</p> <p>・地盤工学会基準(JGS1521-2003)地盤の平板載荷試験方法</p> <p>ただし, JEAG4601に記載されているAsクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設とした上で, 基準地震動S2, S1をそれぞれ基準地震動Ss, 弾性設計用地震動Sdと読み替える。</p> <p>なお, Aクラスの施設をSクラスの施設と読み替える際には基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを適用するものとする。</p> <p>また,「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号,最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)(以降,「IV耐震性に関する説明書」において「告示501号」という。)に関する内容については,「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格>JSME S NC1」(以降,「IV耐震性に関する説明書」において「JSME S NC1」という。)に従うものとし,一部の既設施設については告示501号を適用する。</p>	<p>・道路橋示方書(V耐震設計編)・同解説((社)日本道路協会,平成14年3月)</p> <p>・水道施設耐震工法指針・解説((社)日本水道協会,1997年版)</p> <p>・地盤工学会基準(JGS1521-2003)地盤の平板載荷試験方法</p> <p>・地盤工学会基準(JGS3521-2004)剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法</p> <p>ただし, JEAG4601に記載されているAsクラスを含むAクラスの施設をSクラスの施設とした上で, 基準地震動S2, S1をそれぞれ基準地震動Ss, 弾性設計用地震動Sdと読み替える。</p> <p>なお, Aクラスの施設をSクラスと読み替える際には基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdを適用するものとする。</p> <p>また,「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号,最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)に関する内容については,「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))<第I編 軽水炉規格>JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)(以下「設計・建設規格」という。)に従うものとする。</p>	<p>・今回設工認で準拠する規格として,再処理施設の既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を記載した。</p> <p>・再処理施設は既設設備があり,それら設備の設計にあたり実施した試験等に告示501号を用いていることから,建設時の設計条件等を変更できない設備については告示501号を適用する必要があるため,記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>(2) 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>a. 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>イ. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 ロ. 使用済燃料を貯蔵するための施設 ハ. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 ニ. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 ホ. 上記ハ.及びニ.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 ヘ. 上記ハ.,ニ.及びホ.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 ト. 上記イ.からヘ.の施設の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(b) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>イ. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。) ロ. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(c) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. <u>その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</u> b. <u>使用済燃料を貯蔵するための施設</u> c. <u>高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統</u> d. <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</u> e. <u>上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</u> f. <u>上記c.,d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</u> g. <u>上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</u></p> <p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. <u>放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</u> b. <u>放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</u></p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>3.1 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を以下の通り分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表2-1に、申請設備の耐震重要度分類について同資料表2-2に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しており、その機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい施設</p> <p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>上記に基づく耐震設計上の重要度分類を第3.1.1-1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の設備分類に応じた設計とする。</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備であって、上記イ. 以外のもの。</p> <p>上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第3.1.1-2表に示す。</p> <p>なお、同表には、重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する地震力についても併記する。</p>	<p>3.2 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p><u>重大事故等対処施設の設備分類については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>3.2 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p><u>重大事故等対処施設の設備について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の通りに分類する。下記の分類に基づき耐震評価を行う申請設備の設備分類について、添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表4-1に示す。</u></p> <p>(1) <u>基準地震動S_sによる地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計するもの</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>b. <u>常設重大事故緩和設備</u> <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(2) <u>静的地震力に対して十分耐えるよう、また共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対しても十分に耐えるよう設計するもの</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備であって、耐震Bクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類IV-1-1</p>	<p>添付書類V-2-1-1</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】 b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。</p>	<p>3.3 波及的影響に対する考慮 「3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類」においてSクラスの施設に分類する施設である耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3.3 波及的影響に対する考慮 「3.1 耐震重要度分類」及び「3.2 重大事故等対処施設の設備の分類」に示した耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(以下「上位クラス施設」という。)は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。</p>
<p>評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。 波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて、管理する。 なお、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p>	<p>この設計における評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行い、各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用し、地震動又は地震力の選定は、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。 設定した地震動又は地震力について、動的地震力を用いる場合は、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。 ここで、下位クラス施設とは、耐震重要施設の周辺にある耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(安全機能を有する施設以外の施設及び資機材等含む)をいう。 また、原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。</p>	<p>ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設(資機材等含む)をいう。 耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の4つの事項から検討を行う。 また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合は、これを追加する。 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の4つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p>
<p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。 ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p>	<p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響 b. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>	<p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 a. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響 b. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>
<p>(63/78)頁から</p>	<p>(17/78)頁へ</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。 ・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 ・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p>	<p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表及び第2.4-2表に示す。これらの波及的影響を考慮すべき下位クラス施設は、耐震重要施設の有する安全機能を保持するよう設計する。</p> <p>また、工事段階においても、耐震重要施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。</p>	<p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(3) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(4) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>上記の観点から調査・検討等を行い、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設及びそれに適用する地震動を添付書類「V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」の表2-1及び表2-2並びに表4-1及び表4-2に示す。 上記の観点から調査・検討等を行い抽出された波及的影響を考慮すべきこれらの下位クラス施設は、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。 また、工事段階においても、上位クラス施設の設計段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 (1)～(3)に合わせた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 記載の適正化として、波及的影響を考慮すべき下位クラス施設に対する設計についてまとめて記載しており、内容は同様であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。
<p>(64/78)頁から</p> <p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>(64/78)頁から</p>	<p>以上の詳細な方針は、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p>	<p>(16/78)頁から</p> <p>【記載箇所：3.3 波及的影響に対する考慮に記載している内容】 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の4つの事項について、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等時に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>以上の詳細な方針は、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p>	

再処理施設		発電炉	備考																		
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1																			
<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的地震力とする。</p> <p style="text-align: right;">(25/78)頁へ</p> <p>a. 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <p><u>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力を適用する。</u></p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は、耐震重要度の各クラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<p>4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>4.1.1 静的地震力 安全機能を有する施設に適用する静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度に応じて、以下の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定するものとする。</p> <p>(1) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p> <p>(2) 機器・配管系 静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(1)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<p>4. 設計用地震力 4.1 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数C_i及び震度に基づき算定するものとする。</p> <p><u>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を適用する。</u></p> <p>a. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数C_iに、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Sクラス</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>Bクラス</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>Cクラス</td><td>1.0</td></tr> </table> <p>ここで、地震層せん断力係数C_iは、標準せん断力係数C_0を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数C_iに乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数C_0は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 静的地震力は、上記a.に示す地震層せん断力係数C_iに施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記a.の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時</p>	Sクラス	3.0	Bクラス	1.5	Cクラス	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しており、該当設備はない。 ・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。
Sクラス	3.0																				
Bクラス	1.5																				
Cクラス	1.0																				
Sクラス	3.0																				
Bクラス	1.5																				
Cクラス	1.0																				
Sクラス	3.0																				
Bクラス	1.5																				
Cクラス	1.0																				

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>b. 動的地震力 安全機能を有する施設について、Sクラスの施設の設計に適用する動的地震力は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設については、上記Sクラスの施設に適用する弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものから定める入力地震動を適用する。</p> <p><u>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S_sによる地震力を適用する。</u> <u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスに属する施設の機能を代替する施設であって共振のおそれのある施設については、「b. 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用する。</u></p> <p><u>また、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に適用する地震力を適用する。</u> <u>なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されること</u></p>	<p>向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(1)及び(2)の標準せん断力係数C_0等の割増し係数については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>4.1.2 動的地震力 安全機能を有する施設については、動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p>	<p>に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p><u>c. 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)土木構造物の静的地震力については、J E A G 4 6 0 1の規定を参考に、Cクラスの建物・構築物に適用される静的地震力を適用する。</u></p> <p>上記a., b. 及びc.の標準せん断力係数C_0等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(2) 動的地震力 設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、<u>屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</u>については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p><u>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動S_sによる地震力を適用する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に基準地震動S_sによる地震力を適用する。</u> <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</u> <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動S_sによる地震力を適用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しており、該当設備はない。 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。 再処理施設では、重大事故等対処施設の土木構造物はない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>を確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>(23/78)頁から</p> <p>【記載箇所：3.1.1(3)b. (b)イ.建物・構築物に記載している内容】</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p>	<p>安全機能を有する施設の動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響確認に当たっては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響が考えられる施設、設備の部位を抽出し、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を考慮した上で、既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を「IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。</p>	<p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的解析の方法等については、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。</p> <p>(22/78)頁へ</p> <p>動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。</p> <p>(22/78)頁へ</p>	<p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(a) 入力地震動</p> <p>地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。</p> <p>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。</p> <p>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dは、解放基盤表面で定義する。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。</p> <p>地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意する。</p> <p>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>Bクラスの施設及びBクラス施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</p>	<p>(1) 入力地震動</p> <p><u>地質調査の結果によれば、重要な再処理施設の設置位置周辺は、新第三紀の鷹架層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。</u></p> <p><u>解放基盤表面は、この新第三紀の鷹架層のS波速度が0.7km/s以上を有する標高約-70mの位置に想定することとする。</u></p> <p><u>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dは、解放基盤表面で定義する。</u></p> <p><u>建物・構築物の地震応答解析モデルに対する入力地震動は、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値を用いて作成する。非線形性の考慮に当たっては、地下水排水設備による地下水位の低下状態を踏まえ評価する。</u></p> <p><u>入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</u></p> <p><u>Bクラスの施設のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</u></p>		<p>・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させるため、入力地震動の設定について明記したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 動的解析法 イ. 建物・構築物 (71/78)頁へ</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。</p> <p>動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤—建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	<p>(2) 動的解析法 動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。</p>	<p>動的解析の方法等については、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。 (20/78)頁から</p> <p>動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。その方針を添付書類「V-2-1-8 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」に示す。 (20/78)頁から</p>	<p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>c. 設計用減衰定数 地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>	(24/78)頁から		
<p>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p>	(72/78)頁へ		
<p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p>	(25/78)頁へ		
<p>建物・構築物のうち土木建造物の動的解析に当たっては、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、構造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。構造物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と構造物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p>	(72/78)頁へ		
<p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p>	(20/78)頁へ		

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p style="text-align: right;">(74/78) 頁へ</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(23/78) 頁へ</p>		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(3)b. (b) イ.建物・構築物に記載している内容】</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>(23/78)頁から</p>	<p>これらの地震応答解析を行う上で、更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。地震観測網の概要については、「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。</p>	<p>これらの地震応答解析を行う上で、更なる信頼性の向上を目的として設置した地震観測網から得られた観測記録により振動性状の把握を行う。地震観測網の概要については、添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」の別紙「地震観測網について」に示す。</p>	
<p>【記載箇所：3.1.1耐震設計に記載している内容】</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる設計用地震力は、以下の方法で算定される静的地震力及び動的な地震力とする。</p> <p>(18/78)頁から</p>	<p>4.2 設計用地震力</p> <p>「4.1 地震力の算定方法」に基づく設計用地震力は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第2-1表に示す地震力に従い算定するものとする。</p>	<p>4.2 設計用地震力</p> <p>「4.1 地震力の算定法」に基づく設計用地震力は添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」の表 2-1 に示す地震力に従い算定するものとする。</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>(55/78), (56/78), (57/78), (58/78), (60/78), (61/78), (62/78) 頁へ</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。</p>	<p>5. 機能維持の基本方針 耐震設計においては、安全機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、支持機能、地下水排水機能、飛来物防護機能、漏えい検知機能、火災防護機能、止水機能、ユーティリティ機能、分析機能、廃棄機能を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支持機能、飛来物防護機能、止水機能、分析機能、廃棄機能については、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能、ユーティリティ機能については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて評価項目を追加することで、機能維持設計を行う。</p> <p>ここでは、上記を考慮し、各機能維持の方針を示す。</p> <p>5.1 構造強度 再処理施設は、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。</p> <p>自然現象に関する組合せは、「VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に従う。</p> <p>具体的な荷重の組合せ及び許容限界は「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」の第3.1-1表に示す。</p> <p>5.1.1 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態 再処理施設が<u>運転している</u>状態。</p>	<p>5. 機能維持の基本方針 耐震設計における安全機能維持は、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、施設の構造強度の確保を基本とする。</p> <p>耐震安全性が応力の許容限界のみで律することができない施設等、構造強度に加えて、各施設の特性に応じた動的機能、電気的機能、気密性、止水性、遮蔽性、支持機能、通水機能及び貯水機能の維持を必要とする施設については、その機能が維持できる設計とする。 気密性、止水性、遮蔽性、支持機能、通水機能及び貯水機能の維持については、構造強度を確保することを基本とする。必要に応じて評価項目を追加することで、機能維持設計を行う。</p> <p>ここでは、上記を考慮し、各機能維持の方針を示す。</p> <p>5.1 構造強度 発電用原子炉施設は、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に伴う地震力による荷重と地震力以外の荷重の組合せを適切に考慮した上で、構造強度を確保する設計とする。また、変位及び変形に対し、設計上の配慮を行う。</p> <p>自然現象に関する組合せは、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」に従う。なお、添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設¹⁾の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」、添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」、添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」、添付書類「V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書」及び添付書類「V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書」における耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p>具体的な荷重の組合せと許容限界は添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」の表3-1に示す。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 設計基準対象施設については以下の(a)～(c)の状態、重大事故等対処施設については以下の(a)～(d)の状態を考慮する。 (a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が<u>運転状態</u>にあり、<u>通常</u>の自然条件下におかれている状態 ただし、<u>運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。 基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 本内容については、補足説明資料【「耐震建物30」耐震設計における安全機能の整理について】にて示す。 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。 第1回申請である冷却塔に対する記載としており、その他の施設については後次回で比較結果を示す。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(ロ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪, 風)。</p>	<p>(b) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪, 風)。</p>	<p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(29/78) 頁へ</p>	<p>としており, 再処理施設においては, 運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は, 通常運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがない。</p> <p>・本内容については, 補足説明資料「【耐震機電22】地震荷重と事故時荷重との組み合わせについて」にて示す。</p>
		<p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風, 積雪)</p> <p>(29/78) 頁へ</p>	
<p>ロ. 機器・配管系</p>	<p>b. 機器・配管系</p>	<p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が, 重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故の状態, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(29/78) 頁へ</p>	<p>(29/78) 頁へ</p>
		<p>b. 機器・配管系 設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の状態, 重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の状態を考慮する。</p>	
<p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。</p>	<p>(a) 運転時の状態 <u>再処理施設が運転している状態。</u></p>	<p>(a) 通常運転時の状態 <u>原子炉の起動, 停止, 出力運転, 高温待機及び燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって, 運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており, 記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており, 記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって, 当該状態が継続した場合には温度, 圧力, 流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	<p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって, 当該状態が継続した場合には<u>温度, 圧力, 流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</u></p>	<p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 <u>通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって, 当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧カバウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</u></p>	
<p>(ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって, 当該状態が発生した場合</p>	<p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって, 当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物</p>	<p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって, 当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	<p>質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	<p>から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態(使用済燃料に関する事象を含む。) (29/78)頁へ</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風, 積雪) (30/78), (32/78)頁へ</p> <p>c. 土木構造物 設計基準対象施設については以下の(a)～(c)の状態, 重大事故等対処施設については, 以下の(a)～(d)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり, 通常^の自然条件下におかれている状態 ただし, 運転状態には通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風, 積雪)</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が, 重大事故に至るおそれのある事故, 又は重大事故の状態^で, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており, 記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 再処理施設では, 「建物・構築物」を建物, 構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり, 新たに論点が生じるものではない。 再処理施設では, 重大事故等対処施設の土木構造物はない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(ハ) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪、風)。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態 再処理施設が運転している状態。</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態 運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設 <u>重大事故等対処施設の耐震設計上考慮する状態については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>【記載箇所：5.1(1)a. 建物・構築物に記載している内容】 a. 建物・構築物 設計基準対象施設については以下の(a)～(c)の状態、<u>重大事故等対処施設については以下の(a)～(d)の状態を考慮する。</u></p> <p>(a) 運転時の状態 <u>発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態</u> ただし、<u>運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</u></p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 <u>発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</u> (26/78), (27/78)頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(1)a. 建物・構築物に記載している内容】 (27/78)頁から (d) 重大事故等時の状態 <u>発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</u></p> <p>【記載箇所：5.1(1)a. 建物・構築物に記載している内容】 (c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪) (27/78)頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(1)b. 機器・配管系に記載している内容】 (27/78), (28/78)頁から b. 機器・配管系 設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の状態、<u>重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の状態を考慮する。</u></p> <p>(a) 通常運転時の状態 <u>原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替え等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</u></p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 <u>通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧カバウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</u></p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 <u>発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態(使用済燃料に関する事象を含む。)</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(三) 重大事故等時の状態 再処理施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p>		<p>(d) <u>設計用自然条件</u> 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪)</p> <p>(28/78) 頁から</p> <p>(e) <u>重大事故等時の状態</u> 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 地震力, 積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし, 運転時の状態で施設に作用する荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>5.1.2 荷重の種類</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 地震力, 積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし, 運転時の状態で施設に作用する荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時の土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の荷重, 重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の荷重とする。</p> <p>(a) 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び<u>通常の気象条件による荷重</u></p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重(長時間継続する事象による荷重と異常時圧力の最大値の2種類を考慮する。)</u></p> <p>(d) 地震力, 風荷重, 積雪荷重</p> <p>(e) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ただし, 運転時の状態, <u>設計基準事故時の状態</u>及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時の土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(33/78)頁へ</p> <p>(33/78)頁へ</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の荷重, 重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の荷重とする。</p> <p>(a) <u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重(長時間継続する事象による荷重と異常時圧力の最大値の2種類を考慮する。)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており, 記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 設計基準事故時の扱いは(26/78)ページの5.1.1(1)と同様。 地震力には, 基本設計方針に示す地震時水圧としてスロッシングの他, 構築物からの反力や慣性力が含まれるため, その他の荷重を含めた表現とした。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており, 記載

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(二) 地震力</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p>	<p>(d) 地震力</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設の積雪荷重及び風荷重については、建物・構築物に準じる。</p>	<p>(d) 地震力、<u>風荷重、積雪荷重</u></p> <p>(e) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (33/78) 頁へ</p> <p>(28/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(1)b. 機器・配管系に記載している内容】 (d) <u>設計用自然条件</u> <u>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪)</u></p> <p>c. <u>土木構造物</u> <u>設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の荷重、重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の荷重とする。</u> (a) <u>原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重</u> (b) <u>運転時の状態で施設に作用する荷重</u> (c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</u> (d) <u>地震力、風荷重、積雪荷重</u> (e) <u>重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</u></p>	<p>の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。</p> <p>・ 再処理施設では、重大事故等対処施設の土木構造物はない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧</p> <p>(ロ) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 地震力、積雪荷重及び風荷重</p> <p>ただし、運転時及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、地震時水圧及び機器・配管系からの反力が含まれるものとする。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ロ) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ハ) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ニ) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(ホ) 地震力</p> <p>ただし、各状態において施設に作用する荷重には、常時作用している荷重、すなわち自重等の固定荷重が含まれるものとする。また、屋外に設置される施設については、建物・構築物に準じる。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設 <u>重大事故等対処施設の荷重の種類については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>【記載箇所：5.1(2)a. 建物・構築物に記載している内容】 a. 建物・構築物 設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の荷重、<u>重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の荷重とする。</u></p> <p>(a) <u>原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常的气象条件による荷重</u></p> <p>(b) <u>運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重(長時間継続する事象による荷重と異常時圧力の最大値の2種類を考慮する。)</u></p> <p>(d) <u>地震力、風荷重、積雪荷重</u></p> <p>(e) <u>重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時の土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>【記載箇所：5.1(2)b. 機器・配管系に記載している内容】 b. 機器・配管系 設計基準対象施設については以下の(a)～(d)の荷重、<u>重大事故等対処施設については以下の(a)～(e)の荷重とする。</u></p> <p>(a) <u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(b) <u>運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(c) <u>設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重(長時間継続する事象による荷重と異常時圧力の最大値の2種類を考慮する。)</u></p> <p>(d) <u>地震力、風荷重、積雪荷重</u></p> <p>(e) <u>重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</u></p> <p>(31/78), (32/78)頁から</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>(31/78)頁から</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せについては、「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している風及び積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 運転時の状態で施設に作用する荷重, 積雪荷重及び風荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Sクラス, Bクラス及びCクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 運転時の状態で施設に作用する荷重, 積雪荷重及び風荷重と基準地震動S_s以外の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S_sによる地震力又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>	<p>5.1.3 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 運転時の状態で施設に作用する荷重, 積雪荷重及び風荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 運転時の状態で施設に作用する荷重, 積雪荷重及び風荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラス施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重, 積載荷重, 土圧及び水圧), 運転時の状態で施設に作用する荷重, 積雪荷重及び風荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p><u>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S_sによる地震力又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</u></p>	<p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(41/78)頁へ</p> <p>a. 建物・構築物(d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。※1, ※2, ※3</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(35/78)頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(3)荷重の組合せに記載している内容】</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(41/78)頁へ</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しているため、発電炉の「d.」に該当する設備はない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現とした上で、耐震クラスに応じて記載を分けて明確化した。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p style="text-align: right;">(41/78)頁へ</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p style="text-align: right;">(34/78), (41/78), (42/78)頁へ</p> <p>※1 Sクラスの建物・構築物の設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重については、b. 機器・配管系の考え方に沿った下記の2つの考え方に基づき検討した結果として後者を踏まえ、施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力を組み合わせることとしている。この考え方は、J E A G 4 6 0 1における建物・構築物の荷重の組合せの記載とも整合している。</p> <p>・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>・常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>※2 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>※3 原子炉建屋基礎盤については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せも考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設においては、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重は、通常運転時の状態で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがない。 発電炉固有の機能要求であり、再処理施設には類似する機能要求がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 弾性設計用地震動S_dとの組合せが必要なSクラスの基礎盤はないこと

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
			から、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1		
<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) Sクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重、設計基準事故時に生じる荷重と基準地震動S_sによる地震力、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(4)c. 荷重の組合せに記載している内容】 (c) 荷重の組合せ上の留意事項 ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p>	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系については、<u>常時作用している荷重</u>、<u>運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(c) Bクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と共振影響検討用の地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) Cクラスの機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重、運転時の異常な過渡変化時に生じる荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(e) 機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については、<u>地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等によって作用する荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u></p>	<p>b. 機器・配管系(d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については、<u>運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。※</u></p> <p>【記載箇所：5.1(3)b. 機器・配管系に記載している内容】 (f) Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、<u>通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</u></p> <p>(d) <u>Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。原子炉格納容器については、放射性物質の最終障壁であることを踏まえ、LOCA後の最大内圧と弾性設計用地震動S_dとの組合せを考慮する。</u></p>	<p>(42/78)頁へ</p> <p>(39/78)頁から</p> <p>(38/78)頁から</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しているため、発電炉の「d.」に該当する設備はない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現とした上で、耐震クラスに応じて記載を分けて明確化した。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 発電炉固有の設備についての記載であり、再処理施設には機能要求上該当する設備がないため、記載の差異
(45/78)頁から				

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>	<p><u>なお、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故の状態</u>で施設に作用する荷重は、<u>運転時の状態</u>で施設に作用する荷重を超えるもの及び長時間施設に作用するものがないため、<u>地震荷重と組み合わせるものはない。</u></p> <p><u>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</u></p>	<p>(43/78) 頁へ</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</p> <p>(d) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。原子炉格納容器については、放射性物質の最終障壁であることを踏まえ、LOCA後の最大内圧と弾性設計用地震動 S d との組合せを考慮する。</p> <p>(37/78) 頁へ</p>	<p>により新たな論点が生じるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理施設においては、通常運転時を超える荷重はインターロックの作動により直ちに収束することから、長時間施設に作用する事故時荷重は無いことを記載しており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 本内容については、補足説明資料「【耐震機電 22】地震荷重と事故時荷重との組み合わせについて」にて示す。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>(43/78) 頁へ</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長期間継続する事象のうち、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>(f) Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>(37/78), (43/78), (44/78) 頁へ</p> <p>※ 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、異常時圧力最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(44/78) 頁へ</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>c. 土木構造物</p> <p><u>(a) 屋外重要土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については，常時作用している荷重及び運転時に施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。なお，屋外重要土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重はない。</u></p> <p><u>(b) その他の土木構造物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と，動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</u></p> <p><u>なお，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については，運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重はない。</u></p> <p>d. 津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p><u>(a) 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</u></p> <p><u>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</u></p> <p><u>上記d.(a)及び(b)については，地震と津波が同時に作用する可能性について検討し，必要に応じて基準地震動S_sによる地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また，津波以外による荷重については，「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。 再処理施設では，重大事故等対処施設の土木構造物はない。 再処理施設においては，敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しているため，該当設備はない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 重大事故等対処施設</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、積雪荷重、風荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重、積雪荷重及び風荷重と、弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>この際、常時作用している荷重のうち、土圧及び水圧について、基準地震動S_sによる地震力又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる場合は、当該地震時の土圧及び水圧とする。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設</p> <p><u>重大事故等対処施設の荷重の組合せについては、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>【記載箇所：5.1(3)a. 建物・構築物に記載している内容】</p> <p>a. 建物・構築物(d.に記載のものを除く。)</p> <p><u>(a) Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。※1, ※2, ※3</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>
		<p><u>(e) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</u></p>	<p>(34/78) 頁から</p>
		<p><u>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</u></p> <p><u>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</u></p> <p><u>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>(35/78) 頁から</p>
		<p>(34/78), (35/78) 頁から</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>ロ. 機器・配管系</p> <p>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(ハ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(4)c. 荷重の組合せに記載している内容】</p> <p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>(ニ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、屋外に設置される施設については、建物・構築物と同様に積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p>	<p>(35/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(3)a. 建物・構築物に記載している内容】</p> <p>(e) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(37/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.1(3)b. 機器・配管系に記載している内容】</p> <p>b. 機器・配管系(d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重は、その事故事象の継続時間等との関係を踏まえ、適切な地震力とを組み合わせる。※</p>	<p>重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p>	
<p>(46/78) 頁から</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>【記載箇所：5.1(3)b. 機器・配管系に記載している内容】 <u>(f) Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>(39/78) 頁から</p>
		<p><u>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重として扱う。</u></p>	<p>(38/78) 頁から</p>
		<p><u>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</u> <u>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重と地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長期間継続する事象のうち、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>(39/78) 頁から</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p><u>(f) Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>(39/78)頁から</p>
		<p><u>※ 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、異常時圧力最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(39/78)頁から</p>	<p>・ 発電炉固有の設備についての記載であり、再処理施設には機能要求上該当する設備がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>イ. 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</p>	<p>5.1.4 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(1) 安全機能を有する施設のうち耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重とを組み合わせる。</p>	<p>e. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 設計基準対象施設において<u>上位の耐震重要度分類の施設</u>を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時に施設に作用する荷重<u>及びその他必要な荷重</u>とを組み合わせる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の設備区分に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(46/78)頁へ</p>	<p>・ 事業変更許可申請書に合せて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>
<p>ロ. 安全機能を有する施設のうち機器・配管系の運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故（以下「事故等」という。）時に生じるそれぞれの荷重については、地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事故等による荷重は、その事故等の発生確率、継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせることを考慮する。</p> <p style="text-align: right;">(37/78)頁へ</p>	<p>(2) 安全機能を有する施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>(3) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに<u>厳しいことが判明している</u>場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(4) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p>	<p>【記載箇所：5.1(3)e. 荷重の組合せ上の留意事項に記載している内容】</p> <p>(a) 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせるものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した上で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合は、その妥当性を示した上で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p>	
<p>ハ. 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>ニ. 積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ホ. 風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</p> <p>ヘ. 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。</p> <p>ト. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重(固定荷重、積載荷重、土圧及び水圧)、運転時の状態で施設に作用する荷重及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重並びに積雪荷重及び風荷重を組み合わせる。</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の、常時作用している荷重、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重と、基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力との組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>リ. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備で、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうち、Sクラスの施設は常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系の荷重の組合せを適用する。</p>	<p>(5) <u>積雪荷重については、屋外に設置されている安全機能を有する施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力との組合せを考慮する。</u></p> <p>(6) <u>風荷重については、屋外の直接風を受ける場所に設置されている安全機能を有する施設のうち、風荷重の影響が地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力との組合せを考慮する。</u></p> <p>(7) <u>荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備による地下水位の低下を踏まえた設計用地下水位に基づき設定する。</u></p>	<p>(e) <u>地震と組み合わせる自然条件として、風及び積雪を考慮する。風及び積雪は、施設の設置場所、構造等を考慮して、風荷重及び積雪荷重として地震荷重と組み合わせる。</u></p> <p>【記載箇所：5.1(3)e. 荷重の組合せ上の留意事項に記載している内容】 (d) (中略) <u>重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備区分に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</u></p> <p>(45/78) 頁から</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 荷重として考慮する水圧のうち地下水圧については、地下水排水設備の設置による地下水位の低下を考慮することを明記しており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。
	(42/78) 頁へ		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>i. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、<u>適切な安全余裕を有することとする。</u> なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、<u>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u></p>	<p>5.1.5 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(1) 安全機能を有する施設 a. 建物・構築物 (a) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>イ. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 <u>建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、適切な安全余裕を持たせることとする。</u> なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ロ. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 <u>地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</u></p>	<p>(4) 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次の通りとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) Sクラスの建物・構築物(d.に記載のものは除く。)</p> <p>ロ. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 <u>建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対して適切な安全余裕をもたせることとする。</u> また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>イ. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p><u>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する施設における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記ロ.に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 発電炉の「d.」に該当する設備はない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 発電炉固有の機能要求であり、再処理施設には類似する機能要求がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
(67/78)頁へ	(52/78)頁へ		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(ロ) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>上記(イ) ii. による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】</p> <p>a. 主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 (中略)</p> <p>また，間接支持構造物については，支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(63/78)頁から</p>	<p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>上記(a)ロ. による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(c)耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>上記(a)イ. を適用するほか，耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物<u>は</u>，変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は，支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(d)建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(構築物(屋外機械基礎)及び土木構造物を除く。)</p> <p>については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>	<p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物</p> <p>上記(a)イ. による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(52/78)頁へ</p> <p>(d) 耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物</p> <p>上記(a)ロ. の項を適用するほか，耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の変形等に対して，その支持機能を損なわないものとする。なお，当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は，支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(49/78)，(52/78)頁へ</p> <p>(52/78)頁へ</p> <p>(e) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。ここでは，常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については，上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準対象施設が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>【記載箇所：2.1基本方針，5.1(4)c.土木構造物に記載している内容】</p> <p>c. 土木構築物</p> <p>(a) 屋外重要土木構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構築物</p>	<p>再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現として上で，階層間で算定する保有水平耐力の対象外の施設を明確化した。</p> <p>再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設では，重大事故等対処施設の土木構築物はない。</p> <p>再処理施設では，新設屋外重要土木構築物はない。</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており，記載の差異によ</p>
<p>(ハ)建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物(土木構造物を除く。)</p> <p>については，当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して，耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>	<p>(e)屋外重要土木構築物</p> <p>イ. 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p> <p>(6/78)，(51/78)頁から</p>	<p>ロ. 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>新設屋外重要土木構築物の構造部材の曲げについては許容応力度，構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが，構造部材のうち，鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率，鋼材の曲げについては終局曲率，鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。既設屋外重要土木構築物の構造部材のうち，鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率，鋼材の曲げについては終局曲率，鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p>	<p>再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設では，新設屋外重要土木構築物はない。</p> <p>事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており，記載の差異によ</p>
<p>(ニ)屋外重要土木構築物</p> <p>(67/78)頁へ</p> <p>i. 基準地震動S sによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率，せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p>			

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動 S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(67/78) 頁へ</p>	<p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。</p> <p>ロ. 弾性設計用地震動 S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>り新たな論点が生じるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、屋外重要土木構造物は全て鉄筋コンクリート造であり、鋼材はないため記載しない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
<p>(ホ) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(68/78) 頁へ</p>	<p>(f) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、重大事故等対処施設の土木構造物はない。
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】</p> <p>a. 主要設備等、補助設備、直接支持構造物及び間接支持構造物 (中略) また、間接支持構造物については、支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(63/78) 頁から</p>	<p>(g) 耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物 上記(e)イ.またはロ.を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する土木構造物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。
<p>ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系</p>	<p>b. 機器・配管系 (a) Sクラスの機器・配管系</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発電炉の「d.」に該当する設備はない。
<p>i. 基準地震動 S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</p> <p>(68/78), (74/78) 頁へ</p>	<p>イ. 基準地震動 S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>ii. 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</p> <p>(68/78) 頁へ</p>	<p>ロ. 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 <u>発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。</u></p>	<p>イ. 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。</p> <p><u>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a)ロ. に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ロ. 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する。</p> <p>(49/78) 頁へ</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ. に示す S クラスの機器・配管系の基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ. に示す S クラスの機器・配管系の弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(c) B クラス及び C クラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 <u>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。</u></p> <p>(52/78) 頁へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 発電炉固有の設備についての記載であり、再処理施設には機能要求上該当する設備がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
<p>(ロ) B クラス及び C クラスの機器・配管系 上記(イ) ii. による応力を許容限界とする。</p> <p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】 (e) B クラス及び C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また、B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 S d に2分の1を乗じたものとする当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(6/78), (7/78) 頁から</p>	<p>(b) B クラス及び C クラスの機器・配管系 上記b. (a)ロ. による応力を許容限界とする。</p>		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>(d) <u>チャンネル・ボックス</u> チャンネル・ボックスは、地震時に作用する荷重に対して、<u>燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損により制御棒の挿入が阻害されることがないものとする。</u></p> <p>c. 土木構造物 (a) 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物 イ. 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ロ. 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 新設屋外重要土木構造物の構造部材の曲げについては許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。</p> <p>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(48/78), (49/78) 頁へ</p> <p>(b) その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(49/78) 頁へ</p> <p>d. <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</u> <u>津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能及び浸水防止機能)が保持できるものとする。</u> <u>浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。</u></p>	<p>・ 発電炉固有の機能要求であり、再処理施設には類似する機能要求がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 再処理施設においては、敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書において記載しているため、該当設備はない。</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>(b) 重大事故等対処施設 イ. 建物・構築物 <u>(イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ) i. を適用する。</u> (67/78) 頁へ</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(ロ)を適用する。</p> <p>(ハ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物(土木構造物を除く。) 上記(イ)を適用するほか、建物・構築物は、変形等に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(ニ) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物(土木構造物を除く。)については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。</p>	<p>(2) 重大事故等対処施設 <u>重大事故等対処施設の許容限界については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>(47/78) 頁から</p>	<p>【記載箇所：5.1(4)a. 建物・構築物に記載している内容】 (b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</u> ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.による許容応力度を許容限界とする。 (48/78) 頁から</p> <p>(d) 耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 上記(a)ロ.の項を適用するほか、耐震重要度の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。 (48/78) 頁から</p>
<p>(ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ.(ニ) i. 又は(a)イ.(ニ) ii. を適用するほか、土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。</p> <p>(68/78) 頁へ</p>	<p>(68/78) 頁へ</p>	<p>(e) 建物・構築物の保有水平耐力 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。ここでは、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準対象施設が属する耐震重要度分類をSクラスとする。 (48/78) 頁から</p>
<p>ロ. 機器・配管系 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。</p> <p>(ロ) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 i. 上記(a)ロ.(ロ)を適用する。 ii. 代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備のうちSクラスの施設は、上記(イ)を適用する。</p> <p>(68/78), (75/78) 頁へ</p>	<p>(68/78), (75/78) 頁へ</p>	<p>【記載箇所：5.1(4)b. 機器・配管系に記載している内容】 (b) <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</u> ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、上記(a)イ.に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとする。 (50/78) 頁から</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：2.1 安全機能を有する施設の地盤に記載している内容】</p> <p>Sクラスの施設及びそれらを支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動S_sによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、<u>妥当な余裕を有するよう設計する。</u></p> <p>【記載箇所：2.2 重大事故等対処施設の地盤に記載している内容】</p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界については、自重及び運転時の荷重等と基準地震動S_sによる地震力との組み合わせにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の極限支持力度に対して、<u>妥当な余裕を有するよう設計する。</u></u></p> <p>【記載箇所：2.1 安全機能を有する施設の地盤に記載している内容】</p> <p>また、上記のうち、Sクラスの施設の建物・構築物の地盤にあつては、自重及び運転時の荷重等と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組み合わせにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>(3) 基礎地盤の支持性能</p> <p>a. Sクラスの建物・構築物，Sクラスの機器・配管系の基礎地盤</p> <p>(a) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p>	<p>e. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物，Sクラスの機器・配管系，<u>屋外重要土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系，土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤</u></p> <p>イ. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>ロ. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 <u>(屋外重要土木構造物，常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系，土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の基礎地盤を除く。)</u></p>	<p>・再処理施設では、「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>・重大事故等対処施設の内容については，後次回で比較結果を示す。</p> <p>・事業変更許可申請書において，敷地に到達する津波はないことを記載しているため，当該事項に係る内容は記載していない。</p> <p>・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・再処理施設では，「建物・構築物」を建物，構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり，新たに論点が生じるものではない。</p> <p>・再処理施設では，重大事故等対処施設の土木構造物はない。</p> <p>・再処理施設においては，敷地高さに津波が到達しないことを事業変更許可申請書におい</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【記載箇所：2.1 安全機能を有する施設の地盤に記載している内容】</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設の建物・構築物の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【記載箇所：2.2 重大事故等対処施設の地盤に記載している内容】</p> <p><u>常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系の地盤においては、自重及び運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力(Bクラスの施設の機能を代替する常設重大事故等対処設備の共振影響検討に係るもの)との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</u></p>	<p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤 上記(3)a. (b)を適用する。</p>	<p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系及びその他の土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤 上記(a)ロ.による許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>て記載しているため、該当設備はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書に合わせて記載した基本設計方針に整合させた表現としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 ・再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。 ・再処理施設では、重大事故等対処施設の土木構造物はない。 ・重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78) 頁から</p>	<p>5.2 機能維持</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p><u>再処理施設の安全機能のうち、建物・構築物に要求される閉じ込め機能、火災防護機能、遮蔽機能、支持機能、地下水排水機能、廃棄機能及び飛来物防護機能の機能維持の方針を以下に示す。</u></p>	<p>5.2 機能維持</p> <p style="text-align: right;">(60/78), (62/78) 頁へ</p> <p>(1) 動的機能維持</p> <p>動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、制御棒挿入機能に係る機器、回転機器及び弁の機種別に分類し、制御棒挿入機能に係る機器については、燃料集合体の相対変位、回転機器及び弁については、その加速度を用いることとし、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とするか、若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。</p> <p>弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。</p> <p style="text-align: right;">(60/78), (62/78) 頁へ</p> <p>(2) 電気的機能維持</p> <p>電気的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、要求される電気的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。</p> <p>添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における津波監視設備及び添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」における通信連絡設備に関する電気的機能維持の耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p style="text-align: right;">(59/78) 頁へ</p> <p>(3) 気密性の維持</p> <p>気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、事故時の放射性気体の放出、流入を防ぐことを目的として、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて、構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで、十分な気密性を確保できる設計とする。添付書類「V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書」及び添付書類「V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。</p>

・機能維持の方針について、建物・構築物及び機器・配管系並びに安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設を分けて記載することによる差異であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない(以降、5.2において同様の理由の差異は説明を省略する)。

・各機能の整理については、補足説明資料「【耐震建物30】建物・構築物の耐震設計における安全機能の整理について」に示す。

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】</p> <p>(中略)</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78)頁から</p>	<p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 閉じ込め機能の維持</p> <p>閉じ込め機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、閉じ込め機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、地震時及び地震後において、放射性物質が漏えいした場合にその影響の拡大を防止するため、閉じ込め機能の維持が要求される壁及び床が安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して構造強度を確保することで閉じ込め機能が維持できる設計とする。</p> <p>また、閉じ込め機能が要求される壁・床・天井（開口部周り）に設置する扉及びハッチ等は、壁・床・天井（開口部周り）がせん断ひずみの許容限界を満足していることで、閉じ込め機能を確保できる。</p> <p>(b) 火災防護機能の維持</p> <p>火災防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、火災の影響を軽減するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、火災防護機能が維持できる設計とする。</p> <p>(c) 遮蔽機能の維持</p> <p>遮蔽機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、再処理施設周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆等を守るため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽機能を維持する設計とする。</p>	<p>(4) 止水性の維持</p> <p>止水性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、防護対象設備を設置する建物及び区画に、津波に伴う浸水による影響を与えないことを目的として、基準地震動S_sによる地震力に対して「5.1 構造強度」に基づく主要な構造部材の構造健全性の維持に加えて、間隙が生じる可能性のある構造物間の境界部について、地震力に対して生じる相対変位量等を確認し、その止水性を維持する設計とする。添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における止水性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p>(5) 遮蔽性の維持</p> <p>遮蔽性の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽性を維持する設計とする。添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付書類「V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書」における遮蔽性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p style="text-align: right;">(58/78)頁へ</p>
		<p>・津波に起因する止水性については、事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p> <p>・再処理施設の閉じ込め機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・再処理施設の火災防護機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・安全機能を有する施設と重大事故等対処施設を分けて記載したことによる差異であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない(以降、5.2において同様の理由の差異は説明を省略する)。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】</p> <p>(中略)</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルートの保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p>(26/78)頁から</p>	<p>(d) 支持機能の維持</p> <p>機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>支持機能の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外重要土木構造物については、構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕をもたせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。その他の土木構造物については、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。</p>	<p>(59/78)頁へ</p> <p>(6) 支持機能の維持</p> <p>機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>地震力が作用した場合において、新設屋外重要土木構造物の構造部材の曲げについては、許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。</p> <p>また、既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。</p>	<p>各機能の整理については、補足説明資料「【耐震建物30】耐震設計における安全機能の整理について」に示す。</p> <p>・新設屋外重要土木構造物はない。</p> <p>・再処理施設において屋外重要土木構造物は全て鉄筋コンクリート構造物であるため、鋼材については記載していない。</p> <p>・再処理施設では、その他の土木構造物にも支持機能を要求される構造物があることから、支持機能が要求されるその他の土木構造物の設計方針を記載した。</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】 (中略) 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、<u>操作場所及びアクセスルート</u>の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】 (中略) 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、<u>操作場所及びアクセスルート</u>の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78) 頁から</p>	<p>(e) <u>地下水排水機能の維持</u> 地下水排水機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、<u>建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、地下水排水機能が維持できる設計とする。</u></p> <p><u>地下水排水機能の維持が要求される施設である地下水排水設備(サブドレン管、集水管、サブドレンピット及びサブドレンシャフト)については、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物の周囲の地下水を排水するため、基準地震動S_sによる地震力に対して機能が維持できる設計とする。</u></p> <p>(f) <u>廃棄機能の維持</u> 廃棄機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、<u>放射性廃棄物を廃棄するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、廃棄機能が維持できる設計とする。</u></p> <p>(g) <u>飛来物防護機能の維持</u> 飛来物防護機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、<u>設計竜巻によって発生する設計飛来物による竜巻防護対象施設への影響を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、飛来物防護機能が維持できる設計とする。</u></p> <p>b. <u>重大事故等対処施設</u> <u>重大事故等対処施設の基本方針については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>車両型設備の間接支持構造物については、地震動に対して、転倒評価を実施することで機器・配管系の間接支持機能を維持できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(59/78) 頁へ</p> <p>再処理施設のうち地下水排水機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設のうち廃棄機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設のうち飛来物防護機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p style="text-align: right;">(56/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (5) <u>遮蔽性の維持</u> 遮蔽性の維持が要求される施設については、地震時及び地震後において、<u>放射線障害から公衆等を守るため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、遮蔽性を維持する設計とする。</u>添付書類「V-4-2 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」及び添付書類「V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書」における遮蔽性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(6)緊急時対策所に記載している内容】 (6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。 また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。 なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>		<p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (3) 気密性の維持 気密性の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、放射線障害から公衆等を守るため、事故時の放射性気体の放出、流入を防ぐことを目的として、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して「5.1 構造強度」に基づく構造強度の確保に加えて、構造強度の確保と換気設備の性能があいまって施設の気圧差を確保することで、十分な気密性を確保できる設計とする。添付書類「V-1-7-3中央制御室の居住性に関する説明書」及び添付書類「V-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書」における気密性の維持に関する耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p>(55/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (6) 支持機能の維持 機器・配管系等の設備を間接的に支持する機能の維持が要求される施設は、地震時及び地震後において、被支持設備の機能を維持するため、被支持設備の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、構造強度を確保することで、支持機能が維持できる設計とする。 建物・構築物の鉄筋コンクリート造の場合は、耐震壁のせん断ひずみの許容限界を満足すること又は基礎を構成する部材に生じる応力が終局強度に対し妥当な安全余裕を有していることで、Sクラス設備等に対する支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>(57/78) 頁から</p> <p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 車両型設備の間接支持構造物については、地震動に対して、転倒評価を実施することで機器・配管系の間接支持機能を維持できる設計とする。</p> <p>(58/78) 頁から</p> <p>(7) 通水機能及び貯水機能の維持 非常時に冷却する海水を確保するための通水機能及び貯水機能の維持が要求される非常用取水設備は、地震時及び地震後において、通水機能及び貯水機能を維持するため、基準地震動S_sによる地震力に対して、構造強度を確保することで、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。 地震力が作用した場合において、新設屋外重要土木構造物の構造部材の曲げについては、許容応力度、構造部材のせん断については許容せん断応力度を許容限界とするが、構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする場合もある。地震力が作用した場合において、既設屋外重要土木構造物の構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角又は終局曲率、鋼材の曲げについては終局曲率、鉄筋コンクリート及び鋼材のせん断についてはせん断耐力を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。</p>	
(65/78) 頁から			

再処理施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類IV-1-1</p>	<p>添付書類V-2-1-1</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。</p> <p>また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等を維持する設計とする。</p> <p>上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78)頁から</p>	<p>(2) 機器・配管系</p> <p><u>再処理施設の安全機能として機器・配管系に要求される機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、止水機能、分析機能及び廃棄機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保することで、当該機能が維持できる設計とする。</u></p> <p><u>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、動的機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、地下水排水機能、漏えい検知機能、火災防護機能及びユーティリティ機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、電気的機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>閉じ込め機能及び臨界防止機能については、「5.1 構造強度」に基づく構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて、閉じ込め機能及び臨界防止機能を維持する設計とする。</u></p> <p><u>動的機能維持、電気的機能維持、閉じ込め機能及び臨界防止機能の機能維持の方針を以下に示す。</u></p> <p>a. 安全機能を有する施設</p> <p>(a) 動的機能維持</p> <p>動的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される動的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで、動的機能を維持する設計とする。<u>実証試験等により確認されている機能維持加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。</u></p> <p>動的機能が要求される弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加するときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。</p>	<p>・ 機器・配管系の機能維持の方針について、構造強度の確保で機能を維持するのは「5.1 構造強度」に基づく設計により機能維持設計を行うこと、「5.2 機能維持」では構造強度の確保に加えて確認が必要な動的機能、電気的機能及び閉じ込め機能の機能維持方針を記載することを明記したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 機器・配管系については、建物・構築物と異なり、構造強度を確保する安全機能の項目が多数あること、また、構造強度の確保に加えて確認が必要な機能維持の確認事項があるため、機能維持の確認事項ごとに分類した記載としている。</p> <p>・ 各機能の整理については、補足説明資料「【耐震建物30】建物・構築物の耐震設計における安全機能の整理について」に示す。</p> <p>・ 発電炉固有の設備についての記載であり、再処理施設には機能要求上該当する設備がないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 記載の適正化として、申請書間の整合を図るため、「基本設計方針」及び</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】</p> <p>(中略)</p> <p>閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78)頁から</p>	<p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】</p> <p>(1) 動的機能維持</p> <p>動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、<u>制御棒挿入機能に係る機器、回転機器及び弁の機種別に分類し、制御棒挿入機能に係る機器については、燃料集合体の相対変位、回転機器及び弁については、その加速度を用いることとし、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とするか、若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。</u></p> <p>弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加するときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。</p> <p style="text-align: right;">(55/78)頁から</p>	

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】 (中略) 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。</p> <p style="text-align: right;">(26/78)頁から</p>	<p>(b) 電氣的機能維持 電氣的機能が要求される設備は、地震時及び地震後において、その設備に要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される電氣的機能が維持できることを実証試験又は解析により確認することで、電氣的機能を維持する設計とする。</p> <p>(c) 閉じ込め機能の維持 閉じ込め機能の維持が要求される設備のうち、グローブボックスは、地震時及び地震後において、グローブボックスに要求される安全機能を維持するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、要求される閉じ込め機能が維持できることを試験又は解析により確認し、閉じ込め機能が維持できる設計とする。</p> <p>(d) 臨界防止機能の維持 臨界防止機能の維持が要求される設備は、地震時及び地震後において、臨界の発生を防止するため、安全機能を有する施設の耐震重要度に応じた地震動に対して、核的制限値の維持に必要な形状寸法管理、複数の機器間の面間距離の維持として地震時において発生する変位及び変形を制限することで、臨界防止機能が維持できる設計とする。</p>	<p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (2) 電氣的機能維持 電氣的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、要求される電氣的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。</p> <p>添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における津波監視設備及び添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」における通信連絡設備に関する電氣的機能維持の耐震設計方針についても本項に従う。</p> <p style="text-align: right;">(55/78)頁から</p>	<p>「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」と記載を合わせたものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波に起因する津波監視設備については、事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。 再処理施設の閉じ込め機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 臨界防止機能の維持が要求される施設の設計方針であるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設	発電炉	備考	
<p>基本設計方針</p> <p>【記載箇所：3.1.1(4) 荷重の組合せと許容限界に記載している内容】 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。 また、耐震設計においては、安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能である閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等を維持する設計とする。 上記の機能のうち、遮蔽機能、落下・転倒防止機能、気密性、支持機能、操作場所及びアクセスルート¹⁾の保持機能等については、安全機能を有する施設の耐震重要度及び重大事故等対処施設の設備分類に応じた地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで、機能が維持できる設計とする。 閉じ込め機能、プロセス量等の維持機能、掃気機能、崩壊熱等の除去機能、臨界防止機能、支援機能、ソースターム制限機能、放出量の監視機能、換気機能等については、構造強度を確保するとともに、当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 (26/78)頁から</p>	<p>添付書類IV-1-1</p> <p>b. 重大事故等対処施設 <u>重大事故等対処施設の基本方針については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>これらの機能維持の考え方を、「IV-1-1-8 機能維持の基本方針」に示す。</p>	<p>添付書類V-2-1-1</p> <p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (1) 動的機能維持 <u>動的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、制御棒挿入機能に係る機器、回転機器及び弁の機種別に分類し、制御棒挿入機能に係る機器については、燃料集合体の相対変位、回転機器及び弁については、その加速度を用いることとし、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、各々に要求される動的機能が維持できることを試験又は解析により確認することで、当該機能を維持する設計とするか、若しくは応答加速度による解析等により当該機能を維持する設計とする。</u> <u>弁等の機器の地震応答解析結果の応答加速度が当該機器を支持する配管の地震応答により増加すると考えられるときは、当該配管の地震応答の影響を考慮し、一定の余裕を見込むこととする。</u> (55/78)頁から</p> <p>【記載箇所：5.2機能維持に記載している内容】 (2) 電氣的機能維持 <u>電氣的機能が要求される機器は、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、要求される電氣的機能が維持できることを試験又は解析により確認し、当該機能を維持する設計とする。</u> <u>添付書類「V-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち添付書類「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」における津波監視設備及び添付書類「V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書」における通信連絡設備に関する電氣的機能維持の耐震設計方針についても本項に従う。</u> (55/78)頁から</p> <p>これらの機能維持の考え方を、添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に示す。<u>なお、重大事故等対処施設の設計においては、設計基準事故時の状態と重大事故等時の状態での評価条件の比較を行い、重大事故等時の状態の方が厳しい場合は別途、重大事故等時の状態にて設計を行う。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(48/78), (49/78), (69/78) 頁へ</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物及び間接支持構造物</p> <p>主要設備等, 補助設備及び直接支持構造物については, 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに, 安全機能を有する施設のうち, 耐震重要施設に該当する設備は, 基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また, 間接支持構造物については, 支持する主要設備等又は補助設備の耐震重要度に適用する地震動による地震力に対して支持機能が損なわれない設計とする。</p>			
<p>(16/78), (66/78) 頁へ</p> <p>b. 波及的影響に対する考慮</p> <p>耐震重要施設は, 耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって, その安全機能が損なわれないものとする。</p>			
<p>評価に当たっては, 以下の4つの観点をもとに, 敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い, 各観点より選定した事象に対する波及的影響の評価により波及的影響を考慮すべき施設を抽出し, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては, 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお, 地震動又は地震力の選定に当たっては, 施設の配置状況, 使用時間を踏まえて適切に設定する。また, 波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設, 設備を選定し評価する。</p> <p>ここで, 下位クラス施設とは, 耐震重要施設以外の再処理施設内にある施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため, 機器設置時の配慮事項等を保安規定に定めて, 管理する。</p> <p>なお, 原子力施設及び化学プラント等の地震被害情報をもとに, 4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し, 新たな検討事項が抽出された場合には, その観点を追加する。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>イ. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>ロ. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により, 耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p>	(16/78) 頁へ		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下により、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p>	(17/78)頁へ		
	(17/78)頁へ		
<p>なお、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設」に、「耐震重要度の下位のクラスに属する施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設以外の施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p>			
	(66/78) , (72/78)頁へ		
<p>c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるように地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。</p>			
	(73/78) , (75/78)頁へ		
<p>d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動S_s-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(6) 緊急時対策所 緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽機能を確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、緊急時対策建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3)地震力の算定方法」及び「(4)荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系を適用する。</p>			
(59/78) 頁へ			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】 (f) 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。 (7/78)頁から</p>	<p>6. 構造計画と配置計画 安全機能を有する施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。また、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排出し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるように地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。地下水排水設備は、安全機能を有する施設に適用される要求事項を満足するよう設計する。また、上記より対象となる建物・構築物の評価に影響するため、建物・構築物の機能要求を満たすように、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を維持するとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とすることとし、その評価を「IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書」のうち地下水排水設備の耐震性についての計算書に示す。</p>	<p>6. 構造計画と配置計画 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>原子炉建屋の評価においては、原子炉建屋地下水排水設備を設置し、原子炉建屋基礎盤底面レベル以深に地下水位を維持することから、浮力及び水圧は考慮しないこととする。原子炉建屋地下水排水設備は、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を維持することとし、その評価を添付書類「V-2-2-2-1～V-2-2-2-9」に示す。 (72/78)頁から</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>・ 地下水関連の説明内容との整合を図り、以下の事項を記載した。 ⇒地下水位の低下を期待する建物・構築物に地下水排水設備を設けること ⇒耐震評価の前提として地下水排水設備により地下水位を維持すること ⇒地下水排水設備の評価は後次回で示すこと (耐震評価における考慮事項と評価結果の展開に関する内容であるため本章にて記載。) 本内容については、「補足説明資料【耐震建物13】建物・構築物周辺の設計用地下水位の設定について」に示す。</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】 c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるように地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。 (64/78)頁から</p>	<p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針」に示す方針に従い配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、耐震重要施設に対して離隔を取り配置する、又は耐震重要施設の有する安全機能を保持する設計とする。</p>	<p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据え付け状態になるよう、「9. 機器・配管系の支持方針について」に示す方針に従い配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は、上位クラス施設に対して離隔を取り配置する若しくは、上位クラス施設の有する機能を保持する設計とする。</p>	
<p>【記載箇所：3.1.1(1)b. 重大事故等対処施設に記載している内容】 (e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 (10/78)頁から</p>	<p>7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>具体的には、JEAG4601の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。</p> <p>上記に基づく対象斜面の抽出については、事業指定(変更許可)申請書にて記載、確認されており、その結果、耐震重要施設周辺においては、地震力に対して、施設の安全機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はないことを確認している。</p>	<p>7. 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。具体的には、JEAG4601-1987の安定性評価の対象とすべき斜面や、土砂災害防止法での土砂災害警戒区域の設定離間距離を参考に、個々の斜面高を踏まえて対象斜面を抽出する。</p> <p>上記に基づく対象斜面の抽出とその耐震安定性評価については、設置(変更)許可申請書にて記載、確認されており、その結果、敷地内土木構造物による斜面の保持等の措置を講じる必要がないことを確認している。</p>	<p>・ 重大事故等対処施設の内容については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に合わせた記載とした。</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】 b. 波及的影響に対する考慮 耐震重要施設は、耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能が損なわれないものとする。 (63/78)頁から</p>			
<p>(7) 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。 なお、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設周辺においては平坦な造成地であることから、地震力に対して、施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能に重大な影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はない。</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>(47/78)頁から</p> <p>【記載箇所：3.1.1(4)d.許容限界に記載している内容】 (a) 安全機能を有する施設 イ. 建物・構築物 (イ) Sクラスの建物・構築物(土木構造物を除く。) i. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 建物・構築物全体としての変形能力(耐震壁のせん断ひずみ等)が終局耐力時の変形に対して十分な余裕を有し、部材・部位ごとのせん断ひずみ・応力等が終局耐力時のせん断ひずみ・応力等に対して、妥当な安全余裕を有することとする。 なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ii. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 Sクラスの建物・構築物については、地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>8. ダクティリティに関する考慮 再処理施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティ*を高めるよう設計する。具体的には、「IV-1-1-9 構造計画、材料選択上の留意点」に示す。 <u>注記 *：地震時を含めた荷重に対して、施設に生じる応力値等が、ある値を超えた際に直ちに損傷に至らないこと又は直ちに損傷に至らない能力・特性。</u></p>	<p>8. ダクティリティに関する考慮 発電用原子炉施設は、構造安全性を一層高めるために、材料の選定等に留意し、その構造体のダクティリティを高めるよう設計する。具体的には、添付書類「V-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針」に示す。</p>	<p>・用語の解説を記載した。</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d.(b)イ.建物・構築物に記載している内容】 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 上記(a)イ.(イ)i.を適用する。</p> <p>(52/78)頁から</p>			
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d.(a)イ.建物・構築物に記載している内容】 (二) 屋外重要土木構造物 i. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造部材の曲げについては限界層間変形角(層間変形角1/100)又は終局曲率、せん断についてはせん断耐力を許容限界とする。 なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対しては妥当な安全余裕を持たせることとする。 ii. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 地震力に対しておおむね弾性状態に留まるように、発生する応力に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>(48/78), (49/78)頁から</p>		

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>(ホ) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 (49/78) 頁から</p>		
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d. (b)イ. 建物・構築物に記載している内容】 (ホ) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する土木構造物 上記(a)イ.(二)i.又は(a)イ.(二)ii.を適用するほか、土木構造物は、変形に対してその支持機能が損なわれない設計とする。なお、当該施設を支持する土木構造物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震力は、支持される施設に適用される地震力とする。 (52/78) 頁から</p>		
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d. 許容限界に記載している内容】 ロ. 機器・配管系 (イ) Sクラスの機器・配管系 i. 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。 ii. 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。 (49/78), (50/78) 頁から</p>		
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d. (b)ロ. 機器・配管系に記載している内容】 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ)i.を適用する。 (52/78) 頁から</p>		

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】</p> <p>a. 主要設備等，補助設備，直接支持構造物及び間接支持構造物 主要設備等，補助設備及び直接支持構造物については，耐震重要度に応じた地震力に十分耐えられる設計とするとともに，安全機能を有する施設のうち，耐震重要施設に該当する設備は，基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(63/78)頁から</p>	<p>9. 機器・配管系の支持方針</p> <p>機器・配管系本体については「5. 機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物の設計方針について，<u>設備の形状，配置等に応じた支持方法を選定することから，個別に支持構造物の設計を行う機器，設備の配置に応じて標準化された支持構造物の中から選定する配管系，垂直自立形と壁掛形を基礎ボルト又は溶接により支持する盤，その筐体から支持される装置と器具及び標準化された支持構造物の中から選定する電路類で構成する電気計測制御装置等に分けて定める。</u></p> <p><u>これら，機器，配管系，電気計測制御装置等の支持方針が異なることから，それぞれの設計方針を「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」，「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」，「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針」にて示す。</u></p>	<p>9. 機器・配管系の支持方針について</p> <p>機器・配管系本体については「5. 機能維持の基本方針」に基づいて耐震設計を行う。それらの支持構造物については，設計の考え方に共通の部分があること，特にポンプやタンク等の補機類，電気計測制御装置，配管系については非常に多数設置することからその設計方針をまとめる。</p> <p>具体的には，添付書類「V-2-1-11 機器・配管の耐震支持設計方針」に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設においては，機器を主要機器と補機とに区別していないことから，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 機器，配管系，電気計測制御装置等の耐震支持方針について，発電炉と記載内容は同様であるが，各々の支持構造物の設計方法は異なることから既認可時より設計方針を書き分けているものであり，添付書類構成の差異により新たな論点が生じるものではない。
<p>(3/78)頁から</p>	<p>10. 耐震計算の基本方針</p> <p>前述の耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既設工認で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。</p> <p>一方，最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。</p> <p>耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>10. 耐震計算の基本方針</p> <p>前述の耐震設計方針に基づいて設計した施設について，耐震計算を行うに当たり，既工事計画で実績があり，かつ，最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を用いることを基本とする。</p> <p>一方，最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。</p> <p>耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	
<p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】</p> <p>(b) 耐震重要施設（(a)においてSクラスに分類する施設をいう。）は，その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(事業指定(変更許可)を受けた基準地震動(以下「基準地震動S_s」という。))による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(5/78)頁から</p>	<p>一方，最新の知見を適用する場合は，その妥当性及び適用可能性を確認した上で適用する。</p> <p>耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>一方，最新の知見を適用する場合は，その妥当性と適用可能性を確認した上で適用する。</p> <p>耐震計算における動的地震力の水平方向及び鉛直方向の組合せについては，水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せで実施した上で，その計算結果に基づき水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せが耐震性に及ぼす影響を評価する。</p>	
<p>【記載箇所：3.1.1(1)a. 安全機能を有する施設に記載している内容】</p> <p>(c) Sクラスの施設は，基準地震動S_sによる地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(6/78)，(7/78)頁から</p>	<p>評価対象設備である配管系，機器(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)のうち，複数設備に共通して適用する計算方法については「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」，「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。</p>	<p>評価対象施設のうち，配管及び弁並びに補機(容器及びポンプ類)及び電気計装品(盤，装置及び器具)は多数施設していること，また，設備として共通して使用できることから，その計算方針については添付書類「V-2-1-12 配管及び支持構造物の耐震計算について」及び添付書類「V-2-1-13 計算書作成の方法」に示す。</p>	
<p>(e) Bクラス及びCクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。また，Bクラスの施設のうち，共振のおそれのある施設については，その影響についての検討を行う。検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする当該地震動による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>(7/78)頁から</p>			
<p>(f) 耐震重要施設は，耐震重要度の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって，その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7/78)頁から</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(1)b. 重大事故等対処施設に記載している内容】</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>評価に用いる温度については、<u>最高使用温度及び環境温度を適切に考慮する。</u>そのうち環境温度については、「VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「1.3.2(1)b. 環境温度及び湿度による影響」に従う。</p>	<p>評価に用いる環境温度については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に従う。</p>	<p>が生じるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価には本文仕様表に記載している最高使用温度以外に環境温度を考慮しており、環境温度の詳細については他条文にて示していることから、呼び込み先を明記したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
(9/78)頁から			
<p>【記載箇所：3.1.1(1)b. 重大事故等対処施設に記載している内容】</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度に適用される地震力に十分耐えることができる設計とする。</p> <p>また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における耐震重要度の分類の方針に基づき、重大事故等対処時の使用条件を踏まえて、当該設備の機能喪失により放射線による公衆への影響の程度に応じて分類し、その地震力に対し十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>			
(10/78)頁から			

再処理施設	発電炉	備考
<p>基本設計方針</p>	<p>添付書類IV-1-1</p>	<p>添付書類V-2-1-1</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(3)b.動的地震力に記載している内容】</p> <p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 建物・構築物</p> <p>動的解析に当たっては、対象施設の形状、構造特性、振動特性等を踏まえ、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じて十分な調査に基づく適切な解析条件を設定する。</p> <p>動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法を用いて求めるものとする。</p> <p>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性、振動特性、減衰特性を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤の相互作用及び埋込み効果を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。地盤の剛性等については、必要に応じて地盤の非線形応答を考慮することとし、地盤のひずみに応じた地盤物性値に基づくものとする。設計用地盤定数の設定に当たっては、地盤の構造特性の考慮として、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の違いにも留意し、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤—建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dに対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、当該施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	<p>10.1 建物・構築物</p> <p>建物・構築物の評価は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基準に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 ・スペクトルモーダル解析法 	<p>10.1 建物・構築物</p> <p>建物・構築物の評価は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基準に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析 <p>(76/78)頁から</p> <p><u>10.3 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)</u> <u>土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</u></p> <p><u>屋外重要土木構造物については、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいずれかにて行う。また、評価に当たっては、材料物性のばらつきを適切に考慮する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻歴応答解析法 ・FEM等を用いた応力解析 <p><u>その他の土木構造物の評価手法は、JEAG4601に基づき実施することを基本とする。</u></p> <p><u>屋外重要土木構造物の具体的な評価手法については、添付書類「V-2-2 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書」及び添付書類「V-2-3～V-2-10」の各申請設備の耐震計算書に示す。また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、添付書類「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p>
<p>(22/78)頁から</p>		<p>・スペクトルモーダル解析法の適用については、発電炉では適用しておらず、適用している他先行プラント(高浜三号機)に合わせた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。飛来物防護板(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 分離建屋屋外)等は非線形を考慮する必要のある部材を適用していないことから、スペクトルモーダル解析法を適用する。</p> <p>・再処理施設では、「建物・構築物」を建物、構築物及び土木構造物の総称としたことによる差異であり、新たに論点が生じるものではない。屋外重要土木構造物の解析手法については、IV-1-1-5地震応答解析の基本方針2.1.2(2)解析方法及び解析モデルで比較結果を示す。</p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
<p>【記載箇所:3.1.1(3)b.(b)イ.建物・構築物に記載している内容】 建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定することを基本とする。</p> <p>(23/78)頁から</p>	<p><u>建物・構築物の動的解析においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮して適切な解析手法を選定する。</u> <u>このうち、地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物については、周辺地盤、構造上の特徴の施設及び施設周辺の状況を踏まえ、液状化による影響が生じるおそれがある場合には、その影響について確認する。</u> ここで、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p>	<p>再処理施設では、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合には、有効応力解析を実施することを明確化した。発電炉との資料構成の違いであり、IV-1-1-5地震応答解析の基本方針2.1.1(2)解析方法及び解析モデル、2.1.2(2)解析方法及び解析モデルで比較結果を示す。</p>
<p>【記載箇所:3.1.1(3)b.(b)イ.建物・構築物に記載している内容】 建物・構築物のうち土木建造物の動的解析に当たっては、建造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法を用いる。地震応答解析手法は、地盤及び建造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかによる。地盤の地震応答解析モデルは、建造物と地盤の動的相互作用を考慮できる有限要素法を用いる。建造物の地震応答解析に用いる減衰定数については、地盤と建造物の非線形性を考慮して適切に設定する。</p> <p>(23/78)頁から</p>	<p>具体的な評価手法は、「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」に示す。</p> <p>また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>具体的な評価手法は、添付書類「V-2-2 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書」、添付書類「V-2-3～V-2-10」の各申請設備の耐震計算書及び添付書類「V-2-11 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震性についての計算書」に示す。</p> <p>また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、添付書類「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>
<p>【記載箇所:3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】 c. 建物・構築物への地下水の影響 耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるように地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とするとともに、非常用電源設備又は基準地震動S_sによる地震力に対し機能維持が可能な発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(64/78)頁から</p>	<p>設備の補強や追加等の改造工事に伴う地震応答解析モデルに重量増加を反映していない施設については、<u>重量増加による影響検討を行い、影響が否定できない施設は地震応答解析モデルに反映する。影響が軽微な施設は影響検討した結果を「IV-2-1 再処理設備本体等の係る耐震性に関する計算書」に示す。</u></p> <p>地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、FEMを用いた応力解析等により、静的又は動的解析により求まる地震応力と、組み合わせ地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、許容限界内にあることを確認する。</p>	<p>原子炉建屋においては、設備の補強や追加等の改造工事に伴う重量増加を地震応答解析モデルに反映していないことを踏まえ、重量増加を反映した地震応答解析について、添付書類「V-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書」の別紙に示し、各耐震計算書の別紙においてその影響を検討する。</p> <p>地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、FEMを用いた応力解析等により、静的又は動的解析により求まる地震応力と、組み合わせ地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、許容限界内にあることを確認する。</p> <p>(66/78)頁へ</p>
	<p><u>建物・構築物の耐震評価においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。また、水位を基礎スラブ以深に維持することから、地下水圧のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが、揚圧力については考慮することとする。</u></p>	<p>原子炉建屋の評価においては、原子炉建屋地下水排水設備を設置し、原子炉建屋基礎盤底面レベル以深に地下水位を維持することから、<u>浮力及び水圧は考慮しないこととする。</u>原子炉建屋地下水排水設備は、基準地震動S_sによる地震力に対して機能を維持することとし、その評価を添付書類「V-2-2-2-1～V-2-2-2-9」に示す。</p> <p>安全冷却水B冷却塔は地震応答解析モデルに反映していない改造工事に伴う重量増加はない。地震応答解析モデルに反映していない改造工事に伴う重量増加による影響のおそれのあるその他の施設については、後次回で示す。</p> <p>再処理施設において、設計用地下水位のレベル及び水圧に関する記載を明確化しており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】</p> <p>d. 一関東評価用地震動(鉛直)</p> <p>基準地震動S_{s-C4}は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(64/78)頁から</p>	<p>基準地震動S_{s-C4}は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価に当たっては、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いた場合においても、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動S_sの応答との比較により、基準地震動S_sを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。</p> <p>一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトルを第10.1-1図に、設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形を第10.1-2図に示す。また、弾性設計用地震動S_dに対応するものとして、一関東評価用地震動(鉛直)に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトルを第10.1-3図に、加速度時刻歴波形を第10.1-4図に示す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書において、『基準地震動S_{s-C4}は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いる。』として受けることを受け、その方針について記載した。 本内容については、「補足説明資料【耐震建物12】一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響評価について(建物、屋外機械基礎)」及び「補足説明資料【耐震建物23】竜巻防護対策設備の耐震性評価に関する補足説明」に示す。

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(3)b.(b)動的解析法に記載している内容】</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器については、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>また、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮する。スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器・配管系は、その設置床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を静的に作用させて地震力を算定する。</p> <p style="text-align: right;">(24/78)頁から</p>	<p>10.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された計算式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析法 <p><u>機器・配管系については、解析方法及び解析モデルを機器、配管系ごとに設定するとともに、安全機能に応じた評価を行う。</u></p> <p><u>これら機器、配管系ごとに適用する解析方法及び解析モデルを「IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針」の「2.2(2) 解析方法及び解析モデル」に示す。</u></p> <p>具体的な評価手法は、「IV-1-1-10 機器の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針」、「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針」及び「IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針」に示す。</p> <p>また、地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器・配管系に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電氣的機能維持確認済加速度)以下、若しくは、静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。</p>	<p>10.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせるべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法によりJEAG4601に基づき実施することを基本とし、その他の手法を適用する場合は適用性を確認の上適用することとする。なお、時刻歴応答解析法及びスペクトルモーダル解析法を用いる場合は、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペクトルモーダル解析法 ・時刻歴応答解析法 ・定式化された評価式を用いた解析法 ・FEM等を用いた応力解析 <p>具体的な評価手法は、添付書類「V-2-1-12 配管及び支持構造物の耐震計算について」、添付書類「V-2-1-13 計算書作成の方法」、添付書類「V-2-3～V-2-10」の各申請設備の耐震計算書及び添付書類「V-2-11 波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震性についての計算書」に示す。</p> <p>また、地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器に作用する加速度が振動試験又は解析等により機能が維持できることを確認した加速度(動的機能維持確認済加速度又は電氣的機能維持確認済加速度)以下、若しくは、静的又は動的解析により求まる地震荷重が許容荷重以下となることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本資料内の整合を図るため10.項に合わせた記載とした。 ・再処理施設においては、解析方法及び解析モデルを機器、配管系ごとに設定したうえで評価を行うことを記載したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 ・記載の適正化として、配管系に接続されている機能維持要求のある設備を有していることについて明記しており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d.ロ.(イ)Sクラスの機器・配管系に記載している内容】</p> <p>i. 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重を制限する値を許容限界とする。</p> <p style="text-align: right;">(49/78)頁から</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
<p>【記載箇所：3.1.1(4)d.(b)ロ.機器・配管系に記載している内容】 (イ) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系 上記(a)ロ.(イ) i. を適用する。</p> <p>(52/78) 頁から</p>	<p>これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、「IV-2-3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>一関東評価用地震動(鉛直)を用いた建物・構築物の応答を用いた機器・配管系の影響評価結果については、「IV-2-4-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果」に示す。 影響評価に当たっては水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。具体的には、一関東評価用地震動(鉛直)を用いた場合の応答と基準地震動S_sの応答との比較により、基準地震動S_sを用いて評価した施設の耐震安全性に影響を与えないことを確認する。なお、施設の耐震安全性へ影響を与える可能性がある場合には詳細評価を実施する。</p>	<p>制御棒の地震時挿入性については、加振試験結果から挿入機能に支障を与えない燃料集集体変位と地震応答解析から求めた燃料集集体変位とを比較することにより評価する。 具体的な計算手法については、添付書類「V-2-3～V-2-10」の各申請設備の耐震計算書に示す。</p> <p>これらの水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、添付書類「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>・ 発電炉固有の制御棒の地震時挿入性についての記載であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ 事業変更許可申請書において、『基準地震動S_s-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。』として受けることを受け、その方針について記載した。</p> <p>・ 本内容については、「補足説明資料【耐震機電12】一関東評価用地震動(鉛直)に対する影響確認について(機器・配管系)」に示す。</p>
<p>【記載箇所：3.1.1(5)設計における留意事項に記載している内容】 d. 一関東評価用地震動(鉛直) 基準地震動S_s-C4は、水平方向の地震動のみであることから、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響評価を行う場合には、工学的に水平方向の地震動から設定した鉛直方向の評価用地震動(以下「一関東評価用地震動(鉛直)」という。)による地震力を用いて、水平方向と鉛直方向の地震力を組み合わせた影響が考えられる施設に対して、許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(64/78) 頁から</p>			

再処理施設		発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1	
		<p>10.3 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物) 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</p> <p>屋外重要土木構造物については、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいずれかにて行う。また、評価に当たっては、材料物性のばらつきを適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時刻歴応答解析法 ・FEM 等を用いた応力解析 <p>その他の土木構造物の評価手法は、JEAG4601に基づき実施することを基本とする。</p> <p>屋外重要土木構造物の具体的な評価手法については、添付書類「V-2-2 耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震性についての計算書」及び添付書類「V-2-3～V-2-10」の各申請設備の耐震計算書に示す。また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、添付書類「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>・ 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p>
		<p>(71/78)頁へ</p> <p>10.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の評価は、「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせすべき他の荷重による応力との組合せ応力が「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること(解析による設計)により行う。</u> <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、防潮堤、貯留堰、浸水防止蓋、逆流防止設備、潮位計、津波・構内監視カメラ等、様々な構造形式がある。このため、これらの施設・設備の評価は、それぞれの施設・設備に応じ、「10.1 建物・構築物」、「10.2 機器・配管系」、「10.3 土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)」に示す手法に準じることとする。また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価については、添付書類「V-2-12 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</u></p>	

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
	<p data-bbox="1068 304 1498 892"> </p> <p data-bbox="934 934 1676 966"> <u>第 10.1-1 図 一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトル</u> </p> <p data-bbox="964 1081 1528 1270"> </p> <p data-bbox="934 1291 1617 1323"> <u>第 10.1-2 図 一関東評価用地震動(鉛直)の加速度時刻歴波形</u> </p>	<p data-bbox="2537 294 2775 388"> ・事業変更許可申請書に合わせた記載とした。 </p>

再処理施設	発電炉	備考
基本設計方針	添付書類IV-1-1	添付書類V-2-1-1
	<p data-bbox="1068 388 1498 976"> </p> <p data-bbox="934 997 1765 1071"> <u>第 10.1-3 図 一関東評価用地震動(鉛直)に対して係数0.5を乗じた地震動の設計用応答スペクトル</u> </p> <p data-bbox="1023 1144 1573 1344"> </p> <p data-bbox="934 1365 1765 1438"> <u>第 10.1-4 図 一関東評価用地震動(鉛直)に対して係数0.5を乗じた地震動の加速度時刻歴波形</u> </p>	<p data-bbox="1973 178 2315 252">添付書類V-2-1-1</p> <p data-bbox="2537 283 2775 388"> ・事業変更許可申請書に合わせた記載とした。 </p>

別紙4－2

地盤の支持性能に係る基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
	<p>IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 地盤の解析用物性値</p> <p>3.1 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <p>3.2 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>3.3 耐震評価における地下水位設定方針</p> <p>4. 地盤の支持力</p> <p>4.1 直接基礎の支持力度</p> <p>4.2 杭基礎の支持力</p> <p>5. 地質断面図</p> <p>6. 地盤の速度構造</p> <p>6.1 入力地震動策定に用いる地下構造モデル</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる解析モデル</p>	<p>V-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針</p> <p>目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 地盤の解析用物性値</p> <p>3.1 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <p>3.2 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>3.3 耐震評価における地下水位設定方針</p> <p>4. 地盤の支持力度</p> <p>4.1 直接基礎の支持力度</p> <p>4.2 杭基礎の支持力度</p> <p>4.3 <u>地中連続壁基礎の支持力算定式</u></p> <p>4.4 <u>杭の支持力試験について</u></p> <p>5. 地質断面図</p> <p>6. 地盤の速度構造</p> <p>6.1 入力地震動策定に用いる地下構造モデル</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる浅部地盤の解析モデル</p> <p>7. <u>地盤の液状化強度特性の代表性、網羅性及び保守性</u></p>	<p>・申請対象施設に地中連続壁基礎は存在しない。</p> <p>・杭基礎の支持力評価については、基礎指針2001による杭基礎の支持力算定式を用いるため、杭の支持力試験は実施していない。</p> <p>・再処理施設では、敷地全体のデータと液状化強度試験に用いたデータを比較し、液状化しやすいデータを用いていることで代表性及び網羅性があることを確認している。確認結果については、補足説明資料 耐震地盤01(地盤の支持性能について)として説明する。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>2. 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針 再処理施設の耐震設計は、安全機能を有する施設については、地震により安全機能が損なわれるおそれがないことを目的とし、「技術基準規則」に適合する設計とする。</p>	<p>1. 概要 本資料は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「2. 耐震設計の基本方針」に基づき、安全機能を有する施設の耐震安全性評価を実施するにあたり、評価対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性及び変形特性の地盤物性値の設定並びに支持性能評価で用いる地盤諸元の基本的な考え方を示したものである。</p> <p><u>重大事故等対処施設の基本方針については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>1. 概要 本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」に基づき、設計基準対象施設並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）（以下「常設重大事故等対処施設」という。）の耐震安全性評価を実施するに当たり、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性、変形特性等の地盤物性値の設定及び支持性能評価で用いる地盤諸元の基本的な考え方を示したものである。</p>	<p>・重大事故等対処施設については後次回で比較結果を示す。</p> <p>・基本設計方針に基づいた記載としており、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：10.1 建物・構築物の基本方針に記載している内容】</p> <p>建物・構築物の評価は、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。また、評価に当たっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <p>【記載箇所：5.1.5 許容限界に記載している内容】</p> <p>(3) 基礎地盤の支持性能</p> <p>a. Sクラスの建物・構築物、Sクラスの機器・配管系の基礎地盤</p> <p>(a) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>重大事故等対処施設の基礎地盤については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p> <p>b. Bクラス及びCクラスの建物・構築物、機器・配管系の基礎地盤</p> <p>上記(3)a. (b)を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設の基礎地盤については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>安全機能を有する施設において、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性及び変形特性の地盤物性値については、各種試験に基づき、解析用物性値として設定する。また、設定する解析用物性値は、全応力解析及び有効応力解析に用いるものとし、必要に応じてそれぞれ設定する。全応力解析に用いる解析用物性値は、事業変更許可申請書（添付書類四）に記載された値を用いることを基本とする。<u>事業変更許可申請書に記載されていない地盤の解析用物性値は、新たに設定する。</u></p> <p>対象施設を設置する地盤の地震時における支持性能の評価については、安全機能を有する施設の耐震重要度分類に応じた地震力により地盤に作用する接地圧が、地盤の支持力度に対して、妥当な余裕を有することを確認する。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び常設重大事故等対処施設において、対象施設を設置する地盤の物理特性、強度特性、変形特性等の解析用物性値については、各種試験に基づき設定する。また、全応力解析及び有効応力解析等に用いる解析用物性値をそれぞれ設定する。全応力解析に用いる解析用物性値は、設置変更許可申請書（添付書類六）に記載した値を用いることを基本とする。<u>有効応力解析に用いる解析用物性値は、工事計画認可申請において新たに設定する。</u></p> <p>対象設備を設置する地盤の地震時における支持性能評価については、設計基準対象施設及び常設重大事故等対処施設の耐震重要度分類又は施設区分に応じた地震力により地盤に作用する接地圧が地盤の<u>極限支持力</u>に基づく許容限界*以下であることを確認する。 注記 *：妥当な安全余裕を持たせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処施設については後次回申請以降に示す。 再処理施設では有効応力解析に限らず、全応力解析に用いる解析用物性値についても設工認にて新たに設定する。 重大事故等対処施設については後次回申請以降に示す。 短期許容支持力度を含めるため、支持力度とした。

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：2.2 準拠規格に記載している内容】</p> <p>準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類（以下「既設工認」という。）で適用実績のある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <p>既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を以下に示す。</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基礎構造設計指針（（社）日本建築学会，2001 改定） <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤工学会基準（JGS1521-2003）地盤の平板載荷試験方法 	<p><u>支持地盤の支持力度は、地盤工学会基準（JGS 1521-2003）地盤の平板載荷試験方法、又は建築基礎構造設計指針（日本建築学会，2001）（以下「基礎指針2001」という。）の支持力算定式に基づき、対象施設の支持地盤の室内試験結果から算定する方法から設定する。</u></p> <p><u>杭基礎の押し込み力に対する支持力評価には、杭先端の支持岩盤の支持力並びに杭周面地盤の改良地盤及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮する。</u></p> <p><u>杭基礎の引抜き力に対する支持力評価には、杭周面地盤の改良地盤及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮する。</u></p>	<p><u>極限支持力は、道路橋示方書（I 共通編・IV下部構造編）・同解説（日本道路協会，平成14年3月）（以下「道路橋示方書」という。）及び建築基礎構造設計指針（日本建築学会，2001）（以下「基礎指針」という。）の支持力算定式に基づき、対象施設の支持岩盤の室内試験結果（せん断強度）等より設定する。また、杭の支持力試験を実施している場合は、極限支持力を支持力試験から設定する。</u></p> <p><u>杭基礎の押し込み力に対する支持力評価において、原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、杭先端の支持岩盤への接地圧に対する支持力評価を行うことを基本とする。ただし、杭を根入れした岩盤及び岩着している地盤改良体とその上方の非液状化層が連続している場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。</u></p> <p><u>杭基礎の引抜き力に対する支持力評価において、原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、新第三系（久米層）の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮することを基本とする。ただし、杭周面地盤に地盤改良体がある場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用する基準の差異。 ・当該建物・構築物において地盤の平板載荷試験を実施している場合は、その試験結果を適用する。また、平板載荷試験を実施していない場合は基礎指針2001の岩石強度試験による支持力算定式を適用し、規格基準に規定のない評価手法等は適用しない。 ・杭の支持力試験は、支持力評価にて基礎指針2001による杭基礎の支持力算定式を用いるため、実施していない。 ・再処理施設の杭基礎は第四系の杭周面地盤を改良地盤にて置換しているため、その杭周面摩擦力を合わせて考慮することを前提としている。 ・再処理施設の杭基礎は第四系の杭周面地盤を改良地盤にて置換しているため、その杭周面摩擦力を合わせて考慮することを前提としている。

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：10.1 建物・構築物の基本方針に記載している内容】</p> <p>建物・構築物の評価は、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d を基に設定した入力地震動に対する構造全体としての変形、並びに地震応答解析による地震力及び「4. 設計用地震力」で示す設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わせべき地震力以外の荷重により発生する局所的な応力が、「5. 機能維持の基本方針」で示す許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。</p> <p>評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。また、評価にあたっては、材料物性のばらつき等を適切に考慮する。</p> <p>【記載箇所：2.2 準拠規格に記載している内容】</p> <p>準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類（以下「既設工認」という。）で適用実績のある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p>	<p>3. 地盤の解析用物性値</p> <p>3.1 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <p>事業変更許可申請書に記載された解析用物性値一覧表を第 3-1 表及び第 3-1 図に、設定根拠を第 3-2 表に示す。事業変更許可申請書に記載された解析用物性値については、原位置試験及び室内試験から得られた各種物性値を基に設定した。</p>	<p>3. 地盤の解析用物性値</p> <p>3.1 設置変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <p>全応力解析に用いる解析用物性値として、設置変更許可申請書に記載された解析用物性値を表3-1及び図3-1～図3-10に、設定根拠を表3-2 に示す。設置変更許可申請書に記載された解析用物性値については、原位置試験及び室内試験から得られた各種物性値を基に設定した。</p>	

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p style="text-align: center;">添付書類IV-1-1-2</p> <p style="text-align: center;">第3-1表(1) 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">凝灰岩</th> <th colspan="2">砂質凝灰岩</th> <th colspan="2">泥岩(上部層)</th> <th colspan="2">泥岩(下部層)</th> <th colspan="2">細粒砂岩</th> <th colspan="2">凝灰質砂岩</th> </tr> <tr> <th>T_{1f}</th> <th>T_{1s}</th> <th>T_{2f}</th> <th>T_{2s}</th> <th>T_{3f}</th> <th>T_{3s}</th> <th>T_{4f}</th> <th>T_{4s}</th> <th>T_{5f}</th> <th>T_{5s}</th> <th>T_{6f}</th> <th>T_{6s}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.70$</td> <td>$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.47$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弾性係数</td> <td>1.99</td> <td>$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.63$</td> <td>$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$</td> <td>$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$</td> <td>$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>せん断強度</td> <td>1.69</td> <td>$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期変形係数</td> <td>$690-6.60 Z$</td> <td>$757-2.19 Z$</td> <td>$697-3.32 Z$</td> <td>$551-2.75 Z$</td> <td>$938-2.64 Z$</td> <td>$939-8.69 Z$</td> <td>$697-3.32 Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>$761-3.89 Z$</td> <td>$848-1.70 Z$</td> <td>$880-2.58 Z$</td> <td>$592-2.47 Z$</td> <td>$986-1.59 Z$</td> <td>$1220-5.88 Z$</td> <td>1290</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動的変形特性</td> <td>$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.39$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td>$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$</td> <td>$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$</td> <td>$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$</td> <td>$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$</td> <td>$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$</td> <td>$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$</td> <td>$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>$0.0682\gamma+0.0127+1.47$</td> <td>$0.169\gamma+0.0192+1.34$</td> <td>$0.119\gamma+0.0202+1.48$</td> <td>$0.219\gamma+0.0551+1.42$</td> <td>$0.412\gamma+0.0752+1.25$</td> <td>$0.207\gamma+0.0219+1.29$</td> <td>$0.0305\gamma+0.0628+1.06$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 Z: 標高 (m), p: 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ: せん断ひずみ (%)</p>	区分	凝灰岩		砂質凝灰岩		泥岩(上部層)		泥岩(下部層)		細粒砂岩		凝灰質砂岩		T_{1f}	T_{1s}	T_{2f}	T_{2s}	T_{3f}	T_{3s}	T_{4f}	T_{4s}	T_{5f}	T_{5s}	T_{6f}	T_{6s}	物理特性	$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.70	$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.47						弾性係数	1.99	$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.63	$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$	$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$						せん断強度	1.69	$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$						初期変形係数	$690-6.60 Z$	$757-2.19 Z$	$697-3.32 Z$	$551-2.75 Z$	$938-2.64 Z$	$939-8.69 Z$	$697-3.32 Z$						ポアソン比	$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$						動せん断弾性係数	$761-3.89 Z$	$848-1.70 Z$	$880-2.58 Z$	$592-2.47 Z$	$986-1.59 Z$	$1220-5.88 Z$	1290						動的変形特性	$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.39						減衰率	$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$	$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$	$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$	$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$	$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$	$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$	$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$							$0.0682\gamma+0.0127+1.47$	$0.169\gamma+0.0192+1.34$	$0.119\gamma+0.0202+1.48$	$0.219\gamma+0.0551+1.42$	$0.412\gamma+0.0752+1.25$	$0.207\gamma+0.0219+1.29$	$0.0305\gamma+0.0628+1.06$						<p style="text-align: center;">添付書類V-2-1-3</p> <p style="text-align: center;">表3-1 設置変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">凝灰岩</th> <th colspan="2">砂質凝灰岩</th> <th colspan="2">泥岩(上部層)</th> <th colspan="2">泥岩(下部層)</th> <th colspan="2">細粒砂岩</th> <th colspan="2">凝灰質砂岩</th> </tr> <tr> <th>T_{1f}</th> <th>T_{1s}</th> <th>T_{2f}</th> <th>T_{2s}</th> <th>T_{3f}</th> <th>T_{3s}</th> <th>T_{4f}</th> <th>T_{4s}</th> <th>T_{5f}</th> <th>T_{5s}</th> <th>T_{6f}</th> <th>T_{6s}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.70$</td> <td>$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$1.47$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弾性係数</td> <td>1.99</td> <td>$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.63$</td> <td>$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$</td> <td>$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$</td> <td>$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>せん断強度</td> <td>1.69</td> <td>$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期変形係数</td> <td>$690-6.60 Z$</td> <td>$757-2.19 Z$</td> <td>$697-3.32 Z$</td> <td>$551-2.75 Z$</td> <td>$938-2.64 Z$</td> <td>$939-8.69 Z$</td> <td>$697-3.32 Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>$761-3.89 Z$</td> <td>$848-1.70 Z$</td> <td>$880-2.58 Z$</td> <td>$592-2.47 Z$</td> <td>$986-1.59 Z$</td> <td>$1220-5.88 Z$</td> <td>1290</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動的変形特性</td> <td>$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>$0.39$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td>$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$</td> <td>$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$</td> <td>$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$</td> <td>$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$</td> <td>$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$</td> <td>$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$</td> <td>$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>$0.0682\gamma+0.0127+1.47$</td> <td>$0.169\gamma+0.0192+1.34$</td> <td>$0.119\gamma+0.0202+1.48$</td> <td>$0.219\gamma+0.0551+1.42$</td> <td>$0.412\gamma+0.0752+1.25$</td> <td>$0.207\gamma+0.0219+1.29$</td> <td>$0.0305\gamma+0.0628+1.06$</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 Z: 標高 (m), p: 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ: せん断ひずみ (%)</p>	項目	凝灰岩		砂質凝灰岩		泥岩(上部層)		泥岩(下部層)		細粒砂岩		凝灰質砂岩		T_{1f}	T_{1s}	T_{2f}	T_{2s}	T_{3f}	T_{3s}	T_{4f}	T_{4s}	T_{5f}	T_{5s}	T_{6f}	T_{6s}	物理特性	$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.70	$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.47						弾性係数	1.99	$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.63	$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$	$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$						せん断強度	1.69	$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$						初期変形係数	$690-6.60 Z$	$757-2.19 Z$	$697-3.32 Z$	$551-2.75 Z$	$938-2.64 Z$	$939-8.69 Z$	$697-3.32 Z$						ポアソン比	$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$						動せん断弾性係数	$761-3.89 Z$	$848-1.70 Z$	$880-2.58 Z$	$592-2.47 Z$	$986-1.59 Z$	$1220-5.88 Z$	1290						動的変形特性	$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.39						減衰率	$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$	$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$	$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$	$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$	$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$	$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$	$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$							$0.0682\gamma+0.0127+1.47$	$0.169\gamma+0.0192+1.34$	$0.119\gamma+0.0202+1.48$	$0.219\gamma+0.0551+1.42$	$0.412\gamma+0.0752+1.25$	$0.207\gamma+0.0219+1.29$	$0.0305\gamma+0.0628+1.06$						<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。</p>
区分	凝灰岩		砂質凝灰岩		泥岩(上部層)		泥岩(下部層)		細粒砂岩		凝灰質砂岩																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	T_{1f}	T_{1s}	T_{2f}	T_{2s}	T_{3f}	T_{3s}	T_{4f}	T_{4s}	T_{5f}	T_{5s}	T_{6f}	T_{6s}																																																																																																																																																																																																																																																																																			
物理特性	$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.70	$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.47																																																																																																																																																																																																																																																																																								
弾性係数	1.99	$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.63	$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$	$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
せん断強度	1.69	$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
初期変形係数	$690-6.60 Z$	$757-2.19 Z$	$697-3.32 Z$	$551-2.75 Z$	$938-2.64 Z$	$939-8.69 Z$	$697-3.32 Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ポアソン比	$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
動せん断弾性係数	$761-3.89 Z$	$848-1.70 Z$	$880-2.58 Z$	$592-2.47 Z$	$986-1.59 Z$	$1220-5.88 Z$	1290																																																																																																																																																																																																																																																																																								
動的変形特性	$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.39																																																																																																																																																																																																																																																																																								
減衰率	$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$	$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$	$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$	$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$	$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$	$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$	$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	$0.0682\gamma+0.0127+1.47$	$0.169\gamma+0.0192+1.34$	$0.119\gamma+0.0202+1.48$	$0.219\gamma+0.0551+1.42$	$0.412\gamma+0.0752+1.25$	$0.207\gamma+0.0219+1.29$	$0.0305\gamma+0.0628+1.06$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
項目	凝灰岩		砂質凝灰岩		泥岩(上部層)		泥岩(下部層)		細粒砂岩		凝灰質砂岩																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	T_{1f}	T_{1s}	T_{2f}	T_{2s}	T_{3f}	T_{3s}	T_{4f}	T_{4s}	T_{5f}	T_{5s}	T_{6f}	T_{6s}																																																																																																																																																																																																																																																																																			
物理特性	$1.64-2.86 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.54-2.45 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.82-1.52 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.60-2.02 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.70	$1.85-1.55 \times 10^{-4} \cdot Z$	1.47																																																																																																																																																																																																																																																																																								
弾性係数	1.99	$1.34-4.82 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.63	$2.82-1.18 \times 10^{-2} \cdot Z$	$2.22-1.45 \times 10^{-2} \cdot Z$	$1.23-3.95 \times 10^{-3} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
せん断強度	1.69	$0.95-3.96 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.05-3.87 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.67-3.20 \times 10^{-3} \cdot Z$	$1.55-8.17 \times 10^{-3} \cdot Z$	$0.85-2.03 \times 10^{-3} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
初期変形係数	$690-6.60 Z$	$757-2.19 Z$	$697-3.32 Z$	$551-2.75 Z$	$938-2.64 Z$	$939-8.69 Z$	$697-3.32 Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ポアソン比	$0.48+2.4 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+1.9 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+1.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.47+2.6 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.48+2.3 \times 10^{-4} \cdot Z$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
動せん断弾性係数	$761-3.89 Z$	$848-1.70 Z$	$880-2.58 Z$	$592-2.47 Z$	$986-1.59 Z$	$1220-5.88 Z$	1290																																																																																																																																																																																																																																																																																								
動的変形特性	$0.42+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.44+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.40+2.8 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.39																																																																																																																																																																																																																																																																																								
減衰率	$1+3.78 \cdot \gamma^{0.994}$	$1+2.02 \cdot \gamma^{0.768}$	$1+2.46 \cdot \gamma^{0.885}$	$1+1.35 \cdot \gamma^{0.912}$	$1+0.904 \cdot \gamma^{0.933}$	$1+1.87 \cdot \gamma^{0.819}$	$1+1.59 \cdot \gamma^{1.03}$																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	$0.0682\gamma+0.0127+1.47$	$0.169\gamma+0.0192+1.34$	$0.119\gamma+0.0202+1.48$	$0.219\gamma+0.0551+1.42$	$0.412\gamma+0.0752+1.25$	$0.207\gamma+0.0219+1.29$	$0.0305\gamma+0.0628+1.06$																																																																																																																																																																																																																																																																																								

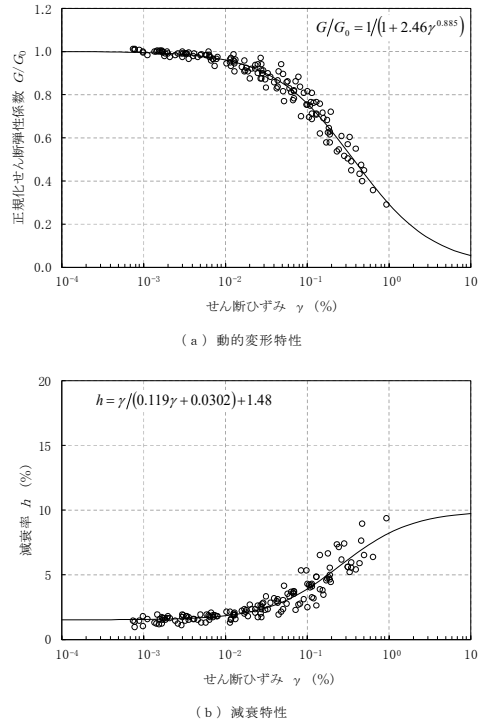
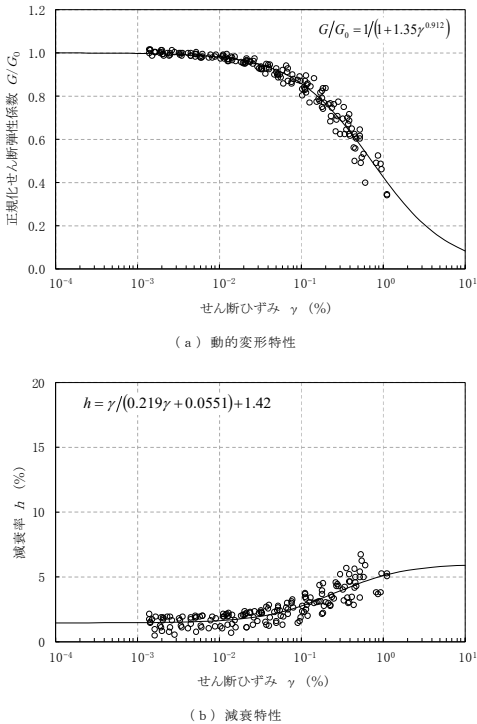
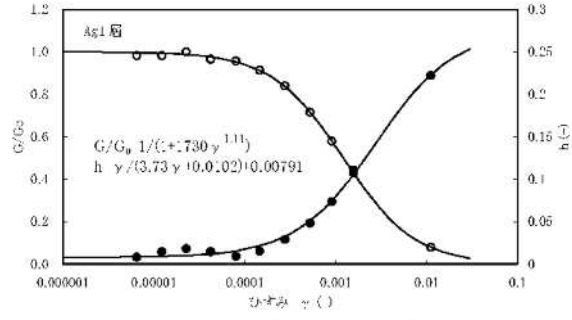
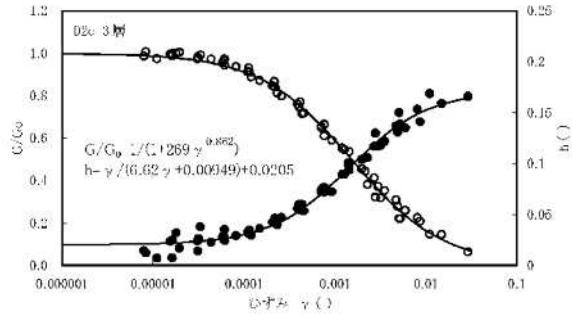
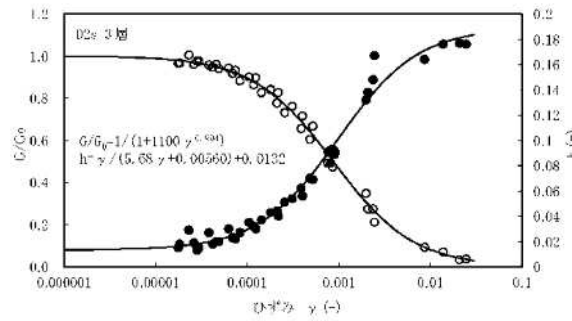
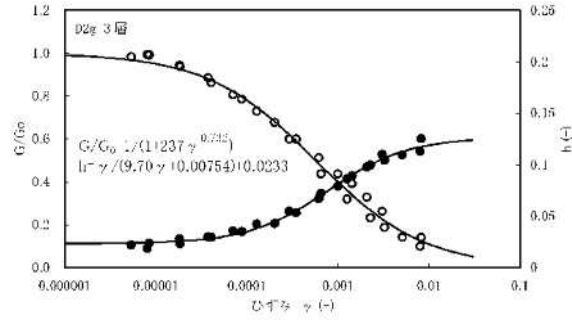
添付書類IV-1-1		再処理施設 添付書類IV-1-1-2										発電炉 添付書類V-2-1-3			備考
第3-1表(2) 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値															
物理特性		区分	礫石質砂岩 Tpps	粗粒砂岩 Tcs	砂岩・凝灰岩互層 Talst	凝混り砂岩 Tss	礫石混り砂岩 Tps	礫岩 Tcg	砂岩・泥岩互層 Talsm						
密度 ρ_s (g/cm ³)	1.91	2.05	$1.72-8.29 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.91-1.35 \times 10^{-4} \cdot Z$	$1.69-1.78 \times 10^{-3} \cdot Z$	2.12	1.92								
せん断強度 S_0 (MPa)	$2.64-1.13 \times 10^{-2} \cdot Z$	1.19	$1.32-7.39 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.95	$1.23-6.72 \times 10^{-3} \cdot Z$	2.62	2.09								
せん断強度 S_{ur} (MPa)	$1.96-9.44 \times 10^{-3} \cdot Z$	0.88	$0.66-3.70 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.37	$0.94-6.47 \times 10^{-3} \cdot Z$	1.62	1.46								
初期変形係数 E_0 (MPa)	982-7.30Z	574	327	754	537	1170	876								
ポアソン比 ν	$0.47+1.1 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.48	0.48	0.48	0.48	0.46	0.48								
動せん断弾性係数 G_0 (MPa)	1410-7.59Z	1860	780-4.88Z	773-7.85Z	959-4.51Z	2520	1330								
動ポアソン比 ν_d	$0.38+2.0 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.39	$0.43+5.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.43+4.7 \times 10^{-4} \cdot Z$	$0.41+3.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	0.35	0.39								
正規化せん断弾性係数 G/G_0 ~ γ (%)	$\frac{1}{1+6.07 \cdot \gamma^{1.04}}$	$\frac{1}{1+3.37 \cdot \gamma^{0.663}}$	$\frac{1}{1+2.77 \cdot \gamma^{0.856}}$	$\frac{1}{1+3.25 \cdot \gamma^{0.833}}$	$\frac{1}{1+3.52 \cdot \gamma^{0.829}}$	$\frac{1}{1+4.72 \cdot \gamma^{0.900}}$	$\frac{1}{1+3.08 \cdot \gamma^{0.919}}$								
減衰率 h ~ γ (%)	$0.0940 \gamma + 0.0145$	$0.121 \gamma + 0.00752$	$0.0935 \gamma + 0.0144$	$0.0902 \gamma + 0.0157$	$0.0734 \gamma + 0.0214$	$0.0973 \gamma + 0.00991$	$0.0864 \gamma + 0.0404$								
注記 Z: 標高 (m), p: 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ : せん断ひずみ (%)															
													・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。		

再処理施設		発電炉		備考																																																											
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																													
第3-1表(3) 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">f-1 断層</th> <th colspan="2">f-2 断層</th> <th rowspan="2">風化岩 T(W)</th> </tr> <tr> <th>f-1, f-1a, f-1b</th> <th>f-1, f-1a, f-1b</th> <th>f-2, f-2a</th> <th>f-2, f-2a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>湿潤密度 ρ_s (g/cm³)</td> <td>1.28</td> <td>1.32</td> <td>1.32</td> <td>1.56</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強度特性</td> <td>非排水せん断強度 S_u (MPa)</td> <td>0.059+0.494<i>p</i></td> <td>0.108+0.296<i>p</i></td> <td>0.108+0.296<i>p</i></td> <td>0.035+0.315<i>p</i></td> </tr> <tr> <td>残留せん断強度 S_{ur} (MPa)</td> <td>0.054+0.487<i>p</i></td> <td>0.095+0.296<i>p</i></td> <td>0.095+0.296<i>p</i></td> <td>0.034+0.314<i>p</i></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静的変形特性</td> <td>初期変形係数 E_0 (MPa)</td> <td>34.9+73.3<i>p</i></td> <td>50.4+63.1<i>p</i></td> <td>50.4+63.1<i>p</i></td> <td>38.0+78.8<i>p</i></td> </tr> <tr> <td>ポアソン比 ν</td> <td>0.47</td> <td>0.49</td> <td>0.49</td> <td>0.47</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">動変形特性</td> <td>動せん断弾性係数 G_0 (MPa)</td> <td>356<i>p</i>^{0.164}</td> <td>326<i>p</i>^{0.151}</td> <td>326<i>p</i>^{0.151}</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比 ν_d</td> <td>0.43</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数 G/G_0 ~γ(%)</td> <td>$\frac{1}{1+4.90 \cdot \gamma^{0.857}}$</td> <td>$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$</td> <td>$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$</td> <td>$\frac{1}{1+2.53 \cdot \gamma^{0.773}}$</td> </tr> <tr> <td>減衰率 h(%) ~γ(%)</td> <td>$\frac{0.0300 \gamma + 0.0213}{\gamma} + 4.26$</td> <td>$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$</td> <td>$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$</td> <td>$\frac{0.114 \gamma + 0.0189}{\gamma} + 0.911$</td> </tr> </tbody> </table>					区分	f-1 断層		f-2 断層		風化岩 T(W)	f-1, f-1a, f-1b	f-1, f-1a, f-1b	f-2, f-2a	f-2, f-2a	物理特性	湿潤密度 ρ_s (g/cm ³)	1.28	1.32	1.32	1.56	強度特性	非排水せん断強度 S_u (MPa)	0.059+0.494 <i>p</i>	0.108+0.296 <i>p</i>	0.108+0.296 <i>p</i>	0.035+0.315 <i>p</i>	残留せん断強度 S_{ur} (MPa)	0.054+0.487 <i>p</i>	0.095+0.296 <i>p</i>	0.095+0.296 <i>p</i>	0.034+0.314 <i>p</i>	静的変形特性	初期変形係数 E_0 (MPa)	34.9+73.3 <i>p</i>	50.4+63.1 <i>p</i>	50.4+63.1 <i>p</i>	38.0+78.8 <i>p</i>	ポアソン比 ν	0.47	0.49	0.49	0.47	動変形特性	動せん断弾性係数 G_0 (MPa)	356 <i>p</i> ^{0.164}	326 <i>p</i> ^{0.151}	326 <i>p</i> ^{0.151}	123	動ポアソン比 ν_d	0.43	0.45	0.45	0.40	正規化せん断弾性係数 G/G_0 ~ γ (%)	$\frac{1}{1+4.90 \cdot \gamma^{0.857}}$	$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$	$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$	$\frac{1}{1+2.53 \cdot \gamma^{0.773}}$	減衰率 h (%) ~ γ (%)	$\frac{0.0300 \gamma + 0.0213}{\gamma} + 4.26$	$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$	$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$	$\frac{0.114 \gamma + 0.0189}{\gamma} + 0.911$
区分	f-1 断層		f-2 断層			風化岩 T(W)																																																									
	f-1, f-1a, f-1b	f-1, f-1a, f-1b	f-2, f-2a	f-2, f-2a																																																											
物理特性	湿潤密度 ρ_s (g/cm ³)	1.28	1.32	1.32	1.56																																																										
強度特性	非排水せん断強度 S_u (MPa)	0.059+0.494 <i>p</i>	0.108+0.296 <i>p</i>	0.108+0.296 <i>p</i>	0.035+0.315 <i>p</i>																																																										
	残留せん断強度 S_{ur} (MPa)	0.054+0.487 <i>p</i>	0.095+0.296 <i>p</i>	0.095+0.296 <i>p</i>	0.034+0.314 <i>p</i>																																																										
静的変形特性	初期変形係数 E_0 (MPa)	34.9+73.3 <i>p</i>	50.4+63.1 <i>p</i>	50.4+63.1 <i>p</i>	38.0+78.8 <i>p</i>																																																										
	ポアソン比 ν	0.47	0.49	0.49	0.47																																																										
動変形特性	動せん断弾性係数 G_0 (MPa)	356 <i>p</i> ^{0.164}	326 <i>p</i> ^{0.151}	326 <i>p</i> ^{0.151}	123																																																										
	動ポアソン比 ν_d	0.43	0.45	0.45	0.40																																																										
	正規化せん断弾性係数 G/G_0 ~ γ (%)	$\frac{1}{1+4.90 \cdot \gamma^{0.857}}$	$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$	$\frac{1}{1+3.46 \cdot \gamma^{1.03}}$	$\frac{1}{1+2.53 \cdot \gamma^{0.773}}$																																																										
	減衰率 h (%) ~ γ (%)	$\frac{0.0300 \gamma + 0.0213}{\gamma} + 4.26$	$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$	$\frac{0.0301 \gamma + 0.0295}{\gamma} + 2.86$	$\frac{0.114 \gamma + 0.0189}{\gamma} + 0.911$																																																										
注記 Z: 標高 (m), <i>p</i> : 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ : せん断ひずみ (%)																																																															
・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。																																																															

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-2	発電炉 添付書類V-2-1-3	備考																																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">第3-1表(4) 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">新第三系鮮新統 PPI</th> <th colspan="2">第四系下部~中部 更新統 (六ヶ所層) PP2</th> <th colspan="2">第四系 中部更新統 ~完新統 PH</th> <th colspan="2">造成盛土 FI</th> <th colspan="2">埋戻し土 bk</th> </tr> <tr> <th>物理特性</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>潤滑密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>潤滑密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>潤滑密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>潤滑密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">強度特性</td> <td>潤滑密度</td> <td>$2.12-3.12 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>潤滑密度</td> <td>1.73</td> <td>潤滑密度</td> <td>1.89</td> <td>潤滑密度</td> <td>$1.66+3.3 \times 10^{-3} \cdot D$</td> <td>潤滑密度</td> <td>$1.82+2.8 \times 10^{-3} \cdot D$</td> </tr> <tr> <td>粘着力</td> <td>$0.902-9.14 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>$0.115+0.341 \cdot p$</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>13.8</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>$0.102+0.341 \cdot p$</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静的変形特性</td> <td>残留粘着力</td> <td>$0.853-8.47 \times 10^{-3} \cdot Z$</td> <td>初期変形係数</td> <td>$29.0+262 \cdot p$</td> <td>初期変形係数</td> <td>$74.6+434 \cdot p$</td> <td>初期変形係数</td> <td>$9.96+289 \cdot p$</td> <td>初期変形係数</td> <td>$22.1+266 \cdot p$</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>13.8</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.49</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.49</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.48</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">動的変形特性</td> <td>初期変形係数</td> <td>$377-3.90 \cdot Z$</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>303</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>189</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>$32.4+4.02 \cdot D$</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>$60.7+8.20 \cdot D$</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>$0.48+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>動ポアソン比</td> <td>0.41</td> <td>動ポアソン比</td> <td>0.45</td> <td>動ポアソン比</td> <td>0.42</td> <td>動ポアソン比</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>$1000-5.50 \cdot Z$</td> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>$\frac{1}{1+5.91 \cdot \gamma^{0.758}}$</td> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>$\frac{1}{1+15.4 \cdot \gamma^{0.891}}$</td> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>$\frac{1}{1+9.27 \cdot \gamma^{0.992}}$</td> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>$\frac{1}{1+12.7 \cdot \gamma^{0.914}}$</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td>$0.39+6.5 \times 10^{-4} \cdot Z$</td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{\gamma}{0.0786 \gamma + 0.00692} + 1.26$</td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{\gamma}{0.0829 \gamma + 0.00582} + 1.18$</td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{\gamma}{0.0438 \gamma + 0.0150} + 1.74$</td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{\gamma}{0.0631 \gamma + 0.00590} + 1.29$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 Z: 標高 (m), p: 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ: せん断ひずみ (%), D: 深度 (G.L.-m)</p>	区分	新第三系鮮新統 PPI		第四系下部~中部 更新統 (六ヶ所層) PP2		第四系 中部更新統 ~完新統 PH		造成盛土 FI		埋戻し土 bk		物理特性	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	強度特性	潤滑密度	$2.12-3.12 \times 10^{-3} \cdot Z$	潤滑密度	1.73	潤滑密度	1.89	潤滑密度	$1.66+3.3 \times 10^{-3} \cdot D$	潤滑密度	$1.82+2.8 \times 10^{-3} \cdot D$	粘着力	$0.902-9.14 \times 10^{-3} \cdot Z$	非排水せん断強度	$0.115+0.341 \cdot p$	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	内部摩擦角	13.8	非排水せん断強度	$0.102+0.341 \cdot p$	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	静的変形特性	残留粘着力	$0.853-8.47 \times 10^{-3} \cdot Z$	初期変形係数	$29.0+262 \cdot p$	初期変形係数	$74.6+434 \cdot p$	初期変形係数	$9.96+289 \cdot p$	初期変形係数	$22.1+266 \cdot p$	内部摩擦角	13.8	ポアソン比	0.49	ポアソン比	0.49	ポアソン比	0.48	ポアソン比	0.48	動的変形特性	初期変形係数	$377-3.90 \cdot Z$	動せん断弾性係数	303	動せん断弾性係数	189	動せん断弾性係数	$32.4+4.02 \cdot D$	動せん断弾性係数	$60.7+8.20 \cdot D$	ポアソン比	$0.48+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	動ポアソン比	0.41	動ポアソン比	0.45	動ポアソン比	0.42	動ポアソン比	0.39	動せん断弾性係数	$1000-5.50 \cdot Z$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+5.91 \cdot \gamma^{0.758}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+15.4 \cdot \gamma^{0.891}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+9.27 \cdot \gamma^{0.992}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+12.7 \cdot \gamma^{0.914}}$	動ポアソン比	$0.39+6.5 \times 10^{-4} \cdot Z$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0786 \gamma + 0.00692} + 1.26$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0829 \gamma + 0.00582} + 1.18$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0438 \gamma + 0.0150} + 1.74$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0631 \gamma + 0.00590} + 1.29$		<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。
区分	新第三系鮮新統 PPI		第四系下部~中部 更新統 (六ヶ所層) PP2		第四系 中部更新統 ~完新統 PH		造成盛土 FI		埋戻し土 bk																																																																																																												
	物理特性	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)	潤滑密度	ρ_s (g/cm ³)																																																																																																											
強度特性	潤滑密度	$2.12-3.12 \times 10^{-3} \cdot Z$	潤滑密度	1.73	潤滑密度	1.89	潤滑密度	$1.66+3.3 \times 10^{-3} \cdot D$	潤滑密度	$1.82+2.8 \times 10^{-3} \cdot D$																																																																																																											
	粘着力	$0.902-9.14 \times 10^{-3} \cdot Z$	非排水せん断強度	$0.115+0.341 \cdot p$	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0																																																																																																											
	内部摩擦角	13.8	非排水せん断強度	$0.102+0.341 \cdot p$	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0	非排水せん断強度	0																																																																																																											
静的変形特性	残留粘着力	$0.853-8.47 \times 10^{-3} \cdot Z$	初期変形係数	$29.0+262 \cdot p$	初期変形係数	$74.6+434 \cdot p$	初期変形係数	$9.96+289 \cdot p$	初期変形係数	$22.1+266 \cdot p$																																																																																																											
	内部摩擦角	13.8	ポアソン比	0.49	ポアソン比	0.49	ポアソン比	0.48	ポアソン比	0.48																																																																																																											
動的変形特性	初期変形係数	$377-3.90 \cdot Z$	動せん断弾性係数	303	動せん断弾性係数	189	動せん断弾性係数	$32.4+4.02 \cdot D$	動せん断弾性係数	$60.7+8.20 \cdot D$																																																																																																											
	ポアソン比	$0.48+1.3 \times 10^{-4} \cdot Z$	動ポアソン比	0.41	動ポアソン比	0.45	動ポアソン比	0.42	動ポアソン比	0.39																																																																																																											
	動せん断弾性係数	$1000-5.50 \cdot Z$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+5.91 \cdot \gamma^{0.758}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+15.4 \cdot \gamma^{0.891}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+9.27 \cdot \gamma^{0.992}}$	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+12.7 \cdot \gamma^{0.914}}$																																																																																																											
	動ポアソン比	$0.39+6.5 \times 10^{-4} \cdot Z$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0786 \gamma + 0.00692} + 1.26$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0829 \gamma + 0.00582} + 1.18$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0438 \gamma + 0.0150} + 1.74$	減衰率	$\frac{\gamma}{0.0631 \gamma + 0.00590} + 1.29$																																																																																																											

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-2	発電炉 添付書類V-2-1-3	備考																																																																																										
	<p style="text-align: center;">第3-1表 (5) 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">流動化処理土(A)</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">流動化処理土(B)</th> <th>MMR</th> </tr> <tr> <th>物理特性</th> <th>区分</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>湿潤密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>湿潤密度</th> <th>ρ_s (g/cm³)</th> <th>設計基準強度 1.4 MPa</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビーク強度</td> <td>非排水せん断強度 (MPa)</td> <td>1.63</td> <td>1.63</td> <td>0.347+0.242p</td> <td>1.85</td> <td>0.95</td> <td>1.85</td> <td>2.35</td> </tr> <tr> <td>残留特性</td> <td>非排水せん断強度 (MPa)</td> <td>0.291+0.016p</td> <td>0.291+0.016p</td> <td>初期変形係数</td> <td>30.0</td> <td>0</td> <td>30.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>静的変形特性</td> <td>初期変形係数</td> <td>143+448p</td> <td>143+448p</td> <td>ポアソン比</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>動的変形特性</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.46</td> <td>0.46</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>1050</td> <td>0</td> <td>1050</td> <td>21000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>380</td> <td>380</td> <td>ポアソン比</td> <td>0.33</td> <td>0.33</td> <td>0.33</td> <td>0.167</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポアソン比</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> <td>減衰率</td> <td>0.83</td> <td>0.83</td> <td>0.83</td> <td>9000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$</td> <td>$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$</td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$</td> <td>$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$</td> <td>$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$</td> <td>線形</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減衰率</td> <td>$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$</td> <td>$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$</td> <td>減衰率</td> <td>$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)</td> <td>$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)</td> <td>$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 Z: 標高 (m), p: 土被り圧から静水圧を差し引いた圧密応力 (MPa), γ: せん断ひずみ (%)</p>	区分		流動化処理土(A)		区分		流動化処理土(B)		MMR	物理特性	区分	ρ_s (g/cm ³)	ρ_s (g/cm ³)	湿潤密度	ρ_s (g/cm ³)	湿潤密度	ρ_s (g/cm ³)	設計基準強度 1.4 MPa	ビーク強度	非排水せん断強度 (MPa)	1.63	1.63	0.347+0.242p	1.85	0.95	1.85	2.35	残留特性	非排水せん断強度 (MPa)	0.291+0.016p	0.291+0.016p	初期変形係数	30.0	0	30.0	-	静的変形特性	初期変形係数	143+448p	143+448p	ポアソン比	0	0	0	-	動的変形特性	ポアソン比	0.46	0.46	動せん断弾性係数	1050	0	1050	21000		動せん断弾性係数	380	380	ポアソン比	0.33	0.33	0.33	0.167		ポアソン比	0.42	0.42	減衰率	0.83	0.83	0.83	9000		正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$	$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$	減衰率	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	線形		減衰率	$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$	$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$	減衰率	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	5.0		<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。</p>
区分		流動化処理土(A)		区分		流動化処理土(B)		MMR																																																																																					
物理特性	区分	ρ_s (g/cm ³)	ρ_s (g/cm ³)	湿潤密度	ρ_s (g/cm ³)	湿潤密度	ρ_s (g/cm ³)	設計基準強度 1.4 MPa																																																																																					
ビーク強度	非排水せん断強度 (MPa)	1.63	1.63	0.347+0.242p	1.85	0.95	1.85	2.35																																																																																					
残留特性	非排水せん断強度 (MPa)	0.291+0.016p	0.291+0.016p	初期変形係数	30.0	0	30.0	-																																																																																					
静的変形特性	初期変形係数	143+448p	143+448p	ポアソン比	0	0	0	-																																																																																					
動的変形特性	ポアソン比	0.46	0.46	動せん断弾性係数	1050	0	1050	21000																																																																																					
	動せん断弾性係数	380	380	ポアソン比	0.33	0.33	0.33	0.167																																																																																					
	ポアソン比	0.42	0.42	減衰率	0.83	0.83	0.83	9000																																																																																					
	正規化せん断弾性係数	$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$	$\frac{1}{1+9.63 \cdot \gamma^{1.01}}$	減衰率	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	$\frac{1}{1+5.87 \cdot \gamma^{0.974}}$	線形																																																																																					
	減衰率	$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$	$\frac{0.0798 \gamma + 0.0150}{\gamma} + 1.48$	減衰率	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	$0.83 + 2.59 \log(\gamma/0.01)$ ($\gamma > 0.01\%$)	5.0																																																																																					

再処理施設	発電炉	備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	備考
	<div data-bbox="1092 298 1546 598"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 976"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="1020 1003 1685 1041"> <p>第3-1図(1) 変形特性のひずみ依存性(凝灰岩[Ttf])</p> </div> <div data-bbox="1092 1075 1546 1404"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1432 1546 1761"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="997 1780 1715 1818"> <p>第3-1図(2) 変形特性のひずみ依存性(軽石凝灰岩[Tpt])</p> </div>	<div data-bbox="1881 298 2427 598"> <p>図3-1 da層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div> <div data-bbox="1881 697 2427 997"> <p>図3-2 Ag2層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div> <div data-bbox="1881 1117 2427 1417"> <p>図3-3 Ac層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div> <div data-bbox="1881 1516 2427 1816"> <p>図3-4 Ar層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div>	<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<p>第3-1図(3) 変形特性のひずみ依存性(砂質軽石凝灰岩[Tspt])</p>  <p>第3-1図(4) 変形特性のひずみ依存性(泥岩(上部層)[Tmss])</p> 	<p>事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>    

再処理施設	発電炉	備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
	<div data-bbox="1092 298 1546 598"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 976"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="985 1005 1724 1043"> <p>第3-1図(5) 変形特性のひずみ依存性 (泥岩(下部層)[Tms])</p> </div> <div data-bbox="1092 1077 1546 1377"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1425 1546 1755"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="1006 1780 1703 1818"> <p>第3-1図(6) 変形特性のひずみ依存性 (細粒砂岩[Tfs])</p> </div>	<div data-bbox="1884 304 2427 598"> <p>図3-9 1m層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div> <div data-bbox="1884 674 2427 1018"> <p>図3-10 10m層のせん断剛性及び減衰定数のひずみ依存性</p> </div>	<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 596"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 947"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="997 1003 1715 1039"> <p>第3-1図(7) 変形特性のひずみ依存性(凝灰質砂岩[Tts])</p> </div> <div data-bbox="1092 1075 1546 1375"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1425 1546 1726"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <div data-bbox="997 1782 1715 1818"> <p>第3-1図(8) 変形特性のひずみ依存性(軽石質砂岩[Tpps])</p> </div>	<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 594"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 945"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1012 1003 1703 1037">第3-1図(9) 変形特性のひずみ依存性(粗粒砂岩[Tcs])</p> <div data-bbox="1092 1073 1546 1371"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1423 1546 1722"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="923 1780 1745 1814">第3-1図(10) 変形特性のひずみ依存性(砂岩・凝灰岩互層[Talst])</p>	<p data-bbox="2576 296 2786 678">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 596"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 947"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1003 1003 1715 1037">第3-1図(11) 変形特性のひずみ依存性 (礫混り砂岩[Tss])</p> <div data-bbox="1092 1073 1546 1373"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1423 1546 1724"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1003 1780 1715 1814">第3-1図(12) 変形特性のひずみ依存性 (軽石混り砂岩[Tps])</p>	<p data-bbox="2576 296 2772 680">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 594"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 945"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1041 1003 1679 1035"><u>第3-1図(13) 変形特性のひずみ依存性(礫岩[Tcg])</u></p> <div data-bbox="1092 1073 1546 1371"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1423 1546 1722"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="937 1780 1724 1812"><u>第3-1図(14) 変形特性のひずみ依存性(砂岩・泥岩互層[Talms])</u></p>	<p data-bbox="2576 296 2778 678">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 596"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 947"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1032 1003 1685 1041">第3-1図 (15) 変形特性のひずみ依存性 (f-1断層)</p> <div data-bbox="1092 1073 1546 1373"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1423 1546 1724"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1032 1780 1685 1818">第3-1図 (16) 変形特性のひずみ依存性 (f-2断層)</p>	<p data-bbox="2576 289 2783 678">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 594"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 945"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1062 1003 1656 1035">第3-1図(17) 変形特性のひずみ依存性(風化岩)</p> <div data-bbox="1092 1102 1546 1400"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1453 1546 1751"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="982 1810 1745 1841">第3-1図(18) 変形特性のひずみ依存性(新第三系鮮新統[PP1])</p>	<p data-bbox="2576 296 2778 678">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 298 1546 598"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 947"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="902 1003 1768 1073">第3-1図(19) 変形特性のひずみ依存性(第四系下部~中部更新統(六ヶ所層)[PP2])</p> <div data-bbox="1092 1142 1546 1442"> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1491 1546 1791"> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="902 1848 1768 1917">第3-1図(20) 変形特性のひずみ依存性(第四系中部更新統~完新統[PH])</p>	<p data-bbox="2564 289 2783 680">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 598"> <p>正規化せん断弾性係数 G/G_0</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 646 1546 949"> <p>減衰率 h (%)</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1020 1003 1697 1039">第3-1図(21) 変形特性のひずみ依存性(造成盛土[f1])</p> <div data-bbox="1092 1102 1546 1404"> <p>正規化せん断弾性係数 G/G_0</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>(a) 動的変形特性</p> </div> <div data-bbox="1092 1453 1546 1755"> <p>減衰率 h (%)</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>(b) 減衰特性</p> </div> <p data-bbox="1020 1810 1697 1845">第3-1図(22) 変形特性のひずみ依存性(埋戻し土[bk])</p>	<p data-bbox="2576 289 2778 678">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3
	<div data-bbox="1092 296 1546 596"> <p>正規化せん断弾性係数 G/G_0</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>$G/G_0 = 1/(1+9.63\gamma^{0.81})$</p> </div> <p data-bbox="1258 604 1377 630">(a) 動的変形特性</p> <div data-bbox="1101 646 1546 940"> <p>減衰率 h (%)</p> <p>せん断ひずみ γ (%)</p> <p>$h = \gamma/(0.0798\gamma + 0.0150) + 1.48$</p> </div> <p data-bbox="1258 949 1377 974">(b) 減衰特性</p> <p data-bbox="1012 974 1709 1003"><u>第3-1図(23) 変形特性のひずみ依存性(流動化処理土A)</u></p>	<p data-bbox="2564 289 2778 680">・事業変更許可に記載されている解析用物性値を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。なお、動的変形特性と減衰特性を分割して表示しているが、記載項目は同じである。</p>

再処理施設		発電炉		備考																																																																																		
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																																																				
第3-2表 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値の設定根拠																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">鷹架層</th> <th rowspan="2">断層</th> <th colspan="2">表層</th> </tr> <tr> <th>新第三系新統</th> <th>第四系下部～中部更新統(六ヶ所層) 第四系中部更新統～完新統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>湿潤密度試験</td> <td>湿潤密度試験</td> <td>湿潤密度試験</td> <td>造成盛土埋戻し土流動化処理土</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強度特性</td> <td>非排水せん断強度</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>非排水せん断強度</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">静的変形特性</td> <td>初期変形係数</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動的変形特性</td> <td>動せん断弾性係数</td> <td>超音波速度測定によるVs及び湿潤密度から算出</td> <td>PS検層によるVs及び湿潤密度から算出</td> <td>PS検層によるVs及び湿潤密度から算出</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td>PS検層によるVs及びVp及びVsから算出</td> <td>PS検層によるVs及びVpから算出</td> <td>PS検層によるVs及びVpから算出</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数減衰率のひずみ依存性</td> <td>繰返し三軸試験</td> <td>繰返し三軸試験及び繰返し単せん断試験</td> <td>繰返し三軸試験</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鷹架層	断層	表層		新第三系新統	第四系下部～中部更新統(六ヶ所層) 第四系中部更新統～完新統	物理特性	湿潤密度試験	湿潤密度試験	湿潤密度試験	造成盛土埋戻し土流動化処理土	強度特性	非排水せん断強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	非排水せん断強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	静的変形特性	初期変形係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	ポアソン比	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	動的変形特性	動せん断弾性係数	超音波速度測定によるVs及び湿潤密度から算出	PS検層によるVs及び湿潤密度から算出	PS検層によるVs及び湿潤密度から算出	動ポアソン比	PS検層によるVs及びVp及びVsから算出	PS検層によるVs及びVpから算出	PS検層によるVs及びVpから算出	正規化せん断弾性係数減衰率のひずみ依存性	繰返し三軸試験	繰返し三軸試験及び繰返し単せん断試験	繰返し三軸試験	<p>注記 Vs : S波速度, Vp : P波速度</p>																																										
				区分	鷹架層	断層	表層																																																																															
	新第三系新統	第四系下部～中部更新統(六ヶ所層) 第四系中部更新統～完新統																																																																																				
	物理特性	湿潤密度試験	湿潤密度試験	湿潤密度試験	造成盛土埋戻し土流動化処理土																																																																																	
	強度特性	非排水せん断強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																																	
		非排水せん断強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																																	
	静的変形特性	初期変形係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																																	
		ポアソン比	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																																	
	動的変形特性	動せん断弾性係数	超音波速度測定によるVs及び湿潤密度から算出	PS検層によるVs及び湿潤密度から算出	PS検層によるVs及び湿潤密度から算出																																																																																	
		動ポアソン比	PS検層によるVs及びVp及びVsから算出	PS検層によるVs及びVpから算出	PS検層によるVs及びVpから算出																																																																																	
正規化せん断弾性係数減衰率のひずみ依存性		繰返し三軸試験	繰返し三軸試験及び繰返し単せん断試験	繰返し三軸試験																																																																																		
表3-2 解析用物性値の設定根拠																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="10">鷹架層</th> <th rowspan="2">完新統</th> </tr> <tr> <th>生更土</th> <th>層間</th> <th>層内</th> <th>層間</th> <th>層内</th> <th>層間</th> <th>層内</th> <th>層間</th> <th>層内</th> <th>層間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>弾性係数</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>繰返し係数</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> <td>三軸圧縮試験</td> </tr> </tbody> </table>	項目	鷹架層										完新統	生更土	層間	層内	層間	層内	層間	層内	層間	層内	層間	強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	弾性係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	ポアソン比	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	減衰率	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	繰返し係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	<p>・事業変更許可に記載されている解析用物性値の設定根拠を記載しており、地盤の対象もプラント固有の差異である。</p>			
項目		鷹架層											完新統																																																																									
	生更土	層間	層内	層間	層内	層間	層内	層間	層内	層間																																																																												
強度	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																											
弾性係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																											
ポアソン比	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																											
減衰率	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																											
繰返し係数	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験	三軸圧縮試験																																																																											

	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：2.1. (1) 安全機能を有する施設に記載している内容】</p> <p>g. (中略)</p> <p>耐震重要施設については、周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、耐震重要施設のうちその周辺地盤の液状化のおそれがある施設は、その周辺地盤の液状化を考慮した場合においても、支持機能及び構造健全性が確保される設計とする。</p> <p>これらの地盤の評価については、「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p> <p>【記載箇所：10.1 建物・構築物に記載している内容】</p> <p>建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。</p>	<p>3.2 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の一覧表を第3-3表に、設定根拠を第3-4表に示す。</p> <p>なお、地盤の物理的及び力学的特性は、日本産業規格 (JIS) 又は地盤工学会 (JGS) の基準に基づいた試験の結果から設定することとした。</p> <p><u>また、今回申請対象施設以外の解析用物性値については、当該施設の申請時において示す。</u></p> <p><u>3.2.1 全応力解析に用いる解析用物性値</u></p> <p><u>建物・構築物の地震応答解析に用いる解析用物性値については、地盤の実態を考慮し、直下又は近傍のボーリング結果に基づき設定する。</u></p> <p>3.2.2 有効応力解析に用いる解析用物性値</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p> <p>地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮し、<u>包絡値</u>に設定する。</p>	<p>3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値</p> <p>設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値を表3-3～表3-5 に、その設定根拠を表3-6～表3-8 に示す。</p> <p>3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p> <p>地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮し、<u>原地盤の液状化強度試験データの最小二乗法による回帰曲線と、その回帰係数の自由度を考慮した不偏分散に基づく標準偏差σを用いて、液状化強度を「回帰曲線-1σ」にて設定することを基本とする。</u></p> <p><u>また、構造物への地盤変位に対する保守的な配慮として、地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響を考慮する場合は、原地盤よりも十分に小さい液状化強度特性 (敷地に存在しない豊浦標準砂の液状化強度特性) を設定する。</u></p> <p><u>設置変更許可申請書における解析用物性値は全応力解析用に設定しているため、液状化検討対象層の物理的及び力学的特性から、各層の有効応力解析に必要な物性値を設定する。</u></p> <p>なお、地盤の物理的及び力学的特性は、日本工業規格 (JIS) 又は地盤工学会 (JGS) の基準に基づいた試験の結果から設定することとした。</p>	<p>・再処理施設では有効応力解析の他、全応力解析に用いる解析用物性値についても設工認にて新たに設定する。本内容については、「補足説明資料【耐震建物08】地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について」に示す。</p> <p>・保守性に対する設定方法の差異であり、地盤の剛性変化を踏まえたうえで包絡値に設定していることから問題ない。</p> <p>・再処理施設では、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する方針であり、地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響は考慮しないため、記載しない。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
		<p>3.2.2 強制的に液状化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値</p> <p><u>施設の耐震評価においては、敷地に存在しない豊浦標準砂の液状化強度特性により地盤を強制的に液状化させることを仮定した解析ケースを設定する場合がある。</u></p> <p><u>豊浦標準砂の液状化強度特性は、文献（CYCLIC UNDRAINED TRIAXIAL STRENGTH OF SAND BY A COOPERATIVE TEST PROGRAM[Soils and Foundations, JSSMFE. 26-3. (1986)]）から引用した相対密度73.9～82.9%の豊浦標準砂の液状化強度試験データに対し、それらを全て包含する「FLIP*」の液状化特性を設定する。</u></p> <p><u>なお、豊浦標準砂は、山口県豊浦で産出される天然の珪砂であり、敷地には存在しないものである。豊浦標準砂は、淡黄色の丸みのある粒から成り、粒度が揃い均質で非常に液状化しやすい特性を有していることから、液状化強度特性に関する研究及びそれに伴う実験などで多く用いられている。</u></p> <p><u>注記 *：有効応力解析コード「FLIP (Finite element analysis of Liquefaction Program)」は、1988年に運輸省港湾技術研究所（現、(独)港湾空港技術研究所）において開発された平面ひずみ状態を対象とする有効応力解析法に基づく2次元地震応答解析プログラムである。</u></p>	<p>・再処理施設では、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する方針であり、地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響は考慮しないため、記載しない。</p>

	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：2.1. (1) 安全機能を有する施設に記載している内容】</p> <p>g. (中略)</p> <p>建物・構築物の基礎地盤として置き換えるマンメイドロック（以下「MMR」という。）については、基盤面及び周辺地盤の掘削に対する不陸整正及び建物・構築物が MMR を介して鷹架層に支持されることを目的とする。そのため、直下の鷹架層と同等以上の支持性能を有する設計とし、接地圧に対する支持性能評価においては鷹架層の支持力を適用する。</p> <p>これらの地盤の評価については、添付書類「IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針」に示す。</p>	<p>3.2.3 その他の解析用物性値</p> <p><u>(1)MMR</u> MMR（コンクリート）については、「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（（社）日本建築学会，2005年）」及び「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987（（社）日本電気協会）」に基づき、解析用物性値を設定する。</p> <p><u>(2)改良地盤</u> 改良地盤については、原位置試験及び室内試験に基づき解析用物性値を設定する。 また、「3.1 事業変更許可申請書に記載された解析用物性値」における流動化処理土を含め、改良地盤は非液状化層とする。</p>	<p>3.2.3 その他の解析用物性値</p> <p><u>(1)捨石</u> 捨石については、「港湾構造物設計事例集（（財）沿岸技術研究センター，平成19年3月）」に基づき、表3-3 のとおり解析用物性値を設定する。</p> <p><u>(2)人工岩盤（コンクリート）</u> 人工岩盤（コンクリート）については、「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会，2005）」に基づき、表3-4 のとおり解析用物性値を設定する。</p> <p><u>(3)地盤改良体</u> 地盤改良体（セメント改良）については、既設改良体又は既設改良体を模擬した再構成試料による試験結果及び文献（地盤工学への物理探査技術の適用と事例（地盤工学会，2001年），わかりやすい土木技術ジェットグラウト工法（鹿島出版社 柴崎他，1983年））等を参考に表3-5 のとおり解析用物性値を設定する。 また、地盤改良体（薬液注入）については、改良対象の原地盤の解析用物性値と同等の物性値を用いるとともに、非液状化層とする。 なお、上記物性値とは別に、地盤改良試験施工を実施する主排気筒、非常用ガス処理系配管支持架構及び緊急時対策所建屋における地盤改良体（セメント改良）の解析用物性及びばらつきの設定については、各対象施設近傍にて実施した地盤改良試験施工結果を用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象施設の周辺地盤に設計上考慮すべき捨石は存在していない。 MMRは準拠する文献が異なるが、同様の考慮を行っている。 改良地盤は、目的別に複数設定されているが、第1回申請対象となる安全冷却水B冷却塔の周囲に施工した改良地盤の解析用物性値を記載し、今回申請対象施設以外のものについては当該施設の申請時に示す。 安全冷却水B冷却塔の改良地盤の解析用物性値は試験結果をもとに設定しているため、文献による設定としない。

再処理施設		発電炉		備考																																																																																					
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																																																							
	<p>第3-3表(2) 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値(非液状化層)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改良地盤B</th> <th>MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>単位体積重量 γ_t (kN/m³)</td> <td>16.9</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">動的変形特性</td> <td>初期せん断弾性係数 G_0 (N/mm²)</td> <td>1,100</td> <td>8,021</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比 ν_d</td> <td>0.33</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数 G/G_0</td> <td>$\frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減衰率 h</td> <td>$\frac{2 \cdot 0.7120(1-G/G_0)}{\pi(0.7120+2)}$</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>G: 動せん断弾性係数 (N/mm²), τ: せん断応力 (N/mm²)</p>	区分		改良地盤B	MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	物理特性	単位体積重量 γ_t (kN/m ³)	16.9	23.0	動的変形特性	初期せん断弾性係数 G_0 (N/mm ²)	1,100	8,021	動ポアソン比 ν_d	0.33	0.20	正規化せん断弾性係数 G/G_0	$\frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$	—	減衰率 h	$\frac{2 \cdot 0.7120(1-G/G_0)}{\pi(0.7120+2)}$	0.05	<p>表3-4 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値(人工岩盤(コンクリート))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位体積重量 (kN/m³)</th> <th>ポアソン比</th> <th>せん断弾性係数 (N/mm²)</th> <th>減衰率</th> <th>せん断係数 (N/mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工岩盤(補修) ($\gamma_{tc} = 18.7 \text{ N/mm}^3$)</td> <td>23.0</td> <td>0.20</td> <td>4666^a</td> <td>0.05</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>人工岩盤(基礎) ($\gamma_{tc} = 13.7 \text{ N/mm}^3$)</td> <td>23.0</td> <td>0.20</td> <td>7859^a</td> <td>0.05</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: a. 人工地盤のせん断弾性係数は以下の式から算出される。 $G = \frac{E}{2(1+\nu)}$ $E = G \cdot 2(1+\nu)$ </p> <p>表3-5 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値(眼置改良体(セメント改良))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">眼置改良体(セメント改良)</th> </tr> <tr> <th>一軸圧縮強度(28日) (kN/cm²)</th> <th>一軸圧縮強度(90日) (kN/cm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期せん断弾性係数 (N/mm²)</td> <td colspan="2">改良体強度の初期値の1/1.5</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td colspan="2">0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">動的変形特性</td> <td>初期せん断弾性係数 (N/mm²)</td> <td colspan="2"> $G_0 = \frac{E_0}{2(1+\nu)}$ $E_0 = 14.7 \times 10^3 \text{ (kN/cm}^2)$ $\nu = 0.3$ </td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td colspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数 (N/mm²)</td> <td colspan="2"> $G/G_0 = \frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$ $\tau = 0.001056 \text{ (N/mm}^2)$ </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">物理特性</td> <td>単位体積重量 (kN/m³)</td> <td colspan="2"> $\gamma = 16.9$ $\gamma_s = 23.0$ </td> </tr> <tr> <td>弾性係数 (N/mm²)</td> <td colspan="2"> $E = 14.7 \times 10^3$ $E_s = 23.0 \times 10^3$ </td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td colspan="2">0.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地盤特性</td> <td>埋設管</td> <td colspan="2">埋設管のせん断弾性係数(28日)</td> </tr> <tr> <td>埋設管</td> <td colspan="2">埋設管のせん断弾性係数(90日)</td> </tr> <tr> <td>埋設管</td> <td colspan="2">埋設管のせん断弾性係数(28日)</td> </tr> <tr> <td>埋設管</td> <td colspan="2">埋設管のせん断弾性係数(90日)</td> </tr> </tbody> </table>		単位体積重量 (kN/m ³)	ポアソン比	せん断弾性係数 (N/mm ²)	減衰率	せん断係数 (N/mm ²)	人工岩盤(補修) ($\gamma_{tc} = 18.7 \text{ N/mm}^3$)	23.0	0.20	4666 ^a	0.05	23.6	人工岩盤(基礎) ($\gamma_{tc} = 13.7 \text{ N/mm}^3$)	23.0	0.20	7859 ^a	0.05	3.3	項目	眼置改良体(セメント改良)		一軸圧縮強度(28日) (kN/cm ²)	一軸圧縮強度(90日) (kN/cm ²)	初期せん断弾性係数 (N/mm ²)	改良体強度の初期値の1/1.5		動ポアソン比	0.3	0.3	減衰率	0.05		動的変形特性	初期せん断弾性係数 (N/mm ²)	$G_0 = \frac{E_0}{2(1+\nu)}$ $E_0 = 14.7 \times 10^3 \text{ (kN/cm}^2)$ $\nu = 0.3$		動ポアソン比	0.3		正規化せん断弾性係数 (N/mm ²)	$G/G_0 = \frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$ $\tau = 0.001056 \text{ (N/mm}^2)$		物理特性	単位体積重量 (kN/m ³)	$\gamma = 16.9$ $\gamma_s = 23.0$		弾性係数 (N/mm ²)	$E = 14.7 \times 10^3$ $E_s = 23.0 \times 10^3$		減衰率	0.05		地盤特性	埋設管	埋設管のせん断弾性係数(28日)		埋設管	埋設管のせん断弾性係数(90日)		埋設管	埋設管のせん断弾性係数(28日)		埋設管	埋設管のせん断弾性係数(90日)		<p>・再処理施設では、許可に記載されていない解析用物性値を示すうえで、対象は改良地盤及びMMRが該当し、地盤物性の違いはプラント固有の差異である。</p>
区分		改良地盤B	MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm ²)																																																																																						
物理特性	単位体積重量 γ_t (kN/m ³)	16.9	23.0																																																																																						
動的変形特性	初期せん断弾性係数 G_0 (N/mm ²)	1,100	8,021																																																																																						
	動ポアソン比 ν_d	0.33	0.20																																																																																						
	正規化せん断弾性係数 G/G_0	$\frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$	—																																																																																						
	減衰率 h	$\frac{2 \cdot 0.7120(1-G/G_0)}{\pi(0.7120+2)}$	0.05																																																																																						
	単位体積重量 (kN/m ³)	ポアソン比	せん断弾性係数 (N/mm ²)	減衰率	せん断係数 (N/mm ²)																																																																																				
人工岩盤(補修) ($\gamma_{tc} = 18.7 \text{ N/mm}^3$)	23.0	0.20	4666 ^a	0.05	23.6																																																																																				
人工岩盤(基礎) ($\gamma_{tc} = 13.7 \text{ N/mm}^3$)	23.0	0.20	7859 ^a	0.05	3.3																																																																																				
項目	眼置改良体(セメント改良)																																																																																								
	一軸圧縮強度(28日) (kN/cm ²)	一軸圧縮強度(90日) (kN/cm ²)																																																																																							
初期せん断弾性係数 (N/mm ²)	改良体強度の初期値の1/1.5																																																																																								
動ポアソン比	0.3	0.3																																																																																							
減衰率	0.05																																																																																								
動的変形特性	初期せん断弾性係数 (N/mm ²)	$G_0 = \frac{E_0}{2(1+\nu)}$ $E_0 = 14.7 \times 10^3 \text{ (kN/cm}^2)$ $\nu = 0.3$																																																																																							
	動ポアソン比	0.3																																																																																							
	正規化せん断弾性係数 (N/mm ²)	$G/G_0 = \frac{1}{1+0.4730(\tau/0.001056/G_0)^{0.7120}}$ $\tau = 0.001056 \text{ (N/mm}^2)$																																																																																							
物理特性	単位体積重量 (kN/m ³)	$\gamma = 16.9$ $\gamma_s = 23.0$																																																																																							
	弾性係数 (N/mm ²)	$E = 14.7 \times 10^3$ $E_s = 23.0 \times 10^3$																																																																																							
	減衰率	0.05																																																																																							
地盤特性	埋設管	埋設管のせん断弾性係数(28日)																																																																																							
	埋設管	埋設管のせん断弾性係数(90日)																																																																																							
埋設管	埋設管のせん断弾性係数(28日)																																																																																								
埋設管	埋設管のせん断弾性係数(90日)																																																																																								

再処理施設	発電炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>第3-4表(1) 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠 (液化化検討対象層)</p> <table border="1" data-bbox="1020 352 1653 1152"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>埋戻し土</th> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>bk</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物理特性</td> <td>湿潤密度</td> <td>ρ_t (g/cm³)</td> <td rowspan="2">物理試験に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>間隙率</td> <td>n</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強度特性</td> <td>粘着力</td> <td>C_u' (kPa)</td> <td rowspan="2">三軸圧縮試験</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>ϕ_u' (°)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変形特性</td> <td>S波速度</td> <td>V_s (m/s)</td> <td>PS検層結果(平均値)</td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>G_{ms} (kPa)</td> <td>PS検層によるS波速度、密度に基づき設定</td> </tr> <tr> <td>基準化拘束圧</td> <td>σ'_{ms} (kPa)</td> <td>PS検層実施範囲の平均値を設定</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>ν</td> <td>慣用値*</td> </tr> <tr> <td>履歴減衰上限値</td> <td>h_{max}</td> <td>動的変形特性に基づき設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">変形特性</td> <td>変相角</td> <td>ϕ_D</td> <td rowspan="5">液化化試験結果に基づく要素シミュレーションにより設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液化化パラメータ</td> <td>w_1</td> </tr> <tr> <td>p_1</td> </tr> <tr> <td>p_2</td> </tr> <tr> <td>c_1</td> </tr> <tr> <td>S_1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：液化化による構造物被害予測プログラムFLIPにおいて必要な各種パラメータの簡易設定法、港湾技研資料 No. 869(運輸省港湾技研研究所, 1997年)</p>	区分			埋戻し土				bk	物理特性	湿潤密度	ρ_t (g/cm ³)	物理試験に基づき設定	間隙率	n	強度特性	粘着力	C_u' (kPa)	三軸圧縮試験	内部摩擦角	ϕ_u' (°)	変形特性	S波速度	V_s (m/s)	PS検層結果(平均値)	動せん断弾性係数	G_{ms} (kPa)	PS検層によるS波速度、密度に基づき設定	基準化拘束圧	σ'_{ms} (kPa)	PS検層実施範囲の平均値を設定	ポアソン比	ν	慣用値*	履歴減衰上限値	h_{max}	動的変形特性に基づき設定	変形特性	変相角	ϕ_D	液化化試験結果に基づく要素シミュレーションにより設定	液化化パラメータ	w_1	p_1	p_2	c_1	S_1	<p>表3-6(1) 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠 (非液化化検討対象層)</p> <table border="1" data-bbox="1816 312 2510 663"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="7">標準値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm³</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>間隙率</td> <td>-</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>粘着力</td> <td>kPa</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>°</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>S波速度</td> <td>m/s</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>kPa</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>基準化拘束圧</td> <td>kPa</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>-</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>履歴減衰上限値</td> <td>-</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>変相角</td> <td>°</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>液化化パラメータ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-6(2) 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠(非液化化層)</p> <table border="1" data-bbox="1816 810 2510 1089"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">標準値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm³</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>間隙率</td> <td>-</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>粘着力</td> <td>kPa</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>°</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>S波速度</td> <td>m/s</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>動せん断弾性係数</td> <td>kPa</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>基準化拘束圧</td> <td>kPa</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>-</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>履歴減衰上限値</td> <td>-</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>変相角</td> <td>°</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>液化化パラメータ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	標準値							備考	1	2	3	4	5	6	7	密度	g/cm ³	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	間隙率	-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	粘着力	kPa	0	0	0	0	0	0	0	0	0	内部摩擦角	°	0	0	0	0	0	0	0	0	0	S波速度	m/s	150	150	150	150	150	150	150	150	150	動せん断弾性係数	kPa	100	100	100	100	100	100	100	100	100	基準化拘束圧	kPa	100	100	100	100	100	100	100	100	100	ポアソン比	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	履歴減衰上限値	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	変相角	°	0	0	0	0	0	0	0	0	0	液化化パラメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	項目	単位	標準値				備考	1	2	3	4	密度	g/cm ³	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	間隙率	-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	粘着力	kPa	0	0	0	0	0	内部摩擦角	°	0	0	0	0	0	S波速度	m/s	150	150	150	150	150	動せん断弾性係数	kPa	100	100	100	100	100	基準化拘束圧	kPa	100	100	100	100	100	ポアソン比	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	履歴減衰上限値	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	変相角	°	0	0	0	0	0	液化化パラメータ	-	-	-	-	-	-	<p>・再処理施設では、許可に記載されていない解析用物性値の設定根拠を示すうえで、対象は埋戻し土が該当し、地盤物性の設定の違いはプラント固有の差異である。</p>
区分			埋戻し土																																																																																																																																																																																																																																																																																
			bk																																																																																																																																																																																																																																																																																
物理特性	湿潤密度	ρ_t (g/cm ³)	物理試験に基づき設定																																																																																																																																																																																																																																																																																
	間隙率	n																																																																																																																																																																																																																																																																																	
強度特性	粘着力	C_u' (kPa)	三軸圧縮試験																																																																																																																																																																																																																																																																																
	内部摩擦角	ϕ_u' (°)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
変形特性	S波速度	V_s (m/s)	PS検層結果(平均値)																																																																																																																																																																																																																																																																																
	動せん断弾性係数	G_{ms} (kPa)	PS検層によるS波速度、密度に基づき設定																																																																																																																																																																																																																																																																																
	基準化拘束圧	σ'_{ms} (kPa)	PS検層実施範囲の平均値を設定																																																																																																																																																																																																																																																																																
	ポアソン比	ν	慣用値*																																																																																																																																																																																																																																																																																
	履歴減衰上限値	h_{max}	動的変形特性に基づき設定																																																																																																																																																																																																																																																																																
変形特性	変相角	ϕ_D	液化化試験結果に基づく要素シミュレーションにより設定																																																																																																																																																																																																																																																																																
	液化化パラメータ	w_1																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		p_1																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		p_2																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		c_1																																																																																																																																																																																																																																																																																	
S_1																																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目	単位	標準値							備考																																																																																																																																																																																																																																																																										
		1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																											
密度	g/cm ³	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																									
間隙率	-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																									
粘着力	kPa	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
内部摩擦角	°	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
S波速度	m/s	150	150	150	150	150	150	150	150	150																																																																																																																																																																																																																																																																									
動せん断弾性係数	kPa	100	100	100	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																									
基準化拘束圧	kPa	100	100	100	100	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																									
ポアソン比	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																									
履歴減衰上限値	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																									
変相角	°	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																									
液化化パラメータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																									
項目	単位	標準値				備考																																																																																																																																																																																																																																																																													
		1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																														
密度	g/cm ³	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																																																																																																																													
間隙率	-	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																													
粘着力	kPa	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																													
内部摩擦角	°	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																													
S波速度	m/s	150	150	150	150	150																																																																																																																																																																																																																																																																													
動せん断弾性係数	kPa	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																													
基準化拘束圧	kPa	100	100	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																													
ポアソン比	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3																																																																																																																																																																																																																																																																													
履歴減衰上限値	-	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05																																																																																																																																																																																																																																																																													
変相角	°	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																													
液化化パラメータ	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																													

再処理施設	発電炉	備考																																																									
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																									
	<p>第3-4表(2) 事業変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠 (非液化化層)</p> <table border="1" data-bbox="923 352 1751 751"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改良地盤B</th> <th>MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物理特性</td> <td>単位体積重量</td> <td>RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">動的変形特性</td> <td>初期せん断弾性係数</td> <td>RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td>超音波速度測定によるVp及びVsから算出</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>繰返し三軸試験</td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td>繰返し三軸試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>Vs : S波速度, Vp : P波速度 *1 : 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (社)日本建築学会, 2005年 *2 : 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (社)日本電気協会</p>	区分	改良地盤B	MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	物理特性	単位体積重量	RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定	動的変形特性	初期せん断弾性係数	RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定	動ポアソン比	超音波速度測定によるVp及びVsから算出	正規化せん断弾性係数	繰返し三軸試験	減衰率	繰返し三軸試験	<p>表3-7 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠 (大正地盤(コンクリート))</p> <table border="1" data-bbox="1804 321 2504 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位体積重量</th> <th>ポアソン比</th> <th>せん断弾性係数</th> <th>減衰定数</th> <th>ヤング係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大正地盤(新設) (設計基準強度 14.7N/mm²)</td> <td>値なし*</td> <td>値なし*</td> <td>ヤング係数とポアソン比より算出</td> <td>値なし</td> <td>値なし*</td> </tr> <tr> <td>大正地盤(既設) (設計基準強度 14.7N/mm²)</td> <td>値なし*</td> <td>値なし*</td> <td>ヤング係数とポアソン比より算出</td> <td>値なし</td> <td>値なし*</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: *1: 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (社)日本建築学会, 2005年</p> <p>表3-8 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値の設定根拠 (地盤改良体(コンクリート改良))</p> <table border="1" data-bbox="1881 636 2424 1171"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単位体積重量</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>ポアソン比</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>せん断弾性係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>減衰率</td> <td>繰返し三軸試験</td> </tr> <tr> <td>初期せん断弾性係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>動ポアソン比</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>正規化せん断弾性係数</td> <td>繰返し三軸試験</td> </tr> <tr> <td>ヤング係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>ヤング係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>ヤング係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> <tr> <td>ヤング係数</td> <td>設計基準強度より算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: *1: 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (社)日本建築学会, 2005年 *2: 地盤工学の地盤改良技術の進歩と事例 (社)建設学会, 2007年 *3: 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (社)日本建築学会, 2005年 *4: 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (社)日本建築学会, 2005年</p>		単位体積重量	ポアソン比	せん断弾性係数	減衰定数	ヤング係数	大正地盤(新設) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	値なし*	値なし*	ヤング係数とポアソン比より算出	値なし	値なし*	大正地盤(既設) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	値なし*	値なし*	ヤング係数とポアソン比より算出	値なし	値なし*	項目	設定根拠	単位体積重量	設計基準強度より算出	ポアソン比	設計基準強度より算出	せん断弾性係数	設計基準強度より算出	減衰率	繰返し三軸試験	初期せん断弾性係数	設計基準強度より算出	動ポアソン比	設計基準強度より算出	正規化せん断弾性係数	繰返し三軸試験	ヤング係数	設計基準強度より算出	ヤング係数	設計基準強度より算出	ヤング係数	設計基準強度より算出	ヤング係数	設計基準強度より算出
区分	改良地盤B	MMR (コンクリート) (設計基準強度 14.7N/mm ²)																																																									
物理特性	単位体積重量	RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定																																																									
動的変形特性	初期せん断弾性係数	RC-N規準*1に基づき設計基準強度により設定																																																									
	動ポアソン比	超音波速度測定によるVp及びVsから算出																																																									
	正規化せん断弾性係数	繰返し三軸試験																																																									
	減衰率	繰返し三軸試験																																																									
	単位体積重量	ポアソン比	せん断弾性係数	減衰定数	ヤング係数																																																						
大正地盤(新設) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	値なし*	値なし*	ヤング係数とポアソン比より算出	値なし	値なし*																																																						
大正地盤(既設) (設計基準強度 14.7N/mm ²)	値なし*	値なし*	ヤング係数とポアソン比より算出	値なし	値なし*																																																						
項目	設定根拠																																																										
単位体積重量	設計基準強度より算出																																																										
ポアソン比	設計基準強度より算出																																																										
せん断弾性係数	設計基準強度より算出																																																										
減衰率	繰返し三軸試験																																																										
初期せん断弾性係数	設計基準強度より算出																																																										
動ポアソン比	設計基準強度より算出																																																										
正規化せん断弾性係数	繰返し三軸試験																																																										
ヤング係数	設計基準強度より算出																																																										
ヤング係数	設計基準強度より算出																																																										
ヤング係数	設計基準強度より算出																																																										
ヤング係数	設計基準強度より算出																																																										

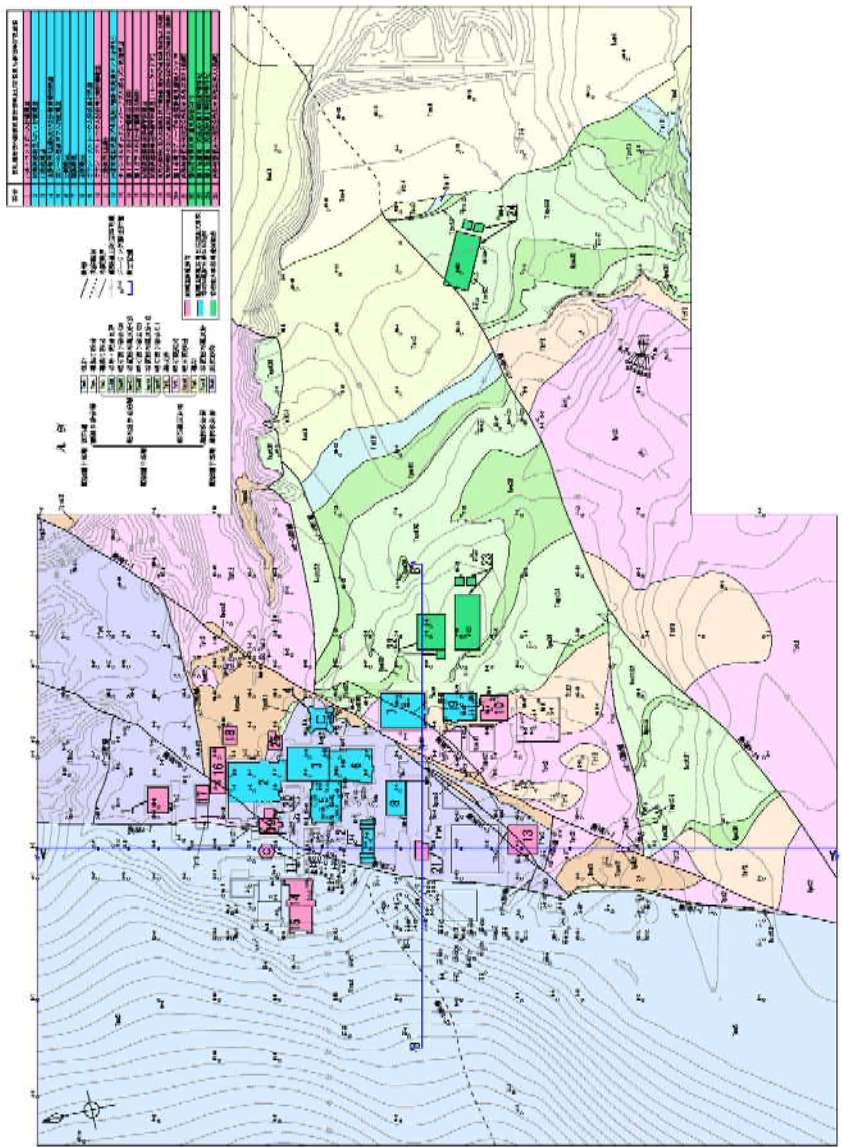
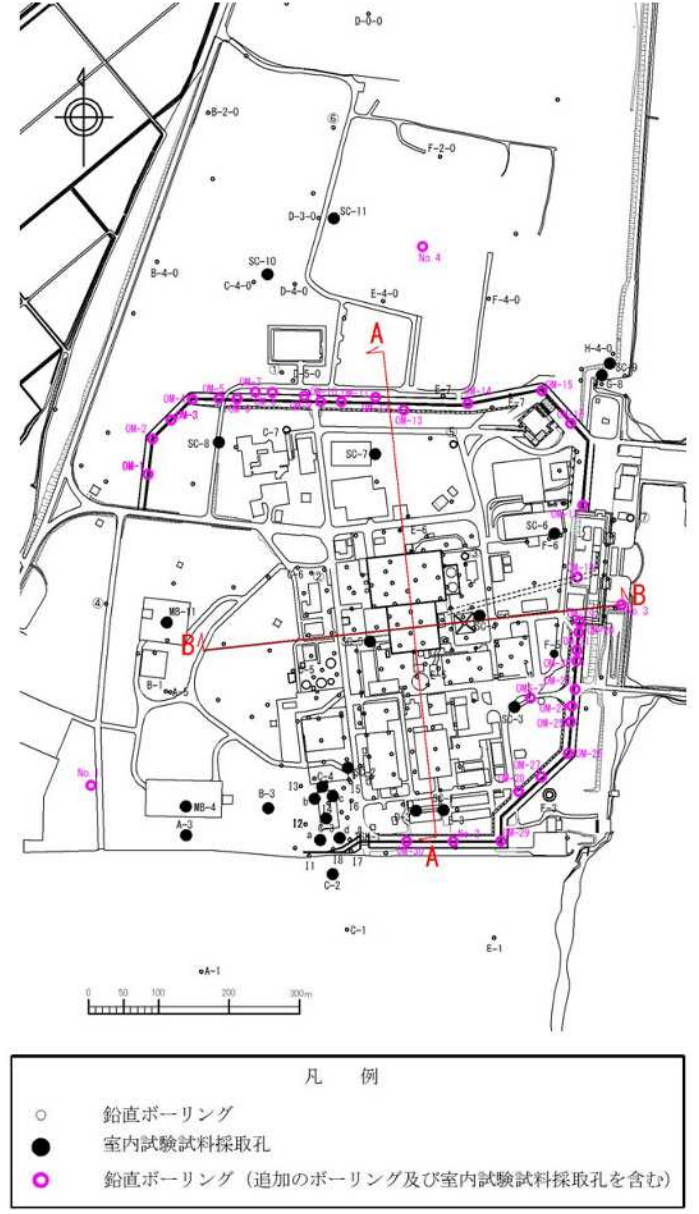
・再処理施設では、許可に記載されていない解析用物性値の設定根拠を示すうえで、対象は改良地盤及び MMR が該当する。地盤物性の設定の違いはプラント固有の差異である。

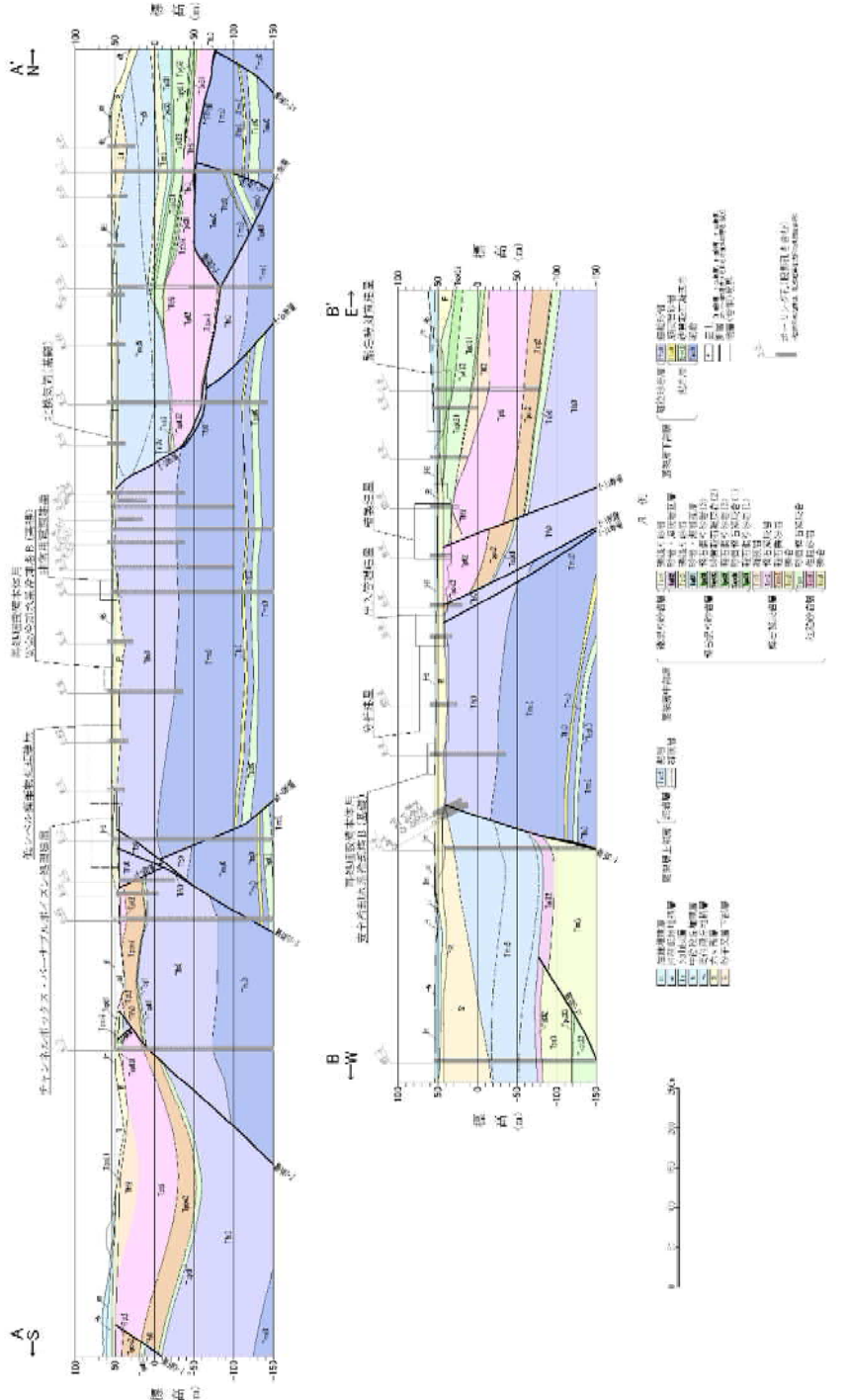
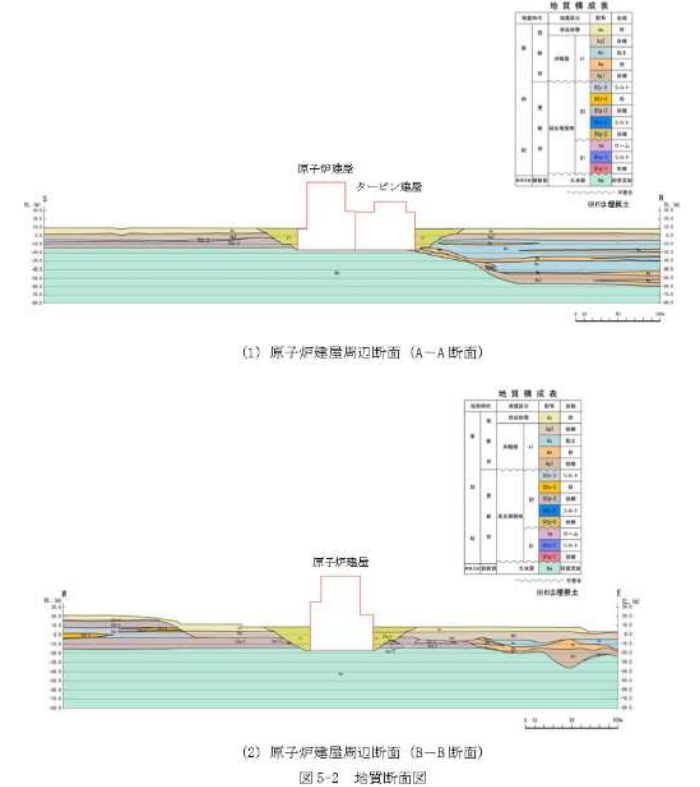
	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：6. 構造計画と配置計画に記載している内容】 また、耐震設計において地下水位の低下を期待する建物・構築物は、周囲の地下水を排水し、基礎スラブ底面レベル以深に地下水位を維持できるよう地下水排水設備(サブドレンポンプ、水位検出器等)を設置する。</p> <p>【記載箇所：10.1 建物・構築物に記載している内容】 建物・構築物の耐震評価においては、地下水排水設備による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。また、地下水排水設備により、地下水位を基礎スラブ以深に維持することから、地下水圧のうち側面からの圧力は考慮しないこととするが、揚圧力については考慮することとする。</p>	<p>3.3 耐震評価における地下水位設定方針</p> <p><u>建物・構築物の耐震評価においては、周囲の地下水位の状況を踏まえた地下水位を設定する。地下水位の設定にあたり、地下水による建物・構築物へ与える影響を低減させることを目的として地下水排水設備を設置しているため、地下水排水設備に囲まれている建物・構築物と地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物に区分して設定する。</u></p> <p>(1) <u>地下水排水設備に囲まれている建物・構築物</u> 建物・構築物の耐震評価において、地下水排水設備に囲まれている建物・構築物については、基礎スラブ下端より深い位置に設置されている地下水排水設備の排水による地下水位の低下を考慮し、設計用地下水位を基礎スラブ上端レベルに設定する。</p> <p>(2) <u>地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物</u> 建物・構築物の耐震評価において、地下水排水設備の外側に配置される建物・構築物の設計用地下水位は、耐震設計上安全側となるように地表面に設定する。</p>	<p>3.3 耐震評価における地下水位設定方針</p> <p>(1) <u>建物・構築物の耐震評価における地下水位設定方針</u> 建物・構築物の耐震評価においては、敷地における将来の防潮堤設置による地下水位上昇の可能性を踏まえ、地下水位を地表面に設定する。ただし、原子炉建屋の地下水位については、原子炉建屋地下排水設備を設置することにより、地下水位を原子炉建屋基礎盤底面レベル以深に維持しているため、地下水位は原子炉建屋の基礎盤底面レベルより低い位置に設定する。</p> <p>(2) <u>土木構造物(津波防護施設等を含む)の耐震評価における地下水位設定方針</u> 土木構造物の耐震評価においては、敷地における将来の防潮堤設置による地下水位上昇の可能性を踏まえ、地下水位を地表面に設定する。</p>	<p>・敷地における将来の防潮堤等設置による地下水位上昇の可能性はない。また、発電炉と同様に地下水排水設備の影響を考慮した地下水位設定方針であるが、地下水排水設備との位置関係による設定としている。</p>

再処理施設	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：2.2 準拠規格に記載している内容】</p> <p>準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類（以下「既設工認」という。）で適用実績のある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <p>既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を以下に示す。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基礎構造設計指針（(社)日本建築学会，2001 改定） <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤工学会基準（JGS1521-2003）地盤の平板載荷試験方法 	<p>4. <u>地盤の支持力</u> 地盤の極限支持力は、地盤工学会基準（JGS 1521-2003）地盤の平板載荷試験方法、又は基礎指針 2001 の支持力算定式に基づき設定する。なお、<u>直接基礎の短期許容支持力度については、算定された極限支持力度の 2/3 倍として設定する。</u></p> <p>4.1 直接基礎の支持力度 <u>直接基礎の支持力度については、当該施設直下の地盤を対象とした試験結果を適用することを基本とする。安全冷却水 B 冷却塔の直接基礎の支持力度については、平成 11 年 3 月 29 日付け 11 安（核規）第 163 号にて認可を受けた設工認申請書に係る使用前検査成績書における岩石試験結果を用いて、以下に示す基礎指針 2001 による算定式に基づき設定する。</u> <u>MMR については、鷹架層と同等以上の力学特性を有することから、鷹架層の極限支持力度を適用する。</u> <u>なお、今回申請対象施設以外の支持力度の設定については、当該施設の申請時において示す。</u></p> <p>・基礎指針 2001 による極限支持力算定式</p> $q_u = i_c \cdot \alpha \cdot c \cdot N_c + i_r \cdot \beta \cdot \gamma_1 \cdot B \cdot \eta \cdot N_r + i_q \cdot \gamma_2 \cdot D_f \cdot N_q$ <p>q_u：単位面積あたりの極限鉛直支持力度（kN/m²） N_c, N_r, N_q：支持力係数 c：支持地盤の粘着力（kN/m²） γ_1：支持地盤の単位体積重量（kN/m³） γ_2：根入れ部分の土の単位体積重量（kN/m³） （γ_1, γ_2には、地下水位以下の場合には水中単位体積重量を用いる） α, β：基礎の形状係数 η：基礎の寸法効果による補正係数 i_c, i_r, i_q：荷重の傾斜に対する補正係数 B：基礎幅（m） D_f：根入れ深さ（m）</p>	<p>4. <u>極限支持力</u> 極限支持力は、道路橋示方書及び基礎指針の支持力算定式に基づき、対象施設の岩盤の室内試験結果（せん断強度）等より設定する。</p> <p>4.1 直接基礎及びケーソン基礎の支持力算定式 道路橋示方書及び基礎指針による直接基礎の支持力算定式を以下に示す。</p> <p>・基礎指針による極限支持力算定式</p> $q_u = i_c \cdot \alpha \cdot c \cdot N_c + i_r \cdot \beta \cdot \gamma_1 \cdot B \cdot \eta \cdot N_r + i_q \cdot \gamma_2 \cdot D_f \cdot N_q$ <p>q_u：直接基礎の単位面積あたりの極限鉛直支持力度（kN/m²） N_c, N_r, N_q：支持力係数 c：支持地盤の粘着力（kN/m²）* γ_1：支持地盤の水中単位体積重量（kN/m³） γ_2：根入れ部分の土の水中単位体積重量（kN/m³） α, β：基礎の形状係数 η：基礎の寸法効果による補正係数 i_c, i_r, i_q：荷重の傾斜に対する補正係数 B：基礎幅（m） D_f：根入れ深さ（m） 注記 *：cは表 3-1 における Km 層の非排水せん断強度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適用する基準の差異。再処理施設の支持力度の算定においては、地盤工学会基準の平板載荷試験又は基礎指針 2001 の岩石強度試験による支持力算定式を適用し、規格基準に規定のない評価手法等は適用しない。また、短期許容支持力度の設定について記載した。 申請対象施設にケーソン基礎は存在しない。 当該建物・構築物の設置箇所における試験結果よりエンドースされた基礎指針 2001 に基づき極限支持力度を算定する。 MMR については岩盤以上の強度を有する設計とするため、岩盤の極限支持力度を適用する。 発電炉に記載の支持力算定式のうち道路橋示方書に基づく算定式については、再処理施設に該当しないため、記載を省略する。

	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：2.2 準拠規格に記載している内容】</p> <p>準拠する規格としては、既に認可された設計及び工事の方法の認可申請書の添付書類（以下「既設工認」という。）で適用実績のある規格の他、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示した上で当該規格に準拠する。なお、規格基準に規定のない評価手法等を用いる場合は、既往研究等において試験、研究等により妥当性が確認されている手法、設定等について、適用条件及び適用範囲に留意し、その適用性を確認した上で用いる。</p> <p>既設工認又は先行発電炉において実績のある主要な準拠規格を以下に示す。</p> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基礎構造設計指針（（社）日本建築学会，2001 改定） 	<p>4.2 杭基礎の支持力</p> <p><u>基礎指針2001による杭基礎における支持力算定式を以下に示す。</u></p> <p>杭基礎の押し込み力に対する支持力評価には、<u>杭先端の支持岩盤の支持力並びに杭周面地盤の地盤改良体及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮することを基本とする。</u></p> <p>杭基礎の引抜き力に対する支持力評価には、<u>杭周面地盤の地盤改良体及び支持岩盤への杭根入れ部分の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮することを基本とする。</u></p>	<p>4.2 杭基礎の支持力算定式</p> <p><u>道路橋示方書及び基礎指針による杭基礎における各工法の支持力算定式を以下に示す。</u></p> <p>杭基礎の押し込み力に対する支持力評価において、<u>原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、杭先端の支持岩盤への接地圧に対する支持力評価を行うことを基本とする。ただし、杭を根入れした岩盤及び岩着している地盤改良体とその上方の非液状化層が連続している場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。</u></p> <p>杭基礎の引抜き力に対する支持力評価において、<u>原地盤の地盤物性を考慮した耐震設計で保守的に配慮した支持力評価を行う場合、及び豊浦標準砂の液状化強度特性により強制的に液状化させることを仮定した耐震設計を行う場合は、第四系の杭周面摩擦力を支持力として考慮せず、新第三系（久米層）の杭周面摩擦力により算定される極限支持力を考慮することを基本とする。ただし、杭周面地盤に地盤改良体がある場合は、その杭周面摩擦力を支持力として考慮する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 適用する基準の差異。 再処理施設の杭基礎は第四系の杭周面地盤を地盤改良体にて置換しているため、その杭周面摩擦力を合わせて考慮することを前提としている。 再処理施設の杭基礎は第四系の杭周面地盤を地盤改良体にて置換しているため、その杭周面摩擦力を合わせて考慮することを前提としている。

再処理施設	発電炉	備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
	<p>・基礎指針2001による極限支持力算定式</p> $R_u = R_p + R_f$ <p>R_u: 極限支持力 (kN) R_p: 極限先端支持力 (kN) $R_p = q_p \cdot A_p$ q_p: 極限先端支持力度 (kN/m²) A_p: 杭先端の閉塞断面積 (m²) R_f: 極限周面摩擦力 (kN) $R_f = R_{fs} + R_{fc}$ R_{fs}: 砂質土部分の極限周面摩擦力 (kN) $R_{fs} = \tau_s \cdot L_s \cdot \phi$ τ_s: 砂質土部分の極限周面摩擦力度 (kN/m²) L_s: 砂質土部分の長さ (m) ϕ: 杭の周長 (m) R_{fc}: 粘性土部分の極限周面摩擦力 (kN) $R_{fc} = \tau_c \cdot L_c \cdot \phi$ τ_c: 粘性土部分の極限周面摩擦力度 (kN/m²) L_c: 粘性土部分の長さ (m)</p> <p>・基礎指針2001による最大引抜き抵抗力算定式</p> $R_{TW} = (\sum \tau_{sti} L_{si} + \sum \tau_{cti} L_{ci}) \phi + W$ <p>R_{TW}: 最大引抜き抵抗力 (kN) τ_{sti}: 砂質土の i 層における杭引抜き時の最大周面摩擦力度 (kN/m²) *1 L_{si}: 砂質土の i 層における杭の長さ (m) τ_{cti}: 粘性土の i 層における杭引抜き時の最大周面摩擦力度 (kN/m²) L_{ci}: 粘性土の i 層における杭の長さ (m) ϕ: 杭の周長 (m) W: 杭の自重 (kN) *2</p> <p>*1: 押込み時の極限周面摩擦力度の2/3とする。 *2: 地下水位以下の部分については浮力を考慮する。</p>	<p>・基礎指針による極限支持力算定式</p> $R_u = R_p + R_f$ <p>R_u: 極限支持力 (kN) R_p: 極限先端支持力 (kN) $R_p = q_{pu} \cdot A_p$ q_{pu}: 極限先端支持力度 (kN/m²) $q_{pu} = \beta \cdot c_{u0}$ c_{u0}: 土の非排水せん断強度 (kN/m²) * A_p: 杭先端の閉塞断面積 (m²) R_f: 極限周面摩擦力 (kN) $R_f = R_{fs} + R_{fc}$ R_{fs}: 砂質土部分の極限周面摩擦力 (kN) $R_{fs} = \tau_s \cdot L_s \cdot \phi$ τ_s: 砂質土の極限周面摩擦力度 (kN/m²) L_s: 砂質土部分の長さ (m) ϕ: 杭の周長 (m) R_{fc}: 粘性土部分の極限周面摩擦力 (kN) $R_{fc} = \tau_c \cdot L_c \cdot \phi$ τ_c: 粘性土の極限周面摩擦力度 (kN/m²) L_c: 粘性土部分の長さ (m)</p> <p>注記 * : c_{u0}は表B-1における K_m 層の非排水せん断強度</p> <p>・基礎指針による残留引抜き抵抗力算定式</p> $R_{-n} = (1 - \beta) (\sum \tau_{s1i} L_{s1i} + \sum \tau_{c1i} L_{c1i}) \phi + W$ <p>R_{-n}: 残留引抜き抵抗力 (kN) τ_{s1i}: 砂質土の i 層における杭引抜き時の最大周面摩擦力度 (kN/m²) *1 L_{s1i}: 砂質土の i 層における杭の長さ (m) τ_{c1i}: 粘性土の i 層における杭引抜き時の最大周面摩擦力度 (kN/m²) L_{c1i}: 粘性土の i 層における杭の長さ (m) ϕ: 杭の周長 (m) W: 杭の自重 (kN) *2</p> <p>注記 *1: 押込み時の極限周面摩擦力度の2/3とする。 *2: 地下水位以下の部分については浮力を考慮する。</p> <p>4.3 地中連続壁基礎の支持力算定式 <u>道路橋示方書による地中連続壁基礎における支持力算定式を以下に示す。</u></p> <p>4.4 杭の支持力試験について <u>杭の支持力試験を実施している使用済燃料乾式貯蔵建屋については、極限支持力を支持力試験結果から設定する。</u></p>	<p>・再処理施設では、瞬間的に生じる杭の引抜き力に対し、最大引抜き抵抗力にて評価することを基本とする。ただし、最大引抜き抵抗力に相当する引抜き荷重が繰り返される場合においては、残留引抜き抵抗力で評価する。</p> <p>・申請対象施設に地中連続壁基礎は存在しない。</p> <p>・杭基礎の支持力については、支持力評価にて基礎指針2001による杭基礎における支持力算定式により算定するため、杭の支持力試験は実施していない。</p>

再処理施設	発電炉	備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
<p>【記載箇所：4.1.2 動的地震力に記載している内容】 (中略) 動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる材料定数の変動幅を適切に考慮する。動的解析の方法、設計用減衰定数等については、「III-1-1-5 地震応答解析の基本方針」に、設計用床応答曲線の作成方法については、「III-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針」に示す。</p>	<p>5. 地質断面図 地震応答解析に用いる地質断面図は、評価対象地点近傍のボーリング調査等の結果に基づき、岩盤及び表層地盤の分布を設定し作成する。第5-1図に敷地内地質平面図を示す。 代表例として、第5-1図に示す断面位置の地質断面図を第5-2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第5-1図 敷地内地質平面図</p>	<p>5. 地質断面図 地震応答解析に用いる地質断面図は、評価対象地点近傍のボーリング調査等の結果に基づき、岩盤、堆積物及び埋戻土の分布を設定し作成する。図5-1に敷地内で実施したボーリング調査位置図を示す。 代表例として、図5-1に示す断面位置の地質断面図を図5-2に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図5-1 ボーリング調査位置図</p>	<p>備考</p> <p>・プラント固有の差異。</p>

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-2	発電炉 添付書類V-2-1-3	備考
	 <p style="text-align: center;">第5-2図 敷地内地質断面図</p>	 <p style="text-align: center;">図5-2 地質断面図</p>	<p>・プラント固有の差異。</p>

再処理施設	発電炉	備考																																																																																																
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3																																																																																																
<p>【記載箇所：4.1.2 動的地震力に記載している内容】 (中略) 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。</p>	<p>6. 地盤の速度構造 6.1 入力地震動策定に用いる地下構造モデル 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、解放基盤表面(T.M.S.L.-70m)から地震応答解析モデルの基礎底面位置の鷹架層をモデル化するとともに、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造及び対象建物・構築物の直下又は周辺の地質・速度構造の特徴を踏まえて適切に設定する。 なお、地下構造モデルの設定については、繰返し三軸試験による地下構造のひずみ依存特性を解析用地盤物性値として用いる。</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる解析モデル 安全冷却水B冷却塔の地下構造モデルを第6-1表に、入力地震動算定の概念図を第6-1図に示す。安全冷却水B冷却塔は直下において速度構造データが得られていないことから、近傍のPS検層孔として制御建屋直下のPS検層孔を選定する。第6-2図に安全冷却水B冷却塔に係るPS検層孔の位置図を示す。 なお、今回申請対象施設以外の解析モデルについては、当該施設の申請時において示す。 また、有効応力解析コード「FLIP」では、平均有効主応力の関数式にて動的変形特性をモデル化する。</p> <p>第6-1表 入力地震動の策定に用いる地下構造モデル(安全冷却水B冷却塔)</p> <table border="1" data-bbox="902 1268 1768 1604"> <thead> <tr> <th>標高 T.M.S.L. (m)</th> <th>岩種</th> <th>単位体積重量 γ_s (kN/m³)</th> <th>S波速度 V_s (m/s)</th> <th>P波速度 V_p (m/s)</th> <th>剛性低下率 G/G₀-γ</th> <th>減衰定数 h-γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▽基礎底面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>53.80</td> <td>MMR</td> <td>*1</td> <td>*1</td> <td>*1</td> <td></td> <td>*1</td> </tr> <tr> <td>▽MMR下端</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>39.00</td> <td>細粒砂岩</td> <td rowspan="3">18.3</td> <td rowspan="3">680</td> <td rowspan="3">1910</td> <td></td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>37.08</td> <td>粗粒砂岩</td> <td></td> <td>*3</td> </tr> <tr> <td>36.63</td> <td>細粒砂岩</td> <td></td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>9.02</td> <td>細粒砂岩</td> <td>18.1</td> <td>940</td> <td>2040</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-25.57</td> <td>泥岩(下部層)</td> <td>16.9</td> <td>790</td> <td>1880</td> <td></td> <td>*4</td> </tr> <tr> <td>▽解放基盤表面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-70.00</td> <td>泥岩(下部層)</td> <td>16.9</td> <td>790</td> <td>1880</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 支持地盤相当の岩盤に支持されているとみなし、MMR直下の支持地盤の物性値を設定する。 *2: 第3-1図(6)に示す細粒砂岩のひずみ依存特性を設定する。 *3: 第3-1図(9)に示す粗粒砂岩のひずみ依存特性を設定する。 *4: 第3-1図(5)に示す泥岩(下部層)のひずみ依存特性を設定する。</p>	標高 T.M.S.L. (m)	岩種	単位体積重量 γ_s (kN/m ³)	S波速度 V_s (m/s)	P波速度 V_p (m/s)	剛性低下率 G/G ₀ - γ	減衰定数 h- γ	▽基礎底面							53.80	MMR	*1	*1	*1		*1	▽MMR下端							39.00	細粒砂岩	18.3	680	1910		*2	37.08	粗粒砂岩		*3	36.63	細粒砂岩		*2	9.02	細粒砂岩	18.1	940	2040			-25.57	泥岩(下部層)	16.9	790	1880		*4	▽解放基盤表面							-70.00	泥岩(下部層)	16.9	790	1880		-	<p>6. 地盤の速度構造 6.1 入力地震動策定に用いる地下構造モデル 入力地震動の設定に用いる地下構造モデルについては、解放基盤表面(EL.-370m)から解析モデル底面位置の久米層をモデル化する。地下構造モデルを表6-1に示す。入力地震動算定の概念図を図6-1に示す。 なお、繰返し三軸試験により、久米層はせん断剛性及び履歴減衰のひずみ依存特性を有していることを確認していることから、久米層のモデル化においては、繰返し三軸試験による久米層のひずみ依存特性を解析用地盤物性値として用いる。</p> <p>6.2 地震応答解析に用いる浅部地盤の解析モデル 地震応答解析に用いる地盤の速度構造モデルとして、図6-2に示す位置で実施したPS検層の結果に基づく地層ごとのせん断波速度V_s及び粗密波速度V_pを表6-2に示す。 表6-2では、PS検層結果を2種類の速度構造モデルとして取り纏めている。表6-2のうち平均値として記載した速度構造モデルは、全応力解析に適用する。 また、有効応力解析コード「FLIP」では、平均有効主応力の関数式にて動的変形特性をモデル化する必要がある。よって、表6-2のうち平均有効主応力依存式として記載した速度構造モデルは、有効応力解析に適用することを基本とする。ただし、一部の全応力解析に対しては、平均有効主応力の関数式にてせん断波速度V_sをモデル化する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="1834 1226 2496 1738"> <caption>表6-1 入力地震動の策定に用いる地下構造モデル</caption> <thead> <tr> <th>地層</th> <th>新第三系 (K層)</th> <th>土盤^a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高</td> <td>解析モデル入力位置 ~ EL.-370 m</td> <td>EL.-370 m以降</td> </tr> <tr> <td>粗密波速度 V_p (m/s)</td> <td>$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_p)}{1-2\nu_p}}$</td> <td>1985 (z = -370 m)</td> </tr> <tr> <td>せん断波速度 V_s (m/s)</td> <td>$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>718 (z = 370 m)</td> </tr> <tr> <td>動本係数比 ν_p</td> <td>$\nu_p = 0.463 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>0.425 (z = 370 m)</td> </tr> <tr> <td>密度 ρ (g/cm³)</td> <td>$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)</td> <td>1.75 (z = 370 m)</td> </tr> <tr> <td>せん断剛性のひずみ依存性 G/G₀-γ</td> <td>$\frac{1}{1+0.07\gamma^{0.9}}$ γ: せん断ひずみ (-)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>減衰定数 h-γ</td> <td>$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.3494)^{0.0184}}$ γ: せん断ひずみ (-)</td> <td>0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: * 入力地震動作成モデルにおける解放基盤表面以降の半無限地盤</p>	地層	新第三系 (K層)	土盤 ^a	標高	解析モデル入力位置 ~ EL.-370 m	EL.-370 m以降	粗密波速度 V_p (m/s)	$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_p)}{1-2\nu_p}}$	1985 (z = -370 m)	せん断波速度 V_s (m/s)	$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)	718 (z = 370 m)	動本係数比 ν_p	$\nu_p = 0.463 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	0.425 (z = 370 m)	密度 ρ (g/cm ³)	$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	1.75 (z = 370 m)	せん断剛性のひずみ依存性 G/G ₀ - γ	$\frac{1}{1+0.07\gamma^{0.9}}$ γ : せん断ひずみ (-)	-	減衰定数 h- γ	$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.3494)^{0.0184}}$ γ : せん断ひずみ (-)	0.03	<ul style="list-style-type: none"> 地下構造モデルの設定の違いによる記載。本内容については、補足説明資料 耐震建物08(地震応答解析に用いる地盤モデル及び地盤物性値の設定について)に示す。 解析モデルの設定の違いによる記載。 再処理施設では、有効応力解析に用いる動的変形特性について、平均有効主応力の関数式を適用している。 解析モデルの設定の違いによる記載。
標高 T.M.S.L. (m)	岩種	単位体積重量 γ_s (kN/m ³)	S波速度 V_s (m/s)	P波速度 V_p (m/s)	剛性低下率 G/G ₀ - γ	減衰定数 h- γ																																																																																												
▽基礎底面																																																																																																		
53.80	MMR	*1	*1	*1		*1																																																																																												
▽MMR下端																																																																																																		
39.00	細粒砂岩	18.3	680	1910		*2																																																																																												
37.08	粗粒砂岩					*3																																																																																												
36.63	細粒砂岩					*2																																																																																												
9.02	細粒砂岩	18.1	940	2040																																																																																														
-25.57	泥岩(下部層)	16.9	790	1880		*4																																																																																												
▽解放基盤表面																																																																																																		
-70.00	泥岩(下部層)	16.9	790	1880		-																																																																																												
地層	新第三系 (K層)	土盤 ^a																																																																																																
標高	解析モデル入力位置 ~ EL.-370 m	EL.-370 m以降																																																																																																
粗密波速度 V_p (m/s)	$V_p = V_s \sqrt{\frac{2(1-\nu_p)}{1-2\nu_p}}$	1985 (z = -370 m)																																																																																																
せん断波速度 V_s (m/s)	$V_s = 433 - 0.771 \cdot z$ z: 標高 (m)	718 (z = 370 m)																																																																																																
動本係数比 ν_p	$\nu_p = 0.463 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	0.425 (z = 370 m)																																																																																																
密度 ρ (g/cm ³)	$\rho = 1.72 - 1.03 \times 10^{-4} \cdot z$ z: 標高 (m)	1.75 (z = 370 m)																																																																																																
せん断剛性のひずみ依存性 G/G ₀ - γ	$\frac{1}{1+0.07\gamma^{0.9}}$ γ : せん断ひずみ (-)	-																																																																																																
減衰定数 h- γ	$\frac{\gamma}{(4.41\gamma + 0.3494)^{0.0184}}$ γ : せん断ひずみ (-)	0.03																																																																																																

再処理施設	発電炉	備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
	<div data-bbox="920 283 1721 1008"> </div> <div data-bbox="1127 1039 1543 1123"> <p>第6-1図 入力地震動算定の概念図 (安全冷却水B冷却塔)</p> </div> <hr/> <div data-bbox="1113 1197 1602 1701"> <p>● : 地盤モデルの作成に用いるPS検層孔</p> </div> <div data-bbox="905 1753 1765 1795"> <p>第 6-2 図 安全冷却水 B 冷却塔の地盤モデル作成に用いる PS 検層孔位置図</p> </div>	<div data-bbox="1795 283 2522 682"> </div> <div data-bbox="2018 714 2285 745"> <p>図 6-1 入力地震動算定の概念図</p> </div> <hr/> <div data-bbox="1840 1134 2478 1774"> <p>● : PS 検層実施位置 □ : BL-400m 孔 (K 層の PS 検層実施位置)</p> </div> <div data-bbox="2003 1785 2315 1816"> <p>図 6-2 PS 検層実施位置図</p> </div>	<p>・ 解析モデルの設定の違いによる記載。</p> <p>・ 解析モデルの設定の違い及びプラント固有による記載。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-2	添付書類V-2-1-3	
		<p>7. 地盤の液化強度特性の代表性、網羅性及び保守性</p> <p><u>本章では、「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」及び「3.2.2 強制的に液化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液化強度特性の代表性、網羅性及び保守性についての確認結果を記載する。</u></p> <p>7.1 液化強度試験箇所の代表性及び網羅性</p> <p><u>「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」は設置変更許可段階での液化強度試験結果に基づき設定されているが、工事計画認可申請段階においては、液化強度検討対象層の分布状況を踏まえた平面及び深度方向のデータ拡充を目的とするとともに、液化強度試験箇所のN値と細粒分含有率Fcを用いて道路橋示方書に基づき算定される液化強度比R_Lを指標とした保守的な試験箇所の選定による液化強度試験結果の代表性向上を目的とし、追加液化強度試験を実施した。設置変更許可段階及び追加液化強度試験箇所の平面配置を図7-1に示す。</u></p> <p><u>これらの液化強度試験箇所の代表性及び網羅性については、上記の液化強度比R_Lの平均値と、敷地内調査孔（敷地で取得した全データ）のN値と細粒分含有率Fcを用いて算定される液化強度比R_Lの平均値を比較することにより確認する。</u></p> <p><u>液化強度試験箇所の代表性及び網羅性の確認結果の例として、du層とAs層における液化強度比R_Lの比較結果を図7-2に示す。液化強度試験箇所の液化強度比R_Lの平均値が敷地内調査孔の液化強度比R_Lの平均値よりも小さいことから、液化強度試験箇所の代表性及び網羅性を確認した。</u></p> <p>7.2 地盤の液化強度特性における代表性及び保守性</p> <p><u>「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液化強度特性に対し、追加液化強度試験結果との比較等を行うことでその代表性を確認する。また、「3.2.2 強制的に液化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した敷地に存在しない豊浦標準砂の液化強度特性と、これら原地盤の液化強度試験結果を比較することでその保守性を確認する。</u></p> <p><u>地盤の液化強度特性における代表性及び保守性の確認結果の例として、du層とAs層の液化強度特性の比較結果を図7-3に示す。</u></p> <p><u>追加液化強度試験結果が「3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した地盤の液化強度特性を上回っていること、及び要素シミュレーション結果であるFLIP 原地盤の解析用液化強度特性（設置変更許可申請段階、-1σ）がおおむね液化強度試験結果の下限を通過していることから、地盤の液化強度特性における代表性を確認した。</u></p> <p><u>さらに、「3.2.2 強制的に液化させることを仮定した有効応力解析に用いる解析用物性値」に記載した敷地に存在しない豊浦標準砂の液化強度特性が全ての液化強度試験結果よりも十分小さいことを確認することで、地盤の液化強度特性における保守性を確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設では、敷地全体のデータと液化強度試験に用いたデータを比較し、液化しやすいうデータを用いていることで代表性及び網羅性があることを確認している。確認結果については、他サイトの審査実績も鑑みて、補足説明資料 耐震地盤01（地盤の支持性能について）において説明する。 なお、再処理施設では、有効応力解析に用いる液化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する方針であり、地盤を強制的に液化させることを仮定した影響は考慮しないため、記載しない。

別紙4－3

重要度分類及び重大事故等対処設備 の設備分類の基本方針

【凡例】

下線：

- ・プラントの違いによらない記載内容の差異
- ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異

二重下線：

- ・プラント固有の事項による記載内容の差異
- ・後次回の申請範囲に伴う差異

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV－1－1	添付書類IV－1－1－3	添付書類V－2－1－4	
	<p>IV－1－1－3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 安全機能を有する施設の重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p><u>2.2 クラス別施設</u></p> <p><u>2.3 耐震重要度分類上の留意事項</u></p> <p>2.4. 再処理施設の区分</p> <p>3. 安全機能を有する施設の重要度分類の取合点</p> <p>4. <u>重大事故等対処施設の設備分類</u></p> <p>4.1 <u>耐震設計上の設備分類</u></p> <p>4.2 <u>設備分類上の留意事項</u></p> <p>4.3 <u>重大事故等対処施設の区分</u></p> <p>4.4 <u>重大事故等対処施設の設備分類の取合点</u></p>	<p>V-2-1-4 重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 設計基準対象施設の重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>3. 設計基準対象施設の重要度分類の取合点</p> <p>4. <u>重大事故等対処施設の設備の分類</u></p> <p>4.1 <u>耐震設計上の設備の分類</u></p> <p>4.2 <u>重大事故等対処施設の区分</u></p> <p>5. <u>重大事故等対処施設の設備分類の取合点</u></p>	<p>・ 事業変更許可申請書に基づき再処理施設における各クラスに分類する施設，耐震重要度分類上の留意事項を記載した。</p> <p>・ 重大事故等対処施設については後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
<p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 f. 上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>1. 概要 本資料は、「IV-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類」に基づき、再処理施設の耐震設計上の重要度分類についての基本方針について説明するものである。 <u>なお、重大事故等対処施設の設備分類については次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>2. 安全機能を有する施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統 d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器 e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設 f. 上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設 g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>1. 概要 本資料は、添付書類「V-2-1-1 耐震設計の基本方針の概要」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び<u>重大事故等対処施設の施設区分</u>についての基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 設計基準対象施設の重要度分類 2.1 耐震設計上の重要度分類 設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設 地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、<u>並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設</u>であって、<u>その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</u></p> <p>a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 <u>h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）</u> <u>i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設については後次回で比較結果を示す。</p> <p>・ 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p> <p>・ 事業変更許可申請書において、敷地に到達する津波はないことを記載しているため、当該事項に係る内容は記載していない。</p>

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(3/269)

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <p>a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</p> <p>b. 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和53年通商産業省令第77号)第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。)</p> <p>c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>d. 使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>	

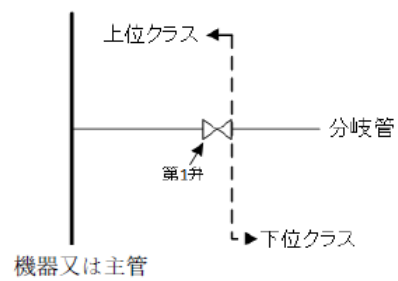
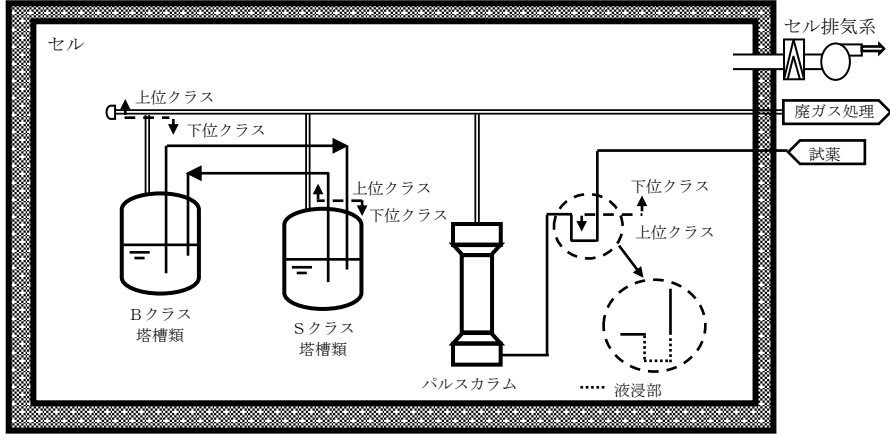
再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4
<p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</p> <p>b. 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統</p> <p>d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</p> <p>e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</p> <p>f. 上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</p> <p>g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</p>	<p>2.2 クラス別施設</p> <p><u>耐震設計上の重要度分類によるクラス別施設を以下に示す。</u></p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>a. <u>その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</u></p> <p>(a) <u>形状寸法管理を行う設備のうち、平常運転時その破損又は機能喪失により臨界を起こすおそれのある設備。</u></p> <p>b. <u>使用済燃料を貯蔵するための施設</u></p> <p>(a) <u>使用済燃料受入れ設備の燃料取出し設備、使用済燃料貯蔵設備の燃料貯蔵設備、燃料移送設備、燃料送出し設備のプール、ピット、移送水路、ラック、架台。</u></p> <p>c. <u>高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統</u></p> <p>(a) <u>高レベル廃液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>d. <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</u></p> <p>(a) <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>e. <u>上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</u></p> <p>(a) <u>上記c.及びd.のSクラスの設備を収納するセル等及びせん断セル。</u></p> <p>f. <u>上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</u></p> <p>(a) <u>上記c.及びd.のSクラスの機器の廃ガス処理設備のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>(b) <u>上記e.のSクラスのセル等の換気設備のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>(c) <u>上記e.のSクラスのセル等を収納する構築物の換気設備のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>g. <u>上記a.～f.の施設の機能を確保するために必要な施設</u></p> <p>(a) <u>非常用所内電源系統、安全圧縮空気系及び安全蒸気系。</u></p> <p>(b) <u>安全冷却水系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化・冷却設備のプール水冷却系(以下「プール水冷却系」という。)</u></p> <p>(c) <u>安全保護回路及び保護動作を行う機器。</u></p> <p>(d) <u>安全上重要な施設の漏えい液を受ける漏えい液受皿の集液溝の液位警報及び漏えい液受皿から漏えい液を回収するための系統のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>(e) <u>計測制御系統施設等に係る安全上重要な施設のうち、地震後においても、その機能が継続して必要な施設。</u></p> <p>h. <u>その他の施設</u></p> <p>(a) <u>固化セル移送台車。</u></p> <p>(b) <u>ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管。</u></p> <p>(c) <u>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備のうち貯蔵室から排風機までの範囲。</u></p> <p>(d) <u>使用済燃料貯蔵設備の補給水設備。</u></p> <p>(e) <u>その機能喪失により臨界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設は、Sクラスとするか又は検出器の故障を検知し警報を発する故障警報及び工程停止のための系統をSクラスとする。</u></p> <p>(f) <u>制御建屋中央制御室換気設備。</u></p>	<p>・事業変更許可申請書に基づき再処理施設におけるSクラスに分類する施設を記載した。</p>

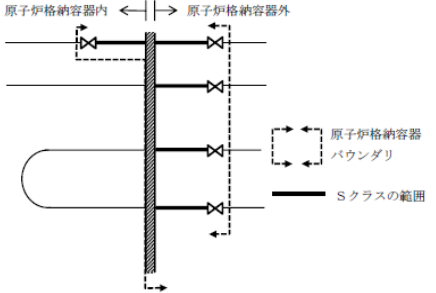
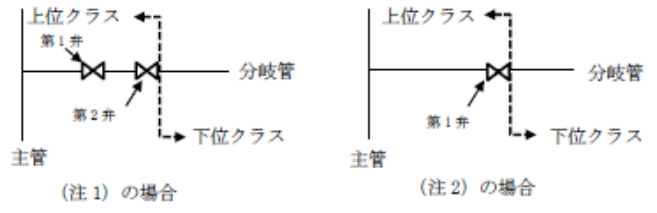
再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV－1－1	添付書類IV－1－1－3	添付書類V－2－1－4
<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>(g) <u>水素掃気用の安全圧縮空気系はSクラスとする。</u> また、<u>Sクラスの水素掃気用の安全圧縮空気系が接続されている機器は、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため、Sクラスとする。</u> (h) <u>遮蔽設備のうち安全上重要な施設。</u></p> <p>(2) <u>Bクラスの施設</u></p> <p>a. <u>放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</u></p> <p>(a) <u>使用済燃料貯蔵設備のプール水浄化系。</u> (b) <u>高レベル廃液を内蔵する設備のうち、溶解施設、分離施設、高レベル廃液処理設備、高レベル廃液ガラス固化設備の系統及び機器。</u> (c) <u>プルトニウムを含む溶液を内蔵する設備のうち、溶解施設、分離施設、精製施設、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の系統及び機器。</u> (d) <u>ウランを内蔵する系統及び機器。</u> (e) <u>プルトニウムを含む粉体を内蔵する系統及び機器。</u> (f) <u>酸回収設備及び溶媒回収設備。</u> (g) <u>低レベル廃液処理設備、ただし、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設等からの洗濯廃液等、床ドレンの一部、試薬ドレン、手洗いドレン、空調ドレンに係る設備及び海洋放出管の一部を除く。</u> (h) <u>低レベル固体廃棄物処理設備。</u> (i) <u>分析設備。</u></p> <p>b. <u>放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設でSクラスに属さない施設</u></p> <p>(a) <u>Bクラスの設備を収納するセル等。</u> (b) <u>Bクラスの機器の廃ガス処理設備のうち、塔槽類から排風機を経て弁までの範囲。</u> (c) <u>Bクラスのセル等の換気設備のうち、セル等から排風機を経てダンパまでの範囲。</u></p> <p>c. <u>その他の施設</u></p> <p>(a) <u>放射性物質を取り扱う移送機器及び装置類。ただし、以下の設備を除く。</u> イ. <u>放射性物質の環境への放出のおそれがない移送機器及び装置類。</u> ロ. <u>放射性物質の濃度が非常に低いか、又は内蔵量が非常に小さいものを取り扱う移送機器及び装置類。</u> (b) <u>主要な遮蔽設備。</u></p> <p>(3) <u>Cクラスの施設</u> <u>上記Sクラス及びBクラスに属さない施設。</u></p>	<p>・ 事業変更許可申請書に基づき再処理施設におけるSクラスに分類する施設を記載した。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に基づき再処理施設におけるBクラスに分類する施設を記載した。</p> <p>・ 事業変更許可申請書に基づき再処理施設におけるCクラスに分類する施設を記載した。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV－1－1	添付書類IV－1－1－3	添付書類V－2－1－4	
<p>3. 耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>3.1 安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類</p> <p>安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度を以下のとおり分類する。下記に基づく各施設の具体的な耐震設計上の重要度分類及び当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動を「IV－1－1－3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針」の第2.4-1表に、申請設備の耐震重要度分類について同添付書類の第2.4-2表に示す。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、放射性物質を外部に放出する可能性のある事態を防止するために必要な施設及び事故発生の際に、外部に放出される放射性物質による影響を低減させるために必要な施設であって、環境への影響が大きいもの。</p> <p>a. その破損又は機能喪失により臨界事故を起こすおそれのある施設</p> <p>b. 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>c. 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統</p> <p>d. プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器</p> <p>e. 上記c.及びd.の系統及び機器から放射性物質が漏えいした場合に、その影響の拡大を防止するための施設</p> <p>f. 上記c., d.及びe.に関連する施設で放射性物質の外部への放出を抑制するための施設</p> <p>g. 上記a.からf.の施設の機能を確保するために必要な施設</p> <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設と比べ小さい施設。</p> <p>a. 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く。)</p> <p>b. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放出を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設。</p>	<p>2.3 耐震重要度分類上の留意事項</p> <p>(1) 再処理施設の安全機能は、その機能に直接的に関連するものほか、補助的な役割をもつもの及び支持構造物等の間接的な施設を含めて健全性を保持する観点で、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を検討すべき設備に区分する。</p> <p>安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び波及的影響の評価については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障がないことを確認する。</p> <p>(2) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、基準地震動にて臨界安全が確保されていることの確認を行う。</p> <p>(3) 上位の分類に属する設備と下位の分類に属する設備間で液体状の放射性物質を移送するための配管及びサンプリング配管のうち、明らかに取扱い量が少ない配管は、設備のバウンダリを構成している範囲を除き、下位の分類とする。</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ポット、中間ポット及び脱硝装置のグローブボックスは、収納するSクラスの機器へ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(5) 分離施設の補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁、抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁、抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁、第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁及び精製施設のプルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報及び注水槽は、上位の分類に属するものへ波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 竜巻防護対策設備は、竜巻防護施設に波及的影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(7) 溢水防護設備は、地震及び地震を起因として発生する溢水によって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される溢水に対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(8) 化学薬品防護設備は、地震及び地震を起因として発生する化学薬品の漏えいによって安全機能を有する施設のうち、再処理施設内部で想定される化学薬品の漏えいに対して、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止等の安全機能を維持するために必要な設備の安全機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(9) 主排気筒及びその排気筒モニタのSクラスとBクラス以下の配管又はダクトの取合いは、Bクラス以下の廃ガス処理設備又は換気設備の機能が喪失したとしても、Sクラスの廃ガス処理設備又は換気設備に影響を与えないようにする。</p>		<p>・ 事業変更許可申請書に基づき、耐震重要度分類上の留意事項を記載した。</p>

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(7/269)

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
	<p>2.4 再処理施設の区分</p> <p>2.4.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備等、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.4.2 各区分の定義 各区分の設備は次のものをいう。 (1) 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、「IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>2.4.3 間接支持機能及び波及的影響 同一系統設備に属する主要設備等、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>安全機能を有する施設の耐震設計上の重要度分類を第2.4-1表に、安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表を第2.4-2表に示す。 <u>なお、第2.4-2表に示す申請設備は、申請書本文「第2章 表1 主要設備リスト」に示す建物・構築物及び機器・配管系であり、このうち「IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書」において計算書(Sクラス施設、波及的影響を考慮する施設)を添付する施設、「IV-1-1-1 1-1 配管の耐震支持方針 別紙」及び「IV-1-1-1 1-2 ダクトの耐震支持方針 別紙」にて直管部標準支持間隔を示す施設について明記する。</u></p> <p>同表には、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。</p>	<p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2.2.1 区分の概要 当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.2.2 各区分の定義 各区分の設備は次のものをいう。 (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物・車両)をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響 同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。</p> <p>同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動(以下「検討用地震動」という。)を併記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設における主要設備等には、構築物を含めるため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 再処理施設においては安全機能を有する施設として車両を有していないため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 再処理施設における申請設備の耐震重要度分類表への設備の示し方を説明した内容であり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4
	<p>3. 安全機能を有する施設の重要度分類の取合点</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系又は配管系の中で重要度分類が異なる場合の取合点は、<u>原則として、上位クラス側の第1弁とする</u>。取合点となる第1弁は、上位の重要度分類に属するものとする(第3-1図参照)。</p>  <p>第3-1図 配管系中の取合点</p> <p>(2) <u>再処理施設のセル内設備については、保守性を考慮して可能な限り保守・点検が不要な系統構成とするために液浸による水封を採用し、水封している部分を取合点として上位クラス側から下位クラス側への放射性流体の逆流を防止する設計としており、取合点となる水封部は、上位の重要度分類に属するものとする。</u></p> <p>また、<u>気体廃棄物の廃棄施設、溶液の移送を行う系統における水封を設けない場合については、放出経路等の維持に考慮して弁や水封を介さない配管ヘッダー部等を取合点とし、万が一気体又は液体状の放射性物質を保持している下位クラスの配管等が損傷した場合においても、セル内に閉じ込め、換気設備による放出経路維持等により施設全体として放射性物質を閉じ込める設計としており、配管ヘッダー部等を取合点としている場合はヘッダー部等の管台までを上位の重要度分類に属するものとする(第3-2図参照)。</u></p>  <p>第3-2図 セル内設備の取合点</p>	<p>3. 設計基準対象施設の重要度分類の取合点 設計基準対象施設の重要度分類の取合点は、以下の通りとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の重要度分類に属するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理施設における重要度分類の取合点について記載したものであり、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。 安全機能に対する重要度分類の取合点について、「補足説明資料【耐震建物30】耐震設計における安全機能の整理について」にて詳細を示す。

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
		<p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする(図3-1参照)。</p>  <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で重要度が異なる場合の取合点は、<u>原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2 隔離弁までがバウンダリの場合は第2 弁(注1)、その他は上位クラスから見て第1 弁(注2)</u>とする。取合点となる弁は、図3-2 に示すように上位の重要度分類に属するものとする。</p>  <p>図3-2 配管系中の取合点</p>	<p>・ 発電炉固有の設計上の考慮であり、再処理施設においては修正方針(2)に記載している内容にて対応しているため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>・ JEAG4601-1984において、耐震重要度分類は、通常時閉あるいは隔離可能な弁を設置することで上位クラスと下位クラスの境界とすることとされている。発電炉における原子炉冷却材圧力バウンダリ(以下「RCPB」という。)については、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び「実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 第17条」の解釈にて示されており、通常時閉かつ事故時閉のラインの隔離弁以外は第2 隔離弁までと定義されている。また、RCPBの耐震重要度分類がSクラスと定義されていることから第2 隔離弁を含む場合を上位クラスとして記載している。また、その他は上位クラスから見て第1 弁としている。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
			一方、再処理施設においては発電炉の定義に該当する設備はなく、再処理施設の弁は発電炉における「その他は上位クラスから見て第1弁」に該当することから、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV－1－1	添付書類IV－1－1－3	添付書類V－2－1－4	
<p>3.2 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設の設備分類については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</p>	<p>4. 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備分類 <u>重大事故等対処施設の設備分類については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p> <p>4.2 設備分類上の留意事項 <u>重大事故等対処施設の設備分類上の留意事項については、重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>4. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類 <u>重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下の通りに分類する。</u></p> <p><u>(1) 基準地震動S_sによる地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないように設計するもの</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>b. <u>常設重大事故緩和設備</u> <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p><u>(2) 静的地震力又は弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えるよう設計するもの</u></p> <p>a. <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</u> <u>常設重大事故防止設備であって、耐震Bクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p>	<p>・ 重大事故等対処施設については、後次回で比較結果を示す。</p> <p>・ 重大事故等対処施設については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
	<p>4.3 重大事故等対処施設の区分 重大事故等対処施設の区分については、<u>重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>4.2 重大事故等対処施設の区分 4.2.1 区分の概要 <u>当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</u></p> <p>4.2.2 各区分の定義 <u>各区分の設備とは次のものをいう。</u> (1) 設備とは、<u>重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。</u> (2) 直接支持構造物とは、<u>設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</u> (3) 間接支持構造物とは、<u>直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・車両）をいう。</u> (4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、<u>下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「V-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</u></p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響 <u>設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。また、同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</u></p>	<p>重大事故等対処施設については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
	<p>4.4 重大事故等対処施設の設備分類の取合点 重大事故等対処施設の設備分類の取合点については、<u>重大事故等対処施設の申請に合わせて次回以降に詳細を説明する。</u></p>	<p>5. 重大事故等対処施設の設備分類の取合点 <u>重大事故等対処施設の設備分類の取合点は、以下の通りとする。</u> (1) <u>機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</u> (2) <u>配管系中の上位クラス施設と下位クラス、施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2 隔離弁までがバウンダリの場合は第2 弁 (注1)、その他は上位クラスから見て第1弁 (注2) とする。取合点となる弁は、図5-1 に示すように上位クラス施設に属するものとする。</u> ここで上位クラス施設とは、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置されている重大事故等対処施設をいい、下位クラス施設とは、上位クラスの施設以外の発電所内にある施設 (資機材等を含む。) をいう。</p>  <p style="text-align: center;">図5-1 配管系中の取合点</p>	<p>・ 重大事故等対処施設については、後次回で比較結果を示す。</p>

再処理施設		添付書類IV-1-1-3		発電炉		添付書類V-2-1-4		備考					
添付書類IV-1-1		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4		添付書類V-2-1-4		備考					
耐震クラス	クラス別施設	第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(2/22)		表2-1 設計基準対象施設のクラス別施設(2/6)				・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。					
		主要設備等*1 施設名 適用範囲 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲 耐震クラス	間接支持構造物*4*5 適用範囲 耐震クラス	波及的影響を考慮すべき施設*6 適用範囲 耐震クラス	機別分類 耐震クラス 適用範囲 耐震クラス		主要設備等*1 適用範囲 耐震クラス	補助設備*2 適用範囲 耐震クラス	直接支持構造物*3 適用範囲 耐震クラス	間接支持構造物*4*5 適用範囲 耐震クラス	波及的影響を考慮すべき施設*6 適用範囲 耐震クラス
S	(c) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器並びにその冷却系統(つづき)	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮槽 高レベル廃液貯槽 不溶解残渣貯槽 高レベル廃液井用貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣濃縮一時貯槽	冷却水設備安全冷却水系 (中間熱交換器を含む) 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 高レベル廃液濃縮高加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び電断弁	S	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮槽 高レベル廃液貯槽 不溶解残渣貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣濃縮一時貯槽	S	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮槽 高レベル廃液貯槽 不溶解残渣貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣濃縮一時貯槽	S	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮槽 高レベル廃液貯槽 不溶解残渣貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣濃縮一時貯槽	S	高レベル廃液供給槽 高レベル廃液濃縮槽 高レベル廃液貯槽 不溶解残渣貯槽 高レベル濃縮廃液一時貯槽 不溶解残渣濃縮一時貯槽	S	
S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	冷却水設備安全冷却水系 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 高レベル廃液濃縮高加熱蒸気温度高による加熱停止回路 ガラス流下停止回路 統合制御圧力伝号による流下/スル加熱停止回路 ガラス溶融炉の流下停止系	S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	S	ガラス溶融炉 高レベル廃液濃縮槽 供給槽 供給槽 固化セル移送台車	S

再処理施設		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4		備考
添付書類IV-1-1		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4		備考
耐震クラス S	クラスタ別施設 (d) プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器	主要設備等*1		主要設備等*1		S
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
S	溶液施設	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	抽出塔	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第1洗浄塔	間接支持構造物*4		間接支持構造物*4		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2洗浄塔	直設支持構造物*5		直設支持構造物*5		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	溶液中間貯槽	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	溶液供給槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	プルトニウム分取塔	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	プルトニウム溶液	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	TBP洗浄器	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	プルトニウム溶液受槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	プルトニウム溶液中間貯槽	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第1一時貯留処理槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2一時貯留処理槽	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第3一時貯留処理槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第7一時貯留処理槽	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第8一時貯留処理槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	プルトニウム洗浄器*10	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第5一時貯留処理槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第9一時貯留処理槽	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第10一時貯留処理槽	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	冷却水設備安全冷却水系	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2非常用ディーゼル発電機	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	可燃性中低濃度採取材料緊急供給回路	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	可溶性中低濃度採取材料緊急供給系	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	冷却水設備安全冷却水系	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2非常用ディーゼル発電機	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	機器等の支持構造物	直設支持構造物*5		直設支持構造物*5		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	分譲建屋 非常用電源建屋 制御建屋	間接支持構造物*4		間接支持構造物*4		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	直設支持構造物*5		直設支持構造物*5		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	機器等の支持構造物	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	冷却水設備安全冷却水系	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2非常用ディーゼル発電機	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	可燃性中低濃度採取材料緊急供給回路	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	可溶性中低濃度採取材料緊急供給系	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	冷却水設備安全冷却水系	補助設備*2		補助設備*2		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	第2非常用ディーゼル発電機	耐震設備*3		耐震設備*3		S
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	機器等の支持構造物	直設支持構造物*5		直設支持構造物*5		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	分譲建屋 非常用電源建屋 制御建屋	間接支持構造物*4		間接支持構造物*4		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
S	前処理建屋 非常用電源建屋 制御建屋	直設支持構造物*5		直設支持構造物*5		S _a S _b S _c
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	

設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4
<p>第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(4/22)</p>		
<p>耐震クラス S</p>	<p>耐震クラス S</p>	<p>耐震クラス S</p>
<p>クラス別施設 (d) アルトリウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器(ツブき)</p>	<p>施設名</p> <p>精製施設</p> <p>第1酸化塔 第2酸化塔 第1脱ガス塔 第2脱ガス塔 抽出塔 核分裂生成物洗浄塔 アルトリウム溶液供給槽 逆抽出塔 T B P 蒸発器 ウラン蒸発塔 補助油水分離槽 アルトリウム溶液受槽 油水分離槽 アルトリウム溶液一時貯槽 アルトリウム濃縮缶 給槽 アルトリウム濃縮缶 アルトリウム濃縮液受槽 アルトリウム濃縮液一時貯槽 アルトリウム濃縮液計量槽 アルトリウム濃縮液中リサイクル槽 ろ過槽 第1一時貯留処理槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第7一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽**0</p>	<p>適用範囲</p> <p>冷却水設備安全弁 知水系統 第2非常用サイゼル発電機 第2非常用発電機 アルトリウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路及び逆断弁</p>
<p>主要設備等*</p>	<p>補助設備**</p>	<p>耐震クラス S</p>
	<p>適用範囲</p> <p>機器等の支持構造</p>	<p>耐震クラス S</p>
	<p>施設名</p> <p>精製施設 非常用電源建屋 制御建屋</p>	<p>耐震クラス Ss Ss Ss</p>
	<p>施設名</p> <p>間接支持構造物***</p>	<p>施設名</p> <p>間接支持構造物***</p>
	<p>施設名</p> <p>施設名</p>	<p>施設名</p> <p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>
	<p>施設名</p>	<p>施設名</p>

表 2-1 設計基準対象施設のクラス別施設 (4/6)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (B1)			補助設備 (B2)			直接支持構造物 (B3)			間接支持構造物 (B4)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(1) 原子炉の炉心格納容器に直接接する機器等(一次冷却系内蔵している機器) (注1)	適用範囲	B (B1.2)	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-
Bクラス	(2) 原子炉の炉心格納容器に接する機器等(一次冷却系外蔵している機器) (注2)	適用範囲	B (B1.3)	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-
Bクラス	(3) 放射能物質の貯蔵・移送に用いられる機器等(注3)	適用範囲	B (B2)	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-
Bクラス	(4) 放射能物質の貯蔵・移送に用いられる機器等(注4)	適用範囲	B (B3)	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-
Bクラス	(5) 放射能物質の貯蔵・移送に用いられる機器等(注5)	適用範囲	B (B4)	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-	適用範囲	-

設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考									
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4											
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(5/22)													
耐震 クラス	クラス別施設	主要設備等*			補助設備**			直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	機器等の支持構造物	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	検測用地震動*	適用範囲
S	(d) アルトリウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器(つづき)	取崩施設	硝酸アルトリウム貯槽 混合槽 一時貯槽 定量ポット 中間ポット 配研装置	S S S S S	冷却水設備安全冷却水系統 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池	S S S	機器等の支持構造物	S	ウラン・プルトニウム混合配研装置 非常用電源装置 制御装置	S _s S _s S _s	適用範囲	グローブボックス (定置ポット、中間ポット及び配研装置)**1	S _s
		酸及び溶液の回収施設	溶解回収設備第1洗浄器**3	S			機器等の支持構造物	S	分離装置	S _s			
	(e) 上記(c)及び(d)の系統及び機器から放射性物質が漏れたいしに機会に、その影響の拡大を防止するための施設	セル等	高レベル放射性液体廃棄物又はアルトリウムを含む溶液を内蔵するSクラスの系統及び機器を収納するセル、グローブボックス及び配管収納器並びにせん断セル**1	S			機器等の支持構造物	S					
	その他再処理設備の附属施設		蒸気供給設備安全蒸気系統	S	第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池	S S	機器等の支持構造物	S	前処理装置 分離装置 高レベル廃液ガラス固化装置 非常用電源装置 制御装置	S _s S _s S _s S _s S _s			
表2-1 設計基準対象施設のクラス別施設(5/6)													
耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備(注1)		補助設備(注2)		直接支持構造物(注3)		間接支持構造物(注4)					
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス				
Bクラス	(v) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	-	-	-	-	-	-	-	-				
Cクラス	(i) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	C C C C C C C C	C C C C C C C C	- - - -	- - - -	C C C C C C C C	C C C C C C C C	C C C C C C C C	C C C C C C C C				
設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。													

再処理施設		発電炉		備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4			
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(7/22)					
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ^{*1}			施設名
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
S	(f) 上記(c)、(d)及び(e)に関連する施設で放射能物質の外部への放出を抑制するための施設(つづき)	補助設備 ^{*2}			適用範囲
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
		直接支持構造物 ^{*3}			適用範囲
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
		間接支持構造物 ^{*4}			適用範囲
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*5}			適用範囲
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	
		格納用施設 ^{*7}			適用範囲
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考								
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4										
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(8/22)												
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*		補助設備**		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	検討用地盤動**	検討用地盤動**
S	(g)上記(a)～(f)の施設の機能を確保するための設備(非常用所内電源系統,安全圧縮空気系,安全蒸気系及び安全冷却水系)	その他再処理設備の附属施設	非常用所内電源系統 第1非常用ディーゼル発電機 第1非常用蓄電池重田タンク 第2非常用ディーゼル発電機 第2非常用蓄電池 燃料油貯蔵タンク 安全圧縮空気系 空気圧縮機 安全蒸気系 ボイラ 安全冷却水系 冷却水循環ポンプ	S S S S S S S S S S S S			機器等の支持構造物	S	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 制酸建屋 酒造	S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s S _s	北義気前**	S _s

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		添付書類IV-1-1-3		発電炉		添付書類V-2-1-4		備考						
添付書類IV-1-1		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4		添付書類V-2-1-4		備考						
耐震クラス	S	クラス別施設 (g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するための設備 (安全上重要な施設の漏えい液を受けける槽の液位警報及び漏えい液を回収するための系)	施設名 —	主要設備等 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4,5}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*6}		
				適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲
				以下のセルの漏えい液受血の集液槽の液位警報及び漏えい液を回収するための系統 前処理建屋 溶解槽セル 中継槽セル 清澄機セル 計量・調整槽セル 放射線中間貯槽セル 放射性配管分岐第1セル 放射線中間貯槽セル 分譲建屋 溶解液供給槽セル 抽出槽セル プルトリウム濃縮セル 抽出廃液受槽セル 抽出廃液供給槽セル 分譲建屋—貯留処理槽 分譲建屋—貯留処理槽 第2セル 放射性配管分岐第2セル 高レベル廃液供給槽セル 精製建屋 プルトリウム濃縮受槽セル プルトリウム濃縮液一時貯槽セル プルトリウム濃縮液計量槽セル	S			機器等の支持構造物	S	前処理建屋 分譲建屋 精製建屋 制御建屋	S _s S _s S _s S _s			

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4		備考																								
添付書類IV-1-1		添付書類IV-1-1-3		添付書類V-2-1-4																										
耐震クラス	S	クラス別施設 (f)の施設の機能を確保するための設備(安全上重要な施設)の漏えい液を受ける槽の液位警報及び漏えい液を回収するための系統 (つづき)	第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(11/22)				・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備等*</th> <th>補助設備*</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>直接支持構造物**</th> <th>間接支持構造物***</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設**</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動**</th> <th>検討用地震動***</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液を回収する槽の系統 ウラン・プルトニウム 混合酸液槽 硝酸プルトニウム貯槽 セル 混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化槽 高レベル濃縮液貯槽セル 不溶解残渣液貯槽セル 高レベル廃液共用貯槽セル 高レベル濃縮液一時貯槽セル 不溶解残渣液一時貯槽セル 高レベル廃液混合槽セル 固化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報 槽 プルトニウム精製塔セル プルトニウム濃縮出烘槽セル 油水分離槽セル 放射能配管分岐第1セル </td> <td></td> <td>S</td> <td></td> <td>S</td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>精製槽 ウラン・プルトニウム混合酸液槽 高レベル廃液ガラス固化槽 硝酸貯槽</td> <td></td> <td>S_s S_s S_s S_s</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主要設備等*	補助設備*	耐震クラス		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	直接支持構造物**	間接支持構造物***	波及的影響を考慮すべき施設**	適用範囲	検討用地震動**	検討用地震動***	以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液を回収する槽の系統 ウラン・プルトニウム 混合酸液槽 硝酸プルトニウム貯槽 セル 混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化槽 高レベル濃縮液貯槽セル 不溶解残渣液貯槽セル 高レベル廃液共用貯槽セル 高レベル濃縮液一時貯槽セル 不溶解残渣液一時貯槽セル 高レベル廃液混合槽セル 固化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報 槽 プルトニウム精製塔セル プルトニウム濃縮出烘槽セル 油水分離槽セル 放射能配管分岐第1セル		S		S		機器等の支持構造物	精製槽 ウラン・プルトニウム混合酸液槽 高レベル廃液ガラス固化槽 硝酸貯槽		S _s S _s S _s S _s				
主要設備等*	補助設備*	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	直接支持構造物**	間接支持構造物***	波及的影響を考慮すべき施設**	適用範囲	検討用地震動**	検討用地震動***																			
以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報及び漏えい液を回収する槽の系統 ウラン・プルトニウム 混合酸液槽 硝酸プルトニウム貯槽 セル 混合槽セル 一時貯槽セル 高レベル廃液ガラス固化槽 高レベル濃縮液貯槽セル 不溶解残渣液貯槽セル 高レベル廃液共用貯槽セル 高レベル濃縮液一時貯槽セル 不溶解残渣液一時貯槽セル 高レベル廃液混合槽セル 固化セル 以下のセルの漏えい液受皿の集液槽の液位警報 槽 プルトニウム精製塔セル プルトニウム濃縮出烘槽セル 油水分離槽セル 放射能配管分岐第1セル		S		S		機器等の支持構造物	精製槽 ウラン・プルトニウム混合酸液槽 高レベル廃液ガラス固化槽 硝酸貯槽		S _s S _s S _s S _s																					

再処理施設		発電炉		備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4			
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類 (12/22)					
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等 ^{※1}			耐震クラス
		施設名	適用範囲	耐震クラス	
S	(g) 上記(a)～(f)の施設の機能を確保するための設備(地震後において、その機能が継続して必要な計測制御施設等)	補助設備 ^{※2}			耐震クラス
		適用範囲	耐震クラス		
		直接支持構造物 ^{※3}			耐震クラス
		適用範囲	機器等の支持構造物		
		間接支持構造物 ^{※4}			耐震クラス
		適用範囲	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合高圧建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 制御建屋	Ss Ss Ss Ss Ss Ss	
		波及的影響を考慮すべき施設 ^{※5}			検測用地震動 ^{※7}
		適用範囲			

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考							
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4									
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類 (13/22)											
耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (機能喪失により境界に至る可能性のある計測制御系統施設に係る安全上重要な施設)	主要設備等*		補助設備*		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設****	
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲
S		—	燃料せん断位置異常等によるせん断停止回路エントドヒースせん断位置異常によるせん断停止回路溶解槽溶解槽密度高によるせん断停止回路第1より素退出し槽及び第2より素退出し槽の溶解槽密度高による警報エントドヒース酸洗槽洗浄液密度高によるせん断停止回路アルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報及び工程停止回路(分離施設)アルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報及び工程停止回路(精製施設)	S S S S S S S			機器等の支持構造物	S S S S	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 制御建屋		

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(14/22)				
耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (機能喪失により、 界に至る可能性のあ る計測制御系統施設 に係る安全上重要な 施設) (つづき)	主要設備等*		
		施設名	適用範囲	耐震クラス
S		補助設備**		
		適用範囲	耐震クラス	
		直接支持構造物**		
		適用範囲	耐震クラス	
		間接支持構造物***		
		適用範囲	耐震クラス	
		波及的影響を考慮すべき施設**		
		適用範囲	耐震クラス	

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考								
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4										
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類 (15/22)												
耐震クラス	クラス別施設 (h) その他の施設 (遮蔽設備)	主要設備等 ^{*1}		補助設備 ^{*2}		直接支持構造物 ^{*3}		間接支持構造物 ^{*4,5,6}		波及的影響を考慮すべき施設 ^{*7}		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用地震動 ^{*8}
S		—	高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体除染室の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋のガラス固化体検査室の遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋の貯蔵区域の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋の受入れ室の遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備 第1ガラス固化体貯蔵建屋のトレンチ移送台車の遮蔽設備 チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備 ハル・エンドピース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備 高レベル廃液ガラス固化建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する源道の遮蔽設備	S			S	機器等の支持構造物	S	チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 源道	S _s	S _s

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考																																																																												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																																																																														
耐震クラス B	クラス別施設 (b) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く)	第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(17/22)																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備*</th> <th colspan="2">直接支持構造物*</th> <th colspan="2">間接支持構造物***</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設**</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地(震動)*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱機 プール水浄化系</td> <td>B B B B B B</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>せん断処理施設</td> <td>燃料傾転クレーン せん断機</td> <td>B B</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>前処理建屋</td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶解施設</td> <td>エンドピース酸洗槽</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>前処理建屋</td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離施設</td> <td>ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP洗浄器 ウラン濃縮缶</td> <td>B B B</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>分離建屋</td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精製施設</td> <td>抽出器 核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出液TBP洗浄器 ウラン溶液TBP洗浄器</td> <td>B B B B B</td> <td></td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>精製建屋</td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	主要設備等*		補助設備*		直接支持構造物*		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地(震動)*	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱機 プール水浄化系	B B B B B B			機器等の支持構造物	B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S _B			せん断処理施設	燃料傾転クレーン せん断機	B B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B			溶解施設	エンドピース酸洗槽	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B			分離施設	ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP洗浄器 ウラン濃縮缶	B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋	S _B			精製施設	抽出器 核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出液TBP洗浄器 ウラン溶液TBP洗浄器	B B B B B			機器等の支持構造物	B	精製建屋	S _B				
施設名	主要設備等*			補助設備*		直接支持構造物*		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**																																																																						
	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地(震動)*																																																																						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン 燃料取出し装置 燃料移送水中台車 燃料取扱装置 バスケット取扱機 プール水浄化系	B B B B B B			機器等の支持構造物	B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	S _B																																																																								
せん断処理施設	燃料傾転クレーン せん断機	B B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B																																																																								
溶解施設	エンドピース酸洗槽	B			機器等の支持構造物	B	前処理建屋	S _B																																																																								
分離施設	ウラン逆抽出器 ウラン溶液TBP洗浄器 ウラン濃縮缶	B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋	S _B																																																																								
精製施設	抽出器 核分裂生成物洗浄器 逆抽出器 抽出液TBP洗浄器 ウラン溶液TBP洗浄器	B B B B B			機器等の支持構造物	B	精製建屋	S _B																																																																								

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考									
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4											
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(18/22)													
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4*5		波及的影響を考慮すべき施設*6			
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	機器等の支持構造物	耐震クラス	適用範囲	精製建屋	検訂用地震動*7	適用範囲
B	(b)放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	精製施設	ウラン濃縮圧 TBP洗浄塔 プルトニウム洗淨器 ウラン逆抽出器 逆抽出液TBP洗淨器 第5—時貯留処理槽 第8—時貯留処理槽 第9—時貯留処理槽	B B B B B B B B				機器等の支持構造物	B	精製建屋	S _B		
		脱硝施設	濃縮圧 脱硝塔 硝酸ウランニル貯槽 母液貯 還元炉 混合機 粉末まてん機	B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	S _B S _B			
		酸及び溶媒の回収施設	酸回収設備 蒸発缶 精溜塔 溶媒回収設備 第1洗淨器 第2洗淨器 第3洗淨器 蒸発缶 溶媒蒸溜塔	B B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 精製建屋	S _B S _B			
		製品貯蔵施設	貯蔵室クレーン 貯蔵台車 滑道搬送台車	B B B						ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	S _B S _B		
					・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。								

再処理施設		発電炉		備考																																																										
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																																																												
<p>第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(19/22)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備等*</th> <th colspan="2">補助設備**</th> <th colspan="2">直接支持構造物**</th> <th colspan="2">間接支持構造物***</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設**</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>(b)放射線物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く)(つづき)</td> <td> 液体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発塔 アルカリ濃縮蒸発塔 低レベル廃液貯蔵槽 第1放出貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポン プから漏れる海洋放 出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット </td> <td>B B B B B B B</td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>分離建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料移送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋</td> <td>S_B S_B S_B S_B S_B</td> <td>特別用地 特別用地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 固体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発中和 槽 ガラス固化体検査室 井クレーン 第1ガラス固化体貯蔵建 屋床面走行クレーン** 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第1切断装置 第2切断装置 低レベル固体廃棄物貯 蔵設備 分析設備 </td> <td>B B B B B B B B B B B B</td> <td></td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>B</td> <td>機器等の支持構造物</td> <td>高レベル廃液ガラ ス固化建屋 第1ガラス固化体 貯蔵建屋 低レベル廃棄物処 理建屋 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋 チェンネルボック ス・バーナブルポ イスン処理建屋 ハル・エントビー ス貯蔵建屋 分析建屋</td> <td>S_B S_B S_B S_B S_B S_B S_B S_B S_B S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他可 処理設備 の附属施 設</td> <td>B</td> <td></td> <td>機器等の支持構造 物</td> <td>B</td> <td>分析建屋</td> <td></td> <td>S_B</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*		補助設備**		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	B	(b)放射線物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く)(つづき)	液体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発塔 アルカリ濃縮蒸発塔 低レベル廃液貯蔵槽 第1放出貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポン プから漏れる海洋放 出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット	B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	機器等の支持構造物	分離建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料移送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	S _B S _B S _B S _B S _B	特別用地 特別用地				固体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発中和 槽 ガラス固化体検査室 井クレーン 第1ガラス固化体貯蔵建 屋床面走行クレーン** 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第1切断装置 第2切断装置 低レベル固体廃棄物貯 蔵設備 分析設備	B B B B B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	機器等の支持構造物	高レベル廃液ガラ ス固化建屋 第1ガラス固化体 貯蔵建屋 低レベル廃棄物処 理建屋 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋 チェンネルボック ス・バーナブルポ イスン処理建屋 ハル・エントビー ス貯蔵建屋 分析建屋	S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B					その他可 処理設備 の附属施 設	B		機器等の支持構造 物	B	分析建屋		S _B					<p>設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。</p>
	耐震クラス			クラス別施設	主要設備等*		補助設備**		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**																																																	
		施設名	適用範囲		耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲																																																		
B	(b)放射線物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設(ただし内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破壊により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く)(つづき)	液体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発塔 アルカリ濃縮蒸発塔 低レベル廃液貯蔵槽 第1放出貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 第2海洋放出ポンプを 経て第1海洋放出ポン プから漏れる海洋放 出管との合流点までの 範囲を除く 除染ピット	B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	機器等の支持構造物	分離建屋 高レベル廃液ガラ ス固化建屋 低レベル廃液処理 建屋 使用済燃料移送容 器管理建屋の除染 エリア 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	S _B S _B S _B S _B S _B	特別用地 特別用地																																																				
		固体廃棄物の廃棄施設 アルカリ濃縮蒸発中和 槽 ガラス固化体検査室 井クレーン 第1ガラス固化体貯蔵建 屋床面走行クレーン** 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第1切断装置 第2切断装置 低レベル固体廃棄物貯 蔵設備 分析設備	B B B B B B B B B B B B		機器等の支持構造物	B	機器等の支持構造物	高レベル廃液ガラ ス固化建屋 第1ガラス固化体 貯蔵建屋 低レベル廃棄物処 理建屋 使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋 チェンネルボック ス・バーナブルポ イスン処理建屋 ハル・エントビー ス貯蔵建屋 分析建屋	S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B S _B																																																					
		その他可 処理設備 の附属施 設	B		機器等の支持構造 物	B	分析建屋		S _B																																																					

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(20/22)				
耐震クラス B	クラス別施設 (c)その他の施設 (主要な遮蔽設備)	主要設備等*		施設名 —
		適用範囲	耐震クラス B	
		補助設備**		
		適用範囲	耐震クラス	
		直接支持構造物**		
		適用範囲	耐震クラス	
		間接支持構造物***		
		適用範囲	耐震クラス	
		波及的影響を考慮すべき施設**		
		適用範囲	耐震クラス	
		適用範囲	検討用地	

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考									
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4											
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(21/22)													
耐震クラス	クラス別施設	主要設備等*		補助設備**		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設***			
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	補計用地震動**	補計用地震動***
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器運搬車、使用済燃料輸送容器移送台車、使用済燃料輸送容器保管設備	C				C	機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理棟、使用済燃料受入れ・貯蔵棟	S _c S _c	
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の燃焼炉ガス処理設備及び換気設備	C				C	機器等の支持構造物				
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出貯槽、第2放出ポンプ、海洋放出管	C C C				C	機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟、低レベル廃液処理棟	S _c S _c	
			第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから漏れる海洋放出管との合流点までの範囲										
			低レベル廃液処理設備	C									
			MOX燃料加工施設との取合いに係る配管										

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設		発電炉		備考								
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4										
第2.4-1表 耐震設計上の重要度分類(22/22)												
耐震クラス	クラス別施設 S, Bクラスに属さない施設 (つづき)	主要設備等*		補助設備**		直接支持構造物**		間接支持構造物***		波及的影響を考慮すべき施設**		
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用地盤動*
C	S, Bクラスに属さない施設 (つづき)	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体検査装置 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	C C			機器等の支持構造物	C	高レベル廃液ガラス固化装置 チャレンジャーポック ス・バーナブルボ イズン処理装置 ハル・エントドリー ス貯蔵装置 第1低レベル廃棄物貯蔵装置 第2低レベル廃棄物貯蔵装置 第4低レベル廃棄物貯蔵装置	S _c S _c S _c S _c S _c S _c		
		放射線管理施設 その他再処理設備の附属施設	SクラスのI, に該当する以外の放射線管理施設 受電閉鎖設備 縮水処理設備 蒸気供給設備 分析設備 水質防護設備 溢水防護設備 化学薬品防護設備 電巻防護対策設備	C C C C C C C			機器等の支持構造物 機器等の支持構造物	C C				

・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。

再処理施設	再処理施設	発電炉	備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4	
	<p>注記</p> <ul style="list-style-type: none"> *1: 主要設備等とは、当該機能に直接的に関連する設備及び構築物をいう。 *2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備等の補助的役割を持つ設備をいう。 *3: 直接支持構造物とは、主要設備等、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 *4: 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 *5: 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、第1ガラス固化体貯蔵建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物貯蔵建屋、チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋、ハル・エンドピドビース貯蔵建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び分析建屋の遮断設備はBクラスとする。 *6: 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備であり、主要設備等に適用される地震力により、上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼさないように設計する。 *7: S_s: 基準地震動S_sによる地震力。 S_B: 耐震Bクラス施設に適用される地震力又は静的地震力。 S_C: 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。 *8: プルトニウムを含む溶液を内蔵する系統及び機器でSクラスとする設備のうち、臨界の発生防止の観点で形状寸法管理を行う設備は、溶解設備の溶解槽（連続式）からウラン・プルトニウム混合脱硝設備の混合槽に至るプルトニウム溶液の主要な流れに位置する設備並びにプルトニウム精製設備のプルトニウム溶液一時貯槽、プルトニウム濃縮液一時貯槽、リサイクル槽、希釈槽、分離建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽、第8一時貯留処理槽、精製建屋一時貯留処理設備の第1一時貯留処理槽、第2一時貯留処理槽、第3一時貯留処理槽及びウラン・プルトニウム混合脱硝設備の一時貯槽とする。また、これらの設備はプルトニウムを含む溶液を内蔵する機器としてもSクラスに属する設備であり、これらを収納するセル等もSクラスとする。 *9: 第1切断装置は、固体廃棄物の廃棄施設であるが、燃料貯蔵設備のチャンネルボックス・バーナブルボイラー取扱ピットに設置しているため、当該ピットへの波及的影響を考慮すべき施設として、本欄に記載するものとする。 *10: 溶解設備のハル洗浄槽、水パフア槽、分配設備のプルトニウム洗浄器、分離建屋一時貯留処理設備の第5一時貯留処理槽、第9一時貯留処理槽、第10一時貯留処理槽、精製建屋一時貯留処理設備の第4一時貯留処理槽及び溶媒回収設備の溶媒再生系分離・分配系の第1洗浄器はBクラスであるが、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止するため、Sクラスとする。 *11: ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の定量ボット、中間ボット及び脱硝装置のグローブボックスは、損傷により公衆に与える放射線の影響が十分小さいためBクラスとする。ただし、収納するSクラスの機器へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。 *12: 北換気筒はCクラスであるが、Sクラスの冷却塔へ波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。 *13: 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンはBクラスであるが、Sクラスの遮断容器と一体構造のため、Sクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計する。 *14: 使用済燃料輸送容器管理建屋の使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管重及びトレエリアは、輸送容器に波及的影響を与えないよう設計する。 		<p>・設備と重要度分類の関係性を示す表の構成としては、発電炉と同等となっており、記載内容は事業変更許可申請書に基づいた記載としているため、新たな論点が生じるものではない。</p>

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																								
	<p>添付書類IV-1-1-3</p> <p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(1/190)</p> <p>凡例 ○：耐震計算書を添付する △：添付書類「IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 別紙」による ▲：添付書類「IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針 別紙」による ・：耐震計算書の添付なし ×：撤去する設備 ※：新設又は新規登録する設備</p> <table border="1" data-bbox="1216 262 1736 1501"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 建物及び通道</td> <td>○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ○前処理建屋 ○前処理建屋の遮蔽設備 ○分離建屋 ○分離建屋の遮蔽設備 ○精製建屋</td> <td>○使用済燃料輸送容器管理建屋【S₁】 ・使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備 ・前処理建屋の遮蔽設備 ・分離建屋の遮蔽設備 ・精製建屋の遮蔽設備</td> <td>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の耐震設計 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰</td> <td>— 使用済燃料輸送容器管理建屋 — 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 — 前処理建屋 — 分離建屋 — 精製建屋</td> <td>○使用済燃料輸送容器管理建屋【S₁】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋【S₂】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【 】内は検討用地震動を示す。</p>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 建物及び通道	○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ○前処理建屋 ○前処理建屋の遮蔽設備 ○分離建屋 ○分離建屋の遮蔽設備 ○精製建屋	○使用済燃料輸送容器管理建屋【S ₁ 】 ・使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備 ・前処理建屋の遮蔽設備 ・分離建屋の遮蔽設備 ・精製建屋の遮蔽設備	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の耐震設計 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰	— 使用済燃料輸送容器管理建屋 — 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 — 前処理建屋 — 分離建屋 — 精製建屋	○使用済燃料輸送容器管理建屋【S ₁ 】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋【S ₂ 】	<p>添付書類V-2-1-4</p> <p>表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(1/14)</p> <p>○印は耐震計算書を添付する。 ・印は耐震計算書の添付なし。 ×印は撤去する設備。 ※は新設又は新規登録の設備。</p> <table border="1" data-bbox="2033 262 2493 1743"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 1.原子炉本体(1)炉心 (2)原子炉圧力容器</td> <td>○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物</td> <td></td> <td></td> <td>○原子炉建屋【S₁】 ○原子炉本体の基礎【S₁】 ○原子炉遮蔽【S₁】</td> <td>○タービン建屋【S₁】*1 ○サービス建屋【S₁】*1 ○原子炉遮蔽【S₁】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【 】内は検討用地震動を示す。</p>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 1.原子炉本体(1)炉心 (2)原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S ₁ 】 ○原子炉本体の基礎【S ₁ 】 ○原子炉遮蔽【S ₁ 】	○タービン建屋【S ₁ 】*1 ○サービス建屋【S ₁ 】*1 ○原子炉遮蔽【S ₁ 】	
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																						
施設 建物及び通道	○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ○前処理建屋 ○前処理建屋の遮蔽設備 ○分離建屋 ○分離建屋の遮蔽設備 ○精製建屋	○使用済燃料輸送容器管理建屋【S ₁ 】 ・使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備 ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の遮蔽設備 ・前処理建屋の遮蔽設備 ・分離建屋の遮蔽設備 ・精製建屋の遮蔽設備	・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の耐震設計 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰 ・施設外漏えい防止堰	— 使用済燃料輸送容器管理建屋 — 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 — 前処理建屋 — 分離建屋 — 精製建屋	○使用済燃料輸送容器管理建屋【S ₁ 】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋【S ₂ 】																						
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																						
施設 1.原子炉本体(1)炉心 (2)原子炉圧力容器	○チャンネル・ボックス ○炉心支持構造物 ○原子炉圧力容器 ○原子炉圧力容器支持構造物 ○原子炉圧力容器付属構造物 ○原子炉圧力容器内部構造物			○原子炉建屋【S ₁ 】 ○原子炉本体の基礎【S ₁ 】 ○原子炉遮蔽【S ₁ 】	○タービン建屋【S ₁ 】*1 ○サービス建屋【S ₁ 】*1 ○原子炉遮蔽【S ₁ 】																						

再処理施設		発電炉		備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4			
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(2/190)					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	
施設 建物 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 	<ul style="list-style-type: none"> ○ウラン脱硝建屋【Ss】 ウラン脱硝建屋の遮蔽設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備 ○ウラン酸化物貯蔵建屋【Ss】 ウラン酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備 ○高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備 ○制御建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 地下排水設備(精製建屋回り) 施設外漏えい防止堰 地下排水設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋・ウラン酸化物貯蔵建屋周り) 中央制御室遮蔽 地下排水設備(制御建屋・分析建屋周り) 地下排水設備(高レベル廃液ガラス固化建屋周り) 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 屋外 ウラン酸化物貯蔵建屋 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋 制御建屋 屋外 高レベル廃液ガラス固化建屋 屋外 	波及的影響を考慮すべき施設
					<ul style="list-style-type: none"> ○ウラン脱硝建屋【Ss】 ウラン酸化物貯蔵建屋【Ss】 ○ウラン酸化物貯蔵建屋【Ss】 ○分析建屋【Ss】 ○出入管理建屋【Ss】
表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(2/14)					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
施設 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (1) 燃料取扱設備	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料プールキャスクピット ○使用済燃料貯蔵ラック 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料取扱機【S₁】 ○原子炉建屋クレーン【S₁】 ○チャネル着脱機【S₁】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S₁】 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S₁】 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋クレーン【S₁】 ○燃料取扱機【S₁】 ○制御棒貯蔵ラック【S₁】 ○制御棒貯蔵ハンガ【S₁】 ○チャネル着脱機【S₁】 ○タービン建屋【S₁】* ○サービスマン建屋【S₁】* 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料乾式貯蔵建屋天井クレーン【S₁】 ○使用済燃料乾式貯蔵建屋上屋【S₁】
(2) 使用済燃料貯蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料プール ○使用済燃料貯蔵容器 	<ul style="list-style-type: none"> ○制御棒貯蔵ラック【S₁】 ○制御棒貯蔵ハンガ【S₁】 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール温度 使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水位・温度(S.A.広域)* 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料プール冷却浄化系ポンプ スキマサージタンク フィルタ脱塩器逆洗水受タンク フィルタ脱塩器 関連配管(燃料プール冷却系) 	
(3) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備	<ul style="list-style-type: none"> ○関連配管(燃料プール水補給設備(非常用)に属するもの) 				

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(39/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考																								
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(3/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 建物 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 ○低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 ・低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備 ・チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋の遮蔽設備 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備 ・地下水排水設備(第1ガラス固化体貯蔵建屋周り) ・施設外漏えい防止堰 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 屋外 低レベル廃棄物処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 屋外 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○低レベル廃棄物処理建屋 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 建物 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 ○低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 ・低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備 ・チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋の遮蔽設備 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備 ・地下水排水設備(第1ガラス固化体貯蔵建屋周り) ・施設外漏えい防止堰 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 屋外 低レベル廃棄物処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> ○低レベル廃棄物処理建屋 	<p>表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(3/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 3.原子炉冷却系施設 (1)原子炉冷却材再循環設備 (2)原子炉冷却材の循環設備 (3)滞留熱除去設備 (4)非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5)原子炉冷却材補給設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○再循環ポンプ ○配管 ○自動減圧機能用アキュムレータ ○逸出し安全弁制御用アキュムレータ ○閉鎖装置 ○閉鎖配管・弁 ○原子炉圧力容器バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリに属するもの、またそれらの閉鎖弁を閉にするために必要なもの ○高留熱除去系熱交換器 ○高留熱除去系ポンプ ○高留熱除去系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○高圧炉心スプレイ系ポンプ ○高圧炉心スプレイ系ストレーナ ○低圧炉心スプレイ系ポンプ ○低圧炉心スプレイ系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○原子炉隔離時冷却系ポンプ ○閉鎖配管・弁 (原子炉隔離時冷却系) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復水器系熱交換器 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管樹脂槽 ・主蒸気系配管(主蒸気隔離弁から主蒸気止弁まで) ・逸出し安全弁排気管 ・閉鎖配管(主蒸気系、給復水系) ・復水器ポンプ ・復水器貯蔵タンク ・閉鎖配管(補給水系) </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S】 ・タービン建屋【S】 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○タービン建屋【S】* ○タービン建屋【S】* ○ウォータレグシールドライン(高留熱除去系)【S】 ○耐火壁壁【S】 ○ウォータレグシールドライン(高圧炉心スプレイ系)【S】 ○ウォータレグシールドライン(低圧炉心スプレイ系)【S】 ○耐火壁壁【S】 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 3.原子炉冷却系施設 (1)原子炉冷却材再循環設備 (2)原子炉冷却材の循環設備 (3)滞留熱除去設備 (4)非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5)原子炉冷却材補給設備	<ul style="list-style-type: none"> ○再循環ポンプ ○配管 ○自動減圧機能用アキュムレータ ○逸出し安全弁制御用アキュムレータ ○閉鎖装置 ○閉鎖配管・弁 ○原子炉圧力容器バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリに属するもの、またそれらの閉鎖弁を閉にするために必要なもの ○高留熱除去系熱交換器 ○高留熱除去系ポンプ ○高留熱除去系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○高圧炉心スプレイ系ポンプ ○高圧炉心スプレイ系ストレーナ ○低圧炉心スプレイ系ポンプ ○低圧炉心スプレイ系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○原子炉隔離時冷却系ポンプ ○閉鎖配管・弁 (原子炉隔離時冷却系) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復水器系熱交換器 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管樹脂槽 ・主蒸気系配管(主蒸気隔離弁から主蒸気止弁まで) ・逸出し安全弁排気管 ・閉鎖配管(主蒸気系、給復水系) ・復水器ポンプ ・復水器貯蔵タンク ・閉鎖配管(補給水系) 		<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S】 ・タービン建屋【S】 	<ul style="list-style-type: none"> ○タービン建屋【S】* ○タービン建屋【S】* ○ウォータレグシールドライン(高留熱除去系)【S】 ○耐火壁壁【S】 ○ウォータレグシールドライン(高圧炉心スプレイ系)【S】 ○ウォータレグシールドライン(低圧炉心スプレイ系)【S】 ○耐火壁壁【S】 	
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																						
施設 建物 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟 ○第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備 ・第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の遮蔽設備 ○低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 ・低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備 ・チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋の遮蔽設備 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋 ○ハル・エンドピース貯蔵建屋の遮蔽設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備 ・地下水排水設備(第1ガラス固化体貯蔵建屋周り) ・施設外漏えい防止堰 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋棟 屋外 低レベル廃棄物処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋【Ss】 チャンネルボックス・バーナブルボイスン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> ○低レベル廃棄物処理建屋 																						
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																						
施設 3.原子炉冷却系施設 (1)原子炉冷却材再循環設備 (2)原子炉冷却材の循環設備 (3)滞留熱除去設備 (4)非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5)原子炉冷却材補給設備	<ul style="list-style-type: none"> ○再循環ポンプ ○配管 ○自動減圧機能用アキュムレータ ○逸出し安全弁制御用アキュムレータ ○閉鎖装置 ○閉鎖配管・弁 ○原子炉圧力容器バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリに属するもの、またそれらの閉鎖弁を閉にするために必要なもの ○高留熱除去系熱交換器 ○高留熱除去系ポンプ ○高留熱除去系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○高圧炉心スプレイ系ポンプ ○高圧炉心スプレイ系ストレーナ ○低圧炉心スプレイ系ポンプ ○低圧炉心スプレイ系ストレーナ ○閉鎖配管・弁 ○原子炉隔離時冷却系ポンプ ○閉鎖配管・弁 (原子炉隔離時冷却系) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復水器系熱交換器 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管イオン樹脂再生塔 ・復水器系系管樹脂槽 ・主蒸気系配管(主蒸気隔離弁から主蒸気止弁まで) ・逸出し安全弁排気管 ・閉鎖配管(主蒸気系、給復水系) ・復水器ポンプ ・復水器貯蔵タンク ・閉鎖配管(補給水系) 		<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S】 ・タービン建屋【S】 	<ul style="list-style-type: none"> ○タービン建屋【S】* ○タービン建屋【S】* ○ウォータレグシールドライン(高留熱除去系)【S】 ○耐火壁壁【S】 ○ウォータレグシールドライン(高圧炉心スプレイ系)【S】 ○ウォータレグシールドライン(低圧炉心スプレイ系)【S】 ○耐火壁壁【S】 																						

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第 2.4-2 表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(4/190)				
耐震クラス	S	B	C	波及的影響を考慮すべき施設
施設 建物 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備 非常用電源建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備 分析建屋 分析建屋の遮蔽設備 	<ul style="list-style-type: none"> 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備 地下排水設備(非常用電源建屋周り) 緊急時対策建屋 地下排水設備(緊急時対策建屋周り) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋 第4低レベル廃棄物貯蔵建屋 屋外 分析建屋 屋外 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間通道
通道	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却系A,B基礎間通道 前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・プルトニウム混合廃物建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間通道 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間通道 分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間通道 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合廃物建屋 			
表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(4/14)				
耐震クラス	S	B	C	波及的影響を考慮すべき施設
施設	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系海水系ポンプ 残留熱除去系海水系ストレータ 関連配管(残留熱除去系海水系) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却系熱交換器 原子炉補機冷却系ポンプ 補機冷却系海水系ポンプ 補機冷却系海水系ストレータ サージタンク 関連配管(原子炉補機冷却系, 補機冷却系海水系) 再生熱交換器 非再生熱交換器 原子炉冷却材浄化システム脱塩器 関連配管(原子炉冷却材浄化系) 	<ul style="list-style-type: none"> 取水構造物【S₁】 屋外二重管【S₁】 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア防護対策施設*【S₁】
(6) 原子炉補機冷却設備	<ul style="list-style-type: none"> 関連配管・弁(原子炉格納容器バウンダリ, 原子炉圧力容器バウンダリに属するもの) 			
(7) 原子炉冷却材浄化設備				
(8) 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置				
(9) 蒸気タービン	<ul style="list-style-type: none"> 主復水器 部分離器 関連配管 			

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(41/269)

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(5/190)				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物
施設 構造 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間隔道 ○分離建屋/精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間隔道 	<ul style="list-style-type: none"> ・精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間隔道の遮蔽設備 ・高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間隔道の遮蔽設備 ・分離建屋/精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間隔道の遮蔽設備 		<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間隔道 高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間隔道 分離建屋/精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋間隔道
	S	B	C	間接支持構造物
施設 耐震クラス	<ul style="list-style-type: none"> ○制御棟 ○制御棟駆動機構 ○水圧制御ユニットアキムレータ ○水圧制御ユニット蓄容容器 ○配管配管・弁（スクラム機能に関する部分） ○ほう酸水注入ポンプ ○ほう酸水貯蔵タンク ○配管配管 ○起動領域計装 ○出力領域計装 ○主蒸気流量 ○原子炉隔離時冷却系統流量 ○高圧炉心スプレイ系統流量 ○低圧炉心スプレイ系統流量 ○残留熱除去系統流量 ○原子炉水位 ○原子炉水位（広帯域） ○原子炉水位（燃料域） ○ドライウェル圧力 ○サブプレッション・チェンバ圧力 ○サブプレッション・プール水温度 ○格納容器内蒸気濃度 ○格納容器内水蒸気濃度 ○サブプレッション・プール水位 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム水排出容器 ・配管配管（制御棟駆動水圧系） ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉建屋【S】 ○タービン建屋【S】** ○タービン建屋【S】** ○耐火建屋*【S】 	
	S	B	C	間接支持構造物
施設 耐震クラス	<ul style="list-style-type: none"> (1)制御棟 (2)制御棟駆動装置 (3)ほう酸水注入設備 (4)計装装置 (5)原子炉非常停止信号 (6)工学的安全施設等の起動信号 			

表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(5/14)

再処理施設		発電炉		備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4			
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(6/190)					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
	施設	施設	施設	施設	施設
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の受入れ施設 使用済燃料受入れ設備 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	燃料取出しビット 燃料反置きビット 燃焼度計測前燃料反置きラック 燃焼度計測後燃料反置きラック	燃料取出し準備設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン【Ss】(北坂)	使用済燃料輸送容器管理 使用済燃料輸送容器移送台車 使用済燃料取射使用済燃料輸送容器保管車 空使用済燃料輸送容器保管車 燃料取出し準備設備	使用済燃料輸送容器管理 建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 燃料取出し装置【Ss】 燃料取出し装置【Ss】 燃料取出し装置【Ss】 燃料取出し装置【Ss】
燃料取出し準備設備 燃料取出し設備	燃料取出しビット 燃料反置きビット 燃焼度計測前燃料反置きラック 燃焼度計測後燃料反置きラック	燃料取出し準備設備 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン【Ss】(北坂)	使用済燃料輸送容器返却準備設備 除染移送台車 除染室天井クレーン 保守室天井クレーン	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋	
使用済燃料輸送容器返却準備設備 使用済燃料輸送容器保守設備		使用済燃料輸送容器返却準備設備			

耐震クラス	S		B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
	施設	施設	施設	施設	施設	施設
(7) 制御用空気設備	○ 配電配管	○ 制御配管				
(8) 中央制御室機能	○ 中央制御室	○ 中央制御室				○ 中央制御室用天井照明【S】
(9) その他	○ 所内電気操作盤 ○ タービン 組機盤 ○ 蒸気置換一空調換気制御盤 ○ 非常用ガス処理系、非常用ガス循環系操作盤 ○ タービン 組機補助電源装置 ○ 緊急時炉心冷却系操作盤 ○ 原子炉制御操作盤 ○ 原子炉制御操作盤 ○ プロセス放射線モニタ計装盤 ○ 出力領域モニタ計装盤 ○ 原子炉位置系機器装置 ○ プロセス計装盤 ○ 換気除去系 (B)、(C) 補助電源装置 ○ 原子炉閉鎖時冷却系電源装置 ○ 原子炉閉鎖時電源装置 ○ 東庄炉心スプレイ系電源装置 ○ 自動減圧系電源装置 ○ 低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系 (A) 補助電源装置 ○ 漏えい検出系操作盤 ○ プロセス放射線モニタ、起動領域モニタ操作盤 ○ 換気置換系空気監視系操作盤 ○ サプレッション・プール温度記録計装 ○ 原子炉保護系トリップアップユニット装 ○ 緊急時炉心冷却系トリップアップユニット装 ○ 東庄炉心スプレイ系トリップアップユニット装 ○ ROC タービン制御盤 ○ 原子炉遠隔停止操作盤 ○ ほうろく水注入ポンプ操作盤 ○ SA設備貯蔵器 ○ 庫内機器ポンプ制御器					

再処理施設		発電炉		備考				
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4						
第 2.4-2 表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表 (7/190)								
施設 使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料移送設備 燃料貯蔵設備	耐震クラス	S ○燃料移送水路 ○燃料貯蔵プール(BWR 燃料用)、(PWR 燃料用)、(BWR 燃料及び PWR 燃料用) ○高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵フック ○高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵フック ○低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵フック ○低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵フック	B	○燃料移送水中台車【Ss】(共表)	C	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	波及的影響を考慮すべき施設	○燃料移送水中台車【Ss】 ○燃料取出し装置【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)及び PWR 燃料用【Ss】 ○止木板【Ss】※
	表 2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表 (7/14)	S ○閉鎖配管・弁(原子炉格納容器バウンダリに属するもの) ○非常用ガス処理系排気筒	B ・使用済燃料貯蔵タンク ・クワッドラスタリタンク ・使用済燃料共箱貯蔵タンク ・非ガス排水器 ・非ガス前置除塵器 ・再生ガス加熱器 ・非ガス材料容器 ・非ガス気水分離器 ・非ガス前置フィルタ ・気水分離器 ・非ガス位置除塵器 ・非ガスメッシュフェイルタ ・再生ガス活性炭ベド ・再生ガスメッシュフェイルタ ・再生ガス気水分離器 ・再生ガス細分器 ・非ガスフェイルタ ・廃棄物処理機器ドレンタンクポンプ ・廃液収集タンク ・サージタンク ・凝集装置供給タンク ・凝集水サンプリングタンク ・廃棄物処理機器ドレンタンクポンプ ×廃液フィルタ保持ポンプ ×機器ろ過器供給タンク ×機器ドレン処理水タンク ○格納容器機器ドレンタンク【S】※ ○電磁ろ過器 ・超ろ過器	C	○主排気筒【S、】 ×アPLICートタンク ×アPLICートタンク ×苛性溶液タンク ×セメント封鎖ボット ×セメント封鎖ボット ×ドラムコンベンペー	間接支持構造物 間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設 ○タービン建屋【S、】※ ○サービス建屋【S、】※	

再処理施設		添付書類IV-1-1-3				発電炉				備考	
添付書類IV-1-1		添付書類IV-1-1-3				添付書類V-2-1-4					
施設 燃料貯蔵設備 (つづき)	耐震クラス	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(8/190)				施設 (つづき)	耐震クラス	表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(8/14)			
	S	○チャンネルボックス・バーナボイスン取扱ピット(チャンネルボックス用) ○チャンネルボックス・バーナボイスン取扱ピット(バーナボイスン用) ○チャンネルボックス・バーナボイスン取扱ピット(チャンネルボックス及びバーナボイスン用)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)		○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)	○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】(共扱) ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】(共扱)及びPWR 燃料用【Ss】(共扱)
燃料送出し設備	○燃料送出しピット ○バスケット取扱い装置(空用) ○バスケット取扱い装置(実入り用)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※	○バスケット取扱装置【Ss】 ○バスケット搬送機【Ss】 ○燃料搬送機【Ss】 ○止木板【Ss】※ ○バスケット取扱装置【Ss】※ ○止木板【Ss】※

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(45/269)

再処理施設		発電炉		備考																														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																																
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(9/190)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 燃料送出し設備 (つづき) プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○プール水冷却系熱交換器 ○プール水冷却系ポンプ ○主要弁(プール水浄化系入口圧力低, プール水冷却系浄化系入口流風高, キャスケット冷却水入口流風高)による系統分岐を行う弁 △主配管(崩壊熱除去系, 崩壊熱除去支援系) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○バスケット取扱装置【Ss】(共振) ○バスケット搬送機【Ss】(共振) </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>プール水浄化系</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化系ろ過装置 ・プール水浄化系脱塩装置 ・プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ) ・プール水浄化系ポンプ </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○燃料取出し装置【Ss】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料及びPWR 燃料用)【Ss】 ○第1チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○第2チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○バスケット取扱装置【Ss】 ○止水板【Ss】※ </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 燃料送出し設備 (つづき) プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	<ul style="list-style-type: none"> ○プール水冷却系熱交換器 ○プール水冷却系ポンプ ○主要弁(プール水浄化系入口圧力低, プール水冷却系浄化系入口流風高, キャスケット冷却水入口流風高)による系統分岐を行う弁 △主配管(崩壊熱除去系, 崩壊熱除去支援系) 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスケット取扱装置【Ss】(共振) ○バスケット搬送機【Ss】(共振) 		<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 		プール水浄化系		<ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化系ろ過装置 ・プール水浄化系脱塩装置 ・プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ) ・プール水浄化系ポンプ 		<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料取出し装置【Ss】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料及びPWR 燃料用)【Ss】 ○第1チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○第2チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○バスケット取扱装置【Ss】 ○止水板【Ss】※ 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき) (3) 廃その他の設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・減容固化系乾燥機 ・減容固化系ミストセパレータ ・廃油タンク ・プール水脱塩器 ○関連配管(機器撤去に伴う改造範囲) ・関連配管*(原子伊格納容器/バウンダリに属するもの以外の共振影響検討に係るもの) ×関連配管(機器撤去に伴うもの) ・サイトバタンカトロックエア出入口 ×サイトバタンカトロックエア出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ・種別体ドラム搬出入用出入口 ・ドラム搬入出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ×関連配管搬出入用出入口 ×中継下(二階) ×サイトバタンカト非常用出入口 ×関連配管搬出入用出入口(廃棄物処理機ハッチ室(二階)) </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき) (3) 廃その他の設備		<ul style="list-style-type: none"> ・減容固化系乾燥機 ・減容固化系ミストセパレータ ・廃油タンク ・プール水脱塩器 ○関連配管(機器撤去に伴う改造範囲) ・関連配管*(原子伊格納容器/バウンダリに属するもの以外の共振影響検討に係るもの) ×関連配管(機器撤去に伴うもの) ・サイトバタンカトロックエア出入口 ×サイトバタンカトロックエア出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ・種別体ドラム搬出入用出入口 ・ドラム搬入出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ×関連配管搬出入用出入口 ×中継下(二階) ×サイトバタンカト非常用出入口 ×関連配管搬出入用出入口(廃棄物処理機ハッチ室(二階)) 			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																													
施設 燃料送出し設備 (つづき) プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	<ul style="list-style-type: none"> ○プール水冷却系熱交換器 ○プール水冷却系ポンプ ○主要弁(プール水浄化系入口圧力低, プール水冷却系浄化系入口流風高, キャスケット冷却水入口流風高)による系統分岐を行う弁 △主配管(崩壊熱除去系, 崩壊熱除去支援系) 	<ul style="list-style-type: none"> ○バスケット取扱装置【Ss】(共振) ○バスケット搬送機【Ss】(共振) 		<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 																														
プール水浄化系		<ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化系ろ過装置 ・プール水浄化系脱塩装置 ・プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ) ・プール水浄化系ポンプ 		<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料取出し装置【Ss】 ○使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(PWR 燃料用)【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR 燃料及びPWR 燃料用)【Ss】 ○第1チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○第2チェンネルボックストップ装置【Ss】 ○バスケット取扱装置【Ss】 ○止水板【Ss】※ 																													
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																													
施設 (2) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 (つづき) (3) 廃その他の設備		<ul style="list-style-type: none"> ・減容固化系乾燥機 ・減容固化系ミストセパレータ ・廃油タンク ・プール水脱塩器 ○関連配管(機器撤去に伴う改造範囲) ・関連配管*(原子伊格納容器/バウンダリに属するもの以外の共振影響検討に係るもの) ×関連配管(機器撤去に伴うもの) ・サイトバタンカトロックエア出入口 ×サイトバタンカトロックエア出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ・種別体ドラム搬出入用出入口 ・ドラム搬入出入口 ・廃棄物処理機器搬出入用出入口 ×関連配管搬出入用出入口 ×中継下(二階) ×サイトバタンカト非常用出入口 ×関連配管搬出入用出入口(廃棄物処理機ハッチ室(二階)) 																																

再処理施設		発電炉		備考																																																								
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																																																										
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(10/190)																																																												
<table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td> プール水浄化系 (つづき) 補給水設備 </td> <td> 〇補給水槽 〇補給水設備ポンプ 〇主要弁(補給水権液位低による系統分離を行う弁) </td> <td> 〇破損燃料缶内部水受槽漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A,B弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇主配管(浄化系) </td> <td> 〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール) </td> <td> 〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> </tr> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	プール水浄化系 (つづき) 補給水設備	〇補給水槽 〇補給水設備ポンプ 〇主要弁(補給水権液位低による系統分離を行う弁)	〇破損燃料缶内部水受槽漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A,B弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇主配管(浄化系)	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	<table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td> 6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他 </td> <td> 〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽 </td> <td> 〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール) </td> <td> 〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> </tr> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	<table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td> 6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他 </td> <td> 〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽 </td> <td> 〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール) </td> <td> 〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> </tr> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	<table border="1"> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> <tr> <td> 6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他 </td> <td> 〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽 </td> <td> 〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール) </td> <td> 〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> <td> 〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】 </td> </tr> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	備考
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																						
プール水浄化系 (つづき) 補給水設備	〇補給水槽 〇補給水設備ポンプ 〇主要弁(補給水権液位低による系統分離を行う弁)	〇破損燃料缶内部水受槽漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置B漏えい液受皿 〇プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A,B弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇附属2配管室漏えい液受皿 〇プール水浄化系ろ過装置A弁室漏えい液受皿 〇プール水浄化系脱塩装置A,B弁室漏えい液受皿 〇主配管(浄化系)	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】																																																						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																						
6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】																																																						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																						
6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】																																																						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																																																						
6.放射線管理施設 (1)放射線管理用計装装置 (2)換気設備 (3)生体遮蔽装置 (4)その他	〇主蒸気管放射線モニタ 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 〇格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C) 〇原子炉建屋換気系(ダクト)放射線モニタ 〇中央制御室換気系空気調和機ファン 〇中央制御室換気系フィルタ系ファン 〇中央制御室換気系フィルタユニット 〇関連配管 〇中央制御室遮蔽	〇排ガス放射線モニタ 〇排ガス筒形放射線モニタ 〇主排気筒放射線モニタ 〇非常用ガス処理系排気筒放射線モニタ 〇モニタリング・ポスト 〇原子炉建屋エリアモニタ(燃料取扱フロア燃料プール)	〇原子炉建屋【S,】 〇原子炉建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】	〇タービン建屋【S,】*1 〇サーピス建屋【S,】*1 〇耐火壁*【S,】 〇燃料取扱機【S,】 〇原子炉建屋クレーン【S,】 〇耐火壁*【S,】																																																						

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(11/190)				
耐震クラス 施設 補給水設備 (つづき)	S △主配管(補給水系、補給 水支援系)	B	C	間接支持構造物 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋
				波及的影響を 考慮すべき施設 ○燃料取出し装置【Ss】 ○使用済燃料受入れ・貯 蔵建屋天井クレーン 【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR燃料 用)【Ss】 ○燃料取扱装置(PWR燃料 用)【Ss】 ○燃料取扱装置(BWR燃料 及びPWR燃料用)【Ss】 ○第1チャネルボルト ス切断装置【Ss】 ○第1バーナブルボイス ン切断装置【Ss】 ○バスケット取扱装置 【Ss】 ○止水板【Ss】※
表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類表(11/14)				
耐震クラス 施設 7.原子炉格納施設 (1)原子炉格納容器 (2)原子炉建屋 (3)圧力低減設備その他の安全設備	S ○原子炉格納容器 ○機器納入用ハッチ ○所員用エアロック ○サブプレッジョン・チェンバークセスハッチ ○配管貫通部 ○電気配線貫通部 ○原子炉建屋原子炉棟 ○原子炉建屋基礎壁** ○原子炉建屋エアロック ○原子炉建屋大物搬入口(内側扉) ○真空破壊装置 ○ダイヤフラム・フロア ○ベント管 ○非常用ガス再循環系排風機 ○非常用ガス再循環系フィルタトレイン ○非常用ガス処理系排風機 ○非常用ガス処理系フィルタトレイン ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器 ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロア ○可燃性ガス濃度制御系再結合装置 ○低圧マニホールド ○主蒸気隔離弁備えい切替系プロア ○関連配管・弁	B	C	間接支持構造物 ○原子炉建屋【Ss】 ○非常用ガス処理系配 管支持架構【Ss】
				波及的影響を 考慮すべき施設 ○原子炉ウエル遮断ブロック 【Ss】 ○タービン建屋【Ss】*1 ○サービス建屋【Ss】*1 ○原子炉建屋外側プロアウ トパネル防護対策施設* 【Ss】 ○耐火障壁*【Ss】

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(15/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 耐震クラス 清澄・計量設備 </td> <td> ○中継槽 ○リサイクル槽 ○不溶解残渣回収槽 ○清澄機 ○計量前中間貯槽 ○計量・調整槽 ○計量補助槽 ○計量後中間貯槽 ○中継槽クアドラント ○中継槽クアドラントブライディングボット ○計量・調整槽サイホン分離ボット </td> <td> ・中継槽サンプリングボット ・中継槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サイホン分離ボット </td> <td></td> <td>前処理建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	耐震クラス 清澄・計量設備	○中継槽 ○リサイクル槽 ○不溶解残渣回収槽 ○清澄機 ○計量前中間貯槽 ○計量・調整槽 ○計量補助槽 ○計量後中間貯槽 ○中継槽クアドラント ○中継槽クアドラントブライディングボット ○計量・調整槽サイホン分離ボット	・中継槽サンプリングボット ・中継槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サイホン分離ボット		前処理建屋				
施設	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
耐震クラス 清澄・計量設備	○中継槽 ○リサイクル槽 ○不溶解残渣回収槽 ○清澄機 ○計量前中間貯槽 ○計量・調整槽 ○計量補助槽 ○計量後中間貯槽 ○中継槽クアドラント ○中継槽クアドラントブライディングボット ○計量・調整槽サイホン分離ボット	・中継槽サンプリングボット ・中継槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サンプリングボット ・計量後中間貯槽サイホン分離ボット		前処理建屋												

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																					
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																						
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(16/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 258 1038 1507">施設 清浄・計量設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1228 1038 1507">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1039 1038 1228">S</th> <th data-bbox="973 850 1038 1039">B</th> <th data-bbox="973 661 1038 850">C</th> <th data-bbox="973 472 1038 661">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 258 1038 472">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"> △放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系) </td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"></td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"> △放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系) </td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"> △主配管(溶液保持系) ・補助抽出器 ・TRP 洗浄器 ○補助抽出液受槽【Ss】 ○ガンマモニタ第1エア リフトポンプ分離ボッ ト【Ss】 ・予備ガンマモニタ第1 エアリフトポンプ分離 ボット </td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"></td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"> 前処理建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 前処理建屋 分離建屋 </td> <td data-bbox="1038 258 1380 1507"> ○補助抽出液受槽【Ss】 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"> △主配管(前線除去系； 再処理設備本体用) △主配管(水素補気系) △主配管(漏えい液回収 系) ○抽出塔 ○第1洗浄塔 ○第2洗浄塔 ○TRP 洗浄塔 ○溶解液中間貯槽 ○溶解液供給槽 ○抽出液受槽 ○抽出液液中間貯槽 ○抽出液供給槽 </td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"> 分離設備 </td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"></td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"></td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"></td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"></td> <td data-bbox="1380 258 1721 1507"></td> </tr> </tbody> </table>	施設 清浄・計量設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設	△放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系)		△放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系)	△主配管(溶液保持系) ・補助抽出器 ・TRP 洗浄器 ○補助抽出液受槽【Ss】 ○ガンマモニタ第1エア リフトポンプ分離ボッ ト【Ss】 ・予備ガンマモニタ第1 エアリフトポンプ分離 ボット		前処理建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 前処理建屋 分離建屋	○補助抽出液受槽【Ss】	△主配管(前線除去系； 再処理設備本体用) △主配管(水素補気系) △主配管(漏えい液回収 系) ○抽出塔 ○第1洗浄塔 ○第2洗浄塔 ○TRP 洗浄塔 ○溶解液中間貯槽 ○溶解液供給槽 ○抽出液受槽 ○抽出液液中間貯槽 ○抽出液供給槽	分離設備							
施設 清浄・計量設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設																		
△放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系)		△放射線配管分岐第4セル 漏えい液受皿システム エントリポンプ △計量・調整セル漏え い液受皿システムシエ ットポンプ △計量後中間貯槽セル漏 えい液受皿システムシ ャットポンプ △主配管(溶液保持系)	△主配管(溶液保持系) ・補助抽出器 ・TRP 洗浄器 ○補助抽出液受槽【Ss】 ○ガンマモニタ第1エア リフトポンプ分離ボッ ト【Ss】 ・予備ガンマモニタ第1 エアリフトポンプ分離 ボット		前処理建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 前処理建屋 分離建屋	○補助抽出液受槽【Ss】																		
△主配管(前線除去系； 再処理設備本体用) △主配管(水素補気系) △主配管(漏えい液回収 系) ○抽出塔 ○第1洗浄塔 ○第2洗浄塔 ○TRP 洗浄塔 ○溶解液中間貯槽 ○溶解液供給槽 ○抽出液受槽 ○抽出液液中間貯槽 ○抽出液供給槽	分離設備																							

再処理施設		発電炉		備考														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(17/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 分類設備 (つづき)</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分種建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○抽出塔流量計測ボット /抽出塔エアリフトボ ンブバップアチューブ ○抽出塔流量計測ボットB ○抽出塔流量計測ボットC ○抽出塔エアリフトボ ンブA分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブB分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブC分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブD分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブE分種ボット ○予備抽出塔エアリフ トボンス分種ボット ○第1洗浄塔流量計測ボ ット/第1洗浄塔エアリ フトボンスバップアチ ューブ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ガンマモニタ第2エア リフトボンス分種ボ ット【Ss】 ・予備ガンマモニタ第2 エアリフトボンス分種 ボット ○ガンマモニタサイホン 分種ボット【Ss】 ・予備ガンマモニタサイ ホン分種ボット ・ガンマモニタ流量計測 ボット ・ガンマモニタサイホン ブライミングボット ・ガンマモニタ計測ボ ット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第1エアリ フトボンス分種ボット </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			<ul style="list-style-type: none"> ○抽出塔流量計測ボット /抽出塔エアリフトボ ンブバップアチューブ ○抽出塔流量計測ボットB ○抽出塔流量計測ボットC ○抽出塔エアリフトボ ンブA分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブB分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブC分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブD分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブE分種ボット ○予備抽出塔エアリフ トボンス分種ボット ○第1洗浄塔流量計測ボ ット/第1洗浄塔エアリ フトボンスバップアチ ューブ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガンマモニタ第2エア リフトボンス分種ボ ット【Ss】 ・予備ガンマモニタ第2 エアリフトボンス分種 ボット ○ガンマモニタサイホン 分種ボット【Ss】 ・予備ガンマモニタサイ ホン分種ボット ・ガンマモニタ流量計測 ボット ・ガンマモニタサイホン ブライミングボット ・ガンマモニタ計測ボ ット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第1エアリ フトボンス分種ボット 						
施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設												
		<ul style="list-style-type: none"> ○抽出塔流量計測ボット /抽出塔エアリフトボ ンブバップアチューブ ○抽出塔流量計測ボットB ○抽出塔流量計測ボットC ○抽出塔エアリフトボ ンブA分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブB分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブC分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブD分種ボット ○抽出塔エアリフトボ ンブE分種ボット ○予備抽出塔エアリフ トボンス分種ボット ○第1洗浄塔流量計測ボ ット/第1洗浄塔エアリ フトボンスバップアチ ューブ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガンマモニタ第2エア リフトボンス分種ボ ット【Ss】 ・予備ガンマモニタ第2 エアリフトボンス分種 ボット ○ガンマモニタサイホン 分種ボット【Ss】 ・予備ガンマモニタサイ ホン分種ボット ・ガンマモニタ流量計測 ボット ・ガンマモニタサイホン ブライミングボット ・ガンマモニタ計測ボ ット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第1エアリ フトボンス分種ボット 															

再処理施設		発電炉		備考														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(18/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 分類設備 (つづき)</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分類建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> ○第1 洗浄塔流量計測ボ ヲット ○第1 洗浄塔溶液採取ボ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプB分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ ヲット ○第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット/第2 洗浄塔エア リフトポンプハブアアチ ャ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ </td> <td> ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ分種ボツ ・予備第2ウラン・プ ルトニウムモニタ第2 エアリフトポンプ分種 ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ計測ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ流量計測ボ ヲット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ中間ボツ ヲット ・第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット ・第2 洗浄塔エアリフト ポンプ分種ボツ ・抽出廃液中間貯槽スチ ームシュエツトポンプ備 えい液後知ボツ </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分類建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			○第1 洗浄塔流量計測ボ ヲット ○第1 洗浄塔溶液採取ボ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプB分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ ヲット ○第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット/第2 洗浄塔エア リフトポンプハブアアチ ャ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ	・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ分種ボツ ・予備第2ウラン・プ ルトニウムモニタ第2 エアリフトポンプ分種 ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ計測ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ流量計測ボ ヲット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ中間ボツ ヲット ・第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット ・第2 洗浄塔エアリフト ポンプ分種ボツ ・抽出廃液中間貯槽スチ ームシュエツトポンプ備 えい液後知ボツ						
施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分類建屋	波及的影響を 考慮すべき施設												
		○第1 洗浄塔流量計測ボ ヲット ○第1 洗浄塔溶液採取ボ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプB分種ボツ ヲット ○第1 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ ヲット ○第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット/第2 洗浄塔エア リフトポンプハブアアチ ャ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプA分種ボツ ○第2 洗浄塔エアリフト ポンプD分種ボツ	・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ分種ボツ ・予備第2ウラン・プ ルトニウムモニタ第2 エアリフトポンプ分種 ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ計測ボツ ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ流量計測ボ ヲット ・第2ウラン・プルトニ ウムモニタ第2エアリ フトポンプ中間ボツ ヲット ・第2 洗浄塔流量計測ボ ヲット ・第2 洗浄塔エアリフト ポンプ分種ボツ ・抽出廃液中間貯槽スチ ームシュエツトポンプ備 えい液後知ボツ															

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考														
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(19/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1203 1032 1472">施設 分類設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1014 1032 1203">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 825 1032 1014">S</th> <th data-bbox="973 636 1032 825">B</th> <th data-bbox="973 447 1032 636">C</th> <th data-bbox="973 258 1032 447">間接支持構造物 分離建屋</th> <th data-bbox="973 69 1032 258">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1203 1715 1472"></td> <td data-bbox="1032 1014 1715 1203"> ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプバッキングアチュー ブ ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプA分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプB分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプC分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプD分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプE分離ボット ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットA ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットB ○溶解液供給槽カタオン ○溶解液供給槽カタオン プライミングボット ○溶解液供給槽流量計測 ボットA ○溶解液供給槽流量計測 ボットB ○溶解液供給槽予備ゲデ オン </td> <td data-bbox="1032 825 1715 1014"> ○補助抽出器エアリフト ボンプ分離ボット【Ss】 ・補助抽出器サイホンボ ット ・補助抽出器流量計測ボ ット/補助抽出器エア リフトボンプバッキング チューブ ・TBP 洗浄器サイホンボ ット ○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】 </td> <td data-bbox="1032 636 1715 825"></td> <td data-bbox="1032 447 1715 636"></td> <td data-bbox="1032 258 1715 447"></td> <td data-bbox="1032 69 1715 258"> ○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設		○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプバッキングアチュー ブ ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプA分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプB分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプC分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプD分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプE分離ボット ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットA ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットB ○溶解液供給槽カタオン ○溶解液供給槽カタオン プライミングボット ○溶解液供給槽流量計測 ボットA ○溶解液供給槽流量計測 ボットB ○溶解液供給槽予備ゲデ オン	○補助抽出器エアリフト ボンプ分離ボット【Ss】 ・補助抽出器サイホンボ ット ・補助抽出器流量計測ボ ット/補助抽出器エア リフトボンプバッキング チューブ ・TBP 洗浄器サイホンボ ット ○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】				○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】		
施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設											
	○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプバッキングアチュー ブ ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプA分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプB分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプC分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプD分離ボット ○TBP 洗浄塔エアリフト ポンプE分離ボット ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットA ○TBP 洗浄塔流量計測ボ ットB ○溶解液供給槽カタオン ○溶解液供給槽カタオン プライミングボット ○溶解液供給槽流量計測 ボットA ○溶解液供給槽流量計測 ボットB ○溶解液供給槽予備ゲデ オン	○補助抽出器エアリフト ボンプ分離ボット【Ss】 ・補助抽出器サイホンボ ット ・補助抽出器流量計測ボ ット/補助抽出器エア リフトボンプバッキング チューブ ・TBP 洗浄器サイホンボ ット ○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】				○補助抽出器予備エアリ フトボンプ分離ボット 【Ss】											

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考														
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(20/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 256 1038 1478">施設 分類設備 (つづき)</th> <th data-bbox="976 1207 1038 1478">耐震クラス</th> <th data-bbox="976 1018 1038 1207">S</th> <th data-bbox="976 829 1038 1018">B</th> <th data-bbox="976 640 1038 829">C</th> <th data-bbox="976 451 1038 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="976 256 1038 451">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 256 1721 1478"> <ul style="list-style-type: none"> ○溶解液供給槽予備クマド ○溶解液供給槽予備流量 ○溶解液供給槽予備流量 ○第1時貯留処理槽シール槽 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿3 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿4 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2 ○溶解液供給槽セル漏えい液受皿1 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿2 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3 ○抽出槽セル漏えい液受皿 </td> <td data-bbox="1038 1207 1721 1478"></td> <td data-bbox="1038 1018 1721 1207"></td> <td data-bbox="1038 829 1721 1018"> <ul style="list-style-type: none"> ・分離設備ガンマモニタセル漏えい液受皿 ・分離設備ウラン・プルトニウムモニタセル漏えい液受皿 ・AT02/AT02N/分離建屋取合部漏えい液受皿 </td> <td data-bbox="1038 640 1721 829"></td> <td data-bbox="1038 451 1721 640"> 分離建屋 </td> <td data-bbox="1038 256 1721 451"> <ul style="list-style-type: none"> ○補助抽出器予備エアリフトポンプ予備ミスタ【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設	<ul style="list-style-type: none"> ○溶解液供給槽予備クマド ○溶解液供給槽予備流量 ○溶解液供給槽予備流量 ○第1時貯留処理槽シール槽 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿3 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿4 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2 ○溶解液供給槽セル漏えい液受皿1 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿2 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3 ○抽出槽セル漏えい液受皿 			<ul style="list-style-type: none"> ・分離設備ガンマモニタセル漏えい液受皿 ・分離設備ウラン・プルトニウムモニタセル漏えい液受皿 ・AT02/AT02N/分離建屋取合部漏えい液受皿 		分離建屋	<ul style="list-style-type: none"> ○補助抽出器予備エアリフトポンプ予備ミスタ【Ss】 		
施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設											
<ul style="list-style-type: none"> ○溶解液供給槽予備クマド ○溶解液供給槽予備流量 ○溶解液供給槽予備流量 ○第1時貯留処理槽シール槽 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿3 ○放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿4 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1 ○放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2 ○溶解液供給槽セル漏えい液受皿1 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿2 ○溶解液中間貯槽セル漏えい液受皿3 ○抽出槽セル漏えい液受皿 			<ul style="list-style-type: none"> ・分離設備ガンマモニタセル漏えい液受皿 ・分離設備ウラン・プルトニウムモニタセル漏えい液受皿 ・AT02/AT02N/分離建屋取合部漏えい液受皿 		分離建屋	<ul style="list-style-type: none"> ○補助抽出器予備エアリフトポンプ予備ミスタ【Ss】 											

再処理施設		発電炉		備考	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4			
施設 分層設備 (つづき)	耐震クラス	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(22/190)			
	施設	S	B	C	
分層設備 (つづき)	<p>△主配管(溶液保持系)</p> <p>△主配管(崩壊熱除去系:再処理設備本体用)</p> <p>△主配管(水素捕集系)</p> <p>△主配管(廃ガス処理系)</p> <p>△主配管(漏えい液回収系)</p> <p>○アルトニウム分配塔</p>	<p>・主配管(溶液保持系)</p> <p>・主配管(漏えい拡大防止系)</p>	<p>・主配管(溶液保持系)</p>	<p>間接支持構造物</p> <p>分層建屋</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p> <p>○第2アルファモニタサイト ポンプライミニングボット 【Ss】</p> <p>○第2アルファモニタ液量 計測ボット【Ss】</p> <p>○アルトニウム分配塔エア リフトポンプアラームミスタ 【Ss】</p>
分配設備	<p>○ウラン洗浄塔</p> <p>○アルトニウム溶液 TBP 洗浄器</p> <p>○アルトニウム洗浄器</p> <p>○アルトニウム溶液受槽</p> <p>○アルトニウム溶液中間 貯槽</p> <p>○アルトニウム分配塔流 量計測ボットB</p>	<p>・ウラン逆抽出器</p> <p>・ウラン溶液 TBP 洗浄器</p> <p>・ウラン濃縮缶供給槽</p> <p>・ウラン濃縮缶液受槽</p> <p>・ウラン濃縮缶液受槽</p> <p>・ウラン濃縮缶</p> <p>・凝縮器</p>	<p>・蒸気発生器</p>		

再処理施設		発電炉		備考																					
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																							
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(23/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 分配設備 (つづき)</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分種建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプB分種ボット ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプC分種ボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム分配塔エアリアクトポンプA分種ボット ・アルトニウム分配塔流量計測ボットC ・アルトニウム分配塔流量計測ボット/アルトニウム分配塔エアリアクトポンプバット/アチュー </td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">○ガンマモニタ第1エアリアクト【Ss】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプA分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプB分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプC分種ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット/ウラン洗浄塔エアリアクトポンプバット ○アルトニウム溶液TRP洗浄器サイホンボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプ分種ボット ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプバット/アチュー ・アルトニウム洗浄器サイホンボット </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施設 分配設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプB分種ボット ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプC分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム分配塔エアリアクトポンプA分種ボット ・アルトニウム分配塔流量計測ボットC ・アルトニウム分配塔流量計測ボット/アルトニウム分配塔エアリアクトポンプバット/アチュー 			○ガンマモニタ第1エアリアクト【Ss】			<ul style="list-style-type: none"> ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプA分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプB分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプC分種ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット/ウラン洗浄塔エアリアクトポンプバット ○アルトニウム溶液TRP洗浄器サイホンボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプ分種ボット ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプバット/アチュー ・アルトニウム洗浄器サイホンボット 				
	施設 分配設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設																		
		<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプB分種ボット ○アルトニウム分配塔エアリアクトポンプC分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム分配塔エアリアクトポンプA分種ボット ・アルトニウム分配塔流量計測ボットC ・アルトニウム分配塔流量計測ボット/アルトニウム分配塔エアリアクトポンプバット/アチュー 			○ガンマモニタ第1エアリアクト【Ss】																			
		<ul style="list-style-type: none"> ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプA分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプB分種ボット ○ウラン洗浄塔エアリアクトポンプC分種ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット ○ウラン洗浄塔流量計測ボット/ウラン洗浄塔エアリアクトポンプバット ○アルトニウム溶液TRP洗浄器サイホンボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプ分種ボット ・アルトニウム洗浄器エアリアクトポンプバット/アチュー ・アルトニウム洗浄器サイホンボット 																						

再処理施設		発電炉		備考																
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																		
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(24/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 分類設備 (つづき)</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分種建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○フルトニウム溶液中間貯槽ポンプブレイクアウト</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータイホン分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ ・第1アルファモニータ流風計測ポンプ ・第1アルファモニータ計測ポンプ ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ第1エアリフトポンプ分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ流風計測ポンプ【Ss】 ・第2アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第2アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータイホン分種ポンプ ・第3アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			○フルトニウム溶液中間貯槽ポンプブレイクアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータイホン分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ ・第1アルファモニータ流風計測ポンプ ・第1アルファモニータ計測ポンプ ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ第1エアリフトポンプ分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ流風計測ポンプ【Ss】 ・第2アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第2アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータイホン分種ポンプ ・第3アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ 								
施設 分類設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分種建屋	波及的影響を 考慮すべき施設														
		○フルトニウム溶液中間貯槽ポンプブレイクアウト	<ul style="list-style-type: none"> ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第1アルファモニータイホン分種ポンプ ・第1アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ ・第1アルファモニータ流風計測ポンプ ・第1アルファモニータ計測ポンプ ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ第1エアリフトポンプ分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータイホン分種ポンプ【Ss】 ○第2アルファモニータ流風計測ポンプ【Ss】 ・第2アルファモニータ第2エアリフトポンプ分種ポンプ ・第2アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータ計測ポンプ ・第3アルファモニータイホン分種ポンプ ・第3アルファモニータ第2エアリフトポンプ中間ポンプ 																	

再処理施設		発電炉		備考		
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4				
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(25/190)						
施設 分配設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設
		<p>○第8一時貯留処理槽ブレイクボット</p> <p>○第8一時貯留処理槽シール槽</p> <p>○アルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿</p> <p>○分配塔セル漏えい液受皿</p> <p>○アルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿</p> <p>○アルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿₁</p> <p>○アルトニウム溶液中間貯槽セル漏えい液受皿₂</p>	<p>・第3アルファモータ流量計測ボット</p> <p>・第3アルファモータ第2エアリフトポンプ分離ボット</p> <p>・第3アルファモータ第1エアリフトポンプ分離ボット</p> <p>・ウラン濃縮缶能縮液受槽セル漏えい液受皿</p> <p>・ウラン濃縮缶セル漏えい液受皿</p> <p>・ウラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿</p> <p>・ウラン濃縮液受槽セル漏えい液受皿</p> <p>・分配設備アルファモータ第1セル漏えい液受皿</p> <p>・分配設備アルファモータ第2セル漏えい液受皿</p>			<p>○第2アルファモータサイホン分離ボット【Ss】</p> <p>○ガンマモータサイホン分離ボット【Ss】</p>

再処理施設		発電炉		備考				
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4						
	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(26/190)							
	施設 分配設備 (つづき)	耐震クラス	S		B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設
		<p>○主要弁(工程停止に係るアルトニウム分配塔エアリフトポンプ駆動用圧縮空気供給弁)</p> <p>○主要弁(ウラン濃縮缶の加熱停止に係る加熱蒸気しゃ断弁)</p> <p>○アルトニウム溶液中間貯槽ポンプ</p> <p>△アルトニウム蒸浄器セル漏えい液受皿システムシムレットポンプ</p> <p>△主配管(溶液保持系)</p>	<p>○分配設備アルファモニタ第3セル漏えい液受皿</p> <p>△分配設備ウラン・アルトニウムモニタセル漏えい液受皿</p> <p>△アルトニウム分配塔パルセータグロブボールボックス</p> <p>△ウラン蒸浄塔パルセータグロブボールボックス</p>	<p>・主配管(溶液保持系)</p>	<p>・主配管(溶液保持系)</p>	<p>・主配管(漏えい拡大防止系)</p>	<p>前処理建屋/分離建屋/精製建屋/蒸しペル酸濃縮槽/蒸しペル酸濃縮槽/混合液貯槽建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷卻水系/主排気筒/主排気筒管理建屋/中間貯槽</p> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p>	

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(27/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1032 1486">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1024 1032 1213">S</th> <th data-bbox="973 835 1032 1024">B</th> <th data-bbox="973 646 1032 835">C</th> <th data-bbox="973 457 1032 646">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 268 1032 457">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1213 1727 1486"> 施設 分棟建屋—時貯留処理設備 </td> <td data-bbox="1032 1024 1727 1213"> ○第1—時貯留処理構 ○第2—時貯留処理構 ○第3—時貯留処理構 ○第4—時貯留処理構 ○第5—時貯留処理構 ○第6—時貯留処理構 ○第7—時貯留処理構 ○第8—時貯留処理構 ○第9—時貯留処理構 ○第10—時貯留処理構 ○第1—時貯留処理構エ アリフトポンプ分棟ボ ット </td> <td data-bbox="1032 835 1727 1024"> ・第2—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット ・第7—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット </td> <td data-bbox="1032 646 1727 835"></td> <td data-bbox="1032 457 1727 646"> 分棟建屋 </td> <td data-bbox="1032 268 1727 457"> ○溶媒供給槽【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○溶媒供給槽ゲデオンB ブライミニングポット 【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 分棟建屋—時貯留処理設備	○第1—時貯留処理構 ○第2—時貯留処理構 ○第3—時貯留処理構 ○第4—時貯留処理構 ○第5—時貯留処理構 ○第6—時貯留処理構 ○第7—時貯留処理構 ○第8—時貯留処理構 ○第9—時貯留処理構 ○第10—時貯留処理構 ○第1—時貯留処理構エ アリフトポンプ分棟ボ ット	・第2—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット ・第7—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット		分棟建屋	○溶媒供給槽【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○溶媒供給槽ゲデオンB ブライミニングポット 【Ss】		
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 分棟建屋—時貯留処理設備	○第1—時貯留処理構 ○第2—時貯留処理構 ○第3—時貯留処理構 ○第4—時貯留処理構 ○第5—時貯留処理構 ○第6—時貯留処理構 ○第7—時貯留処理構 ○第8—時貯留処理構 ○第9—時貯留処理構 ○第10—時貯留処理構 ○第1—時貯留処理構エ アリフトポンプ分棟ボ ット	・第2—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット ・第7—時貯留処理構ス チームジェットポンプ 漏えい液検知ポット		分棟建屋	○溶媒供給槽【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○第5—時貯留処理構第 2エアリフトポンプBデ ミスタ【Ss】 ○溶媒供給槽ゲデオンB ブライミニングポット 【Ss】										

再処理施設		発電炉		備考											
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(28/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分譲建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 分譲建屋—時貯留処理設備 (つづき)</td> <td> <p>○第4—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽予 備第2エアリフトポン プ分譲ボット</p> <p>○第7—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>○第8—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> </td> <td> <p>・第5—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽流 量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽予 備流量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプB 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプC 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプD 分譲ボット</p> </td> <td></td> <td></td> <td> <p>○予備ウラン濃縮缶サイ ホンB分譲ボット【Ss】</p> <p>○溶媒供給槽予備ゲデオ ンA、プライミミングボッ ト【Ss】</p> </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分譲建屋	波及的影響を 考慮すべき施設	施設 分譲建屋—時貯留処理設備 (つづき)	<p>○第4—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽予 備第2エアリフトポン プ分譲ボット</p> <p>○第7—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>○第8—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p>	<p>・第5—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽流 量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽予 備流量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプB 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプC 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプD 分譲ボット</p>			<p>○予備ウラン濃縮缶サイ ホンB分譲ボット【Ss】</p> <p>○溶媒供給槽予備ゲデオ ンA、プライミミングボッ ト【Ss】</p>		
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分譲建屋	波及的影響を 考慮すべき施設										
施設 分譲建屋—時貯留処理設備 (つづき)	<p>○第4—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>○第4—時貯留処理槽予 備第2エアリフトポン プ分譲ボット</p> <p>○第7—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>○第8—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p>	<p>・第5—時貯留処理槽エ アリフトポンプ分譲ボ ット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第5—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽流 量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽予 備流量計測ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 1エアリフトポンプ分 譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプB 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプC 分譲ボット</p> <p>・第9—時貯留処理槽第 2エアリフトポンプD 分譲ボット</p>			<p>○予備ウラン濃縮缶サイ ホンB分譲ボット【Ss】</p> <p>○溶媒供給槽予備ゲデオ ンA、プライミミングボッ ト【Ss】</p>										

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(29/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1032 1486">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1024 1032 1213">S</th> <th data-bbox="973 835 1032 1024">B</th> <th data-bbox="973 646 1032 835">C</th> <th data-bbox="973 457 1032 646">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 268 1032 457">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1213 1727 1486"> 施設 分攤建屋一時貯留処理設備 (つづき) </td> <td data-bbox="1032 1024 1727 1213"> ○分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受皿 △分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △主配管(溶液保持系) △主配管(崩壊熱除去系：再処理設備本体用) △主配管(水素調査系) △主配管(漏えい液回収系) </td> <td data-bbox="1032 835 1727 1024"> ・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプC分攤ボット ・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプD分攤ボット ・第10一時貯留処理槽エアリフトポンプ分攤ボット ・第10一時貯留処理槽シール槽 ・分攤建屋一時貯留処理槽第4セル漏えい液受皿 </td> <td data-bbox="1032 646 1727 835"> ・主配管(溶液保持系) </td> <td data-bbox="1032 457 1727 646"> 分攤建屋 </td> <td data-bbox="1032 268 1727 457"> ○第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】 ○ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 分攤建屋一時貯留処理設備 (つづき)	○分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受皿 △分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △主配管(溶液保持系) △主配管(崩壊熱除去系：再処理設備本体用) △主配管(水素調査系) △主配管(漏えい液回収系)	・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプC分攤ボット ・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプD分攤ボット ・第10一時貯留処理槽エアリフトポンプ分攤ボット ・第10一時貯留処理槽シール槽 ・分攤建屋一時貯留処理槽第4セル漏えい液受皿	・主配管(溶液保持系)	分攤建屋	○第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】 ○ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】		
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 分攤建屋一時貯留処理設備 (つづき)	○分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 ○分攤建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受皿 △分攤建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △分攤建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿 スチームジェットポンプ △主配管(溶液保持系) △主配管(崩壊熱除去系：再処理設備本体用) △主配管(水素調査系) △主配管(漏えい液回収系)	・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプC分攤ボット ・第9一時貯留処理槽予備第2エアリフトポンプD分攤ボット ・第10一時貯留処理槽エアリフトポンプ分攤ボット ・第10一時貯留処理槽シール槽 ・分攤建屋一時貯留処理槽第4セル漏えい液受皿	・主配管(溶液保持系)	分攤建屋	○第2アルファモニタ第1エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】 ○ガンマモニタ第2エアリフトポンプ分攤ボット【Ss】										

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(30/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 精製施設 ウラン精製設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 抽出器(生液) 核分裂生成物洗浄器(共液) 液抽出器(共液) ウラン溶液TBP洗浄器(共液) 抽出廃液TBP洗浄器(共液) ウラン濃縮缶(共液) ウラン溶液供給槽 ウラン濃縮缶供給槽 ウラン濃縮液第1受槽 ウラン濃縮液第2受槽 ウラン濃縮液第1中間貯槽 ウラン濃縮液第2中間貯槽 ウラン濃縮液第3中間貯槽 ウラン濃縮缶凝縮液受槽 リサイクル槽 ウラナス製造器 第1気液分離槽 洗浄塔 第2気液分離槽 ウラナス溶液受槽 ウラナス溶液中間貯槽 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿3 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿4 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿5 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿6 </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 精製施設 ウラン精製設備		<ul style="list-style-type: none"> 抽出器(生液) 核分裂生成物洗浄器(共液) 液抽出器(共液) ウラン溶液TBP洗浄器(共液) 抽出廃液TBP洗浄器(共液) ウラン濃縮缶(共液) ウラン溶液供給槽 ウラン濃縮缶供給槽 ウラン濃縮液第1受槽 ウラン濃縮液第2受槽 ウラン濃縮液第1中間貯槽 ウラン濃縮液第2中間貯槽 ウラン濃縮液第3中間貯槽 ウラン濃縮缶凝縮液受槽 リサイクル槽 ウラナス製造器 第1気液分離槽 洗浄塔 第2気液分離槽 ウラナス溶液受槽 ウラナス溶液中間貯槽 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿3 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿4 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿5 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿6 		精製建屋				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
施設 精製施設 ウラン精製設備		<ul style="list-style-type: none"> 抽出器(生液) 核分裂生成物洗浄器(共液) 液抽出器(共液) ウラン溶液TBP洗浄器(共液) 抽出廃液TBP洗浄器(共液) ウラン濃縮缶(共液) ウラン溶液供給槽 ウラン濃縮缶供給槽 ウラン濃縮液第1受槽 ウラン濃縮液第2受槽 ウラン濃縮液第1中間貯槽 ウラン濃縮液第2中間貯槽 ウラン濃縮液第3中間貯槽 ウラン濃縮缶凝縮液受槽 リサイクル槽 ウラナス製造器 第1気液分離槽 洗浄塔 第2気液分離槽 ウラナス溶液受槽 ウラナス溶液中間貯槽 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿3 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿4 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿5 放射能配管分岐第1セ ル漏えい液受皿6 		精製建屋												

再処理施設		発電炉		備考		
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4				
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(31/190)						
施設 ウラン精製設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C		
			<ul style="list-style-type: none"> ウラン溶液供給槽セル 漏えい液受皿1 ウラン溶液供給槽セル 漏えい液受皿2 ウラン精製器セル漏えい液受皿 濃縮缶供給槽セル 漏えい液受皿 ウラン濃縮液第1中間貯槽 漏えい液受皿 ウラン濃縮缶セル漏えい液受皿 リサイクル槽セル漏えい液受皿 濃縮液第2中間貯槽 漏えい液受皿 ウラン系低レベル無塩廃液受槽 漏えい液受皿 溶解洗浄器第3セル 漏えい液受皿2 ウランモニタセル 漏えい液受皿 アクテティブ試験設備第1 漏えい液受皿 アクテティブ試験設備第2 漏えい液受皿 アクテティブ試験設備第4 漏えい液受皿 アクテティブ試験設備第5 漏えい液受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 主要弁(ウラン濃縮缶の加熱停止に係る遮断弁) 	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 	波及的影響を考慮すべき施設
			<ul style="list-style-type: none"> 主配管(漏えい拡大防止系) 		<ul style="list-style-type: none"> 間接支持構造物 分離建屋 精製建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間隔道 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋 	

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(32/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1041 1482">施設 フルトニウム精製設備</th> <th data-bbox="973 1020 1041 1213">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 827 1041 1020">S</th> <th data-bbox="973 634 1041 827">B</th> <th data-bbox="973 441 1041 634">C</th> <th data-bbox="973 247 1041 441">間接支持構造物 精製建屋</th> <th data-bbox="973 54 1041 247">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1213 1715 1482"></td> <td data-bbox="1041 1020 1715 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液供給槽 ○補助油水分離槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○排水分離槽、濃縮缶供給槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○リサイクル槽 ○希釈槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液計量槽 ○フルトニウム濃縮液中間貯槽 ○第1酸化塔 ○第1脱ガス塔 ○第2酸化塔 ○第2脱ガス塔 ○抽出塔 ○後分離生成物洗浄塔 ○抽出塔 ○ウラン洗浄塔 ○フルトニウム濃縮缶 ○TBP洗浄器 </td> <td data-bbox="1041 827 1715 1020"> <ul style="list-style-type: none"> ・低濃度フルトニウム溶液受槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・凝縮液受槽 ・逆抽出液受槽 </td> <td data-bbox="1041 634 1715 827"> <ul style="list-style-type: none"> ・注水槽 </td> <td data-bbox="1041 441 1715 634"></td> <td data-bbox="1041 247 1715 441"></td> <td data-bbox="1041 54 1715 247"> <ul style="list-style-type: none"> ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	施設 フルトニウム精製設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 精製建屋	波及的影響を 考慮すべき施設		<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液供給槽 ○補助油水分離槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○排水分離槽、濃縮缶供給槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○リサイクル槽 ○希釈槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液計量槽 ○フルトニウム濃縮液中間貯槽 ○第1酸化塔 ○第1脱ガス塔 ○第2酸化塔 ○第2脱ガス塔 ○抽出塔 ○後分離生成物洗浄塔 ○抽出塔 ○ウラン洗浄塔 ○フルトニウム濃縮缶 ○TBP洗浄器 	<ul style="list-style-type: none"> ・低濃度フルトニウム溶液受槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・凝縮液受槽 ・逆抽出液受槽 	<ul style="list-style-type: none"> ・注水槽 			<ul style="list-style-type: none"> ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 		
施設 フルトニウム精製設備	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 精製建屋	波及的影響を 考慮すべき施設											
	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液供給槽 ○補助油水分離槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○排水分離槽、濃縮缶供給槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液受槽 ○リサイクル槽 ○希釈槽 ○フルトニウム濃縮液一時貯槽 ○フルトニウム濃縮液計量槽 ○フルトニウム濃縮液中間貯槽 ○第1酸化塔 ○第1脱ガス塔 ○第2酸化塔 ○第2脱ガス塔 ○抽出塔 ○後分離生成物洗浄塔 ○抽出塔 ○ウラン洗浄塔 ○フルトニウム濃縮缶 ○TBP洗浄器 	<ul style="list-style-type: none"> ・低濃度フルトニウム溶液受槽 ・抽出廃液受槽 ・抽出廃液中間貯槽 ・凝縮液受槽 ・逆抽出液受槽 	<ul style="list-style-type: none"> ・注水槽 			<ul style="list-style-type: none"> ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 ○TBP洗浄塔【Ss】 											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(69/269)

再処理施設		発電炉		備考														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(33/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルトニウム精製設備 (つづき)</td> <td></td> <td>○凝縮器</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 凝縮液冷却器 アルファモニタ B 計測ボット アルファモニタ C 計測ボット アルファモニタ B 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 流量計測ボット アルファモニタ C 流量計測ボット アルファモニタ B 供給ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ C 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ C 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ D 計測ボット アルファモニタ E 計測ボット アルファモニタ I 計測ボット アルファモニタ E 第 1 エアリフトポンプ分離ボット </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	フルトニウム精製設備 (つづき)		○凝縮器	<ul style="list-style-type: none"> 凝縮液冷却器 アルファモニタ B 計測ボット アルファモニタ C 計測ボット アルファモニタ B 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 流量計測ボット アルファモニタ C 流量計測ボット アルファモニタ B 供給ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ C 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ C 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ D 計測ボット アルファモニタ E 計測ボット アルファモニタ I 計測ボット アルファモニタ E 第 1 エアリフトポンプ分離ボット 		精製建屋				
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設												
フルトニウム精製設備 (つづき)		○凝縮器	<ul style="list-style-type: none"> 凝縮液冷却器 アルファモニタ B 計測ボット アルファモニタ C 計測ボット アルファモニタ B 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ B 流量計測ボット アルファモニタ C 流量計測ボット アルファモニタ B 供給ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ B サイホン分離ボット アルファモニタ C サイホン分離ボット アルファモニタ C 第 1 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ C 第 2 エアリフトポンプ分離ボット アルファモニタ D 計測ボット アルファモニタ E 計測ボット アルファモニタ I 計測ボット アルファモニタ E 第 1 エアリフトポンプ分離ボット 		精製建屋													

 | |

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考												
	<p style="text-align: center;">第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(34/190)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">耐震クラス</th> <th style="width: 15%;">S</th> <th style="width: 15%;">B</th> <th style="width: 15%;">C</th> <th style="width: 15%;">間接支持構造物</th> <th style="width: 15%;">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 フルトニウム精製設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム溶液供給 槽エアリフトポンプA 分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第1エアリフトポン プB分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第2エアリフトポン プB分離ボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウムモニタ E 第2 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ E 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ I 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ E 供給 ボット ・フルトニウムモニタ I 供給 ボット ・フルトニウムモニタ E サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ I サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ E サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I 第1 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ I 第2 エアリフトポンプ分離 ボット </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム溶液供給 槽エアリフトポンプA 分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第1エアリフトポン プB分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第2エアリフトポン プB分離ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウムモニタ E 第2 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ E 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ I 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ E 供給 ボット ・フルトニウムモニタ I 供給 ボット ・フルトニウムモニタ E サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ I サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ E サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I 第1 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ I 第2 エアリフトポンプ分離 ボット 		精製建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム溶液供給 槽エアリフトポンプA 分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第1エアリフトポン プB分離ボット ○フルトニウム溶液供給 槽第2エアリフトポン プB分離ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウムモニタ E 第2 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ E 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ I 流量 計測ボット ・フルトニウムモニタ E 供給 ボット ・フルトニウムモニタ I 供給 ボット ・フルトニウムモニタ E サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ I サイ ホン分離ボット ・フルトニウムモニタ E サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I サイホ ンブライミングボット ・フルトニウムモニタ I 第1 エアリフトポンプ分離 ボット ・フルトニウムモニタ I 第2 エアリフトポンプ分離 ボット 		精製建屋											

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
<p>施設 フルトニウム精製設備 (つづき)</p>	<p>耐震クラス</p>	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(35/190)</p>	<p>波及的影響を考慮すべき施設</p>	
	<p>S</p> <p>○フルトニウム溶液槽</p> <p>○第1酸化塔第1エアリフトポンプ分離ポット</p> <p>○第1酸化塔第2エアリフトポンプ分離ポット</p> <p>○第1酸化塔シールポット</p> <p>○第1脱ガス塔第1エアリフトポンプ分離ポット</p> <p>○第1脱ガス塔第2エアリフトポンプ分離ポット</p> <p>○第1脱ガス塔第1ブライミンクボット</p> <p>○第1脱ガス塔第1ブライミンクボットクデオン</p> <p>○第1脱ガス塔第2ブライミンクボット</p> <p>○第1脱ガス塔シールボット</p> <p>○抽出塔供給流量計測ボットA</p> <p>○抽出塔供給流量計測ボットB</p>	<p>B</p> <p>・低濃度フルトニウム溶液受槽第1エアリフトポンプ分離ポット</p> <p>・フルトニウム溶液受槽サンプリリングポット</p> <p>・フルトニウム溶液受槽サンプリリングボット</p> <p>・フルトニウム溶液受槽サンプリリングボット</p> <p>・アクティブレインチ漏えい検知ボット3</p> <p>・アクティブレインチ漏えい検知サンプリリングボット3</p> <p>・漏えい液移送シールボット1</p> <p>・漏えい液移送シールボット2</p>	<p>間接支持構造物</p> <p>精製建屋</p>	

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
<p>施設 フルトニウム精製設備 (つづき)</p>	<p>耐震クラス</p>	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(36/190)</p>		
	<p>S</p> <p>○抽出塔流量計測ボット パツプアチチューブ ○抽出塔流量計測ボット エアリフトボット ○抽出塔エアリフトボット パA分種ボット</p> <p>○核分裂生成物洗浄塔流量計測ボット ○核分裂生成物洗浄塔流量計測ボットパツプアチチューブ ○核分裂生成物洗浄塔流量計測ボットエアリフトボット ○核分裂生成物洗浄塔エアリフトボットパA分種ボット</p>	<p>B</p> <p>・抽出塔エアリフトボット B分種ボット ・TBP洗浄塔供給流量計測ボット ・TBP洗浄塔エアリフトボット ・TBP洗浄塔エアリフトボット ・TBP洗浄塔エアリフトボット ・TBP洗浄塔エアリフトボット ・TBP洗浄塔エアリフトボット</p> <p>・抽出塔受槽供給流量計測ボット ・抽出塔受槽サイホンBフライミンダボット ・逆抽出塔流量計測ボット ・逆抽出塔流量計測ボットパツプアチチューブ</p>	<p>C</p>	<p>間接支持構造物 精製建屋</p>

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(37/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 フルトニウム精製設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 逆抽出塔エアリフトポンプA分種ボット ○ 逆抽出塔エアリフトポンプB分種ボット ○ ウラン洗浄塔供給流量計測ボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA バックアップチェーン ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第1エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第2エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプA分種ボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプB分種ボット ○ 補助油水分離槽供給流量計測ボット ○ 補助油水分離槽プライミングボット ○ 補助油水分離槽プライミングボットエアリフトボット ○ TBP 洗浄器エアリフトボット ○ TBP 洗浄器バックアップチェーン ○ TBP 洗浄器サイホンボット ○ 第2酸化塔供給ボット ○ 第2酸化塔エアリフトポンプ分種ボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逆抽出塔流量計測ボットエアリフトボット </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆抽出塔エアリフトポンプA分種ボット ○ 逆抽出塔エアリフトポンプB分種ボット ○ ウラン洗浄塔供給流量計測ボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA バックアップチェーン ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第1エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第2エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプA分種ボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプB分種ボット ○ 補助油水分離槽供給流量計測ボット ○ 補助油水分離槽プライミングボット ○ 補助油水分離槽プライミングボットエアリフトボット ○ TBP 洗浄器エアリフトボット ○ TBP 洗浄器バックアップチェーン ○ TBP 洗浄器サイホンボット ○ 第2酸化塔供給ボット ○ 第2酸化塔エアリフトポンプ分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆抽出塔流量計測ボットエアリフトボット 		精製建屋				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆抽出塔エアリフトポンプA分種ボット ○ 逆抽出塔エアリフトポンプB分種ボット ○ ウラン洗浄塔供給流量計測ボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA バックアップチェーン ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第1エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔流量計測ボットA 第2エアリフトボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプA分種ボット ○ ウラン洗浄塔エアリフトポンプB分種ボット ○ 補助油水分離槽供給流量計測ボット ○ 補助油水分離槽プライミングボット ○ 補助油水分離槽プライミングボットエアリフトボット ○ TBP 洗浄器エアリフトボット ○ TBP 洗浄器バックアップチェーン ○ TBP 洗浄器サイホンボット ○ 第2酸化塔供給ボット ○ 第2酸化塔エアリフトポンプ分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆抽出塔流量計測ボットエアリフトボット 		精製建屋												

再処理施設		発電炉		備考																								
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																										
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(38/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 プルトニウム精製設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム洗浄器サ ・イオンボット ・プルトニウム洗浄器バ ・ツファアチューブ ・プルトニウム洗浄器エ ・アリアフトポンプ分機ボ ・アリアフトポンプ分機ボ ・プルトニウム洗浄器セ ・ル漏えい液受皿漏えい ・検知ボット </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム溶液受槽 ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプA分機ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプB分機ボット ○油水分離機イオンB ○エアリアフトポンプ ○油水分離機ボット ○油分リサイクルボット ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・油水分離機セル漏えい ・液受皿セルボット </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム濃縮缶供給槽第1エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット ○アルトニウム濃縮缶供給槽第2エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 プルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ 	<ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム洗浄器サ ・イオンボット ・プルトニウム洗浄器バ ・ツファアチューブ ・プルトニウム洗浄器エ ・アリアフトポンプ分機ボ ・アリアフトポンプ分機ボ ・プルトニウム洗浄器セ ・ル漏えい液受皿漏えい ・検知ボット 		精製建屋			<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム溶液受槽 ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプA分機ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプB分機ボット ○油水分離機イオンB ○エアリアフトポンプ ○油水分離機ボット ○油分リサイクルボット ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離機セル漏えい ・液受皿セルボット 					<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム濃縮缶供給槽第1エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット ○アルトニウム濃縮缶供給槽第2エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット 							
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																							
施設 プルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ ○第2配ガス塔エアライミ 	<ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム洗浄器サ ・イオンボット ・プルトニウム洗浄器バ ・ツファアチューブ ・プルトニウム洗浄器エ ・アリアフトポンプ分機ボ ・アリアフトポンプ分機ボ ・プルトニウム洗浄器セ ・ル漏えい液受皿漏えい ・検知ボット 		精製建屋																								
	<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム溶液受槽 ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプA分機ボット ○油水分離機エアリアフト ○ポンプB分機ボット ○油水分離機イオンB ○エアリアフトポンプ ○油水分離機ボット ○油分リサイクルボット ○エアリアフトポンプ分機 ○ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離機セル漏えい ・液受皿セルボット 																										
	<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム濃縮缶供給槽第1エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット ○アルトニウム濃縮缶供給槽第2エアリアフトボ ○ポンプA分機ボット 																											

再処理施設		発電炉		備考													
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(39/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 フルトニウム精製設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮缶供給槽アライミミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽エアリフトポンプB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンA ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンB ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンBブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンA分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンBブライミングボット ○リサイクル槽エアリフトポンプ分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプA分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプB分種ボット ○希釈槽第1エアリフトポンプD分種ボット ○希釈槽第2エアリフトポンプD分種ボット </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿シールボット </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮缶供給槽アライミミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽エアリフトポンプB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンA ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンB ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンBブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンA分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンBブライミングボット ○リサイクル槽エアリフトポンプ分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプA分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプB分種ボット ○希釈槽第1エアリフトポンプD分種ボット ○希釈槽第2エアリフトポンプD分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿シールボット 		精製建屋					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設												
施設 フルトニウム精製設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮缶供給槽アライミミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽エアリフトポンプB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンA ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンB ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶供給槽ゲデオンBブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンA分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンB分種ボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンAブライミングボット ○フルトニウム濃縮缶サイホンBブライミングボット ○リサイクル槽エアリフトポンプ分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプA分種ボット ○希釈槽エアリフトポンプB分種ボット ○希釈槽第1エアリフトポンプD分種ボット ○希釈槽第2エアリフトポンプD分種ボット 	<ul style="list-style-type: none"> ・フルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿シールボット 		精製建屋													

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(42/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1032 1486">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1024 1032 1213">S</th> <th data-bbox="973 835 1032 1024">B</th> <th data-bbox="973 646 1032 835">C</th> <th data-bbox="973 457 1032 646">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 268 1032 457">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1213 1727 1486"> 施設 プルトニウム精製設備 (つづき) </td> <td data-bbox="1032 1024 1727 1213"> ○主要弁(逆抽出機の加熱停止に係る遮断弁) ○主要弁(プルトニウム蒸発器への移送停止に係る弁) ○主要弁(プルトニウム濃縮器の加熱停止に係る遮断弁) ▲AT04配管収納容器 △主配管(溶液保持系) </td> <td data-bbox="1032 835 1727 1024"> ・主配管(漏えい液回収系) △主配管(漏えい拡防止系) </td> <td data-bbox="1032 646 1727 835"> ・主要弁(ウラン逆抽出器の加熱停止に係る遮断弁) ・主配管(溶液保持系) </td> <td data-bbox="1032 457 1727 646"> 精製建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋 </td> <td data-bbox="1032 268 1727 457"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 プルトニウム精製設備 (つづき)	○主要弁(逆抽出機の加熱停止に係る遮断弁) ○主要弁(プルトニウム蒸発器への移送停止に係る弁) ○主要弁(プルトニウム濃縮器の加熱停止に係る遮断弁) ▲AT04配管収納容器 △主配管(溶液保持系)	・主配管(漏えい液回収系) △主配管(漏えい拡防止系)	・主要弁(ウラン逆抽出器の加熱停止に係る遮断弁) ・主配管(溶液保持系)	精製建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 プルトニウム精製設備 (つづき)	○主要弁(逆抽出機の加熱停止に係る遮断弁) ○主要弁(プルトニウム蒸発器への移送停止に係る弁) ○主要弁(プルトニウム濃縮器の加熱停止に係る遮断弁) ▲AT04配管収納容器 △主配管(溶液保持系)	・主配管(漏えい液回収系) △主配管(漏えい拡防止系)	・主要弁(ウラン逆抽出器の加熱停止に係る遮断弁) ・主配管(溶液保持系)	精製建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 精製建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋間洞道 精製建屋											

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(43/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 精製建屋—一時貯留処理設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○第1—一時貯留処理槽 ○第2—一時貯留処理槽 ○第3—一時貯留処理槽 ○第4—一時貯留処理槽 ○第7—一時貯留処理槽 ○第1—一時貯留処理槽供給槽 ○第2—一時貯留処理槽供給槽 ○第3—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ・第8—一時貯留処理槽 ・第9—一時貯留処理槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプC分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプC分離槽 ・第5—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 </td> <td></td> <td>精製建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 精製建屋—一時貯留処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ○第1—一時貯留処理槽 ○第2—一時貯留処理槽 ○第3—一時貯留処理槽 ○第4—一時貯留処理槽 ○第7—一時貯留処理槽 ○第1—一時貯留処理槽供給槽 ○第2—一時貯留処理槽供給槽 ○第3—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ・第8—一時貯留処理槽 ・第9—一時貯留処理槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプC分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプC分離槽 ・第5—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 		精製建屋	<ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
施設 精製建屋—一時貯留処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ○第1—一時貯留処理槽 ○第2—一時貯留処理槽 ○第3—一時貯留処理槽 ○第4—一時貯留処理槽 ○第7—一時貯留処理槽 ○第1—一時貯留処理槽供給槽 ○第2—一時貯留処理槽供給槽 ○第3—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ○第3—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ・第8—一時貯留処理槽 ・第9—一時貯留処理槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプA分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第1エアリフトポンプC分離槽 ・第4—一時貯留処理槽第2エアリフトポンプC分離槽 ・第5—一時貯留処理槽エアリフトポンプB分離槽 		精製建屋	<ul style="list-style-type: none"> ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 ○第5—一時貯留処理槽【Ss】 											

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考												
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(44/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1721 1486">耐震クラス 施設 精製建屋一時貯留処理設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1024 1721 1213">S</th> <th data-bbox="973 835 1721 1024">B</th> <th data-bbox="973 646 1721 835">C</th> <th data-bbox="973 457 1721 646">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 268 1721 457">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 1213 1721 1486"></td> <td data-bbox="973 1024 1721 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 1.エアリフトポンプA分 離ポット ○第7一時貯留処理構築 エアリフトポンプB分 離ポット ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿1 ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ○精製建屋一時貯留処理 槽第2セル漏えい液受 皿 </td> <td data-bbox="973 835 1721 1024"> <ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 2.エアリフトポンプA分 離ポット ・アクティブトレントリ ングポット2 ・アクティブトレントリ ングポット2 ・精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ・シールポット ・精製建屋一時貯留処理 槽第3セル漏えい液受 皿 ・ウラン液受槽セル漏 えい液受皿 ・AT02漏えい液受皿1 ・AT03漏えい液受皿 </td> <td data-bbox="973 646 1721 835"></td> <td data-bbox="973 457 1721 646"> 精製建屋 分製建屋/精製建屋/ウラ ン脱硝建屋/ウラン脱硝 建屋/混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃棄物処理建屋 /分析建屋間通 精製建屋/ウラン脱硝建 屋間通 </td> <td data-bbox="973 268 1721 457"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス 施設 精製建屋一時貯留処理設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設		<ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 1.エアリフトポンプA分 離ポット ○第7一時貯留処理構築 エアリフトポンプB分 離ポット ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿1 ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ○精製建屋一時貯留処理 槽第2セル漏えい液受 皿 	<ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 2.エアリフトポンプA分 離ポット ・アクティブトレントリ ングポット2 ・アクティブトレントリ ングポット2 ・精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ・シールポット ・精製建屋一時貯留処理 槽第3セル漏えい液受 皿 ・ウラン液受槽セル漏 えい液受皿 ・AT02漏えい液受皿1 ・AT03漏えい液受皿 		精製建屋 分製建屋/精製建屋/ウラ ン脱硝建屋/ウラン脱硝 建屋/混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃棄物処理建屋 /分析建屋間通 精製建屋/ウラン脱硝建 屋間通			
耐震クラス 施設 精製建屋一時貯留処理設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設										
	<ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 1.エアリフトポンプA分 離ポット ○第7一時貯留処理構築 エアリフトポンプB分 離ポット ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿1 ○精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ○精製建屋一時貯留処理 槽第2セル漏えい液受 皿 	<ul style="list-style-type: none"> ○第7一時貯留処理構築 2.エアリフトポンプA分 離ポット ・アクティブトレントリ ングポット2 ・アクティブトレントリ ングポット2 ・精製建屋一時貯留処理 槽第1セル漏えい液受 皿2 ・シールポット ・精製建屋一時貯留処理 槽第3セル漏えい液受 皿 ・ウラン液受槽セル漏 えい液受皿 ・AT02漏えい液受皿1 ・AT03漏えい液受皿 		精製建屋 分製建屋/精製建屋/ウラ ン脱硝建屋/ウラン脱硝 建屋/混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃棄物処理建屋 /分析建屋間通 精製建屋/ウラン脱硝建 屋間通											

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(45/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1207 1032 1480">施設</th> <th data-bbox="973 1018 1032 1207">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 829 1032 1018">S</th> <th data-bbox="973 640 1032 829">B</th> <th data-bbox="973 451 1032 640">C</th> <th data-bbox="973 262 1032 451">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 176 1032 262">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1207 1715 1480"> 精製建屋一時貯留処理設備 (つづき) 脱硝施設 ウラン脱硝設備 受入れ系 蒸発濃縮系 </td> <td data-bbox="1032 1018 1715 1207"> ▲AT05 配管取納容器1 △主配管(溶液保持系) △主配管(廃ガス処理系) △主配管(廃液除去系) 再処理設備本体用) △主配管(水素卸次系) △主配管(漏えい液回収系) </td> <td data-bbox="1032 829 1715 1018"> <ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい液回収系) 主配管(漏えい液防止系) 硝酸ウラン貯槽 硝酸ウラン貯槽第1室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽第2室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽ポンプ室漏えい液受皿 主配管(溶液保持系) 濃縮缶 硝酸ウラン貯槽供給槽 硝酸ウラン貯槽供給槽 濃縮缶漏えい液受皿 濃縮缶(溶液保持系) 主配管(漏えい液防止系) </td> <td data-bbox="1032 640 1715 829"> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸ウラン貯槽サンプリングフード </td> <td data-bbox="1032 451 1715 640"> 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋 </td> <td data-bbox="1032 262 1715 451"></td> <td data-bbox="1032 176 1715 262"></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	精製建屋一時貯留処理設備 (つづき) 脱硝施設 ウラン脱硝設備 受入れ系 蒸発濃縮系	▲AT05 配管取納容器1 △主配管(溶液保持系) △主配管(廃ガス処理系) △主配管(廃液除去系) 再処理設備本体用) △主配管(水素卸次系) △主配管(漏えい液回収系)	<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい液回収系) 主配管(漏えい液防止系) 硝酸ウラン貯槽 硝酸ウラン貯槽第1室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽第2室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽ポンプ室漏えい液受皿 主配管(溶液保持系) 濃縮缶 硝酸ウラン貯槽供給槽 硝酸ウラン貯槽供給槽 濃縮缶漏えい液受皿 濃縮缶(溶液保持系) 主配管(漏えい液防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 硝酸ウラン貯槽サンプリングフード 	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋				
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
精製建屋一時貯留処理設備 (つづき) 脱硝施設 ウラン脱硝設備 受入れ系 蒸発濃縮系	▲AT05 配管取納容器1 △主配管(溶液保持系) △主配管(廃ガス処理系) △主配管(廃液除去系) 再処理設備本体用) △主配管(水素卸次系) △主配管(漏えい液回収系)	<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい液回収系) 主配管(漏えい液防止系) 硝酸ウラン貯槽 硝酸ウラン貯槽第1室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽第2室漏えい液受皿 硝酸ウラン貯槽ポンプ室漏えい液受皿 主配管(溶液保持系) 濃縮缶 硝酸ウラン貯槽供給槽 硝酸ウラン貯槽供給槽 濃縮缶漏えい液受皿 濃縮缶(溶液保持系) 主配管(漏えい液防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 硝酸ウラン貯槽サンプリングフード 	分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン脱硝建屋													

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考												
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(46/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="964 1207 1023 1480">耐震クラス</th> <th data-bbox="964 1018 1023 1207">S</th> <th data-bbox="964 829 1023 1018">B</th> <th data-bbox="964 640 1023 829">C</th> <th data-bbox="964 451 1023 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="964 262 1023 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1023 1207 1706 1480"> 施設 ウラン脱硝系 ウラン・フルトニウム混合脱硝設備 溶硝系 </td> <td data-bbox="1023 1018 1706 1207"> ○硝酸フルトニウム貯槽 ○混合槽 ○定置ボット ○一時貯槽 ○硝酸フルトニウム貯槽 エアリフトボット ボット </td> <td data-bbox="1023 829 1706 1018"> <ul style="list-style-type: none"> 脱硝塔 濃縮液受槽 シール槽 U03受槽 規格外製品受槽 規格外製品容器 U03溶解槽 シート供給槽 サンプリング用U03受槽 溶解用U03供給槽 濃縮液受槽漏えい液受皿 U03溶解液受槽漏えい液受皿 バックアップファイルタ 充電用バックアップファイル車 充電用車 貯蔵容器クレーン 貯蔵容器ホイスト <ul style="list-style-type: none"> 主要弁(硝酸ウラニル濃縮液の供給停止に係る遮断弁) 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい防止系) </td> <td data-bbox="1023 640 1706 829"> <ul style="list-style-type: none"> 除染フード U03溶解液受槽サンプリングフード </td> <td data-bbox="1023 451 1706 640"> ウラン・フルトニウム混合脱硝設備 </td> <td data-bbox="1023 262 1706 451"> ○定置ボット ○ログス【Ss】 </td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 ウラン脱硝系 ウラン・フルトニウム混合脱硝設備 溶硝系	○硝酸フルトニウム貯槽 ○混合槽 ○定置ボット ○一時貯槽 ○硝酸フルトニウム貯槽 エアリフトボット ボット	<ul style="list-style-type: none"> 脱硝塔 濃縮液受槽 シール槽 U03受槽 規格外製品受槽 規格外製品容器 U03溶解槽 シート供給槽 サンプリング用U03受槽 溶解用U03供給槽 濃縮液受槽漏えい液受皿 U03溶解液受槽漏えい液受皿 バックアップファイルタ 充電用バックアップファイル車 充電用車 貯蔵容器クレーン 貯蔵容器ホイスト <ul style="list-style-type: none"> 主要弁(硝酸ウラニル濃縮液の供給停止に係る遮断弁) 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 除染フード U03溶解液受槽サンプリングフード 	ウラン・フルトニウム混合脱硝設備	○定置ボット ○ログス【Ss】		
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 ウラン脱硝系 ウラン・フルトニウム混合脱硝設備 溶硝系	○硝酸フルトニウム貯槽 ○混合槽 ○定置ボット ○一時貯槽 ○硝酸フルトニウム貯槽 エアリフトボット ボット	<ul style="list-style-type: none"> 脱硝塔 濃縮液受槽 シール槽 U03受槽 規格外製品受槽 規格外製品容器 U03溶解槽 シート供給槽 サンプリング用U03受槽 溶解用U03供給槽 濃縮液受槽漏えい液受皿 U03溶解液受槽漏えい液受皿 バックアップファイルタ 充電用バックアップファイル車 充電用車 貯蔵容器クレーン 貯蔵容器ホイスト <ul style="list-style-type: none"> 主要弁(硝酸ウラニル濃縮液の供給停止に係る遮断弁) 主配管(溶液保持系) 主配管(漏えい防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 除染フード U03溶解液受槽サンプリングフード 	ウラン・フルトニウム混合脱硝設備	○定置ボット ○ログス【Ss】										

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考																					
	<p style="text-align: center;">第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(48/190)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設</th> <th style="width: 20%;">耐震クラス</th> <th style="width: 20%;">S</th> <th style="width: 20%;">B</th> <th style="width: 20%;">C</th> <th style="width: 20%;">間接支持構造物</th> <th style="width: 20%;">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝系</td> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝系</td> <td>○中間ポット</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・凝縮液受槽 ・凝縮液貯槽 ・回収ポット(共振) ・凝縮液ろ過器廃液排出槽(共振) ・田原分種器(共振) ・凝縮液ろ過器(共振) ・固気分離器気送脱ガス第1.高性能粒子フィルタ(共振) ・固気分離器気送脱ガス第2.高性能粒子フィルタ(共振) ・凝縮液受槽ポンプ </td> <td></td> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>○脱硝装置グローブボックス【Ss】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○脱硝装置(本体)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・脱硝血取扱装置 ○脱硝装置グローブボックス【Ss】(共振) ・脱硝血取扱装置第1.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第2.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第3.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第4.グローブボックス(共振) ・凝縮液受入/グローブボックス(共振) ・凝縮液排出/グローブボックス(共振) ・凝縮液受槽セル濡えい液受皿 ・凝縮液貯槽セル濡えい液受皿 ・洗浄液受槽濡えい液受皿 </td> <td></td> <td></td> <td>○脱硝装置グローブボックス【Ss】</td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	○中間ポット	<ul style="list-style-type: none"> ・凝縮液受槽 ・凝縮液貯槽 ・回収ポット(共振) ・凝縮液ろ過器廃液排出槽(共振) ・田原分種器(共振) ・凝縮液ろ過器(共振) ・固気分離器気送脱ガス第1.高性能粒子フィルタ(共振) ・固気分離器気送脱ガス第2.高性能粒子フィルタ(共振) ・凝縮液受槽ポンプ 		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○脱硝装置グローブボックス【Ss】			○脱硝装置(本体)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱硝血取扱装置 ○脱硝装置グローブボックス【Ss】(共振) ・脱硝血取扱装置第1.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第2.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第3.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第4.グローブボックス(共振) ・凝縮液受入/グローブボックス(共振) ・凝縮液排出/グローブボックス(共振) ・凝縮液受槽セル濡えい液受皿 ・凝縮液貯槽セル濡えい液受皿 ・洗浄液受槽濡えい液受皿 			○脱硝装置グローブボックス【Ss】		
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																		
ウラン・プルトニウム混合脱硝系	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	○中間ポット	<ul style="list-style-type: none"> ・凝縮液受槽 ・凝縮液貯槽 ・回収ポット(共振) ・凝縮液ろ過器廃液排出槽(共振) ・田原分種器(共振) ・凝縮液ろ過器(共振) ・固気分離器気送脱ガス第1.高性能粒子フィルタ(共振) ・固気分離器気送脱ガス第2.高性能粒子フィルタ(共振) ・凝縮液受槽ポンプ 		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○脱硝装置グローブボックス【Ss】																		
		○脱硝装置(本体)	<ul style="list-style-type: none"> ・脱硝血取扱装置 ○脱硝装置グローブボックス【Ss】(共振) ・脱硝血取扱装置第1.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第2.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第3.グローブボックス(共振) ・脱硝血取扱装置第4.グローブボックス(共振) ・凝縮液受入/グローブボックス(共振) ・凝縮液排出/グローブボックス(共振) ・凝縮液受槽セル濡えい液受皿 ・凝縮液貯槽セル濡えい液受皿 ・洗浄液受槽濡えい液受皿 			○脱硝装置グローブボックス【Ss】																		

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(50/190)			
	施設 粉体系 (つづき)	耐震クラス	S	
			C	
			間接支持構造物 クラフ・ブルトニウム混 合脱硝建屋	波及的影響を 考慮すべき施設
			<ul style="list-style-type: none"> ・粉砕機供給ホップ(共振) ・リワーク粉砕気送機ガス高性能粒子フィルタ(共振) ・混合気送固気分機器降ガス高性能粒子フィルタ ・混合気送機ガス高性能粒子フィルタ ・リワーク気送機ガス高性能粒子フィルタ ・脱硝ニトリン(共振) ・保管容器移動装置(共振) ・保管弁降機(共振) ・粉末抽出装置 ・光てん台車 ・搬送台車(共振) ・粉砕抽出装置(共振) ・粉砕機(共振) ・混合機(共振) ・粉末充填機(共振) ・粉砕グローブボックス(共振) ・粉砕抽出グローブボックス(共振) ・粉末混合グローブボックス(共振) ・粉末充填グローブボックス(共振) ・粉末混合グローブボックス(共振) ・粉末混合受入グローブボックス ・粉末調整グローブボックス(共振) ・主配管(溶液保持系) ・主配管(溶液保持系、建屋換気系) 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓋取扱フード ・検査フード

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(51/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1207 1032 1480">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1018 1032 1207">S</th> <th data-bbox="973 829 1032 1018">B</th> <th data-bbox="973 640 1032 829">C</th> <th data-bbox="973 451 1032 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 262 1032 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1207 1715 1480"> 施設 還元ガス供給系 酸及び溶媒の回収施設 酸回収設備 第1酸回収系 </td> <td data-bbox="1032 1018 1715 1207"></td> <td data-bbox="1032 829 1715 1018"> <ul style="list-style-type: none"> 蒸留塔 精留塔 第1供給槽 第2供給槽 低レベル無塩硫酸受槽 相分離槽 回収水受槽 回収硝酸受槽 供給液分配器 回収槽セル漏えい、液受皿 廃液受槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収供給槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収蒸発槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収精留塔セル漏えい、液受皿 第1酸回収回収硝酸貯槽セル漏えい、液受皿 低レベル廃液受槽第1セル漏えい、液受皿 </td> <td data-bbox="1032 640 1715 829"> <ul style="list-style-type: none"> 還元ガス供給槽 還元ガス受槽 混合装置(還元ガスの供給) 主要弁(還元ガスの供給停止に係る遮断弁) </td> <td data-bbox="1032 451 1715 640"> 還元ガス製造建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋 </td> <td data-bbox="1032 262 1715 451"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 還元ガス供給系 酸及び溶媒の回収施設 酸回収設備 第1酸回収系		<ul style="list-style-type: none"> 蒸留塔 精留塔 第1供給槽 第2供給槽 低レベル無塩硫酸受槽 相分離槽 回収水受槽 回収硝酸受槽 供給液分配器 回収槽セル漏えい、液受皿 廃液受槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収供給槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収蒸発槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収精留塔セル漏えい、液受皿 第1酸回収回収硝酸貯槽セル漏えい、液受皿 低レベル廃液受槽第1セル漏えい、液受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 還元ガス供給槽 還元ガス受槽 混合装置(還元ガスの供給) 主要弁(還元ガスの供給停止に係る遮断弁) 	還元ガス製造建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 還元ガス供給系 酸及び溶媒の回収施設 酸回収設備 第1酸回収系		<ul style="list-style-type: none"> 蒸留塔 精留塔 第1供給槽 第2供給槽 低レベル無塩硫酸受槽 相分離槽 回収水受槽 回収硝酸受槽 供給液分配器 回収槽セル漏えい、液受皿 廃液受槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収供給槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収蒸発槽セル漏えい、液受皿 第1酸回収精留塔セル漏えい、液受皿 第1酸回収回収硝酸貯槽セル漏えい、液受皿 低レベル廃液受槽第1セル漏えい、液受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 還元ガス供給槽 還元ガス受槽 混合装置(還元ガスの供給) 主要弁(還元ガスの供給停止に係る遮断弁) 	還元ガス製造建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 前処理建屋 分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分離建屋											

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																		
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																			
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(52/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1012 1486">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1024 1012 1213">S</th> <th data-bbox="973 835 1012 1024">B</th> <th data-bbox="973 646 1012 835">C</th> <th data-bbox="973 457 1012 646">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 268 1012 457">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 1213 1080 1486">施設 第1酸回収系 (つづき)</td> <td data-bbox="1012 1024 1080 1213"></td> <td data-bbox="1012 835 1080 1024"></td> <td data-bbox="1012 646 1080 835"> <ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶源保持系、低レベル廃液処理系) </td> <td data-bbox="1012 457 1080 646"> 分離建屋 精製建屋 低レベル廃液処理建屋 分機建屋/精製建屋/ウラン 分機建屋/ウラン・プルト ニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃液物処理建屋 /分析建屋間通道 </td> <td data-bbox="1012 268 1080 457"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1080 1213 1724 1486">第2酸回収系</td> <td data-bbox="1080 1024 1724 1213"></td> <td data-bbox="1080 835 1724 1024"> <ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶(共振) 精留塔(共振) 油水分離槽 供給液受槽 供給液中間貯槽 供給槽 回収硝酸受槽 回収硝酸無塩廃液受槽 低レベル無塩廃液第2受槽 第2酸回収供給槽セル漏えい液受皿 第2酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿 第2酸回収濃縮液受槽セル漏えい液受皿 第2酸回収精留塔セル漏えい液受皿 第2酸回収硝酸受槽セル漏えい液受皿 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿 洗浄廃液受皿グループボックス(共振) </td> <td data-bbox="1080 646 1724 835"></td> <td data-bbox="1080 457 1724 646"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋 </td> <td data-bbox="1080 268 1724 457"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 第1酸回収系 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶源保持系、低レベル廃液処理系) 	分離建屋 精製建屋 低レベル廃液処理建屋 分機建屋/精製建屋/ウラン 分機建屋/ウラン・プルト ニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃液物処理建屋 /分析建屋間通道		第2酸回収系		<ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶(共振) 精留塔(共振) 油水分離槽 供給液受槽 供給液中間貯槽 供給槽 回収硝酸受槽 回収硝酸無塩廃液受槽 低レベル無塩廃液第2受槽 第2酸回収供給槽セル漏えい液受皿 第2酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿 第2酸回収濃縮液受槽セル漏えい液受皿 第2酸回収精留塔セル漏えい液受皿 第2酸回収硝酸受槽セル漏えい液受皿 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿 洗浄廃液受皿グループボックス(共振) 		高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設 第1酸回収系 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶源保持系、低レベル廃液処理系) 	分離建屋 精製建屋 低レベル廃液処理建屋 分機建屋/精製建屋/ウラン 分機建屋/ウラン・プルト ニウム混合脱硝建屋/ 低レベル廃液処理建屋/ 低レベル廃液物処理建屋 /分析建屋間通道																	
第2酸回収系		<ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶(共振) 精留塔(共振) 油水分離槽 供給液受槽 供給液中間貯槽 供給槽 回収硝酸受槽 回収硝酸無塩廃液受槽 低レベル無塩廃液第2受槽 第2酸回収供給槽セル漏えい液受皿 第2酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿 第2酸回収濃縮液受槽セル漏えい液受皿 第2酸回収精留塔セル漏えい液受皿 第2酸回収硝酸受槽セル漏えい液受皿 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿 洗浄廃液受皿グループボックス(共振) 		高レベル廃液ガラス固化建屋 精製建屋																	

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(53/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1201 1041 1472">施設</th> <th data-bbox="973 1016 1041 1201">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 831 1041 1016">S</th> <th data-bbox="973 646 1041 831">B</th> <th data-bbox="973 462 1041 646">C</th> <th data-bbox="973 277 1041 462">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 92 1041 277">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1201 1715 1472"> 第2 種回収系 (つづき) 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 </td> <td data-bbox="1041 1016 1715 1201"> ○主要弁(第2種回収蒸発缶の加熱停止に係る遮断弁) ○第1 洗浄器 △主配管(水素掃気系) </td> <td data-bbox="1041 831 1715 1016"> <ul style="list-style-type: none"> AT05 配管取締容器 2 主配管(溶液保持系) 主配管(廃ガス処理系) 主配管(備えい配管防止系) </td> <td data-bbox="1041 646 1715 831"> <ul style="list-style-type: none"> 第2 洗浄器 第3 洗浄器 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿1 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 溶媒フィルタセル漏えい液受皿 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿1 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿2 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿3 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿4 主配管(溶液保持系) 主配管(備えい配管防止系) </td> <td data-bbox="1041 462 1715 646"> <ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 </td> <td data-bbox="1041 277 1715 462"> <ul style="list-style-type: none"> 主要弁(第1 洗浄器への過水供給しや断弁) 主要弁(第3 洗浄器への過水供給しや断弁) </td> <td data-bbox="1041 92 1715 277"></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	第2 種回収系 (つづき) 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系	○主要弁(第2種回収蒸発缶の加熱停止に係る遮断弁) ○第1 洗浄器 △主配管(水素掃気系)	<ul style="list-style-type: none"> AT05 配管取締容器 2 主配管(溶液保持系) 主配管(廃ガス処理系) 主配管(備えい配管防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2 洗浄器 第3 洗浄器 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿1 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 溶媒フィルタセル漏えい液受皿 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿1 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿2 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿3 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿4 主配管(溶液保持系) 主配管(備えい配管防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 主要弁(第1 洗浄器への過水供給しや断弁) 主要弁(第3 洗浄器への過水供給しや断弁) 			
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設											
第2 種回収系 (つづき) 溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系	○主要弁(第2種回収蒸発缶の加熱停止に係る遮断弁) ○第1 洗浄器 △主配管(水素掃気系)	<ul style="list-style-type: none"> AT05 配管取締容器 2 主配管(溶液保持系) 主配管(廃ガス処理系) 主配管(備えい配管防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2 洗浄器 第3 洗浄器 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿1 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 溶媒フィルタセル漏えい液受皿 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿1 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿2 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿3 溶媒洗浄器セル漏えい液受皿4 主配管(溶液保持系) 主配管(備えい配管防止系) 	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間通道 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 	<ul style="list-style-type: none"> 主要弁(第1 洗浄器への過水供給しや断弁) 主要弁(第3 洗浄器への過水供給しや断弁) 												

再処理施設		発電炉		備考		
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4				
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(54/190)						
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設
フルトニウム精製系	フルトニウム精製系	○精製棟第一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿3	<ul style="list-style-type: none"> 第1洗浄器 第2洗浄器 第3洗浄器(共振) 溶媒洗浄器第1セル漏えい液受皿 溶媒洗浄器第2セル漏えい液受皿 溶媒貯槽第2セル漏えい液受皿 ATDS漏えい液受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 主薬弁(第1洗浄器の加熱停止に係る遮断弁) 主薬弁(第3洗浄器の加熱停止に係る遮断弁) 	精製棟屋 分製棟屋/精製棟屋/ウラン精製棟屋/カマン、フルトニウム混合設備棟屋/低レベル廃棄物処理棟屋/低レベル廃棄物処理棟屋/分析棟屋間隔直	
ウラン精製系	ウラン精製系		<ul style="list-style-type: none"> 主配管(漏えい拡大防止系) 第1洗浄器(共振) 第2洗浄器(共振) 第3洗浄器(共振) 溶媒洗浄器第3セル漏えい液受皿1 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿1 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 溶媒貯槽第1セル漏えい液受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 主薬弁(第1洗浄器の加熱停止に係る遮断弁) 主薬弁(第3洗浄器の加熱停止に係る遮断弁) 	精製棟屋	

再処理施設		発電炉		備考																
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																		
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(55/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> クラシフィック (つづき) 溶媒処理系 </td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶媒保持系) 系) 第1 蒸発缶 第2 蒸発缶 溶媒供給槽 有機溶媒残渣中間貯槽 回収溶媒受槽 回収溶媒中間貯槽 回収希釈受槽 回収希釈中間貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第3貯槽 溶媒受槽 第1 洗浄器 第2 洗浄器 溶媒受槽セル 漏えい液受皿 溶媒蒸発缶セル 漏えい液受皿 溶媒供給槽セル 漏えい液受皿 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿1 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿2 回収溶媒第3貯槽セル 漏えい液受皿 第6 予備セル 漏えい液受皿 主要缶(蒸発缶への不活性ガス供給に係る缶) </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主要缶(蒸発缶への溶媒供給停止に係る遮断缶) </td> <td> 精製罐屋 精製罐屋 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	クラシフィック (つづき) 溶媒処理系			<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶媒保持系) 系) 第1 蒸発缶 第2 蒸発缶 溶媒供給槽 有機溶媒残渣中間貯槽 回収溶媒受槽 回収溶媒中間貯槽 回収希釈受槽 回収希釈中間貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第3貯槽 溶媒受槽 第1 洗浄器 第2 洗浄器 溶媒受槽セル 漏えい液受皿 溶媒蒸発缶セル 漏えい液受皿 溶媒供給槽セル 漏えい液受皿 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿1 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿2 回収溶媒第3貯槽セル 漏えい液受皿 第6 予備セル 漏えい液受皿 主要缶(蒸発缶への不活性ガス供給に係る缶) 		<ul style="list-style-type: none"> 主要缶(蒸発缶への溶媒供給停止に係る遮断缶) 	精製罐屋 精製罐屋					
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設														
クラシフィック (つづき) 溶媒処理系			<ul style="list-style-type: none"> 主配管(溶媒保持系) 系) 第1 蒸発缶 第2 蒸発缶 溶媒供給槽 有機溶媒残渣中間貯槽 回収溶媒受槽 回収溶媒中間貯槽 回収希釈受槽 回収希釈中間貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第1貯槽 回収溶媒第3貯槽 溶媒受槽 第1 洗浄器 第2 洗浄器 溶媒受槽セル 漏えい液受皿 溶媒蒸発缶セル 漏えい液受皿 溶媒供給槽セル 漏えい液受皿 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿1 回収溶媒第3貯槽 PAACポンプセル 漏えい液受皿2 回収溶媒第3貯槽セル 漏えい液受皿 第6 予備セル 漏えい液受皿 主要缶(蒸発缶への不活性ガス供給に係る缶) 		<ul style="list-style-type: none"> 主要缶(蒸発缶への溶媒供給停止に係る遮断缶) 	精製罐屋 精製罐屋														

再処理施設		発電炉		備考														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(56/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶解処理系 (つづき)</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(溶解蒸留塔への不活性ガス供給に係る弁) • 主配管(溶解保持系) • 主配管(廃ガス処理系) • 主配管(漏えい防止系) • 主配管(廃溶解処理系) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(蒸発塔及び溶解蒸留塔の加熱停止に係る運転弁) </td> <td> 精製建屋 精製建屋/精製建屋/ウラン貯蔵建屋/ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋/前処理建屋/低レベル廃液物処理建屋 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	溶解処理系 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(溶解蒸留塔への不活性ガス供給に係る弁) • 主配管(溶解保持系) • 主配管(廃ガス処理系) • 主配管(漏えい防止系) • 主配管(廃溶解処理系) 	<ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(蒸発塔及び溶解蒸留塔の加熱停止に係る運転弁) 	精製建屋 精製建屋/精製建屋/ウラン貯蔵建屋/ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋/前処理建屋/低レベル廃液物処理建屋				
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設												
溶解処理系 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(溶解蒸留塔への不活性ガス供給に係る弁) • 主配管(溶解保持系) • 主配管(廃ガス処理系) • 主配管(漏えい防止系) • 主配管(廃溶解処理系) 	<ul style="list-style-type: none"> • 主要弁(蒸発塔及び溶解蒸留塔の加熱停止に係る運転弁) 	精製建屋 精製建屋/精製建屋/ウラン貯蔵建屋/ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃液処理建屋/分析建屋/前処理建屋/低レベル廃液物処理建屋													

再処理施設		発電炉		備考																					
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																							
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(57/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製品貯蔵施設 ウラン酸化物貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵器クレーン(共振) 昇降リフト(共振) 移動クレーン(共振) バスケット搬送台車(共振) 移動台車(共振) 貯蔵容器搬送台車 天井クレーン トラバース(共振) 貯蔵バスケット貯蔵エリア </td> <td></td> <td>ウラン酸化物貯蔵建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵ホール 第1,第2貯蔵容器台車(共振) 第1,第2昇降機(共振) 第1,第2,第3,第4移動機(共振) 貯蔵台車(共振) 払出台車(共振) </td> <td></td> <td>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	製品貯蔵施設 ウラン酸化物貯蔵設備			<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵器クレーン(共振) 昇降リフト(共振) 移動クレーン(共振) バスケット搬送台車(共振) 移動台車(共振) 貯蔵容器搬送台車 天井クレーン トラバース(共振) 貯蔵バスケット貯蔵エリア 		ウラン酸化物貯蔵建屋		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備			<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵ホール 第1,第2貯蔵容器台車(共振) 第1,第2昇降機(共振) 第1,第2,第3,第4移動機(共振) 貯蔵台車(共振) 払出台車(共振) 		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋				
施設	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																			
製品貯蔵施設 ウラン酸化物貯蔵設備			<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵器クレーン(共振) 昇降リフト(共振) 移動クレーン(共振) バスケット搬送台車(共振) 移動台車(共振) 貯蔵容器搬送台車 天井クレーン トラバース(共振) 貯蔵バスケット貯蔵エリア 		ウラン酸化物貯蔵建屋																				
ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備			<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵ホール 第1,第2貯蔵容器台車(共振) 第1,第2昇降機(共振) 第1,第2,第3,第4移動機(共振) 貯蔵台車(共振) 払出台車(共振) 		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋																				

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(58/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1207 1038 1480">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1018 1038 1207">S</th> <th data-bbox="973 829 1038 1018">B</th> <th data-bbox="973 640 1038 829">C</th> <th data-bbox="973 451 1038 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 262 1038 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 1207 1715 1480"> 施設 計測制御系統施設 計測制御設備 </td> <td data-bbox="1038 1018 1715 1207"> <ul style="list-style-type: none"> ○補給水増水位 ○補給水増水位低による系統分断弁閉止回路 ○補給水設備ポンプA, B故障検知 ○キヤスタク冷却水入口流量 ○キヤスタク冷却水入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水浄化系入口圧力 ○プール水浄化系入口圧力低による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系浄化系入口流量 ○プール水浄化系入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系ポンプA, B, C故障検知 </td> <td data-bbox="1038 829 1715 1018"></td> <td data-bbox="1038 640 1715 829"> <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼度計測装置 ・燃料取出しピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(PWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(BWR/PWR 燃料用)水位 </td> <td data-bbox="1038 451 1715 640"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 </td> <td data-bbox="1038 262 1715 451"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御系統施設 計測制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ○補給水増水位 ○補給水増水位低による系統分断弁閉止回路 ○補給水設備ポンプA, B故障検知 ○キヤスタク冷却水入口流量 ○キヤスタク冷却水入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水浄化系入口圧力 ○プール水浄化系入口圧力低による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系浄化系入口流量 ○プール水浄化系入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系ポンプA, B, C故障検知 		<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼度計測装置 ・燃料取出しピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(PWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(BWR/PWR 燃料用)水位 	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計測制御系統施設 計測制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ○補給水増水位 ○補給水増水位低による系統分断弁閉止回路 ○補給水設備ポンプA, B故障検知 ○キヤスタク冷却水入口流量 ○キヤスタク冷却水入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水浄化系入口圧力 ○プール水浄化系入口圧力低による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系浄化系入口流量 ○プール水浄化系入口流量高による系統分断弁閉止回路 ○プール水冷却系ポンプA, B, C故障検知 		<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼度計測装置 ・燃料取出しピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(PWR 燃焼度)水位 ・燃料貯蔵プール(BWR/PWR 燃料用)水位 	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋											

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考														
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(59/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1203 1041 1474">施設 計測制御設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1016 1041 1203">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 829 1041 1016">S</th> <th data-bbox="973 642 1041 829">B</th> <th data-bbox="973 455 1041 642">C</th> <th data-bbox="973 268 1041 455">間接支持構造物 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋</th> <th data-bbox="973 81 1041 268">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1203 1721 1474"></td> <td data-bbox="1041 1016 1721 1203"></td> <td data-bbox="1041 829 1721 1016"></td> <td data-bbox="1041 642 1721 829"></td> <td data-bbox="1041 455 1721 642"> <ul style="list-style-type: none"> ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・プールの水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B漏えい検知 ・南第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・A,B弁第1室漏えい検知 ・西第2配管室漏えい検知 ・北第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置A,B弁第2室漏えい検知 ・燃料送出しピット漏えい検知2 ・CB取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR燃料用)漏えい検知 ・燃料移送水路漏えい検知1 ・燃料移送水路漏えい検知2 ・燃料移送水路漏えい検知3 ・燃料移送水路漏えい検知4 ・燃料送出しピット漏えい検知1 ・BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(PWR燃料用)漏えい検知 </td> <td data-bbox="1041 268 1721 455"></td> <td data-bbox="1041 81 1721 268"></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋	波及的影響を 考慮すべき施設					<ul style="list-style-type: none"> ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・プールの水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B漏えい検知 ・南第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・A,B弁第1室漏えい検知 ・西第2配管室漏えい検知 ・北第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置A,B弁第2室漏えい検知 ・燃料送出しピット漏えい検知2 ・CB取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR燃料用)漏えい検知 ・燃料移送水路漏えい検知1 ・燃料移送水路漏えい検知2 ・燃料移送水路漏えい検知3 ・燃料移送水路漏えい検知4 ・燃料送出しピット漏えい検知1 ・BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(PWR燃料用)漏えい検知 				
施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋	波及的影響を 考慮すべき施設											
				<ul style="list-style-type: none"> ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・プールの水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)A,B漏えい検知 ・南第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系ろ過装置漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置漏えい検知 ・A,B弁第1室漏えい検知 ・西第2配管室漏えい検知 ・北第2配管室漏えい検知 ・プールの水浄化系配塩装置A,B弁第2室漏えい検知 ・燃料送出しピット漏えい検知2 ・CB取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(BWR燃料用)漏えい検知 ・燃料移送水路漏えい検知1 ・燃料移送水路漏えい検知2 ・燃料移送水路漏えい検知3 ・燃料移送水路漏えい検知4 ・燃料送出しピット漏えい検知1 ・BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(PWR燃料用)漏えい検知 													

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p style="text-align: center;">第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(60/190)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">耐震クラス</th> <th style="width: 15%;">S</th> <th style="width: 15%;">B</th> <th style="width: 15%;">C</th> <th style="width: 15%;">間接支持構造物</th> <th style="width: 15%;">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設計画用設備(つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○せん断機、せん断刃位置 ○せん断刃位置異常によるせん断停止回路 ○せん断機、燃料送り出し位置 ○燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 ○エントピースせん断位置異常によるせん断停止回路 ○溶解槽セトラ部温度 ○溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路 ○溶解槽密度 ○溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 ○溶解槽硝酸供給ゲージ流量 ○溶解槽硝酸キルポット流量計用スロット流量 ○溶解槽硝酸キルポット温度(流量補正用) ○溶解槽硝酸流量最低によるせん断停止回路 ○硝酸供給槽密度(密度補正用) ○硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・CB/BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(GN2/PIH燃料用)漏えい検知 ・破損燃料缶内部水受槽漏えい検知 ・燃料番号誤取装置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設計画用設備(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○せん断機、せん断刃位置 ○せん断刃位置異常によるせん断停止回路 ○せん断機、燃料送り出し位置 ○燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 ○エントピースせん断位置異常によるせん断停止回路 ○溶解槽セトラ部温度 ○溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路 ○溶解槽密度 ○溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 ○溶解槽硝酸供給ゲージ流量 ○溶解槽硝酸キルポット流量計用スロット流量 ○溶解槽硝酸キルポット温度(流量補正用) ○溶解槽硝酸流量最低によるせん断停止回路 ○硝酸供給槽密度(密度補正用) ○硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路 		<ul style="list-style-type: none"> ・CB/BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(GN2/PIH燃料用)漏えい検知 ・破損燃料缶内部水受槽漏えい検知 ・燃料番号誤取装置 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設計画用設備(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○せん断機、せん断刃位置 ○せん断刃位置異常によるせん断停止回路 ○せん断機、燃料送り出し位置 ○燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路 ○エントピースせん断位置異常によるせん断停止回路 ○溶解槽セトラ部温度 ○溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路 ○溶解槽密度 ○溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路 ○溶解槽硝酸供給ゲージ流量 ○溶解槽硝酸キルポット流量計用スロット流量 ○溶解槽硝酸キルポット温度(流量補正用) ○溶解槽硝酸流量最低によるせん断停止回路 ○硝酸供給槽密度(密度補正用) ○硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路 		<ul style="list-style-type: none"> ・CB/BP取扱ピット漏えい検知 ・燃料貯蔵プール(GN2/PIH燃料用)漏えい検知 ・破損燃料缶内部水受槽漏えい検知 ・燃料番号誤取装置 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 											

再処理施設		発電炉		備考													
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(61/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 計測制御設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位 ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路 ○第1よう素追出し槽密度 ○第1よう素追出し槽温度(密度補正用) ○第2よう素追出し槽密度(密度補正用) ○エンドビース酸洗浄槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路 ○エンドビース酸洗浄槽温度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路 ○第1回収機6N貯槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽酸密度低によるせん断停止回路 ○エンドビース/エントガス洗浄機入口6N回収槽流量 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽流量低によるせん断停止回路 ○超音波洗浄液液受槽液位 ○補えい液希釈水供給槽水位 ○放射能配管分岐第1セトル補えい液受皿1液位 </td> <td></td> <td></td> <td>前処理建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位 ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路 ○第1よう素追出し槽密度 ○第1よう素追出し槽温度(密度補正用) ○第2よう素追出し槽密度(密度補正用) ○エンドビース酸洗浄槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路 ○エンドビース酸洗浄槽温度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路 ○第1回収機6N貯槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽酸密度低によるせん断停止回路 ○エンドビース/エントガス洗浄機入口6N回収槽流量 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽流量低によるせん断停止回路 ○超音波洗浄液液受槽液位 ○補えい液希釈水供給槽水位 ○放射能配管分岐第1セトル補えい液受皿1液位 			前処理建屋					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設												
施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位 ○可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路 ○第1よう素追出し槽密度 ○第1よう素追出し槽温度(密度補正用) ○第2よう素追出し槽密度(密度補正用) ○エンドビース酸洗浄槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路 ○エンドビース酸洗浄槽温度 ○エンドビース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路 ○第1回収機6N貯槽密度 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽酸密度低によるせん断停止回路 ○エンドビース/エントガス洗浄機入口6N回収槽流量 ○エンドビース酸洗浄槽供給槽流量低によるせん断停止回路 ○超音波洗浄液液受槽液位 ○補えい液希釈水供給槽水位 ○放射能配管分岐第1セトル補えい液受皿1液位 			前処理建屋													

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																		
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																			
	<p style="text-align: center;">第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(62/190)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">耐震クラス</th> <th style="width: 15%;">S</th> <th style="width: 15%;">B</th> <th style="width: 15%;">C</th> <th style="width: 15%;">間接支持構造物</th> <th style="width: 15%;">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 施設 計測制御設備 (つづき) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○溶解槽セル漏えい検知ポット1液位 ○溶解槽セル漏えい液受皿5液位 ○溶解槽放射線レベル計(安全保護回路：可溶性中性子放射材料緊急供給回路及びせん断停止回路用) </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイル位置 ・硝酸供給槽可溶性中性子放射材濃度 ・硝酸調整槽硝酸密度 ・サンプリング配管セル漏えい検知ポット液位 ・洗浄液液受槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第1セル漏えい液受皿1液位 ・溶解槽セル漏えい検知ポット4液位 ・硝酸調整槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第2セル漏えい液受皿1液位 ・ドラフミンングセル漏えい液受皿液位 </td> <td>前処理建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○清澄機セル漏えい液受皿液位 ○中継機セル漏えい液受皿液位 ○放射性配管分岐第4セル漏えい液受皿液位 ○計量・調整槽セル漏えい液受皿液位 ○計量後中間貯槽セル漏えい液受皿液位 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・清澄機振動 ・清澄機輸受温度 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○溶解槽セル漏えい検知ポット1液位 ○溶解槽セル漏えい液受皿5液位 ○溶解槽放射線レベル計(安全保護回路：可溶性中性子放射材料緊急供給回路及びせん断停止回路用) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホイル位置 ・硝酸供給槽可溶性中性子放射材濃度 ・硝酸調整槽硝酸密度 ・サンプリング配管セル漏えい検知ポット液位 ・洗浄液液受槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第1セル漏えい液受皿1液位 ・溶解槽セル漏えい検知ポット4液位 ・硝酸調整槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第2セル漏えい液受皿1液位 ・ドラフミンングセル漏えい液受皿液位 	前処理建屋			<ul style="list-style-type: none"> ○清澄機セル漏えい液受皿液位 ○中継機セル漏えい液受皿液位 ○放射性配管分岐第4セル漏えい液受皿液位 ○計量・調整槽セル漏えい液受皿液位 ○計量後中間貯槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・清澄機振動 ・清澄機輸受温度 				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○溶解槽セル漏えい検知ポット1液位 ○溶解槽セル漏えい液受皿5液位 ○溶解槽放射線レベル計(安全保護回路：可溶性中性子放射材料緊急供給回路及びせん断停止回路用) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ホイル位置 ・硝酸供給槽可溶性中性子放射材濃度 ・硝酸調整槽硝酸密度 ・サンプリング配管セル漏えい検知ポット液位 ・洗浄液液受槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第1セル漏えい液受皿1液位 ・溶解槽セル漏えい検知ポット4液位 ・硝酸調整槽セル漏えい液受皿液位 ・NOx 吸収塔第2セル漏えい液受皿1液位 ・ドラフミンングセル漏えい液受皿液位 	前処理建屋																	
	<ul style="list-style-type: none"> ○清澄機セル漏えい液受皿液位 ○中継機セル漏えい液受皿液位 ○放射性配管分岐第4セル漏えい液受皿液位 ○計量・調整槽セル漏えい液受皿液位 ○計量後中間貯槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・清澄機振動 ・清澄機輸受温度 																		

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																					
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																						
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(63/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 268 1032 310">施設 計測設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 310 1032 352">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 352 1032 394">S</th> <th data-bbox="973 394 1032 436">B</th> <th data-bbox="973 436 1032 478">C</th> <th data-bbox="973 478 1032 520">間接支持構造物 分欄建屋</th> <th data-bbox="973 520 1032 562">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 268 1706 310"></td> <td data-bbox="1032 310 1706 352"></td> <td data-bbox="1032 352 1706 436"> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性配管分岐第2セ ル漏えい液受皿2液位 ○溶解液中間貯槽セル漏 えい液受皿3液位 ○溶解液供給槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出セル漏えい液受 皿液位 ○抽出廃液受槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出廃液供給槽セル漏 えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1032 436 1706 478"></td> <td data-bbox="1032 478 1706 520"> <ul style="list-style-type: none"> ・補助抽出器中性子計数 器 ・抽出塔供給溶解液流量 計 ・抽出塔供給有機溶媒流 量 ・第1洗浄塔洗浄液液密 度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・放射性配管分岐第1セ ル漏えい液受皿液位 ・アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線流量 </td> <td data-bbox="1032 520 1706 562"></td> <td data-bbox="1032 562 1706 604"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 310 1706 352"></td> <td data-bbox="1032 352 1706 394"></td> <td data-bbox="1032 394 1706 436"> <ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線検出器 の故障検知(ダイヤク 回転,ドラム回転,しゃ 断位置,測定位置,校正 位置) ○第1アルファモニタ流 量計測ポット流量 ○第3アルファモニタ流 量計測ポット流量 </td> <td data-bbox="1032 436 1706 478"></td> <td data-bbox="1032 478 1706 520"></td> <td data-bbox="1032 520 1706 562"></td> <td data-bbox="1032 562 1706 604"></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計測設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分欄建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			<ul style="list-style-type: none"> ○放射性配管分岐第2セ ル漏えい液受皿2液位 ○溶解液中間貯槽セル漏 えい液受皿3液位 ○溶解液供給槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出セル漏えい液受 皿液位 ○抽出廃液受槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出廃液供給槽セル漏 えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助抽出器中性子計数 器 ・抽出塔供給溶解液流量 計 ・抽出塔供給有機溶媒流 量 ・第1洗浄塔洗浄液液密 度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・放射性配管分岐第1セ ル漏えい液受皿液位 ・アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線流量 					<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線検出器 の故障検知(ダイヤク 回転,ドラム回転,しゃ 断位置,測定位置,校正 位置) ○第1アルファモニタ流 量計測ポット流量 ○第3アルファモニタ流 量計測ポット流量 						
施設 計測設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分欄建屋	波及的影響を 考慮すべき施設																		
		<ul style="list-style-type: none"> ○放射性配管分岐第2セ ル漏えい液受皿2液位 ○溶解液中間貯槽セル漏 えい液受皿3液位 ○溶解液供給槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出セル漏えい液受 皿液位 ○抽出廃液受槽セル漏え い液受皿液位 ○抽出廃液供給槽セル漏 えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助抽出器中性子計数 器 ・抽出塔供給溶解液流量 計 ・抽出塔供給有機溶媒流 量 ・第1洗浄塔洗浄液液密 度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・第1洗浄塔供給洗浄用 硝酸濃度/第2洗浄塔 供給洗浄用硝酸濃度 ・放射性配管分岐第1セ ル漏えい液受皿液位 ・アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線流量 																				
		<ul style="list-style-type: none"> ○アルトニウム洗浄器5 段目アルファ線検出器 の故障検知(ダイヤク 回転,ドラム回転,しゃ 断位置,測定位置,校正 位置) ○第1アルファモニタ流 量計測ポット流量 ○第3アルファモニタ流 量計測ポット流量 																						

再処理施設		発電炉		備考														
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(64/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 計測制御設備 (つづき)</th> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 分離建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○分配設備のアルトニウム洗浄器アルファ検出器の故障警報に係る工程停止回路 ○アルトニウム洗浄器1段目中性子検出器(安全保護回路：洗浄器中性子計数器高による工程停止回路用) ○カポン脱硝器加熱蒸気温度(安全保護回路：分離施設のウラン濃縮器加熱蒸気温度高による加熱停止回路用) ○アルトニウム洗浄器セプルろえい液受皿2液位 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ウラン逆抽出器8段目水相温度 ウラン逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 アルトニウム分配器供給硝酸ウラナス/硝酸ヒドログシオン流量 アルトニウム洗浄器6段目供給アルトニウム逆抽出液流量/アルトニウム洗浄器供給総ウラナス流量 ウラン濃縮器加熱蒸気圧力 ウラン濃縮器圧力 ウラン濃縮器温度 ウラン濃縮器冷却器出口凝縮液温度 分配器セプルろえい液受皿液位 アルトニウム溶液中間貯槽セプルろえい液受皿2液位 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			<ul style="list-style-type: none"> ○分配設備のアルトニウム洗浄器アルファ検出器の故障警報に係る工程停止回路 ○アルトニウム洗浄器1段目中性子検出器(安全保護回路：洗浄器中性子計数器高による工程停止回路用) ○カポン脱硝器加熱蒸気温度(安全保護回路：分離施設のウラン濃縮器加熱蒸気温度高による加熱停止回路用) ○アルトニウム洗浄器セプルろえい液受皿2液位 		<ul style="list-style-type: none"> ウラン逆抽出器8段目水相温度 ウラン逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 アルトニウム分配器供給硝酸ウラナス/硝酸ヒドログシオン流量 アルトニウム洗浄器6段目供給アルトニウム逆抽出液流量/アルトニウム洗浄器供給総ウラナス流量 ウラン濃縮器加熱蒸気圧力 ウラン濃縮器圧力 ウラン濃縮器温度 ウラン濃縮器冷却器出口凝縮液温度 分配器セプルろえい液受皿液位 アルトニウム溶液中間貯槽セプルろえい液受皿2液位 					
施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設												
		<ul style="list-style-type: none"> ○分配設備のアルトニウム洗浄器アルファ検出器の故障警報に係る工程停止回路 ○アルトニウム洗浄器1段目中性子検出器(安全保護回路：洗浄器中性子計数器高による工程停止回路用) ○カポン脱硝器加熱蒸気温度(安全保護回路：分離施設のウラン濃縮器加熱蒸気温度高による加熱停止回路用) ○アルトニウム洗浄器セプルろえい液受皿2液位 		<ul style="list-style-type: none"> ウラン逆抽出器8段目水相温度 ウラン逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 アルトニウム分配器供給硝酸ウラナス/硝酸ヒドログシオン流量 アルトニウム洗浄器6段目供給アルトニウム逆抽出液流量/アルトニウム洗浄器供給総ウラナス流量 ウラン濃縮器加熱蒸気圧力 ウラン濃縮器圧力 ウラン濃縮器温度 ウラン濃縮器冷却器出口凝縮液温度 分配器セプルろえい液受皿液位 アルトニウム溶液中間貯槽セプルろえい液受皿2液位 														

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(101/269)

再処理施設		発電炉		備考																	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																			
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(65/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設計画段階設備(つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○分離建屋—一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ○分離建屋—一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 </td> <td> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・分離建屋—一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・分離建屋—一時貯留処理槽第4セル漏えい液受血液位 ・逆抽出器溶液温度 ・逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気温度1,2 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気しや断回路 ・汚浄塔供給空気供給回路 ・汚浄塔窒素ガス供給回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気圧力 ・ウラン濃縮缶圧力 ・ウラン濃縮缶液位 ・ウラン濃縮缶温度 ・濃縮液処理器出口温度 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設計画段階設備(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○分離建屋—一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ○分離建屋—一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 	<p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・分離建屋—一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・分離建屋—一時貯留処理槽第4セル漏えい液受血液位 ・逆抽出器溶液温度 ・逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気温度1,2 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気しや断回路 ・汚浄塔供給空気供給回路 ・汚浄塔窒素ガス供給回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気圧力 ・ウラン濃縮缶圧力 ・ウラン濃縮缶液位 ・ウラン濃縮缶温度 ・濃縮液処理器出口温度 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設計画段階設備(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○分離建屋—一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ○分離建屋—一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃縮缶供給槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 ・ウラン濃縮缶液受槽セル漏えい液受血液位 	<p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p>																	
			<ul style="list-style-type: none"> ・分離建屋—一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・分離建屋—一時貯留処理槽第4セル漏えい液受血液位 ・逆抽出器溶液温度 ・逆抽出器内の逆抽出用硝酸供給停止回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気温度1,2 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気しや断回路 ・汚浄塔供給空気供給回路 ・汚浄塔窒素ガス供給回路 ・ウラン濃縮缶加熱蒸気圧力 ・ウラン濃縮缶圧力 ・ウラン濃縮缶液位 ・ウラン濃縮缶温度 ・濃縮液処理器出口温度 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 ・ウラニウム製造器供給水 																		

再処理施設		発電炉		備考																	
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																			
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(67/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設計測制御設備(つづき)</td> <td> <p>○アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度(安全保護回路：アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○逆抽出塔溶解液温度(安全保護回路：逆抽出塔溶解液温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○アルファモニタ流量計測ボット流量</p> <p>○アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器の故障検知(ダイヤク回転、ドラム回転、しき断位置、測定位置、校正位置)</p> <p>○アルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路</p> </td> <td></td> <td> <p>・ウラン濃縮第2中間貯槽室漏えい液受皿漏えい検知ボット液位</p> <p>・リサイクル槽セル漏えい検知ボット液位</p> <p>・アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器</p> </td> <td>精製建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>・ウラン逆抽出器8段目温度</p> <p>・ウラン逆抽出器内の硝酸溶解液加熱用温水しき断回路</p> <p>・ウラン逆抽出器供給硝酸溶解液温度</p> <p>・逆抽出器供給有機溶媒温度</p> <p>・アルトニウム洗浄器5段目供給アルトニウム逆抽出液流量</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設計測制御設備(つづき)	<p>○アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度(安全保護回路：アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○逆抽出塔溶解液温度(安全保護回路：逆抽出塔溶解液温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○アルファモニタ流量計測ボット流量</p> <p>○アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器の故障検知(ダイヤク回転、ドラム回転、しき断位置、測定位置、校正位置)</p> <p>○アルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路</p>		<p>・ウラン濃縮第2中間貯槽室漏えい液受皿漏えい検知ボット液位</p> <p>・リサイクル槽セル漏えい検知ボット液位</p> <p>・アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器</p>	精製建屋					<p>・ウラン逆抽出器8段目温度</p> <p>・ウラン逆抽出器内の硝酸溶解液加熱用温水しき断回路</p> <p>・ウラン逆抽出器供給硝酸溶解液温度</p> <p>・逆抽出器供給有機溶媒温度</p> <p>・アルトニウム洗浄器5段目供給アルトニウム逆抽出液流量</p>				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設計測制御設備(つづき)	<p>○アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度(安全保護回路：アルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○逆抽出塔溶解液温度(安全保護回路：逆抽出塔溶解液温度高による加熱停止回路用)</p> <p>○アルファモニタ流量計測ボット流量</p> <p>○アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器の故障検知(ダイヤク回転、ドラム回転、しき断位置、測定位置、校正位置)</p> <p>○アルトニウム洗浄器アルファ線検出器の故障警報に係る工程停止回路</p>		<p>・ウラン濃縮第2中間貯槽室漏えい液受皿漏えい検知ボット液位</p> <p>・リサイクル槽セル漏えい検知ボット液位</p> <p>・アルトニウム洗浄器4段目アルファ線検出器</p>	精製建屋																	
			<p>・ウラン逆抽出器8段目温度</p> <p>・ウラン逆抽出器内の硝酸溶解液加熱用温水しき断回路</p> <p>・ウラン逆抽出器供給硝酸溶解液温度</p> <p>・逆抽出器供給有機溶媒温度</p> <p>・アルトニウム洗浄器5段目供給アルトニウム逆抽出液流量</p>																		

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(104/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(68/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1207 1038 1480">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1018 1038 1207">S</th> <th data-bbox="973 829 1038 1018">B</th> <th data-bbox="973 640 1038 829">C</th> <th data-bbox="973 451 1038 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 262 1038 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 1207 1721 1480"> 計画設備設備 (つづき) </td> <td data-bbox="1038 1018 1721 1207"> <ul style="list-style-type: none"> ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1液位 ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2液位 ○油水分離槽セル漏えい 液受皿液位 ○アルトニウム濃縮缶供 給槽セル漏えい液受皿 液位 ○アルトニウム精製塔セ ル漏えい液受皿液位 ○アルトニウム濃縮液受 槽セル漏えい液受皿液 位 </td> <td data-bbox="1038 829 1721 1018"></td> <td data-bbox="1038 640 1721 829"> <ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム濃縮缶供 給槽液位 ・アルトニウム濃縮缶供 給槽ガデオンA調整プ ルトニウム溶液液量 ・アルトニウム濃縮缶液 位 ・アルトニウム濃縮缶密 度 ・アルトニウム濃縮缶液 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶気 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶加 熱蒸気圧力 ・アルトニウム濃縮缶圧 力 ・注水槽液位 ・凝縮器出口廃ガス温度 ・凝縮器出口冷却水流量 </td> <td data-bbox="1038 451 1721 640"> 精製建屋 </td> <td data-bbox="1038 262 1721 451"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	計画設備設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1液位 ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2液位 ○油水分離槽セル漏えい 液受皿液位 ○アルトニウム濃縮缶供 給槽セル漏えい液受皿 液位 ○アルトニウム精製塔セ ル漏えい液受皿液位 ○アルトニウム濃縮液受 槽セル漏えい液受皿液 位 		<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム濃縮缶供 給槽液位 ・アルトニウム濃縮缶供 給槽ガデオンA調整プ ルトニウム溶液液量 ・アルトニウム濃縮缶液 位 ・アルトニウム濃縮缶密 度 ・アルトニウム濃縮缶液 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶気 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶加 熱蒸気圧力 ・アルトニウム濃縮缶圧 力 ・注水槽液位 ・凝縮器出口廃ガス温度 ・凝縮器出口冷却水流量 	精製建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
計画設備設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿1液位 ○放射線配管分岐第1セ ル漏えい液受皿2液位 ○油水分離槽セル漏えい 液受皿液位 ○アルトニウム濃縮缶供 給槽セル漏えい液受皿 液位 ○アルトニウム精製塔セ ル漏えい液受皿液位 ○アルトニウム濃縮液受 槽セル漏えい液受皿液 位 		<ul style="list-style-type: none"> ・アルトニウム濃縮缶供 給槽液位 ・アルトニウム濃縮缶供 給槽ガデオンA調整プ ルトニウム溶液液量 ・アルトニウム濃縮缶液 位 ・アルトニウム濃縮缶密 度 ・アルトニウム濃縮缶液 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶気 相部温度 ・アルトニウム濃縮缶加 熱蒸気圧力 ・アルトニウム濃縮缶圧 力 ・注水槽液位 ・凝縮器出口廃ガス温度 ・凝縮器出口冷却水流量 	精製建屋											

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(69/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物 精製建屋</th> <th>波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 計測制御設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ○フルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿液位 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・フルトニウム濃縮液供給槽セル漏えい液受皿液位 ・濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 ・抽出廃液中間貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・フルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・グロブポット液位 ・AT03 漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・アクテイトレントリ液位 ・アクテイトレントリ2液位 ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位1 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位2 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 精製建屋	波及的影響を 考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ○フルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・フルトニウム濃縮液供給槽セル漏えい液受皿液位 ・濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 ・抽出廃液中間貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・フルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・グロブポット液位 ・AT03 漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・アクテイトレントリ液位 ・アクテイトレントリ2液位 ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位1 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位2 					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 精製建屋	波及的影響を 考慮すべき施設											
施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○フルトニウム濃縮液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ○フルトニウム濃縮液計量槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・フルトニウム濃縮液供給槽セル漏えい液受皿液位 ・濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 ・抽出廃液中間貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・フルトニウム溶液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 ・フルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿漏えい液受ポット液位 ・グロブポット液位 ・AT03 漏えい液受皿漏えい検知ポット液位 ・アクテイトレントリ液位 ・アクテイトレントリ2液位 ・ウラン濃抽出器セル漏えい液受皿液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位1 ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿1液位2 													

再処理施設		発電炉		備考												
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(70/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 計画段階設備 (つづき)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○硝酸燃料ニウム貯蔵セル漏えい液受血液位 ○混合槽セル漏えい液受血液位 </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第1室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第2室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウムポンプ室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム供給槽漏えい液受血液位 ・濃縮缶漏えい液受血液位 ・自動充てん装置充てん定位置 ・ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO3粉末の充てん起動回路 ・脱硝塔(コーン部)温度による硝酸ウラニウム濃縮液の供給停止回路 ・脱硝塔内圧力 ・脱硝塔内流動レベル ・濃縮液受槽漏えい液受血液位 ・UO3溶解液受槽漏えい液受血液位 </td> <td> <p>精製建屋</p> <p>ウラン脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計画段階設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○硝酸燃料ニウム貯蔵セル漏えい液受血液位 ○混合槽セル漏えい液受血液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第1室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第2室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウムポンプ室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム供給槽漏えい液受血液位 ・濃縮缶漏えい液受血液位 ・自動充てん装置充てん定位置 ・ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO3粉末の充てん起動回路 ・脱硝塔(コーン部)温度による硝酸ウラニウム濃縮液の供給停止回路 ・脱硝塔内圧力 ・脱硝塔内流動レベル ・濃縮液受槽漏えい液受血液位 ・UO3溶解液受槽漏えい液受血液位 	<p>精製建屋</p> <p>ウラン脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p>				
	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計画段階設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○硝酸燃料ニウム貯蔵セル漏えい液受血液位 ○混合槽セル漏えい液受血液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第2セル漏えい液受血液位 ・精製建屋一時貯留処理槽第3セル漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第1室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム貯蔵第2室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウムポンプ室漏えい液受血液位 ・硝酸ウラニウム供給槽漏えい液受血液位 ・濃縮缶漏えい液受血液位 ・自動充てん装置充てん定位置 ・ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO3粉末の充てん起動回路 ・脱硝塔(コーン部)温度による硝酸ウラニウム濃縮液の供給停止回路 ・脱硝塔内圧力 ・脱硝塔内流動レベル ・濃縮液受槽漏えい液受血液位 ・UO3溶解液受槽漏えい液受血液位 	<p>精製建屋</p> <p>ウラン脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p>												

再処理施設		発電炉		備考													
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(71/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画設備 (つづき)</td> <td>○一時貯槽セル漏えい液受皿液位</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 硝酸プルトニウム移送グローブボックス液位 定置ボックス液位 一時貯槽第1グローブボックス液位 一時貯槽第2グローブボックス液位 真空グローブボックス液位 硝酸ウラニウム貯槽漏えい液受皿液位 脱硝装置内部照度 脱硝装置脱硝物温度 脱硝装置の温度計及び照度計によるシャッターの起動回路 粉体移送機秤量器重量 粉体移送機空気輸送機 空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 脱硝装置グローブボックス液位 凝縮廃液受入グローブボックス液位 凝縮廃液排出グローブボックス液位 特殊吸入口温度(安全保護回路：炉壳がヒータ部温度高による加蒸停止回路用) </td> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	計画設備 (つづき)	○一時貯槽セル漏えい液受皿液位		<ul style="list-style-type: none"> 硝酸プルトニウム移送グローブボックス液位 定置ボックス液位 一時貯槽第1グローブボックス液位 一時貯槽第2グローブボックス液位 真空グローブボックス液位 硝酸ウラニウム貯槽漏えい液受皿液位 脱硝装置内部照度 脱硝装置脱硝物温度 脱硝装置の温度計及び照度計によるシャッターの起動回路 粉体移送機秤量器重量 粉体移送機空気輸送機 空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 脱硝装置グローブボックス液位 凝縮廃液受入グローブボックス液位 凝縮廃液排出グローブボックス液位 特殊吸入口温度(安全保護回路：炉壳がヒータ部温度高による加蒸停止回路用) 	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋					
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設												
計画設備 (つづき)	○一時貯槽セル漏えい液受皿液位		<ul style="list-style-type: none"> 硝酸プルトニウム移送グローブボックス液位 定置ボックス液位 一時貯槽第1グローブボックス液位 一時貯槽第2グローブボックス液位 真空グローブボックス液位 硝酸ウラニウム貯槽漏えい液受皿液位 脱硝装置内部照度 脱硝装置脱硝物温度 脱硝装置の温度計及び照度計によるシャッターの起動回路 粉体移送機秤量器重量 粉体移送機空気輸送機 空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 凝縮廃液貯槽セル漏えい液受皿液位 脱硝装置グローブボックス液位 凝縮廃液受入グローブボックス液位 凝縮廃液排出グローブボックス液位 特殊吸入口温度(安全保護回路：炉壳がヒータ部温度高による加蒸停止回路用) 	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋													

再処理施設		発電炉		備考																		
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																				
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(73/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 計画段階設備 (つづき)</td> <td> <p>○ 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度(安全保護回路)； 第2 酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止(回路用)</p> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第1 酸回収系精留塔圧力 第1 酸回収系精留塔液位 回収槽セル漏えい液受皿液位 廃液受槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 回収硝酸貯槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第1セル漏えい液受皿液位 </td> <td> <p>精製建屋</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器加熱蒸気圧力 蒸発缶A(気液分離部)液位2 第2 酸回収系精留塔圧力 第2 酸回収系精留塔液位 アクティブリテンチ漏えい検知ボット4液位 第2 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計画段階設備 (つづき)	<p>○ 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度(安全保護回路)； 第2 酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止(回路用)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 第1 酸回収系精留塔圧力 第1 酸回収系精留塔液位 回収槽セル漏えい液受皿液位 廃液受槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 回収硝酸貯槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第1セル漏えい液受皿液位 	<p>精製建屋</p>					<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器加熱蒸気圧力 蒸発缶A(気液分離部)液位2 第2 酸回収系精留塔圧力 第2 酸回収系精留塔液位 アクティブリテンチ漏えい検知ボット4液位 第2 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 					
	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設 計画段階設備 (つづき)	<p>○ 蒸発缶・精留塔加熱蒸気温度(安全保護回路)； 第2 酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止(回路用)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 第1 酸回収系精留塔圧力 第1 酸回収系精留塔液位 回収槽セル漏えい液受皿液位 廃液受槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 第1 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 回収硝酸貯槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第1セル漏えい液受皿液位 	<p>精製建屋</p>																		
			<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器加熱蒸気圧力 蒸発缶A(気液分離部)液位2 第2 酸回収系精留塔圧力 第2 酸回収系精留塔液位 アクティブリテンチ漏えい検知ボット4液位 第2 酸回収供給槽セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収精留塔セル漏えい液受皿液位 第2 酸回収蒸発缶セル漏えい液受皿液位 																			

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(110/269)

再処理施設		発電炉		備考											
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(74/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>S</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>間接支持構造物</th> <th>波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設 計測制御設備 (つづき)</td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 第2 輪回収回収硝酸受槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿液位 洗浄廃液受槽漏えい液受皿液位 洗浄廃液受私グループホックス液位 第1 洗浄器1 段目水相温度 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 第3 洗浄器1 段目水相温度 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 液位 第1 洗浄器1 段目温度(アルトニウム精製系) 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(アルトニウム精製系) 第3 洗浄器1 段目温度(フルトニウム精製系) 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(フルトニウム精製系) アクトアイソトレンチ漏えい検知ボット1 液位 精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿3 液位 溶媒貯槽第2セル漏えい液受皿液位 第1 洗浄器1 段目温度(ウラン精製系) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 精製建屋 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 第2 輪回収回収硝酸受槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿液位 洗浄廃液受槽漏えい液受皿液位 洗浄廃液受私グループホックス液位 第1 洗浄器1 段目水相温度 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 第3 洗浄器1 段目水相温度 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 液位 第1 洗浄器1 段目温度(アルトニウム精製系) 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(アルトニウム精製系) 第3 洗浄器1 段目温度(フルトニウム精製系) 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(フルトニウム精製系) アクトアイソトレンチ漏えい検知ボット1 液位 精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿3 液位 溶媒貯槽第2セル漏えい液受皿液位 第1 洗浄器1 段目温度(ウラン精製系) 	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 精製建屋 			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計測制御設備 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 濃縮液受槽セル漏えい液受皿液位 第2 輪回収回収硝酸受槽セル漏えい液受皿液位 低レベル廃液受槽第2セル漏えい液受皿液位 洗浄廃液受槽漏えい液受皿液位 洗浄廃液受私グループホックス液位 第1 洗浄器1 段目水相温度 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 第3 洗浄器1 段目水相温度 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路 再生溶媒受槽セル漏えい液受皿2 液位 第1 洗浄器1 段目温度(アルトニウム精製系) 第1 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(アルトニウム精製系) 第3 洗浄器1 段目温度(フルトニウム精製系) 第3 洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(フルトニウム精製系) アクトアイソトレンチ漏えい検知ボット1 液位 精製建屋一時貯留処理槽第1セル漏えい液受皿3 液位 溶媒貯槽第2セル漏えい液受皿液位 第1 洗浄器1 段目温度(ウラン精製系) 	<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 分離建屋 精製建屋 											

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(75/190)			
	耐震クラス	S	B	
施設 計画段階設備 (つづき)				<ul style="list-style-type: none"> ・第1洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(ウラン精製系) ・第3洗浄器1段目温度(ウラン精製系) ・第3洗浄器溶液温度の加熱用温水供給停止回路(ウラン精製系) ・再生溶解受槽セル漏えい液受皿液位 ・溶解貯槽第1セル漏えい液受皿液位 ・第1蒸発缶凝縮器出口廃ガス圧力 ・第1蒸発缶凝縮器出口廃ガス圧力 ・第1蒸発缶の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゅ断回路 ・溶解器留液上昇圧力1 ・溶解器留液上昇圧力2 ・溶解器留液の有機溶媒供給停止及び加熱蒸気しゅ断回路 ・溶解受槽セル漏えい液受皿液位 ・溶解供給槽セル漏えい液受皿液位 ・回収溶解第3貯槽 PAM ホンブセル漏えい液受皿液位 ・回収溶解第3貯槽セル漏えい液受皿液位 ・第6予備セル漏えい液受皿液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備排風機回電数
				<ul style="list-style-type: none"> ○溶解槽圧力 ○ミストフィルター入力圧力 ○廃ガス加熱器出口温度
				<ul style="list-style-type: none"> 精製建屋 前処理建屋

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(76/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1032 1482">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1020 1032 1213">S</th> <th data-bbox="973 827 1032 1020">B</th> <th data-bbox="973 634 1032 827">C</th> <th data-bbox="973 441 1032 634">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 247 1032 441">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1213 1718 1482"> 施設 計画前頭設備 (つづき) </td> <td data-bbox="1032 1020 1718 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○廃ガス洗浄塔入口圧力 ○NOx 廃ガス洗浄塔入口圧力 ○混合廃ガス凝縮器入口圧力 ○高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 ○不溶解濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 </td> <td data-bbox="1032 827 1718 1020"></td> <td data-bbox="1032 634 1718 827"> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備ミストファイラ/高性能粒子ファイラ/よう素ファイラ差圧 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備NOx吸収塔出口側廃ガス温度 ・同位体濃縮セル漏えい検知装置 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第1セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第2セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第3セル漏えい検知ボット液位 </td> <td data-bbox="1032 441 1718 634"> 前処理建屋 前処理建屋 分棟建屋 精製建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋 </td> <td data-bbox="1032 247 1718 441"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計画前頭設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃ガス洗浄塔入口圧力 ○NOx 廃ガス洗浄塔入口圧力 ○混合廃ガス凝縮器入口圧力 ○高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 ○不溶解濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 		<ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備ミストファイラ/高性能粒子ファイラ/よう素ファイラ差圧 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備NOx吸収塔出口側廃ガス温度 ・同位体濃縮セル漏えい検知装置 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第1セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第2セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第3セル漏えい検知ボット液位 	前処理建屋 前処理建屋 分棟建屋 精製建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計画前頭設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃ガス洗浄塔入口圧力 ○NOx 廃ガス洗浄塔入口圧力 ○混合廃ガス凝縮器入口圧力 ○高レベル濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 ○不溶解濃縮廃液廃ガス処理系廃ガス洗浄塔入口圧力 		<ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備ミストファイラ/高性能粒子ファイラ/よう素ファイラ差圧 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備NOx吸収塔出口側廃ガス温度 ・同位体濃縮セル漏えい検知装置 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第1セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第2セル漏えい検知ボット液位 ・せん断処理・溶解廃ガス処理第3セル漏えい検知ボット液位 	前処理建屋 前処理建屋 分棟建屋 精製建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(113/269)

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(77/190)				
耐震クラス	S	B	C	波及的影響を考慮すべき施設
	計測制御設備 (つづき)		・塔槽類廃ガス処理設備 排風機回転数 ・塔槽類廃ガス処理設備 排風機入口側圧力/入口・出口間差圧 ・塔槽類廃ガス処理設備 加熱器出口側廃ガス温度	間接支持構造物 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 ハル・エントドビース貯蔵建屋 分析建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パナナブルボイジン処理建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃棄物処理建屋

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(114/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																		
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																			
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(78/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1207 1038 1480">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1018 1038 1207">S</th> <th data-bbox="973 829 1038 1018">B</th> <th data-bbox="973 640 1038 829">C</th> <th data-bbox="973 451 1038 640">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 262 1038 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 1207 1721 1480">施設 計画補設備 (つづき)</td> <td data-bbox="1038 1018 1721 1207"></td> <td data-bbox="1038 829 1721 1018"></td> <td data-bbox="1038 640 1721 829"> <ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス処理設備 放射性微粒子フィルタ/よう素フィルタ差圧 </td> <td data-bbox="1038 451 1721 640"> 前処理建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パ ーナブルボイーズ処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン・フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 </td> <td data-bbox="1038 262 1721 451"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1038 1207 1721 1480"></td> <td data-bbox="1038 1018 1721 1207"></td> <td data-bbox="1038 829 1721 1018"></td> <td data-bbox="1038 640 1721 829"> <ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス洗浄塔セ ル漏えい検知ポット液 位 • ウラン系塔槽類廃ガス 洗浄塔セル漏えい検知 ポット液位 • フルトニウム系塔槽類 廃ガス洗浄塔セル漏え い液受皿液位 • 廃ガス処理第1 グロー フボックス液位1/グロー フボックス液位2/グロ ー • 廃ガス処理第2 グロー フボックス液位 • 廃ガス処理第3 グロー フボックス液位 • 脱硝廃ガス処理グロー フボックス液位 • 塔槽類廃ガス処理第1 セル漏えい液受皿液位 • 塔槽類廃ガス処理第2 セル漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1038 451 1721 640"></td> <td data-bbox="1038 262 1721 451"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計画補設備 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス処理設備 放射性微粒子フィルタ/よう素フィルタ差圧 	前処理建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パ ーナブルボイーズ処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン・フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋					<ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス洗浄塔セ ル漏えい検知ポット液 位 • ウラン系塔槽類廃ガス 洗浄塔セル漏えい検知 ポット液位 • フルトニウム系塔槽類 廃ガス洗浄塔セル漏え い液受皿液位 • 廃ガス処理第1 グロー フボックス液位1/グロー フボックス液位2/グロ ー • 廃ガス処理第2 グロー フボックス液位 • 廃ガス処理第3 グロー フボックス液位 • 脱硝廃ガス処理グロー フボックス液位 • 塔槽類廃ガス処理第1 セル漏えい液受皿液位 • 塔槽類廃ガス処理第2 セル漏えい液受皿液位 				
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設																
施設 計画補設備 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス処理設備 放射性微粒子フィルタ/よう素フィルタ差圧 	前処理建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・パ ーナブルボイーズ処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 分選建屋 精製建屋 ウラン・フルトニウム混 合脱硝建屋 高レベル廃液ガラス固化 建屋																	
			<ul style="list-style-type: none"> • 塔槽類廃ガス洗浄塔セ ル漏えい検知ポット液 位 • ウラン系塔槽類廃ガス 洗浄塔セル漏えい検知 ポット液位 • フルトニウム系塔槽類 廃ガス洗浄塔セル漏え い液受皿液位 • 廃ガス処理第1 グロー フボックス液位1/グロー フボックス液位2/グロ ー • 廃ガス処理第2 グロー フボックス液位 • 廃ガス処理第3 グロー フボックス液位 • 脱硝廃ガス処理グロー フボックス液位 • 塔槽類廃ガス処理第1 セル漏えい液受皿液位 • 塔槽類廃ガス処理第2 セル漏えい液受皿液位 																		

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(116/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考														
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4															
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(80/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1205 1041 1476">施設 計画設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1016 1041 1205">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 827 1041 1016">S</th> <th data-bbox="973 638 1041 827">B</th> <th data-bbox="973 449 1041 638">C</th> <th data-bbox="973 260 1041 449">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 71 1041 260">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>○高レベル廃液濃縮缶加 熱蒸気温度(安全保護 回路：高レベル廃液濃 縮缶加熱蒸気温度高に よる加熱停止回路用) ○高レベル廃液濃縮缶凝 縮器出口廃ガス温度 (安全保護回路：高レベ ル廃液濃縮缶凝縮器排 気出口温度高による加 熱停止回路用)</p> </td> <td></td> <td> <p>・換気設備ミストファイ タ/高性能粒子ファイ タ差圧</p> </td> <td> <p>使用済燃料輸送容器管理 建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋 前処理建屋 分選建屋 碎製建屋 クラン・アーム・ア クア・アーム・ア 合脱明建屋 クラン・アーム・ア 合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建 屋東棟 低レベル廃液処理建屋 チヤンネルボックス・パ ーナブルボイジン処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 分選建屋</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計画設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設			<p>○高レベル廃液濃縮缶加 熱蒸気温度(安全保護 回路：高レベル廃液濃 縮缶加熱蒸気温度高に よる加熱停止回路用) ○高レベル廃液濃縮缶凝 縮器出口廃ガス温度 (安全保護回路：高レベ ル廃液濃縮缶凝縮器排 気出口温度高による加 熱停止回路用)</p>		<p>・換気設備ミストファイ タ/高性能粒子ファイ タ差圧</p>	<p>使用済燃料輸送容器管理 建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋 前処理建屋 分選建屋 碎製建屋 クラン・アーム・ア クア・アーム・ア 合脱明建屋 クラン・アーム・ア 合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建 屋東棟 低レベル廃液処理建屋 チヤンネルボックス・パ ーナブルボイジン処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 分選建屋</p>			
施設 計画設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設											
		<p>○高レベル廃液濃縮缶加 熱蒸気温度(安全保護 回路：高レベル廃液濃 縮缶加熱蒸気温度高に よる加熱停止回路用) ○高レベル廃液濃縮缶凝 縮器出口廃ガス温度 (安全保護回路：高レベ ル廃液濃縮缶凝縮器排 気出口温度高による加 熱停止回路用)</p>		<p>・換気設備ミストファイ タ/高性能粒子ファイ タ差圧</p>	<p>使用済燃料輸送容器管理 建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋 前処理建屋 分選建屋 碎製建屋 クラン・アーム・ア クア・アーム・ア 合脱明建屋 クラン・アーム・ア 合酸化物貯蔵建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建 屋東棟 低レベル廃液処理建屋 チヤンネルボックス・パ ーナブルボイジン処理建 屋 ハル・エントドヒース貯蔵 建屋 分析建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 分選建屋</p>												

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																					
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																						
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(81/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 1203 1038 1472">施設 計測制御設備 (つづき)</th> <th data-bbox="970 1014 1038 1203">耐震クラス</th> <th data-bbox="970 825 1038 1014">S</th> <th data-bbox="970 636 1038 825">B</th> <th data-bbox="970 447 1038 636">C</th> <th data-bbox="970 258 1038 447">間接支持構造物 分離建屋</th> <th data-bbox="970 69 1038 258">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1038 1203 1712 1472"></td> <td data-bbox="1038 1014 1712 1203"></td> <td data-bbox="1038 825 1712 1014"> <ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口腐ガス温度(安全廃棄回路：高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路用)(長期予備) ○漏えい液希釈液供給槽水位 ○高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1038 636 1712 825"></td> <td data-bbox="1038 447 1712 636"> <ul style="list-style-type: none"> ・高レベル廃液濃縮缶加熱部気圧力 ・高レベル廃液濃縮缶圧力 ・アルカリ廃液受槽セル漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1038 258 1712 447"> <ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 </td> <td data-bbox="1038 69 1712 258"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1038 1203 1712 1472"></td> <td data-bbox="1038 1014 1712 1203"></td> <td data-bbox="1038 825 1712 1014"> <ul style="list-style-type: none"> ○高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1038 636 1712 825"></td> <td data-bbox="1038 447 1712 636"> <ul style="list-style-type: none"> ・高レベル濃縮廃液貯槽廃液温度 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット1液位 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット2液位 ・AT06 漏えい液受皿1漏えい液知ポケット液位 ・AT06 漏えい液受皿2漏えい液知ポケット液位 ・AT06 配管配線容器1漏えい液知ポケット液位 </td> <td data-bbox="1038 258 1712 447"></td> <td data-bbox="1038 69 1712 258"></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設			<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口腐ガス温度(安全廃棄回路：高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路用)(長期予備) ○漏えい液希釈液供給槽水位 ○高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・高レベル廃液濃縮缶加熱部気圧力 ・高レベル廃液濃縮缶圧力 ・アルカリ廃液受槽セル漏えい液受皿液位 	<ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 				<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・高レベル濃縮廃液貯槽廃液温度 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット1液位 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット2液位 ・AT06 漏えい液受皿1漏えい液知ポケット液位 ・AT06 漏えい液受皿2漏えい液知ポケット液位 ・AT06 配管配線容器1漏えい液知ポケット液位 				
施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物 分離建屋	波及的影響を 考慮すべき施設																		
		<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液濃縮缶凝縮器出口腐ガス温度(安全廃棄回路：高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路用)(長期予備) ○漏えい液希釈液供給槽水位 ○高レベル廃液供給槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・高レベル廃液濃縮缶加熱部気圧力 ・高レベル廃液濃縮缶圧力 ・アルカリ廃液受槽セル漏えい液受皿液位 	<ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 																			
		<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル濃縮廃液貯槽第1セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液貯槽第2セル漏えい液受皿液位 ○高レベル濃縮廃液一時貯槽セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・高レベル濃縮廃液貯槽廃液温度 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット1液位 ・放射性配管分岐セル漏えい液受皿2漏えい液知ポケット2液位 ・AT06 漏えい液受皿1漏えい液知ポケット液位 ・AT06 漏えい液受皿2漏えい液知ポケット液位 ・AT06 配管配線容器1漏えい液知ポケット液位 																				

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(118/269)

再処理施設		発電炉		備考
添付書類IV-1-1	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4		
施設 計測制御設備 (つづき)	耐震クラス	第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(82/190)		
	S	<p>○不溶解残渣液貯槽第1セル漏えい液受皿液位</p> <p>○不溶解残渣液貯槽第2セル漏えい液受皿液位</p> <p>○不溶解残渣液貯槽一時貯槽セル漏えい液受皿液位</p> <p>○高レベル残渣液共用貯槽セル漏えい液受皿液位</p>	B	
C	<p>・AT06 配管収納容器2漏えい検知ポット液位</p> <p>・分配器セル漏えい液受皿漏えい検知ポット液位</p> <p>・不溶解残渣液貯槽液位</p> <p>・不溶解残渣液一時貯槽セル漏えい液受皿2漏えい検知ポット液位</p> <p>・アルカリ濃縮液貯槽セル漏えい液受皿液位</p> <p>・高レベル残渣液共用貯槽液位</p> <p>・AT09 漏えい検知ポット液位</p> <p>・キャスク内部除染水受槽室漏えい液受皿液位</p> <p>・プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽漏えい検知</p> <p>・プール水浄化系ろ過装置逆洗水受槽弁室漏えい検知</p> <p>・北第3配管室漏えい検知</p> <p>・キャスク内部水ポンプ室漏えい検知</p> <p>・第1ろ過装置漏えい検知</p> <p>・第1ろ過装置弁室漏えい検知</p>	<p>高レベル残渣液ガラス固化建屋</p> <p>使用済燃料輸送容器管理建屋</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p>	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(83/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1203 1715 1476">耐震クラス 計画設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1014 1715 1203">S</th> <th data-bbox="973 825 1715 1014">B</th> <th data-bbox="973 636 1715 825">C</th> <th data-bbox="973 447 1715 636">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 258 1715 447">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 1203 1715 1476"> ○結合装置内圧力 ○結合装置圧力信号によ る流下ノズル加熱停止 回路 ○流下ノズル冷却用空気 槽圧力 ○流下ノズル冷却用空気 槽の圧力低による流下 ノズル加熱停止回路 ○ガラス溶融炉ガラス固 体化質量(安全基準回 路: 固化する移送車 上の質量基準によるガ ス流下停止回路) ○高レベル廃液混合槽液 位 </td> <td data-bbox="973 1014 1715 1203"></td> <td data-bbox="973 825 1715 1014"></td> <td data-bbox="973 636 1715 825"> <ul style="list-style-type: none"> ・漏道漏えい検知ポット 液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット3液位 ・廃液受槽セル漏えい液 位 ・TOT漏えい液受皿2液 位 ・放射性配管分岐室漏え い液受皿2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・第1低レベル第2廃液 受槽室漏えい液受皿液 位 ・第1低レベル廃液蒸発 缶室漏えい液受皿液位 ・低レベル廃液受槽漏え い液受皿液位 </td> <td data-bbox="973 447 1715 636"> 前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋 </td> <td data-bbox="973 258 1715 447"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス 計画設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設	○結合装置内圧力 ○結合装置圧力信号によ る流下ノズル加熱停止 回路 ○流下ノズル冷却用空気 槽圧力 ○流下ノズル冷却用空気 槽の圧力低による流下 ノズル加熱停止回路 ○ガラス溶融炉ガラス固 体化質量(安全基準回 路: 固化する移送車 上の質量基準によるガ ス流下停止回路) ○高レベル廃液混合槽液 位			<ul style="list-style-type: none"> ・漏道漏えい検知ポット 液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット3液位 ・廃液受槽セル漏えい液 位 ・TOT漏えい液受皿2液 位 ・放射性配管分岐室漏え い液受皿2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・第1低レベル第2廃液 受槽室漏えい液受皿液 位 ・第1低レベル廃液蒸発 缶室漏えい液受皿液位 ・低レベル廃液受槽漏え い液受皿液位 	前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋			
耐震クラス 計画設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設										
○結合装置内圧力 ○結合装置圧力信号によ る流下ノズル加熱停止 回路 ○流下ノズル冷却用空気 槽圧力 ○流下ノズル冷却用空気 槽の圧力低による流下 ノズル加熱停止回路 ○ガラス溶融炉ガラス固 体化質量(安全基準回 路: 固化する移送車 上の質量基準によるガ ス流下停止回路) ○高レベル廃液混合槽液 位			<ul style="list-style-type: none"> ・漏道漏えい検知ポット 液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット3液位 ・廃液受槽セル漏えい液 位 ・TOT漏えい液受皿2液 位 ・放射性配管分岐室漏え い液受皿2液位 ・アクティブレントチ漏 えい検知ポット2液位 ・第1低レベル第2廃液 受槽室漏えい液受皿液 位 ・第1低レベル廃液蒸発 缶室漏えい液受皿液位 ・低レベル廃液受槽漏え い液受皿液位 	前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋 低レベル廃液処理建屋 低レベル廃液処理建屋 高レベル廃液ガラス固 化建屋											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(120/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考												
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4													
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(84/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1213 1032 1486">耐震クラス</th> <th data-bbox="1032 1213 1092 1486">S</th> <th data-bbox="1092 1213 1151 1486">B</th> <th data-bbox="1151 1213 1210 1486">C</th> <th data-bbox="1210 1213 1270 1486">間接支持構造物</th> <th data-bbox="1270 1213 1329 1486">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 262 1032 1213">施設 計測制御設備 (つづき)</td> <td data-bbox="1032 262 1092 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位 ○固化セル漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1092 262 1151 1213"></td> <td data-bbox="1151 262 1210 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ・固化セル移送台車位置器 ・高レベル廃液混合槽液温度 ・供給液槽液温度 ・放射線配管分岐セル漏えい液受皿4 漏えい検知ボット液位 ・アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい液受皿液位 ・供給槽第1セル漏えい検知ボット液位 ・供給槽第2セル漏えい検知ボット液位 ・低レベル濃縮液受槽漏えい液受皿液位 ・低レベル濃縮液貯槽漏えい液受皿液位 ・洗浄液液受槽漏えい液受皿液位 ・北第2配管室漏えい液受皿液位 ・熱分解装置乾燥器下部ガス温度 ・熱分解装置の外部ヒーター加熱停止及び廃液供給停止回路 ・燃焼装置温度1 ・燃焼装置の内部温度 ・溶媒供給停止回路 ・廃有機溶媒液受槽漏えい液受皿液位 ・調整槽漏えい液受皿液位 ・熱分解装置漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1210 262 1270 1213"> <ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 </td> <td data-bbox="1270 262 1329 1213"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位 ○固化セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・固化セル移送台車位置器 ・高レベル廃液混合槽液温度 ・供給液槽液温度 ・放射線配管分岐セル漏えい液受皿4 漏えい検知ボット液位 ・アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい液受皿液位 ・供給槽第1セル漏えい検知ボット液位 ・供給槽第2セル漏えい検知ボット液位 ・低レベル濃縮液受槽漏えい液受皿液位 ・低レベル濃縮液貯槽漏えい液受皿液位 ・洗浄液液受槽漏えい液受皿液位 ・北第2配管室漏えい液受皿液位 ・熱分解装置乾燥器下部ガス温度 ・熱分解装置の外部ヒーター加熱停止及び廃液供給停止回路 ・燃焼装置温度1 ・燃焼装置の内部温度 ・溶媒供給停止回路 ・廃有機溶媒液受槽漏えい液受皿液位 ・調整槽漏えい液受皿液位 ・熱分解装置漏えい液受皿液位 	<ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○高レベル廃液混合槽第2セル漏えい液受皿液位 ○固化セル漏えい液受皿液位 		<ul style="list-style-type: none"> ・固化セル移送台車位置器 ・高レベル廃液混合槽液温度 ・供給液槽液温度 ・放射線配管分岐セル漏えい液受皿4 漏えい検知ボット液位 ・アルカリ濃縮廃液中和槽セル漏えい液受皿液位 ・供給槽第1セル漏えい検知ボット液位 ・供給槽第2セル漏えい検知ボット液位 ・低レベル濃縮液受槽漏えい液受皿液位 ・低レベル濃縮液貯槽漏えい液受皿液位 ・洗浄液液受槽漏えい液受皿液位 ・北第2配管室漏えい液受皿液位 ・熱分解装置乾燥器下部ガス温度 ・熱分解装置の外部ヒーター加熱停止及び廃液供給停止回路 ・燃焼装置温度1 ・燃焼装置の内部温度 ・溶媒供給停止回路 ・廃有機溶媒液受槽漏えい液受皿液位 ・調整槽漏えい液受皿液位 ・熱分解装置漏えい液受皿液位 	<ul style="list-style-type: none"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(121/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考												
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(85/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 1222 1032 1495">耐震クラス</th> <th data-bbox="970 1031 1032 1222">S</th> <th data-bbox="970 837 1032 1031">B</th> <th data-bbox="970 644 1032 837">C</th> <th data-bbox="970 451 1032 644">間接支持構造物</th> <th data-bbox="970 262 1032 451">波及的影響を考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1222 1721 1495"> 施設 計測制御設備 (つづき) </td> <td data-bbox="1032 1031 1721 1222"> <ul style="list-style-type: none"> ○安全冷却水系膨張槽水位 ○安全冷却水系膨張槽液位 ○安全冷却水系分機弁閉止回路及び安全冷却水系冷却水循環ポンプ停止回路 ○水蒸気用空気貯槽圧力 ○計測制御用空気貯槽圧力 </td> <td data-bbox="1032 837 1721 1031"></td> <td data-bbox="1032 644 1721 837"> <ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化塔室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第1室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第2室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1032 451 1721 644"> ハル・エントドピニス貯蔵建屋 チヤンネルボックス・パナナブルボイラー処理建屋 屋外 前処理建屋 前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸液貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 前処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 </td> <td data-bbox="1032 262 1721 451"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設	施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○安全冷却水系膨張槽水位 ○安全冷却水系膨張槽液位 ○安全冷却水系分機弁閉止回路及び安全冷却水系冷却水循環ポンプ停止回路 ○水蒸気用空気貯槽圧力 ○計測制御用空気貯槽圧力 		<ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化塔室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第1室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第2室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽漏えい液受皿液位 	ハル・エントドピニス貯蔵建屋 チヤンネルボックス・パナナブルボイラー処理建屋 屋外 前処理建屋 前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸液貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 前処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋			
耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき施設										
施設 計測制御設備 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○安全冷却水系膨張槽水位 ○安全冷却水系膨張槽液位 ○安全冷却水系分機弁閉止回路及び安全冷却水系冷却水循環ポンプ停止回路 ○水蒸気用空気貯槽圧力 ○計測制御用空気貯槽圧力 		<ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化塔室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第1室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽第2室漏えい液受皿液位 ・廃樹脂貯槽漏えい液受皿液位 	ハル・エントドピニス貯蔵建屋 チヤンネルボックス・パナナブルボイラー処理建屋 屋外 前処理建屋 前処理建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸液貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 前処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(122/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設	発電炉	備考																																																																													
	添付書類IV-1-1-3	添付書類V-2-1-4																																																																														
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(86/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1199 1041 1472">施設 計画制設備 (つづき)</th> <th data-bbox="973 1199 1041 1346">耐震クラス</th> <th data-bbox="973 1010 1041 1199">S</th> <th data-bbox="973 821 1041 1010">B</th> <th data-bbox="973 632 1041 821">C</th> <th data-bbox="973 443 1041 632">間接支持構造物</th> <th data-bbox="973 254 1041 443">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障 </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"></td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 前処理建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 分離建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 精製建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 冷水1放射線レベル 冷水2放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 高レベル廃液ガラス固化建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系放射線レベル(不溶解残渣系) 高レベル廃液共用貯槽冷却水放射線レベル 安全冷却水系放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"></td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 一般蒸気凝縮水放射線レベル 温水放射線レベル 温水放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 1199 1724 1472"></td> <td data-bbox="1041 1199 1724 1346"></td> <td data-bbox="1041 1010 1724 1199"></td> <td data-bbox="1041 821 1724 1010"></td> <td data-bbox="1041 632 1724 821"> <ul style="list-style-type: none"> 温水放射線レベル </td> <td data-bbox="1041 443 1724 632"> 精製建屋 </td> <td data-bbox="1041 254 1724 443"></td> </tr> </tbody> </table>	施設 計画制設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設					<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障 	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋						<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 							<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル 	前処理建屋						<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル 	分離建屋						<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 	精製建屋						<ul style="list-style-type: none"> 冷水1放射線レベル 冷水2放射線レベル 	ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋						<ul style="list-style-type: none"> 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル 	高レベル廃液ガラス固化建屋						<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系放射線レベル(不溶解残渣系) 高レベル廃液共用貯槽冷却水放射線レベル 安全冷却水系放射線レベル 							<ul style="list-style-type: none"> 一般蒸気凝縮水放射線レベル 温水放射線レベル 温水放射線レベル 	前処理建屋 分離建屋 精製建屋						<ul style="list-style-type: none"> 温水放射線レベル 	精製建屋			
施設 計画制設備 (つづき)	耐震クラス	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設																																																																										
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障 	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用電源建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 																																																																												
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル 	前処理建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 安全冷却水2放射線レベル 	分離建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水放射線レベル 	精製建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 冷水1放射線レベル 冷水2放射線レベル 	ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 第1高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル 第2高レベル濃縮廃液貯槽冷却水放射線レベル 	高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 安全冷却水系放射線レベル(不溶解残渣系) 高レベル廃液共用貯槽冷却水放射線レベル 安全冷却水系放射線レベル 																																																																												
				<ul style="list-style-type: none"> 一般蒸気凝縮水放射線レベル 温水放射線レベル 温水放射線レベル 	前処理建屋 分離建屋 精製建屋																																																																											
				<ul style="list-style-type: none"> 温水放射線レベル 	精製建屋																																																																											

【IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針】(123/269)

添付書類IV-1-1	再処理施設 添付書類IV-1-1-3	発電炉 添付書類V-2-1-4	備考												
	<p>第2.4-2表 安全機能を有する施設の申請設備の耐震重要度分類表(87/190)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 1197 1032 1465">耐震クラス 施設 許用耐震設備 (つづき)</th> <th data-bbox="970 1008 1032 1197">S</th> <th data-bbox="970 819 1032 1008">B</th> <th data-bbox="970 630 1032 819">C</th> <th data-bbox="970 441 1032 630">間接支持構造物</th> <th data-bbox="970 262 1032 441">波及的影響を 考慮すべき施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1197 1715 1465"></td> <td data-bbox="1032 1008 1715 1197"></td> <td data-bbox="1032 819 1715 1008"></td> <td data-bbox="1032 630 1715 819"> <ul style="list-style-type: none"> サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第4セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第5セル漏えい液検知ボット液位 ウラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 アルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 リットニウム系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 サンプリング配管第1セル漏えい液受皿1液位 サンプリング配管第2セル漏えい液受皿2液位 サンプリング配管第3セル漏えい液受皿3液位 放射能配管第2セル漏えい液受皿液位 サンプリング装置漏えい検知ボット液位 放射能配管第1セル漏えい液受皿1液位 セル漏えい検知ボット1液位(溝道) セル漏えい検知ボット2液位(溝道) セル漏えい検知ボット3液位(溝道) 回収操作ボックス漏えい液受皿液位 </td> <td data-bbox="1032 441 1715 630"> 分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋 </td> <td data-bbox="1032 262 1715 441"></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス 施設 許用耐震設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設				<ul style="list-style-type: none"> サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第4セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第5セル漏えい液検知ボット液位 ウラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 アルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 リットニウム系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 サンプリング配管第1セル漏えい液受皿1液位 サンプリング配管第2セル漏えい液受皿2液位 サンプリング配管第3セル漏えい液受皿3液位 放射能配管第2セル漏えい液受皿液位 サンプリング装置漏えい検知ボット液位 放射能配管第1セル漏えい液受皿1液位 セル漏えい検知ボット1液位(溝道) セル漏えい検知ボット2液位(溝道) セル漏えい検知ボット3液位(溝道) 回収操作ボックス漏えい液受皿液位 	分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋			
耐震クラス 施設 許用耐震設備 (つづき)	S	B	C	間接支持構造物	波及的影響を 考慮すべき施設										
			<ul style="list-style-type: none"> サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第4セル漏えい液検知ボット液位 サンプリングベンチ第5セル漏えい液検知ボット液位 ウラン系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 アルトニウム系サンプリングベンチ第3セル漏えい液検知ボット液位 リットニウム系サンプリングベンチ第1セル漏えい液検知ボット液位 サンプリング配管第1セル漏えい液受皿1液位 サンプリング配管第2セル漏えい液受皿2液位 サンプリング配管第3セル漏えい液受皿3液位 放射能配管第2セル漏えい液受皿液位 サンプリング装置漏えい検知ボット液位 放射能配管第1セル漏えい液受皿1液位 セル漏えい検知ボット1液位(溝道) セル漏えい検知ボット2液位(溝道) セル漏えい検知ボット3液位(溝道) 回収操作ボックス漏えい液受皿液位 	分離建屋 精製建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 分析建屋											